

第359回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月22日	水	本会議	開会 新議員の紹介 議席の指定 会期の決定（23日間） 議案の上程44件（予算2、条例4、その他10、報告28） 提出者の説明 濱田知事
23日	木	休 会	（祝日）
24日	金	休 会	議案精査
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	議案精査
28日	火	休 会	議案精査
29日	水	本会議	質疑並びに一般質問 西内(健)議員 石井議員 中根議員
30日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 横山議員 田所議員
10月1日	金	本会議	質疑並びに一般質問 土森議員 下村議員
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	休 会	議案精査
5日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土居議員 坂本議員 米田議員 黒岩議員 大石議員 桑鶴議員 浜田議員 橋本議員
6日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 岡田議員 田中議員 上田(貢)議員 上治議員 野町議員 依光議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
7日	木	休 会	委員会審査

8日	金	休 会	委員会審査
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	休 会	委員会審査
12日	火	休 会	委員会審査
13日	水	休 会	
14日	木	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程（第17号） 提出者の説明 濱田知事 採決 議案の上程（議発第2号—議発第7号） 採決 議案の上程（議発第8号） 討論 塚地議員 採決 継続審査の件 閉会

第359回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
仮議席の指定	6
新議員の紹介	6
会議録署名議員の指名	7
議席の指定	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7

第2日（9月29日）

出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員出席者	20
議事日程	20
質疑並びに一般質問	
西内(健)議員	21
1 政治姿勢（菅政権の1年の取組への所見、新政権に対する思い）について	21
2 新型コロナウイルス感染症への対応（リスクコントロールを含めたグローバル化に対する取組、輸出に関する課題と今後の取組、関西戦略の進捗状況、情報提供の際に留意した点、第5波における病床や宿泊療養施設の確保、第6波に備えた対応、臨時医療施設の検討状況、ワクチン接種の状況と課題、	

接種の推進に向けた取組、まん延防止等重点措置の適用と評価、新学期開始に当たっての県立学校の感染防止対策、県内事業者の現状把握と今後の支援策、高知家あんしん会食推進の店認証制度の現状と課題、観光需要喚起に向けた取組、とさでん交通の維持に向けた取組) について……………	22
3 働き方改革（デジタル化による県経済の活性化、ワーケーションの取組、県内事業者の取組の現状と課題及び今後の県の取組、医師への取組、周産期医療提供体制の構築、建設業における週休2日制工事を含めた取組、工事関係書類の簡素化）について……………	25
4 災害対策（災害対策基本法等の改正を受けての対応、土砂の埋立て等への対応、大規模盛土造成地に関わる安全性の確保、二級水系における流域治水の検討状況と今後の対応）について……………	28
5 南海トラフ地震対策（コロナ下での啓発活動、避難場所の整備状況と避難後の滞在期間への取組）について……………	29
6 医療的ケア児支援（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく支援体制、今後の医療的ケア児支援センターの体制、小中学校などにおける円滑な受入れへの市町村対応の促進、在宅医師や看護師等の人材育成・確保、療育福祉センターの機能充実）について……………	29
濱田知事……………	31
沖本産業振興推進部長……………	33
家保健康政策部長……………	35
浦田危機管理部長……………	38
伊藤教育長……………	40
松岡商工労働部長……………	41
山脇観光振興部長……………	43
尾下中山間振興・交通部長……………	44
森田土木部長……………	44
山地子ども・福祉政策部長……………	46
西内(健)議員……………	47
石井議員……………	48
1 政治姿勢（県政150年の思いと次の時代への意気込み）について……………	48
2 新型コロナウイルス感染症対策（総括と今後の具体的対策及び方針、補正予算の専決処分、入院即応病床の増床と宿泊療養施設の増設の課題、自宅療養者からの家庭内感染防止の取組、市町村との連携、ワクチン接種率向上への取組、ワクチンの廃棄防止対策、ブースター接種に向けた取組、未接種者の感染防止に向けた支援策、高知家あんしん会食推進の店認証制度、抗体カクテル療法の診療体制整備）について……………	48
3 四万十市の新食肉センター（養豚農家の規模拡大状況と増頭の進捗具合及び	

予定、豚の安定的な集荷への支援策) について……………	53
4 デジタル化 (電子契約の実証実験に至った経緯、導入見込み) について……………	54
5 教育課題 (公立学校におけるエドテックの導入状況、家庭のデジタル環境に よる教育格差への取組) について……………	55
濱田知事……………	56
家保健康政策部長……………	58
杉村農業振興部長……………	61
徳重総務部長……………	62
伊藤教育長……………	63
石井議員……………	64
伊藤教育長……………	66
家保健康政策部長……………	67
石井議員……………	67
中根議員……………	67
1 新型コロナウイルス感染症対策 (素早く幅広い検査、安心して休める保障、 在宅療養者・濃厚接触者のサポート体制、抗体カクテル療法専用病床の確保、 医療現場の切実な声の受け止め、平時からの機能強化と緊急対応に備えた万 全の医療体制) について……………	68
2 気候危機 (持続可能な成長への可能性、電気代・化石燃料費の流出額の想定 と見える化、産業部門の省エネ化への支援、住宅の断熱化・省エネ化への支 援、屋根上の太陽光発電設置への支援、若者が政策立案過程へ参加できる環 境づくり、日本版気候若者会議などの政策提言を参考にした政策づくり) に ついて……………	70
3 高知工科大学新学群設置 (科学技術指標2021や科学技術白書の受け止め、白 紙撤回宣言、大学法人のガバナンス下での検討) について……………	72
4 伊方原発再稼働 (保安規定違反問題についての四国電力からの報告と謝罪、 事実経過の究明と報告の要求、認識) について……………	73
5 性と生殖に関する健康と権利 (ジェンダー平等の視点による生理を取り巻く 課題の解決、生理用品配布の予算化の国への働きかけ、トイレへの生理用品 の配置、地域女性活躍推進交付金による事業の進捗) について……………	74
6 妊産婦医療 (妊産婦医療費助成制度の創設、出産できる病院のない地域解消 の経過と見通し) について……………	76
濱田知事……………	77
中村林業振興・環境部長……………	83
森田土木部長……………	84
伊藤教育長……………	84
山地子ども・福祉政策部長……………	85

家保健康政策部長	86
中根議員	86
濱田知事	86
家保健康政策部長	87
中根議員	87

第3日（9月30日）

出席議員	89
欠席議員	89
説明のため出席した者	89
事務局職員出席者	90
議事日程	90
諸般の報告	91
質疑並びに一般質問	
西森議員	91
1 政治姿勢（菅政権への評価、新政権への期待）について	91
2 新型コロナウイルス感染症対策（市町村のワクチン接種の進捗状況に差が出た要因とサポート状況、感染者とワクチン接種の関係性、ワクチン接種を希望しない理由の把握と接種促進への取組、宿泊療養施設や自宅での抗体カクテル療法の実施、市町村への感染者の個人情報提供、国産ワクチンの早期開発加速化の要望、後遺症の実態と退院後のフォロー体制、専門外来設置の必要性、相談窓口の設置、医療機関や宿泊療養施設の消毒・清掃業務の現状と課題及び今後の対応、感染者の郵便等投票の手続と周知）について	92
3 脱炭素社会（実現に向けた決意、具体的なビジョン、洋上風力発電の地理的可能性、導入、脱炭素社会推進アクションプランへの水素活用の位置づけ）について	97
4 ウッドショック（現状と県内事業者への影響、木材の安定供給と木造住宅建築への支援）について	100
5 盛土対策（危険な盛土の規制に特化した条例の必要性）について	101
濱田知事	101
家保健康政策部長	105
土居選挙管理委員長	108
中村林業振興・環境部長	109
西森議員	110
横山議員	110

1	政治姿勢（ワクチン・検査パッケージの活用を見据えた需要喚起策、ポストコロナの県勢浮揚を図る方法、最低賃金引上げの所見と県内事業者への支援）について……………	110
2	わいせつ教員の根絶（教育職員等による児童生徒暴力等の防止等に関する法律への所見、本県教育現場におけるわいせつ事案の発生件数と懲戒処分を受けた教員の再雇用状況、新たな動きを踏まえた取組、市町村教育委員会への新法の趣旨と内容の周知徹底、被害者が通報しやすい工夫と相談体制の整備）について……………	112
3	再犯防止に向けた入り口支援（入り口支援に対する国の新たな事業への取組、高齢・障害被疑者等支援業務を行うに当たっての司法関係機関と地域生活定着支援センターとの連携強化、触法障害者の農福連携）について……………	114
4	通学路の安全対策（今後の取組、ゾーン30の効果的な対策）について……………	116
5	茶業の振興（所見、土佐茶振興計画の策定状況と実行性を持たせるための取組、輸出拡大に向けた取組）について……………	116
6	土砂災害の防止（公共事業における建設残土の適切な処分と盛土規制の両立、砂防関係施設の安全性の向上と長寿命化への取組）について……………	118
	濱田知事……………	119
	伊藤教育長……………	123
	山地子ども・福祉政策部長……………	125
	熊坂警察本部長……………	126
	杉村農業振興部長……………	127
	森田土木部長……………	128
	横山議員……………	128
	田所議員……………	129
1	ヤングケアラーへの支援（垣根を越えた支援体制の構築、実態調査の検討も含めた現状把握の手法、認知度の向上、学校以外での早期発見の取組、学習支援体制の整備、独り親家庭への支援や育児支援）について……………	129
2	女性の就職氷河期支援（就職氷河期世代に対する企業の見解やニーズの把握と施策への反映、実態調査で判明した課題とニーズ、地域就職氷河期世代支援加速化交付金による就労支援、教育におけるジェンダー観形成への影響と今後の取組）について……………	130
3	新型コロナウイルス感染症対策（経済活動と感染抑止の並行実施における国への要請、まん延防止等重点措置適用時の要請への協力状況調査、事業主への命令と公表に対する基本方針、両親が感染した場合の子供や保護者への支援）について……………	131
4	新型コロナウイルス感染症の後遺症（10代以下の若年層や働き世代の現状、周知や理解の促進、切れ目のない支援体制の整備）について……………	132

5	認知症に対する医療・地域包括ケアシステムの整備（新型コロナウイルス感染症が認知症の人に与える影響、認知症疾患医療センターを中心とした体制整備、成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村の中核機関の整備と計画策定、市町村への支援、セルフネグレクト状態にある高齢者の早期発見の取組と支援体制の構築）について……………	133
6	事業承継への支援（県内企業の現状と取組、デジタル化促進による建設業界の働き方改革と人材確保、新たな事業展開への支援）について……………	135
7	サプライチェーンの強靱化（BCP策定の取組、商工業分野におけるBCMの取組、感染症BCP策定の取組、デジタル化促進による強化とレジリエンスの向上、木材での取組と県産材の安定供給）について……………	135
	濱田知事……………	136
	山地子ども・福祉政策部長……………	137
	伊藤教育長……………	140
	松岡商工労働部長……………	142
	浦田危機管理部長……………	144
	家保健康政策部長……………	145
	森田土木部長……………	146
	中村林業振興・環境部長……………	147
	田所議員……………	147
	濱田知事……………	149
	田所議員……………	149

第4日（10月1日）

出席議員……………	151
欠席議員……………	151
説明のため出席した者……………	151
事務局職員出席者……………	152
議事日程……………	152
諸般の報告……………	153
質疑並びに一般質問	
土森議員……………	153
1 新型コロナウイルス感染症対策（国が示した出口戦略への所見、連携した事業者支援策）について……………	153
2 農林業の振興（サプライチェーン全体で県産材の新たな需要を生み出す取組、中小製材所の強みを生かした中山間地域の振興、県産材の使用と戦略、自伐	

型林業、I o Pプロジェクトの現状、有機農業の推進) について……………	155
3 子育て支援 (グリーンケアや不育症の対策強化、男性の育児休業の取得促進、 就学前の非認知能力の獲得、子供たちが成果を発表できるような機会) につ いて……………	157
4 ひきこもり対策 (生活立て直しの場の必要性、デジタルを生かした活躍の場 への支援) について……………	159
5 伝統文化の継承 (伝承されてきた民具などを保管・観賞できる施設の必要性、 道徳教育や郷土の歴史を子供たちに教えていくこと) について……………	161
濱田知事……………	162
松岡商工労働部長……………	163
中村林業振興・環境部長……………	164
杉村農業振興部長……………	165
山地子ども・福祉政策部長……………	166
伊藤教育長……………	167
岡村文化生活スポーツ部長……………	169
土森議員……………	169
下村議員……………	170
1 カーボンニュートラル (県民の機運の醸成、脱炭素先行地域に取り組む市町 村に対する所見、ブルーカーボンへの取組、具体的な目標管理の必要性) に ついて……………	170
2 新型コロナウイルス対策 (複数市町村の連携によるワクチン接種) について……………	173
3 県内市町村のデジタル化の推進 (ブロードバンドは人権であるという考え方 への感想、インターネット環境整備への課題解決、市町村単位のサポート、 人材確保) について……………	174
4 特殊詐欺対策 (インターネット環境を悪用した事案への対応、犯罪を未然に 防ぐ観点での情報モラル教育) について……………	176
5 ウイズコロナ時の観光振興施策 (インバウンド誘致の取組、ワクチン接種が 進む中での観光の在り方、自然・体験型観光に向けた取組の深化、グランピ ングやキャンプへの積極的な支援、フリーWi-Fiの整備、高知龍馬空港 の国際線ターミナルビルの整備) について……………	178
6 ウイズコロナ時の教育施策 (ワクチン接種の有無によるいじめや誹謗中傷を 発生させないための取組、学校行事における感染防止対策、受験生や家族へ の心理的・物理的ケアと県立高校入試時の対応) について……………	180
濱田知事……………	180
中村林業振興・環境部長……………	183
家保健康政策部長……………	183
徳重総務部長……………	183

熊坂警察本部長	184
伊藤教育長	185
山脇観光振興部長	187
井上副知事	188
下村議員	189

第5日（10月5日）

出席議員	191
欠席議員	191
説明のため出席した者	191
事務局職員出席者	192
議事日程	192

質疑並びに一般質問（一問一答）

土居議員一（森田土木部長、家保健康政策部長、伊藤教育長）	193
------------------------------	-----

- 建設業の活性化（土木工事の利益率、完成工事高1億円未満の建設業者の営業利益率の実態を踏まえた対応、新・担い手3法の改正への対応、工事に係る委託業務の最低制限価格の設定率を引き上げる方法、総合評価方式やプロポーザル方式への移行、技術力の向上や実績が蓄積できるように工夫した発注、受注業者の収益性を高めるための取組、適正な利潤確保の視点を取り入れた建設業活性化の議論）について……………193
- 新型コロナウイルス感染症対策（10歳未満の子供の感染状況の分析、分析結果を踏まえた対処、小児特有の課題への対応、子供が感染した場合の学校現場でのメンタルケア、高知家あんしん会食推進の店認証制度に参加するメリット、スピード感を持って進める認証）について……………200

坂本議員一（濱田知事、家保健康政策部長、岡村文化体育スポーツ部長、森田土木部長）	202
--	-----

- 新型コロナウイルス感染者の自宅療養ゼロに向けた取組（臨時医療施設設置に向けた看護師確保、自宅療養ゼロ宣言）について……………202
- 医療機関における面会機会の確保（フリーWi-Fiに接続できる病室が確保できていない背景、確保への支援、オンライン面会への支援策）について……………205
- 高知県立大学図書焼却問題（検証報告書策定過程への認識、除籍図書の譲渡結果、指摘に対する考え、根拠規程に関する発言、文書訓諭の妥当性）について……………206
- 賃貸住宅における家具固定の加速化（県営住宅における固定跡の原状回復義務の免除、市町村営住宅の状況、賃貸住宅関係団体の対応、支援）について……………211

米田議員一（伊藤教育長、濱田知事）	212
1 高等学校の部活動でのクラスター（顧問らの問題や責任、同時期における県外遠征の調査結果、県教育委員会の責任、県民に広がる誤解や誹謗中傷への認識、誹謗中傷は許されないとメッセージ、学びの保障を含めた支援、高等学校課による聞き取り記録の存在、記録・発言の受け止め、県教育委員会としての謝罪、パワーハラスメントへの該当）について	212
2 臨時教職員のボーナス支給ミス（教職員・福利課の対応、県教育委員会としての公表・謝罪・説明）について	219
3 子供等への新型コロナウイルス感染症対策の強化充実（第6波に備えた検査キットの家庭配布、保育所・幼稚園等職員の自主的検査の促進）について	221
黒岩議員一（家保健康政策部長、伊藤教育長、濱田知事）	222
1 がん対策（新型コロナウイルスによる受診・検診控えの影響、本県の取組、検診の意義や重要性の周知、受診者の利便性の向上、がん治療と仕事の両立支援、がん征圧月間における取組、学校におけるがん教育推進）について	222
2 子宮頸がんワクチン（積極的勧奨の差し控え後の状況、国の通知後の市町村や関係機関への対応、個別通知を実施していない市町村への対応、大阪大学の研究、積極的勧奨が再開された場合の対応、定期接種期間を過ぎた対象者数、国に対する救済策の要望、男性に対する接種の必要性）について	225
大石議員一（濱田知事、浦田危機管理部長、松岡商工労働部長、松村水産振興部長、岡村文化スポーツ部長、家保健康政策部長）	229
1 新型コロナウイルス対策（まん延防止等重点措置の解除を判断した背景、今後の考え方、会食制限の4人以下2時間以内の定義、雇用調整助成金の活用状況、在籍型出向制度の現状、今後の取組）について	229
2 高知県の漁業（県漁協の経営状況が与える影響、県1漁協のスケールメリットによる収支改善への効果、自立意識の希薄化や地元自治体との連携などの課題克服、他の18漁協との経営状況の違い、経営の総括、県1漁協構想の今後の進め方）について	233
3 スポーツ振興（高知県スポーツコミッションの設立の受け止め、障害者スポーツの振興）について	236
4 大学との連携（オープンイノベーション拠点MEDiとの連携、危機管理時における健康に関する専門的知識を学ぶ学生との連携）について	238
桑鶴議員一（濱田知事、松岡商工労働部長、家保健康政策部長、尾下中山間振興・交通部長、山地子ども・福祉政策部長、森田土木部長）	239
1 産業振興（地域アクションプランの推進、商工業者の人材確保強化、高知家あんしん会食推進の店認証制度の推進）について	239
2 中山間地域の振興（買物弱者支援対策、ICTを活用した高齢者の見守り支援の取組、鳥獣被害対策の課題、柳瀬川の河川整備）について	241

浜田議員一（濱田知事、家保健康政策部長、伊藤教育長、中村林業振興・環境部長、 尾下中山間振興・交通部長）	243
1 健康政策（新型コロナウイルスワクチン接種の重要性、子宮頸がんワクチン 接種の副反応有症状者のその後、積極的勧奨の中止以降の接種者数、副反応 の疑い報告件数、子宮頸がん罹患者数、年齢構成、亡くなった人数、厚生労 働省の事務連絡とワクチン接種者数の傾向、市町村に対する個別通知実施の 促進、子宮頸がん定期検診の受診率、普及啓発の取組状況、医療関係者と連 携した正しい性教育、ウイズウイルスの中で県民の命と健康を守る覚悟）に ついて	243
2 中山間振興政策（林業の現状と土砂災害の相関関係、中山間地域の担い手確 保、小規模林業者向けの作業道整備に対する補助、林業の多様な担い手の育 成）について	252
橋本議員一（家保健康政策部長、濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、尾下中山間 振興・交通部長、松村水産振興部長）	257
1 新型コロナウイルス感染症（第5波の中での保健所機能、幽霊病床の実態、 病床利用率の低さ、ブレークスルー感染者の現状、ワクチン未接種者への不 当・不利益な扱い、接種しやすい環境の整備、ワクチン・検査パッケージに よる社会的差別・分断、労働環境の現状、高知県新型コロナウイルス感染症 に関する条例の規定を実効あるものにするための取組）について	257
2 中山間振興（思い、地域住民が安心して暮らせる行政サービスの提供、特定 地域づくり事業協同組合制度の進捗状況、集落实態調査中間取りまとめの次 年度予算への反映）について	262
3 水産振興（厳しい状況の漁業者への支援策、メジカの生食であたる原因の究 明）について	265

第6日（10月6日）

出席議員	267
欠席議員	267
説明のため出席した者	267
事務局職員出席者	268
議事日程	268
質疑並びに一般質問（一問一答）	
岡田議員一（杉村農業振興部長、濱田知事、中村林業振興・環境部長、森田土木部長、 松岡商工労働部長）	269
1 米価暴落などの農業問題（米の概算金の下落が農家に与える経済的影響、政	

	府による余剰米の買取り、価格保障や所得保障による支援、収入保険制度の改善、水稻の自家採種無償の継続、米の安定生産に向けた政府の需給調整、食糧自給率低下の現状、向上への取組、自国の農業を保護する意義、国内生産の増による食の安全の確保) について……………	269
2	地球温暖化防止(環境負荷の見える化、温室効果ガス排出量削減に向けた再検討、気候危機に対応した林業対策、木材の可能性、乱開発をなくすための規制強化の必要性) について……………	275
3	南国市の中心市街地活性化(都市再整備におけるまちづくり、後免東町電停付近の交差点改良工事、商店街等との取組) について……………	278
田中議員一	(濱田知事、杉村農業振興部長、沖本産業振興推進部長、山脇観光振興部長、家保健康政策部長、伊藤教育長、山地子ども・福祉政策部長、森田土木部長、尾下中山間振興・交通部長) ……………	279
1	食と農(知事の米食の好み、頻度、品質低下した米に対する支援、水稻に対する支援、県産米の消費拡大に向けた取組、食を全面に出した観光キャンペーン、地域食材と米を活用したPR、包括協定の締結企業に対する働きかけ、今後の取組、米飯や和食の栄養面での普及啓発、食育としての学校給食の在り方、朝御飯を重視した取組、生活扶助の一部現物支給、耕地面積の減少、治水上の影響、集落活動センターを巻き込んだ農地を守る取組、中山間地域における稲作継続の仕組みづくり、農地の維持、米の重要性への認識) について……………	279
上田(貢)議員一	(濱田知事、家保健康政策部長、沖本産業振興推進部長、山地子ども・福祉政策部長、岡村文化生活スポーツ部長、中村林業振興・環境部長、森田土木部長) ……………	289
1	新型コロナウイルス感染症対策(高知家あんしん会食推進の店認証制度の新しい制度設計、飲食店における客の感染防止対策、新たな産業の構築、生活困窮者への救済措置の提言) について……………	289
2	四国遍路(支援、文化財保護法に基づく指定状況、四国遍路世界遺産登録推進協議会の取組への評価、新たな視点からの挑戦、複数年に集中して予算を投下する取組) について……………	292
3	ウッドショック(木材安全保障の確立、県産材供給体制の底上げ、外国人技能実習制度の職種追加、外国の林業大学などとの姉妹校協定の締結、オンラインで結ぶ寄附講座、空き家対策の強化、丸太の輸出への補助) について……………	296
4	EV車両の普及(助成金による導入推進策、公用車のEV化、充電インフラへの支援) について……………	301
上治議員一	(濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、山地子ども・福祉政策部長、伊藤教育長、中村林業振興・環境部長) ……………	303
1	中山間地域の活性化(集落活動センターへの期待、開所に向けた取組、旧小	

学校区でない単位での開所、市町村負担の軽減、高知市内の集客施設でのセンターを応援する取組、3年後のイメージに到達したセンターの数、到達していないセンターへの支援、集落实態調査の状況、調査結果を踏まえた令和4年度当初予算) について……………	304
2 少子化対策（決意、出会い・結婚支援の施策の認知状況、希望する独身者への周知、青年団活動のような取組推進に向けた市町村への助言・支援、学校での学習) について……………	308
3 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組（高知県脱炭素社会推進協議会への設計・建築・建設関係者の加入、土木資材への木材使用促進に向けたアクションプランへの明記、木質バイオマス燃料の安定供給のための原木増産) について……………	311
野町議員一（濱田知事、沖本産業振興推進部長、山脇観光振興部長、松岡商工労働部長、徳重総務部長、杉村農業振興部長) ……………	314
1 コロナ禍における経済影響対策（国への積極的な政策提言、経済的影響を受けている業種の広がり、観光関連産業への経済的ダメージ、第6波に備えた事業者への支援策の強化、固定資産税減免における市町村財政への補填の要望、中長期的視点での観光戦略見直しに対する課題、広域観光組織が行う観光戦略づくり) について……………	314
2 データ駆動型農業の推進（I o Pクラウドのプロトタイプの活用状況、明らかとなった課題、本格運用に向けた取組、指導体制の構築、コロナ禍における学び教えあう場の在り方、環境制御技術高度化事業の継続とネットワーク化に対応する支援策) について……………	319
3 J A高知県の集出荷場の再編構想（進捗状況、国の補助事業の活用状況、早期実現のための予算確保) について……………	321
依光議員一（松岡商工労働部長、濱田知事、中村林業振興・環境部長、井上副知事) ……………	323
1 グリーン化の取組強化（新技術・新製品の開発促進、金融機関と連携した補助制度の創設、企業誘致、木造軸組工法の推進、脱炭素社会推進アクションプランへの位置づけ) について……………	324
2 政策立案の活性化（部局長特別裁量枠予算の計上、提言検討委員会の設置、新たな戦略を描ける人材の育成) について……………	332
決算特別委員会の設置……………	338
議案の付託……………	339
議員派遣に関する件、採決（議発第1号) ……………	339

出席議員	341
欠席議員	341
説明のため出席した者	341
事務局職員出席者	342
議事日程	342
諸般の報告	343
委員長報告	
西森危機管理文化厚生委員長	343
野町商工農林水産委員長	345
金岡産業振興土木委員長	347
下村総務委員長	350
採決	351
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第17号）	352
濱田知事	352
議案の上程、採決（議発第2号—議発第7号 意見書議案）	353
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	353
塚地議員	353
継続審査の件	355
閉会の挨拶	
森田議長	356
濱田知事	356

巻末掲載文書

委員会報告書	359
意見書に関する結果について	361
議席指定（案）	364
議案の提出について	365
議案付託表	367
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	371
議案の追加提出について	373
意見書議案の提出について	
議発第2号 災害対策充実強化についての意見書議案	374
議発第3号 国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める 意見書議案	377

議発第4号	出産育児一時金の増額を求める意見書議案	380
議発第5号	私学助成の充実強化等に関する意見書議案	382
議発第6号	米価下落対策を強く求める意見書議案	384
議発第7号	建設残土の適正処理を進め盛土を規制するため実効ある法整備を求める 意見書議案	386
議発第8号	コロナ危機から脱却する経済対策を求める意見書議案	389
継続審査調査の申出書		392
委員会審査結果一覧表		394
議決一覧表		395

招 集 告 示

高知県告示第815号

高知県議会定例会を、令和3年9月22日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和3年9月15日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	23番	西 森 雅 和 君
24番	黒 岩 正 好 君	25番	大 石 宗 君
26番	武 石 利 彦 君	27番	田 所 裕 介 君
28番	石 井 孝 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	桑 鶴 太 朗 君

第359回高知県議会定例会会議録

令和3年9月22日（水曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君
 38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
 公安委員長 西 山 彰 一 君
 警察本部長 熊 坂 隆 君

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 中村 知佐 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 行宗 昭一 君
事務局 次長 山本 和弘 君
議事課 課長 吉岡 正勝 君
政策調査課長 川村 和敏 君
議事課長補佐 杉本 健治 君
主 幹 春井 真美 君



議事日程(第1号)

令和3年9月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議席指定の件
- 第3 会期決定の件
- 第4
 - 第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
 - 第4号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 権利の放棄に関する議案
 - 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案

- 第9号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第10号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金(仮称)久万秋2号橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第12号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第13号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第16号 令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業

<p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和2年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和2年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算</p>	<p>の専決処分報告</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>午前10時開会 開議</p> <p>○議長（森田英二君） ただいまから令和3年9月高知県議会定例会を開会いたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（森田英二君） 御報告いたします。</p> <p>去る8月2日、議員大野辰哉君から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日辞職を許可いたしましたので御報告いたします。</p> <p>次に、8月31日、議員山崎正恭君から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日辞職を許可いたしましたので御報告いたします。</p> <p>次に、9月12日に実施されました補欠選挙において当選されました桑鶴太郎君を、9月16日、委員会条例第5条第1項ただし書により商工農林水産委員に指名いたしましたので御報告いたします。</p> <p>次に、7月8日に設置されました議員定数問題等調査特別委員会から、委員長に弘田兼一君、副委員長に大野辰哉君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。</p> <p>なお、副委員長の大野辰哉君の議員辞職に伴い、8月10日、後任の特別委員に、委員会条例第5条第1項ただし書により上田周五君を指名いたしました。</p> <p>また、8月31日に同特別委員会から、新たに大石宗君を副委員長に互選した旨の通知がありましたので、併せて御報告いたします。</p>
--	--

次に、総務委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第150条第6項の規定に基づく内部統制評価報告書及び審査意見書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づく公立大学法人の令和2年度における業務実績評価及び第2期中期目標期間終了時に見込まれる実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る9月6日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項及び中国四国九県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末359、361ページに掲載〕



仮議席の指定

○議長（森田英二君） この際、議事運営上、今回の補欠選挙において当選されました桑鶴太郎君の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。



新議員の紹介

○議長（森田英二君） この際、新たに議員になりました桑鶴太郎君を御紹介いたします。

桑鶴太郎君。

（桑鶴太郎君登壇）

○（桑鶴太郎君） おはようございます。私は、このたび佐川町・越知町・日高村の選挙区補欠選挙にて選出されました桑鶴太郎と申します。貴重なお時間をいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、牧野富太郎先生が愛したこの中山間地域と、その地域で生活されている全ての住民の皆様と共に歩いていくため、またその皆様の喫緊の課題をお伝えする、そういう思いで今ここに立っております。諸先輩議員の皆様、そして知事をはじめ執行部の皆様、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今後は、常に初心を忘れることなく、一日も早く周りの雰囲気にも慣れ、フレッシュな存在といたしまして、県民の皆様と県政とのパイプ役を果たせますよう、全身全霊で努力してまいります。甚だ簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

7番 田 中 徹 君
19番 桑 名 龍 吾 君
26番 武 石 利 彦 君



議席の指定

○議長（森田英二君） 次に、日程第2、議席の指定の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の指定は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。
準備のためしばらくお待ちください。

ただいま決定いたしました議席へお移り願います。

（議席の移動）

〔議席の指定（案） 卷末364ページに掲載〕



会期の決定

○議長（森田英二君） 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本

日から10月14日までの23日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月14日までの23日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 卷末365ページに掲載〕

日程第4、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第28号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上44件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のご御出席をいただき、令和3年9月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のご御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、先月中旬以降感染力の強いデルタ株の影響などにより新規感染者が急増し、連日過去最多を更新するなど、かつてない非常に厳しい局面を迎えました。このため、先月19日には県独自の警戒ス

テージを5段階で最も高い非常事態に引き上げるとともに、高知市と南国市、香南市を対象に飲食店の営業時間短縮の協力要請などを行いました。さらに、先月27日には国のまん延防止等重点措置の適用を受け、県全域を対象とした不要不急の外出自粛など、追加の協力要請を行ってきたところです。

その後、県民の皆様、事業者の皆様、そして医療関係者の皆様の御協力と御尽力により、先月末頃から県内の感染者は徐々に減少に転じ、病床占有率といった指標についても一定の改善が見られました。こうした実態を踏まえ、過剰な制約は解除し、感染状況に応じ、県として柔軟な対応を取ることができる枠組みが望ましいと考え、国に対して重点措置の解除を要請した結果、今月12日をもって重点措置の適用は解除されております。

さらに、重点措置の終了後も、飲食店への営業時間短縮要請を高知市に限定するなど集中した対策を講じることで感染者の減少が続き、今月16日には警戒ステージを特別警戒に引き下げました。現在、新たな感染者は昨日までの直近7日間で47人となるなど、一段と減少しており、各指標についても多くが特別警戒の水準を下回っていることから、感染状況を踏まえながら警戒ステージのさらなる引下げも検討しております。

一方、いまだ19都道府県に緊急事態宣言が発令されている中、感染のリバウンドを防ぎ、収束に向けた傾向をより確実なものとするためには、もうしばらくの間、気を緩めることなく行動抑制を図っていただくことが重要です。このため、感染拡大地域との往来自粛の要請や高知市の飲食店への営業時間短縮要請については、今月26日まで継続してまいります。

引き続き、感染拡大防止対策をしっかりと講じるとともに、次なる感染拡大局面に備え、医

療提供体制の強化やワクチン接種の推進に全力で取り組んでまいります。

感染拡大に備えた取組のうち、医療提供体制の強化については、今回の感染者急増を受け、入院病床として66床を追加し、最大292床を確保しました。軽症者などが療養する宿泊施設についても、新たな施設の追加により最大284室を確保しております。こうした病床や施設の大幅な拡充に加え、今後のさらなる感染拡大への備えとして、臨時医療施設の設置についても県医師会などと検討を進めてまいります。

また、先月中旬以降の感染拡大局面では、感染者の急増を受けて宿泊療養施設の収容能力が逼迫する状況となりました。このため、発熱のある軽症患者や単身の患者といった、感染者の中でもより宿泊療養の必要性が高い方が入所できるよう、無症状の方などに自宅での療養をお願いしたところです。

その後、感染者が減少し、施設の収容能力も十分確保できたため、家庭内での感染拡大防止などの観点から、今月16日以降の新規感染者については、入院または宿泊療養施設での受入れを原則とする方針に戻しております。一方で、やむなく自宅で療養される方については引き続き健康面、生活面での支援を行うとともに、今後の感染急拡大によって再度自宅療養をお願いする事態も想定し、必要な体制を整えてまいります。

次に、ワクチン接種については、市町村において7月末に65歳以上の高齢者への接種がおおむね完了し、現在高齢者以外の方への接種が進められているところです。今月20日時点で、接種対象となる12歳以上の方の2回目接種率は64%を超えており、11月末にはおおむね希望者全員の接種が完了するものと考えております。

一方、高齢者を優先して接種を行ってきた市町村が多いことから、年代別の接種率は、40歳

代で45%、30歳代で35%、20歳代以下で28%となっており、年齢が若くなるほど低い状態にあります。加えて、全国的に第5波と言われるこのたびの感染拡大では、県内の新規感染者の約9割が50歳代以下であり、中でも20歳代以下が約5割を占めるなど、若い世代の感染が深刻になっております。このため、若い世代の方にも積極的に接種していただけるよう、ワクチンの発症予防効果や重症化リスクの低減効果、副反応などに関する正しい知識について、あらゆる機会を通じて発信してまいります。

また、本年7月に開設した県営の大規模接種会場では、今月5日までの第1クールで約7,300人の方を対象に職域接種を実施し、現在第2クールの接種を行っています。今月11日の接種分からは対象を県内にお住まいの16歳以上の方とするなど、対象者の拡大を図っており、引き続き県全体の接種の加速化を後押しできるよう取り組んでまいります。

このたび全国知事会において、私は新型コロナウイルス緊急対策本部のワクチンチームリーダーに就任しました。早速、今月11日に開催された全国知事会の本部会議においてワクチンに関する緊急提言を取りまとめ、政府のワクチン担当である河野国務大臣に対し、ブースター接種や接種証明書の発行などに関する現場の課題をしっかりと訴えました。

今後とも、各都道府県知事とさらに連携を深め、国への提言活動などを重ねることにより、国と地方が一丸となってワクチン接種が円滑に進むよう努めてまいります。

今月9日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、ワクチン接種の進展を見据え、行動制限緩和の基本方針が決定されました。この基本方針では、ワクチン・検査パッケージや飲食店の第三者認証を活用した飲食、イベント、人の移動などに関する行動

制限の緩和について考え方が示されたところで、県においても、こうした政府の動向を踏まえながら、社会経済活動の段階的な再開に向けて必要な施策を進めてまいります。

感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する、高知家あんしん会食推進の店認証制度については、先月4日より受付を開始して以降今月19日までに1,651件の申請をいただき、急ぎ認証を進めているところです。こうした中、先般政府が示した行動制限緩和の方針では、飲食分野において、緊急事態措置や重点措置の区域であっても、第三者認証を受けた飲食店については営業時間の制限を緩和するといった提案がなされています。この提案を踏まえれば、自治体が独自に行う営業時間短縮の要請に関しても同様の取扱いが想定されるところです。このため、できるだけ多くの店舗が速やかに認証を取得できるよう取り組むことが重要だと考えております。

感染防止対策が整った全ての店舗での認証を目指し、制度の周知に一層努めるとともに、現地調査員の増員など事務局の体制強化を行い、認証手続のさらなるスピードアップを図ってまいります。

今議会では、主に新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、総額161億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額4億円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、感染予防、感染拡大防止に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、入院病床や宿泊療養施設を追加で確保するなど医療提供体制を強化するとともに、生活物資の配布などを通じて自宅療養者の健康面、生活面を支援してまいります。

次に、経済影響対策に関しては、感染症の影響が長期化し、厳しい状況にある事業者への雇用維持に係る給付金を拡充いたします。また、

生活に困窮している方を支援する生活福祉資金について、特例貸付の申請受付期間延長に必要な原資の積み増しを行います。あわせて、鉄道事業者の事業継続や障害者就労継続支援事業所が取り組む新たな事業展開を支援いたします。このほか、農業や水産業などのデジタル化のほか、県内企業のデジタル人材の確保に向けた取組を強化するとともに、グリーン化に係る新技術や新製品の研究開発を支援します。

こうした取組に加え、引き続き感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応できるよう、予備費を増額計上しております。

県の財政運営においては、中期的な展望の下、財政規律を維持しつつ、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要です。このため、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込みなどを踏まえ、今後6年間の中期的な財政収支について試算を行いました。その結果、今後の大規模事業などに必要な経費を見込んでもなお、安定的な財政運営に一定の見通しをつけることができいております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、当面は予断を許さない財政状況が続くものと予想されます。また、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるところです。このため、引き続きこれらの動向を注視しつつ、国に対し、地方の一般財源総額の確保などについて積極的に政策提言を行います。あわせて、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや行政のデジタル化を推進し、施策の有効性や効率性をさらに高めてまいります。

続いて、基本政策の取組について御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大の第5波が本県にも及び、度重なる飲食店への営業時間短

縮の要請や移動の自粛、さらにはまん延防止等重点措置適用の影響などから、多くの事業者がこれまでになく厳しい状況にあります。

こうした中、営業時間短縮要請に伴う協力金の支給単価の引上げや、前金払いによる早期給付など、これまで以上に手厚い対策を行ってまいりました。しかしながら、コロナ禍の影響の長期化、深刻化を踏まえると、さらなる事業者支援が必要であると判断しました。

このため、宿泊・飲食業やその取引先など、より厳しい状況にある事業者には一層手厚く支援できるよう、雇用維持臨時支援給付金についても一段踏み込んだ形で拡充し、より多くの事業者を支援してまいります。

これまで以上に事業者に寄り添い、精いっぱい汗をかきながら、何としてでもこの難局を乗り越えていけるよう必要な対策を講じてまいります。

産業振興計画につきましては、本年度第4期計画の戦略の方向性であるウイズコロナ・アフターコロナ時代への対応を意識して、デジタル化、グリーン化、グローバル化という3つのキーワードに関連する施策について強化を図り、全力で取り組んでいるところです。

1つ目のキーワードであるデジタル化に関しては、各産業分野において、デジタル技術導入による生産性向上や省力化などの取組を着実に進めております。まず、農業分野では、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発に向けて、本年4月からデータ共有基盤I o Pクラウドの試行運用を行っているところです。この中で、ハウス内の環境データや気象データなどに加え、新たに県内全域の出荷データの収集を先月開始しました。今後は、クラウドに集積される様々なデータを比較分析し、営農支援に役立てることができるよう指導員の育成に一層努めます。あわせて、現在クラウドの試行運用に協

力をいただいている生産者と共に、活用面での課題抽出を行っております。得られた課題を踏まえ、機能の拡充を図りながら、来年度中の本格運用を目指してまいります。

また、畜産分野においては、デジタル技術の活用を通じて、畜産農家の経営基盤強化とさらなる増頭の実現に取り組んでまいります。具体的には、繁殖農家において雌牛の状態を常時監視し、発情や分娩の兆候を速やかに農家に通知する装置や、映像により24時間牛の状態を確認することで事故を早期発見するシステムなどの導入を支援します。

次に、林業分野では、航空レーザ測量による情報を活用した県内全域の森林資源情報のデータ化が本年度中に完成する予定です。さらには、森林クラウドの導入により、森林資源情報や所有者情報をはじめとする森林に関する様々なデータを、自治体や林業事業者などの関係者間で共有してまいります。こうしたデータを効果的に活用し、路網や伐採計画の作成、所有者の同意取得の効率化を図ることで、施業の集約化や原木生産の拡大が一層進むよう取り組んでまいります。

水産業分野では、生産・流通・販売の各段階においてデジタル化を図る高知マリンイノベーションの取組を進めております。本年7月には、水温や赤潮プランクトンの発生状況、漁場の予測といった情報を一元的に管理するデータベースを構築したところです。現在、データベースに集約した情報を漁業者や民間企業、研究機関などに分かりやすく提供するシステムの開発に取り組んでおります。また、センサーを活用して自動で餌やりを行うシステムや、魚の大きさを水中で自動測定するシステムの導入など、養殖業の生産性向上に向けたデジタル技術の活用を新たに支援してまいります。

商工業分野では、県内の中小企業がデジタル

化に取り組む上で、知識や技術を有するデジタル人材の確保が大きな課題となっております。このため、高知デジタルカレッジによる県内の人材育成に加え、IT・コンテンツネットワークを通じた県外からの人材誘致などを進めているところです。

こうした中、現在大都市部を中心に、社員の副業や兼業を認める企業や、自らのスキルを地方の企業で生かしたいという方が増えております。このような状況を踏まえ、大都市部の企業に在籍したまま副業や兼業という形で地方の中小企業のデジタル化に携わっていただける方をターゲットに、県内企業とのマッチングを強化することとしました。

具体的には、副業や兼業の希望者と県内企業のマッチングを図る専用サイトを作成し、SNS広告などを活用しながら周知を行いたいと考えております。さらに、首都圏のプログラミングスクールと連携したマッチングイベントの開催や、企業の人事担当者を対象としたモニターツアーの実施などに取り組めます。こうした施策の展開を通じて、大都市部の豊富なデジタル人材を一層本県に呼び込み、県内企業のデジタル化を後押ししてまいります。

2つ目のキーワードであるグリーン化に関しては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、脱炭素化への具体的な道筋を示すアクションプランの策定に取り組んでいるところです。

先月25日には、有識者などで構成する高知県脱炭素社会推進協議会を開催し、アクションプランの骨子案をお示ししました。委員の皆様からは、本県の中小企業が全国的な生産・流通過程に組み込まれている中でどのようにカーボンニュートラルの要請に答えていくのかという視点が必要、県民一人一人が取り組むことのできる具体策の提示が必要といったプランに盛り込むべき視点や施策に関する貴重な御意見、御提

案をいただきました。

今後はこうした御意見などを踏まえ、高知県らしさという視点を大切にしながら、年度内にアクションプランを策定するとともに、具体的な施策の拡充や強化、さらには新たな取組について検討を進めてまいります。あわせて、国における2030年度の温室効果ガス削減目標の引上げの根拠となる具体的な施策の議論も踏まえながら、年度内に本県の削減目標の引上げを行います。

また、森林率日本一を誇る本県がカーボンニュートラルの実現を目指す上では、適切な森林資源の整備により森林の持つ二酸化炭素吸収機能を最大限発揮させるとともに、炭素の貯蔵効果がある木材の利用を進めることが重要です。しかしながら、林業事業者からは、森林整備に必要な林業就業者が不足しているといった声を伺っており、担い手の確保が急務となっています。このため、市町村とも連携し、新たに林業事業者における就業前の実地研修を支援いたします。

今後は、林業大学校での担い手育成と併せて、研修を実施する林業事業者を拡大していくことにより、林業就業者の育成・確保を図り、適切な森林管理による再生林の推進や原木生産の拡大などを加速させてまいります。

3つ目のキーワードであるグローバル化に関しては、食品分野において、コロナ禍による飲食店需要の落ち込みや物流の停滞などがあったものの、昨年の輸出額は前年を上回る16億2,000万円となりました。現地商社とのネットワークを生かし、各国に先駆けて経済回復が進んだ中国を中心に、水産物や土佐酒などの輸出を進めてきたことが成果につながったものと考えております。

今後も、こうした海外の動きに迅速に対応できるよう、ニーズに対応した商品の開発や衛生

管理の向上など、地産の強化を図ります。加えて、重点市場であるアメリカ、ヨーロッパ、中国に配置している食品海外ビジネスサポーターを活用し、現地商社と連携した販路開拓や展示会への出展を進めるなど、食品輸出のさらなる拡大に取り組んでまいります。

次に、観光分野では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ本県観光需要の早期回復を目指した取組を進めております。宿泊事業者や観光関連事業者が行う感染防止対策への支援に加え、昨年7月からは感染状況を踏まえつつ、旅行者への交通費用助成をはじめとする観光需要喚起策を展開してまいりました。しかしながら、いわゆる第5波による感染拡大を受けて、再び観光需要喚起策の休止を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況が続いています。

こうした中、政府においてコロナ禍での行動制限緩和に関する方針が示されるなど、今後の社会経済活動の再開に向けた動きも出てきております。近い将来、一気に観光需要が高まることも考えられることから、時期を逸することなく反転攻勢のスタートダッシュが切れるよう、観光需要喚起策の準備や誘客戦略の見直しなどを進めてまいります。

具体的には、まず観光客の交通費用を助成する観光リカバリーキャンペーンと県内観光を促進する観光トク割キャンペーンについて、感染状況を見極めた上で、適切な時期に再開できるよう準備を進めているところです。また、本県を舞台としたアニメーション映画竜とそばかすの姫は、今月12日時点で動員数429万人、興行収入59.5億円の大ヒットを記録しております。いわゆる聖地巡礼という形で、仁淀川流域をはじめとする映画のモデルとなった場所へ多くの方が訪れており、さらなる誘客が期待されます。

加えて、来月からはJRグループの協力の下、

四国4県が連携した四国デスティネーションキャンペーンが始まります。このキャンペーンと連動し、冬場には高知城において大規模なイルミネーションイベントの実施を予定しているところです。こうした一連の動きが、厳しい環境が続く本県観光の後押しとなるよう、地域の皆様や観光関連事業者の方々と連携を図ってまいります。

さらに、アフターコロナの観光需要をしっかりと取り込んでいくためには、旅行者のニーズやスタイルなどマーケットの変化を捉え、先んじて対策を講じることが重要です。このため、関係する皆様の御意見をいただきながら、誘客戦略の見直しを進めてまいります。このほか、広域観光組織が行う各地域の実情に合わせた観光需要喚起策や、オンラインツアーの造成といった新たな旅行ニーズに対応した取組に対する支援制度を創設し、県全体で観光需要の早期回復に向けた態勢の強化を図ってまいります。

関西圏との経済連携の強化については、コロナ禍で活動が一定制限される中、本年3月に策定した戦略に基づき、各プロジェクトの取組を進めており、具体的な成果も生まれつつあります。

このうち、観光推進については、大阪観光局などと連携した広域周遊ルートづくりや誘客の促進などに取り組む中、12月に大阪市で開催される人気のイルミネーションイベントにおいて、本県観光をPRする場を設けることとしました。食品等の外商拡大については、量販店への販売拡大を目指し、セールス活動の対象となる企業の約4割に当たる90社への外商活動を積極的に展開した結果、新たに商品が採用されるなど成果を上げつつあります。万博・IRとの連携については、大阪・関西万博のパビリオン出展事業者をはじめとする関係者に対して、時期を逸することなく、県産木材などの活用に向けた提

案活動を進めてまいります。

また、来月には、関西の経済界の方々や行政関係者で構成する関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を開催することとしております。会議でいただいた御意見を踏まえ、施策のさらなるバージョンアップを図るなど、戦略に掲げる令和5年度の目標達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想については、数値目標を明確に定めた3つの柱を立て、それぞれの施策を進めております。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進については、血管病重症化予防対策として、昨年10月から透析予防強化プログラムの取組を進めており、46人の糖尿病性腎症患者の方々への生活指導を実施してまいりました。その結果、患者の約半数において腎機能の維持・改善が認められております。引き続き、対象者を新たに追加した上で検査データの分析を行い、PDCAをしっかりと回しながら、透析導入時期の延伸といった具体的な成果につなげてまいります。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化については、デジタル技術を活用した在宅療養体制の充実に向け、「高知家@ライン」の普及に取り組んでおります。昨年度まで実施したモデル事業では、「高知家@ライン」の活用を通じ、医療や介護といった関係者間で患者の身体状況の変化に関する情報共有が図られ、一体的なサービス提供につながるなど、一定の成果が確認できました。

本年度は他地域への横展開を図るべく、高知大学医学部と協働し、在宅サービス関係機関に対して参加の促進や連携体制の構築に向けた働

きかけを積極的に行っているところです。加えて、システム操作を簡単に行えるよう、動画を活用した操作説明などの普及策を講じた結果、先月末時点で187施設が参加することとなりました。

今後も、様々な工夫を凝らしながら「高知家^{こうちけ}@ライン」の県内全域への普及を図り、一体的、効率的な在宅療養体制の整備を加速してまいります。

次に、自殺予防対策の取組では、今年の自殺者数が昨年に比べると増加しており、憂慮すべき状況にあります。全国的にも同様の状況であることから、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴う孤独や孤立が、増加の原因の一つになっていると考えられます。このため、様々な困難を抱える方が一人で悩みを抱え込まないよう、本年度の啓発事業を大幅に拡充いたします。テレビやSNSなど様々なメディアを効果的に活用して切れ目なく相談窓口の周知を行い、適切な支援へつなげることにより、孤独や孤立の解消、さらには自殺予防を進めてまいります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりについては、高知版ネウボラの取組において、本年度は特に各市町村の母子保健、児童福祉、子育て支援、教育といった部門間の連携強化などを進めているところです。

本年7月には、子育て家庭の様々な相談に対応し、部門間の連携強化にも資する子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、先進自治体から実践を学ぶオンラインセミナーを開催し、21の市町村及び広域連合に参加いただきました。さらに、希望する市町村に対してアドバイザーがオンラインで助言や指導を行う取組も始めております。

また、先月末に開催した少子化対策推進県民会議の部会では、子育て中の方に加え、子育て前の世代における子育て支援サービスの認知度

をより一層向上させることが必要との御意見をいただきました。このため、各種サービスの充実と併せ、周知の強化について検討を進め、子育てに対する安心感をさらに向上させてまいります。

コロナ禍により経済状況が厳しさを増す中、その影響を受けやすい独り親家庭の方々に対しては、支援制度や相談窓口などの情報を容易に把握できる環境を整え、確実に支援につなげていく必要があります。このため、新たにウェブアプリを活用し、独り親家庭の方々がスマートフォンなどからいつでも必要な支援情報にアクセスできる仕組みを構築するとともに、行政からプッシュ型で必要な情報を届けられる態勢を整えます。また、ひとり親家庭等自立促進計画の本年度末の改定に向けて、現在約8,200世帯を対象に、経済状況や子供の養育状況などの実態調査を行っており、この結果を踏まえて、さらに必要な支援策を検討してまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

先月末に公表された令和3年度全国学力・学習状況調査の結果によりますと、本県の小中学生の学力は、前回の平成31年度からさらに改善が見られました。小学校は引き続き全国上位に位置し、また中学校は全国平均に達していないものの、着実に全国平均に近づきつつあります。特に、国語については前回と比べ、全国の平均正答率との差が小学校で2ポイント、中学校で0.9ポイント向上し、全国順位も小中学校ともに過去最高となりました。児童生徒の皆さんの努力はもとより、コロナ禍においても各学校、教職員がチーム学校として組織的に授業改善に取り組んでこられたことが、こうした成果につながったものと考えております。

第2期教育大綱においては、小学校の学力について全国上位を維持し、さらなる上位を目指

していくとともに、中学校の学力について全国平均以上に引き上げることを基本目標としております。また、不登校など生徒指導上の諸課題についても、その状況を全国平均にまで改善させることとしております。

これらの目標達成に向けて、引き続きチーム学校の取組を推進するとともに、デジタル教材を備えた学習支援プラットフォームや、1人1台タブレットといったデジタル技術を効果的に活用し、子供たち一人一人の理解度に合わせた最適な指導を実現できるよう取り組んでまいります。

また、本県の教育振興を成し遂げていく上では、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市との連携が必要不可欠であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響で例年より遅れておりますものの、来月には私と高知市長に加え、県市の教育長による会議を開催し、学力向上、不登校対策、幼児教育と保・幼・小連携の取組をテーマに協議を行うこととしております。この会議において、高知市と課題認識を共有するとともに、今後の連携の在り方などについて意見交換を行い、関連施策のさらなる強化を図ってまいります。

恒常的に、たんの吸引などの医療的ケアが必要な子供たちの健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資することなどを目的として、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が本年6月に成立し、今月18日に施行されました。本県では、この法律の成立に先立ち、本年4月に重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわを設置し、医療的ケア児とその御家族からの様々な御相談に応じるほか、コーディネーターの派遣調整や活動のサポートなどを行っているところです。

また、学校における医療的ケア児の円滑な受入れ体制の整備を図るため、本年度中に特別支

援学校の医療的ケア実施体制ガイドラインを、小中学校でも活用しやすい内容に改定することを予定しております。加えて、学校に配置している看護師と教職員とがチームとして医療的ケア児の支援に当たるなど、一層の対応力の強化を検討してまいります。

次に、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策の取組について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、本年度までの3年間で計画期間とする第4期南海トラフ地震対策行動計画において11の重点課題を設定し、それぞれに掲げる目標の達成を目指して全力で取組を進めているところです。

このうち、住宅の安全性の確保については、3年間で4,500棟という目標を上回るペースで耐震化が進捗しております。また、津波避難対策についても、要配慮者などの安全な避難の確保に向け、本年度末までに新たに9基の津波避難タワーが完成する見込みとなっております。

避難所の確保については、本年3月末時点で、県内全域における発災1週間後の想定避難者である21万7,000人分を確保いたしました。しかしながら、市町村単位で見ると、高知市を含む7市4町で充足できていないことから、近隣市町村などと広域避難に向けた調整を進めているところです。

受援体制の強化については、発災時に県外からの支援を円滑に受け入れるための受援計画の策定を進めており、本年度末までに県では40計画、市町村では14業務の計画策定の完了を目指してまいります。

また、現在こうした取組と並行して、来年度から始まる第5期計画の策定を進めています。策定に当たっては、第4期計画における取組や成果をしっかりと分析、総括した上で、明らかになった課題への対策を反映させるとともに、

より明確な成果指標を設けたいと考えております。

命を守る、命をつなぐ対策については、死者数を限りなくゼロにすることを目指して、引き続きそれぞれの取組を強力に推進します。加えて、計画策定やハード整備が完了したものについては訓練などによる検証を行い、実効性の確保に努めてまいります。生活を立ち上げる対策については、早期の復旧や復興、生活再建に向けて対策を充実するなど、さらなる強化を検討してまいります。

本年7月から先月にかけて、大雨による河川の氾濫や土砂災害などが全国的に多発し、特に静岡県熱海市では、盛土が影響したと考えられる土石流災害により多くの方が命を失うなど、甚大な被害が発生しました。

本県では、現在国から示された、盛土による災害防止のための総点検の方針に基づき、市町村と連携しながら、危険な盛土箇所の点検を早急に進めており、その結果について年内をめどに中間取りまとめを行う予定です。あわせて、点検の過程で災害の危険性を有する盛土の存在が判明した場合には、各法令に従い、工事停止命令や是正勧告など必要な措置を講じます。

また、近年激甚化、頻発化している自然災害に対し、これまでも県内各地において河川改修や土砂災害対策といった防災・減災対策を強力に進めてまいりました。こうした取組を積み重ねてきたことが、今般の大雨において本県の被害が比較的少なかった要因の一つだと考えております。

引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など、有利な財源を活用したハード整備に加え、浸水想定区域の公表や要配慮者の避難体制の強化といったソフト対策を進めるなど、安全で安心して暮らすことができる県土づくりに全力で取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

先日閉幕しました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、選手たちの活躍する姿が多く感動をもたらしました。本県出身の4人の選手につきましても、オリンピックでは、飛び込みの宮本葉月選手が5位入賞、パラリンピックでは、車いすラグビーの池透暢選手が2大会連続の銅メダルを獲得、バドミントンの藤原大輔選手も銅メダルを獲得、さらにはカヌーの小松沙季選手が準決勝進出を果たされました。選手の皆さんが懸命にプレーする姿は、私たち県民だけでなく、世界中に勇気や希望を与えてくださいました。選手をはじめ、選手を支えてこられた関係者の皆様に敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

また、大会前の7月には、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じた上で、チェコ共和国とシンガポール共和国の2か国、5競技の選手団58人の事前合宿を受け入れ、大会に向けた調整を支援してまいりました。これにより、スポーツを通じた交流などで築いてきた両国との関係性が一層深まったと考えております。

今大会が本県にもたらしたスポーツへの関心の高まりや交流の成果をレガシーとして、合宿の受入れや県内大会への選手の招致、関係国との相互交流などをさらに進め、スポーツの振興や地域の活性化につなげてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和3年度高知県一般会計補正予算など2件です。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など4件です。

その他の議案は、権利の放棄に関する議案など10件です。

報告議案は、令和2年度高知県一般会計歳入

歳出決算など28件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から28日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月29日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分散会

令和3年9月29日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 西 山 彰 一 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
 事務局 次 長 山 本 和 弘 君
 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
 政 策 調 査 課 長 川 村 和 敏 君
 議 事 課 長 補 佐 杉 本 健 治 君
 主 幹 春 井 真 美 君
 主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年9月29日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 権利の放棄に関する議案
- 第 8 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金((仮称)久万秋2号橋)工事

請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 13 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資

<p>金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和2年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和2年度高知県工業用下水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和2年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p>	<p>午前10時開議</p> <p>○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第28号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上44件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>14番西内健君。</p> <p>（14番西内健君登壇）</p> <p>○14番（西内健君） おはようございます。自由民主党の西内健でございます。</p> <p>質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々及び御家族、関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。そして、医療従事者の皆様をはじめ感染拡大防止に御尽力されている関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。</p> <p>まずは、本日行われる自民党総裁選挙に関連してお伺いいたします。菅総理は去る9月3日に、今回の自民党総裁選挙に立候補せず、総裁任期の満了に伴い総理を退任することを表明いたしました。会見において、総理大臣になってから1年間まさに新型コロナ対策を中心とする</p>
<p>第2 一般質問</p> <p>（3人）</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p>	

様々な国が抱える問題に全力で取り組んできた、
今月17日から自民党の総裁選挙が始まることになっ
ている、私自身出馬を予定する中で、コロナ対策と
選挙活動を考えたときに莫大なエネルギーが必要で
、やはり両立はできない、国民に約束している新型
コロナ感染拡大を防止するため専任したいと述べら
れました。

菅総理は安倍政権において約7年間官房長官を務
め、安倍総理が辞任した後の昨年9月16日に第99
代首相に就任しました。約1年間の任期においては、
未知のウイルスという専門家でさえ確かなことが分
からない新型コロナウイルスの感染拡大に懸命に取
り組まれました。ワクチンの1日100万回を超える
接種体制の構築、デジタル庁の設置、東京オリンピ
ック・パラリンピックの開催、2050年カーボンニ
ュートラル宣言、福島第一原子力発電所における処
理水の海洋放出決定などの取組は、仕事師政権とし
て評価されるべきだと考えます。

かつて総務大臣時代にお仕えした濱田知事に、菅
政権の1年の取組についての御所見をお伺いしま
す。

また、本日の午後には自民党総裁選挙の投開票
が行われ、新総裁が決まり、来月早々には首班指
名が行われます。度重なる緊急事態宣言やまん延防
止等重点措置の発令により、我が国経済は大きな
ダメージを受けています。不要不急や過剰な物の消
費によって現代の資本主義が支えられているのは
否めず、今後も経済を持続させるためには、積極
的な財政出動が欠かせないと考えます。今回の総
裁選においては、財政金融政策をはじめコロナ対
策、外交、安全保障、憲法改正、教育、医療、福
祉、年金、子育て支援など様々な分野で議論が
関わされました。

新型コロナウイルス対策をはじめ国難とも言
える事態に誕生する新政権に対する知事の思い

をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症関連の質問
に移らせていただきます。

一昨年12月に中国・武漢において感染が初め
て確認されて以降、世界中に感染拡大し、パンデ
ミックを引き起こしました。日本でも昨年1月に
初めての感染者が確認され、ウイルスはその後
も変異を繰り返し、現在は第5波の流行期を
迎えています。現代社会の主な特徴から考
えると、グローバル化、都市化、そして高度な
情報化などが挙げられますが、それらが相
まって世界中に感染拡大を加速化した面
があると言えます。かつての大航海時
代の新大陸での天然痘の流行、また帝
国主義が頂点を迎えた1918年から
のスペイン風邪の流行、そして今世紀
に入ってから20年ほどの間に2003
年のSARS、そして2009年の新
型インフルエンザ、2015年のMER
S、今回の新型コロナウイルスの
流行などは、それぞれの時代の
グローバル化が大きな影響を
及ぼしたと言えます。

現代社会においては、サプライチェーンや
人の移動で成り立つグローバルな市場
が感染症拡大の温床となっています。
パンデミックに陥った各国は国境を
封鎖して人や物の移動を止めてしま
いました。そして、日本国内ではサ
プライチェーンが途切れたことで生
活必需品をはじめとする多くの物
資が調達困難となり、経済や社会
生活は大いに支障を来しました。
人の移動の制限は、インバウンド
の比重を多くしてきた観光産業
にとって大きな痛手となってい
ますし、技能実習生などに支えら
れている業界では代替人材の確保
が厳しい状況になっています。
グローバル化は経済成長のため
にも必要ではありますが、今後
もさらなるウイルスの流行等を
考えると、大きなリスクを考
慮する必要があると思われ
ます。

知事は政策の柱の一つにグローバル化を掲げ

ていますが、リスクコントロールを含めた今後のグローバル化に対する取組について知事の御所見をお伺いします。

グローバル化が進む中で、高知県でも産業振興計画の取組以来海外への輸出が大きく伸びてきました。シンガポールへのユズや大型加工施設の本格稼働に合わせた水産物、また本県が強みを持つ日本酒などの食品等や、防災関連製品及び機械製品などの工業製品の輸出が、これまで対前年比で伸びを示してきました。

昨年の輸出は、食料品が前年比11.1%増の16億2,000万円、工業用品などを含めた輸出総額は前年比0.8%減の570億2,000万円と、コロナ下においても堅調に推移しています。しかしながら、今後も10年に一度は新型コロナウイルスと同様の感染症が発生するおそれは十分にあり、輸出に対しては多くの課題が浮き彫りになったと思います。

新型コロナウイルスから見えてきた課題と高知県における今後の輸出への取組について産業振興推進部長にお伺いします。

グローバル化の流れの一つにインバウンド誘致があります。県は、令和7年開催の大阪・関西万博を控える関西圏との経済連携の強化を図り、インバウンド誘致を含め県経済の活性化につなげるとしています。観光推進、食品等外商拡大、万博・IR連携の3つの柱となるプロジェクトと、これら3つのプロジェクトを横断的に支える取組で構成する関西・高知経済連携強化戦略を本年3月に策定し、取組を進めているとのこと。新型コロナウイルス感染症の終息後には県勢浮揚の起爆剤として大きな期待が寄せられています。

令和5年度の目標に向けた現在の関西戦略の進捗状況について産業振興推進部長にお伺いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症においては、そ

れ自体の属性である医学、感染症学などの対象である病理学的側面だけでなく、社会的・心理的側面の影響が大きく表れたと思います。病気としての感染症拡大よりも、心理面への影響のほうが広がるスピードが速く、その結果多くの人々が不安や不信に陥りました。したがって、新型コロナウイルスは感染症という枠組みを超えて、大きな社会現象となっているわけですが、とりわけメディアの影響が大きいと言えます。

また、政府の情報発信の在り方や県の情報提供によっても、国民、県民に与える影響は大きく異なりました。日々の感染者発生状況、知事の会見、また知事から県民の皆様へのメッセージなどにより、新型コロナウイルスに関する情報を高知県から県民の方々へ提供しています。また、個人情報保護の観点から、感染者情報の提供には十分な注意が必要であったと思われま

す。

高知県における情報提供について留意した点について知事にお伺いします。

ここからは、今回の第5波の感染拡大への対応の総括と、年末年始にも予想される次の波への対応についてお伺いします。8月半ば以降、過去最高の感染者数を連日更新するほど感染力の強いデルタ株を中心に、新型コロナウイルスが感染拡大しました。8月17日には、それまでで1日当たり最多の40人の感染者を出し、その後も感染者数は増加し、その約半数が感染経路不明であることや家庭内感染の拡大により、県は8月19日には非常事態にレベルを引き上げました。その後も8月25日には初の3桁になる111人の感染者を出したことから、8月27日にはまん延防止等重点措置の適用を受けました。

第5波の特徴としては、高齢者の感染割合や重症者の出現率が減少している点が挙げられ、入院治療においても中等症の患者の方々为主要な対象でありました。急激な新規感染者の増加に

より、軽症者用の宿泊療養施設不足が見込まれたことから、高知医療センターに隣接するやまももの再開準備を進めるとともに、新たな宿泊療養施設の確保が問題となりました。また、医療のケアが必要となる方々のために、病床占有率が50%を超えることがないように病床確保に取り組む必要がありました。

第5波における感染者の急激な増加の対応に当たり、病床や宿泊療養施設の確保に関する総括について健康政策部長にお伺いします。

病床確保の観点などから、無症状や軽症の感染者の方が自宅療養を行うこととなりました。患者さんからの24時間対応の相談体制の構築、病状の急変に備えた支援体制、パルスオキシメーターの貸出しなど、在宅療養の支援体制構築が課題となりました。

今回の自宅療養体制の構築を踏まえ、第6波に備えた対応について健康政策部長にお伺いたします。

受入れ可能病床が今月に入り58床拡充されましたが、今後さらに第6波における感染の急拡大を想定した体制整備が必要であると考えます。医療提供体制の確保に向け、県医師会など関係機関との連携で、臨時的な医療施設、いわゆる野戦病院の設置などについて具体的な計画策定に向け取り組んでいると聞いています。

感染の急拡大に備えた医療提供体制確保のための臨時医療施設の整備の検討状況について健康政策部長にお伺いします。

次に、ワクチン接種についてお伺いします。今回の第5波の感染状況を見るに、ワクチン接種を行った高齢者の感染割合が少なかったことは、ワクチンの効果が非常に大きかったと考えられます。ワクチン接種直後のアレルギー反応や数日以内に副反応が出るケースもありますが、ワクチンを2回接種することで未接種者と比較して発症を予防し、また重症化を防ぐ効果が大き

きいデータが出ています。

一方で、ネット上などではワクチン接種に関する様々な誤情報等が飛び交っていることから、ワクチン接種に消極的な方々もいらっしゃいます。また、最近では若年層での感染が増加している傾向から、若い世代のワクチン接種に向けた情報が今後重要になります。

これまでのワクチン接種の状況と課題について健康政策部長にお伺いします。

今後は、ワクチン接種を済ませた人に行動制限の緩和やサービスの提供を認めることが想定されています。政府は、10月に数百店規模の飲食店や、10か所程度の小規模なコンサートホールでの実証実験を行う予定です。また、政府は、今月17日、ワクチンの接種情報をオンラインで証明する電子証明の概要を公表しました。取得にはマイナンバーカードが必要となりますが、スマートフォンのアプリ上で申請を行えば発行される接種証明書が年内にも実用化される見通しです。スマートフォンやマイナンバーカードがない方には、QRコードつきの紙の証明書発行で対応する方針と聞いています。

これらの政府の動向を踏まえて、今後のワクチン接種の推進に向けた取組について健康政策部長にお伺いいたします。

8月中旬からの感染の急拡大の状況を受けて、県は非常事態にステージを上げて対応しましたが、国との事前協議を踏まえて、8月27日から9月12日まで、まん延防止等重点措置の適用を受けることとなりました。県民の皆さんに対して、高知市の感染状況を県内の他の地域に広げないためにも、日中も含めた不要不急の外出自粛と高知市をまたぐ往来を控えることをお願いし、高知市の飲食店に対して、営業時間の短縮に加えて酒類の提供を行わないことを要請しました。まん延防止等重点措置の適用により人流の変化が起こり、感染者数が減少したことで、

高知市以外の周辺市町村での感染状況は一定落ち着きました。

今回のまん延防止等重点措置の適用とその評価について危機管理部長にお伺いいたします。

まん延防止等重点措置の適用下の9月に、学校では2学期が始まりました。デルタ株は従来と異なり子供への感染力が強いと言われていたことや、家庭内感染が増加していた状況において、学校再開による感染拡大に対する保護者の懸念がありました。

新学期を開始するに当たり、県立学校における感染防止対策にどのように対応されたのか、教育長にお伺いいたします。

飲食業においては、4度にわたる時短営業要請等により、今年に入って実質5か月ほどしか営業ができておらず、書き入れどきの年末年始に第6波が来ると店を閉めざるを得ないとの声もあります。飲食店でも店舗数、従業員数などの事業規模により経営状況が異なり、今後はきめ細かい対応が求められると考えます。

また、飲食業と取引関係にある卸売業などは、それ以上に一層厳しい状況にあります。融資の返済据置期間が経過した後、資金繰りが厳しくなることが想定され、やむなく廃業をせざるを得ない状況に追い込まれる事業者も多く出てくと想定されます。このような状況に陥る前に事業者の幅広い支援をするため、今後は情報収集を十二分に行い、県経済への影響を注視し、必要な経済対策を行う必要があります。

県内事業者の現状をどのように把握しているのか、また今後どのような支援策を検討しているのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、高知家あんしん会食推進の店認証制度についてお伺いします。感染リスクが続く中、利用者が安心して飲食ができるよう、感染症対策に取り組む飲食店を応援するための認証制度を創設し、応援金を支給することとしています。

認証の基準に対策できた事業者に対して、認証ステッカーを交付し、店名や取組について専用の公式ホームページで公表することとしています。8月上旬から申請の受付を行っていますが、第5波の感染が拡大する中、申請が進んでいない状況とも聞いています。今後の認証件数の増加を図るとともに、認証を受けた事業者の取組を有効なものとする必要があります。

高知家あんしん会食推進の店認証制度の現状と今後の課題について健康政策部長にお伺いします。

観光産業においても飲食業と同様に大きなダメージを受けています。感染拡大の影響により、高知観光トク割キャンペーンと高知観光リカバリーキャンペーンの観光需要喚起策が一時休止となりました。社会経済活動の再開の動きに向け、県として時期を逃すことのない施策が求められています。

今後の観光需要喚起に向けた取組について観光振興部長にお伺いいたします。

また、新聞報道でありましたが、とさでん交通は新型コロナの影響が長期化する中、コロナ以前に比べると業績が大幅に落ち込んでいるため、資金ショート懸念があると表明したところでした。

県民の足として、とさでん交通の維持に向けた取組について中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

次に、働き方改革に関してお伺いします。

働く人のワーク・ライフ・バランスを実現し、みんなが活躍できる一億総活躍社会の実現を目指し、いわゆる働き方改革関連法が平成31年4月1日に施行されました。目的として、長時間労働の是正、同一労働同一賃金、多様な働き方の実現、労働生産性の向上などが掲げられています。

ウイズコロナからアフターコロナへと今後推

移していく中で、新たな生活様式に対応する社会に変化していくことが予想されます。今後、テレワークは新しい生活様式が進む中で、ニューノーマルな働き方になると予想されており、労働人口減少対策や社会全体の生産性向上の手段として期待されています。

当初はテレワークの導入に対して消極的な企業においても、実際に経験した社員の満足度は高い結果が出ており、今後もテレワークは定着していくと考えられます。実際に東京中心部のオフィスビルでの解約が増加しているなど、テレワーク、在宅勤務の流れが加速すると考えます。大手企業でも本社機能の地方への移転の動きを見せており、地方でのシェアオフィスの需要が高まることも予想され、各自治体間の競争が激化することが想定されます。

テレワーク導入に対する課題として、設備やセキュリティーが挙げられ、行政による支援として導入環境の整備、専門家による支援、サテライトオフィスに関する情報提供などが求められています。現状では、東京から近隣の埼玉、千葉、神奈川など同じ首都圏内での移動が主流ですが、今後デジタル化が進めば、地方にも大きな流れが出てくる可能性があり、我が県においても息の長い取組が必要であると考えます。

人手不足の解消や移住につながり、県経済の活性化が期待されることから、高知県におけるデジタル化もスピード感を持って取り組む必要がありますが、デジタル化による県経済の活性化について商工労働部長にお伺いします。

テレワークを活用し、リゾート地などで余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションは、コロナ禍における新たな取組として注目されています。企業にとっては社員のQOL向上や、オフィス縮小によるコスト削減を図ることができるとともに、社員の福利厚生などにもつながる

ことから、テレワークやワーケーションを推進したい企業も少なくないとのこと。受皿となる地方にとっても、ワーケーションの誘致は関係人口創出につながります。

一方で、全国の地方自治体ではワーケーション誘致の取組が多くで行われており、企業側に魅力を感じてもらうためには、ほかと差別化された特色が必要になります。

高知県におけるワーケーションの取組について観光振興部長にお伺いをいたします。

大企業より中小企業には猶予期間が与えられていましたが、施行に当たり県内企業からは、人手不足から対応は難しい、人件費を出すための利益を確保するのが課題などといった声がありました。県内事業者においては、他産業からの人材流入がある業界もありますが、相対的に人材不足の感は否めないところであります。今後の人材確保には、残業期間の減少などに伴う所得の減少を抑えるための生産性向上を図ることが必須であります。また、学生の県内就職率の向上や離職者の減少を図るための一つとして、所得の向上は欠かせません。

県内事業者の働き方改革の取組の状況や課題及び今後の県の取組について商工労働部長にお伺いします。

次に、2024年をめぐる働き方改革についてお伺いします。長期的な見通しが必要とされ、労働環境改善に5年間の猶予が与えられ、2024年に先延ばしになっている業種として、医師、建設業、物流などがあります。

医師の働き方改革として、2024年4月に労働時間の上限規制が適用され、原則年960時間、救急医療など緊急性の高い医療を提供する医療機関や初期臨床研修医、新専門医制度の専攻医や高度技能獲得を目指すなど、短期間で集中的に症例経験を積む必要がある医師には年1,860時間以下、月100時間未満が適用となります。医師

の労働時間を短縮するには、タスクシフティングなど医療機関内のマネジメント改革のほか、地域医療提供体制における機能分化・連携、医師偏在対策の推進などを図る必要があります。

また、医師の健康支援も重要な課題であります。苛酷な労働環境で働く医師たちは患者の健康を守る一方で、自身の健康はないがしろになりがちで、厚生労働省によると、医療事故などの発生は勤務が長時間化すると上昇することです。過重労働による睡眠不足等が原因となり、医療ミスが起こる可能性は十分にあるということです。一方で、働き方改革による所得の減少は医師の偏在化を助長しかねない可能性もあり、労働環境整備をどのように行うか、その方向性が課題となります。

研修医や専門医を含め全体の医師不足が想定されることから、医師の働き方改革にしっかりと取り組む必要がありますが、健康政策部長の御所見をお伺いします。

県では、妊娠から出産・子育てまで一貫して支援するため、高知版ネウボラを推進しています。県内で分娩を扱う医療機関は、個人病院を含めて全部で13病院、中央医療圏に10病院が集中し、安芸医療圏に1病院、幡多医療圏に2病院がある現状です。今後、働き方改革が進むと、現在の周産期の医療提供体制を維持していくことは困難であることが予想されます。

公的医療機関における今後の産婦人科医を確保していくことは重要であります。確保が厳しい場合、分娩に関わる医療機関の機能分化や連携を考慮する必要があります。病院によっては経営母体の違いもあり、それぞれの話合いで解決は難しいと予想され、行政が一定の方向性を示していく必要があるとも思います。

今後の県内の周産期の医療提供体制の構築に向けた御所見を健康政策部長にお伺いします。

次に、建設業の働き方改革等についてお伺い

します。建設業においては、周知のとおり長く続いた建設投資の減少やダмпिंगの横行などによる疲弊から、就業者の賃金の低下や長時間労働を招く結果となっています。高知県における平成11年の普通作業員の設計労務単価は1万9,500円でしたが、平成24年には1万2,200円に下がったことなどにより、離職者が増加しましたが、本年は高知県では1万7,200円に回復していますが、都心部の設計労務単価が平成11年度より大きく上昇しているのに比べ、高知県を含む地方では回復していない現状です。都心部が高単価、地方部が低単価となっていることが、地方から都市への流出を招いている原因の一つとも考えられます。

建設技能者の高齢化に伴う離職や若者の新規入職者の減少などにより、人材不足が慢性化しており、建設業の持続的発展が危ぶまれる状況となっています。政府は、この現状を打開し入職者を増やすために働き方改革を進めています。

厚生労働省の資料によりますと、平成30年における建設業就業者の労働時間は約2,036時間で、全産業平均と比較して年間300時間以上多くなっています。また、令和元年に日本建設産業職員労働組合協議会が行ったアンケートでは、週休2日を取得できている就業者は全体の1割以下、週休が1日以下の就業者が4割以上存在するという結果も出ています。建設業における担い手の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入等の処遇改善をはじめ、長時間労働の是正、週休2日の推進、就業者の安全、健康の確保といった労働環境の改善が必要であると述べられています。

高知県においても平成26年2月に建設業活性化プランを策定し、公共工事の品質と担い手の確保、建設業の活性化への支援、コンプライアンスの確立を3本柱に取組を進めてきました。県は、担い手確保に向けた労働環境の整備の一

環として、平成29年度から週休2日制モデル工事を導入しています。従来は請負対象金額2,500万円以上の工事を対象としていましたが、本年3月には災害復旧など緊急応急工事を除く全ての工事を対象とし、また週休2日制モデル工事を実施した場合の経費補正の拡充も行いました。県の工事では、週休2日に指定した発注者指定型とモデル工事のうち受注者から請求があった場合の受注者希望型がありますが、今後は建設業界の週休2日制を実現するためには、国と同様に緊急応急工事を除く全ての工事を発注者指定型に移行していく必要もあると考えます。

建設業は社会インフラ整備や近年の頻発化、激甚化する豪雨災害からの復旧、高知県においては南海トラフ地震への備えなど、安心・安全及び国土強靱化のために産業としての持続性が求められています。

建設業の週休2日制工事を含めた働き方改革の取組について土木部長の御所見をお伺いします。

この項の最後に、建設業の負担軽減として工事関係書類の簡素化についてお伺いします。昨年9月議会において浜田豪太県議が質問され、県として簡素化に取り組んでいるところですが、現場においては担当者によって提出書類が大きく異なるなどの課題があるとのことあります。

このことを踏まえ、書類簡素化をより一層進める必要があると思いますが、土木部長にお伺いします。

次に、災害対策についてお伺いします。

本年も全国各地で豪雨災害が多発し、7月には静岡県熱海市で土石流災害により多くの方が命を失うなど、多大な被害が発生しました。県では豪雨災害に対する防災・減災を目的として、豪雨災害対策推進本部を設置して3年が経過しています。平時から部局横断的にハード・ソフ

ト両面から豪雨対策を検討しています。頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部が改正されました。避難勧告、避難指示の一本化や個別避難計画作成が市町村の努力義務とされた点等で改正されています。

この法改正を受けての対応について危機管理部長にお伺いいたします。

熱海における土石流災害は、不適切な盛土処理が原因とされたことから、国は盛土による災害防止のための総点検の方針を示し、市町村と連携して点検が早急に進められているところがあります。一方で、条例の規制では罰則規定に法律上の制限があり、実効性に限界があると言われており、知事会では国による法整備を要請しています。また、自治体においても盛土に関連する部署が複数にわたるため、担当部署が明確でないなどの課題もあります。

今後の土砂の埋立て等に対する県の対応について土木部長にお伺いします。

東日本大震災をはじめ北海道地震や熊本地震において、盛土で造成した宅地で地滑りや液状化の被害が発生したことから、国土交通省では大規模盛土造成地マップの作成、公表を行い、安全対策を加速しています。

高知県でも南海トラフ地震において懸念されると思われ、安全性の確保が重要だと考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

次に、流域治水についてお伺いします。激甚化、頻発化する豪雨災害に対応するため、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域と考え、流域関係者全員の協働で氾濫を未然に防止、軽減する対策や居住の安全の確保、避難時の安全を確保する対策などが総合的かつ多層的に取り組まれています。

県では、本年度より二級水系における流域治

水の検討に入っていますが、現在の検討状況と今後の対応について土木部長にお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

新型コロナの影響により、県の総合防災訓練も2年続けて中止となり、市町村における防災訓練や避難訓練なども平時と比べ減少しています。

南海トラフ地震に対する県民の皆さんの関心が風化していくことが非常に懸念されているところですが、コロナ下での啓発活動について危機管理部長にお伺いします。

県内の津波避難空間の整備については、国の社会資本整備総合交付金や県の津波避難対策等加速化臨時交付金などを活用し、自然地形の高台避難場所や避難路、津波避難タワーが整備されてきました。また、整備後の避難場所を活用した訓練を通じて明らかになった課題への対応もされています。

現在の避難場所の整備状況はどうなっているのか、あわせて避難した後も一定期間滞在が必要となる中でどのような取組を進めているのか、危機管理部長にお伺いします。

最後に、医療的ケア児支援に関してお伺いします。

医療技術の進歩、発達に伴い、新生児集中治療室等に長期入院した後引き続き人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要としている子供、いわゆる医療的ケア児が増加しています。

医療的ケア児は、保育園や幼稚園など預け先が少なく、児童発達支援などの施設でも実質利用できて週に1から3回程度、1回当たり数時間程度の利用のため、ほとんど24時間家族が看護しており、睡眠時間の不足など、その負担が大きくなっています。預け先がないこと、学校で親の付添いや送迎を求められること、体調悪

化による突然の休暇など職場の理解が得られないといった理由から、仕事を辞めざるを得ない、もしくはパートタイムでの仕事しか選択できないといった問題もあります。また、医療的ケア児をめぐる課題については、医療的ケアに対応できる人材やサービスの不足など、すぐに解決できない問題が多く、家族からは窓口でたらい回しにされる、医療的ケア児を支援する関係者からも行政側の相談先が分かりづらいといった声があります。

県では、令和2年度に県と高知市が合同で実施した医療的ケア児に関する調査で、68名の医療的ケア児の保護者からの回答がありましたが、実際にはもっと多くの医療的ケア児がいると考えられ、全体の状況が十分把握できていないと考えます。そんな中、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が本年の6月18日に公布、そして9月18日に施行されました。同法においては、国、地方公共団体や保育所、学校の設置者等の責務が明示され、それぞれの支援措置が規定されています。地方公共団体の責務として、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備、支援を行う人材の確保などの支援措置を行うこととされています。

現在、県において医療的ケア児の支援については、障害福祉課が窓口となり、高知県重症心身障害児等支援体制整備協議会の開催や、庁内関係課、関係機関との連絡調整を行っています。しかし、医療的ケア児の支援に関しては、人材不足を原因とするサービス体制の未整備や福祉の面だけでは対応困難な課題も多く、医療面からの積極的な施策の推進が必要であります。また、従来の福祉型の申請主義型支援では困窮している当事者に支援が届きにくい面があり、主体的に地域に入り声を拾うなど、プッシュ型支援が求められています。

同法に明示された地方公共団体の責務に対し、医療的ケア児への支援に向けて今後どのような体制で県として取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いします。

本年4月には、県から社会福祉法人土佐希望の家への委託により、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわが開設されました。同センターにおいては、当事者及びその家族の相談、情報の提供、助言等の支援や医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行うと法に規定されています。現在は、相談支援員の職員の方が他業務と兼務の体制で、トータルアドバイザーとして相談、助言に当たっていますが、看護師や保健師等の医療の視点を持つ専門職による相談体制が必要だと考えます。県外においても岐阜県など看護師が中心となり支援を行っているところは、円滑な連携ができていく状況にあると聞いています。

看護師、保健師等医療の専門職の設置など、今後の医療的ケア児支援センターの体制をどのように考えているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

同法の立法目的として、医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するとあります。健常児と同様、乳幼児期から就園、就学、社会に出てそれぞれの子供が自らの能力を最大限に発揮し、人生を全うできるよう切れ目なく支援していく必要があります。

しかしながら、医療的ケアの必要性に対する理解や、看護師や施設面での条件が整っていないことが理由で、普通学校を選択できないなど、就園、就学に当たり子供の成長発達の機会が十分に確保できていない現状であります。また、学校での親の付添いや通学バスに乗れないことなどによる親の送迎問題などの解決を図り、家

族の離職の防止という法の目的を果たす必要があります。

そこで、小中学校や保育所における医療的ケア児の円滑な受入れを推進することが重要だと考えますが、様々な課題がある中設置者である市町村にどのように対応を促していくのか、教育長にお伺いします。

次に、医療的ケア児に対応できる医師や看護師等の人材確保についてお伺いします。医療的ケア児に対応できる小児の在宅医や看護師等は高知市周辺に集中しており、高知市以外においては人材不足を理由とする事業所の不足など、医療的ケア児が地域で安心・安全に生活していくための環境は十分ではありません。高知市においても看護師の不足は深刻であり、事業所等も確保が難しく、人材の育成・確保は急務となっています。また、在宅で医療的ケア児に対応できる看護師には一定の経験が必要であり、長期的な視点からの育成が必要であります。

医療的ケア児に対応できる在宅医師や看護師等の人材育成・確保の施策について健康政策部長にお伺いします。

最後に、療育福祉センターにおける今後の医療的ケア児への支援についてお伺いします。療育福祉センターにおいては、発達障害児への支援等に力を入れていますが、医療的ケア児の通所、短期入所などの受入れが少なく、医療面での相談体制も含め、今後の支援に期待が寄せられています。県内唯一の療育機関として、医療的ケア児及び家族に対して成長、発達、ケアなど医療面からの助言を行い、より重度の医療的ケア児を受け入れる施設として機能の充実が必要だと考えます。

今後の療育福祉センターの機能の充実など、在り方について子ども・福祉政策部長にお伺いして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、菅政権の1年の取組への所見、新政権に対する思いについてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

昨年9月に発足をいたしました菅政権は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、日本の将来を見据えた様々な政策を推進され、成果を上げてこられたものというふうに受け止めております。このうち、菅総理が政権の最優先課題として位置づけました感染症対策におきましては、国民の命と暮らしを守るべく感染の拡大防止と経済活動の両立を目指し、全力で取り組んでこられました。特に、ワクチンについては、1日100万回の接種でございますとか、高齢者接種の7月末終了といった目標を総理自らが打ち出されまして、重点的に取り組まれたというふうに考えております。その結果、短期間で接種率の大幅な向上が図られまして、感染拡大の第5波において高齢者の感染割合が減少をし、重症化率なども低下しているという成果を上げていると考えております。

また、我が国におきます中長期的な政策課題についても果敢に挑戦をされております。このうちデジタル化におきましては、司令塔となりますデジタル庁の設置を1年で実現されました。また、脱炭素化につきましても2050年のカーボンニュートラル宣言を行われまして、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減するという具体的な目標も示されるなど、大きな一歩を踏み出しているというふうに考えております。加えまして、携帯電話料金の引下げなど、国民の目線に立った施策も積極的に推進をし、実現に結びつけてこられました。1年余りの大変短い期間の中でこうした成果を残されてきたことは、菅総理が中央省庁の縦割り打破を掲げられ、

強力なリーダーシップを発揮された結果であるというふうに評価をするものであります。

一方、新型コロナウイルスの収束までにはなお時間を要し、菅政権が進めてこられたデジタル化などの政策についても、その多くはいまだ道半ばと言える状態ではないかというふうに考えております。したがって、来月に発足をします新政権においては、まずは菅政権が最優先課題とされておりました新型コロナウイルス感染症への対応に、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次なる感染拡大の波に備えまして、十分な医療提供体制の確保あるいは希望される全ての方へのワクチン接種などを着実に進めていかなければなりません。その上で、社会経済活動の段階的な再開に向けました出口戦略についても、しっかりと描いていく必要があります。政府におかれましては、先日、ワクチン・検査パッケージなどを活用した行動制限緩和の基本方針を決定されました。開始時期や制限緩和の範囲など、実施に向けた具体的な検討を早急に進めていただきたいというふうに考えております。

加えて、度重なる感染拡大によりまして、飲食店や観光関連事業者をはじめといたしました多くの事業者の方々が、大変厳しい経営状況にあり、議員から御指摘もありましたとおり、冷え込んだ消費マインドの回復が求められているというふうに考えております。国において十分な規模の経済対策を講じられまして、速やかに落ち込んだ経済の立て直しを図っていくことが重要であると考えます。あわせて、地方自治体が地域の実情に応じて行いますきめ細かな対策が必要となります財源の確保をぜひ図っていただきたいというふうに考えております。

また、感染症対策以外におきましても、ただいま申し上げましたデジタル化、脱炭素化といった政策については、本県にとりましても今後の

県勢浮揚に向けた重要課題であると考えております。取組を国において一層加速していただきたいと考えます。さらには、地方創生や国土強靱化など、我が国の行く末に関わる政策を継続し、前に進めていただくということが大切ではないかと考えております。

私としては、新たな政権におかれましては、国民の皆さんとはもとよりであります。地方団体ともしっかりと意思疎通を図っていただき、その施策が本県の取組の一層の追い風となるということを強く期待いたしております。

次に、感染症のリスクコントロールを含めましたグローバル化の取組についてお尋ねがございました。

本県ではこれまで産業振興計画を通じまして、地産外商を官民挙げて進めてきた結果、人口減少下におきましても拡大する経済へと構造を転じつつある、そうしたところでありました。しかしながら、そのさなかに新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が停滞を余儀なくされておきまして、本県経済は大きなダメージを受けております。こうしたコロナ禍にありましても、本県経済を再び成長軌道に乗せていくというためには、国内市場だけではなく、経済の回復が先行して見られております海外市場に打って出るということが重要だと考えております。このため、感染症収束後の国際的な経済活動の再開を見据えまして、現在御指摘ありましたインバウンド観光の需要回復でございますとか、県産品の輸出拡大に向けた備えに取り組んでいるというところでございます。

また、議員から御指摘がございましたとおり、今後も新たなウイルス感染症の流行といった脅威が考えられますことから、こうしたリスクを想定した取組を今後も展開いたさなければならぬと考えております。

このため、現在の取組として申しますと、食

品海外ビジネスサポーターを重点市場でありまず海外の現地に配置いたしますことで、海外渡航の制限がある中でも販路開拓ができる体制づくりを進めているところでございます。また、オンラインによる商談あるいはeコマースなどを活用いたしました販路拡大が可能となりますように、輸出を展開する事業者に対する支援を進めてまいります。さらに、インバウンド観光につきましても、海外に設置したセールス拠点を通じて旅行商品の造成を図るといった取組のほかに、デジタルプロモーションを展開いたしまして、認知度の向上に取り組んでまいります。

中長期的に見ますと、人口減少によりまして国内市場の縮小は避けられないというのが現実であると考えます。このため、リスクはありましても、それは前提とした上で海外市場をターゲットとした取組を進め強化していく、このこと自身は必要であるというふうにご考えているところでございます。

今後とも国内外の感染動向を注視いたしまして、リスクの回避という点にも意を払いながら、グローバル化に向けた取組を戦略的に進めてまいりたいと考えております。

次に、本県におきます新型コロナウイルス感染症関係の情報提供におきまして、留意した点についてお尋ねがございました。

本県におきましては、昨年2月に県内初の新型コロナウイルスの感染者が確認をされて以来県民の皆さんあるいは事業者の皆様に対して創意工夫をしながら、様々な情報発信をしてまいりました。日々の感染者の発表に関しましては、御指摘もありましたように個人が特定されることがないように、個人情報保護上の留意、配慮をしながら、一方でできる限り具体的な情報をお示しいたしまして、早期受診のきっかけあるいは危機意識の醸成が県民の皆さんの中につながっていくように心がけてまいったところでご

ございます。

また、感染状況に応じまして、県の対応方針を決定する際あるいは県民の皆様にはメッセージを発する際においては、本部会議の場あるいはその都度その都度の記者会見の場などにおきまして、私自身が県民の皆さんに情報発信をするように心がけてまいりました。その際には、具体的な事実を分かりやすく整理し、データやグラフなども用いながら、対策を決定していく際の根拠を丁寧に説明するように努めているところでございます。さらには、これらのメッセージを受けられる県民の皆様の気持ちを想像し、それに寄り添い、できる限り県民の皆さんの共感をいただけるようなメッセージを発したいと、そうした思いで常に心を砕いてきたところでございます。

今後につきましても、県民の皆さんと心を一つにして前に進んでいけるように、タイムリーな、そして正確で分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

最後に、医療的ケア児支援法に基づきます支援体制についてお尋ねがございました。

医療的ケア児の御家族につきましては、御指摘がございましたように、日々長時間にわたる看護をされているというふうにお聞きをいたしております。改めて御家族の心身の御負担の大きさをお察いたします。

県といたしましては、医療、保健、福祉、教育などの関係機関あるいは民間団体との緊密な連携の下で、これまでの取組をより一層充実させていく必要があるというふうと考えております。具体的には、本年の4月に今回の法律制定に先駆ける形で、御家族からの様々な相談に対応するための拠点となります、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわを設置いたしましたところであり、この点御指摘いただいたとおりでございます。センターでは

御家族からの相談をしっかりと受け止めまして、医療的ケア児がそれぞれの地域で医療や福祉の関係機関から必要な支援が受けられるように、総合的に取り組んでおります。

今後も御家族や関係の機関から頼られる拠点となることを目指し、センターに医療職の配置を検討することなどを含めまして、体制を充実してまいります。

また、この点も御指摘ありましたプッシュ型の相談支援を強化していくという観点から、医療的ケア児お一人お一人全員にコーディネーターの配置をするという体制を目指しまして、現在51名でございますコーディネーターを120名まで確保できるよう養成をいたしたいというふうに考えております。

学校におきます受入れ体制の整備といたしましては、医療的ケア実施体制ガイドラインの見直しでございますとか、看護師などと教職員によりますチーム支援の充実の検討を行ってまいります。また、医療的ケア児の御家族に休息を取っていただける環境を充実するということが重要であると考えますので、このため身近な地域におきます受入れ施設の確保に取り組むことといたしております。さらに、市町村におきましては、医療的ケア児に対して災害時を含めた支援を行うという役割も担っていただくことになっております。県といたしましても、市町村に対します助言あるいは人材の派遣を通じて、市町村を支援してまいりたいと考えております。

これら一連の取組については、本県におきましても日本一の健康長寿県構想の中にしっかりと位置づけを行いまして、医療的ケア児と御家族が安心して生活を送ることができるよう、取組を鋭意進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長 沖本健二君 登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、本県

の輸出の取組に関しまして、新型コロナウイルスから見えてきた課題と今後の取組についてお尋ねがございました。

日本国内の人口が減少に転じ、国内市場が縮小していく中、将来にわたって本県経済が成長していくためには、輸出の拡大が重要となります。そのため、産業振興計画の成長戦略に位置づけ、これまで積極的に取り組んできました結果、コロナ禍の状況にあっても輸出額が増加したのもございます。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大による新たな課題も見えてまいりました。具体的には、感染が拡大した国においてロックダウンが実施され、経済活動が停止したため、日本からの輸出が停滞するといった事態が起きました。また、世界的なコンテナ不足や航空便の減便により、輸送手段の確保に支障を来す状況が発生をいたしました。

こうした課題は、コロナ感染拡大の収束により解消されるものもございますが、安定した輸出の確保を図っていくためには、今後起こり得る自然災害や感染症といったリスクを想定し、事前に対応策を講じておかなければなりません。

具体的に申し上げますと、まず第1に、海外市場ばかりに依存するのではなく、国内の市場を一定確保しておくことが必要です。第2に、特定の国に偏ることなく、複数の国への輸出ルートを確立しておくことがリスクヘッジとなります。第3に、1つの物流が途絶えても様々な物流手段に対応できますよう、長期保存に対応した商品づくりなどが求められます。第4に、海外への渡航制限により販促活動が滞ることのないよう、現地の商社などとのネットワークを常日頃から構築しておくことが重要となります。

今後、積極的に海外展開を行う事業者に対しましては、こうしたリスクへの対策を講じた輸出戦略の策定を支援するなどして、さらなる輸

出の拡大を目指してまいります。

次に、関西戦略の進捗状況についてお尋ねがございました。

関西戦略につきましては、大阪府や兵庫県に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が一定の制約を受ける中であって、3つのプロジェクトを進めております。

まず、観光推進プロジェクトでは、都市部にはない本県の自然・体験型観光をアピールすることで、関西圏からの観光客誘致を進めていくこととしております。また、関西国際空港を利用する外国人観光客の誘致につきましては、現在大阪観光局などの協力をいただきながら、コロナ収束後のインバウンド需要の拡大を見据えた周遊モデルルートを作成しておるところでございます。

次に、食品等外商拡大プロジェクトでは、コロナ禍においても販売が堅調に推移しております量販店をターゲットとして、卸売市場関係者と連携しましたフェアの開催や、地域に密着した店舗への営業活動の強化に取り組み、これまで取引のなかった量販店での県産品の新たな取扱いが始まっております。また、関西圏の企業と連携した工業製品などの外商拡大に取り組みました結果、包括協定企業が取り扱います万博公式ロゴマークのライセンス商品に採用をされました。

さらに、万博・IR連携プロジェクトでは、これまで2025年日本国際博覧会協会や大阪府建築士会への情報収集を行ってまいりました。今後は、昨日選定されました大阪IRの設置運営事業者や、12月以降に決定されます大阪・関西万博の民間パビリオン出展事業者に対しまして、関連施設での県産木材などの活用に向けました提案活動を進めてまいります。

コロナ禍にありましても、関西・高知経済連

携強化アドバイザーや関係者との連携を密にしますとともに、一層の情報収集に努めますことで、各プロジェクトに掲げました令和5年度の目標の達成を目指し、積極的に取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、第5波における病床や宿泊療養施設の確保についてお尋ねがございました。

自宅療養導入前の患者の療養については、原則重症・中等症患者の受入れは感染症指定医療機関、高齢者や基礎疾患のある軽症者は入院協力医療機関、その他の無症状・軽症者は宿泊療養施設といった役割分担で対応してまいりました。

これまでの病床や宿泊施設の確保の状況を時系列で整理しますと、療養者が100人未満であった7月末では入院病床を226床確保するとともに、宿泊療養施設は1か所、140室で運用を行っておりました。8月に入りますと重症者の急増は見られませんでした。療養者が常時100人を超える状況が続いたため、8月12日には2か所目の宿泊療養施設の運用を開始し、合計で221室を確保し、8月21日には休止していました高知医療センターのやまももを再開し、3か所体制で237室を確保いたしました。

その後、8月30日にはこれまでで最大となる744人の療養者となったことから、さらなる感染者の増加に備えるため、新たな宿泊療養施設の運用開始に向け準備を進め、10日後の9月8日にはやまももに替えて、より規模の大きな宿泊療養施設を開設し、合計で268室を確保し、対応を行ってきたところでございます。加えて、病床確保計画を見直し、9月1日からは新たに1医療機関、8病床を確保するとともに、緊急時対応として2医療機関のうちの58病床を追加し、現在入院即応病床を292床確保しています。この

ように、事前に医療関係者や宿泊関係者の協力関係が確保されていたため、感染者の急増に迅速に対応できたものと考えております。

第5波を振り返りますと、感染者は多かったものの、ワクチン接種の効果もあり、重症化しやすい高齢者層より、中年層以下の患者が多くを占め、中等症以上の入院患者数は第4波と同程度にとどまったことで、病床の逼迫という事態は回避することができました。

今後は、第5波を超える次の波に備え、病床のさらなる確保に加え、自宅療養患者への医療提供体制の強化を図るとともに、臨時の医療施設の設置に向けた検討も進めてまいります。また、宿泊療養施設については、医療人材の確保が大きな課題となるため、室数が多く効率的な運用のできる施設規模拡大を念頭に、新たな施設の確保に取り組んでまいります。

次に、今回の自宅療養体制の構築を踏まえ、第6波に備えた対応についてお尋ねがございました。

今回の第5波におきましては、8月下旬以降の感染者の急増により、全療養者数が病床確保計画における想定を上回り、一時期は700人を超えるなど、宿泊療養施設が逼迫する状況となりました。そのため、宿泊療養施設の入所対象を、軽症者の中でも発熱が続く方や単身の方に絞り込み、無症状の方などは自宅での療養をお願いいたしました。

自宅療養中の患者に対しましては、完備するまで多少の時間はかかりましたが、血中の酸素量を測定できるパルスオキシメーターを貸し出した上で、日々の健康観察を行ってまいりました。あわせて、血中酸素濃度の低下を含め、健康状態が悪化した場合の保健所への連絡をお願いするとともに、高知市と共同で夜間の電話相談窓口を開設し、緊急に受診が必要となった患者の受診調整を行いました。また、医師会や薬

剤師会などと連携し、自宅療養中の患者に対して電話によるオンライン診療を実施するとともに、処方薬の自宅配送などにも取り組んでまいりました。

第5波では、これまで自宅療養中の患者920人のうち168人の方の受診調整を行い、医療機関につなげました。そのうち26人は入院となりましたが、自宅での死亡や入院後に亡くなられる事例はありませんでした。また、宿泊療養が望ましいと考えられる場合は、9月8日の第3のホテルが開設するまでの間に、309人の患者を自宅療養から宿泊療養に切り替えました。

自宅療養においては、病態の管理と生活の維持の両面からの支援が重要であると認識しております。そのため、第6波に備え、やむを得ず自宅療養をお願いする場合にも、自宅療養中の健康観察と緊急時の受診調整が可能となるよう、保健所においては業務分担の見直しを行うとともに、地元医師会との連携強化にも努めてまいります。また、自宅療養が必要となる患者に対する生活支援物資の提供を継続するとともに、患者支援に取り組もうとする市町村との患者情報の共有にも努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の急拡大に備えた臨時医療施設の検討状況についてお尋ねがございました。

臨時医療施設については、全国的な感染の急拡大を受け、8月に国から各都道府県に対してその設置の検討について要請がありました。こうしたことから、感染者数が大幅に増加した第5波を超える次なる波に備え、高知県医師会をはじめ関係団体と臨時医療施設の設置に向けた検討を進めることとし、9月22日に第1回の臨時医療施設の整備に向けた協議会を開催いたしました。協議会では、臨時医療施設は宿泊療養施設と入院対応の中間的な施設として位置づけ

ることや、感染者が急激に拡大する緊急時対応期に設置することなどについて確認いたしました。

今後は、他の都道府県の先進事例を参考にしつつ、設置場所や医療従事者の確保などについて検討を進め、冬場の感染拡大に備え、11月中をめどに取りまとめを行うこととしております。

次に、これまでのワクチン接種の状況と課題についてお尋ねがありました。

本県のワクチン接種の状況については、本年2月からの医療従事者の先行接種がスタートし、4月には各市町村において高齢者の接種が始まりました。市町村や医療従事者の御協力により、医療従事者については6月末、高齢者については国全体として目標とした7月末までに希望する方への接種はおおむね完了し、現在は一般接種が進められています。9月26日時点の接種率は、対象となる12歳以上の人口に対して1回目が78%、2回目は68%となり、全国平均と比較し、それぞれ4%、6%程度ほど高くなっており、目標とする11月には希望する方への接種はおおむね完了すると考えています。

今後の課題については、議員御指摘のとおり、若年層の感染者数が増加していることを踏まえ、若年層の接種率をいかに向上させるかが最大の課題であると考えております。県内の10代及び20代の1回目の接種率は51%と、おおむね半分の方が接種されており、特に10代は全国に比べても9%ほど高くなっていることから、今のところ順調に接種が進んでいると考えております。ただ、接種によって不妊になるといった誤った情報が流れていることなどにより、まだ接種するかどうかを様子見されている方や、迷っておられる方もいると考えております。

このため、県としては、接種のメリットやデメリットなど正しい情報を知っていただいた上で、積極的に接種を検討していただきたいと考

えております。テレビやホームページなどあらゆる媒体を活用して、引き続き情報発信に努めてまいります。

次に、政府の動向を踏まえた今後のワクチン接種の推進についてお尋ねがありました。

現在、国においては、希望する全ての国民がワクチンを接種した段階における行動制限の緩和に向けた、ワクチン・検査パッケージの議論が進められております。こうした出口戦略がワクチン接種を進めるためのインセンティブとなり、接種率の向上にもつながっていくと考えております。このため、先日全国知事会から、行動制限を緩和するために必要となるワクチン接種率について、個人の事情に配慮しつつ、より高い目標を掲げて実現すべきであるとの提言を国に対して行ったところ です。

本県としましても、若年層のみならず全世代の接種率の向上に向け、ワクチン接種のメリットやデメリットなど、接種を検討する際に必要となる正確な情報発信をさらに強化してまいります。あわせて、ワクチン接種の強制や接種できない方への偏見や差別、中傷は絶対にあってはならないものであることから、人権配慮の視点からの啓発も強化してまいりたいと考えております。

次に、高知家あんしん会食推進の店認証制度の現状と課題についてお尋ねがございました。

一昨日、9月27日現在の申請数は1,771件、このうち認証済みが175件となっています。申請数に比べ認証が進んでいない原因といたしましては、現地調査において施設の対策が不十分で基準を満たしていないケースや、当初は調査員の不慣れによるミスなどもあり、半数以上で再調査が必要となっております。現地調査や事務処理のスピードアップが課題となっています。そのため、業務委託しております事務局の担当者を20人から40人に増員しますとともに、調査員

に対する事前研修に現地確認の実務を加えるなど、事務局体制の強化を図ってまいりました。その結果、9月中旬からは1日当たりの認証施設数が大幅に増加するなどの効果が出てきております。

今後、申請数の増加に向けては、協力金の支給なども含め、さらなる広報に努めるとともに、時短要請時の営業時間の延長などのインセンティブを付与することも検討してまいります。また、事務局との連携を強化し、現地調査や事務処理のスピードアップを進め、認証施設の増加に努めてまいります。

次に、医師の働き方改革への取組についてお尋ねがございました。

医師の長時間労働を是正し、医療の質、安全の確保と持続可能な医療提供体制を維持することを目的に、本年5月に医療法等の関係法令が改正されました。この改正により、令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制や健康確保措置等が適用されますことから、この対応に向けた取組を加速化する必要がございます。

医療機関自身の主体的な取組が重要となりますことから、平成27年度に設置しました医療勤務環境改善支援センターに配置している労務や経営に関するアドバイザーによる個別相談や、希望する医療機関には直接出向き、現場に即した助言等を行っております。また、救急医療などの特別な機能を果たすために、やむなく長時間労働となる医療機関を対象とした勤務環境改善事業費補助金を創設し、医療人材の確保や勤怠管理システムの導入などの取組を支援しております。さらに、本年8月にはアンケート調査を実施し、現時点での時間外労働が令和6年4月適用となる上限規制を超える医師が勤務する医療機関を把握し、個別にアプローチを開始するほか、上限規制を超える診療科や地域別の分析も併せて行い、必要な対策について検討を進

めてまいります。

今後、医療機関への支援策に加え、医師の長時間労働を生む構造的な問題を解決するために、引き続き地域医療構想などによる医療施設の役割分担の推進や、地域間、診療科間の医師偏在の是正を図るとともに、県民の皆様の適切な受診行動を推進しながら、医師の働き方改革に向けた取組を全力で進めてまいります。

次に、今後の県内の周産期医療提供体制の構築についてお尋ねがありました。

本県の周産期医療体制においては、分娩取扱施設の地域的な偏在と、産婦人科医師の長期的な不足が課題となっています。特に、高幡医療圏では10年以上分娩取扱施設がない状態が続いています。また、中央医療圏でも分娩を取り扱う診療所の減少をカバーするため、高次の分娩取扱施設における正常分娩の取扱数が増加するなど、分娩取扱施設の役割に少しずつ変化が生じ始めてきております。一方で、医師養成奨学金などの医師確保対策の取組などにより、近年では県内の産婦人科医師数が増加傾向にあるなど、明るい兆しも見え始めています。

医師の働き方改革の推進により、産婦人科医師の不足が加速化しかねないといった懸念もあり、並行して進められている地域医療構想や医師偏在対策と整合性を図りながら、医療機関の機能分化と医師配置の適正化、医師の負担軽減を両立させていく取組が必要になります。このため、県が設置しております産婦人科医師、小児科医師、医療関係団体などで構成する高知県周産期医療協議会において、各分娩取扱施設の役割分担の在り方や、周産期医療に携わる医師の確保、タスクシフティングによる医師の負担軽減の在り方などについての俯瞰的な議論を進めているところです。

今後も、関係者と連携しながら、本県の周産期医療体制の再構築に取り組んでいきたいと考

えております。

最後に、医療的ケア児に対応できる医師や看護師などの育成・確保についてお尋ねがございました。

現在、国において医療的ケア児への対応を念頭に、地域の小児在宅医療に係る人材育成などを担う医師を養成する研修会が行われており、これまでに高知県から11人の医師が受講しております。この研修を受講した医師は、地域における医療的ケア児の訪問診療を推進するため、訪問看護師や相談員などとの退院前カンファレンスの実施によるチーム医療の充実を図る取組などを行っているとお聞きしております。

また、県では、県立大学に訪問看護師養成の寄附講座を設けて、その中に医療的ケアを必要とする小児の在宅看護について研修科目に取り入れるなど、地域で小児に対応できる訪問看護師の育成を継続して進めております。

今後は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律がこの9月に施行されたことに伴い、必要な技術を持った看護師の確保や人材の地域偏在の解消などに向けた新たな仕組みづくりが必要と考えています。こうしたことから、関係機関と連携・協力の下、医療的ケア児に対応できる人材養成のための研修制度や寄附講座の拡充など、必要な施策について検討してまいります。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) まず、今回のまん延防止等重点措置の適用とその評価についてお尋ねがございました。

本県では、8月中旬以降の感染急拡大を受け、8月19日に県の対応ステージを5段階で最も高い非常事態に引き上げ、高知市、南国市、香南市を対象に不要不急の外出自粛や飲食店などへの営業時間短縮の要請を行いました。これと並行しまして、対策の効果も見極めながら、国に

対しまん延防止等重点措置の適用申請を行うことを視野に入れ、内閣官房との事前協議を進めていたところ、国は本県の感染状況や全国状況なども考慮し、8月27日から9月12日までを期間とする本県へのまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

この適用を受けまして、本県では国の基本的対処方針に基づき、高知市内の飲食店などに対しては、それまでの営業時間の短縮要請に加え、酒類を提供しないよう要請するとともに、県全域における不要不急の外出自粛や出勤者数の7割削減を目指すといった措置を県民、事業者の皆様にご要請してまいりました。営業時間短縮の要請については、高知市内のほとんどの飲食店等に御協力をいただき、重点措置期間中の夜間の人出は、第5波が来る前の7月1日と比べて約70%減少しました。9月上旬からは新規感染者数は大幅な減少に転じるとともに、医療提供体制の状況も改善したことから、予定の9月12日をもって重点措置の適用が解除されたところです。

まん延防止等重点措置の適用を受けたこと、また適用に伴い県からより強いメッセージを発信したことで、県民の皆様が強い危機感を持たれ、これまで以上に感染拡大防止に御協力をいただいた結果、短期間で大幅な改善につながったものと考えております。

次に、災害対策基本法等の法改正を受けての対応についてお尋ねがございました。

本年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行されました。主な改正点としては、避難勧告と避難指示の一本化と、個別避難計画作成の市町村への努力義務化の2点であります。法改正を受け、県では1点目の避難指示への一本化については、何より県民の皆様にご知っていただくことが重要であることから、テレビやラジオを通じた広報を行うとともに、市町村と連

携し広報紙やホームページ等を活用した周知を図ってまいりました。また、7月の静岡県熱海市における土石流災害を踏まえ、県内の市町村長に対し、土砂災害警戒情報の発表時には避難情報に関する国のガイドラインに基づき、直ちに避難指示の発令を基本としていただくよう、改めて通知したところでございます。

2点目の個別避難計画の作成については、法改正以前から津波からの避難が必要な沿岸の5つの市においてモデル地区を選定の上、それぞれの市と南海トラフ地震対策推進地域本部、福祉保健所が連携し、計画づくりに取り組んでまいりました。現在は、その他の沿岸地域におきましても、モデル地区で得られたノウハウを活用し、各市町村と共に個別避難計画の作成を進めているところです。

今後は法改正も踏まえ、大雨による土砂災害や浸水の危険性の高い地域においても個別避難計画の策定が進むよう、引き続き市町村を支援してまいります。

次に、コロナ下における南海トラフ地震対策の啓発活動についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの人の参加が見込まれる県や市町村などが主催する防災訓練や防災イベントは、中止もしくは規模を縮小するものが増えております。また、感染対策を徹底した上で実施している出前講座や起震車体験についても、回数や参加者が減少するなど、人と人が接触する機会が多い啓発活動はコロナ禍の影響を受けております。

一方、マスメディアなどを活用した啓発活動については、感染リスクを考慮する必要はないことから、コロナ下においても着実に実施しております。具体的には、早期避難意識率の向上のため、今年度新たなテレビCMを作成し、近年増加しているデジタルサイネージなどを活用した啓発を行うとともに、事業者団体等を通じ

たチラシの配布やウェブでの説明会など、広報手段の拡充に取り組んでおります。また、水、食料の備蓄を促進するため、ローリングストックの啓発ソングを作成し、県内の量販店で繰り返し放送していただくなど、身近なところからの働きかけも強化しております。加えて、住宅の耐震化や家具の固定も含め、ラインによる啓発やミニ動画の活用等、啓発活動の充実を図っているところです。

今後も県民一人一人の防災意識を高めることができるよう、感染対策を徹底した防災イベント等の実施を検討するとともに、さらに広報手段等を多様化、充実させることで、引き続きコロナ下での啓発活動に取り組んでまいります。

最後に、避難場所の整備状況などについてお尋ねがございました。

津波避難空間のうち、高台にある避難場所の整備については、行動計画に位置づけた1,445か所が既に完了しております。また、津波避難タワーの整備については、計画された126基のうち今年度末までに119基が完了する見込みとなっています。

一方、高台などへの避難が可能でありますことから、計画には位置づけされていないものの、より近くで、より安全に避難するための津波避難タワーの整備を求める住民の声があることは認識しています。こうした地域においては住民の不安を解消し、確実に避難ができるよう、避難路の安全対策や訓練の工夫など、地域の実情に応じた対策について市町村と連携して取り組んでまいります。

また、避難場所では少なくとも1日程度の滞在が必要となるため、最低限必要な資機材として水やトイレ、ラジオを備蓄する方針を本年6月に市町村と共に定めたところです。今後は、この方針に沿った資機材の整備が進むよう、引き続き市町村を支援してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、新学期の開始に当たっての県立学校における感染防止対策についてお尋ねがございました。

県立学校では、8月22日から順次新学期がスタートしました。当時、県の感染症対策の目安のステージは非常事態であり、その後8月27日からは本県にまん延防止等重点措置が適用されました。県教育委員会としましては、そのような状況の中においても教育活動は止めないことが大切との考えから、学校を一律に休業することはせず、子供たちの安全・安心を確保するための感染防止対策を一層強化することといたしました。

具体的には、生徒や教職員自身に発熱等の症状がある場合だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校、出勤しないことや、昼食時の黙食の徹底、部活動の制限などを実施しました。さらに、感染が拡大していた県中央部に所在する県立高校等では、公共交通機関の利用等による感染リスクを低減させるため、始業時間を1時間程度遅らせることとしました。その結果、通学時間帯の乗車率が分散されたデータも得られており、一定の成果があったと考えております。また、生徒がPCR検査を受ける場合には、速やかに学校へ連絡してもらうよう保護者に協力をお願いするとともに、結果が陽性であった場合に迅速に対応できるよう、学校において接触者リストの作成準備などを開始するといった取組も行っております。

これらの県立学校における対応については、市町村教育委員会にも参考としていただくためにお知らせをしております。児童生徒や保護者、教職員の協力の下、このような感染対策を徹底することで、8月下旬からこれまでの間、県立学校内での感染の拡大は確認されておりません。

県教育委員会としましては、今後も引き続き

通知物の発出や校長会などの機会を通じて、感染防止対策の徹底に取り組んでまいります。

次に、小中学校や保育所などにおける医療的ケア児の円滑な受入れについて、市町村にどのように対応を促していくのかお尋ねがございました。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、その基本理念で、学校等の設置者には、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるように最大限に配慮することが求められております。

現在、県立特別支援学校では、福祉サービス事業者との日常的な情報共有に加え、医療的ケア看護職員となる看護師等の配置や緊急時の主治医との連絡体制など、県立特別支援学校における医療的ケア実施体制ガイドラインも踏まえ、医療・福祉との連携・協力体制を構築しており、医療的ケア児の受入れ環境は一定整備されていると考えております。

一方、小中学校や保育所においても医療的ケア児の受入れ環境の整備が求められますが、医療機関や福祉機関との連携構築や教職員の指導力の向上、看護師等の確保や対応力の向上などが課題となっております。

このため、県教育委員会としましては、円滑な受入れ体制の整備に資するため、特別支援学校向けに策定したガイドラインを、既に受入れを実施している市町村教育委員会や小中学校等の意見も聞きながら、福祉との連携も含めて、現場の課題解決につなげるように改定し、参考となるよう、市町村をはじめ関係機関に周知していくこととしております。また、小中学校や保育所の医療的ケア児を担当する教職員に対しては、特別支援学校の教員が実施している指導方法等の支援事業を充実強化してまいります。

さらに、看護師等については、配置に係る国や県の財政的支援の周知を図るとともに、職員

の確保に向け、関係部局や医療関係機関等とも連携して支援を行ってまいります。あわせて、学校等において看護師等と教職員とがチームとして医療的ケア児の支援に当たることができるよう、研修等によって対応力の向上を図ってまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、県内事業者の現状把握と今後の支援策についてお尋ねがございました。

県内事業者の現状につきましては、金融機関をはじめ商工会、商工会議所、商店街振興組合など各種団体から随時お話を伺いますとともに、各業界から様々な御要望をお受けする中で現状の把握に努めてまいりました。こうした結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の経営状況は、その長期化に伴い確実に厳しさを増してきていると認識しているところです。

金融機関には資金繰りの相談も増えてきておりますし、コロナ関連の融資により当面の手元資金を確保している事業者でも、借り入れている運転資金が徐々に減少し、将来の融資返済に対する不安が高まっているとのお話も伺っております。こうした状況が改善することなく、コロナ関連の融資の据置期間が終了し、融資返済が始まれば、事業者の資金繰りが急激に悪化することが懸念されるところです。

このため、引き続き金融機関や関係機関、事業者からの声に耳を傾け、事業者の正確な現状把握に努めますとともに、特別経済対策プロジェクトチームと連携し、早期の経済回復に向けて必要な対策を迅速に実施してまいります。その上で、返済開始時点において十分に経済状況が回復していない場合には、県の融資制度に係る償還期間の延長などを含め、必要な支援策をさらに検討してまいります。

また、国の融資制度の出口対策につきましては、高知県だけの課題ではなく、全国的な大きな課題であります。このため、返済開始時点の経済状況を見極め、必要に応じて全国知事会や他の都道府県とも連携しながら、新たな支援策について国にしっかりと提言してまいります。

次に、デジタル化による県経済の活性化についてお尋ねがございました。

デジタル技術の活用は、業務の効率化や生産性向上に加えて、テレワーク等による働き方改革の推進や、大都市との間の関係人口の増加など、地域経済の活性化に資するものであり、本県のような地方こそ積極的に取り組む必要があると考えております。

このため、昨年度はシェアオフィスの拠点となる施設整備や県内企業のデジタル化のモデル事例を創出する事業に取り組み、また本年度は産業振興センターに県内企業のデジタル化を支援する部署を新設するなど、積極的に取組を進めています。

こうした中、県内企業がデジタル化に取り組む上で、デジタル人材の確保が大きな課題となっています。一方、コロナ禍が長期化する中、都会から地方への人や企業の流れが生まれていますが、議員御指摘のとおり、実際の人の移動は大都市の近郊にとどまっているのが現状です。

今後、本県のデジタル化の取組をさらに進めていくためには、このような大都市のデジタル人材を本県に呼び込んでくることが重要であると考え、そのための施策として9月補正予算案を今議会に計上させていただいております。

具体的には、都内の民間プログラミングスクールと連携し修了生を対象とした県内企業への就職等に向けたマッチングイベントの実施、副業や兼業専門の運営サイトを通じた大都市の企業に勤務する方と県内企業とのマッチングの実施、本県でのテレワークの実施を促進するため首都

圏等の企業の人事担当者などを対象としたモニターツアーの実施、これらに取り組んでまいります。これまでの取組に加えまして、こうした新たな施策を実施することにより、本県のデジタル化の取組をさらに加速してまいります。

最後に、県内事業者の働き方改革の取組などについてお尋ねがございました。

働き方改革は、生産年齢人口が減少する中、多様な人材が活躍できる職場環境をつくり、業務の効率化などを進めて、労働生産性の向上につながる重要な取組と認識しております。このため、これまで国や経済団体等と連携し、働き方改革に関するセミナーの開催による意識の醸成や、個別企業のコンサルティングなどに取り組んでまいりました。あわせて、産業振興計画においてデジタル化の推進などにより、生産性の向上にも取り組んでいるところであります。

その結果、令和3年高知県労働環境等実態調査の速報によりますと、働き方改革に取り組んでいる事業所は48.7%と、前回2年前から6.2ポイントの増となっております。働き方改革に取り組んでいる企業からは、労働者のモチベーションが向上した、業務の効率が上がったといった効果が聞かれており、生産性の向上にもつながっていると考えております。

一方、企業が働き方改革に取り組んでいない理由として、現状で特に問題がないと感じていることや、人手が限られる中、取組を進める人材がいないといったことが挙げられており、働き方改革を進めていくことの効果やメリットがまだ十分には理解されていない現状がございます。

このため、これまでの一連の取組に加えまして、県内企業の身近な働き方改革の好事例をまとめた冊子を作成、配布するとともに、来年度には社内で働き方改革を推進する担当者向けのセミナーを開催するなど、好事例の横展開も図っ

てまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、今後の観光需要喚起策についてお尋ねがございました。

1年半以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要は著しく減少し、観光関連事業者の皆様は危機的な状況に置かれています。一方で、長引く自粛要請などにより、旅行に行きたいという意欲は日増しに高まっており、行動制限が緩和された後は観光需要が一気に回復することが想定されます。その際には、より多くの旅行者の方に本県に来ていただけますよう、効果的な喚起策をタイムリーに打ち込んでいく必要があると考えています。

まず、当面は現在休止している高知観光トク割キャンペーンと高知観光リカバリーキャンペーンにつきまして、10月1日から県民の方を対象に再開した上で、他県の感染状況なども踏まえ、対象エリアの拡大を図っていきたいと考えています。

また、観光需要が本格的に回復する時期を来年1月以降と想定し、現在実施しているリョーマの休日キャンペーンの内容を1月から大幅に拡充したいと考えています。全国調査などによりますと、旅先でおいしいものを食べることが旅行の最も大きな動機づけとなっており、また本県を訪れた観光客の方からは、高知の食について非常に高い評価をいただいているところです。こうしたことから、1月からのリョーマの休日キャンペーンでは、高知の食をより前面に打ち出していきたいと考えています。また、その際には冬の暖かさや春の花巡りなど、季節ごとに誘客効果の高い素材を旬の食と絡めて情報発信するなど、旅行者のニーズにきめ細かく対応したPRを切れ目なく行ってまいります。

今後、他県との誘客競争も一層激しさを増すものと思われませんが、来年1年間の本県観光客

入り込み数の目標を過去最大の450万人と定め、その達成に向けまして官民一体となって全力で取り組んでまいります。

次に、本県におけるワーケーションの取組についてお尋ねがございました。

ワーケーションへの関心の高まりを踏まえ、まずはその基盤となりますワークスポットの充実を図るため、県で補助制度を創設し、40を超える宿泊施設などでの環境整備を支援してきたところです。さらに、この4月には特設サイトを立ち上げ、本県ならではのワーケーションの過ごし方やワークスポット、助成制度などを紹介するとともに、相談できる窓口も設置をいたしました。

これまでの取組を進める中で、企業の皆様からは地域連携に関する御希望が多く、例えば地域の課題解決をテーマとした企業研修が本県でできないかといったような相談をいただいています。また、全国調査でも同様の傾向にありますが、個人の方々は観光重視型の希望が多く、特にサイクリングやアウトドア、マリンスポーツといった自然体験を望む傾向にあります。

このため、企業向けには、地元の自治体職員や地域住民の方々とのワークショップや集落活動センターとの交流といった企業のニーズに沿った研修プランを充実させ、提案していきたいと思います。また、個人向けには、自然体験プログラムなど本県の強みである自然体験観光のメニューを充実させるとともに、来年から実施予定の食を押し出したキャンペーンとも連動させ、ワーケーションを扱う旅行会社などへのセールスも強化していきたいと考えています。

ワーケーションは、交流人口の拡大や本県への移住にもつながる施策であり、今後も引き続きそれぞれのターゲットに合わせ、本県の強みを生かした取組を積極的に進めてまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長（尾下次君） とさでん交通の維持に向けた取組についてお尋ねがございました。

高知県中央地域の公共交通を担っておりますとさでん交通は、新型コロナウイルス感染症の影響によって利用者が大幅に減少し、令和2年度決算では売上げが半減したことに伴い、8億2,400万円という大きな赤字を計上いたしました。県と沿線市町では公共交通を維持する観点から、路線バスや路面電車への補助金などによる追加支援を行っておりますが、今年度に入りましてもコロナ感染症の影響によって非常に厳しい経営が続いている状況です。

こうした中、とさでん交通では、コロナ禍からの回復と公共交通を将来にわたって担っていくことを目的とし、中期経営計画の策定に取り組んでおります。今後、令和4年度から5年間の中期ビジョン、公共交通の効率的な運行、収支改善策や新たな収益事業の創出などを柱とし、経営の在り方を計画として取りまとめることとしております。この計画が実効性のある、よりよいものとなりますよう、公共交通の専門機関が参画することとしております。また、行政、利用者代表や学識経験者で構成する中央地域公共交通改善協議会での協議を経まして、本年12月には最終の計画案が固まる予定となっております。

県と沿線市町は、計画策定にも参画しておりますし、計画で明らかになる部門別の収支見込みや経営の効率化、収支改善の内容などを踏まえ、とさでん交通への今後の具体的な支援策を協議し、決定することとしております。

県としましては、県民の皆様の大切な移動手段である公共交通を守るという強い思いを持って、沿線市町との協議を進めてまいります。また、本年度におけるとさでん交通の資金繰りにも注視し、沿線市町と共に公共交通を維持する

観点で対策の検討を行ってまいります。

（土木部長森田徹雄君登壇）

○土木部長（森田徹雄君） まず、建設業の週休2日制工事を含めた働き方改革の取組についてお尋ねがございました。

公共工事の品質や地域防災力を維持していくためには、建設業の担い手確保は重要であり、特に若者の新規入職につなげていくためには、週休2日制の導入など就労環境の改善に向けた取組を進めることが重要だと考えております。

令和6年度には、建設業におきましても週休2日を前提とした時間外労働の上限規制が適用されます。しかしながら、県工事受注者の中には工期に不安を感じる事業者や、労働日数が給与に直結する日給月給の給与体系を採用している事業所もあり、一足飛びに全工事での週休2日制を導入するのは難しい面があるのが実情でございます。

このため、受注者が取り組みやすい環境を整備することを目的に、工期の延長や労務費等の必要経費の上乗せ、また工事成績評価の加点といったインセンティブを付与する週休2日制モデル工事制度を導入し、適宜経費の補正率の拡充などに取り組んでまいりました。また、今年度においては、これまで2,500万円以上としていたモデル工事の金額要件を撤廃するとともに、標準工事日数の大幅な見直しを行うなど、これまで以上に週休2日に取り組みやすい環境を整えてきたところでございます。

今後も、業界などから御意見をお聞きしながら、発注者が週休2日の実施を指定する発注者指定型の工事を順次拡大するなど、就労環境の改善による建設業の働き方改革が進むよう取り組んでまいります。

次に、工事関係の書類簡素化をより一層進めることについてお尋ねがございました。

工事関係書類の簡素化につきましては、これ

までも建設業協会との意見交換会やアンケートなどを基に、例えば500万円未満の少額工事の施工計画書を省略するなど、毎年のように進めてきたところでございます。さらに、本年4月からは監督職員が確認した箇所の出来形管理写真や、1,000万円未満の工事における施工経過図の作成を不要としております。また、これらの簡素化した内容につきましては、毎年実施している技術者研修会や担当者会などにおきまして周知するなど、担当職員によるばらつきが生じないよう努めているところでございます。

今後も建設業の働き方改革につながる工事関係書類の簡素化に、より一層取り組んでまいります。

次に、土砂の埋立てなどに対する今後の対応についてお尋ねがございました。

静岡県熱海市の土石流災害を受けて、国においては盛土による災害防止を政府として統一的に推進するため、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議を立ち上げました。この連絡会議では、地方自治体に盛土の総点検を依頼するとともに、危険な盛土対策への予算措置や土地の利用規制などの対応策を検討することとしています。

現在、県では、国から示された総点検の方針に基づき、関係部局や市町村と連携しながら、盛土箇所の点検を進めており、年内に中間取りまとめを行う予定でございます。この点検で危険な盛土を把握した場合は、まずは森林法や砂防法などの既存の法律に基づき、是正勧告などの必要な措置を講じてまいります。加えて、今後国において総点検の結果を踏まえた土地利用規制などの対応策が検討されますので、県としてもその動向を注視しながら、関係部局と連携して国の方針に沿った対応策を検討してまいります。

次に、大規模盛土造成地に関わる安全性の確

保についてお尋ねがございました。

東日本大震災など過去の地震発生時には、谷や沢、傾斜地などに盛土した大規模な造成宅地、いわゆる大規模盛土造成地において、地滑り的な崩落による被害が発生しました。近い将来発生することが予想されております南海トラフ地震においても、大規模盛土造成地で同様の被害の発生が危惧されるところでございます。

本県では、平成27年5月に国が策定した大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づき、大規模盛土造成地の位置や規模の把握を行った結果、21市町村において532か所あることが判明し、ホームページで位置を公表しております。

これらの大規模盛土造成地については、今後各市町村が現地踏査やボーリングによる地盤調査などを実施し、危険度の把握を進めていくこととなります。その中で危険性が高いと判断された箇所においては、災害発生時の影響や住民の意向などを踏まえて計画的に対策を実施することとなります。これらの調査や対策については、市町村が事業主体となって国の支援制度を活用しながら進めていくこととなり、本年度は南国市と越知町が調査に着手する予定でございます。また、高知市をはじめとした残る市町村におきましても、令和4年度に同様の調査を行う予定でございます。

県としましても、制度を活用する市町村が必要な予算を確保できますように、積極的に国へ要望を行ってまいります。加えて、危険度を判定する際には、必要に応じて現地に県の職員が同行して助言するなど技術的な支援を行い、大規模盛土造成地の安全性の確保に取り組んでまいります。

最後に、二級水系における流域治水の現在の検討状況と今後の対応についてお尋ねがございました。

気候変動による水害の激甚化や頻発化に備えるためには、これまでの河川整備に加えて、例えば民間企業が行う利水ダムの事前放流や、市町村が実施する浸水想定区域内の土地利用規制など、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる流域治水の取組が大変重要であると考えています。

県内では昨年度、国が管理する4つの一級水系で、それぞれの流域ごとに取り組むべき対策の検討を進め、流域治水プロジェクトとして公表をいたしました。県が管理いたします二級水系につきましても、氾濫すると甚大な被害が想定される15水系でプロジェクトの作成を予定しております。

今年度は、浦戸湾に流れ込む国分川や鏡川、安芸市を流れる安芸川や伊尾木川、宿毛市の松田川や与市明川、これら6つの水系で取組を進めております。このうち本年8月には松田川・与市明川水系で関係者が協働し、市役所などの重要施設の浸水想定区域外への移転や県道のかさ上げ、坂本ダムの事前放流の実施などを盛り込んだプロジェクトを公表いたしました。その他の4つの水系につきましても、今年度中の公表を予定しています。

来年度以降も、須崎市の新莊川など残る9水系で、流域ごとに取り組むべき対策の検討を進め、令和5年度までにプロジェクトを公表できるよう取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、医療的ケア児支援センターについてお尋ねがございました。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、各都道府県におきまして医療的ケア児支援センターの整備が進められております。本県では、医療的ケア児の御家族からの相談先が分かりにくいといった声を受け

まして、本年4月に重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわを法律に先駆けて設置いたしました。きぼうのわには知識、経験ともに豊富な相談支援専門員を配置し、御家族への相談対応をはじめ、医療機関や医療的ケア児等コーディネーターなど関係者との連携を図っているところでございます。

一方、子供によっては成長段階でニーズが変化することがあり、症状を正確に把握していく観点から、きぼうのわに医療の専門職の視点を加えてほしいという御家族の声もお聞きしているところです。そのため、議員の御指摘にもありましたように、きぼうのわへ医療職を新たに配置し、医療との円滑な連携が図られるよう、支援センターの体制強化を検討してまいります。

加えて、県内の医療的ケア児や御家族に対する適切な支援のため、サテライトの支援センターの設置についての検討を行うなど、体制の充実に取り組んでまいります。

次に、療育福祉センターの機能の充実にについてお尋ねがございました。

御質問にありましたように、県立療育福祉センターに求められている医療や福祉、相談などの支援を行う役割を果たしていくためには、さらなる機能強化が必要と考えております。相談支援につきましては、平成31年度に地域連携室を設置し、看護師や医療ソーシャルワーカーを配置して、医療的ケア児の御家族の相談対応や関係機関との連携を図っております。

御家族からの相談内容は多様化しており、今後はセンター内の様々な職種の専門職がチームとして対応していくことが重要であると考えております。そのため、地域連携室に医療的ケア児等コーディネーターを新たに配置し、御家族や関係機関からの相談に対して様々な職種が一体的に対応できる体制の整備を行ってまいります。

また、医療的ケア児の受入れにつきましては、19床の入院病床の空床を利用して、御希望に応じて日中や夜間の一時預かりの支援を行っております。現在、利用契約者29名のうち15名の医療的ケアを必要としている子供が利用されています。御家族のニーズを十分にお聞きしながら、今後受入れ体制の拡大など、医療的ケア児の御家族に休息を取っていただける環境の充実についての検討を行ってまいります。

○14番（西内健君） それぞれに御丁寧な答弁ありがとうございました。第2問として、要請をさせていただきたいと思います。

まず、医療的ケア児の支援に関してであります。法施行によって、医療的ケア児の家族の方々が行政の皆さんに対する期待というものは、本当に大きいものだと思っています。そんな中、本日知事の答弁にもコーディネーターの120名体制の整備、また先ほどもきぼうのわへの医療職の配置などといった体制の充実が述べられまして、家族の皆様にとって本当に一つの希望が見えてきたんじゃないかなと思っています。今後も、しっかりとこの体制の充実に向けていただきたいということを要請しておきたいと思います。

次に、新型コロナ対策であります。本当に危機管理部、健康政策部をはじめ県庁の皆様が日頃からいろんな施策を打って対応されていることに、心からその尽力に対して感謝を改めて申し上げます。

質問の中にも述べさせていただきましたが、やはり大手メディアというのは合理的に考えた完璧な対策というものを求めるわけですが、やはり現場現場では不確定な、また不確実な要素というものがたくさんあって、そういった食い違い、それをまた報道することで政府と国民、また例えば自衛隊などといった国民間同士の不信を招いて、信頼感が損なわれるといっ

たことが起きているんじゃないかと思います。それはやはり新型コロナウイルスという病気の側面の蔓延だけではなく、心理的な、社会的な、そういった不信感というものをますます醸成していくものじゃないかなと考えるところであります。

そういった意味でも、ぜひ今後も県におかれましては知事のメッセージをはじめ、知事のいろんな情報発信をこれからも丁寧に伝えていただきたいということを要請させていただきます。

そして、最後に働き方改革であります。働くことの美德といった日本人の価値観、こういったものが失われていくというのは、非常に寂しい思いがするところではありますが、長時間労働の是正、こういったことは時代の流れであり、避けられないことだということは分かっております。そういった中で、一方高知県においても人材確保といった意味では、労働生産性を向上させることで所得を上げていかなければ、やはり人材の確保というのは厳しいものになってくると思います。

今日の質問で医師の働き方改革、また建設業、この2つについて焦点を当てて話をさせていただきました。やはりこの医師、また介護の現場というものも診療報酬や介護報酬、こういったものが国によって上限が決められている中で、労働生産性を上げても所得の向上になかなかつながらない、また建設業も設計単価といいますか、そういったものによって生産性が上がっても所得が上がらない、こういったところがあります。やはりこの国における診療報酬などをどうやって上げていくか、これをまた知事会などを通してしっかりと訴えていただきたい。それが地域にとってやはり所得の向上につながり、人が残っていくことにつながるんだと考えております。

なかなかこのデフレ下で生産性を上げて、

すぐに所得が上がるものではないと思いますが、やはりインフレターゲット2%目標だとか、そういったものにしっかり取り組むことによって、地域にもやはりその実感が湧いてくるんだと考えるところでありますので、ぜひ知事をお願いいたしまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(森田英二君) 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩



午後1時10分再開

○副議長(加藤漢君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番石井孝君。

(28番石井孝君登壇)

○28番(石井孝君) 失礼します。県民の会の石井でございます。会派を代表して、通告に従い質問させていただきます。知事並びに執行部の皆様よろしくお祈りを申し上げます。

初めに、高知県は、1871年、明治4年7月14日に廃藩置県が行われ、今年で県政150年の節目の年を迎えました。県では、この間の歩みを振り返る記念式典を県史編さん開始記念シンポジウムとともに開催する予定となっています。加えて、各地域が輩出した高知県知事や個性豊かなエピソードなどを通じて、高知の歴史や文化の変遷などを身近に、県外はもちろん、高知県内の皆様にも楽しんでもらえるような企画展や巡回講座が各関連施設で予定されています。

そこで、県政150年の思いと次の時代への意気込みについて知事にお伺いします。

次に、午前中、西内健議員から多岐にわたる質問がございましたが、私からも新型コロナウ

イルス感染症対策についてお伺いをします。

新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、高知県においても4,000人を超える感染者と、残念ながらお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

医療従事者の皆様をはじめ県や市町村、この間の対策、そして対応については、丁寧かつ慎重に取り組んでいただいておりますことに感謝と敬意を申し上げます。

しかしながら、今なおこのウイルスの猛威は終息に向かっているとは言えず、変異を繰り返しながら、感染の波が起きるたびに感染者数が増えている状況にあります。全国的に7月半ばから感染力の強いデルタ株が主流となり、感染者数が大きく増加する第5波が起きました。第5波の感染拡大は、これまでの感染拡大と異なり、中年層や若年層での感染拡大となりました。高齢層では高い接種率でワクチン接種が行き渡っていました。中年層や若年層でもワクチン接種は進んでいましたが、デルタ株の感染力が上回ったため、未接種者の間での感染が広がったと言われています。

中年層における重症化率は高齢層より低いものの、感染者数が大きく上昇したために重症者の絶対数も増え、首都圏を中心に医療提供体制が逼迫したのが8月の状況でした。高知県においても8月25日には過去最高の111人の感染者が確認されるなど、県における対応の目安も一番高いステージである非常事態となりました。その後、高知県も国から、まん延防止等重点措置の対象地域の適用を受けました。最大確保病床の占有率も約50%となり、宿泊療養施設の利用者は100人を超え、最大で542人に自宅療養をお願いすることとなるなど、一時的に医療逼迫を懸念する状況となりました。

9月に入ってから新規感染者数の減少が続

き、全国的にも2021年夏の感染拡大は一定落ち着いてきたのではないかと思います。今後、希望者にワクチン接種が行き渡った後、新型コロナウイルスの感染はどのようになるのか、また感染対策がどのようになるのかが県民の一番の関心事、心配事だと思います。

そこで、この間の新型コロナウイルス感染症対策の総括を行った上で、今後の具体的な対策や方針を県民に示していくべきと考えるが、知事の御所見をお伺いします。

8月20日から9月10日にかけて行われた4回の新型コロナウイルス感染症対策の営業時間短縮要請協力金等に要する経費の専決処分について、早急な対応が求められていることは十分承知をしていますが、国から、まん延防止等重点措置の対象地域の適用を受けたことや、病床の占有率が高まり、自宅療養者の増加など医療逼迫となりかねない状況下では、感染拡大防止に向けて県民へ強いメッセージを送る必要がありました。

今回専決処分した協力金等に係る補正予算については、臨時議会を開催して現状の詳細な報告や民意を把握することで、県民の危機意識のさらなる向上を図ってもよかったのではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

この間、知事をはじめ家保部長や川内医監が、高知県の新型コロナウイルス感染症対策の顔としてメディアで情報発信をしてこられました。これまでの御尽力に感謝を申し上げます。また、引き続きの発信についても奮励されますように、エールを送りたいと思います。

県の新型コロナウイルス感染症における情報提供では、本日の状況と指標、目安、県民の皆様へのお願いといったもので、その具体的な対応については、どうしても県民一人一人の意思や判断に委ねられているのが現状です。正しい危機感の共有と正確な情報発信に加えて、今後

の取組の方向性がしっかりと認識できる効果的な情報発信を不断に行うことが求められていると感じています。そうした意味においては、9月16日の知事記者会見は、今定例会の概要説明もされるなど、今後の方向性が示されていて、非常に効果的な発言であったと感じています。

西内健議員からも要請がございましたけれども、今後も特に県民への的確な危機意識の醸成に向けた、効果的な情報発信に御尽力いただきますようお願いをいたします。

9月8日に新型コロナウイルス感染症対策分科会が発表した緊急事態措置解除の考え方では、緊急事態宣言の発出や解除については、感染状況と医療提供体制の負荷の両面を考慮していたものを、今まで以上に医療提供体制の逼迫を重視していくことが必要であると示されました。医療提供体制の逼迫を防ぐ手だてについて、今議会に入院即応病床と宿泊療養施設を確保するための補正予算が計上されています。今後さらに増床するなど、医療体制の拡充ができれば医療逼迫度を下げることができます。

そこで、入院即応病床と宿泊療養施設のさらなる増床と増設に対する課題について健康政策部長にお伺いをします。

東京都墨田区が行っている病床確保策として、治療が進んで回復した患者を、高度医療を専門としない一般病院に転院させて引き受けてもらい、その費用を区が補助する仕組みで、入院待ちの患者をなくす取組を行っている先進事例なども、医療逼迫を起こさないために有効です。

一方で、こうした対策をしても、今後の新型コロナウイルスの変異株による感染爆発などは予想することができないため、また自宅療養をお願いせざるを得ない状況も出てくるかもしれません。自宅療養者に関して注視すべきは、家庭内感染を起こさせないことではないでしょうか。無症状で自宅療養していても、家庭内感染

した家族が重症化して入院が必要となれば、医療逼迫への不安材料となります。

自宅療養者から家庭内感染を起こさせない取組について健康政策部長のお考えをお伺いします。

全国的な自宅療養者に関する課題として、9月3日の読売新聞の報道によると、第5波で自宅療養者は増え続け、8月25日時点で全国で10万人以上、自宅療養中に症状が急変して死亡するケースも相次いでいるが、感染者情報を一括して管理する保健所の業務が逼迫し、健康観察や食料配達などの生活支援が追いついていないケースも多い。今年2月に施行された改正感染症法は、都道府県は必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないと定めている。この規定に基づき厚生労働省は8月、療養者情報の提供を前提として都道府県と市町村が連携し、生活支援を行うよう通知をしました。

しかし、広域保健所が持つ自宅療養者の氏名や住所、連絡先といった個人情報を管内市町村に提供しているかどうかでは、34都府県が提供していないと回答しました。ここに高知県も含まれています。今回の第5波における自宅療養者に関しては、市町村への情報提供の必要性がなかったかもしれませんが、自宅療養者や市町村は不安に思ったのではないのでしょうか。

今議会に、自宅療養者への健康面、生活面の支援に関する補正予算が計上されております。自宅療養者等への対応については保健所の役割が大きく、自宅療養者から相談や救急医療、在宅医療との調整を担っています。この保健所の負担を少しでも軽減していくためにも、国の規定にあるように市町村との連携を積極的に進めべきと考えます。

今後の自宅療養者等への対応については、市町村にも協力体制を求めることが自宅療養者にとっても安心できるのではないかと考えますが、

健康政策部長のお考えをお伺いします。

なるべく自宅療養者を出さない方向で取り組まれていることとは思いますが、感染爆発など最悪の事態に備え、先手を打って体制を整えていくことが重要です。県は医師会を中心とした関係機関の連携・協力体制を拡充強化していただきたいと思えます。

緊急事態宣言の発出や解除について、今まで以上に医療提供体制の逼迫を重視していくことになった背景には、高齢者のワクチン接種が進み、感染者の中心が若年層になってきたため、感染者の多くが軽症者、無症状者になってきたことも関係しています。こうしたことから高い有効性が認められているワクチン接種の接種率向上は、コロナ禍において大変重要なテーマと言えます。

知事提案説明や、さきの知事会見でも報告されておりました、今年から開始されているワクチン接種についてですが、現在県民2回の接種率は先ほどの答弁で68%、65歳以上の高齢者では90%以上の接種率となりました。これは協力医療機関や県、市町村、そして医療従事者を含む全てのスタッフの御尽力のたまものです。7月17日に知事もワクチン接種を終え、若年層へ積極的な接種をお願いしておられました。ワクチン接種が希望者に行き渡った場合でも、日本の接種率は90%を超えることはなく、65歳以上の高齢者でワクチン接種率が約90%であるので、それ以下の年齢層ではもっと低くなると予想されています。

そこで、若年層を中心に全世代のワクチン接種率向上に対してどのように取り組むのか、健康政策部長のお考えをお伺いします。

また、ワクチンの予約については、東京では予約枠をめぐって高い倍率で抽せんが行われている一方、地方では急なキャンセルに対して市町村やワクチン接種に協力いただいている医療

機関において代わりに接種できる方を探し、貴重なワクチンを無駄にすることのないよう、必死で調整をしていただいています。しかし、この調整にも限界が見え始めているのではないのでしょうか。

限られたワクチンを有効活用するため、ワクチンの廃棄を防ぐ対策について健康政策部長のお考えをお伺いします。

9月3日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策分科会第7回では、京都大学の古瀬祐気特定准教授が、新型コロナウイルスワクチン接種後の社会における感染拡大と題した今後の感染予測を発表しました。この予測では、ワクチン接種率やウイルスの感染力、ワクチンの効果などの状況を幾つか想定したシミュレーションが行われています。その中でもワクチン接種率の平均を80%程度まで引き上げることができれば、ほとんどの人がマスクをして3密を避ける生活を続けることで、150日間の累計死者数がインフルエンザ相当の1万人程度にまで減らせること、言わばワクチン接種率を引き上げれば、感染対策のレベルを下げても死者数を増やさないで済むとの報告となっています。

現状では、一定割合のワクチン非接種者が感染するまで感染が続くことが想定されることになります。そのため、ワクチン接種率が90%にならない限り、ワクチン非接種者を中心に感染拡大が続き、医療逼迫が発生するため、何度か緊急事態宣言が発出されることが想定されます。緊急事態宣言などの行動制限は医療提供体制の負荷を避けられることに加えて、将来優れた治療薬が開発されて死者数を抑えられる可能性があること、これは新型コロナウイルス感染症が流行し始めた昨年春から変わらない方針と言えます。

一方で、行動制限による感染対策を強化することで人との交流が失われたり、教育の効率性

が低下したりといった弊害も発生しています。また、今回の緊急事態宣言で約4兆円の損失との試算もあるように、緊急事態宣言は多額の経済的損失を伴います。緊急事態宣言を何度発出するかは、医療逼迫度をより重視することとなったため、医療提供体制をどの程度拡充するかということと、ワクチン接種率とその予防効果に依存をしています。医療提供体制が現状のままだと、ワクチン接種が終了した後も緊急事態宣言の発出が避けられません。緊急事態宣言の回数が多くなれば、その分経済的な損失が大きくなり、経済的な損失は失業者を増やし、自殺者を増やすという意味で命に関わることとなります。

9月7日に東京大学大学院経済学研究科のチームが発表した、コロナ禍の自殺によると、行動制限などによる自殺のインパクトは、感染症による死亡者と同等またはそれを超えると発表されています。コロナ禍において、自分も感染してしまうのではないかと、知らない間に感染して誰かにうつしてしまうのではないかと不安、加えて、慣れないテレワークや度重なる外出自粛要請、不安が積もる経済状況など、それらが長期化することも相まって、人々のストレスが増大しています。世代を問わず人と交流ができない孤独などが原因で、自律神経の不調に悩まされている方が増えているとの報告があります。自律神経の乱れは多くの不調や病気の入り口だと言われていますが、この延長線上に残念ながら自ら命を絶つといった状況に追い込まれている方がいるのではないのでしょうか。

これらのシミュレーションや研究発表から見えてくるのは、ワクチン接種率を上げることと医療提供体制を拡充することで、医療逼迫を防ぎ、緊急事態宣言の発出回数を減らすことができるということです。緊急事態宣言の発出回数を減らすことができれば、新型コロナウイ

ルス感染症による累計死者数を大きく抑制することはできませんが、経済損失の回避はもちろん、自殺者を減らし、教育の質・量の低下を防ぎ、子供や若者の将来を守ることもつながるのではないかと考えています。ただし、このシミュレーションは、新たな変異株の出現や免疫の経時的な減弱によってワクチン効果が劣る可能性や、ブースター接種による効果の回復、変異株に対応した広範な免疫を獲得できた場合などで変化するもので、今後十分な検討を要するとしています。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は、15日の衆議院厚生労働委員会で、新型コロナウイルス感染について、一生懸命ワクチンを接種してもゼロにすることはできない、ウイルスとの闘いは続くと思っています。その期間については、正確には神のみぞ知ることだが、二、三年プラスかかると思うと述べられています。今後、二、三年はウイズコロナという想定からすれば、世界的にも導入され始めている3回目のワクチン接種、いわゆるブースター接種が課題となります。さらに、現状では体内で一定のワクチンによる予防効果が継続するように、今後も何回かワクチン接種を続けていくこととなるのではないのでしょうか。

イギリス政府は14日、新型コロナウイルス感染症防止に向けた冬期計画を発表。2回のワクチン接種を終えた人に追加投与するブースター接種について、50歳以上や高リスクグループを対象に実施する計画を明らかにしました。感染が広がりやすい冬に入る前に、専門家チームの助言を得た上で対応策を検討しています。ブースター接種をめぐる専門家の間でも意見が割れたが、寒冷時は感染リスクが高まる上、インフルエンザなど他の感染症と同時流行のおそれもあることから、医療提供体制の逼迫を避けるために必要と判断したとのこと。

日本でも来年開始を目指してファイザー社などが薬事手続を始めており、ワクチン接種担当大臣は、来年ブースター接種をするのに十分な量のワクチンを確保していると述べられています。

来年から医療従事者や高齢者から始まるであろうブースター接種に向けてどのように取り組まれる予定か、健康政策部長のお考えをお伺いします。

重い急性疾患やワクチン成分に重度の過敏症の既往歴があるなどワクチン接種ができない方、また様々な不安や心配事などからワクチンを接種したくない方は、どうしても新型コロナウイルスへの感染のリスクが高くなります。

ワクチン未接種者の感染防止に向けた支援策にはどのようなものがあるのか、健康政策部長にお伺いします。

政府から11月をめどに、2回のワクチン接種を終えた方や陰性証明で行動制限を緩和していく方針が打ち出されています。このこともワクチン接種できない方々は様々な不安を感じています。この行動制限の緩和策については、旅行をはじめとする県をまたぐ移動について、緊急事態宣言等の対象地域であっても自粛要請の対象に含めないことにしています。また、政府の基本方針では、飲食店の第三者認証を活用した飲食に関しても制限緩和の提案が示されています。

知事からは、高知家あんしん会食推進の店認証制度は政府の言う第三者認証と同様の取扱いが想定されることから、多くの店舗が速やかに認証を取得できるように取り組むことが重要で、急ぎ認証を進めていることが述べられました。行動制限の緩和がスタートすれば、高知県への観光客の入り込みに関しても増えていくことが容易に予想されます。知事提案説明でも、近い将来、一気に観光需要が高まることも考えられ

ることから、観光需要喚起策の準備や誘客戦略の見直しを進めていくと述べられました。あわせて、高知家あんしん会食推進の店認証制度の手続のスピードアップを図ることも示されました。

現在、対象店舗数約5,000店舗に対して申請が1,771店舗と約3分の1、そのうち現在認証されている店舗は175店舗だとお聞きしております。高知家あんしん会食推進の店認証制度が政府の第三者認証となるのであれば、申請店舗を増やすことが経済対策の第一歩として重要となります。

ウイズコロナの中でこの認証制度が今後も継続して必要であれば、申請期間を延長してでも可能な限り店舗を認証していくことが必要と考えますが、その展望と手法について健康政策部長にお伺いします。

一方、世論調査では行動制限緩和に関する政府方針に対して賛否が分かれます。ブレークスルー感染も見られることから、単に2回接種した方は緩和ということに慎重な意見もございます。知事からも、感染状況を見極めた上で適切な時期にキャンペーン再開できるよう準備を進めるとのお話もございました。行動制限の緩和には、感染状況の見極めに加えて、県内のワクチン接種率の向上や医療提供体制の強化、さらにはブースター接種への体制整備など感染防止策が整うことも重要です。

また、こうした行動制限緩和の背景には、特例承認された抗体カクテル療法などの有効な治療法が確立され始めたことも関係しているのではないのでしょうか。こうした治療法は、病床逼迫の軽減に大きく貢献するだけでなく、コロナ禍において県民の大きな安心となります。しかし、現状、抗体カクテル療法は受けたいからといって患者の希望で容易に受けられる治療法でないこと、医療機関や医療従事者の確保の問題

もあります。さらに、感染7日以内といった初期段階での投与が必要であることや、治療薬の確保の課題などがあります。

東京都などでは外来診療が始められたとの報道もございますが、県内における抗体カクテル療法の外来診療など、希望者が受診できる体制整備の展望について健康政策部長にお伺いします。

以上のように、新型コロナウイルス感染症対策は多岐にわたります。事態を改善させる根本的な方法は、ワクチン接種率をできる限り引き上げること。さきに述べたように、国の分科会でのシミュレーションでも、65歳以上の高齢者と同じようにどの年齢層でもワクチン接種率が90%まで高まれば、医療提供体制の逼迫も緊急事態宣言の発出の可能性も小さく、新たな変異ウイルスの出現、新薬の開発などの不確実性はあるものの、ほぼコロナ以前の日常を取り戻すことができるのではないかとこのものです。

当面のウイズコロナは、医療提供体制を充実することと、ワクチン接種率を引き上げることが最も優先すべき課題であり、県にはそのための体制づくりをしっかりと行った上で、行動制限の緩和による心の問題や経済対策を徐々に進めていくバランスが求められます。県のかじ取りに期待を申し上げまして、次の質問に参ります。

次に、昨年9月議会でも質問しましたが、引き続き建て替えの検討を行っている四万十市の新食肉センターについてお伺いします。

四万十市では、新食肉センターの建て替えについて、昨年国の、強い農業・担い手づくり総合支援交付金を断念することになって以来、新食肉センターの整備条件として、建設費用について県などから支援が得られることや、経営が自立的、安定的に回るシミュレーションがつけられることを挙げております。

県は、四万十市に対し事業規模や機能など複数パターンを比較検討することや経営コンサルタントなどの専門家を派遣することを提案しており、改めて整備費のできる限りの縮減や、自立的、安定的な経営ができる運営手法の検討に取り組む、検討委員会におきまして新食肉センターの新たな整備の方向性を早期に定められるよう、四万十市と共に関係機関と合意形成を図りながら進めていくと答弁をされています。

現在、老朽化した四万十市営食肉センターの建て替えにおける新食肉センター整備事業で四万十市の意向としては、県と市町村が出資して民設民営で設置・運営を行うこと、豚のみの屠畜とすること、部分肉加工は関係事業者が行い屠畜場のみの整備とすること、1日当たりの処理能力は480頭から600頭の処理能力を有する規模とすること、基本計画の概算事業費は、設計に2.8億円、施設整備費に39.1億円、消費税等諸経費に11.8億円の合計53.7億円を見込んでいること、施設整備費については県との負担割合の協議を行うこと、民設民営により有利な起債事業である地域活性化事業債を活用すること、集荷が見込まれる豚については可能な範囲で増頭を目指すこと、集荷しやすい屠畜料金の設定を行うことと販売力の強化を行うこと、関係業者との調整事項では、屠畜方式は人員削減できて、衛生的で品質のよい湯剥ぎ方式を検討していること、食肉センター整備後の屠畜料金の設定は現行料金より増額で事業者を確認中であることなどが示されています。

整備スケジュールについては、令和5年度までに設計等業務に始まり、令和9年に新施設の本格操業としています。さらなるスピード化を目指すとしています。

昨年9月議会での知事答弁では、四万十市の新食肉センターについて、自立的そして安定的な経営ができる適正な規模と機能を有する施設

となりますように、四万十市と共に取り組む考えが示されました。農業振興部長からは、今後も引き続き県内養豚農家の規模拡大への支援を進めるとともに、県内養豚農家が安心して規模拡大できるよう、増頭された豚を屠畜できる施設として、四万十市の新食肉センターの整備にしっかり取り組むとの答弁がございました。

現在の課題は、新食肉センターに集荷見込みの豚の増頭計画は順調に進捗しているのか、屠畜料金の値上げに対して安定的な集荷が継続されるかどうか、施設整備費の県の支援がどの程度となる見込みなのか。これらの課題に加えて、四万十市営の食肉センターは築50年以上で老朽化が激しく、修繕を繰り返しながら綱渡り運営となっているため、できる限り早急な整備が必要となっています。

そこで、県内養豚農家の規模拡大の状況と、豚の増頭の進捗具合及び今後の予定について農業振興部長にお伺いします。

高知市への牛と四万十市への豚の集荷に関する支援について、県内の畜産農家から要望があると思います。四万十市の新食肉センターの屠畜料金が値上げになる場合でも、安定的な豚の集荷を見込むための県の支援策について農業振興部長にお伺いをします。

県としては、詳細な整備事業費を精査するためにも、現在の基本計画から早急に基本設計に移行できるよう協議を行っているとのことですが、四万十市からは県への最大限の財政的支援をお願いされていると伺っています。私からも財政支援も含めて早急な整備に向けた総合的な支援をお願いいたします。

次に、8月19日、GMOインターネットグループのGMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社は、高知県と電子契約サービス電子印鑑GMOサインを活用した実証実験を実施するとの発表がございました。本実証実験では、

GMOグローバルサイン・ホールディングスが提供する電子印鑑GMOサインを利用して、地方自治体における脱判こを後押しし、一般生活者がより豊かで利便性の高い公共サービスを享受でき、地方自治体職員の方々が業務時間やコストの削減を図ることができる自治体業務の効率化を検証することとしています。

加えて、電子印鑑GMOサインを用いた実証実験は、高知県内ではほかに例がなく、今回が初の取組となります。同時に、弁護士ドットコムとも電子契約の実証実験を行っています。知事が進めるデジタル化の一環として、先進的に取組をスタートさせていると理解をしています。

今年2月定例会の常任委員会において、GMOインターネットの電子署名の積極的な導入について質問をさせていただきました。現在のデジタル政策課長からは、当然将来的な方向性としては電子署名が利便性の意味でも高いと考えていることや、本県においてデジタル化の取組をスタートするに当たって、将来的には検討すべき課題であること、加えてセキュリティーあるいはユーザビリティ、使い方等々総合的に考えて、使い勝手がよくて、かつ安全なやり方を慎重に検討して前向きに取り組みたいことも示されました。このときから半年足らずで導入に向けた迅速な取組に喜ばしい驚きを感じています。

この実証実験の契約に至り、先進的に取り組むこととなった経緯について総務部長にお伺いします。

電子契約の主なメリットとして、締結コストの削減、締結手続の高速化、業務の効率化、コンプライアンスの強化、事業継続計画、災害対応などが挙げられています。紙文書に比べ、電子文書はデジタルデータを編集できるため、改ざんが容易という脆弱性があります。この脆弱性を克服するために、電子署名は電子文書につ

いて、誰が何を作成したかを証明します。タイムスタンプは、電子文書のいつ、何をを証明する。この技術を使い、電子化文書に記録された事項が保存義務期間中に滅失し、または毀損することを防止する措置を講じていること、記録事項の改変または当該電磁的記録の消去の有無またはその内容を確認することができる措置を講じていること、記録事項の改変または当該電子ファイルの消去を抑止する措置を講じていることなど、高いコンプライアンスを実現しています。

10月までの実証実験後、電子契約が正式導入されれば、県の多くの契約が電子化されていくことと思います。業務の効率化が進み、大幅な経費の削減も見込まれます。コンプライアンス強化も図られます。

実証実験終了後、電子契約の正式導入の見込みについて総務部長にお伺いします。

次に、教育課題について質問します。

新型コロナウイルス感染症は、日本の教育環境についても多大な影響を及ぼしました。臨時休校から始まり、オンライン学習の実施や分散登校など、学校再開するもほとんどの学校行事は中止、部活動の大会なども延期や中止を繰り返しました。中には、感染症のクラスターが発生するなどの事例もありました。

教育政策は、コロナ禍によってSociety5.0時代に対応するために、GIGAスクール構想が掲げる1人1台タブレット端末の導入を、2023年度導入予定から2020年度に前倒しがされました。急ピッチでICTの環境整備とデジタルならではの学びの充実、さらにICTを使いこなせる教職員を育成していくこととなりました。

こうした背景から、教育とテクノロジーを組み合わせた教育領域にイノベーションを起こすビジネス、サービス、スタートアップ企業などの総称であるエドテックが注目されています。

2018年1月には経済産業省が、「未来の教室」とEdTech研究会」を立ち上げ、2020年からは民間事業者がEdTech導入補助金を活用して提供するデジタル教材等が県内の学校でも活用されるなど、ICT教材を活用した新しい学びが進められています。

県内の公立学校における民間事業者が提供するエドテックの導入状況について教育長にお伺いをします。

また、今年1月中央教育審議会からは「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられ、答申されました。この個別最適な学びの中では、家庭の経済事情等に左右されることなく子供に必要な力を育むとありますが、家庭のデジタル環境の違いによって教育格差が広がるのではないかと懸念されます。

教育格差を生まないよう具体的にどのように取り組むのか、教育長にお伺いをします。

令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性については、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか、対面・オフラインかといった二項対立の陥穽に陥らず、教育の質の向上のため、発達の段階や学習場面等により、どちらのよさも適切に組み合わせて生かしていくとしています。

エドテックなどによる民間事業者の教育界への参入や、中央教育審議会の答申にある令和の日本型教育の実現によって、これまでである一定は全国统一されていた学習や授業の在り方が大きく変化し始めているように感じます。これらの教育環境の急激な変化は、地域事情や学校独自の事情などで整備や導入に差異が生じることから、教育格差が拡大してしまう可能性を危惧する意見などもあります。しっかりと実態を把

握しながら知見を積み上げて、最適な教育政策が実践されることをお願いいたしまして、第1問とします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県政150年の思いと次の時代への意気込みはどうかというお尋ねがございました。

我が国は明治維新によりまして、近世から近代へと歴史の大きな転換点を迎えました。我々郷土の先人たちが時代の潮流を読み取り、身分や立場を超えて国の未来のために奔走し、現在の日本の礎を築くことに大いなる貢献を果たしたというふうに言えます。この時代の転換を成し遂げた原動力が、郷土の若者の高い志と比類なき行動力であったということは、我々県民にとり大変誇らしく、先人たちの功績に改めて心から敬意を表したいと存じます。

また、廃藩置県後150年の節目となる契機に、県史の編さん作業を通じまして、これまでの県政の歩みを振り返る予定といたしております。県史の編さんは本県の歴史を後世に着実に継承し、学術、文化の振興にもつながる大変意義ある取組であると考えます。古きをたずねて新しきを知ると、こうした取組を通じ、先人たちの業績や生き方に触れることによりまして、これから進んでいくべき方向性を見定めることができるのではないかとこのように考えております。

現在、世界は先を見通しにくい不透明な状況にあります。我が国は、急速な少子高齢化の進展、人口減少、また新型コロナウイルスの出現といった、かつて経験したことのない課題に直面をいたしております。幕末から明治維新期の激動の時代同様、今まさに新しい国の形をつくっていかねばいけない時代となっているというふうに考えております。

こうした時代であるからこそ、新たな時代の

3つの潮流を捉えた施策を展開していきたいというふうに考えております。1つには、デジタル化であります。デジタル化の進展によりまして、高知県は大都市圏からの地理的な距離というハンディを持ってありますが、このハンディがハンディでなくなる、そういう時代が来るというふうに確信をしております。また、このデジタル化によりまして技術革新によりまして、県内の産業の生産性が向上し、高い付加価値を生み出せる、また県民の皆さんの生活の利便性が飛躍的に高まっていく、そんな未来を展望したいというふうに考えております。

また、第2に、グリーン化でございます。本県の強みであります豊かな自然を生かしてこのグリーン化、地球環境の保全への貢献をしていきたいという思いと併せまして、このグリーン化を通じて、高知県においても持続可能な地域社会というのをつくっていききたい、そうした思いを抱いているところでございます。

また、3つ目の時代の潮流はグローバル化であります。我が国は中長期的に見ますと人口減少に伴います市場の縮小、これは避けて通れないわけでありまして、やはり本県が持続的な成長を果たしていくためには、海外の市場に打って出るという意味も含めましたグローバル化というのは、避けて通れない道だというふうに考えております。

こうした新たな時代の潮流を捉えまして、次の50年あるいは100年先の本県のさらなる発展に向けまして未来を切り開いてまいりたい、またその実現に向けた道筋をつけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の総括と今後の具体的な対策、方針についてお尋ねがございました。

昨年1月に我が国で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認をされて以降、国内ではこれ

まで感染の拡大と収束の大きな波が合わせて5回繰り返されてまいりました。県では、その都度都度におきまして、それまで講じてきました対策に対する課題あるいは教訓を基に、医療提供体制の強化あるいはダメージを受けた県経済の回復に取り組んでまいったところでございます。

しかしながら、デルタ株の流行を受けました今般の第5波におきましては、想定を上回る感染拡大により、宿泊療養施設が不足をいたしまして、無症状者を中心に自宅療養への切替えを一時余儀なくされたことは、御指摘のあったとおりでございます。また、高知市内の飲食店などへの営業時間短縮の要請は、これまでで最長の37日間に及びました。飲食店以外の多くの業種においても大きな影響が及んでいるというふうに考えております。

今回のいわゆる第5波の感染の大きな波は、ようやく収束に向けた方向性が見えてきたところであるというふうに考えます。この間に次なる感染の拡大局面に備えて、感染対策、そして経済対策の両面におきまして、これまでの取組の課題あるいは教訓を改めて整理をした上で今後の対策を講じてまいると、このことが肝要であるというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、感染対策の面におきましては、臨時医療施設の設置でございますとか、自宅療養者への医療提供体制の強化、さらには保健所などの体制の充実、こういったより総合的な体制の構築に向けました新たな計画を、11月末をめどに策定をしてみたいというふうに考えております。

また、経済対策の面でございますが、今後想定がされます国の新たな経済対策、そして国が示しますワクチン・検査パッケージによる社会経済活動の回復に向けた方針、こういった国の対策にしっかりと呼応していくということを旨

といたしまして、本県の実情に合った対応を速やかに検討し、そして実行に移してまいりたいというふうに考えております。

最後に、営業時間短縮要請協力金などに係ります予算の専決処分についてのお尋ねがございました。

予算を伴います事業の実施に当たりましては、県議会に予算案を提出いたしまして御審議をいただくことで、民意を把握して反映をさせる、その上で議決をいただいて執行していくということが大原則であります。これは申すまでもないことでもあります。

しかしながら、先月中旬以降の感染の拡大局面におきましては、その時々状況に応じまして、営業時間の短縮要請などの感染防止対策を迅速かつ集中的に講じる必要がございました。そのため、県民の皆さんあるいは事業者の方々への影響を最小限にとどめるという観点から、協力金のような特に急を要する取組、そして財源的にも国の臨時交付金などで十分な国の財源の活用が見込めるといったものにつきましては、予算の専決処分を行わざるを得ない場合も生じたというようなことであるというふうに考えております。

特に、このたびのまん延防止等重点措置の対応について御質問がございましたが、この重点措置への対応におきましては、8月25日に国が適用を決定し、現実の適用が翌々日の27日から、極めて限られた日数の中での対応を余儀なくされました。そうした中で地域の指定あるいは協力金の予算措置などに速やかな判断が求められますとともに、この実施までの間には予算上の根拠をしっかりと整えておく必要があると、そういった時間的な切迫した状況がございまして、専決予算という形を余儀なくされたということでございました。

こうした中におきましても、新型コロナウイルス

感染症対策本部会議の開催や、あるいは記者会見を通じて、対応策の御説明あるいは県民の皆さんへのメッセージ等の発信を行いまして、広く県民の皆さんに情報が行き渡るように心がけてまいっております。

今回に関して申しますと、まず25日の夕方には私が記者会見を開きまして、これまでの感染状況の概況あるいは今後の対応の大まかな方向性などについて説明をさせていただいたところでございます。その上で、翌26日には県の対策本部会議を公開で開催いたしまして、具体的なデータなどもお示しをした上で、高知市への重点措置の適用あるいは日中を含めた不要不急の外出自粛などにつきまして、県民の皆様へメッセージをお伝えしたというところでございます。

今後も県民の皆様への適切な情報発信という点に特に意を払いながら、また県議会のほうでも閉会中におきましてもコロナ対策の特別委員会の審議なども行っていただいておりますので、こうしたことをはじめといたしまして県議会の皆様方の御意見もしっかりと伺いながら、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えられるように、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、新型コロナウイルス感染症の入院即応病床と宿泊療養施設に関してお尋ねがございました。

第5波では急激な感染拡大により、入院即応病床や宿泊療養施設の最大確保数を超える患者が発生する状況となりました。この状況を踏まえ、9月13日に入院病床を66床、宿泊療養施設を47室追加した新たな確保計画を策定し、体制の強化を図りました。

しかしながら、増床した入院病床を全て使用するためには、新型コロナ以外の救急対応や手

術対応などを大幅に制限する必要があり、一般診療の質的・量的な低下は避けられません。このため、既存の入院協力医療機関等へのさらなる負担を避ける観点から、抗体カクテル療法を中心に行う新たな医療機関の確保や、宿泊療養と入院の中間に位置する臨時医療施設の設置に向けた検討を進めております。

宿泊療養につきましては、現在高知医療センターのやまももを合わせて最大4施設、284室を確保しております。一方で、全国的に医療スタッフの確保が難しくなっている中、本県でも宿泊療養に従事する看護師等の確保が大きな課題となっております。このため、貴重な人材の有効活用のためにも、より大規模な宿泊施設が確保できるよう関係者と協議を進め、宿泊療養施設の総室数の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、自宅療養者からの家庭内感染を起こさせない取組についてお尋ねがございました。

今回の第5波においては、感染経路が明らかでない1,243人のうち、家庭内感染と見られる症例が749人、約60%に上りました。感染者がいることを意識していない通常の日常生活では、家庭における感染のリスクが高いことが明らかでございます。

このため、自宅療養を行っていただく患者とその家族に対して、感染リスクをできるだけ抑えるために、看病の際の感染予防策や、食事や排せつ、入浴などの場面において生活動線を分離する方法などについて、各保健所がパンフレット等を使い説明をしております。その上で、同居された方に症状が現れた場合には、速やかに保健所に連絡をいただき、検査を実施するなど、家庭内での感染防止に努めております。また、小さなお子さんをお持ちの家庭など、患者との効果的な生活分離が困難な場合は、患者と共に濃厚接触者となる御家族も一緒に宿泊療養施設に入所していただき、全員の病態管理にも努め

てまいりました。

現在主流となっているデルタ株については、最初の患者が確認された時点で、既に家庭内感染が広がっていることが多いことが考えられます。このため、家庭内にウイルスを持ち込まないことに加えて、家庭の中でも手洗いの励行や十分な換気など、日常生活における感染防止対策をしっかりと行っていただきたいと考えています。

次に、自宅療養者などへの今後の対応について、市町村にも協力体制を求めることについてお尋ねがございました。

感染症法に基づく措置として、行政権限により自宅療養をお願いしている以上、自宅療養中の健康・生活面での支援については、一義的に県及び保健所設置市である高知市が実施していくべきものであると考えております。

一方、市町村において、自宅での療養を行う住民の方への支援を行っていただける意向があれば、当該市町村との連携は重要であると考えております。実際に、一部自治体との間の、高知県内の新型コロナウイルス感染症対応に係る保健師の派遣及び受入れに関する協定に基づき、保健所に市町村保健師を派遣していただき、自宅療養者の健康観察を共同で行うといった取組を実施してまいりました。

また、自宅療養者への生活支援物資の提供を行うなど、具体的な取組の意向があれば、患者の同意を得た上で市町村に対して患者情報を提供し、円滑な支援の実施につなげるなど、県と市町村が連携しながら、自宅療養者が安心して療養を続けることができる環境づくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、ワクチン接種向上に対する取組についてお尋ねがございました。

9月26日時点の県内の20歳代以下の1回目の接種率は51%となっており、約半数の方が接種

されておりますが、65歳以上の89%に比べますとまだ低い水準にとどまっております。これは、多くの市町村において、感染リスクの高い高齢者から順に接種を進めてきたことも影響していると考えているところです。県内の若年層の接種率を全国と比較してみますと、10歳代の接種率は全国平均より9%ほど高くなっていることから、今のところ順調に接種が進んでいるものと考えております。

一方で、若年層の方については副反応への心配や、感染しても重症化しづらいことなどから、接種率が低くなる傾向があるとされており、県内でもデルタ株を中心とした第5波においては、感染者の約半数が30歳代以下であることに加えて、若年層でも中等症以上となるケースが増えていることが大きな特徴となっております。

県としましては、こうした事実をテレビ、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を活用して情報発信し、若年層を中心として全世代のワクチン接種率の向上に向けて取り組んでまいります。

次に、ワクチンの廃棄防止対策についてお尋ねがございました。

現在、市町村や各医療機関においては、余剰ワクチンの廃棄を防ぐために、接種待機者リストの作成や、翌日以降の接種予定者への連絡を取るなどして調整いただいております。ただ、接種が進捗するに伴い、接種対象者自体が減少してきており、そういった対応だけでは限界に近づいていると考えております。

今後、ブースター接種が始まるまでの間、接種待機者がさらに減少していくことが予想されるため、余剰ワクチンの調整が比較的容易な集団接種や、近隣の医療機関と連携した接種実施回数の調整などの対応をお願いしていきたいと考えております。

次に、ワクチンのブースター接種の取組についてお尋ねがございました。

今月17日の国の予防接種・ワクチン分科会において、海外の研究においてワクチン接種の有効性が時間の経過とともに低下すると報告されていることを踏まえ、2回目接種からおおむね8か月以上経過した方に対して、3回目の接種を実施することが妥当であるとの見解が示されました。これを受けまして、厚生労働省からは8か月以上経過した方全てが接種対象者となることを想定して、接種体制の構築に向けて準備するよう要請があり、県内の市町村に対してもその旨を通知したところでございます。

しかしながら、接種対象者の詳細は今後議論を継続するとなっており、まだ決まっておりません。接種体制の構築に向けては、地方自治体において相当な準備が必要となることから、全国知事会のワクチンチームリーダーである濱田知事から河野国務大臣に対して、具体的なスケジュールや優先順位の考え方など早期の情報提供を求めたところでございます。

本県といたしましては、接種の枠組みを確認した上で、引き続き円滑な接種に向けて市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、ワクチン未接種者の感染防止に向けた支援策についてお尋ねがございました。

ワクチン接種を希望するものの、重度の急性疾患にかかっている方やワクチン成分に対して重度の過敏症の既往歴がある方など、諸事情により接種ができない方は、感染対策をより意識して実践していただきながらも、不安な生活を送られていることと思います。

一方、ワクチンを接種することで完全に感染を防ぎ得るものではございません。実際にワクチンを2回接種された方の感染、いわゆるブレークスルー感染が県内でも確認されております。そのため、ワクチン未接種の方に特化した感染

防止の支援策は想定されておらず、接種されている方も含めて、全ての方が日常生活において手洗いの励行、マスクの着用、3密を避けるといった基本的な感染対策を継続することが重要と考えております。こうした感染防止対策の徹底を県民の皆様に繰り返し啓発を行ってまいります。

特に、ワクチン接種ができない方については、発症や重症化のリスクが高くなるため、感染拡大期については、より徹底した感染防止対策をお願いしてまいります。

次に、高知家あんしん会食推進の店認証制度についてお尋ねがございました。

本認証制度につきましては、令和3年度の事業として実施をしておりますが、今後の国の動向や新型コロナウイルス感染症の状況によっては、来年度以降、申請期間も含めた制度の延長について検討する必要があるのではないかと考えております。

また、認証店舗数の拡大につきましては、引き続き制度の広報に努めますとともに、例えば時短要請時の営業時間の延長や酒類の提供緩和など、認証の取得に対してインセンティブを付与することなども検討してまいりたいと考えております。

これらにより、さらなる申請数の増加を図り、できるだけ多くの店舗の認証を行って、県内の飲食店で安心して食事ができる環境の確保を目指してまいります。

最後に、抗体カクテル療法の体制整備についてお尋ねがございました。

抗体カクテル療法は、新型コロナウイルスの増殖を抑える働きがあるとして、県内でも多くの患者さんに対して実施し、重症化予防に大きな効果が得られております。このため、感染が判明した患者の聞き取り調査の際に、高齢者や肥満の方など抗体カクテル療法の対象となる患

者に対して、積極的な実施を進めているところでございます。

しかしながら、この治療薬を含めてモノクローナル抗体製剤の投与中や投与開始後24時間以内には、インフュージョンリアクションと呼ばれる発熱、悪寒、不整脈などの副作用が多く現れるということで一定の医療対応が必要となりますので、まずは入院治療での実施が必要だと考えております。

そのため、抗体カクテル療法を専門に行う新たな医療機関の確保や臨時の医療施設の実施など、これまで実施してきた新型コロナの診療に負担を及ぼさない形での実施体制の強化について検討を進めているところでございます。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、養豚農家の規模拡大の状況と、豚の増頭の進捗具合及び今後の予定についてお尋ねがございました。

県では、第4期産業振興計画において、豚の出荷頭数を平成30年度の約4万5,000頭から令和5年度までに1万2,000頭増加し、約5万7,000頭とする目標を掲げ、養豚の規模拡大に取り組んでいるところでございます。

現在の状況としましては、四万十町の2戸の養豚農家において、国の事業を活用した大規模な畜舎を整備し、規模を拡大する取組が進められております。今年度から令和5年度にかけ順次畜舎を整備する予定であり、令和7年度頃には年間1万2,000頭の出荷頭数の増加が見込まれております。

この規模拡大の取組により、約2年ほどの遅れにはなりますが、産業振興計画における豚の出荷頭数の目標は達成できる見込みでございます。引き続き、県内養豚農家の規模拡大の取組を支援し、県内産豚の増頭を着実に推進してまいります。

次に、四万十市の新食肉センターの安定的な

豚の集荷を見込むための県の支援策についてお尋ねがございました。

新食肉センターの運営の収入は、豚の屠畜料金のみとなりますことから、自立的、安定的な運営のためには豚の集荷頭数の確保が必要となっておりまいます。現時点では、四万十市の食肉センターに集荷している年間約10万頭に加え、四万十町での増頭や高知市の食肉センターからの集荷を合わせますと、約12万頭の集荷が見込まれております。

一方、議員のお話にありました屠畜料金につきましては、現在四万十市では値上げの方向で関係事業者と協議を行っているとお聞きしております。仮に値上げになりますと、値上げ後の料金より安い県外の屠畜場へ流れることも懸念されます。県としては適正な屠畜料金となるよう、経営コンサルタントなどの専門家のお力をいただきながら、まずはさらなるコスト削減など、運営シミュレーションの精査を行ってまいりたいと考えております。

また、県が今年8月に実施しました高知市の食肉センターへ出荷している養豚農家への聞き取り調査では、四万十市の食肉センターへ出荷するには燃料代などの輸送コストが増加することから、これらの経費への支援を望む声がございました。今後も養豚農家の皆様のお声をしっかりお聞きしながら、どういった支援ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

引き続き、県内産豚の増頭も着実に進め、四万十市や関係事業者などとも連携し、新食肉センターの安定的な豚の集荷を確保できるよう取り組んでまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、電子契約の実証実験に至った経緯についてお尋ねがございました。

本県におけるデジタル化を進めていくのに当

たりまして、電子契約は県民サービスの向上や行政事務の効率化などにつながる効果的な取組であると認識しております。また、電子契約の導入に関して、お話のとおり議員から御質問をいただいたほか、昨年来県内の経済団体から導入の提案を受けているところでございます。

従来、地方公共団体における電子契約の方法は、電子認証局が発行する電子証明書を用いる方法に限られ、民間において広く普及している電子メールを利用して本人確認を行う簡便な方法、いわゆる立会人型による電子契約が利用できない状況でございました。

そのような中、電子契約サービスが民間において普及してきた状況を踏まえまして、本年1月29日に地方自治法施行規則が改正され、地方公共団体においても立会人型による電子契約を行うことが可能となりました。さらに、これを受けて、事業者において行政機関向けに立会人型の電子契約サービスの提供が開始されてきたところでございます。そこで、本県におきましても、提案をいただいた2社と連携し、本年8月から実証実験として導入の効果や課題の検証を行うことといたしました。

次に、電子契約の正式導入の見込みについてお尋ねがございました。

今回の実証実験は、既に書面で契約を締結した土木工事や物品調達等の契約などを対象として、10月末までの予定で実施しているところでございます。実証実験では、インターネットを活用して簡単な操作により短時間で円滑に契約の締結が可能であることを確認し、事務処理の効率化や迅速化につながるのと手応えを感じているところでございます。また、県と契約相手方の双方において、紙の契約書の作成や郵送に係る経費が不要になることのほか、コスト面からも導入のメリットが大きいものと考えております。一方、課題といたしましては、費用対効果の検

証のほか、電子契約システム上における契約承認の権限の設定や、文書の保管方法をはじめとした事務フローの見直しが出てきたところでございます。

正式導入に向けては、実証実験により得られた効果や課題を基に、デジタル化推進本部に設置したワーキンググループにおいて検討してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、公立学校における民間事業者が提供するエドテックの導入状況についてお尋ねがございました。

エドテックとは、エデュケーションとテクノロジーを組み合わせた造語であり、テクノロジーを用いて教育を支援する仕組みやサービスを指すものとされております。

県内の導入状況につきましては、県教育委員会が把握している範囲では、高知市や香美市など7市町村において、国の事業を活用するなどして公費により小中学校への導入が進められております。その内容としては、タブレット端末を用いて取り組んだ問題の学習履歴を基に、児童生徒のつまづき等を分析し、適切な解説や習熟度に応じた問題を提供する、いわゆるデジタルドリルやプログラミング教育のためのデジタル教材などがございます。また、県立高等学校においても、デジタル教育を推進するために指定しました5校で、学力向上のためのデジタルドリルの活用や、グループ学習において各自の意見を系統ごとに整理し、議論を支援するデジタルツールの活用に取り組んでいます。

昨年度より1人1台タブレット端末が整備されたこともあり、今後県内においてもエドテックの活用は拡大していくものと考えております。

次に、家庭のデジタル環境の違いにより教育格差を生まない取組についてお尋ねがございました。

本県では、第2期教育大綱等の柱の一つに、デジタル社会に向けた教育の推進を掲げ、先端技術の活用による学びの個別最適化を目指した取組を進めているところです。具体的には、小中学校については国の補助事業を活用して、児童生徒1人につき1台のタブレット端末を導入し、授業などでの活用が進んでおります。また、高等学校については全国的に端末の購入費用を自己負担とする都道府県が少なくない中、本県では公費で1人1台の導入を進めており、本年度内に全県立学校への配備が完了する予定となっております。

他方で、先ほど御説明いたしましたエドテックなどの民間サービスは、学習効果が期待されるものの、費用が発生しますので、全ての市町村や学校で一律に導入することは財政的にも厳しい面がございます。このため本県では、全ての公立学校の児童生徒が無料で利用できるデジタル教材や動画を備えた学習支援プラットフォーム高知家まなびばこを開発し、本年4月から運用を開始いたしました。これらのデジタル教材やタブレット端末を、学校だけでなく家庭学習などに活用する市町村も出てきております。

また、国においてはインターネット環境のない低所得世帯向けの支援策を講じており、そのさらなる拡充について、本年6月に知事及び私から政策提言を実施したところです。さらには、学校外の公的な場所でもタブレット端末を使った学習ができるよう、公民館や図書館、放課後児童クラブなどへのWi-Fi整備も進めております。

今後は、高知家まなびばこの機能、教材をさらに充実させ、その利活用を促進するとともに、児童生徒一人一人の学習履歴のデータを分析して、個々の学習進度に合った指導を行うなど、ICTを効果的に活用しながら個別最適な学び

の実現につなげてまいります。

○28番（石井孝君） それぞれに御答弁ありがとうございますございました。

まず、教育格差について質問をさせていただきましたけれども、家庭のデジタル環境の違いによる教育格差以外にも、先ほど答弁もありましたように、自治体の教育委員会、それから学校法人の判断で、これまでになかった規模で民間企業、産業との連携を学校現場に促すエドテックの導入なんかは、これから様々なデジタル教材の何を選択していくかということで、意図していない自治体間、そして学校間の格差が生まれたりすることもあるのではないかとというような懸念の声もあります。そのほか、子供の貧困の問題やコロナ禍における教育行政の対応、それから地域における感染拡大なんかも教育格差を懸念する材料になっているというふうにも思います。

これまでの日本の義務教育の学校間格差というのは、先進国の中でも最も小さい部類に入ります。これは、学習指導要領の下で、ある一定標準化された学校教育の私はたまものだと思っております。一方で、アメリカ型の教育というのは、児童生徒の多様性に応じた教育オプションを、市場を通じて自由な選択における学びの多様性を提供しています。エドテックなどの教育市場化の流れは、これまで格差の小さい日本型教育をアメリカ型に近づけていくものではないか、デジタル化の波に乗って公教育の進路が、新たな教育格差が生み出されるというようなことも懸念をされているということがあります。

一方で、高付加価値型社会において、アメリカ型のような学びの多様性というのは重要なテーマでもあるというふうに思います。だからといって、学びの個別最適を求めていく方法が、義務教育を市場に全部出してしまうというような形ではなくて、学校教育の多様化の方向性が

格差に結びつかないようにしていく必要があるのかなというふうに思っております、それこそが令和の日本型学校教育の在り方、そういったものを強く望みたいというふうに思っています。

私は、先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、デジタル化が進んで教育の市場化が進んだとしても、様々なデータがしっかり把握できるように、容易に把握できるようになってきます。そうすると、その実態把握から適切な教育施策を打ち出すことができる、格差を小さくすることもできるようになるのではないかとこのように思っています。将来的にはさらなるAIが進化し、データの蓄積が進んで、まさに個別最適な学びが、全ての子供たち一人一人に施せるようになればというふうに思っております。

教育長に、そういうデジタル化の今後の日本教育の変化について、ちょっと将来的な長期的な部分にはなるとは思いますけれども、どのように展望をお持ちか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、デジタル化の波というのは、先ほど総務部長からも電子契約のお話がありました。脱判この電子契約、それから教育委員会におけるエドテックなどの実証実験、早期に取り組まれているということで、これは知事が言われておりますデジタル化が一定庁内で進んでいると、先進的に進んでいるあかしだというふうに思っております。

このデジタル化への本気度の高さがうかがえるということで、先ほど総務部長からも実証実験について——私がお聞きしたところでは、土木関係も含めて4,300件ほどの契約について今実証実験がされているということです。これについては、ワーキンググループで最終的には本格導入を検討したいということなんですけれども、

これが毎年毎年の件数でございますし、いろんなこれ以外の契約にも私はもっと生かせる件数が多いんじゃないかなというふうに思っております。ぜひとも、正式導入からどんどんデジタル化を進めていっていただくことをお願いしたいと思っております。

それから、新型コロナウイルス感染症についてです。今議会、健康政策部長の出番が非常に多いんじゃないかなと思って恐縮なんですけれども、1問だけちょっとお伺いをしたいと思ったのは、入院即応病床について。宿泊療養施設もセットで考えていることなんですけれども、なかなかこれからの増床というのは難しいようなふうにも捉えられる答弁かなと。その中では、臨時医療体制の構築ということで、それは医師会とも話を進めている。これは、知事からも午前中に答弁もあったようなところでございます。これともう一つ、先ほど私が述べましたような入院即応病床の逼迫を防ぐためにも、東京都の墨田区のような例でございましてけれども、一般病院に、まだ入院が必要だけれども感染拡大の可能性がない、感染させる可能性がないという患者さんに転院してもらう。その転院について県が補助していくというような、一般病院との連携というのがあれば、わざわざ新しいところに野戦病院をつくって、そこにまた医療提供。

医師を確保したり医療従事者を確保するというのは非常に労力も要ったり、何か所もつくらなきゃいけないのかどうなのかということよりは、現在ある一般病院をうまく活用していくということも模索できるのではないかと思いますけれども、その辺どのように考えているのか、検討されたのか、少しお伺いできればと思います。

あと今後のブースター接種、ワクチン接種なんですけど、相当の準備をしていかなきゃいけないということなんですけれども、ワクチンにつ

いては、これまで結構いろんな混乱の中で第2回のワクチンをずっとやってきております。ワクチン供給量の課題とか医療従事者確保の課題、コールセンターやかかりつけ医の病院、予約サイトなど予約システムの課題、個別、集団、職域などの接種体制の課題もあります。接種の順番や余剰ワクチンの課題も先ほど答弁いただきました。ワクチンの保管や配送に関する課題、市町村や協力医療機関の事務手続の煩雑さに関する課題、この間経験してきた、今後も繰り返されそうなワクチンに関わる課題についてどのように整理していくのか、この辺が非常に重要だというふうに思っています。

市町村独自の課題ということもありますし、国のほうで決めていただかなければならない課題ということもあると思いますけれども、県には国への政策提言も知事がリーダーとしてやっていただいているということでございますし、もう一つは市町村にしっかりと助言もしくは支援をしていくということでございますので、県としても果たすべき役割は私は非常に大きいというふうに思っております。

ワクチン一つでもこういうような課題がたくさん山積しているわけでございますので、ぜひとも一定知事からも答弁ありましたけれども、総括的なものを行って、次に向けた課題解決というのを図っていくことが私は重要なことかなというふうに思っています。

感染拡大防止、特に入院が必要となる中等症から重症者の病床確保のために、重症者を抑制していくということが必要です。ワクチン接種率を向上したり、抗体カクテル療法などは今までの医療提供体制の負荷のないところでやっていきたいというような答弁もございましたけれども、こうした取組をやっばり早くに進めていくということと、自宅療養者を極力減らして家庭内感染を防いでいくというようなことも含め

て、医療の逼迫度を下げると。

市中感染を抑えるためには、要件緩和に備えた出口戦略を描く上でも、高知家あんしん会食推進の店認証制度というのは重要な役割を果たすのかなというふうに思っています。これもどんどん進めていって、できる限りということで御答弁もいただきましたけれども、特に認証が得られにくいと思われる小規模事業者への伴走支援についても、御尽力を賜りますように要請をさせていただきたいというふうに思っております。

高知家あんしん会食推進の店認証制度における各店舗の調査について、せっかく店舗に出向いて調査していくわけですので、少し難しいかもしれませんが、コロナ対策だけでなく例えば観光で考えるバリアフリーの情報なんかを集めていたりとか、PR用に店舗や自慢料理の紹介写真なんかを撮って出口戦略として備えておくとか、現地でしか行えない戦略的な取組というのも私はあるのではないかなと思っております。

あと飲食業の休業や時短要請中に、資格取得を促すような仕組みがあればというような声もあります。例えば、食品衛生責任者とか防火管理者などという飲食店経営に必要な資格、それ以外にもピアアドバイザーだとかソムリエとかきき酒師とかカクテル検定とか、高知県が酒の国というのであれば、こうした人たちらをしっかりと育てていくとか、野菜ソムリエであったり調理師免許であったり、レストランサービス技能士とかいろんな資格があります。そうした資格を休みの間に取ってもらえるような、資格取得を後押しするような施策について何かできないかなというふうに思ったりもしました。

今、アフターコロナを見据えて準備をして、爪を研ぐという時期でもあろうかと思っておりますので、何をすべきか、無駄なく効率的で戦略的な

県政運営を求めていきたいと思いますが、以上2問をよろしくお願いたします。

○教育長（伊藤博明君） デジタル技術を活用した今後の教育の展望について御質問をいただきました。

まず、これまで培ってきました、教員が子供たちに寄り添って知・徳・体を一体的に育むという日本型の学校教育のよさにつきまして、これはこれからの時代においてもしっかりと守り続けていくものであるというふうに考えております。そんな中で、情報化が加速的に進展をいたしますSociety5.0、こういった時代において子供たちが他者と協働しながら自らの人生が切り開いていけるような、そういった力を育むということで、デジタル技術の効果を活用しながら、その上でしっかりと学習指導要領に沿ったということになりますけれども、そうした教育内容、これに進化をさせていくということになるんだろうというふうに思っております。

具体的には、先ほどお話しありましたけれども、学習の履歴データから一人一人のつまずきを分析して個別最適な指導をすとか、それから発達障害や不登校の生徒たちに対する学習の支援であったり、それから大規模災害であったりコロナの感染時における学習を止めないと、そういったようなところでいろんな効果的な教育、学習が可能になってくるんだろうというふうに思っております。

これまでのこういったことで学校教育のよさと先端技術とを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決して教育の質の向上につなげていくことが大変重要であるということだと思っております。このICTを活用すること自体を目的化しない、こういったことに十分留意しながら、PDCAサイクルを回して効果の検証、分析を適切に行いながら、Society5.0の時代にふさわしい学校教育を実践していくと、そういっ

たようなものだというふうに考えております。

○健康政策部長（家保英隆君） 墨田区が行っている後送病院への確保というような形での病床確保について、本県でも導入してはというようなお尋ねがございました。

コロナ対応の病床を確保する上で、感染力がなくなって回復した後も、やはり体調等で引き続き入院管理が必要な方を後方病院に受け入れる後方支援医療機関という概念は、非常に大事だと思っております。ということから、今年の4月に県内の医療機関にこうした後方支援をお願いしたいと意向を聞いたところ、92病院のほうから協力が可能という回答をいただきました。これまでに正確でないかもしれませんが、4つの入院医療機関から25人、後方病院への受入れということで転送していただいているような状況がございます。

やはりコロナ入院医療を担っている医療機関の負担軽減というのは大きなところがございますので、ぜひこういう機能が円滑に進むように、今後とも医療機関同士の連携の強化については頑張っていきたいと思っております。

○28番（石井孝君） 御答弁ありがとうございます。私の勉強不足ということもあるかもしれませんが、県民にやっぱり周知していただいて、そういうことも安心の材料になるかなというふうに思います。

県政150年、節目の年がコロナ禍という厳しい時代となりましたけれども、21世紀はウイルスなどの感染症との闘いの時代であり、これが続くという方がいらっしゃいます。これだけ聞くとため息が出ますがけれども、皆さんそれぞれがコロナ禍において様々な経験をしてきました。未知数な部分も多々ありますけれども、課題の解決方法も少しずつ見えてきたように私は思っております。

昨年2月、コロナが始まった頃に、ある医師

からウイルス感染症とはどのようなものかというお話を伺いました。その中で、御承知の方もいらっしゃると思いますが、オーストラリアでウサギの駆除目的で致死率99.9%のミクソーマウイルスを散布した話を伺いました。最初は劇的に効果が上がってウサギは激減しましたがけれども、数年後にはウサギの個体数が増えている、ウサギが抵抗力を獲得したということだけでなく、ウイルスも毒性が下がっていたということが原因で、双方が共存する方向で変異が起きている、ウイルスと宿主の相関性の話でした。

その話を聞いて以来、少し間違っているかもしれないかもしれませんが、私はいつか必ず人類の英知と免疫力が新型コロナウイルスに打ち勝つのだと信じています。いつか打ち勝つのであれば、その期間が早まるようにワクチンや治療薬を開発する。それまでの間、感染防止策を行って、コロナ禍で関連する死亡者を極力減らすための努力を続けなければならないと思っております。

さきにも述べましたけれども、改めて県の役割が大変重要であり、そのかじ取りに御期待を申し上げます。全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後3時再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は日本共産党を代表し、以下質問をいたします。どうぞよろしくお願

いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大についてです。

この感染症拡大は、現在第5波がようやくピークアウトしたように見えますが、全く油断できません。デルタ株が主流になる下で、国民の8割が2度のワクチン接種を終えているイスラエルやシンガポールなどでも感染再拡大が起きている。9月3日の政府分科会の提言も、希望者全員がワクチン接種を終えても、集団免疫を実現することは難しいとの見解を示しています。ワクチン一本やりでは感染を抑えられないことが明らかになってきています。

ところが、ワクチン接種が進んだことで、政府が行動や経済活動の規制緩和を検討しています。しかし、この間、感染が下火になると行動制限を緩和し、さらにはGo To キャンペーンで感染を日本中に拡大する、オリンピックを口実に入国検疫を緩和し、アルファ株、デルタ株を呼び込んできたという失敗を繰り返してきました。政府分科会の尾身茂会長は、ワクチン接種率が上がることはいいことだが急に緩めると必ずリバウンドが来ると述べています。慎重姿勢を示して当分のウイルスとの闘いは続けていく必要があると言及しています。

今必要なことは行動制限の緩和ではなく、これまでのように感染減少期に検査も減らすのではなく、検査能力に余裕がある今こそ、徹底した検査で感染の火種を取り除くことです。特に、感染の震源地と見られている大都市部での取組が決定的だと思います。

その大規模検査の推進についてですが、デルタ株では感染者の口や鼻から出て空気中に浮遊するウイルスを含んだ微粒子、エアロゾルを介した感染が主要な感染経路であることが世界の共通認識になっています。にもかかわらず、厚労省はいまだに飛沫感染、接触感染が主な感染

経路としています。さらに、濃厚接触者の定義も、マスクなしで15分間、1メートル以内などと極めて限定的です。これでは多くの感染者、特に無症状感染者を見逃し、感染の連鎖を止めることができません。

以前に紹介をした鳥取県の取組では、積極的な検査で感染者数が高知県の4割、死亡者も6分の1以下に抑え込んでいます。その内容を改めて見てみますと、検査能力は1日7,400検体で、内訳は県衛生研究所280検体、日赤病院248検体、民間検査機関1,128検体、314の診療検査医療機関、そのうちの検査可能な機関が243によって実施をしていて、検査結果が即日分かるように検査能力を上げています。

検査対象も濃厚接触者だけではなく、接触者、接触のおそれのある方、事業者や学校などの場合は、施設関係者全体に無料の行政検査を実施しています。濃厚接触かどうかを仕分けると、かえって時間がかかることから、保健所が聞き取りをし、関係者を幅広く検査しています。大学などでは、体調の悪い学生さんには検査キットを渡して無料の行政検査を実施しています。

高知県でも先日、県立あき総合病院の事務職員が感染をした際、職場に濃厚接触者はいないが、同室勤務、接触のあった職員69人に検査を実施しています。こうした対応が大切だと思うのです。

感染の連鎖を断ち切るためには、素早く幅広く検査をすることが重要だと考えますが、知事にお聞きいたします。

次に、安心して休める保障についてです。安心して休めてこそ、積極的に検査を受けようという気持ちになるのではないのでしょうか。ところが、国による既存の支援の仕組みは、雇用保険が掛けられている事業所でないと使えません。休業補償のための国の制度が使えますが、小さなお店でアルバイトやパートとして働いている

学生、主婦が事実上対象にならない事例が発生しています。国保の傷病手当も事業主は対象外で、濃厚接触の場合は活用できません。

特に、子供の感染が広がることで困難が拡大しています。小さな子供が感染または濃厚接触者となれば、学校、保育所に通えず、基本的には親が仕事を休まなくてはなりません。感染の場合は、子供が回復した日から親のほうで2週間、濃厚接触者として待機しなければならず、およそ1か月の長期に及びます。

こうした法の隙間をなくして、賃金を保障する制度を拡充する必要があるのではないか、知事にお聞きをいたします。

第5波で、首都圏などで感染者の1割しか入院できないという医療崩壊が起きました。特に、デルタ株による感染は基礎疾患のない20代の若者でも急速に重症化することから、自宅療養という名で医療から排除された感染者が亡くなる例が続出をしました。警察庁によると、感染者のうち自宅や外出先などで死亡した人は、昨年3月からこの8月までで817人となっており、うち8月の1か月だけで過去最多となる250人が亡くなっています。そのうち亡くなる前に感染が判明したのは132人とどまっており、残る118人は死亡した後に感染が判明しています。医療体制、検査体制の不足は明らかです。こうした事態を二度と起こさない体制整備が必要です。

8月24日、日本共産党県議団と党県委員会は知事に対して、想定外を想定する危機管理の基本に立って、新型コロナウイルス感染症の感染爆発を想定した万全の体制の確立を求める要望を実施しました。その中で要望していた医療体制の強化について、9月補正予算は6月に続いてコロナ病床、家族向きの宿泊療養施設の追加など進められていること、また提案説明では、臨時の医療施設設置の検討、原則入院治療また

は宿泊療養を貫くことに触れられたことは、県民の声に応えるものと評価するところです。

一方、自宅療養が余儀なくされた場合の支援強化についても触れられました。東京都の墨田区が今回の緊急事態宣言が出された7月12日以降、重症者ゼロを達成しています。地域の医師や訪問看護師が往診を行う健康観察チームと、そこに在宅療養支援薬局が加わり素早く薬を届けるとともに、電話で体調を聞き取るなど健康観察を行っています。

こうした地域の医療関係者、薬局などが連携して在宅療養者や濃厚接触者をサポートできる体制が必要と思いますが、知事にお聞きをいたします。

また、要望の席で、抗体カクテル療法を6つの医療機関で実施できるようになっていると回答されました。墨田区では、抗体カクテル療法は発症から7日以内に行う必要があり、病床が逼迫しているとタイミングを逃してしまうと専用病床を設置し、多くの投与を実施しています。

専用病床の確保について知事の認識をお聞きいたします。

今月9日、全日本国立医療労働組合、全医労はコロナ感染拡大の中、職場からの訴えを取りまとめ、地域医療と国立病院の機能強化を求める声明を発表しました。

現場からは悲痛な訴えが続出をしています。紹介しますと、コロナ患者を受け入れているが、現場は常に人手不足、スタッフは疲弊し、退職する人、メンタル不全で仕事ができなくなる人もいます、防護服で汗だくでかなりこたえる、感染リスクと隣り合わせで神経をすり減らし、1年に6人が辞めたという訴え。また、看護師がコロナ対応の応援に出るため、送り出した病棟ではナースコールが鳴りっ放しでパニック状態、若いスタッフが多く、重症患者を診られる人がいない、全員が疲弊していると続きます。

そして、国に対しては、自分を犠牲にして頑張っているのに政府は私たちを何だと思っているのか、先進国であるはずの日本で入院できず自宅療養中に亡くなる人が出ています、国は国民の命を守る任務を放棄していますと、その対応を厳しく批判しています。

こうした現場の切実な声をどう受け止めているのか、知事にお聞きいたします。

こうした事態を生み出したのは、コロナ前から長期にわたり病床が削減され、医師・看護師数も抑制され、公的病院でも採算性が優先される政策が進められてきた結果です。他の先進国と比較をしても、ICU——集中治療室の数は人口10万人当たり5床で、ドイツの6分の1、イタリアの半分以下しかありません。医師数は人口1,000人当たり2.4人で、OECD加盟36か国中32位、OECD平均から見ると14万人も足りない水準です。

声明は、コロナ禍で浮き彫りとなった脆弱な医療提供体制の抜本的な見直しが急務であり、全ての国民の命と生活を守るには平時からの機能強化が必要、感染症の拡大、大規模災害などの緊急事態に備えた万全の医療体制を求めますと訴えています。

この平時からの機能強化、緊急対応に備えた万全の医療体制について、その必要性と対策について知事の受け止めをお聞きいたします。

次に、気候危機について伺います。

9月1日、日本共産党は、2030年度までに二酸化炭素を50から60%削減するという目標を掲げた気候危機打開のための2030戦略を発表しました。これは6月議会でも指摘しましたが、2030年までの10年足らずの間に、全世界のCO₂排出を半分近くまで削減できるかどうかには人類の未来がかかっているというIPCC——国連気候変動に関する政府間パネルの報告に示された世界の科学的知見に立ったもので、未来のための

エネルギー転換研究グループの提言など、各種団体、専門家の提言を踏まえて策定したものです。

まず、基本認識として、2050年カーボンゼロではなく、2030年削減が未来への分岐点と捉えることが決定的です。政府が示した2030年度の二酸化炭素削減目標は、2013年度比46%となっていますが、IPCCの2010年目標で見れば実は42%で、世界平均の45%削減も下回るものです。先進国の責任を果たしていない、目標が低過ぎると厳しい批判の声が上がっているんです。

日本共産党の戦略の特徴の一つは、脱炭素化、省エネルギーと再生可能エネルギーの推進は、生活水準の悪化や耐乏生活を強いるものでも、経済の悪化や停滞をもたらすものでもありません、それどころか、新しい雇用を創出し、地域経済を活性化し、新たな技術の開発など持続可能な成長の大きな可能性を持っていますと強調している点です。省エネは、企業にとっても中長期的な投資によってコスト削減とまともな効率化をもたらします。リストラ、人件費削減という経済全体にマイナスとなる効率化とは正反対です。住宅などの断熱化は地域の建設業などに仕事と雇用を生み出します。

再生可能エネルギーのための地域の発電所は、石炭火力や原発などよりはるかに多い雇用を生み出し、地域経済の活性化につながります。海外に依存してきた化石燃料への支払いは大幅に減り、日本経済の弱点である低いエネルギー自給率は大きく向上し、再エネの普及によるコスト削減もあり、電気料金の値下げにもつながります。

さきの研究グループの試算では、2030年までにエネルギー需要を約40%削減する省エネと、再生可能エネルギーで電力の44%を賄うエネルギー転換を実施すれば、年間254万人の雇用が新たに創出され、エネルギー転換で影響を受ける

産業分野での現在の雇用者20万人をはるかに上回ります。投資額は2030年までの累計で202兆円となり、GDPを205兆円押し上げ、化石燃料の輸入削減額は52兆円になるとされています。

世界的に見ても、環境と人権を重視した投資、商品が重視されています。原発、化石燃料関連は座礁資産と呼ばれ、投資の対象とされない時代に入ってきています。また、著名な多国籍企業がRE100といって自らの経済活動を再エネ100%で実施することを宣言し、これを目指しており、再エネを推進しない事業者はサプライチェーン、バリューチェーンからはじかれるという時代を迎えようとしています。EUは2026年に国境炭素税を全面実施することを発表するなどの動きも進んでいます。

気候危機に対応する社会をつくることは、高知県の持つポテンシャルを発揮させ、より上質な暮らしと経済をつくっていく道です。持続可能な成長をもたらす可能性をどう捉えているか、認識を知事にお聞きいたします。

電気代、化石燃料費として、現在どれだけの金額が高知県から県外、国外に流失していると想定しているのか、また気候危機対策が進めば、その流出を防ぎ、そのお金が地域で循環できます。このことを見える化することも重要だと思いますが、林業振興・環境部長にお聞きします。

産業振興計画をはじめ、県の基本政策に気候危機をしっかりと位置づけることが不可欠です。省エネについて、例えば生産工程における効率のよい機器の導入、または断熱システムの更新も重要であると考えます。今後、産業部門において省エネ化を進めていくためには、支援策の一層の充実が必要だと思いますが、林業振興・環境部長にお聞きします。

また、住宅の断熱化は、光熱費を削減することで、欧州では貧困対策としても重視されています。公営住宅の断熱化の促進、また民間住宅

の断熱化、省エネ化に向けた改修を、気候危機打開の公益的機能があるとして支援する制度を強化することが必要だと思いますが、土木部長にお聞きいたします。

屋根上の太陽光発電の設置は約6%にとどまっています。支援制度を検討すべきときではないか、林業振興・環境部長にお聞きします。

同じ9月には、日本版気候若者会議が政策提言を行っています。各分野の専門家をアドバイザーに迎え、100人の若者が10週間にわたり議論し、まとめたものです。具体策としても、消費、移動、住む、食、産業・生産、総合のテーマ別に約70項目にわたり提言がされています。若者の行動には希望を感じますが、そこでは、現在世代の排出によって将来世代が気候変動のさらに深刻な被害に遭うことを意味する、これは明らかに不正義であると、現在の政策決定のプロセスから被害を最も受ける未来の世代、若者が排除されている理不尽さを指摘し、若者が現在の温室効果ガス排出量の許容量、つまり将来的なリスクの許容値を決定するための権利を有すると主張し、二酸化炭素削減目標の大幅な引上げを提案しています。

9月14日発表された、世界10か国の若者1万人を対象にした欧米の大学、専門機関が実施した調査結果は、気候変動の影響について95%が心配、さらに75%は未来が怖いと感じ、約4割が環境危機への不安から将来子供を持つことにためらいを覚えると答えています。また、各国政府の危機対応に関しては、58%が自分たちや将来の世代を裏切っていると答えています。

若者の政策提言でも触れられている、若者が政策立案の過程に参加し、力を発揮できる環境づくりが重要だと思いますが、知事に認識をお聞きします。

この政策提言の全体のビジョンでは、「私たちが目指す社会像は幸福と環境を両立させた社会

である。それは気候正義と自然環境保全が実現され、ひとりひとりの基本的人権と幸せが実現する社会である。その社会が実現される際に、将来世代に対して真摯に向き合うことが可能となる。既得権益者や偏った世代の意向を重視することは、多くの人にとっての幸福と環境を軽視することであり、将来世代に負担を強いることになる。経済は幸福と環境を両立させ、将来世代に真摯に向き合うことを優先すべきだ。なぜなら、人類が健全に暮らしていける自然環境がなければ社会も経済も成り立たないからである。幸福や環境を無視した経済を私たちは求めない。」と指摘しています。

この指摘に大人社会、特に政治に携わる者は真摯に耳を傾ける必要があります。私たちの基本戦略でも、気候危機の打開は、貧困と格差をただすことと一体のものとの立場で提案をしています。

県の政策をつくり上げる上でも、これらの政策提言を参考にさせていただきたいと思います。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知工科大学の新学群設置についてお聞きします。

安倍前政権は、2013年6月に骨太方針2013で、10年間で世界大学ランキングトップ100に10校入ると打ち出し、一連の大学改革を推進しましたが、日本の科学論文数や論文の国際シェア、質の高さは大きく減少しました。

文部科学省科学技術・学術政策研究所は、今年8月、世界で2017から2019年に発表された自然科学分野の学術論文のうち、他の論文に引用された回数が上位10%に入る影響力の大きな論文の数で、日本は過去最低の世界10位に後退したと公表、一方中国は分析開始以来初めて、アメリカを抜いて世界1位となっています。

また、イギリスの教育誌タイムズ・ハイアー・エデュケーションのワールド・ユニバーシティ・

ランキング2022によると、200位までにはアメリカ57校、イギリス28校、アジアでは中国10校、韓国から6校が入っていますが、日本はようやく35位に東大、61位に京大が登場するのみとなり、政府の科学技術白書が研究力に関する国際的地位の低下の傾向を認めるに至って、自公政権の大学改革の破綻は明らかとなりました。

自公政権はイノベーションを生み出すための大学改革と銘打ち、戦略的な経営を大学に求めて、国立大学運営費交付金や私立大学経常費助成のような基盤的な経費を、国が大学を評価することで傾斜配分する競争的な資金へと根本的に変更したことが原因です。

タイムズ・ハイアー・エデュケーション誌に直接取材したイギリス在留の国際ジャーナリストの木村正人氏は、運営費交付金の傾斜配分を問題視し、イギリスの研究者は、どの大学にいてもいい論文さえ書けば予算がもらえ、そうした仕組みがひいては大学間に競争をもたらしていると述べていることから分かるように、官邸主導の集中投資は、大学を学問の府から戦略的な経営と国策研究を優先する企業的組織へと変質させ、現場から自由で創造性あふれる有能な研究者と研究とを締め出し、多様な競争を奪う結果となったと言えます。

また、基盤的経費の傾斜配分をやめ、地方大学や文科系など財政力の弱い大学への配分調整を行うなど、大学間格差是正を政府に求めることも大事なことだと考えるところです。

知事は、文部科学省科学技術・学術政策研究所の科学技術指標2021や科学技術白書をどう受け止めたのか、お聞きいたします。

戦前、明治憲法下の我が国の大学は、滝川事件に象徴されるように、国家権力によって学問の自由が奪われ、時の政府が国策に沿わないと判断すれば、研究者は自由な研究や発表などことごとく奪われて弾圧され、戦争へと突き進ん

だ歴史を持っています。

戦後、日本国憲法に、他国ではあまりにも当たり前の権利であり、明記する必要のない学問の自由という文言の条項をあえて設け、1、学問研究の自由、2、研究発表の自由、3、教授の自由、4、大学の自治を私たち国民がうたったのは、時の権力、行政からの独立が学問の府である大学では大原則であることを国民が共有し、戦後大学の運営がなされることを望んだからにはほかありません。

その戦後大学の大原則の観点からいうと、今回県立工科大学の新学群設置に当たって、県の庁内検討組織に法人も参加していたにもかかわらず、前県議会議場答弁で知事が白紙撤回を宣言したのは、行政による県公立大学法人の権限、独立性への権力的な介入であり、断じて許されないものです。知事の考えをお聞きいたします。

県立大学は、県外大学に行かずとも高知県内で住民要求に応えた高等教育を行い、地域の文化、経済の発展に寄与できる有能な人物の育成をとの県民の願いから設立されたものです。ですから、その運営や設置する学部学科は、官邸主導で評価される国策研究に資するベクトルではなくて、県民・地域主導の民意ベクトルによる評価に耐え得るものであるべきです。

自治体などが設立した公立大学の大学の自治とは、最前線で学生教育、育成、研究に当たる学長、教授会、学生など大学の統治理念と、実務的運営をする法人理事の統治理念、そして直接的な運営を行っていないが、設置者で設備資金などを提供する関係にある県行政、自治体の統治理念の3者の相関的な調整によって成立していると考えられます。前の2者が大学内部としてくられるものであることに対し、県行政は地方交付税措置を行う国同様、外部権力機関であると捉えられ、例えば研究内容や人事など、前者の2者の管轄、管理運営事項、自治に対し

ての介入はあってはならないと考えられます。

そういう意味でいえば、新たな研究学群の設置は、前者のガバナンスの極めて重要な領域の問題であり、外部的で権力的側面を持つ県のガバナンスの下での検討会で行うより、法人のガバナンスの下で行うべきだと考えるものですが、知事にお聞きいたします。

次に、四国電力伊方原発3号機の再稼働について伺います。

令和2年1月に、伊方原発では誤って制御棒を引き抜くなどの4件もの連続トラブルが発生しました。四国電力への信頼は大きく低下し、愛媛県としてもさらなる安全性の向上に向けた詳細調査の実施や県民の信頼回復等の7項目を要請し、県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において四国電力の対応状況を確認されていたさなか、今回の新たな問題が発覚し、四国電力の体質への重大な懸念が広がっています。

新たな問題とは、9月8日原子力規制委員会が保安規定違反と認定したもので、伊方原発の宿直中の社員が2017年3月から2019年2月に5回にわたり無断外出をし、保安規定で定める重大事故の対応要員22人を満たしていない状況であったという問題です。無断外出について規制委員会は、重大事故に対応する体制整備に影響し、看過し難いと指摘、更田豊志委員長は同日の定例会合で、安全文化の劣化の兆候だ、しっかりした対応を求めると述べました。

今回の保安規定違反の問題について、四国電力から本県にどのような報告と謝罪があったのかを、まず知事に伺います。

今回の指摘を受け、四国電力は無断外出対策として、要員の確認体制に不備があった、GPSつきスマートフォンを宿直当番者全員に持たせる、点呼を抜き打ちで行うなどの再発防止策を講じているとしています。安全を管理する社員を監視しなければならないということ自体に

改めて危機感を持つものです。

さらに、私たちが問題視しているのは、この重大な事実を内部告発があるまで四国電力が隠蔽していたと考えられる、まさに安全管理に対する無責任な体質そのものです。四国電力は、本年6月24日に無断外出が繰り返されていたとの内部告発を受け、調査した結果として7月2日にこの事実を公表しました。ところが、この公表内容には重大な報告がなされていません。それは、無断外出を繰り返していた男性社員は、重大事故時に炉心に冷却水を供給する配管の保全などを担当する配管接続班長であったこと。しかも2020年5月に、社有車で外出し会社のガソリンチケットを使い私用のガソリンを容器に給油していた、約38万円相当の横領であるとして、停職6か月の懲戒処分を行っていたこと。本年1月に自主退職をしていたことという3点。愛媛新聞の取材報道で明らかにされた事実です。

報道後、四国電力はこの事実は認めながら、市民団体に対し、職場を離れて横領したことは分かったが、保安規定に違反することに気づかなかったと釈明し、2020年5月時点では保安規定違反の認識はなかったとしています。しかし、懲戒処分を行うに当たって当然詳細な調査はされているはずで、その時点で保安規定に違反していたが隠蔽したのではないかと疑念は当然生じます。万が一、保安要員が不足していたとの認識がなかったとしても、保安規定に対する認識の重大な欠如であり、いずれにせよ原発の安全管理能力を持ち得ていないと断ぜざるを得ません。

私たちが不安視するのは、もし今年6月の内部告発がなければ、規制委員会からの厳しい指摘もなく、隠蔽したまま10月25日の3号機の再稼働計画が実施されていたであろうということです。

今回の問題は、まさに四国電力会社全体の問

題であり、県としても事実経過の究明と報告を求めるべきだと思いますが、知事の対応を伺います。

この問題が報告された7月7日の原子力規制委員会の定例会見で更田委員長は、四国電力はもう福島第一原発の事故を忘れてしまったのか。時がたつことで緩んでいないかと厳しく指摘をしています。

昨年1月に続く今回の問題を見ても、四国電力が危険極まりない原発を稼働させることは認められないと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

次に、男女平等の課題であるリプロダクティブヘルス・ライツ、性と生殖に関する健康と権利の視点から幾つか伺います。

まず、生理の貧困問題をきっかけに課題となって認識されてきた女性の生理について伺います。6月県議会で塚地佐智議員の質問で、女性への生涯にわたる健康支援として、性と生殖に関する健康と権利を国連も日本政府も重要視していること、中でも生涯にわたる健康の基盤となる10代から20代前半の重要な時期に、月経を含めた保健の充実の推進が第5次男女共同参画基本計画に明記されていることを述べました。性教育の段階から健康な母体をつくることができるように、既に世界では生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等の視点から取組を進めようと、施策が社会的に発展してきています。

コロナ禍の中で、私たちの目の前に広がった生理の貧困問題は、貧困の相談とつなげる窓口とただけでは不十分で、世界の進展に目を向けて、これまでの常識を変える必要に迫られています。例えば、トイレトーパーがトイレにあるのが普通であるように、生理用品がトイレにあるのが普通になるような変化が求められています。

女性の生理を取り巻く課題に関して、ジェン

ダー平等の視点で解決していくべきだと考えますが、知事にお聞きをいたします。

8月3日、内閣府男女共同参画局は、生理の貧困に係る地方公共団体の取組の第2回調査結果を第1回、5月19日時点の調査結果に続いて発表しました。2か月後の継続的な調査自体が異例で、そこには短期間に生理用品配布が一気に広がった変化が見てとれます。

生理用品配布など生理の貧困実施自治体は、前回の5月時点では255自治体から現在は581自治体に広がり、全自治体の32.8%、47都道府県に広がりましたが、急速に広がったとはいえ、全自治体の3分の1で、県ごとの実施自治体は多いところから少ないところまでアンバランスです。高い実施率の県も防災備蓄からの臨時的措置のところも少なくありません。そんな中で、予算措置をして取り組んでいる自治体が前回調査の55件から3.6倍の200件に、実施自治体の34%に増えています。

防災備蓄や寄附に頼るのではなく、生理用品の配布に関して一過性でない対策を進める上で、国の予算化は重要です。国に対してさらなる予算化を県からも働きかけるべきだと考えますが、知事にお聞きいたします。

第2回調査の中で実施記述に生理用品の学校配布と、中でもトイレ配備が増えています。東京の港区の教育委員会では、6月に区立学校に通う小学校5年生から中学校3年生まで全ての女子児童生徒2,400人余りを対象にアンケートを取っています。これまで必要な人は保健室で生理用品を渡していましたが、保健室で把握していたよりも多い17%の子供たちが、学校生活で生理用品がなくて困ったことがあると答えたことについて、当初は経済的な理由で生理用品が手に入らないということについて注視していたのですが、生理が急に来たり、ナプキンが足りなくて困ったりということについても、子供た

ちが安心して学校生活を送ることができないことにつながるという意味で課題であると思う、調査してよかったと担当課長は述べています。

また、NHKが山口市で実施したアンケートで、回答者1,063人のうち、生理がある生徒の3割が生理用品がなくて困ったと回答しました。山口市の白石中学校では、無償配布をきっかけに、置いてほしい場所を生徒たちに聞くと、回答者150人のうちトイレに87%、保健室に1%、どちらでもよい9%で、ほとんどの生徒がトイレと答えています。

東京都では9月から全ての都立学校で生理用品の設置が始まりました。トイレットペーパーと同じように生理用品が当たり前にある環境にしたかったとしています。5月中旬から先行して実施していた都立新宿高校では、これまで保健室に取りに来ていた生徒には渡していたが、昨年利用されたのは10個程度、特に周知しなかったのに、8月末までに410個以上のナプキンが使用されたとのこと。校長先生は、誰でも使えるようにすることで、実は困っていた、生理用品が足りないなんて言えないという子に届いているんじゃないかなと思います、コロナ禍でただでさえストレスが多い生活の中、せめて衛生面での心配をせずに安心して学校生活を送ってほしいと述べられています。生活困窮者だけの問題ではないことがここでも見てとることができます。

政府も、公共施設や学校のトイレに生理用品を備えることで自由に受け取れるようにしていることを挙げて評価しており、学校は対象外としていた初めの認識から大きく変化しています。

トイレに生理用品を備えることを急ぐべきだと思いますが、教育長に伺います。

また、6月議会で議決された1,500万円の国からの交付金事業をスピードを上げて推進することが待たれています。長引くコロナ禍の中で、

これをきっかけにして、社会的に性と生殖に関する健康と権利が身近な大切なものとして保障されるものとしていく必要があります。

地域女性活躍推進交付金を活用した事業の進捗状況を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、妊産婦医療についてお聞きします。

今日、西内健議員も質問されましたが、ダブル点もありますが、させていただきます。2019年9月議会で塚地県議が、今年2月議会で私が、切れ目ない子育て支援のため、また母体の安全のためにも、妊産婦医療費助成制度を県として創設し、支援体制を整えるべきだといたしました。

国では、2018年12月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律が成立し、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子供を生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならない。」と規定されています。今、コロナ禍の中で、これまで以上に負担が増している妊産婦にとって、性と生殖に関する健康と権利の視点からも、具体的に母体の健康を支える施策がますます必要になっています。

近年では、様々な社会的要因で女性の出産年齢が高くなる傾向にあり、いわゆるハイリスク妊娠の割合が増えてきています。妊娠高血圧や妊娠糖尿病などのリスクもあります。当然のことながら、こうしたハイリスク妊娠は胎児の育成にも影響をします。一方で、厚労省によれば、妊娠、出産、産後の不安についての調査では、妊娠中に経済的な不安があったという方が15.7%となっています。経済的な格差のために、胎児の育成や母体への悪影響があってはならないと考えるものです。

この間、新日本婦人の会高知県本部が妊産婦医療制度アンケートを実施しました。現在41通のアンケートが返信されていますが、この中で無料検診14回以外に医療を受けた方は18人、受けなかった方は23人、中にはひどいつわりで点滴に通ったり、切迫早産、副鼻腔炎、胎児不全、高血圧症、妊娠糖尿病、鉄欠乏症、ヘルペス、顔面神経麻痺、帝王切開後傷口が2回開き2か月ほど通院、出産後の乳腺炎などなど、負担を顧みる余裕がなく対応している様子が書かれています。

また、全ての妊婦にとって無料の歯科健康検査はありますが、治療は対象外、36週以降毎回行う子宮収縮をはかるノンストレステストは14回の無料券の対象外ですから、毎回2,000円から3,000円かかっています。出産予定日を過ぎても超過した場合の無料受診券が欲しい、また必要な費用なので仕方がないが、負担額に産前時間、土曜、日曜などの条件で個人差がないようにできないものかと思うと、出産費用に幾らかかるのかの見通しがつけづらい不安もつづられていました。母体の健康を守り、また経済的な格差によらず、不安なく健やかに新しい命を育める妊産婦医療費助成制度は強く求められています。

2019年9月議会では、妊産婦医療費助成制度に関して、栃木県の制度を参考にして考えると、制度導入には7,300万円の予算となり、健康政策部長は他県の事例を参考に、市町村や医療関係者などの御意見も伺いながら検討していくとの答弁がされています。2021年2月議会では、こういった制度であれば可能かといった視点を持って、協議をしていきたいというふうを考えておりますと健康政策部長からの答弁でした。

妊産婦医療費助成制度を県として創設し、しっかりと支援体制を整えるべきだと考えますが、子ども・福祉政策部長に伺います。

次に、出産できる病院のない地域の解消につ

いて伺います。身近な地域に出産できる病院がなくなって久しくなりました。県は産婦人科をはじめ、出産できる病院体制を整えるために、この間も努力されてきたと思います。先ほど紹介したアンケートの中で郡部の皆さんからは、産婦人科が遠くお産に間に合わず救急車を利用しました、出産できる病院が遠く通うのが大変だった、出産可能な病院を地方にもぜひつくってもらいたい、近くに出産できる病院がなく、一番近いところを選んで自宅から病院まで車で50分かかった、検診のたびに運転が負担だしお産の時間に間に合うか不安だった、また産後の入院の際黄疸のため子供だけ入院が1日延びた、付き添う母親の料金は自責のため高額に、1泊3万円から4万円と言われて付き添うことができなかつた、3人目を妊娠中だが、病院が少ないせいか集中しているのか、初診で行きたくても1か月以上予約が取れない、まず安心して出産できる場所を地域につくってほしいと切実な声が記入されています。この状況は、出産に向かう全ての女性たちの声とも重なり、これ以上看過できません。

この声に応える土台はできているのか、経過と今後の見通しを健康政策部長にお伺いをして、私の1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しまして、感染の連鎖を断ち切るべく、素早く幅広い検査を行うべきではないかというお尋ねがございました。

感染が落ち着いた状況になりましても、感染を早期に把握し、感染の拡大を防ぐというためには、感染リスクを踏まえまして、迅速かつ幅広く検査をするということは重要だというふうに考えております。

これまでも症状のある方が速やかに検査を受けられるようにという観点から、検査協力医療機関の充実を図ってまいりました。また、感染者が判明した場合には、濃厚接触者だけではなく、幅広く接触者の検査を実施いたしまして、感染の連鎖を防ぐことに努めてまいったところであります。特に、医療機関や介護施設、学校、保育所などで感染が確認をされた場合には、施設全体で利用者や従事者などの検査を幅広く実施しているということは、御紹介いただいたとおりでございます。

また、市中の感染のリスクが高まったと判断される場合には、今までも高知市中央公園で特設の検査会場を設けまして、飲食店の方々でありましたり、またワクチンの接種が終わっていないの方々、こういった方々を対象に、臨時で検査をしていただく機会を設けてまいりました。今後、同様に市中感染のリスクが高まったと判断をされるような場合には、再びこうした形で特設の検査会場を設けるといったことも含めまして、リスク状況に応じました検査体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響によります休業などへの保障についてお尋ねがございました。

県におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある方々に、きめ細かな充実した施策が届くようにという趣旨で、全国知事会と連携をいたしまして、国に対する働きかけ等を行ってまいっております。

例えば、お話にありました、お子さんを持つ保護者の休職に係ります給付制度につきましても創設を訴えてまいりましたし、またその運用に当たりましては、自営業の方、フリーランス、アルバイトの方々の収入減に対応することなども訴えてまいったところであります。その結果として、例えば小学校休業等対応助成金・支援

金につきましては、一旦終了しておりましたけれども、近々再開するということが決定をされたところであります。

また、この制度以外にも、例えば持続化給付金におきましても、フリーランスの方あるいは前年度に実績のない事業者の方々も追加的に対象とするというような取組が行われておりますし、全般的に幅広く支援をしていくという観点からいいますと、生活福祉資金の特例貸付の制度を今回コロナ禍におきまして創設がされまして、この据置期間が延長されるというような対応もされてまいったところでございます。

今後とも、この感染症の影響によりまして厳しい状況にある方々が生活を維持していただけますように、施策の充実を国に対して訴えてまいりたいと考えております。また、拡充をされた支援が一日でも早く厳しい状況にある方々に届くように、国とも連携をしながらこうした制度の周知にも努めてまいります。

次に、在宅の療養者あるいは濃厚接触者のサポートの体制についてお尋ねがございました。

今回の第5波におきましては、想定を大きく上回る患者が発生をしたということがございまして、入院もしくは施設療養で全てを対応するということが大変難しくなったという事情がございまして、無症状あるいは軽症者の方には、一時自宅療養をお願いするという対応を取ることとなりました。

自宅療養におきましては、看護師が常駐をいたしております宿泊療養と比べまして、医療サービスへのアクセスが難しくなるということがございます。あわせて、心理的な不安も生じやすいということに留意をしたサポート体制が重要だというふうに考えております。

今回、自宅療養を開始する際には、検査協力医療機関やかかりつけ医などの電話診療によりまして、事前に解熱剤などを処方するといった

体制を、県の医師会などに御協力をいただいて構築をしたところでございます。加えて、症状が悪化した場合に備えまして、24時間の電話相談窓口を設置する、あるいは救急外来の診療体制を整備するといった対応を取りますとともに、生活支援物資の配布体制も構築をいたしたところであります。

今後とも、必要な場合に自宅療養をお願いせざるを得ない場合が生じた場合には、自宅療養者への支援がしっかりと行えますように、御協力いただきました医療機関あるいは薬局などのお話もお聞きをしながら、さらなる支援体制の強化に努めてまいる考えであります。

次に、抗体カクテル療法の専用病床の確保についてお尋ねがございました。

抗体カクテル療法につきましては、これまでに県内12の医療機関で百数十名の患者さんに対して実施をされまして、重症化予防に大きな効果が得られております。感染判明時の患者の聞き取り調査の際に、例えば高齢者や肥満の方など重症化のリスクが高い患者さんには、積極的に抗体カクテル療法をお勧めしているというところであります。一方で、抗体カクテル療法を実施後、副反応として一時的に発熱などの症状が出現をし、医療上の対応が必要となるケースもあるということはございますので、現在はこの療法は入院治療で実施をいたしております。

今後ともこの抗体カクテル療法の効果を生かすべく、抗体カクテル療法を専門に行います医療機関を確保していくということあるいは臨時の医療施設で実施をしていくということなどにつきまして、検討を進めてまいります。

次に、今回の医療現場からの切実な声をどのように受け止めているのかというお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化をしていく中で、医療の最前線で日々御尽力を

いただいております医療従事者の皆様方には、心より感謝を申し上げたいと存じます。

県が行っております入院調整の際には、各医療機関におけます医療従事者の状況などをお聞きしまして、受入れの負担が特定の箇所に集中しないように努めているところでございます。また、要介護度の高い患者さんなどに対応する場合の負担が大きいというようなお話も伺いましたので、この点について、県独自の支援制度を創設するといった形で、できる限りの支援に努めております。

今後もコロナ対応に当たります医療従事者の皆様の御意見を踏まえまして、新型コロナウイルスへの対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、平時からの緊急事態に備えた医療体制の必要性などについてお尋ねがございました。

いわゆる第5波によります、これまでに経験のない急激な患者の増加を踏まえますと、そうした緊急事態に備えました医療提供体制の必要性を改めて痛感いたしているところであります。そのため、まずは第5波を超える次なる波に備えまして、一層の病床の確保はもとよりでありますけれども、自宅療養者への医療提供体制の強化、臨時的医療施設の設置に向けた検討を進めております。また、今年度医療法が改正をされまして、次期、第8次となります医療計画におきましては、新興感染症等の感染拡大時における医療といった項目が追加をされたということがございます。

今後、国から示されますこの計画の作成の指針などを注視しながら、医療現場の御意見などもお聞きをしまして、平時からの機能強化という点も含めまして、緊急事態に備えた医療提供体制の整備について検討を加えてまいります。

次に、気候危機に対応する社会をつくること

という点についてお尋ねがございました。

御指摘もありましたように、温暖化対策は経済成長の制約ではなく、むしろイノベーションを生み出すものでありまして、大きな経済成長を果たすために必要不可欠なものだというふう

に考えられます。国におきましてはこうした考え方の下に、経済と環境の好循環をつくっていくというグリーン成長戦略を策定し、取組を進められております。

本県におきましてもこうした流れを着実に捉えまして、カーボンニュートラルへの取組を持続可能な成長につなげてまいりたいと考えております。その際には、特に本県の強みを生かしたグリーン化を推進していくということが重要であると考えております。

このため、現在策定中のアクションプランにおきましては、本県の豊富な日照量あるいは森林資源などを生かした再生可能エネルギーの導入でございますとか、森林吸収源対策を進めていくこととしたいと考えております。また、例えば紙産業におきます脱炭素につながる製品開発を行っていくということなどによりまして、新たな成長の芽となりますグリーン化関連産業の育成にも取り組んでいくこととしております。

こうした取組をオール高知で進めていくということによりまして、カーボンニュートラルの実現はもとよりであります。経済と環境の好循環の輪を県内全域に広げていきたいというふう

に考えております。

次に、若者が気候危機への対応のための政策立案過程に参加をし、力を発揮できる環境づくりを行うべしとのお尋ねがございました。

世界的な課題であります気候変動の問題に対し、本県といたしましてもその責任を果たしていくというために、カーボンニュートラルの実現を目指した取組を進めております。

この気候変動の問題は、将来世代に特に密接

に関わる問題でございます。そのリスクを背負うことになる若者の意見を聞くということは、大変重要な視点であるというふうに考えております。先月開催をいたしました県の脱炭素社会推進協議会におきましても、委員の皆様から将来世代の意見を取り入れたり、将来世代に行動を促していくことが必要だという御意見をいただいたところであります。

現在、若者世代の方々には、地球温暖化防止県民会議の活動に参画をいただきまして、出前講座の自主企画・運営でございますとか、広報素材の作成などで御活躍をいただいております。今後は、こうした活動に加えまして、ただいま申し上げました脱炭素社会推進協議会、これはアクションプランをつくる場として開会をしておりますが、こうした中に若者の意見を直接お伺いする場を設けるといったことなど、政策立案過程に参加をいただく方策についても検討してまいります。

次に、県の政策をつくり上げる上で、日本版気候若者会議などによる政策提言を参考にしてはどうかというお尋ねがございました。

カーボンニュートラルの実現に向けましては、県民の皆様あるいは事業者、関係団体などが一体となり、オール高知で取組を進めていくということが必要不可欠だと考えております。そのためには、広く御意見、御要望をお聞きして、アクションプランの策定へとつなげていくことが重要であると考えます。御提案をいただきました政策提言あるいは2030戦略も含めまして、県民の皆様からの様々な提言やアイデアは、貴重な御意見として御参考にさせていただきたいというふうに考えております。

次に、文部科学省の科学技術・学術政策研究所におきます科学技術指標2021や科学技術白書についてのお尋ねがございました。

我が国の科学技術の状況につきましては、近

年政府においても、論文に関する国際的な地位の低下傾向などが課題とされているものと承知をしております。お話がございました科学技術指標2021や科学技術白書の内容につきましても、このことを示しているものと受け止めております。論文など定量的に把握しやすい指標のみをもって研究力というものを一面的に判断すべきではないという面はあると思いますが、国において必要な対策の着実な実行が求められているというふうに考えます。

本年3月に国で閣議決定をされました科学技術・イノベーション基本計画においても、我が国の研究力の相対的な低下につきましては、1つには、ノーベル賞受賞者は多数輩出しているものの、論文の量・質ともに国際的地位の低下傾向が継続をしているということ、また特に研究力を支える若手研究者を取り巻く環境を見ると、任期つきポストの増加あるいは研究に専念できる時間の減少など、引き続き厳しい状況が続いていることなどが課題だというふうにされております。

こうした課題を踏まえまして、この計画では、研究力の強化に向け、博士課程学生の処遇の向上とキャリアパスの拡大、若手研究者ポストの確保などを図るというふうにされております。また、多様で个性的な大学群の形成、10兆円規模の大学ファンドの活用によります取組の加速などもうたわれているところであります。

今後、こうした取組の着実な実行によりまして、我が国の研究力の強化と研究環境の向上が達成をされ、研究者の魅力もさらに増すという好循環が創出されることを期待いたしているところであります。

次に、高知工科大学の新学群の設置に関しまして、6月議会での私からの白紙撤回の答弁についてお尋ねがございました。

私は、これまでも申し上げてきたとおりで

ありますが、高知工科大学にデータ&イノベーション学群を設置する構想について、その方向性は時代の流れに合ったものであるというふうに受け止めております。

他方、この構想には新しい校舎を建設するといった内容も含まれておりまして、新学群の設置、そして運営は、多額の県費の負担が見込まれる事業でもあります。アフターコロナ下の厳しい行財政環境の中で、この事業を推進するもしましたら、県民の皆様あるいは議会の皆様の御理解をいただきながら検討を進めていくということが何より肝要だというふうに考えております。

このため、6月県議会では、構想の実現に向けた進め方について、明神議員からの御指摘を踏まえまして、それまでの準備作業を一旦白紙に戻したいという私の考えを申し上げたところであります。

議員から御指摘もありましたように、県におきましては本年4月に新学群設置に関するプロジェクトチームを設置し、高知県公立大学法人の参加も得まして検討を始めておりました。しかしながら、6月県議会の状況では、このチームの会合を2回開催し、論点の洗い出しあるいは論点に対する対応案の整理に着手をし始めたといった段階にとどまっておりました。当然ながら、県民の皆様あるいは議会の皆様に御説明をし、御理解をいただくというのは、これからという段階であったわけでありまして。

そうした段階でありましたときに大学の側から、開設の時期が既に決定しているかのような前提で、教員の公募を行うといった準備作業が行われたということでございまして、こうした大学におきます準備作業の進め方を改めるべきだという趣旨で、私は申し上げたものであります。新学群構想の内容そのものを県が一方的に白紙にするという趣旨を申し上げたことでは全

くございません。

新学群の設置、運営は、多額の県費負担が見込まれる事業でありますので、具体的な必要性、期待される効果、財源、収支見通しなどに関しまして、県としてしっかりと検討しなければならないというふうに考えております。この点、手順を尽くして県民の皆様、議会の皆様の御理解を得ながら検討を進めるためのものであると考えておりまして、法人への不当な介入ということには当たらないというふうに考えております。

次に、この問題についての検討会を開催する際のガバナンスの在り方についてお尋ねがございました。

地方独立行政法人法におきましては、設立団体の長であります知事が公立大学法人の教育、研究や業務運営などに関します6年間の中期目標を、議会の議決を経て設定するということとされております。また、公立大学法人はその中期目標を達成するための中期計画を作成し、知事の認可を得るといった制度になっております。このたびの新学群設置の構想に基づく事業は、この中期目標にも関わる——この中期目標に掲げていくべき重要なもの、重要な組織運営に関わる事項や基本的な事項であるというふうに受け止めておるところであります。

このため、設立団体であります県といたしましては、県政に関わる幅広い分野の方々の御意見も伺う必要があるという認識でございまして、こういった御意見もお聞きしながら、この事業の県の政策としてのプライオリティーをしっかりと判断していく必要があるというふうに考えたわけでございます。

こうした観点から、県のガバナンスの下で検討会を開催し、新学群の必要性、効果、規模、財源などについて検証、検討を行うというために、今議会に所要の予算を提案させていただい

ているところであります。このことにつきましては、高知県公立大学法人とも認識を合わせまして、連携・協力して対応していくことといたしております。

次に、四国電力の保安規定違反の問題につきまして、電力会社側からどのような報告と謝罪があったのかという点についてでございます。

この件につきましては、プレスリリースのありました7月2日に四国電力高知支店から事案の概要と、今後詳細調査を実施するとの報告がございました。県といたしましてはこの事案を重く受け止め、同日に担当課長から四国電力高知支店に対しまして、保安規定の遵守と安全管理の徹底を要請いたしております。その際に、県民に不安を与えたことに対する謝罪を受けまして、本県からの要請については、本店にも内容を伝えるように求めたところであります。

また、9月8日には原子力規制委員会におきまして、本事案が保安規定違反に認定されたことから、四国電力に対しまして再発防止、今後の対策等に関する説明を要請いたしたところでございます。これを受けまして、9月13日に来庁された際には、改めて謝罪とともに、コンプライアンス意識の向上や安全確保の徹底に取り組んでいくとの説明があったところであります。

対応いたしました林業振興・環境部長には、保安規定違反が生じたことは遺憾であり、保安規定や法令の遵守、安全確保を徹底するように再度要請をさせたところであります。

次に、四国電力に事実経過の究明と報告を求めることにつきましてお尋ねがございました。

四国電力におきます本事案の調査につきましては、客観性を担保するために、社外弁護士の指導・助言の下、調査、取りまとめが行われておりまして、その内容の説明を受けているところでございます。調査報告書には、懲戒事案と

して調査を行った部門と、原子力担当部門間での連携がうまく図れていなかった、そして保安規定違反になる可能性に思いが至らなかったといった旨が報告をされております。

安全確保の上で重要な保安規定に違反が生じたことに加えまして、部門間の連携不足により実態の把握が遅れ、再発防止策を速やかに講じることができなかったということについては、誠に遺憾であると考えます。安全確保の徹底には、ハード面に加えまして、社員一人一人が原発を運転する責任と使命を自覚し、安全対策に終わりはないとの意識を持って臨んでいただくことが必要だと考えております。四国電力には、先ほど申し上げましたように、この点を十分に意識した上で、保安規定や法令の遵守、安全確保を徹底いただくように要請を行っております。

現在、本事案の再発防止策については、原子力規制庁の検査が実施中であり、愛媛県におかれましては、原子力安全専門部会において、専門的な観点から確認を行うというふうにお聞きをしております。本県といたしましては、こうした動向を注視し、情報収集も行いながら、再発防止策の内容、実効性について確認を行い、必要に応じまして再発防止策の一層の充実を四国電力に要請してまいります。

次に、伊方原発を再稼働させることの認識についてお尋ねがございました。

この原発の再稼働に当たりましては、申すまでもありませんが、安全確保が大前提となります。このことから四国電力には、社員一人一人に原発を運営する責任と使命を自覚いただきたいというふうに考えます。その上で、今回のような事案が二度と起こることがないように、安全対策に終わりはないとの意識を持って臨んでいただきたいというふうに考えているところであります。

最後に、女性の生理を取り巻く課題の解決と

生理用品の配布について、国にさらなる予算化を働きかけることについてお尋ねがございました。互いに関連いたしますので、併せてお答えを申し上げます。

性と生殖に関する健康と権利の視点から、女性が自らの身体や健康について正しい知識や情報を基に判断し、それが尊重される社会づくりが重要だというふうに考えております。このため、こうち男女共同参画プランにおきまして、性に関する教育の実施、性差に応じた健康に関する情報、相談指導などを受けやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。

女性に対する健康面での支援の必要性につきましては、今回の生理の貧困をきっかけに、社会的にも広く認識されることになってきたものと考えております。このことは、女性が社会生活の中で感じるつらさや不便さを社会全体で共有することにつながるものでありまして、その点、性差の違いを認め、尊重し合うというジェンダー平等の視点からも重要だと考えます。

ただ、御提案の中にごございました生理用品を公共施設などのトイレ全般に配置するということにつきましては、社会一般に現時点でそうしたことが必要であるとの認識がどこまで広がっているのか、これははかりかねる状況でありまして、現時点ではまだ機が熟していないということではないかというふうに考えております。

まずは、現在、御指摘もありました国の地域女性活躍推進交付金を活用して生理用品を配布しております施設など、学校でありましたり、市町村でありましたり、あるいは社会福祉協議会でありましたり、こういった方々のこの問題についての意見を聞いてみたいというふうに考えております。

また、生理用品の配布に係ります国への予算化の働きかけにつきましては、全国知事会を通じて学校等での無償提供の恒久化などの検討を

求める提言が行われております。まずはその動向を注視してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長（中村剛君） まず、エネルギーに関する資金流出額の想定と、この資金を地域内で循環し、見える化することについてお尋ねがございました。

財務省の日本貿易統計によりますと、我が国の化石燃料の輸入総額は2019年で約17兆円となっております。また、本県の石油・石炭製品、電気代等に係るエネルギー収支は、環境省の分析ツールによる推計では、2015年で942億円のマイナスとなっております。内訳といたしましては、石油・石炭関係で755億円、電気で83億円、それぞれマイナスとなっております。再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消が進めば、こうした金額のうち、少なくとも電気に係る部分を地域内で循環させることが可能となります。

県では、現在地域新電力の設立支援や、自家消費型の太陽光発電施設の設置支援等を通じまして、再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの地産地消を推進しております。地域内で循環する資金の見える化は、こうした取組の効果や成果を分かりやすくお示しし、取組に対する理解を促進することにつながるものと考えております。

次に、産業部門における省エネ化の支援策の充実についてお尋ねがございました。

本県のカーボンニュートラルの実現のためには、産業、運輸、家庭などのあらゆる部門で温室効果ガスの排出削減を加速していくことが必要であると考えております。この温室効果ガス排出量のうち約7割を占めますエネルギー使用由来の排出量を見てまいりますと、その6割以上が農林水産業や製造業、サービス産業など事

業者から排出されております。このため、こうした分野での省エネ対策をさらに強化していくことが大変重要であると考えております。

この省エネ対策に関しましては、現在高効率な機器の導入促進のための融資制度や、水産業制度資金を活用した省エネエンジン等の導入支援、あるいは施設栽培における効率的な加温方法の普及などの取組を進めております。また、省エネアドバイザーによる省エネ診断や設備導入に向けた助言なども行っているところではございますが、今後はこうした取組をさらに充実強化していく必要があると考えております。

このため、アクションプランの策定に当たっては、脱炭素社会推進協議会での御意見、事業者ヒアリング、アンケートなどを通じて寄せられた御意見、御要望などを基に、施策の強化について検討しているところでございます。また、その際には、国の既存の補助制度の積極的な活用や、国の新たな支援策なども参考にさせていただきながら、より多くの事業者に、より効果的に活用いただけるよう検討を深めてまいります。

最後に、屋根上の太陽光発電設備の設置に対する支援制度の検討についてお尋ねがございました。

カーボンニュートラルの実現に向けましては、家庭部門においても脱炭素化の取組を推進していくことが必要であり、太陽光発電設備の導入と建物の高断熱化は、家庭部門における温室効果ガスの排出削減を進める上で、非常に効果の高い取組であると考えております。他方、本県の一戸建て住宅に対する太陽光発電設備の導入割合を見ますと、2020年度末で9.1%にとどまっております。今後のさらなる導入が求められておるものと考えております。

こうした中、国におきましては、2030年に新築戸建て住宅の6割において太陽光発電が導入

される、こうしたことを目標といたしまして、その促進に向けた支援策を検討されております。県といたしましても、国の施策を参考としながら、家庭部門における太陽光発電設備の導入促進につきまして、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 公営住宅の断熱化の促進、民間住宅の断熱化、省エネ化に向けた改修への支援強化についてお尋ねがございました。

家庭部門におけます脱炭素化を進めていく上では、住宅の断熱化、省エネ化の促進は有効な手段の一つでありまして、県としても進めていくべき取組と認識をしております。

県営住宅の断熱化につきましては、県の公営住宅等長寿命化計画に基づいて行っておりますバリアフリー化などの全面的改善工事の中で、壁や天井への断熱材の設置や、断熱性の高い窓ガラスへの取替えなどを行っております。

一方、民間住宅の断熱化、省エネ化に向けた改修の促進につきましては、国の制度として、一定の省エネ性能を上げるための断熱化工事に対する補助制度や、税制上の特例措置などの支援制度がございます。県としましても、ホームページや市町村の窓口を通じて、これらの情報発信を行っております。

また、国では現在、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、住宅の省エネ性能基準の見直しや、補助制度の拡充等の検討が進められております。このため、引き続きこれまでの取組を進めるとともに、国の動向を注視し、補助制度の最新情報の発信や、制度拡充があった場合、必要に応じて県の支援策を検討するなど、住宅の断熱化、省エネ化のさらなる促進に努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 学校のトイレに生理用

品を備えることについてお尋ねがございました。

県では、子ども・福祉政策部が生理用品の配布をきっかけとして、困難な状況にある女性の方を相談支援機関等へつなげる事業を実施しており、県立学校に対しても今月下旬から生理用品と併せて、相談支援機関等を一覧にしたチラシを同封し、配布を開始しております。

県教育委員会としましては、生理用品を手にとった生徒が、そのことをきっかけとして相談支援機関等から支援を受けることにつながるよう、チラシの配布や校内に保健室や図書室など複数の配布窓口を設けることなどを、先日開催した県立学校長会で依頼したところです。

生徒が利用しやすい場所に生理用品を配置し、あわせて相談支援機関等の情報を周知し、必要な支援につなげていくことを目的としておりますので、御指摘のトイレへの配置についても検討してまいりたいと考えております。このため、トイレ配置分として県教育委員会で一定数を確保した上で、保健室や図書室などのほかに、各学校の実情に応じて、まずはトイレにも一定期間試験的に配置をし、その使用状況等を検証してまいります。

今後は、これらの取組の結果に基づき、子ども・福祉政策部と連携を図りながら、支援を必要としている生徒に生理用品が行き届く体制の在り方や、相談支援機関につなげるための効果的な方法を検討してまいります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、地域女性活躍推進交付金を活用した事業の進捗状況についてお尋ねがございました。

この事業は、さきの6月定例会で予算案の議決を受け、高知県社会福祉協議会に業務を委託し、孤独や貧困などの課題を抱える女性の方への支援に取り組んでおります。委託先では、現在初回発送分として生理用品3,000パックを購

入し、相談窓口や支援機関を記載したチラシや事業の周知を行う掲示物、プライバシーに配慮するための生理用品交換カードとともに、全市町村に送付をしております。生理用品等が到着した市町村から事業を開始いただいております。生理用品の提供と、それを一つのきっかけとして、支援を必要とする方を市町村社会福祉協議会などの相談機関につなげてまいります。

また、相談機関において、相談者に寄り添ったきめ細かな支援を行っていくため、相談支援員のスキルアップ研修を行うとともに、高知県社会福祉協議会が持つ地域福祉のネットワークを中心に関係機関と連携し、事業を進めてまいります。

次に、県としての妊産婦医療費助成制度の創設についてお尋ねがございました。

少子化対策を推進する上で、妊産婦の方々が安心して出産し、子育てできる環境づくりは重要であります。妊産婦医療費助成制度は、現在22の都道府県で実施されておりますが、対象疾病の範囲や所得制限、自己負担の有無など様々であり、財政負担も大きく異なっております。

このため、本年6月に各市町村に対しまして制度導入に関する意向調査を行った結果、県が2分の1程度の補助を行う前提で実施の意向があると回答した市町村は、約7割の25市町村でした。一方で、18市町村が財政面の負担が大きいことを課題として挙げており、具体的なニーズや、妊産婦が負担している医療費の実態の把握が必要といった御意見もありました。さらに、全ての疾病を対象に県が補助を行う前提で実施の意向があると回答した市町村は、約4割の15市町村にとどまっております。

こうしたことから、県としましては全市町村が足並みをそろえて導入できる制度であり、かつ子育て支援策としての効果が期待できる施策を検討したいと考えております。今後は、財政

負担の規模や助成対象とする疾病の範囲などについて、改めて各市町村と具体的な意見交換を進めてまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 出産できる病院のない地域の解消についてお尋ねがございました。

県内で出産できる施設の多くは中央医療圏に集中しており、幡多医療圏には2施設、安芸医療圏には1施設ございますが、高幡医療圏には分娩施設がない状態が続いております。

県では、こうした状況の大きな原因となっている不足している産婦人科医師の確保に向けて、奨学金の加算やキャリア形成環境の整備等により若手医師の定着を図るとともに、産婦人科医師の分娩手当の助成などを行ってまいりました。こうした取組により、厚生労働省の調査によりますと、平成26年に50人であった産婦人科医師数は、平成30年には60人と増加傾向にあります。さらに、新専門医制度の下、本県で産婦人科医を目指す医師は、平成30年度から毎年1人から3人を確実に確保できております。

一方、分娩の安全性確保の観点から、少なくとも複数の産婦人科医師による分娩対応が必要となりますので、地域の医療機関に複数医師を派遣するためには、さらなる人材育成が必要となります。現在、高度な医療と十分な研修が行える中央医療圏内の基幹施設において、こうした人材育成が行われているところであり、教育の中心となります高知大学とは、より一層協力・連携しながら、産婦人科医師の確保と人材育成に取り組んでまいります。

また、高知県周産期医療協議会において、分娩取扱施設の役割分担の在り方や、周産期医療に携わる医師の確保などについて議論を行っており、関係者と連携しながら本県の周産期医療体制の再構築に取り組んでまいりたいと考えて

おります。

○34番(中根佐知君) それぞれにありがとうございました。2つだけ質問をさせていただきます。

1つは、気候変動の問題です。待ったなしの危機感というのを私たちも本当に持たなければならぬような、そんな状況になってきたんだと、台風の発生状況とか、雨の降り方とかいろいろ見るたびに思うのですけれども、この気候変動をしっかりと知事がおっしゃったような方向に転換させていくためには、制度の改革とか産業の在り方の改革とか、様々な大きな改革が必要だと思います。そんなときに担当課任せではなく、知事も国に向かって、そしてまた様々な意見を聞きながら、アクションを起こしていただきたいと思いますが、その点、御決意というか、思いをもう一度お願いいたします。

もう一点は、妊産婦の医療体制です。もうこれは本当にみんなが胸を痛めて、10年来何とかしなければということで県も努力をされてきた、このことは私も十分承知をしています。そんな中で家保健康政策部長も、先ほど具体的な妊婦さんのアンケートなどの声を聞かれて、あまたかというんじゃないで、今現在どんなスピード感を持って、これに取り組まなければならないと思っているか、そのあたりを、10年来みんなが胸を痛めて、何とかしなくてはと思いながら、成果が少しずつ形として出てきているのであれば、そこをぐっとスピード感を持って、例えば高幡地域に1つだけはどうしてもつくるとか、そういう具体的なことがあるべきだと思いますが、そのあたりの思いをお聞かせください。

○知事(瀧田省司君) 中根議員の再質問にお答えをいたします。

昨今の気候変動などを見ましても、議員から御指摘ございましたように、このカーボンニュートラルの取組というのはまさしく待ったなしの

課題というふうに認識をしております。

であればこそ、国もいろいろ議論があった中で、2050年のカーボンニュートラルないし2030年の非常に意欲的な削減目標を出してきているということだと思いますし、このためには議員から御指摘ありましたように、様々な制度面あるいはいろんな政策面でかなり画期的な、まさしく時代を画するような発想の転換と手当てをしていかなければいけない、そんな時代になっているということだと思っております。

私は、先般このアクションプラン策定の協議会にも、冒頭でございましたけれども出席をさせていただきまして、私の決意を申し上げました。そういった観点に立ち、特に私自身といたしましては、高知県らしい貢献の仕方をやっていきたい。特に、森林ですとか日照量あるいは長い海岸線、こういった自然環境を持つ高知県らしい貢献をしていくとともに、高知の産業の分も含めまして、持続可能な高知の地域づくりにつなげていく。そういったものに関して、国のほうには様々な面で大胆な制度の転換であったり政策だったり、こういったものを求めていくということも必要だと考えておまして、この協議会の議論なども踏まえ、また庁内の体制も整え、私が先頭に立ちまして、こういった国との関わりも含めまして取り組んでまいりたいと考えております。

○健康政策部長（家保英隆君） 高幡地区に限らず、産婦人科の医療機関から遠い妊婦さん方には、非常に大変な思いをさせてしまって誠に申し訳ないと思っております。

ただ、一方でやはり分娩、出産の安全というのは、現在、昔と違いまして、非常に高い、高度なものが求められております。また一方で、医師の働き方改革の問題がありまして、1人で分娩させるというのは、今やそういうことを言いますと、すぐそういう医療機関からは撤退し

ていくというような状況がございますので、派遣元となっている高知大学医学部の産婦人科、前田教授のほうともお話をしながら、できるだけ早い段階で医師が派遣できるようなことに努めていきたいと思っております。

実際、県立病院では、あき総合病院、従来はお一人で産婦人科をやっていましたけれども、複数制になっておりますし、大学病院の産婦人科としても地域、中央部以外の産科医療の確保には非常に興味を持っていただいておりますので、引き続き連携を取ってお話ししていきたいと思っております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

少子高齢化が進んで、どんどんどんどん人口減になっている、そんな中で果たすべき役割というのはたくさんあると思うんですけれども、初めて妊娠して、初診に行くのに1か月以上も診察の予約が取れないというふうな異常事態、ますますやっばり進んでいると思っております。

様々なことで予算確保に——気候変動も含めまして全てがそういうことなんですけれども、そこを命最優先で、ぜひとも県の施策を進めていただくように要請をして、終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時36分散会

令和3年9月30日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 古 谷 純 代 君
- 職務代理者 熊 坂 隆 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員 中 村 知 佐 君
- 事務局局長 中 村 知 佐 君
- 選挙管理委員長 土 居 秀 喜 君

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 山本和弘君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第3号)

令和3年9月30日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 権利の放棄に関する議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第10号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交

付金((仮称)久万秋2号橋)工事請負契約の締結に関する議案

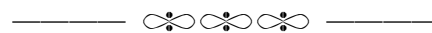
- 第12号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第13号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第16号 令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

- 報第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和2年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和2年度高知県病院事業会計決算
- 報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問
(3人)

午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第28号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上44件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

23番西森雅和君。

(23番西森雅和君登壇)

○23番（西森雅和君） 皆さんおはようございます。公明党を代表して、通告に従い知事はじめ執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。昨日、自由民主党の総裁選挙が行われ、新たな総裁として岸田文雄新総裁が誕生いたしました。改めてお祝いを申し上げますとともに、御期待を申し上げるところであります。

そして、昨年9月からの菅政権は間もなく幕を下ろすこととなります。菅政権のこの1年を振り返ってみますと、様々な面で成果のあった1年だったと思います。とりわけ脱炭素社会の実現とデジタル化の加速という2つの大きな道筋をつけたことは、特筆すべきことであつたと思います。

菅首相が昨年の10月に2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを宣言し、今年4月には2030年度の温室効果ガス排出量の目標を2013年度比で46%削減するとしたことで、脱炭素社会の実現に向けた取組が大きく前進することとなりました。また、デジタル化の推進では、司令塔となるデジタル庁の設置を昨年9月に決定し、僅か1年で発足までこぎ着けたスピード感はまさに首相の強いリーダーシップの表れでありました。

そのほかにも、菅首相が就任当初に掲げて実現した携帯電話料金の値下げや、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、そして来年度から始まるとされている不妊治療への保険適用など、菅首相が我が国の課題と向き合い、着実に結果を出してきたことに間違いはありません。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策では、今年4月に渡米した菅首相自らがファイザー社のCEOに話を付け、我が国におけるワクチン接種希望者への供給のめどを確実にしました。このことは、全国知事会会長の平井鳥取県知事が、スピードアップは首相が引っ張ったと評価しているとおりであります。そして、現在我が国のワクチン接種人数、接種率ともに世界トップレベルとなっています。

こうしたことを一つ一つ見てみましても、この1年の菅政権は大いに評価できる1年であつたと思います。

そこで、知事にお伺いいたしますが、この1

年の菅政権をどのように評価するのか、改めてお伺いをいたしたいと思います。

さて、冒頭申し上げましたが、昨日自由民主党の岸田文雄新総裁が誕生しました。今後、公明党と自由民主党とで新たな連立政権の合意が結ばれることと思います。そして、いよいよ衆議院選挙へと向かうこととなります。衆議院選挙は、どこが政権を担うのかという政権選択選挙であります。私ども公明党は、来るべき衆議院選挙を自公で勝利し、今まで進めてきた取組をさらに進めていただきたいと願うものであります。

そこで、知事に、高知県知事として新しい政権に最も期待することは何か、お伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

初めに、ワクチン接種についてであります。国内におけるワクチン接種の状況は、9月26日現在、2回のワクチン接種を終えた人は国民の約62%に当たる約7,093万人、また1回目のワクチン接種を終えた人は国民の約74%に当たる約8,514万7,000人となっています。そして、このまま順調にいくと、政府が目標としている11月にはワクチン接種を希望する人全員に2回目の接種を終えられるという状況が見えてくるのではないかと思います。

一方、本県においても9月26日現在、2回目のワクチン接種率は約68%を超えており、全国を上回るペースで進んでいます。改めて、県職員、市町村職員、医療従事者をはじめ全ての関係者に感謝と敬意を申し上げるところであります。

そして、本県も順調にワクチン接種が進めば、先日の知事の提案説明にもありましたが、11月には希望者全員の2回の接種が完了するというところであります。こうした中、県内の地域によっ

てはワクチン接種の進捗状況に差が出ているという実態もあります。

そこで、健康政策部長にお伺いをいたしますが、県内の市町村におけるワクチン接種の進捗状況の差をどのように捉えているのか、また進捗状況に差が出た要因と、それに対する市町村への県のサポート状況について、併せてお伺いをいたします。

ワクチン接種に関しては、重症化、死亡のリスクが高い高齢者の接種を7月末までに完了することを目指して、国、都道府県、市町村、医療関係者が一丸となって取り組んできました。厚生労働省は、高齢者の接種を優先した結果として、7月から8月にかけて10万人以上の感染を防ぎ、8,000人以上の死者を減らせた可能性があるとしています。

そこで、健康政策部長に、県内における感染者とワクチン接種の関係性、及び県内の高齢者のワクチン接種と感染率、重症者率との関係性についてお聞きいたします。また、他県と比べて特徴は出ているのか、併せてお伺いをいたします。

ワクチン接種における今後の課題は、若い世代の接種率をどうすれば上げることができるのかということであります。現在、本県では、新規感染者の約9割を50代以下が占め、中でも20代以下が約5割を占めるなど、若者世代の感染が課題となっています。また、若い世代ほどワクチン接種を希望しない人の割合も多いと言われています。

今年7月、東京感染症対策センターが行ったアンケートの結果によると、コロナワクチンを恐らく接種しない、絶対に接種しないと回答した人の割合は、20代の男性で19.0%、20代の女性で18.8%に上り、高齢者と比べるとその割合は圧倒的に多いという調査結果が出ています。

ワクチン接種には実際アレルギーや病気を

持っていて、ワクチンが接種できない人もいます。一方で、接種できるのにためらっているという人もいます。若者が利用するSNSなどで、接種するワクチンで遺伝子が操作される、接種でマイクロチップが埋め込まれる、妊婦が接種すると流産する、ワクチンで不妊になるといったうわさが出回っており、それらを信じてしまい、接種に不安を抱く人もいます。こうした科学的根拠に基づかないうそやデマについては、国内外の保健当局が明確に否定していますし、政府もSNSなどで流されるデマやうそに対して注意を喚起しています。

知事も提案説明で、ワクチンの発症予防効果や重症化のリスクの低減効果や副反応などに関する正しい知識について、あらゆる機会を通じて発信していくとしています。

ここで大事になってくることは、若者をはじめワクチンの接種を希望しない人が、どんな理由でワクチン接種をためらっているのかを知ることであると思います。例えば、副反応に不安を持っているのか、ワクチンの効果に疑問を感じているのか、また接種するのが面倒なのか、接種の時間が取れないのかといった実態を県としてしっかり把握することが大事になってきます。

そこで、健康政策部長に伺いますが、県としてワクチン接種を希望しない人の理由を把握しているのか、そしてそれを踏まえたワクチン接種促進への取組を今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

2回目の接種を終えた人の中にも感染する人が若干出てきています。ワクチン接種をしてもその予防効果を突破して感染する、いわゆるブレークスルー感染と言われるものであります。厚生労働省の資料によると、ワクチンを2回接種した人のブレークスルー感染は10万人当たり4人とされています。こうしたブレークスルー

感染はワクチン接種が進んでいる諸外国、例えばイスラエルやイギリスにおいても見られ、またシンガポールでも接種が8割に進んでいるにもかかわらず、感染が増えているという報告もなされています。

こうした中、2回目の接種を終えた人の免疫を強化するための3回目のワクチン接種、いわゆるブースター接種について、政府では既に検討が始まっております。そして、3回目の接種に必要なワクチンの入手費用は、予備費などを充てる手だても講じているといます。3回目の接種のタイミングについては、2回目接種後の8か月後の実施が検討されているといます。4月に高齢者接種が始まってから8か月後といいますと、今年の12月ということになります。11月に接種希望者の2回目が完了する予定ですので、早ければその終了後あたりから3回目の接種ということになるかもしれません。

そこで、高知県として3回目のワクチン接種が行われるに当たっては、1回目、2回目のワクチン接種の様々な経験を踏まえて、3回目の接種が安全で安心して速やかに行われるように、万全の体制で臨んでいただきたいということを要請しておきたいと思っております。

次に、抗体カクテル療法について伺います。新型コロナウイルスに感染した軽症・中等症患者の症状改善に、抗体カクテル療法が効果を上げています。厚生労働省によると、この抗体カクテル療法を行う施設の整備も全国的にも進んでおり、現在国内の約2,000施設で実施され、入院や外来で投与された人は今までに3万2,000人に上ると見込まれています。

抗体カクテル療法は、ウイルスなどの異物を排除するたんぱく質である2つの抗体を組み合わせたロナプリーブという中和抗体薬を点滴で投与するもので、2つの抗体でウイルスの細胞への侵入を阻止するというものであります。海

外の臨床試験では、入院や死亡のリスクを約7割減らすことが確認されていますし、国内でも東京都の分析では、投与から14日以上経過している420人のうち、実に95.2%に当たる400人の症状が改善したといます。この抗体カクテル療法は、症状の早い段階で実施すれば、より効果が高いとされています。

本県でも、昨日の知事の答弁でもありましたとおり、抗体カクテル療法は百数十人に対して実施され、高い効果があったとのことでもあります。この抗体カクテル療法の治療薬は7月に特例承認されています。承認当初、この治療薬の使用は投与後の副反応に対応できるよう、入院患者への使用に限られていましたが、今年17日に厚生労働省は抗体カクテル療法について、自宅療養者に対する往診での実施も認めております。

そこで、健康政策部長に伺います。今後のさらなる感染拡大への備えとして、本県でもこの抗体カクテル療法が入院患者だけでなく、宿泊療養施設や自宅での療養者に対しても実施できる体制をつくっておく必要があるのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の市町村への情報提供について伺います。新型コロナウイルス感染者の自宅療養に対する生活支援強化に向けて、厚生労働省は先月、都道府県に対して市町村と連携していくよう要請しています。そして、今年6日には再度都道府県に対して、支援実施に必要な自宅療養者の名前や住所などの個人情報を市町村に提供することを促しています。この今月の通知では、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用の検討をお願いしますとし、より踏み込んだ形で市町村への個人情報提供に向けた取組を要請しています。

そこで、健康政策部長に、県から市町村への

感染者の個人情報の提供について、現状がどのようなになっているのか、また個人情報を提供する際の取扱方法など、どのようなルールづくりがされているのか、併せてお伺いをいたします。

さて、新型コロナによる死者数は、9月27日現在、世界で474万4,000人、我が国でも1万7,000人を超えています。命を守りながら経済活動を回復させる切り札は、何といたってもワクチンと治療薬であります。中でも待たれるのは国産ワクチンの開発であります。

現在、国産ワクチンの開発が進められていますが、このワクチン開発に関しては課題があることも承知しております。ワクチン開発の最終段階の治験、いわゆる第3相試験の実施には、世界中で先行するワクチンの接種が進み、免疫を持った人が増えている中、免疫を持っていない被験者を数万人単位で集める必要があります。こうしたことが国産ワクチン開発の壁になっているとも言われています。ほかにも研究拠点の整備促進や必要な研究費を配分する仕組みづくりも課題として挙げられます。

こうした中、国産のワクチン開発が待たれる理由が幾つかあります。1つは、医療の安全保障の観点からであります。万が一、日本特有の変異株が発生した場合、海外の製薬企業が対応してくれない場合も想定しておく必要があります。2つ目は、国の財政の観点であります。現在、海外のワクチンを国費で購入していますが、国産ワクチンなら収益は法人税などにより国や地方に還元されます。3つ目は、国際貢献の観点からであります。東南アジアなどの国々は医療・健康支援に関する実績と信頼の上から、日本のワクチン供給を求めています。以上のようなことから、国産ワクチンの開発が急がれます。

そこで、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部のワクチンチームリーダーに就任した濱田知事に、国産ワクチンの早期開発の加速

化を全国知事会などを通じて、さらに強く要望すべきではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてお伺いをいたします。厚生労働省研究班は、コロナ後遺症に関する中間報告をまとめています。これは、昨年1月から今年の2月にかけて、陽性が確認されて入院した男女522人を対象に実施した調査結果をまとめたものであります。それによりますと、コロナ感染の後遺症の症状は疲労感や倦怠感が多く、頭痛や息苦しさ、味覚や嗅覚の障害、脱毛、思考力、集中力の低下など様々であり、こうした症状は高齢者に限らず若い人にも見られ、感染時の軽症、中等症、重症といった症状の重さとは関係していないといえます。

コロナの後遺症については、今のところ確立した治療法はないと言われてはいますが、原因不明の慢性疾患である筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群、いわゆるME／CF Sとの関係が指摘されています。このME／CF Sの症状が先ほど申し上げましたようなコロナ後遺症と似ており、コロナ後遺症が疑われた患者の中でME／CF Sと診断されたケースも出てきているといえます。過去においてもSARSなどウイルス疾患の流行後にME／CF Sが集団で発症した例があり、ウイルスや細菌が免疫系に作用することが発症に関係しているのではないかと考えられています。今後のさらなる調査研究による発生のメカニズムの解明と治療法の発見に期待するところであります。

さて、このコロナによる後遺症につきましては、昨年の9月議会でも県内のコロナ後遺症の実態についてお聞きいたしました。本県では、退院した133人に対して味覚障害や倦怠感、関節痛などの症状があった人が26人で、退院後4週間経過した時点でその状況が継続していた人が

7人いたとの答弁がありました。そして、県内感染者の退院後のフォロー体制を整えていくとのことでありました。

そこで、健康政策部長に、現在の県内における新型コロナウイルス感染症の後遺症の実態と退院後のフォロー体制についてお伺いをいたします。

後遺症によって仕事や学校を長期間休まざるを得なくなったり、周囲に理解されずに孤立感を深めたりする場合もあると聞きます。全国的にもこのコロナ後遺症に対する認知度はまだまだ低く、専門の外来を設けている医療機関も少ないのが実態です。そして、現在県内には後遺症の専門外来はありません。

そこで、健康政策部長に、県内での新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する専門外来の設置の必要性について御所見をお伺いいたします。

また、都道府県の中にはコロナ後遺症相談窓口を開設し、電話による無料相談を受けているところもあります。相談窓口の利用者からは、相談を通じて自分以外にも同じような症状の人がいることを知って安心したなどといった声があったと聞きます。県内におけるコロナ後遺症に苦しむ方々の不安に寄り添う相談窓口の必要性を感じるところであります。

そこで、健康政策部長に、新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する相談窓口を県内でも設置してはどうかと考えますが、お伺いをいたします。

次に、新型コロナ病棟や宿泊療養施設の消毒・清掃業務について伺います。新型コロナウイルスに感染した入院患者を受け入れる医療機関における病室、病床などの消毒、清掃、リネンの交換などの業務は、受け入れる医療機関によってその対応は様々であります。幡多けんみん病院では、消毒、清掃からリネンの交換までの全

てを看護師が行い、高知医療センターでは感染者が入院中はこれらの業務を看護師が行い、退院後は清掃業者が行っていると聞きました。感染者が多く、医療が逼迫している都市部などでは、こうした消毒・清掃業務などが看護師にとって大きな負担になっているとも言われています。

そこで、健康政策部長に、新型コロナウイルスに感染した入院患者を受け入れる医療機関や宿泊療養施設の消毒・清掃業務における現状と課題及び今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染者の選挙における郵便等投票について伺います。感染者が医療機関に入院している場合は、選挙における投票は不在者投票ができますが、一方で感染者が宿泊療養施設や自宅療養という外出制限がある状況においては、憲法が保障する投票権を行使するための環境整備が課題となっております。

こうした中、今年6月、宿泊療養施設や自宅で療養する新型コロナウイルスの感染者が郵便等投票で選挙ができるという特例法が成立いたしました。これまで郵便等投票は重度の身体障害者の人たちに限られていましたが、今回の特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律では、これに加えて当面の間コロナ療養者についても郵便等投票が利用できるというもので、7月に行われた東京都議会議員選挙から適用となっております。7月以降、高知県内においても市町村の首長選挙も行われましたし、先日は県議会議員の補欠選挙も行われました。また、目の前には衆議院選挙も迫っています。しかしながら、このコロナ感染者の特例郵便等投票について認知度はあまり高くありません。

そこで、選挙管理委員長にお伺いいたしますが、新型コロナウイルス感染者においては、宿泊療養施設や自宅療養という外出制限がある中

で、選挙で投票する場合の特例郵便等投票の具体的な流れはどのようなものか、そしてその特例郵便等投票を今後どのようにして県民に周知していくのか、併せてお聞きをいたします。

次に、脱炭素社会の実現について伺います。質問冒頭申し上げましたが、昨年10月菅首相が2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの宣言を行いました。これを受けて、今年5月我が国として、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという目標が盛り込まれた改正地球温暖化対策の推進に関する法律が可決、成立いたしました。これによって、脱炭素社会の実現が法的に位置づけられるということになりました。

さて、ここで世界及び我が国の地球温暖化への取組について少し振り返ってみたいと思います。温室効果ガスの中で地球温暖化の最も大きな原因は、二酸化炭素の排出であります。18世紀に始まった産業革命以降、石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の使用が急増し、太古の昔から地中に蓄積されていた二酸化炭素が大気中に大量に放出されてきました。その結果、産業革命前と比べて世界の平均気温は1.2度上昇し、日本の平均気温も100年前と比べて1.26度上昇してきています。1995年、国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCは、このまま温室効果ガスが排出され続けると、2100年には1990年に比べて地球の地表大気温度は2度上昇し、海面の水位は約50センチメートル上昇するという内容の報告書を発表しています。

地球温暖化の影響が表面化する中、1992年、平成4年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットでは、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するために、気候変動に関する国際連合枠組条約が採択されました。我が国は翌1993年、平成5年にこの条約を批准、気候変動枠組条約は1994年、平成6年に発効と

なりました。

1997年、平成9年にこの条約に基づいた気候変動枠組条約第3回締約国会議、いわゆるCOP3が京都で開催されました。ここで、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある各国ごとの具体的な数値目標が定められ、採択されました。いわゆる京都議定書であります。これを受け、我が国としても国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた地球温暖化対策推進法が1998年、平成10年に成立。ここから我が国において、法律に基づいた様々な地球温暖化対策の取組が始まっていきます。

2002年、平成14年には、我が国は京都議定書を批准。このことによって我が国は、京都議定書の第1約束期間である2008年度、平成20年度から2012年度、平成24年度までの期間中に温室効果ガスの排出量を1990年度、平成2年度比で6%削減するという義務を負うこととなりました。そして、その結果は、森林吸収源及び他国からの排出量の購入など、いわゆる京都メカニズムを加味することにより、1990年比で温室効果ガスの排出量は8.4%の削減となり、京都議定書の目標は達成されています。

その後、我が国は、2011年に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の影響などにより、エネルギー政策を大きく変動することとなります。2014年、平成26年には福島第一原発をきっかけとしたエネルギーをめぐる環境の変化に対応するため、政府はエネルギー基本計画の改正を閣議決定しました。このエネルギー基本計画の改正は、原発依存度を可能な限り低減させ、再生可能エネルギー導入を加速させる方針を明確に示すものとなりました。

さて、世界に目を戻しますと、2015年、平成27年にフランスで開催されたCOP21において、気候変動枠組条約に参加する196か国・地域の全

てが温室効果ガス削減に協調して取り組む国際的な枠組みとして、パリ協定が採択されました。このパリ協定は、京都議定書と同様に法的拘束力を持ち、産業革命以降の世界の気温上昇を2度未満、できれば1.5度未満に抑えることを目標に掲げ、各国に削減目標の提出、更新を義務づけています。

パリ協定の採択を受け、我が国は2016年、平成28年に地球温暖化対策計画を策定、この計画には我が国の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減し、2050年度には80%削減することを明確な目標として掲げました。その後、地球温暖化問題へのさらなる世界的な意識の高まりと取組が加速する中、昨年10月菅首相が2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを宣言したことは、さきに述べたとおりであります。

そして、今年4月には2050年までの中期目標となる2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比を26%から46%へと大きく削減するという新たな方針を発表。そして、今年5月、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が成立し、脱炭素社会の実現に向けた取組は、今後さらに加速していくこととなりました。

さて、こうした中、我が高知県はといいますと、知事が昨年12月定例県議会において2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを宣言し、その実現に向けた取組が進み出しています。今年3月に改定した高知県地球温暖化対策実行計画と高知県新エネルギービジョン、また今年4月に策定した高知県環境基本計画第5次計画にも、高知県における2050年のカーボンニュートラルが明確に示されており、知事のリーダーシップの下で地球温暖化防止に向けた今後の取組に大いに期待するところであります。

そこで、知事に、2050年の脱炭素社会に向けた決意を改めてお伺いしたいと思っております。

さて、県では、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指して、この4月にプロジェクトチームを立ち上げ、現在高知県脱炭素社会推進アクションプランの策定を進めています。

ここで、カーボンニュートラルについて確認をしておきたいと思っております。カーボンニュートラルとは、排出するカーボン、炭素の量から吸収量を差し引いた合計をニュートラル——中立、いわゆるゼロにするということでもあります。現在、高知県において排出されている温室効果ガスの排出量は2018年、平成30年で約818万トン、一方森林吸収量は約112万トンとなっていますので、排出量から吸収量を差し引くと818万トン引く112万トンで、その差は706万トンということになります。

日本一の森林面積割合を持つ我が県の森林状況を見ると、これ以上森林を増やすということにはなかなか難しいのではないかと思います。そうすると、カーボンニュートラルにするには温室効果ガスの排出量約706万トンをゼロにするしかないということになります。

そこで、知事にお伺いいたしますが、県内のカーボンニュートラルに向けて具体的にどのようなビジョンを持って進めようとされているのか、お伺いをいたします。

我が国、我が県の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標達成の期限は、2050年までと明確になりました。しかし、脱炭素社会の実現は容易ではありません。徹底した省エネに加えて再生可能エネルギーの主力電源化の推進、そして技術革新いわゆるイノベーションの創出など政策を総動員する必要があります。

とりわけ重要なことは、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの主力電源化であります。我が国では、10年前に起きた東京電力福島第一

原発事故以来、二酸化炭素を排出する火力発電が増加し、2019年度の電力に占める火力発電の比率は76%と、先進国の中でもその割合は高くなっています。一方、電力に占める再生可能エネルギーの比率はというと、約18%にすぎません。

我が国のエネルギー需給に関する中長期的な政策の基本指針は、エネルギー基本計画に示されていますが、このエネルギー基本計画の改正案が現在検討されています。今回のエネルギー基本計画の改正案の大きなポイントは、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最優先で取り組むということであると言われています。

具体的には、2030年度の電源構成を見直し、電力に占める再生可能エネルギーの比率を従来の22から24%という計画から、36から38%まで引き上げるとしています。これは2019年度実績の約2倍に当たる野心的な目標値であります。そして、温室効果ガスの排出削減へ、火力発電の比率を従来の計画の56%から41%まで大幅に引き下げるとし、石炭火力は発電量が不安定な再生可能エネルギー拡大を進めるための調整電源と位置づけています。また、燃焼時に温室効果ガスを出さないアンモニアや水素による火力発電の技術開発も進め、再生可能エネルギーとは別枠で1%の導入を目指すとしています。

ここで注目すべきは、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの比率をどのようにして引き上げるのかということにあります。これについて政府は、エネルギー基本計画の改正案で、再生可能エネルギーの中でも洋上風力発電を主力電源化の切り札として推進していくとしています。洋上風力発電は、海の上の風を受けてタービンを回し、電力を生み出す仕組みで、陸上より風力が安定し、大型風車1基で1万キロワット以上の発電が可能で、政府は2040年までに最大で原発の45基分の導入を目指すとしています。

洋上風力発電には、海底に固定する着床式と、海の上に浮かべた構造物の上に設備を建設する浮体式の2種類があります。採算性の面で水深50メートルまでの場合は着床式、それより深くなると浮体式の風力発電機になるということがあります。高知県の目の前には大きな海が広がっています。

そこで、林業振興・環境部長に、高知県における洋上風力発電の地理的な可能性についてお伺いをいたします。

大規模な洋上風力発電には多くの課題もあります。洋上発電機周辺での漁業や船の行き来などに対する地元の理解も必要ですし、魚や鳥、海など自然への影響も考えなければなりません。

一方で、洋上風力発電の拡大は、産業の育成の側面も併せ持っています。発電設備に必要な部品数が数万点に及ぶため、関連産業が多く、メンテナンスや修理などを含めると裾野の広い産業で、雇用や地域活性化など経済効果の面でも大いに期待されています。

現在、全国では5か所を洋上風力発電の促進区域として、いよいよ洋上風力発電事業が本格化しようとしています。そして、このほかにも今後の促進区域指定に向けて一定の準備段階に進んでいる区域もあります。あわせて、国はさらなる浮体式洋上風力実証事業なども進めようとしています。

そこで、林業振興・環境部長に、脱炭素社会への一歩として、高知県における洋上風力の導入についてお伺いをいたします。

今後の再生可能エネルギーの拡大に向けては、送電網の確保といった課題もあります。先行している火力発電が送電線を優先的に使用していることによって、再生可能エネルギーで発電したとしても、容量オーバーになって電力を送れないといった課題であります。これに対して、エネルギー基本計画改正案では、再生可能エネ

ルギーの最大限の導入に向けて、再生可能エネルギーのポテンシャルの大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量の確保や、太陽光や風力といった自然変動電源の出力変動への対応、電源脱落時の緊急時における系統の安全性といった系統制約の克服も非常に重要であり、最大限に取り組んでいくとしています。

さて、もう一つ、脱炭素社会の実現に向けて鍵を握るのが水素の活用であると言われております。水素は、酸素との化学反応によって発電したり、燃やして熱エネルギーとして利用することができます。その際、二酸化炭素を排出しません。また、水素は長期間にわたって貯蔵できる特徴があります。この特徴を生かして、水を電気分解して生成した水素としてためておくこともできます。

場合によっては、再生可能エネルギーによってつくられた電気が余る可能性があります。その場合、この余剰電力を活用して水素をつくり貯蔵しておく。そして、再生可能エネルギーが不足する局面になったとき、燃料電池を使って、ためておいた水素を空気中の酸素と組み合わせることでエネルギーを生み出す。そこで発生した水を再び電気分解して生成した水素として貯蔵し、燃料電池で活用すれば、発電を繰り返すことができます。さらに、水素は科学的な物質のため、輸送することもできます。海外では広大な砂漠にメガソーラーパネルを取り付け、そこで生み出した再生可能エネルギーでグリーン水素を生成して、それを輸出する戦略を描く国もあります。

このように、水素は再生可能エネルギーを使いこなすための戦略的な物質として、脱炭素社会実現の鍵となっています。国もこの水素の供給に関して、カーボンニュートラル実現に向けた実行計画であるグリーン成長戦略において、2030年に最大300万トン、2050年には2,000万ト

ンの供給を目指す方針を示しており、今後さらに水素の活用が本格化してくると思われま

す。そこで、林業振興・環境部長にお伺いいたしますが、県内における水素活用の現状を踏まえて、今後策定する脱炭素社会推進アクションプランへの水素活用の位置づけをどのように考えているのか、お聞きをいたします。

次に、ウッドショックにおける県内への影響についてお伺いをいたします。

木材価格が急激に高騰するウッドショックが国際的に深刻化しています。このウッドショックの背景には、米国における木材需要の高まりがあります。米国では新型コロナウイルスの拡大と低金利政策が重なり、郊外に住宅を購入する人が急増しているといえます。これに反応して、ヨーロッパやカナダなどの国が米国向けの木材供給を増やした結果、日本向けの供給量が減り、日本国内の木材価格が急騰しています。

また、コロナ禍で海外からの木材輸送に使われるコンテナが世界的に不足していることも、輸入木材の価格を押し上げている原因となっています。さらに、コロナ禍からの経済回復が進む中国でも木材需要が伸びるなど、その要因は複雑に絡まっています。

林野庁のまとめでは、住宅用部材に幅広く使われるホワイトウッドと呼ばれるヨーロッパ産木材を使用した10.5センチメートル角の集成材の柱1立方メートル当たりの価格は、今年1月の5万1,000円から、8月には10万円とほぼ倍増しています。これと同時に、代替品として国産材の需要も高まり、柱などに使われる10.5センチメートル角の杉の乾燥材の価格は、今年1月の5万3,000円であったものが8月には12万円へと跳ね上がっています。

こうした影響は、県内の中小工務店にとっても深刻な問題となっています。ある工務店で伺った話では、施主さんと契約をして数か月後に着

工するにしても、木材価格が毎月のように上がっており、そのときの価格は読めないため見積りも出せないといった戸惑いの声や、ここ数か月で1棟当たりの住宅建築金額が100万円も上がり結局は工務店がその上がった分をかぶるしかないといった悲鳴にも似た声も聞きました。

そこで、知事にお伺いいたしますが、現在のウッドショックの状況と県内事業者への影響をどのように捉えているのか、お聞きをいたします。

また、ウッドショックにおける県内への影響を踏まえ、木材の安定供給と木造住宅建築を円滑に進めるための支援についてどのように考えているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、危険な盛土対策について伺います。

静岡県熱海市で発生した土石流災害から間もなく3か月になろうとしています。26人の貴い命が奪われ、現在依然として1人が行方不明となっています。改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

この土石流災害は国土交通省などの調査によると、過去の地形データと比較した結果、山の谷間に開発された盛土が崩落の起点となって、標高約400メートル付近から海岸線までのおよそ2キロメートルにわたって土石流が一気に駆け下りたということであります。

今回の災害現場の崩落の起点となったこの場所は、別の面での問題も指摘されています。それは、不適切に処理された盛土が被害を拡大させたのではないかということであります。静岡県の担当者によると、森林開発のために盛土が行われ、その高さは市に提出された計画の3倍を超える52メートルだったことが判明しています。そして、各地の建設現場で使用されなかった残土を業者が安い価格で買い取り、ここで不適切に処理していた疑いがあるとも言われています。市や県が条例に基づいて指導や命令を行っ

ていたが、改善は見られなかったといえます。

さて、盛土の危険性ということに話を戻しますと、谷や斜面に土を盛った盛土造成地が豪雨や地震などによって地滑りを起こし、大きな被害が発生したということは今までにも各地で起こっています。こうした盛土による災害を防止するために重要なことは、まず危険な盛土の実態を明らかにすることであります。知事は提案説明で、現在国から示された盛土による災害防止のための総点検の方針に基づき、市町村と連携しながら危険な盛土箇所の点検を早急に進めており、その結果を年内にまとめ、災害の危険性が判明した場合には、法令に従い工事停止命令や是正勧告など必要な措置を講じるとしています。

県民の安全・安心のため、盛土における排水設備の有無や湧き水の異常を含む盛土崩壊の兆候がないかなど、きめ細かいチェックをお願いしたいと思いますし、万が一危険と判断されれば、速やかな対応をお願いするものであります。

現在、高知県では盛土の規制に関しては、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の下で、生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保するとしていますが、盛土を災害防止という観点から見たとき、危険な盛土を規制するということに特化した条例の必要性を感じるわけであります。

知事に御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、菅政権への評価と新しい政権に最も期待することについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

菅政権は、新型コロナウイルス感染症の対応をはじめといたしまして、我が国の中長期展望

を見据えた政策から国民目線に立った政策まで、幅広くスピード感を持って推進をしてこられました。特に、議員のお話にもありましたように、この感染症対策におきましては菅総理の強いリーダーシップの下、ワクチン接種が加速をし、今やアメリカを上回る接種率となっております。加えて、デジタル化の推進や脱炭素社会の実現など、新たな成長の原動力となる政策についても具体的に動き始めております。さらには、未来を担う世代への取組といたしまして、不妊治療の保険適用や、40年ぶりとなります35人学級の拡大などを実現されました。

こうした菅政権が取り組まれましたデジタル化、脱炭素化といった政策は、本県にとりましても県勢浮揚に向けた取組の大きな追い風となっております。例えば、産業振興計画では第1次産業分野を中心として、デジタル技術を活用した生産性向上などの取組につきまして、国の支援を活用し加速化を図ることができております。さらには、現在脱炭素化に伴います社会経済構造の変化を経済成長につなげるべく、国のグリーン成長戦略も踏まえながら、具体的なアクションプランを策定しているところであります。このほか、南海トラフ地震対策をはじめといたします防災・減災対策に関しましても、御指摘もありましたように国土強靱化のための新たな5か年対策を最大限活用することで、大いに前進をさせることができております。

このように菅政権におきます政策は、本県をはじめとする地方の課題解決に向けた取組を大きく後押しするものと評価をいたしております。

菅政権の後を受けまして、間もなく発足を予定の新政権は、新型コロナウイルス感染症という難局に立ち向かいながら、我が国の将来を見据えたかじ取りを行うこととなります。

こうした状況の下、私が新政権に最も期待をいたしますことは、まずは地方とのパートナー

シップを重視しながら、感染症への対応など喫緊の課題に取り組んでいただくということでもあります。国と地方が一層密に連携を取りまして、感染拡大防止対策やワクチン接種の推進をしていくということ、あわせまして疲弊した経済を早期に回復させるべく、地域の実情に応じた対策を進めていくという必要があると考えております。また、デジタル化や脱炭素化といった菅政権の取組についても継承、発展をさせまして、本県の県勢浮揚に向けた施策を力強く引き続き後押ししていただくことを期待いたしております。

さらには、地方創生や国土強靱化など我が国の将来に関わる重要な政策につきましても、継続をして前に進めていただくことが大切であると考えます。本県におきましても、地産外商のさらなる推進、中山間地域の振興、南海トラフ地震対策など、まだまだ立ち向かうべき課題が数多くございます。新政権の政策が本県の課題解決に向けた取組の大きな後押しとなりますように、引き続き全国知事会などとも連携をいたしまして、時期を捉えた政策提言を積極的に行ってまいります。

次に、国産ワクチンの早期開発についてお尋ねがございました。

現在、国内で承認をされております3つのワクチンは、いずれも海外の製薬会社が開発したものでありますが、高い発症予防効果が確認をされております。また、安全性についても接種に影響する重大な問題はないということが確認をされているわけであります。

しかしながら、2月に接種をスタートして以来、全国的にワクチンの供給不足により混乱も生じたところでありまして、海外製薬会社のワクチンに頼るという現状は、危機管理上も、また御指摘ありました安全保障上という観点に照らしましても、好ましい状況とは言えないとい

うふうに考えております。

一方、現在国内におきましては、国の支援も受けて、5つの事業者がワクチンの開発を進めておられまして、それぞれ臨床試験を行っている段階というふうにお聞きをしております。臨床試験の進捗状況は、事業者により状況が異なっているということですが、現段階におきましては国への承認申請にまで至った事業者はおられないというふうに承知をしております。

お話がありましたように、私自身も全国知事会のワクチンチームリーダーという立場でもございます。このため、このチームリーダーといたしまして、国産ワクチンの早期の開発に向けた研究費への支援、そして薬事申請後の審査期間の短縮などによりました製造・販売の迅速な承認につきまして、国に対して提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、2050年の脱炭素社会の実現に向けました決意についてお尋ねがございました。

気候変動の問題は、世界全体で取り組んでいかなければならない課題でございます。また、我々自身も自らのこととして認識をし、一人一人が取り組まなければならない課題でございます。このため、本県としても果たすべき役割をしっかりと果たしていくというために、2050年のカーボンニュートラルを目指していくということを昨年12月に宣言させていただきました。この点は御指摘いただいたとおりでございます。

2050年カーボンニュートラルの実現は非常に高い目標、チャレンジングな目標であるというふうに考えておりますが、しかし挑戦をしていかなければならない目標であります。この目標の達成に向けまして、まずは幅広い方々の御意見、御要望もお伺いをしながら、具体的な取組の道筋を示すアクションプランを本年度中に策定いたします。このアクションプランには、森林率全国1位という強みを生かした都市の脱炭

素化や、持続可能な林業振興を通じた吸収源対策を盛り込んでまいります。

また、豊富な日照量、水資源などを生かしました再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの脱炭素化も図ってまいります。さらに、環境価値の高い物づくりを支援することなどによりまして、本県産業のグリーン化を進めるということと併せまして、新たな成長の芽となる産業の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組を総合的に、また強力で推進いたしまして、2050年のカーボンニュートラルを実現していくためには、多くの方々の御理解、また御協力をいただき、県民が一丸となって取り組んでいく必要があるというふうに考えております。このため、私自身県民の皆さんの先頭に立ちながら、オール高知での取組を進めまして、目標の達成に向けて挑戦をしてまいる決意でございます。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けました具体的なビジョンはどうかというお尋ねがございました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、ちょうど中間年となります2030年度までの取組が極めて重要なものになるというふうに考えております。このため、具体的な取組の道筋を示すアクションプランにおきましても、この2030年の中期目標を掲げて、この達成に向けた取組を推進していくということといたしております。

策定するアクションプランにおきましては、温室効果ガスの削減に向けて、3つの視点により取組を進めてまいります。1つ目は、高効率機器の導入、スマート化などによりまして使用するエネルギーを減らします、いわゆる省エネ化の取組でございます。2つ目は、使用するエネルギーを二酸化炭素を排出しないエネルギー

へと置き換えていく、エネルギーの脱炭素化の取組であります。3つ目は、二酸化炭素の吸収源対策ということになります。こうした3つの視点の下に1次産業のスマート化、あるいは再生可能エネルギーの導入促進、持続可能な林業振興などの取組を強力に進めまして、2030年の中期目標の達成を目指してまいります。

また、さらに高い目標となります2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、既存の技術を活用した取組だけでは足りませんで、新たな技術開発というのが必要になるというふうに考えております。現在、国におきましてはグリーン成長戦略を通じまして、カーボンニュートラルに資する様々な技術の開発を促していくということといたしております。その中には、例えばバイオマスや廃プラスチックなどの地域資源を利用したプロパンガスや再生プラスチックの製造などといった、化石燃料に依存しない物質循環を目指す技術も含まれているということもございます。こういったことも視野に入れまして、今後は豊富な森林資源を有する本県の優位性を生かして、こうした技術開発の実証実験などにも積極的に参画していきたいというふうに考えております。

このような新技術の本県への導入や、これまでの取組のさらなる強化を通じまして、最終的に2050年カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

次に、現在のウッドショックの状況と県内事業者への影響、また木材の安定供給と木造住宅の建築への支援についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

これまで長期にわたって低迷をいたしました国産材の市況は、輸入材が不足をし、木材全体の価格が上昇いたします、いわゆる最近のウッドショックの影響によりまして、住宅の

構造材を中心に、逆に国産材の市況が急騰しているという状況でございます。

一方、海外におきましては、アメリカの需要急増によりまして、昨年の夏から急騰いたしました木材の製材市況が5月をピークに急落をいたしましたして、コロナ禍以前と同レベルまで低下をしているというふう聞いております。ただ、日本の主要な輸入元でございます欧州の製材品は、アメリカにシフトをしたままという状況でございますして、日本への入荷状況は改善されていないというふうにお聞きをしております。今後、アメリカの需要は10年程度は続くとの意見もございまして、木材需給の今後のバランスは見通しをしにくい状況にあるというふうに考えております。

一方、このウッドショックによりまして県内製材事業者への影響につきましては、主要な15社に調査を行っております。多くの事業者から前年同期比で製品出荷量が増加をし、価格も上昇したという回答がございまして。また、生産に使用する原木が不足をし、チャンスロスが生じているとの御意見もございました。

一方、建設事業者への影響についてでございますが、国の分析によりまして、大手のハウスメーカーが年間契約などによりまして製材品を確保する一方で、中小工務店では厳しい状況が続いているというふうにされております。このため、9月に入りまして県内の中小工務店などに聞き取りを行いましたわけではありますが、それによりまして、製材品の入荷には一部遅れがあるものの、何とか確保しているというようなお答えがございました。一方で、価格は急騰していると、そして契約済みの物件では、その上昇分を建築主に追加で転嫁をするということができずに、自社で増加分を負担せざるを得ないと、そういった状況であるというふうなお答えも聞かれたところでございます。

この製材品の安定供給に向けましては、まず原木の安定供給が必要となるということでございます。したがって、本年の6月補正予算において、協定に基づき県産原木の調達を行う製材事業者への緊急的な支援について措置をいたしまして、この事業を開始いたしましたところでございます。

さらに、現在提案をさせていただいております9月補正予算におきましては、輸入材を代替いたします製材品を増産し、安定的に供給をしていくと、この目的のために木材乾燥施設の整備などへの支援を盛り込み、提案をさせていただいているところでございます。

これら一連の施策によりまして、県内ではこれまでより製材品が入手しやすい状況になってくるというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今後の需給の見通しは不透明なところもございます。このため、引き続き県内の状況を定期的に伺い、モニターをいたしまして、現行の支援メニューの充実など必要な対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、危険な盛土を規制するというところに特化をした条例が必要ではないかというお尋ねがございました。

お話がございました静岡県熱海市の土石流災害におきましては、上流部にありました不適切な盛土の崩壊が被害を拡大させた要因の一つとされており、こうした盛土を規制する法制度の不備が明らかになったものと考えております。

一方で、盛土を規制していくというためには、指導や命令の基となります技術基準が必要不可欠となりますが、これを新たに定めていくというためには幅広い知見、そして高度な技術力が必要となるという事情がございます。また、地方自治法で規定されております条例の罰則は、上限100万円以下にとどまっているということを

考えますと、不適切な盛土を実効性を持って規制していくためには、条例という形式では十分ではないというふうに考えているところでございます。

こうした状況もございまして、全国知事会におきましては、国において、より拘束力の強い法整備によります全国統一の基準や規制を早急に設けるように要望いたしているところでございます。県といたしましても、今後の国の規制強化への動きなどを注視しながら、不適切な盛土を防止できるように、まずは実効性のある法整備を国に対して強力に要請してまいる考えであります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、県内市町村のワクチン接種の進捗状況に差が出た要因と県の支援についてお尋ねがございました。

現時点における県内市町村の接種状況は、各市町村や医療関係機関の御努力によりまして、全国と比較しても順調に接種が進んでいると認識しております。ただ、市町村ごとに医療体制が異なることや、12歳以上の住民を対象に短期間でワクチン接種をすることなどから、特に高知市など人口規模が大きい都市部においては、他の市町村に比べ相対的に接種スピードが遅くなる傾向にあります。

このため、県としては、高知新港に県営の接種会場を設けて、高知市近辺の人口が集中する地域の接種の加速化を図ってまいりました。具体的には、7月17日から接種を開始し、前半は教職員や警察官などの職域の接種、後半は中小企業の従業員への接種を進めながら、予約状況により対象を拡大し、現在では県内全域の全年齢層を対象としており、これまでに約1万7,000回の接種を終えたところでございます。

また、8月以降は一部の市町村では2回目の

接種が既に完了するなど、市町村間の進捗状況に大きな差が生じてきました。このため県としては、市町村が必要とするワクチン量と保有量を勘案し、円滑な接種ができるよう市町村間のワクチンの融通を進めております。

こうした取組を含めまして、引き続き県と市町村が連携し、11月中の接種完了を目指してまいります。

次に、感染者とワクチン接種の関係性についてお尋ねがございました。

今月16日に、県の8月の新規感染者とワクチン接種の関係に係る調査結果を公表いたしました。未接種の方と2回接種後2週間経過した方を比べますと、感染率が39分の1に低下しました。また、8月中に重症となった15名の方は全てワクチン未接種でした。全国調査においてもサンプル数の違いによる数値の違いはありますが、接種の有無により感染率に大きな差異が出ており、おおむね本県と同様の結果と受け止めております。感染者に占める高齢者の割合について、まだワクチンを行っていなかった昨年末の第3波と、約9割の高齢者の接種が進んだ第5波とを比べると、26%から6%へと大きく減少しています。

これらのことから、本県におきましても、ワクチン接種による感染防止効果と重症化予防効果が数字上明らかになったものと考えております。

次に、接種を希望しない理由の把握と、それを踏まえた取組についてお尋ねがございました。

現在実施しております県民世論調査において、ワクチン接種に関する県民の皆様の考えをお聞きしております。現時点における速報値では、回答総数1,795人中、接種を希望しないと回答した方は77人と全体の4.3%となります。希望しない方の理由をお聞きしますと、副反応を心配している、または安全性に問題があると答えた方

が77人のうちの6割程度いることが分かりました。

接種においては、多くの方が発熱などの副反応が出ますが、接種後1日、2日で軽快することがほとんどであり、過度に心配する必要はないと考えます。また、ファイザー社やモデルナ社のワクチンで使われているメッセンジャーRNAについては、一般的に体内に入ってから数時間から数日で分解されるとされており、長期的な影響は考えにくいとされております。一方、先ほど申し上げたとおり、接種による感染予防効果や重症化予防効果は非常に大きく、こういった正しい知識を提供し、理解していただくことが重要であると考えております。

このため、県としては、こうした接種を検討する際に必要となるメリットやデメリットなどの正確な情報について、テレビ、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を活用し、広報を進めてまいります。

次に、抗体カクテル療法の宿泊療養施設や自宅での実施についてお尋ねがございました。

抗体カクテル療法については、重症化を抑える効果があることから、高血圧や肥満あるいは喫煙習慣のある方など、重症化リスクのある対象者には積極的に治療を受けていただきたいと考えております。この治療薬を含めましてモノクローナル抗体製剤の投与中や投与開始後24時間以内には、インフュージョンリアクションと呼ばれる発熱、悪寒、それから不整脈などの副作用が多く現れることから、夜間を含めまして24時間以内について、患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が国から求められております。

そのため、医師を含めた医療従事者が常駐している入院医療機関や、現在検討を進めています臨時医療施設での実施が望ましいと考えています。その上で、宿泊療養施設や自宅での抗体カクテル療法の実施については、感染拡大時に

における医療提供体制を整理する中で、その必要性と24時間の医師対応の実現可能性を含め、関係機関からの御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、県から市町村への感染者の個人情報の提供についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症患者への支援は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく行政権限を有する県及び高知市が主体となって実施しており、これまで患者の個人情報を市町村に提供した事例はなく、また市町村から情報提供の要請を受けたこともありません。しかしながら、患者の療養支援につながる取組を行っていただける市町村がある場合は、当該市町村からの要請により患者の個人情報を市町村と共有することは重要であると考えます。

市町村に患者の個人情報を提供する際には、患者との信頼関係を維持する観点から、事前に当該患者からの同意を得た上で提供するのが原則であると考えております。今後、新型コロナウイルス感染症患者の個人情報の共有に係る手続等を明確にした上で市町村に通知し、患者の支援に係る市町村との連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、県内における新型コロナウイルス感染症の後遺症の実態と退院後のフォロー体制についてお尋ねがございました。

まず、退院後のフォロー体制としては、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして療養が終了してから4週間後を目途に、保健所が体調を確認しております。その中で、長期にわたり症状が続いている、または後遺症があると認められる場合には、最初に診断を行った医療機関やかかりつけ医への受診を勧めております。

また、そうした退院後のフォローの中で把握した県内における後遺症の実態として、本年3

月上旬から7月下旬に広がった第4波における患者で、4週間後の状況が確認できました869人のうち、18.5%に当たる161人に後遺症と思われる症状が認められ、内訳としては、味覚・嗅覚障害が51人、5.9%、せきが40人、4.6%、倦怠感が29人、3.3%などとなっています。

次に、県内での新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する専門外来の設置の必要性についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の症状は多種多様ですが、多くは軽微なものであり、まずは新型コロナウイルス感染症の診断を行った医療機関やかかりつけ医にフォローアップを行っていただくことが適切と考えております。しかしながら、後遺症が複数の診療領域にわたっている場合や、重い症状が認められる場合には、かかりつけ医からの紹介を受けて専門的な診療を行うことができる体制を確保しておく必要があると考えております。

現在、高知大学医学部附属病院と専門外来の設置について協議を重ねているところでございます。今後、高知大学医学部附属病院での診療体制や、かかりつけ医からの紹介手続等の手続面での整備が整い次第、開設いただけるということになっております。あわせて、保健所における相談やかかりつけ医による診断の後、必要に応じてそのような専門外来へ紹介いただくという流れにのっとり、各医療機関がフォローアップいただけるよう、県医師会と連携して各医療機関に働きかけを行うとともに、県民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する相談窓口の県内での設置についてお尋ねがございました。

先ほどお答えしましたように、現在各保健所において新型コロナウイルス感染症の療養が終

了した方についても、引き続き個別の相談をお受けするなどフォローしております。この枠組みを生かし、後遺症についての相談は、まずは保健所でお受けし、必要に応じてかかりつけ医への受診や専門外来への紹介につなげていくことが適当であると考えています。こうした保健所の相談体制について県民の皆様への周知を図るとともに、医師会や関係医療機関などとの連携により、後遺症に悩む方への支援を強化してまいりたいと考えております。

最後に、医療機関や宿泊療養施設の消毒・清掃業務における現状、課題、今後の対応についてお尋ねがございました。

多くの入院協力医療機関では感染拡大のリスクを少なくするため、看護職員などが自ら消毒や清掃、リネン交換を行い、専門業者による消毒、清掃は病室内の感染リスクが低くなる全ての患者の退院後に行っております。そのため、コロナ患者の対応に当たる看護職員などは、感染防護対応に加え、薬剤による拭き取り消毒など、通常の入院対応では行わない業務が負担となっております。

こうした負担を軽減するために、県や国の補助制度により紫外線滅菌装置などの購入経費や、専門業者への委託経費などを支援してきたところでございます。コロナ対応が長期化する中で、改めてこの補助制度の活用について周知徹底に努めてまいります。

また、宿泊療養施設の消毒・清掃業務は、従事者の感染防止の観点からフロア単位で行っており、業界団体のルールとして、消毒は感染者が退所して48時間経過後、清掃業務は消毒終了後24時間経過後に実施するとされております。ワンフロア単位で一定の時間を確保した上で消毒・清掃作業を行うことから、入所者が退所し、空き室となってもすぐに利用できないことが課題となっております。作業中の感染者との接触

を未然に防止する上で、一定やむを得ない措置ではないかと思いますが、今後さらに効率的、効果的に運用ができないか、事業者の方々と協議をしております。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長(土居秀喜君) 新型コロナウイルス感染者の特例郵便等投票の手续とその周知に関してお尋ねがございました。

本制度において対象となる方は、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方で、外出自粛要請等の期間が投票しようとする選挙の選挙期間にかかると見込まれる方でございます。

本制度の基本的な流れについて申し上げますと、対象となる方で活用を希望される方は、まず選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に電話等で連絡し、投票用紙などの請求書を取り寄せます。請求書が届きましたら、投票日当日の4日前までに、請求書と原則として外出自粛要請等の書面を封筒に入れて市町村選挙管理委員会宛てに送付します。そうしますと、市町村選挙管理委員会から投票用紙等が送られてきますので、その投票用紙に候補者名等を自書し、封筒に入れて市町村選挙管理委員会へ送付することで投票することができます。

なお、感染拡大の防止のため、これら一連の手续をする際には手洗い、消毒をすることや、ファスナーつき透明ケース等に封筒を入れて送付することなどが求められております。

次に、本制度の周知につきましては、対象となる方に対し、保健所等を通じて制度や手続を記載したチラシを配布し、周知・啓発を行っているところでございます。あわせて、県選挙管理委員会ホームページに制度の概要を掲載し、対象者のみならず広く県民の皆様に対しても周知を行っております。

今後も、こうした取組と併せ、関係部署や市

町村選挙管理委員会とも連携して制度周知に努め、対象となる方の投票機会を確保してまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) まず、本県における洋上風力発電の地理的な可能性についてお尋ねがございました。

国の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインの指定基準によりますと、洋上風力発電の事業性が確保できる見込みがある風況、風の状況といたしまして、平均風速毎秒7メートルが示されております。本県におきましては、室戸岬沖や足摺岬沖などがこの目安を満たすエリアに当たり、風況の点からは洋上風力発電導入の可能性はあるものと考えております。

一方で、その他の地理的条件からくる制約といたしまして、室戸岬沖、足摺岬沖とも水深が深く、欧州で確立されました技術であります着床式での導入が困難であること、また両地域とも優良な漁場を有することなども考えられるところでございます。

次に、本県における洋上風力の導入についてお尋ねがございました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、再生可能エネルギーの主力電源化が必要であり、その導入を加速していく必要がございます。平地が少なく海に囲まれた我が国におきましては、洋上風力発電は再生可能エネルギーを大量に導入できる手法として大変注目されております。

また、洋上風力発電は、議員の御指摘にありましたように、関連産業が多い裾野の広い産業でございまして、雇用などの経済効果も期待できる産業でございます。一方で、本県における洋上風力発電の実現に向けましては、先ほど申しました地理的条件による制約に加えて、現時

点では系統容量に余裕がないことなどの課題もございます。また、着床式での導入が困難である本県では、浮体式によります設置となりますが、事業化に向けては、そのための技術の確立とコストの削減という課題がございます。しかしながら、国におきましてこの課題の解決に向け、風車、浮体、ケーブル、係留等の一体設計を進めまして、早ければ2023年から実証実験を開始すると伺っております。

こうした中、今後は本県においても洋上風力発電は再生可能エネルギー導入の選択肢の一つとなってくると考えておりますので、技術開発の状況や先行地域等の情報収集も行いながら、その可能性について研究を続けてまいります。

最後に、脱炭素社会推進アクションプランへの水素活用の位置づけについてお尋ねがございました。

国におきましては、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置づけまして、発電や製鉄技術、トラック輸送への活用など様々な技術開発を進めていくこととしております。こうした新たな技術開発には一定時間がかかりますことから、現時点におきましては家庭用の水素発電あるいは燃料電池車の燃料としての利用が大半であると承知しております。

一方で、本県におきましては、家庭用の水素発電設備の設置は2019年度までの累計で482台にとどまっております。また、県内に水素ステーションがないことから、燃料電池車での燃料としての利用はされていないという状況にございます。

こうした中、国におきましては2030年までに1,000基程度の水素ステーションを整備するということを掲げまして、燃料電池車等の普及による温室効果ガスの削減、これを目指すこととしております。これらの状況を踏まえまして、本県におきましても今後策定するアクションプラ

ンにおいて、再生可能エネルギー等の導入促進あるいは運輸部門の脱炭素化の取組の一つといたしまして、水素の活用を位置づけてまいりたいと考えております。

その上で、民間事業者による水素ステーションの設置に向けた支援の在り方につきましても検討を始めまして、早期の水素ステーション整備を目指してまいりたいと考えております。今後におきましても引き続き国の技術革新の動向等も注視しながら、本県における水素活用の新たな位置づけにつきましても検討を続けてまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

脱炭素社会に向けての知事の決意も改めて伺いをいたしたところでございます。洋上風力発電、また水素の話、提案をさせていただいたところでありますけれども、やはり私が思いますのは、高知県の発展ということを考えていったときに、国の国策、これにやっぱり連なっていくことができるかどうかというのが、非常に県の発展にとっては大事になってくるんだろうというふうに思います。

今、洋上風力発電にしても、また水素の活用にしても、国は大きく進めようとしていっております。こうした中であって、先ほども洋上風力も選択肢の一つであるというお話もいただきましたし、また水素の活用もぜひ今後さらに進めていっていただきたいというふうに思います。特に、洋上風力は、これはやっぱり時間が結構かかりまして、国も2030年というよりも、やっぱり2050年を見据えた施策として考えているということもございますので、県としても今後アンテナを張りながら、さらに取組を進めていっていただきたいと思っております。

あと抗体カクテル療法に関しましては、医療機関が望ましいというお話もございました。十

分理解したところでありますけれども、診療報酬もおとといですか、改定になりまして、5倍になったという話もございますので、またよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番横山文人君。

（11番横山文人君登壇）

○11番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

未曾有のパンデミックとなりました新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るい、日本全体、そして本県も大きなダメージを受けたところであります。ここまで国と地方はコロナ対応に明け暮れることとなり、政策資源もコロナ対策に大きく振り分けることを余儀なくされるなど、まさにコロナ一色の2年間だったと言えます。とりわけ濱田知事はじめ県執行部の皆様は、昼夜を問わず対策に奔走されるとともに、感染拡大防止と社会経済活動の両立という大変な難題に対し、アクセルとブレーキを踏み分けながら県政のかじ取りを担われてきました。また、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様の最前線での御労苦のおかげで、

現在県内の感染状況は落ち着きを見せておりません。加えて、時短要請に協力していただいた事業者、また自粛や基本的対策の徹底を通じて感染防止に努めていただいた県民の皆様全ての御協力のたまものだと存じます。

現在、ワクチン接種が進む中社会経済活動の本格再開に向け、接種証明、ワクチン・検査パッケージ導入の議論が始まっております。今後も第6波への備えや日常の感染予防など対策を怠ってはなりません、国内での活用はイベントや観光などの経済活動を活性化させる起爆剤になるとも期待されております。

しかしながら、これで一気に回復するというわけではなく、自粛慣れやリモートの普及など新たな生活様式の中で、観光関連産業などダメージを受けた業界が回復していくには、まだまだ時間がかかるものと思われまます。この接種の有無による差別や不公平感を生じさせることのないように配慮も必要であります。今後は、ゲームチェンジの切り札となるワクチンの普及に合わせ、コロナ対応のフェーズと新たな局面を的確に捉えながら、Go To事業など従来の支援策も継続し、かつワクチン・検査パッケージといったポストコロナの支援策も組み合わせた息の長い取組が必要と考えます。

そこで、従来のコロナ経済影響対策と併せ、今後進むワクチン・検査パッケージの活用を見据えたポストコロナの需要喚起策を講じていく必要があると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

先日、高知県産業振興計画フォローアップ委員会が開かれ、第4期産業振興計画ver. 3に向けた見直し案が示されました。デジタル化、グリーン化、グローバル化を重点化するとともに、分野別連携及び産学官民連携による取組を加速化することや、イノベーションの推進、SDGsを意識した産業の転換などの視点が盛り込まれ

たところであります。特に、イノベーションの推進においては、国の骨太方針においてポストコロナの持続的な成長基盤をつくっていくということを明記されたことを受け、高知発の新しい産業を創出していくという意欲が述べられました。

ここでイノベーションについて触れてみますと、一般的にイノベーションは技術革新と解釈されがちですが、イノベーションの提唱者であるシュンペーターは、イノベーションを新結合と定義し、この新結合の概念を一橋大学名誉教授の米倉氏は5つの解釈によって説明しました。これは、新しい製品の導入、新しい生産手段の導入、新しいマーケットの発見、新しい原料や半製品の導入、新しい組織の導入の5つであります。これを高知県の産業振興におけるイノベーションに当てはめてみますと、新しい製品は産学官民連携による新たな地場産品、新しい生産手段はI o Pなどデジタルやスマート技術を用いた第1次産業、新しいマーケットは関西戦略による販路開拓やグローバル市場への輸出拡大、新しい素材は大学や企業との連携による半製品の開発、新しい組織は連携テーマとプロジェクトの促進に向けた組織間連携などが挙げられます。

ここで重要なことは、これらを組み合わせていくことがシュンペーターの言う新結合、すなわちイノベーションであり、これからの時代にはこの5つの解釈の横串を刺すものとして、デジタル・グリーン・グローバル化が必要不可欠になると考えます。

また、高知工科大学名誉教授、初代起業家コース長の加納氏は、イノベーションについて、コンドラチェフの波にあるように、技術は50年周期でピークに達することから、衰退期に入っても生き残るための源泉こそがイノベーションであると述べております。したがって、現在が衰

退期と捉えるわけではないものの、コロナ禍というダメージから県経済を回復していくためには、ポストコロナのイノベーションを推進することは必須であると言えます。

そこで、イノベーションの推進をはじめ、第4期産業振興計画ver. 3に向けた見直しにより、ポストコロナの県勢浮揚をどのように図っていくのか、知事にお伺いいたします。

また、フォローアップ委員会の中では、産業振興計画の見直しの背景として、県際収支がマイナス5,930億円に上る現状について触れられました。これは、最低賃金の格差にも少なからず影響を及ぼしているのではないかと考えます。

こうした中、高知労働局は今年2日、本県の最低賃金を現行の792円から820円に改正し、来月2日から適用すると発表しました。政府は、骨太の方針に地方創生に向けた賃上げを通じた経済の底上げを明記し、全国平均の最低賃金を早期に時給1,000円に引き上げ、都市部から地方への新たな人の流れを促進することとしております。確かに、最低賃金の引上げは社会のセーフティーネットの根幹として、また都市部と地方の生活水準の格差を埋める重要なものであります。

一方、県商工会連合会など県内経済4団体は長引くコロナ禍の中、飲食・宿泊業などを中心に業況が厳しい中で、中央最低賃金審議会が示した引上げ額にとらわれない、慎重な議論を求める異例の声明を発表しており、都市部に比べ中小・小規模事業者の多い本県にとって、最低賃金の引上げは、経営者側の事業の存続と雇用の維持にとり大きなハードルであることがうかがえます。

地方創生の柱として打ち出された最低賃金の引上げについては、改正してもなお全国平均の930円とは110円の差があり、最も高い東京都は1,041円であります。賃上げについては都市と地

方の格差を是正し、地方への人の流れを起こすことに加え、セーフティーネットの確保や生活向上のため、今後も検討していただきたいですが、国は単に早期の全国1,000円以上を目指すということだけでなく、ウイズコロナ、アフターコロナにおける地域地域の実情や業況を的確に捉えた事業者支援を講じ、企業の足腰を強くしながら賃上げを行わなければ、事業の継続と雇用の維持は困難となり、本末転倒の結果を招きかねません。したがって、これまでコロナ禍で取り組んできた経済影響対策に加え、このたびはこれからの最低賃金引上げを見据えた事業者への支援策を講じる必要があると考えます。

そこで、今回の最低賃金引上げについての御所見と、引上げに伴う県内事業者への支援について知事にお聞きいたします。

次に、わいせつ教員の根絶についてお聞きします。

自民、公明両党は今年3月、わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチームを設立し、その後は与野党で協議を重ね、議員立法として5月28日の参議院本会議に提出、教員による児童生徒への性暴力対策を強化する、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が全会一致をもって可決、成立いたしました。

教員という優越的な立場や上下関係を悪用し、子供たちに一生消えない深い傷を負わせるわいせつ行為には、怒りを禁じ得ないとともに、子供たちは先生を選ぶことができず、わいせつ教員の根絶は日本の将来を担う子供、若者の健全な育成において早急に解決していかなければならない課題だと言えます。

与党のワーキングチームが発足してから約3か月でのスピード決着となった背景には、免職となった教員が別の教委に採用され、再犯した事例が問題となり、新法を望む世論が強まったことが1つ挙げられます。また、わいせつ行為

やセクハラで懲戒処分を受けた公立中・高校の教員が、平成22年度には175人だったものが平成31年度は273人と、過去2番目に多くなるなど増加傾向にあることに加え、小児わいせつの特徴として、他の性犯罪と比較しても再犯率と常習性が極めて高く、法務省の調査によれば、小児わいせつの5年以内の再犯率は9.5%、また性犯罪前科2回以上の者のうち、性犯罪小児わいせつは84.6%と早急な対応が必要となっていました。

新法制定を機に児童生徒の安心・安全の保障が重視され、後を絶たない教員からの性暴力根絶が期待されます。子供たちへの教育という国家百年の大計に携わるには、最も不適格な人物が再び教壇に立つことは許されず、免許の再更新を厳格化するのは当然のことと考えます。

このたびのわいせつ教員対策法に踏み込んだポイントとしては、第1に、教員による児童生徒へのわいせつ行為などを児童生徒性暴力として定義し、同意の有無にかかわらず禁止する、教員による児童生徒へのわいせつ行為を法律上許されない行為であることを明確にしたこと、また第2に、採用時の基準となるのを想定し、わいせつ行為で懲戒免職となった教員のデータベースを国が整備することで、処分決定から官報に掲載されるまで数か月のタイムラグをなくし、他県の学校でのわいせつ行為を繰り返すことが防げること、3点目に、教員免許法の特例として、教員免許を授与する都道府県教育委員会に裁量的拒絶権を認めました。

これは新法の柱となるもので、これまでは児童生徒へのわいせつ行為による懲戒免職処分で教員免許が失効してから3年たてば、所定の手続をすると免許が自動的に更新されていたものが、今後は都道府県教委に設置する第三者機関の教員免許再授与審査会の意見を聞いた上で、加害行為の重大性や更生の度合いを見極め、再

交付するか判断することとなります。

教育現場のわいせつ事案で一番の被害者は、当然ながら子供たちですが、さきに述べたように子供への性犯罪は再犯率が高く、加害者も現場へ戻り再び罪を犯せば実刑判決を受けることとなります。筑波大学犯罪心理学の原田教授は、加害者がどれだけ反省しても再び子供と接する職場に戻れば再犯をするリスクは高まる、子供が安全に教育を受ける権利を守ろうとすれば、わいせつ行為で教員免許を失効した教員に再取得を認めないのもやむを得ないのではないかと述べております。一度失敗したからといって二度と戻れないのは厳し過ぎる、更生する場合もあるといった声があるのは事実ですが、未来ある子供の人生に少なからず影響を与える職責である限り、その考えは当てはまるものではないと感じております。

また、現状ではわいせつ行為で処分される教員は氷山の一角とされ、学校特有の上下関係や恥ずかしさなどから、被害を訴えられない児童生徒も多いと言われております。被害者が声を上げやすい環境整備や早期発見、そして新法の制定により、わいせつ教員が再び教壇に立つことがないように、教員の適性を厳しくチェックしていくことが求められます。

そこで、教育現場での子供への性暴力を根絶するため制定された新法について知事の御所見をお聞きいたします。

また、本県教育現場におけるわいせつ事案はどれぐらい起こっているのか、また懲戒処分を受けた教員が再雇用はどれぐらいされているのか、教育長にお聞きします。

こうした事件を起こさせないため、新法が制定されたわけではありますが、さきに述べたポイントである児童生徒性暴力の定義、国のデータベース管理、そして第三者機関による裁量的拒絶権というわいせつ教員の根絶に向けた新たな

動きを踏まえ、どのように取り組むのか、教育長にお聞きします。

また、新法の趣旨と内容を市町村教育委員会まで周知し、徹底することについてどのように対応を図っていくのか、教育長にお尋ねします。

教員側への抑止効果とチェック体制はもとより、子供たちが声を上げやすい環境として第三者窓口の設置も必要と考えます。また、加害が疑われる者が同じ学校の教員であった場合、その学校に通報、相談することは難しいと思われまます。被害者が通報、相談しやすいようにするための工夫も併せて考えていかなければなりません。

そこで、通報しやすい工夫と児童生徒、保護者への周知徹底も含め、相談体制の整備について教育長にお聞きします。

次に、高齢、障害を持つ被疑者等に対して早い段階から支援する、いわゆる入り口支援についてお聞きします。発達障害など障害がある方や、不登校、ひきこもりなど何らかの生きづらさを抱える人が増える現代、本県においては高齢化が全国より10年進んでいると言われる人口構造に加え、コロナ禍により人と人との出会いや触れ合いの機会も激減し、孤独を感じやすい社会にあると言っても過言ではありません。

県民の安心・安全な暮らしを脅かす犯罪情勢を見ますと、刑法犯検挙は高齢者や障害者が増加傾向にあり、令和2年の犯罪白書によりますと、令和元年の一般刑法犯のうち、65歳以上の高齢者は4万2,463人に上り、全体の22%を占め、割合は年々高まっております。また、刑務所の新規受刑者の4人から5人に1人は、疑いも含め知的障害を持つ者とされております。

近年は、犯罪認知件数が戦後最少となるものの、再犯率は上昇しており、願わくば高齢者や障害者が犯罪に手を染めない環境を整え、それでも罪を犯した高齢者等が再犯しないよう、社

会的に孤立させない支援を構築していくことが必要かつ重要であると言えるのではないのでしょうか。

そうした中で、国は高齢・障害被疑者等への支援として、各都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの機能を拡充し、犯罪の入り口段階で早期支援をすることによって、再犯防止につなげる新たな事業に乗り出したところであります。これは、福祉の網から漏れ、生活苦や孤立無援などが原因で犯罪行為に及んだ高齢者や障害者を、起訴前の被疑者の段階や執行猶予の段階から支援に入り、釈放後に福祉など適切なサービスにつなげる取組で、関連事業の拡充分を含め、本年度予算に5億円近くを計上し、体制が整ったセンターから順次全国へ展開していくこととされております。

これは、政府が進める地域共生社会づくりや孤独・孤立対策の一環であると同時に、認知症高齢者や社会生活に困難を抱える知的・発達・精神障害者が万引きや無銭飲食などで逮捕された後に、適切な支援を受けられないまま釈放され、再び罪を犯してしまい、社会と刑務所を往復するといった再犯のスパイラルが社会問題として表面化してきたことが背景にあります。

この業務を行う地域生活定着支援センターでは、これまで罪を犯した高齢者や障害者の社会復帰を支える出口段階での支援に取り組んできましたが、このたびの国の方針を受けて、入り口支援にも乗り出すこととなりました。既に他県では専任職員を配置するなど、従前なかなか進まなかった入り口支援を確立すべく、県が予算措置を講じているところもあります。厚生労働省は、この入り口支援を地域生活定着支援センターの正規事業と位置づけ、人員増に対する予算化をすることで全国のセンターに実施を促していますが、残念ながら本県ではまだ実施されておられません。

翻って、今年4月県では犯罪被害者支援を拡充しており、途切れない支援で被害者負担を軽減し、一日でも早い回復につなげたいという思いで積極的に取り組んでいます。るる述べてまいりました高齢、障害を持つ被疑者等の入り口支援を適切に行うことにより、犯罪被害者が減ることも期待されることから、未然防止策として本県がいち早く着手すべき課題だと考えます。県民の誰もが犯罪の被害に遭うことなく、悲しい思いを持ち続けなくてよい、濱田知事の描く安心・安全な高知を目指すためにも、必要不可欠な取組であると確信しております。

また、現場に携わる方からお聞きした話ですが、触法者の中には本人や家族が軽度の発達障害や知的障害など、自身の障害に気づかないまま罪を犯してしまうケースもあるようです。近年、「ケーキの切れない非行少年たち」という本がベストセラーになりましたが、こういった場合にも分かりづらい特性に気づき、障害福祉サービスや生活保護など適切なセーフティーネットを確保することが重要になってくると感じました。

こうした課題を解決するため、さきに述べたように国は今年度から地域生活定着促進事業の新たな取組として、刑事司法手続の入り口段階にある被疑者、被告人等で高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う、高齢・障害被疑者等支援業務の予算措置を講じることとしております。高齢先進県である本県だからこそ、早急かつ丁寧にコーディネートしていくべきかと考えます。

そこで、入り口支援に対する国の新たな事業について本県としてどのように取り組むのか、知事の御所見をお聞きいたします。

そして、この高齢・障害被疑者等支援業務をしっかりと行っていくためには、司法と福祉の連

携、すなわち検察庁、保護観察所、弁護士等司法関係機関から地域生活定着支援センターへの速やかな橋渡しが重要になってまいります。

また、本県でも国に準じて高知県再犯防止推進計画を策定しておりますが、この計画では高齢者や障害者等への支援の現状と課題として、特別調整や更生緊急保護を希望しない者や、要介護認定、障害者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応、刑事司法手続における高齢者、障害者の状況把握と支援体制が不十分といった問題点が挙げられており、福祉的なサービスが必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関との連携や情報共有が必要とされております。

県においては、地域生活定着支援センターが中心となって、関係機関連絡会を年2回程度開催し、情報共有の場を設けているとのことでありますが、多様化する犯罪の根底が別の部分にあると分かってきた今、入り口段階での支援の必要性から、これまで以上に司法と福祉の密な関係性が問われているのではないのでしょうか。

そこで、高齢・障害被疑者等支援業務を行うに当たって、どのように司法関係機関と地域生活定着支援センターとの連携を強化していくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

その上で、触法障害者の立ち直りを支援する入り口支援においては、孤独、孤立させない受入れ環境の整備も大切になってまいります。私は、この7月に安芸市で行われた農福連携高知県サミットinあきの翌日に開かれた勉強会に参加してまいりました。理念の提唱者でもあるJA共済総合研究所調査研究部の濱田健司氏にお話をお聞きしたところ、濱田氏がスウェーデンで、とある会社の農福連携活動を視察した際、社員の多くが元受刑者であったことに触れ、スウェーデンでは犯罪の多くが環境因子とされており、個人だけの問題ではなく、新しい社会シ

システムを構築していくことの重要性を感じたと述べられておりました。そして、障害触法者の入り口支援にも農福連携の可能性を認め、高知モデルとして地域連携の新しい形になり得るものだと期待も示されました。

そこで、県としては犯罪者雇用に優遇措置を図るなど、就労に向けた取組も行っていますが、一方入り口段階での支援として、触法障害者の農福連携を進めていくことについて子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いします。

次に、通学路の安全対策についてお聞きします。

6月28日、千葉県八街市の市道で、歩いて下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5人が死傷するという悲惨な事故が発生したことは記憶に新しいことと存じます。原因は飲酒運転という悪辣極まりない言語道断の行為がもたらしたものでありますが、一方地元ではいつ事故が起きてもおかしくないという危険な通学路でもありました。過去にPTAからガードレール設置の要望があったこの通学路は、用地買収等の問題で実現しなかった経緯があり、防ごうと思えば防げたかもしれない事故だけに、無念の思いが募るばかりであります。

そして、このように小さな子供たちの命が常に危険と隣り合わせの通学路は、全国に無数に上ると考えられます。こうした中で、国は9月末までの通学路の安全点検、10月末までの対策案の検討、作成を都道府県の教育委員会などに要請しました。

そこで、千葉県八街市の事故を受けて実施している通学路の安全点検と対策案の検討について今後通学路の安全対策にどのように取り組んでいくのか、教育長と警察本部長にお聞きします。

主要7か国の中で日本は生活道における事故リスクが高いとされ、その原因は日本の生活道

の狭さにあるとされております。狭い道路は、人と車が接触しやすく、逃げ場もありませんし、そこに制限速度を超えた車が突っ込んでくれば、痛ましい事故になりかねません。私の地元いの町におきましても、住宅地である枝川地区の保護者から、朝の通勤時に重機を載せたトラックが抜け道として通学路である町道を走り抜けて、大変不安を感じているとの声をお聞きしました。こうした生活道の交通事故を防ぐ上で、ゾーン30による速度規制が有効とされています。しかしながら、ゾーン30による速度規制をかけても、道路のハード側の改善が不十分であれば確実な対策とはなりません。

そこで、実効性のある対策としては、道路上に盛り上がった部分を設置するハンプがあります。ハンプの設置には、ゾーン30のような速度規制にはかからない施工の費用など財源の問題もありますが、最近では国土交通省がレンタル用の可搬式ハンプを保有し、社会実験などでの試行設置を支援しており、今後はゾーン30区域にハンプを設置するケースも増えるのではないかと期待されております。

そこで、後悔先に立たずの通学路安全対策を進めるためには、ゾーン30にハンプなどの物理的デバイスを含めた効果的な対策を一層講じていく必要があると思いますが、警察本部長の御所見をお聞きします。

次に、茶業振興についてお聞きします。

私は先月、地元仁淀川町の茶農家の組合の皆様から、茶業の現状と課題についてお話を伺ってきたところであります。仁淀川町はお茶の生産量は県内一であり、雄大な自然の中に広がる茶畑は町のシンボルとして広く県民に親しまれてきました。また、これまでお茶は中山間地域の基幹品目として有望な換金作物でありました。

一方、全国的な茶葉の価格低下という課題は仁淀川町の茶農家も同様であり、産地のほとん

どが急傾斜地という条件不利地でもあることに加え、高齢化や人口の流出も相まって、町の代名詞と言える雄大な茶畑の維持はかなり困難な状況であるとの窮状を訴えられました。

このような中で、県として早急に取り組まなければならない課題は以下の3点と考えます。まず、茶農家の経営安定に向けた収益の向上であります。茶農家の実際の収益がどのようなものになっているかといえば、例えば10アール、1反の面積で茶栽培をすると、およそ生葉が250キログラム摘採されます。その250キログラムの生葉を製茶工場で加工し、出来上がった荒茶は歩留り20%、50キログラムとなります。市場価格3,000円の場合を基に、JAの経費と工場での加工経費等を差し引くと、生葉単価446円というものが割り出されます。この生葉単価に生葉重量を掛けると、実質の農家収入11万1,500円となりますが、これから肥料や消毒代、労務費などの年間の経費が約10万5,000円ほどかかります。したがって、農家収入11万5,000円から、栽培から摘採までの年間経費10万5,000円を差し引くと、手元に残るお金は僅か6,500円になってしまいます。

加えて、生葉単価の基となる市場価格を3,000円として計算をしましたが、これは市場価格として高いほうであり、実際はこれより低い値段で多くの茶葉が取引をされております。この計算例も多少の幅はありますが、厳しいということには大差なく、茶農家専業では生計が成り立たないと言わざるを得ない、極めて厳しい収益状況にあります。後に触れますが、小売や輸出など新たな販路の拡大と付加価値の促進により、販売価格の向上に取りかからなければ、本県茶農家の持続可能性が見込めないということを示唆しております。

そのような収益面の課題から、茶業への若手参入が進まず、担い手の確保ができていないこ

とが第2の課題であります。中山間地域の担い手として、若者を茶農家に呼び込んでこようとしても、さきのような収益状況を考えると大変厳しく、中山間地域の基幹品目と位置づけながらも、茶業は現役世代の若手が参入できる分野ではなく、現役を引退した方や副業・兼業の一環として行うものとなりつつあります。しかしながら、このような課題を解決し、茶業の振興と若い担い手を確保することは、すなわち中山間の課題を解決することにほかなりません。この悪循環を断ち切り、第2の課題である若手茶農家の担い手確保策も早急に講じていかなければならないと感じております。

実際に、池川茶業組合の品原組合長は、梨を栽培したり、プロパンガスの配達をしたりしながら、何とか茶農家として産地を守っております。また、沢渡茶生産組合の岸本副組合長にしても、茶生産のみでは先行きの見通しが立たないため、ビバ沢渡を中心とした6次産業化にチャレンジし、先輩たちから受け継いだ仁淀の沢渡茶ブランドを守り抜こうとしております。両人はともに仁淀川町へのIターン、Uターンであり、自分たちが移住し、農業を始めた原風景である茶畑を何としても残したいと口をそろえておっしゃってくださり、頼もしく感じました。

そして、第3の課題は、今後高齢化や担い手の不足により進むことが予想される茶畑の荒廃をいかに防いでいくか、言い換えると、茶畑を中山間のシンボルとしてしっかり維持するということでもあります。この茶畑を守るという第3の課題は、第1、第2の課題を解決することで達成され得るものではありませんが、年々茶農家の高齢化が進む中、県と関係市町村が連携し、早急に実効性のある支援策を講じていかなければならないことを指摘するものであります。

知事は、仁淀川町での「濱田が参りました」の意見交換会において、前述の品原組合長から、

担い手の不足や若手に茶業への参入を呼びかけることができない現場の厳しさを直接お聞きしたものと存じます。濱田県政では中山間地域での展開を特に意識することとしており、まさに茶業の振興は担い手確保と高知の自然、景観の保全という有形無形の中山間振興と捉えることができると思っております。前知事もCMに出演するなど、土佐茶の振興やブランド力向上に汗をかいてきました。

濱田知事にも引き続き、またさらに茶業の振興に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

こうした中で、国は令和2年4月、新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を策定し、消費者ニーズに対応した品質、付加価値の向上の促進、輸出の拡大、生産者の経営の安定、消費の拡大を柱とした茶業振興のための施策を取りまとめております。これに伴い各府県も振興計画を策定し、本県では土佐茶振興計画の策定に着手していますが、先ほど述べました収益面並びに若い担い手の確保、茶畑を守るといった課題に対し、このたび策定される振興計画を起点とし、実効性のある支援策として取り組まれるよう切に願うものであります。

そこで、土佐茶振興計画の策定状況と実効性を持たせるためどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きします。

また、こうした厳しい茶業の現状の中で、輸出により活路を開こうとする動きが広がってきております。お茶どころの静岡では、静岡市とJAなどで構成する静岡市茶業振興協議会が静岡市産のお茶の輸出拡大に向け、茶葉の生産から輸出までを関係者一丸となって取り組むための体制を構築する検討を重ね、今年度中に静岡市輸出サプライチェーンを設立するとのことであります。取組としては、市内生産者の栽培状況などをまとめ、輸出先国をマッチング、生産

者や茶商、日本茶輸出組合、ジェトロなどと連携を図りプロモーションを実施し、商談会への出展など輸出量増加に乗り出す考えを示しております。本県においても土佐茶振興協議会などで議論が進められているとお聞きしますが、国内での相場低迷が進む中、輸出という新たな販路を拡大することは、茶業の振興にとり必要不可欠であると考えます。

そこで、さきに述べた他県の取組事例も踏まえ、輸出拡大に向け本県としてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きします。

最後に、盛土規制の在り方と土砂災害の防止についてお聞きします。

7月3日午前、日本有数の温泉地として名高い静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、死者26名、行方不明者1名、流された家屋等、建物被害は128棟を数える甚大な災害となりました。お亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

熱海土石流と題して特集を組んだ日経コンストラクション8月号では、崩壊メカニズムを下部から段階的に崩れる連鎖崩壊と見られること、計画を大幅に超える盛土に対し再三の指導が実らなかった実情を踏まえ、条例で阻止できなかった違法盛土であったと断じており、豪雨に人的要因が複合的に重なって土石流が生じたことが明らかになっております。このような悪質な業者による盛土や造成によって、一瞬のうちに人命と財産が奪われたこの土石流災害に強い憤りと、自分たちのところは大丈夫なのかと心配に思った住民も少なくないと思われま

こうした中で政府は8月10日、盛土の安全対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、初会合では土砂災害や地滑りが起きるおそれがある地域を対象に、年内をめどに崩落など危険性を総点検し、結果を取りまとめることとしておりま

す。

7月8日付高知新聞によれば、専門家の声として、被害を拡大したと見られる盛土は、本県にも似たような地形があると指摘しており、短時間強雨など雨の降り方が変わったと言われる近年、本県においても点検と対策を早急に講じていかなければなりません。

一方、南海トラフ地震や大雨豪雨災害など激甚化、頻発化する自然災害に備え、国土強靱化の加速化も重要となってまいります。防災・減災のための公共事業では、河川やダムのしゅんせつをはじめ大量の残土が排出されることとなります。したがって、今後の法規制等の内容によっては、事業進捗への影響が懸念されるのではないかと感じております。

そこで、盛土による土砂災害を踏まえ、公共事業における建設残土の適切な処分と盛土規制の両立が必要と考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

熱海市で起こった土石流災害は、人的要因も重なった複合的災害であります。近年激甚化、頻発化する大雨豪雨災害から県民の生命と財産を守るためには、土砂災害防止に対するハード・ソフト両面からの整備を進めていかなければなりません。県は、現在砂防設備等緊急改築事業等において、既存の砂防設備及び地滑り防止施設について緊急改築を行うことで、既存の砂防関係施設を有効活用し、土砂災害における安心・安全の向上を図っておりますが、雨の降り方も変わってきている昨今、県内に約3,500か所で整備された砂防関係施設に対して、さらに加速化を図っていかなければならないと考えます。

現在、県では土砂災害警戒区域を指定し、早期避難に対するソフトの取組を進めておりますが、中山間地域の多い本県にとり、山間部にお住まいの方々の生命と財産を守るためには、国が進める防災・減災、国土強靱化策も最大限活

用しながら、土砂災害防止の加速化に努めていかなければなりません。

そこで、現在国が進める「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も踏まえ、県内の砂防関係施設の安全性の向上と長寿命化にどのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ワクチン・検査パッケージの活用を見据えた需要喚起策を講ずることについてお尋ねがございました。

全国的に過去最大の感染拡大となりました新型コロナウイルスの第5波につきましては、ここに来て収束の方向が見えてまいりましたことから、この局面を捉えて早急に対策を講じる必要があると考えております。

そうした中、政府からワクチン・検査パッケージや飲食店のいわゆる第三者認証を活用いたしました飲食、イベント、人の移動などに関します行動制限の緩和についての考え方が示されました。その内容は、第三者認証を受けました飲食店におきます営業時間などの制限の緩和でございますとか、ワクチン・検査パッケージを利用したグループの会食におけます人数制限の緩和といったものであります。こうした行動制限の緩和が実現をいたしますと、緊急事態措置の宣言下であっても、感染対策と日常生活の回復に向けた取組の両立が可能となるということになりまして、経済回復に期待が持てるところであります。

他方、こうした様々な行動制限の緩和の取組を進めるに当たりましては、特にワクチンを接種していない方々、できない方々が不利益を被ることがないように、十分配慮する必要がありますというふうにされております。さらに、ワクチ

ン接種後も感染をいたします、いわゆるブレイクスルー感染などの課題への対応も懸念の対象となっているところでございます。

今後、国からは社会経済活動の回復に向けまして、各分野における制限緩和の具体的な方針が示されますとともに、新たな経済対策が打ち出されるものと想定がされます。こうした国の対策に呼応しながら、先ほど申し上げましたような懸念材料には十分に配慮しつつ、感染対策と日常生活の回復が両立をできますように、本県の実情に合った対策を速やかに検討し、実行に移してまいりたいと考えております。

次に、ポストコロナの県勢浮揚をどのように図っていくのかについてお尋ねがございました。

議員からのお話にございましたように、コロナ禍というダメージから県経済を回復していくためには、イノベーションの推進ということが不可欠であり、キーになるというふうに考えております。来年度の産業振興計画の改定に向けましては、コロナ禍でも成長が期待できますデジタル化、グリーン化、そしてグローバル化を掲げて、それぞれの分野でイノベーションに取り組むということを検討いたしております。

こうした取組を進めます上では、いわゆるIOPプロジェクトやマリンイノベーションの取組のように、産業分野の垣根を越えました一層の連携を図り、また産学官民一体となって進めていくということが重要となっております。このため、多くの有識者あるいは関係者の参画をいただきながら、それぞれのテーマごとにプロジェクトを立ち上げて進めていきたいというふうに考えております。

これらのプロジェクトにおきましては、豊かな自然や豊富な森林資源といたしました高知の特性を生かした新しい産業づくりにもチャレンジをし、イノベーションを推進してまいります。また、世界の潮流となっておりますSDGsを

目指した持続可能な産業へと転換が図られますように、脱炭素化への対応あるいは資源循環型社会の構築などにも取り組んでまいります。

こうしたイノベーションに果敢に挑戦をいたしますとともに、グローバル化を推進して、海外市場への販路拡大に取り組んでいく、こうしたことでポストコロナにおきます県勢浮揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、最低賃金引上げについての所見と県内事業者への支援についてお尋ねがございました。

今回の最低賃金の引上げにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により広がった賃金格差を是正し、消費の拡大につなげていく、そして経済の好循環を実現すると、そういった意図で実施をされたものと承知をしております。この方向性そのものについては一定理解ができるというふうに考えております。

ただ、一方で御指摘もありましたように、中小企業あるいは小規模事業者が大多数を占めます本県において、経済団体からは大幅な最低賃金の引上げは経営に大きく影響するといった懸念の声もお聞きをしているところであります。大幅な最低賃金の引上げと経営の安定化、これら2つを実現していくためには、本県経済をより強い経済に成長させていく、そして労働生産性を高めていくということが不可欠であるというふうに考えております。

このために、まずは新型コロナウイルス感染症の影響から早期の経済回復に努めてまいりたいと考えております。あわせて、デジタル技術の活用でございますとか、生産性の向上などの支援といったことにより、産業振興計画をしっかりと推進していくことによりまして、事業者の収益の向上、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、国の支援策といたしまして、生産性を向上させ、賃金の引上げを行います事業者を支

援いたします業務改善助成金といった仕組みが
ございます。こういった仕組みを最大限活用さ
れるように、しっかりと周知に努めてまいり
ます。あわせて、こうした制度の充実強化な
どについても、必要に応じまして国に政策提言
を行ってまいりたいと考えております。

コロナ関係での経済への影響対策と産業振興
計画を一体的に強力に実施していくというこ
とによりまして、県内の事業所で働きます方々の
賃金の引上げ、そして経営の安定化を目指して
まいりたいと考えております。

次に、新しい法律であります教育職員等によ
る児童生徒性暴力等の防止等に関する法律につ
いての所見についてお尋ねがございました。

教育職員等によります児童生徒への性暴力な
どにつきましては、児童生徒の権利を著しく侵
害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷な
どの重大な影響を与えるものであり、決してあ
ってはならないと考えております。しかしながら、
一部の教育職員等によるものとはいいまして、
児童生徒への性暴力等は全国的に後を絶たない
状況があるということも事実であります。この
たび、この根絶に向けて新たな法律が制定され
たこと、この点につきまして教育委員会及び教
育職員等は極めて重く受け止める必要があると
いうふうに考えております。

この法律によりましては、児童生徒等の尊厳
を守るために、教育職員等による児童生徒への
性暴力等の防止に関する施策を推進して、その
権利利益を擁護するということを目的として掲
げておられます。その上で、教育職員等により
ます児童生徒性暴力等を明確に禁止し、その防
止等に関する具体的な措置あるいは教員免許失
効者への免許状の再授与の厳格化などを規定し
ているということをございまして、こういった
点については議員から御指摘あったとおりで
ございます。

今後、法律の趣旨でございますとか、国が法
律に基づきまして定めます基本指針などを踏ま
え、県及び市町村の教育委員会におきましては、
関係者が一丸となって、教育職員等による児童
生徒性暴力等の根絶に全力で取り組んでいただ
きたいというふうに考えます。

そして、何より教育職員一人一人が児童生徒
を守り育てる立場であるということに改めて心
に刻み、その責任を全うするということが重要
だというふうに考えております。私自身も総合
教育会議などの場を通じまして、性暴力等の防
止に関します各施策が適切に推進をされますよ
う、しっかりと意を用いてまいりたいと考えて
おります。

次に、高齢等の事情によりまして福祉サー
ビスが必要な犯罪被疑者などへの支援、特にこ
のうちいわゆる入り口支援に対する国の事業につ
いてどう取り組むのかというお尋ねがございま
した。

県におきましては、誰もが犯罪被害を受ける
ことなく、地域で安心して暮らせる社会の実現
を目指し、平成30年度に再犯防止推進計画を策
定し、取組を進めております。

平成23年度には、高齢や障害により支援が必
要な方の再犯を防ぐために、御指摘にもありま
した地域生活定着支援センターを設置いたしま
して、主に刑務所等から出所した方への支援で
あります、いわゆる出口支援を行ってまいって
おります。このセンターにおいては平成29年度
から令和2年度までの4年間に44名、延べにい
たしますと186名になりますが、こうした方々
に対しまして、例えば住まいの確保でございます
とか、福祉サービスの利用などの自立した生活
へ向けた支援を実施いたしているところでござ
います。

このうち、再び犯罪を犯しまして刑務所等
に入所した方の割合は15.9%となっております。

全国におきます出所受刑者の5年以内の入所率が37.5%となっておりますので、この水準の半分以下にとどまっております。こうした支援の効果がかがえるのではないかというふうに受け止めております。

一方で、高齢等の理由によりまして福祉サービスを必要とする犯罪被疑者が、起訴猶予などにより刑務所等へ入所することなく拘束を解かれた、こうした場合については、御質問にございましたように、刑務所に入る前という意味で入り口支援というふうに言われておりますが、この取組も再犯防止に有効な取組だと考えております。現在では、検察庁が主となりまして、この入り口支援に当たっており、今年度は23名の支援が必要な方を把握し、福祉サービスにつながる取組がされておられるというふうに認識しております。

今年度、御指摘ございましたように、国におきましては都道府県のセンターに対する入り口支援実施の補助メニューが新たに設けられまして、再犯防止の取組をもう一段強化するという方向が示されたところであります。このため、来年度からのセンターにおきます入り口支援の実施に向けて、本県におきましても職員の増員あるいはアセスメント力の向上といった支援体制の強化について、国事業の活用を検討してまいりたいと考えております。こうしたことによりまして、地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、再犯防止の取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、茶業の振興についてお尋ねがございました。

お茶は、御指摘もありましたように中山間地域におきます基幹品目でもあります。これまで産業振興計画に位置づけまして、生産から加工・流通・販売までを総合的に支援をいたしてまいりました。一例を申しますと、ブレンド用の原

料茶よりも製品茶で販売をしたほうが単価が高いということはございますから、こうした販売にシフトをしていくための加工設備を導入していくという取組あるいはお茶を使用したスイーツの開発を支援していくと、こういった取組などに代表されますような、付加価値の向上に取り組んでまいったところであります。

しかしながら、近年消費者ニーズの変化に伴いまして、全国的にお茶の消費量は減少傾向にあり、原料茶の価格も低下をしてきております。こうした要因もありまして、本県では生産者の高齢化という要素も相まって、栽培面積、生産者がさらに減少するという悪循環に陥っているという面がございます。

御紹介もいただきましたけれども、昨年11月の県民座談会「濱田が参りました」におきましては、池川の茶業組合長さんから、お茶だけで生計を立てることは難しいという状況あるいは若手のお茶の農家は数えるぐらいしかいないんだといった切実なお声をお聞きしたところでございます。

こうした厳しい状況を克服していくために、これも御紹介ございましたお茶の振興に関する法律に基づきまして、本年度本県では新たに土佐茶振興計画の策定を予定いたしており、この計画に基づきまして、実効性のある対策を講じてまいりたいと考えております。

具体的には、多様化いたします消費者ニーズに対応した商品開発あるいはお茶の魅力の発信、地産地消の面での取組、さらには担い手の確保策など、もう一段対策の強化が必要だというふうに考えているところであります。加えて、新たな取組といたしまして、省力化や品質向上のためのスマート技術の導入を促進していくということ、そして輸出にも挑戦をしていくといったこと、こういった取組を考えているところでございます。

県といたしましては、この計画に基づき、お茶農家の所得向上、そして産地の維持・発展に向けまして、しっかりと茶業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、盛土によります今般の土砂災害を踏まえまして、公共事業における建設残土の適切な処分と盛土規制の両立が必要ではないかといった点についてお尋ねがございました。

現在、本県におきましては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限に活用して、防災・減災に資するインフラの整備を重点的に進めております。また、この点も御紹介いただきましたが、近年激甚化、頻発化をしております豪雨への備えといたしまして、有利な地方債の制度も活用して、河川などの土砂のしゅんせつといった取組も集中的に進めておるところでございます。

こうした公共事業で発生をいたします建設残土については、土砂を必要といたします他の工事に活用していくといったようなこと、こうしたリサイクルの取組などを通じまして処分量の抑制に努めた上で、崩落や流出のおそれのない場所に搬出をしているというところがございます。

一方、今回国は熱海市におきます土石流災害を受けまして、不適切な盛土を防ぐための土地利用規制などを検討するという動きがございます。熱海市におきますような不適切な盛土が持つ危険性ということを考えますと、この規制の強化は必要なものだというふうに考えておりますが、他方で崩落や流出のおそれのない処分場がございますとか、盛土工事にまで一律に規制がかかってくるということは合理性を欠くということがございますので、こういったことは避けなければいけないという認識を持っております。

こうした視点を持ちまして、今後の国の検討

状況を注視して、必要な場合には、こうした視点から国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、本県教育現場におけるわいせつ事案の発生件数及び懲戒処分を受けた教員の再雇用の状況についてお尋ねがございました。

高知県公立学校教員による過去10年間のわいせつ事案に係る懲戒処分件数は、小・中・高・特別支援学校を合わせて20件となっております。そのうち児童生徒に対するわいせつ等に係る懲戒処分件数は12件で、その内訳は懲戒免職が9件、停職が2件、減給が1件となっております。

また、県教育委員会では、これまでわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員を退職後に再び採用、または再任用しておりません。他県で懲戒処分を受けた教員が本県の教員採用審査を受審する場合には、申告書において懲戒処分歴を自己申告させております。これまでのところ、過去にわいせつ行為により懲戒処分を受けていたという教員は確認されておりません。

次に、教員免許状の失効者等に係るデータベースや第三者機関による免許状再授与の厳格化といった新たな動きを踏まえ、どのように取り組むのかのお尋ねがございました。

これまで免許状失効者等の失効事由等につきましては、文部科学省が提供する官報情報検索ツールによりまして、懲戒免職処分を受けたこと自体は確認できましたが、当該処分の理由についての情報は得られませんでした。それが本年4月からは児童生徒へのわいせつ行為など、懲戒免職処分理由の主な類型が官報の公告事項となり、検索ツールで確認できるようになったところがございます。さらに、今回制定された新たな法律では、国が免許状失効者等の失効ま

たは取上げの原因となった事実等の情報を把握するための措置を講ずることとされておりますので、今後はより一層免許状失効者等に関する正確な情報が得られるものと考えております。

また、免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、都道府県の教育委員会に設置することになります教育職員免許状再授与審査会において、免許状の失効または取上げの原因となった性暴力の内容等を踏まえ、改善更生の状況、その他の事情により再び免許状を授与することが適当であるかについて、厳格な審査が行われることとなります。新法に規定されたデータベースの整備や第三者機関による免許状再授与の厳格化は、この法律の実効性を高める重要な取組だと理解しております。

県教育委員会としましては、今後こうした取組を適切に運用することはもちろんですが、何よりもこの法律の制定に至った経緯を全ての教育関係者が重く受け止め、市町村教育委員会をはじめ各関係機関等としっかり連携しながら、教育職員等による児童生徒への性暴力という、決してあってはならない事態の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、新法の趣旨と内容を市町村教育委員会まで周知し、徹底することについてお尋ねがございました。

県教育委員会では、全体の奉仕者である教育公務員としての自覚をさらに深めるとともに、非違行為の未然防止及び抑止を図るため、令和2年3月に教職員の懲戒処分指針を策定し、市町村教育委員会及び学校に周知いたしました。その中で、特に児童生徒に対するわいせつ行為を行った者は原則懲戒免職とするなど、厳正に対処することを明示しております。

議員お尋ねの教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律につきましては、本年7月7日付で国からの通知文書や関連する資

料を添えて、各市町村教育委員会及び県立学校に通知し、法の趣旨やその概要についての周知徹底を行いました。また、本年8月末から9月初旬に行われました各教育事務所管内における人事に関する会議において、各市町村教育長に対して、本県における過去のわいせつ行為を含む不祥事案を説明し、不祥事の根絶と服務規律のさらなる徹底を図るための研修の開催や、風通しのよい職場づくりの推進について要請したところです。

小中学校における不祥事の根絶と服務規律の徹底については、教職員の服務監督権者である市町村教育委員会が、より主体性を持って取り組んでいただくことが必要となります。そのため、県教育委員会として、本年10月に予定されている市町村教育長会におきまして、改めて今回の法律の趣旨と内容についてしっかりと説明してまいります。

加えて、今後児童生徒へのわいせつ行為によって教員免許状を失効した教員への再交付に係る県と市の考え方や、その運用などを定めていく段階で、適宜市町村教育委員会に周知する機会を設けるなど、連携した取組を進めてまいります。

次に、被害者が通報しやすい工夫と相談体制の整備についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、今年2月に性に関する指導の手引きを作成し、児童生徒が性に関するトラブルに対して正しい知識を持ち、適切に行動選択や対処ができるよう、小学生から高校生まで系統的に指導の充実を図っているところです。具体的には、小学校低学年では水着で隠れる部分はほかの人が見たり触ったりすることはいけないこと、高学年では安全なインターネット利用、中学生ではSNSを通じた出会いの危険性、高校生では性をめぐるトラブルへの対処など、発達段階に応じた学習を行うこととしておりま

す。

また、各学校においては児童生徒が不安や悩みを抱えたときに、まずは身近な存在である学級担任や養護教諭などに相談してもらえるよう、日頃から教員と子供の信頼関係を築くとともに、スクールカウンセラー等の専門職による相談体制の充実に努めています。

あわせて、児童生徒や保護者が相談できる学校外の相談窓口としまして、心の教育センターや24時間子供SOSダイヤル、メール相談などを開設しており、多様な相談ニーズに対応しております。また、県内の高校生などを対象にしました、こうち高校生LINE相談も開設しており、SNSを活用した、より気軽に相談できる体制も整えております。

さらに、今後児童生徒の1人1台端末を立ち上げた際のトップページを活用し、困ったときの対応として、まずは身近で信頼できる大人への相談が大切であることや、相談窓口の一覧やメール相談へのリンクを掲載するなど、児童生徒にとって、より相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

こうした相談体制に加え、現在全ての公立学校で児童生徒を対象に年2回以上実施しております学校生活アンケートにおきまして、児童生徒が性被害等のトラブルに遭っていないかどうかを把握できるよう、調査項目や実施方法を見直してまいります。今後も市町村教育委員会や学校と連携しながら、さらに効果的な相談体制や周知の方法について検討してまいります。

最後に、通学路の安全対策についてお尋ねがございました。

通学路の安全点検につきましては、これまでも平成24年に登校中の児童生徒が死傷する重大な交通事故が全国で相次いだことを受け、学校、市町村教育委員会、警察署、道路管理者等の関係機関による合同点検が全国一斉に実施さ

れております。

本県においては、この合同点検により639か所の対策必要箇所が確認され、各関係機関が順次対策を実施した結果、平成29年度までに応急的な措置を含め安全対策は完了しております。今回、本年6月に発生した千葉県八街市の事故を受け、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所といった新たな観点で合同点検を実施いたしました。

この結果、公立小学校と小学部のある特別支援学校を合わせました200校の通学路のうち、対策が必要な箇所としまして、現時点で500か所余りが報告されているところです。これらの箇所につきましては、現在関係機関の連携の下、具体的な対応方法を検討しているところであり、10月末をめどに対策案を作成した上で、道路環境の整備などのハード対策、また交通規制の実施や通学路の見直し、見守り活動の強化などのソフト対策を各関係機関が順次実施していく予定となっております。

県教育委員会としましては、こうした通学路の安全対策が確実かつ効果的に実施されますよう、市町村教育委員会や警察署、道路管理者などで構成します通学路安全推進委員会などで対策の実施状況を確認、共有するなど、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、高齢・障害被疑者等支援業務を行うに当たっての司法機関との連携強化についてお尋ねがございました。

高齢・障害被疑者等支援業務は、刑事司法手続の入り口段階にある犯罪被疑者等で、高齢や障害により自立した生活を営むことが困難な方に対し、釈放後直ちに福祉サービスを利用できるようにする取組です。こうした入り口支援の

実施に際しましては、検察庁など司法機関や福祉サービスを担う関係機関との連携が非常に重要となってまいります。

これまで県では、高齢や障害により支援が必要な方の再犯を防ぐため、地域生活定着支援センターを設置し、司法などの関係機関との連絡会などを通じて情報共有に取り組んできたところです。今後、高齢・障害被疑者等支援業務を実施していくために、司法などの関係機関との連携をもう一段強化していきたいと考えております。

具体的には、県、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センターの4者による連絡会議を定期的で開催し、顔の見える関係を築いてまいります。会議では個別の対応事例を基に、支援におけるそれぞれの機関の役割の明確化や情報共有の在り方、連携の仕組みづくりなどの協議を行い、円滑な支援の実施を図るとともに、この場で得られた知見や課題を今後の再犯防止施策に生かしてまいります。

また、支援現場では、検察庁が福祉的な支援が必要と思われる方に対して行う初期の面談から地域生活定着支援センターが参加するなど、一体的な支援活動を行ってまいります。こうした取組を通じて司法機関との連携を強化し、再犯防止の取組を進めてまいります。

次に、入り口段階での支援として、触法障害者の農福連携を進めていくことについてお尋ねがございました。

農福連携は、農業分野の担い手確保とともに、障害のある方やひきこもりの方などの経済的自立や社会参加につながることから、県として積極的に取り組んでいるところです。また、農作業に従事することで、障害のある方などの表情が明るくなったといった報告も多くあり、精神面や情緒面においてもよい影響があると考えております。

国の再犯防止推進計画では、仕事に就いていない方の再犯率は、仕事に就いている方と比べ約3倍高く、再犯の防止には就労支援が重要であり、農福連携はその選択肢の一つであると考えております。

一方で、触法障害者の農福連携を円滑に進めていく上では、農業や福祉の関係者が、触法障害者に対する理解とその特性を踏まえた対応のノウハウを持つことが、ミスマッチを起こさないためにも大変重要となってまいります。

このため、農福連携サミットなどの場を活用し、農業や福祉の関係者に対して、触法障害者への理解の促進に取り組んでまいります。また、司法、農業、福祉の各分野の関係者が相互に交流する機会を確保することで、連携の強化を図ってまいります。こうした取組を通じまして、触法障害者の農福連携の事例や関係者のノウハウを蓄積していくことで、取組を着実に進めてまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 通学路の安全点検と対策について、今後どのように取り組んでいくのかについてお尋ねがございました。

県警察では、これまでも教育委員会や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の合同点検を行い、横断歩道や一時停止規制の整備など必要な安全対策を講じてきたところであります。

御指摘の今回の事故を受けまして、改めて関係機関と連携して、従来より幅広い視点から通学路の合同点検を行い、必要な対策を講じるよう警察庁から指示がなされ、県内の通学路の危険箇所を点検しているところであり、今後対策が必要な箇所を抽出していくこととしております。

県警察が行う具体的な交通安全対策は、現在検討中ですが、抽出された課題につきまして、各警察署と一体となって進めてまいり

ます。今後、点検結果を踏まえ、県警察として必要な予算を確保していくとともに、道路管理者等関係機関と十分な連携を図りながら、必要な交通安全施設の整備について積極的に取り組んでまいります。

次に、ゾーン30にハンプなど物理的デバイスを含めた効果的な対策を一層講じていくことについてお尋ねがございました。

先ほど議員から御説明のあったハンプは、路面を盛り上げ段差をつけるもので、車両が通過する際、上下の振動が発生するため、運転者に減速を促すことができることから、生活道路において効果的な対策だというふうに認識しております。

一方で、車両がハンプを通過する際、段差による身体、車体への衝撃が生じることから、設置場所に制限があるほか、騒音の問題から地域住民の理解が必要となります。今後、このような特性も踏まえて、ゾーン30における交通安全対策については、地域住民等の理解を求めるとともに、道路管理者等、関係機関と連携しながら、ハンプなど物理的デバイスや道路のカラー化などの整備を進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、土佐茶振興計画の策定状況と実効性を持たせるための取組についてお尋ねがございました。

振興計画の策定状況としましては、生産者やJAなどの関係者で構成する土佐茶振興協議会において、今年5月に計画策定の趣旨やスケジュールなどについて共有し、現在お茶の生産者や流通・販売に関わる方々に、土佐茶の現状や課題、強化すべき対策について聞き取り調査を実施しているところでございます。今後、この調査結果を踏まえ、強化すべき対策を検討し、年度末をめどに振興計画を策定してまいります。

次に、振興計画の実効性を持たせるための取組につきましては、品質向上や省力化のためのスマート技術の導入などの生産対策、新たな商品開発や輸出などの販売対策、茶園の流動化などの担い手確保対策を強化したいと考えております。

また、計画策定後は県として振興計画に盛り込んだ対策について、生産者やJA、市町村などの関係者の皆様とこれまで以上に連携して取り組んでまいります。加えて、その取組状況や新たな課題などについて、土佐茶振興協議会で共有、確認を行い、必要に応じて振興計画の見直しを行いながら、実効性ある取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、輸出の拡大についてお尋ねがございました。

近年、国内でのお茶の消費が低迷する一方で、海外では日本食ブームや健康志向の高まりなどにより、お茶の消費量が増加しておりますことから、輸出により土佐茶の販路を拡大するチャンスではないかと考えております。

県内では、JA高知県と池川茶業組合の2団体がお茶の輸出に意欲を示しており、昨年度国においてお茶の輸出に重点的に取り組む産地として選定されたところです。この2つの団体では、年度内をめどに生産から流通・販売までの課題と対策を盛り込んだ輸出事業計画を策定することとしており、現在県ではその策定を支援しております。

一方、県が本年度末に策定する予定の土佐茶振興計画におきましても、輸出を計画の柱として位置づけることとしております。この振興計画には、先ほどの2つの団体が策定する輸出事業計画の実行を後押しできるよう、輸出相手国の輸入条件に対応した茶園の確保や生産体制の確立、海外市場の開拓などの対策を盛り込むことを検討しております。

また、輸出拡大に向けた体制面では、お話にありましたように生産から流通・販売までを見通したサプライチェーンを構築することが重要と考えておりますので、来年度これらに関係する方々で構成する組織の設立と、県や市町村、支援機関から成るサポートチームを設置し、連携を図ってまいります。

県としましては、日本の食文化への関心が高く、日本料理店が最も多いアメリカやヨーロッパへの輸出をスタートさせたいと考えているところでございます。この実現に向けまして、新たに構築する体制の下、関係者と一体となって全力で取り組んでまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 国が進める5か年加速化対策も踏まえた砂防施設の安全性の向上と長寿命化にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

本県では、砂防関係施設の維持修繕、改築などを適切かつ計画的に実施するため、平成31年3月に砂防関係施設長寿命化計画を策定しました。この計画に基づき令和元年度から定期点検を実施し、各施設の健全度の評価を行うとともに、現行基準との適合状況や、砂防堰堤における土砂の堆積状況を把握しているところでございます。

これまでの点検結果を踏まえ、5か年加速化対策の重点メニューであります砂防設備等緊急改築事業による砂防堰堤の改築や土砂の撤去、また公共施設等適正管理推進事業債などの有利な起債による急傾斜地崩壊防止施設の改修など、砂防関係施設の安全性の向上に取り組んでいるところでございます。こうした取組と併せて、砂防堰堤本体の基礎の洗掘対策など、施設の損傷が軽微な段階に修繕を実施することで、トータルコストの縮減を図る予防保全型の維持管理により、施設の長寿命化にも取り組んでい

るところでございます。

今後も引き続き、適正な点検を行うとともに、5か年加速化対策などの有利な財源を活用し、計画的な施設の維持修繕、改築などに取り組み、地域の安全性の向上に努めてまいります。

○11番(横山文人君) それぞれ丁寧かつ前向きな御答弁をいただきありがとうございます。

2問目はいたしません、改めてこれまでのコロナ対応に感謝と敬意を申し上げますとともに、今後はポストコロナ時代の新たな日常の回復に向け、鋭意頑張ってくださいと存じます。

また、ポストコロナの県勢浮揚には、質問でも議論しましたように、デジタル化、グリーン化、グローバル化、そしてイノベーションが欠かせないんだろうと感じております。しかしながら、コロナ禍により世の中がニューノーマルとなった現代だからこそ、いま一度立場の弱く小さな人々にも目を向ける、光の届きにくいところにしっかり手を差し伸べていく、そんな血の通った県政が求められているのではないのでしょうか。血の通った県政、それはまさに濱田知事の掲げる共感と前進の県政であり、デジタルやグリーンとともに、ポストコロナ時代のキーワードになるものだと私は感じております。

私としましても、次回はさらに血の通った議論ができますように汗をかいてまいる所存です。どうか知事はじめ執行部の皆様には御自愛の上、県民生活向上に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(加藤漠君) 暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩



午後2時50分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番田所裕介君。

（27番田所裕介君登壇）

○27番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、ヤングケアラーへの支援についてお伺いいたします。

少子高齢化や過疎化など多様な社会課題を抱える現在、子供が健康的に成長できる環境づくりの重要性が増しており、本年の骨太の方針においても未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり、児童虐待対策という項目が盛り込まれました。

様々な子供政策の中でも取組を要するのが、本年2月議会において質問させていただいたヤングケアラーの問題です。令和3年にまとめられたヤングケアラーの実態に関する初の全国的な調査研究では、世話をしている家族がいると回答した子供は中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果でした。ヤングケアラーの課題は、教育や福祉といった特定の分野にとらわれず、教育、福祉、医療など様々な分野の課題が複雑に関連していることが特徴です。そのため、ヤングケアラー支援において重要なのが、教育、医療、福祉、行政、民間、様々な専門家が垣根を越えて連携していくことになります。

そこで、お伺いします。分野、そして行政、民間の垣根を越えたヤングケアラーの支援体制を県としてどのように構築していくのか、知事にお伺いをします。

ヤングケアラーに対しての取組を加速させていくには、地方自治体での現状やニーズをまず

把握する必要がある、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの取りまとめ報告書においても、地方自治体単位で実態調査を行うことが有効であるとしております。また、ヤングケアラーの支援に向けた令和4年度予算概算要求の概要において、新設されるヤングケアラー支援体制強化事業の創設の中の一つとして、ヤングケアラーの実態調査が含まれております。

そこで、お伺いします。国からの補助も受けながら、ヤングケアラーの実態や課題をどのようにつかんでいくのか、実態調査の検討へのお考えも含め、子ども・福祉政策部長にお伺いをします。

ヤングケアラーへの施策を講じていく上で、まずヤングケアラーという言葉の周知が必要となります。ヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、ヤングケアラーの実態を把握していない理由として、ヤングケアラーである子供自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していないと66.8%が回答しており、また要保護児童対策地域協議会の構成員においてヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足していると約30%が回答しています。令和4年度予算概算要求の概要では、令和4年度から令和6年度までの3年間を集中取組期間として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施とされています。

そこで、お伺いします。どのように県民に対して、また地域協議会の構成員においてヤングケアラーという概念の認知度の向上を行っていくのか、現在及びこれからの取組について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

ヤングケアラーは、家族内のことで問題が顕在化しづらく、様々な場所で早期発見し、支援につなげる必要があります。プロジェクトチー

ムの取りまとめ報告書では、1に学校、2に医療機関、福祉事業者、3に児童委員やこども食堂など地域や民間の目、この3点から早期発見をすることが重要であるとしています。

そこで、お伺いをいたします。学校以外の医療機関、福祉事業者、児童委員などからヤングケアラーを早期発見するためにどのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

ヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、世話をしている家族がいると回答した中高生に対し、必要な支援について質問したところ、学校の勉強や受験勉強など学習のサポートが2割程度ありました。国は、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を支援し、必要な支援につなぐための教育相談体制の充実を図るとともに、民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携を促し、学習支援を通じたヤングケアラーの見守り等を行う活動を支援するとしています。

そこで、お伺いをいたします。学習支援を必要とするヤングケアラーに対してどのような学習支援体制を整えていくのか、教育長にお伺いをいたします。

また、調査研究によると、世話をしている家族の内訳としてきょうだいが多く、その内容としては見守り、家事、世話や保育園等への送迎などとなっており、とりわけ独り親家庭ではこれらの割合が高く、ヤングケアラーが親に代わって幼いきょうだいのケアをしていることが分かります。こうした家庭に対しては、令和4年度予算概算要求の概要に含まれているような、子育て世帯訪問支援モデル事業の創設など、支援が必要な独り親家庭に対する生活支援の推進や、困難な状況にある家庭に対する傾聴による相談支援、家事・育児支援等も必要です。

これらのヤングケアラーへの支援を行うに当たっては、独り親家庭への支援、育児支援なども必要ですが、これらの支援をどのように行っているのか、その取組、今後の取組について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、就職氷河期世代の支援についてお伺いをいたします。本年7月に発表された骨太の方針においても、就職氷河期支援は重要施策として言及されており、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して、2020年度から3年間、地方自治体を強力に後押しし、地域における取組を広げていくとしています。

本県では令和3年度、就職氷河期世代活躍支援事業、就職氷河期世代のひきこもり対策推進事業、若者サポートステーション事業に係る就職氷河期世代支援、高知県女性就労支援事業に係る就職氷河期世代支援に対する、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を獲得し、施策を推進しています。就職氷河期世代の方々の課題を調査し、支援施策を検討するため、昨年10月に就職氷河期世代実態調査を行いました。これらに加え、雇用する企業側の意見、課題やニーズの把握が必要です。就職氷河期世代は十分な就労機会に恵まれず、キャリア形成が難しく、即戦力を求める企業では採用に至らない背景も否定できません。企業側のニーズや採用に当たって、職業訓練などどのような支援を行政に求めているのかについて実態把握が必要です。

昨年の実態調査では、氷河期世代の実態を調査しましたが、本県の企業の氷河期世代の人に対する見解や、雇用するに際して求めることなどどのように把握し、施策に生かしていくのか、商工労働部長に具体的にお伺いをいたします。

また、女性の就職氷河期世代は潜在的な課題と考えられています。女性のひきこもりや就職氷河期の支援を必要とする方は、これまで実態調査で捉え切れず、顕在化しづらかったという

背景があります。

2020年3月、北九州市立男女共同参画センター・ムーブが全国で初めて、ひきこもりや生きづらさに悩む女性の視点での行政による調査を行い、女性のひきこもりが家事手伝いや専業主婦のカテゴリーに分類されているケースが多く、通常の実態調査では実態がつかみづらく、支援も行き届かないことが明らかとなりました。本県は、さきに述べたように、国からの交付金を獲得しており、女性の就職氷河期世代の支援に全国に先んじて取り組む姿勢が表れています。まず、潜在化しやすい就職氷河期世代の女性を拾い上げ、その課題やニーズを把握することが必要となります。

そこで、お伺いをします。昨年行った就職氷河期世代の実態調査で、女性の就職氷河期世代の課題やニーズに関してどのようなことが明らかになったのか、子ども・福祉政策部長に具体的にお伺いします。

そして、これらの調査結果を踏まえ、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を使用し、具体的にどのような女性就労支援に関わる就職氷河期世代支援を行っていかうとしているのか、子ども・福祉政策部長に具体的にお伺いをいたします。

これら女性への支援の難しさの一因が、これまで日本社会が抱えてきたジェンダー観であることは否定をできません。女性は、無職で家にいる場合でも家事手伝いという言葉で片づけられる、非正規で働いている人は子育て中でそれを自ら選んでいるというような先入観が日本社会には根強く残っています。また、社会構造も出産後に女性の正規雇用比率が低下する、いわゆるL字カーブになっている現状があり、日本社会の構造的問題であります。これからの時代、ジェンダー観に対する意識の改革が必要です。教育は、次世代を担う人材のジェンダー観を育

み、男女共同参画が可能な社会をつくる上で重要な役割を果たします。

そこで、お伺いをいたします。教育がジェンダー観の形成に与える影響をどのように捉え、どのように教育を行っていくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法及び改正感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が2月13日に施行され、本県でも感染者の増加に伴い、8月27日から9月12日まで、まん延防止等重点措置の対象地域に指定をされました。第5波はこれまでにない感染拡大となり、新型コロナウイルス感染者に対応できる医療体制の必要性が再認識をされました。また、先日政府が、ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方を取りまとめ、経済活動と感染防止を両立する体制づくりの加速化が予測され、本県でも感染防止に努めながら、出口戦略について真剣に協議をする段階です。

全国知事会は9月11日、国への緊急提言をまとめました。濱田知事もワクチンチームリーダーに就任されており、地方自治体の代表として国と地方自治体との協議において重要な役割を果たされております。その緊急提言では出口戦略について言及しており、出口戦略ロードマップ等の検討、早期策定に向けて、国は速やかに全国知事会など自治体と十分に協議することができるよう場をつくることを求めています。それ以外にも行動緩和の内容や地域を精査すべきと指摘し、飲食店に関しては、感染対策を判定する第三者認証における制度の統一や基準の明確化が必要だとしております。地域の実情を踏まえ、地方自治体が国と協議をしながら、地域実情に応じた出口戦略を練っていくことが重要です。

全国知事会で、行動制限緩和など出口戦略について自治体との協議の場を設けるよう求めており、また地域を精査すべきであると要請している背景を踏まえ、今後高知県においての経済活動と感染抑止を並行して行っていくために、知事として国との協議で国に対し何を要請していくのか、お伺いをいたします。

今回のまん延防止等重点措置適用時には、事業主に対して要請に協力していただけているのかを調査し、調査店舗3,787件、うち協力店が2,013、非協力店が16、その他が1,758件であったことが明らかになりました。その他に分類されている事業主が調査店舗の約半分と多く、貼り紙がない、店舗移転、廃業などの問題があったとされており、要請を守っていたにもかかわらず、その他に分類された店などもあるとも考えられ、要請に協力していただいている店舗を適切に把握できない可能性も排除できません。再度、まん延防止重点措置や緊急事態宣言の対象地域に指定される可能性はないとは言えず、今回の経験を踏まえ、調査方法の課題と再検討も行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。今回のまん延防止措置の適用経験より、要請に対して協力を得られているかどうかの調査においてどのような課題があると認識し、今後再び適用となった際に備え調査方法をどのように再検討していくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

また、要請に応じていただけない事業主に対し、命令を行うことができます。そして、命令を受けた事業主を公表するかどうかの判断は県に任されています。事業主にとっては公表するかどうかの県の基本方針は、経営にも影響を与えられ、県の方針を事業主に対してあらかじめ周知しておくことは必要であると考えています。

本県における命令並びに公表に対する基本方

針について危機管理部長にお伺いをいたします。

第5波においては、児童の感染や家庭内感染の問題がより深刻になっています。両親が感染し入院をせざるを得なくなり、子供が取り残されるという事例が報告をされています。また、学校や保育所で感染者が発生した場合、一定期間を休校や休園にせざるを得ない事例も相次いでいます。両親が入院している間、面倒を見てくれる親族がいない、休校や休園になった場合、子供を預けられる環境がないなど、これらの背景を鑑み、子供の居場所づくりに取り組む必要があります。

本県において両親が感染した場合に、ほかに頼る場所のない子供への支援、また休校や休園になった際に子供を預ける場所のない保護者への支援をどのように行っていくのか、子ども・福祉政策部長と教育長にお伺いをいたします。

次に、午前中に西森議員も御質問されておりましたが、私の観点から新型コロナウイルス後遺症についてお伺いをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として、病床や宿泊療養施設の確保、検査体制の充実、そしてワクチン接種と、本県においても医療体制の整備を行ってきました。これらに加え、今後真剣に取り組んでいく必要があるのがコロナ後遺症、いわゆるロングコビッドについてです。

今年7月に英医学誌ランセットで発表された論文によると、後遺症の数は報告されているだけで少なくとも203種類に上るとされています。最も多くの感染者が経験していた後遺症は、倦怠感、ブレインフォグ、軽い身体的・精神的活動の12から24時間以内にひどい倦怠感、その他の症状に見舞われる通称PEMだと明らかになりました。日本においても新型コロナウイルスの後遺症は早い段階で指摘をされており、昨年より厚生労働省がコロナ後遺症の調査に着手し、第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイ

ザリーボードにおいて調査が報告されました。肺に見られる長期的影響、不安や抑鬱、睡眠障害によるQOLの低下、味覚障害が報告されています。

国に加え、地方自治体での調査も行われており、働き世代がコロナ後遺症に悩んでいること、そして後遺症の若年化が分かってきました。和歌山県が昨年行った調査では、30代の有症状者の割合が77%と高いことが明らかになり、また大阪府が公表した今年7月8日から31日に寄せられたコロナ後遺症の相談件数は、30代、40代、50代の働き世代が約58.6%を占めています。後遺症が長期にわたった場合、休職せざるを得ない状態なども考えられます。また、10代や10歳未満が国内でも目立つようになっています。さきに述べた大阪府に寄せられた相談では、約4.3%が10代以下の児童であったとされています。

そこで、お伺いをいたします。本県において10代以下の若年層や働き世代にコロナ後遺症がどのくらいあり、どのような症状が多いのか、健康政策部長に具体的にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス後遺症の課題の一つが、コロナ後遺症、いわゆるロングコビッドについて、十分な理解と認知がまだ進んでおらず、症状に悩まされていても、それが後遺症であることに気づいていない、周囲の人も理解できないことが挙げられます。また、感染症に悩む人やむを得ず休職する可能性も考えられ、そのような場合、周囲の理解も必要となります。そして、特に児童の場合、周囲の大人が後遺症に対する適切な知識を持ち、気づくことが非常に重要になってきます。感染しても軽症や無症状で済むことが多い子供の後遺症は、周囲の大人が気づかない場合、家庭内で見落とされる可能性があります。新型コロナウイルス後遺症について広く一般への周知と理解促進に取り組む必要があります。

そこで、お伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症の後遺症の広く一般への周知や理解の促進をどのように行っていくのか、健康政策部長に具体的にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス後遺症では、診療科を幅広くまたがる複合的な症状、治療方法が体系化されていないことを考えれば、専門外来などの専門医療機関の設置が必要となり、本県でも当然専門外来の設置は検討すべき課題です。その一方、全ての後遺症に悩む患者が外来を直ちに受診するということは想定されておらず、まずはかかりつけ医が診察を行い、必要であれば専門外来につなぐという形となります。

コロナ後遺症は、今後生活習慣病のように我々のすぐ近くに存在する疾患になる可能性も否定はできず、かかりつけ医の果たす役割は重要になります。かかりつけ医と保健所、専門外来が連携し取り組む環境整備をしていくことが今後一層重要となってきます。そしてまた、新型コロナウイルス後遺症の問題は、それを独立して捉えるのではなく、入院や宿泊療養の延長線上に位置づけることが必要です。入院患者の場合は退院後のサポート体制の整備、宿泊療養の人に対するその後のサポート体制など、切れ目ない支援体制づくりに取り組んでいく必要があります。

そこで、お伺いをいたします。かかりつけ医など、地域の医療機関から必要な患者を適切に専門外来につないでいくためには、保健所、かかりつけ医、専門外来の役割分担が重要と考えますが、入院や宿泊療養からその後の後遺症のサポートまで、切れ目ない支援が行える体制整備へ向けてどのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、認知症に対する医療・地域包括ケアシステムの整備についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスは様々な面で我々の生活

に影響を与えており、高齢者も例外ではありません。その中でも懸念されるのが認知症への影響であります。本年の骨太の方針においても、令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づく施策を実施することが明記されており、取組の強化が期待をされます。広島大学では、昨年全国945の高齢者医療・介護施設、751人の介護支援専門員を対象にオンライン調査を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大下において、認知症の方や家族に与える影響を調査しました。その結果、約4割の施設、約4割の介護支援専門員が認知症者に影響が生じたと回答し、具体的には行動心理症状の出現・悪化、認知機能の低下、身体活動量の低下などが挙げられました。

そこで、お伺いをいたします。新型コロナウイルスが認知症の人に与える影響に対して、県内の実態はどうか、それを踏まえ県としてどのような認識を持っているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

認知症施策推進大綱において、都道府県は二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に整備する役割が明記されております。認知症の人に対する相談、診断等の対応を効果的、効率的に行うには、かかりつけ医や地域の相談拠点と専門医療機関が連携した体制の構築が必要であり、中心となる認知症疾患医療センターの役割が不可欠であるとされています。

そこで、お伺いします。認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医や地域相談拠点と専門医療機関が連携した体制の整備をどのように進めていくのか、今後の取組も含め健康政策部長に具体的にお伺いをします。

今年の骨太の方針では、成年後見制度の利用促進が明記されています。全国どの地域に居住していても、成年後見制度を必要とする人が制

度を利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村の権利擁護センター等を含む中核機関の整備や、市町村計画の策定が推進されています。成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用、身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図ることが必要とされ、また任意後見、補助、保佐制度の広報、相談体制の強化や、市民後見人、親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る必要があります、県を挙げて取り組む必要があります。

本県の市町村において、成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村の中核機関の整備や、市町村計画の策定の進捗はどうなっているのか、子ども・福祉政策部長に具体的にお伺いをいたします。

また、市町村がこれらの整備を行っていく上で、県も重要な役割を果たすと考えるが、どのように支援を行っていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

また、認知症と関連する重要な課題がセルフネグレクトであります。セルフネグレクトとは、生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態を指します。その要因は、認知症、精神的・身体的障害、心理的要因など様々です。セルフネグレクトは周囲に自ら助けを求めないため、発見が難しく、予防的に関わり、早期発見が必要となります。精神的・身体的障害、心理的要因、認知症などの潜在的リスクを抱える高齢者に対し、地域での見守りの量と支援の質を強化し、重層的、包括的にシステム化して実施していく必要があります。

セルフネグレクトに陥っている可能性のある高齢者を早期発見するために、市町村や関連団体と連携し、どのような支援体制を構築してい

くのか、これまでの取組も含め、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、事業承継の支援についてお伺いをいたします。

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人と見込まれますが、うち約半数の約127万人の後継者がいまだ決まっていない状況にあります。中小企業・小規模事業者の有する技術、ノウハウなどの経営資源や雇用を喪失させないためには、次世代への適切かつ円滑な事業承継が必要です。高齢化が進む本県においても、2020年に高知県内で休廃業、解散した企業が前年比64件増の321件となっています。これはリーマンショック後の2010年からの推移と比較しても多く、その要因を安易にコロナに関連づけるのではなく、丁寧に背景を分析し、施策に反映させる必要があると考えます。

これらを踏まえ、県内企業に対し事業承継に関する現状をどのように把握し、事業承継の取組を進めていくのかについて商工労働部長にお伺いをします。

事業承継に対して施策が必要な業種の中でも、迅速な取組が必要となるのが建設・建築業界の事業承継です。建設業の廃業検討率が2021年3月は4.9%と、20社に1社が廃業を検討している状況です。建設業の事業承継においては、他業種に比べて課題が多くあります。代表的な課題には許可の引継ぎと経營業務の管理責任者の不足があり、今後しっかりと支援を行うことが必要です。そして、建設業、建築業の事業継続において重要なのが人材の確保です。人材を確保するためには、デジタル化により建設業界の働き方を改革し、より多くの人々が働きたいと思える環境をつくっていく必要があります。

デジタル化を促進していくことをどのように建設業界の働き方改革につなげていくのか、そしてひいては建設業界の人材確保につなげてい

くのか、土木部長にお伺いをいたします。

また、事業承継の課題として挙げられるのが、事業を継ぎたいという意思がないということであり、事業に将来性が持てるような環境づくりも必要となります。2019年、日本政策金融公庫総合研究所の調査によると、廃業理由で最も多いのが、誰かに継いでもらいたいと思っていないの43.2%であり、その次に多いのが事業に将来性がないであり24.4%の人が理由として挙げています。事業承継に将来性が持てる環境づくりが必要であり、市場の変化に合わせた新たな事業の展開など、柔軟性のある施策が求められます。

事業承継において新たな事業の展開に対する支援をどのように行っていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、サプライチェーンの強靱化についてお伺いをいたします。

国土強靱化計画において、サプライチェーンの強靱化は既に議論されてきましたが、その重要性は新型コロナウイルス感染症の拡大によって再認識をされました。電機メーカー、半導体メーカー、建築業においても木材や部品の流通において長期的に影響が懸念されます。新型コロナウイルス感染症、そして地震、豪雨災害などの自然災害においては、サプライチェーンの維持が何より日常生活を取り戻すために重要であります。昨年9月議会において、本県におけるBCP策定、特に感染症に対応できるBCPの策定、BCMについてお伺いをいたしました。

そこで、お伺いをいたします。この1年で本県におけるBCP策定への取組及び進捗について、産業別及び企業規模別の情報も含め詳しく危機管理部長にお伺いをいたします。

また、本県産業のうち事業者数、従業員数が多い卸・小売業及び製造業などの商工分野におけるこの1年でのBCMへの取組及び進捗につ

いて商工労働部長にお伺いをいたします。

同じく、商工業分野において、感染症BCP策定に対してこの1年でどのような施策を行ったのか、その取組及び今後の課題について商工労働部長にお伺いをいたします。

サプライチェーンの強靱化では、5つの要素が要件として求められます。1つに、サプライチェーン上の潜在的なリスクを想定し、複数のシナリオの準備を行うバリューチェーンシナリオプランニング、2つ目に、有事の際の影響を最小限にとどめるため、代替候補の確保を指すレジリエンス、3つ目に、サプライヤー、生産拠点などの状況変化に対応するアジリティー、4つ目に、デジタル技術を活用し、自動化とリモート対応を通し効率化を図るデジタル化、5つ目に、オペレーションの標準化や高度化、コスト削減を意味するソリディティーであります。そのためにIoTやAIなどのデジタル化を活用しながら、サプライチェーンを調達から生産・販売まで一元的に管理するサプライチェーンマネジメント、SCM部門を整備することが重要となります。

本県において、デジタル化の促進を生かし、中小企業も含め、どのようにサプライチェーンの強化を行っていくのか、またひいては感染症や自然災害におけるレジリエンスを向上させていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

サプライチェーンの問題で喫緊の課題が木材であります。アメリカや中国での投資の高まりにより輸入材価格が高騰し、入手が難しいという状況が発生しております。国産材の流通ルートを持っている企業は影響が小さかったということも報じられており、リスク回避という意味でも、市場価格が維持できないなどの構造的な問題もありますが、輸入材に過剰に頼らず、国内で国産材の安定供給を実現するサプライチェーンの構築を検討することも重要となりま

す。

そこで、お伺いをいたします。本県において木材のサプライチェーン強化に向けてどのように取り組み、需要に応じた県産材の安定供給へ尽力していくのか、林業振興・環境部長に具体的にお伺いをし、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田所議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県としての分野を超えたヤングケアラーの支援体制についてお尋ねがございました。

本来、大人が担うような家事でありますとか家族のケアを日常的に子供が担っているという、いわゆるヤングケアラーをめぐる問題に関しましては、子供自身が声を上げにくいと、そういった構図にあるということに留意が必要だということに認識しております。このため、解決に向けましては周囲の大人が対象となる子供を早期に発見し、適切な支援につなげていくということが必要であります。

こうした観点に立ちまして、御指摘のありましたような国の令和4年度予算に計上が予想される事業の活用も含め、福祉、教育、介護、医療の各分野におきまして、ヤングケアラーの問題に対します社会的認知度の向上あるいは早期の発見、支援の取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、県におきましてプロジェクトチームを10月には立ち上げ、啓発活動や研修、実態の調査、福祉サービスの適切な運用などについて検討を進めてまいりたいと考えております。今後、これらの対策を本県の日本一の健康長寿県構想にも位置づけまして、福祉、教育、介護、医療の各分野におきます取組のPDCAをしっかりと回してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のいわゆる出口戦略につきまして、国に対して何を要

請していくのかというお尋ねがございました。

お話もございましたとおり、今月9日に国から、ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方というものが示されました。国におきましては、いわゆるワクチン・検査パッケージなどを活用いたしました行動制限の緩和策の検討を進め、希望者へのワクチン接種が行き渡ります11月頃から適用したいという考えであります。

このパッケージは、可能な限り制約のない日常生活に戻していくというために必要なものと考えますけれども、整理をしなければならない多くの課題もあるというふうに認識しております。例えばということで申しますと、緊急事態宣言を解除する際の新たな基準は示されたわけでありまして、それ以下のステージにおきます対応を判断する際の基準の見直しは、今のところ行われておりません。

このため、高知県のように比較的感染が早期に収束をしたという県で、この問題を考えていくという立場からいたしますと、まずは国の分科会におきまして、いわゆるステージ3以下の区分を判断する際の新たな基準でございますとか、このステージごとに求められる標準的な制限、制約の内容を見直しまして、早急に示していただきたい、地方が様々な判断をする際の目安を提示してもらいたいという思いを持っているところでございます。

また、具体的にワクチン・検査パッケージなどを進めていくという局面を考えますと、特に病気などが原因でワクチンを受けたくても受けられない方に対する配慮が欠かせないというふうに考えております。このため、公平に機会が与えられるべき、例えば選挙ですとか入学試験といったパッケージの活用が適当でない場面、分野を具体的にガイドラインなどの形で例示しておくことが必要ではないかというふうに考え

ております。

また、こうした方々は例えば会食ですとか、旅行の参加という際には、検査を求められるということになるわけでありまして、こうした方々への検査機会の確保でございますとか、陰性証明書などの費用の負担をどういう形で行っていくかということも大きな課題ではないかという問題意識を持っているところでございます。

このほか、市町村におきます証明事務の負担の軽減などの問題を含め、課題への対応や問題点の解消に向けまして、国との協議の中で要請をしまいたいと考えている次第でございます。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、ヤングケアラーの実態や課題を把握する手法についてお尋ねがございました。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から表面化しにくい課題であるため、福祉、教育、介護、医療の各分野が連携してヤングケアラーを把握し、支援を行うことが大切です。そのためには、当事者の実情や課題を分析した上で、具体的な支援策を検討していくことが必要と考えております。

国の概算要求におきましても、自治体による実態調査を後押しする方向性が示されておりますので、その目的に沿って今後県内の中高生に対してインターネットを活用した実態把握のための調査を行うことを検討してまいります。こうした調査の実施により、中高生におけるヤングケアラーの概念の認知度や、当事者が担っているケアの内容、課題などを把握、分析することで、具体的な支援に向けた取組に生かしてまいります。

次に、県民や各市町村の要保護児童対策地域

協議会の構成員に対する認知度向上の取組、また医療機関、福祉事業者、児童委員等が早期に発見するための取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

ヤングケアラーへの支援に当たりましては、県民の皆様や各分野の関係者が、ヤングケアラーの問題についての認識を深めていただき、それぞれの活動の中で早期に発見し、必要に応じて各市町村の児童福祉担当部署につないでいただくことが重要です。そのため、認知度の向上に向けて研修等による啓発に取り組んでおり、来年1月からは医療機関や福祉事業所等に協力を依頼し、ポスターの掲示などを行う予定となっております。国は、来年度からの3か年を集中取組期間として認知度向上に取り組むとのことですので、県におきましても国の広報素材も活用し、広報活動等を積極的に展開してまいります。

子供の支援や家族のケアに関わる要保護児童対策地域協議会の構成員となります福祉、教育、介護、医療の行政関係者や事業者、民生委員・児童委員に対しましては、様々な機会を捉え、周知・啓発や研修を行っております。また、各市町村では課題を抱えている方を早期に発見し、必要な支援につなげるため、こういった方々が一体となった包括的な支援体制の構築に取り組んでいるところであり、県としましても高知県社会福祉協議会など関係機関と連携して、市町村への支援を行っているところです。

これらの取組に加え、10月から立ち上げる庁内のプロジェクトチームにおいて、各分野の専門職に対するヤングケアラーに関する研修の充実や、当事者や支援関係者を対象としたフォーラムの開催など、具体的な施策の検討を進めてまいります。

今後、認知度の向上や早期発見の取組を日本

一の健康長寿県構想に位置づけ、各分野における取組のPDCAをしっかりと回してまいります。

次に、独り親家庭のヤングケアラーへの支援や育児支援の取組についてお尋ねがございました。

お話のように、育児等に対する不安や負担を抱える家庭に、不安や悩みを傾聴する相談支援や、家事、育児に関する支援を行うことは、家庭を支え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐために大変有効な取組だと考えております。

現在、ヤングケアラーの家庭への支援につきましては、市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署とが連携し、相談支援や家事、育児へのサポートを実施しています。県では、困難な状況にある家庭に対する支援力を強化するため、各市町村に対し子ども家庭総合支援拠点の設置を進めております。現在、9市町村が設置しており、令和4年度中に7割以上の市町村で設置されるよう取り組んでおります。

育児の支援につきましては、12の市町村がファミリー・サポート・センター事業を実施し、幼いきょうだいの保育所などへの送迎や預かり支援のサービスを行っております。令和2年度末で育児を援助する会員の登録者は858名となっており、令和6年度に1,000名の登録を目指して取り組んでまいります。また、保護者に養育上の支援が必要な場合は、養育支援訪問事業によるヘルパー派遣サービスを実施している市町村もありますが、サービスを担える事業者がいない地域やファミリー・サポート・センターが未設置の地域も多くあります。お話のあったモデル事業など、国においてもヤングケアラーがいる家庭などに対する相談支援や、家事・育児支援の在り方が検討されていることから、県におきましても家事や育児の負担を担うヤングケアラーへの支援について検討してまいります。

次に、就職氷河期世代の実態調査において明らかになった女性の就労に関する課題やニーズと、これらの世代の女性に対する就労支援についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

昨年度実施した調査では、就職活動をしていない理由として、年齢が壁になり採用されなさそうが27.8%、希望する仕事がありそうにないが24.3%、知識・能力に自信がないが20%となっています。また、就職や転職をする場合に必要な資格やスキルについては、経理・OA事務関係が35.5%で最も高く、以下IT関係、介護・福祉関係となっておりますが、分からないとの回答が34.6%と2番目に高くなっております。

今回の調査で、自分に自信が持てないことや年齢などから就職活動を諦めたり、どのように就職活動を行えばよいか分からないといった課題がうかがえました。また、専門家による相談や職場訓練、職場見学といった就職支援に求めるニーズも見えてまいりました。

女性の就労支援につきましては、平成26年に開設をいたしました高知家の女性しごと応援室が支援を行っており、昨年度の就職者数は117名となっております。今回の調査で明らかになりました自信が持てないといった課題を踏まえ、しごと応援室では経験豊富なキャリアコンサルタントが相談者との面談を通じて、相談者の持つ強みや仕事に対する適性など、丁寧なアドバイスをしております。また、面接の指導や職場見学への同行など、きめ細かな就労支援にも取り組んでいるところです。

令和3年度からは地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、しごと応援室に公認心理師を新たに配置し、就職活動に係る心のケアなど、心理面のサポートにも取り組んでおります。さらに、ジョブカフェこうちや若者サポートステーションにおいても、相談者に寄り添った就

労支援を引き続き行っているところです。

今後ともこれらの相談機関やハローワーク、関係機関とも連携しながら、就職氷河期世代の女性の就労支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、両親が新型コロナウイルスに感染した場合に、ほかに頼る場所のない児童への支援についてお尋ねがございました。

保護者が感染により入院し、家族や親族など、ほかに養育できる方がいない濃厚接触児童につきましては、児童相談所の一時保護所で他の児童と接触しないよう、専用のスペースで受け入れる体制を整えております。また、一時保護所で受入れができない場合は、希望が丘学園に本年6月に設置をしました多機能型の簡易型居室で対応することとしております。

次に、市町村における成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の整備や計画策定の状況について、また県の支援についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

成年後見制度は、認知症や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度であり、中核機関は成年後見制度の利用を促すために市町村に設置することとなっております。

県内市町村の中核機関の設置状況は、設置済みが8市町、今後設置予定が13市町村、未定が13市町村となっております。また、市町村計画の策定状況は、策定済みが10市町、今後策定予定が20市町村、未定が4町村となっております。県では市町村への助言などを通じて成年後見制度の体制整備を支援してきたところですが、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職をはじめとする人的資源が不足する中、中核機関の設置は十分に進んでいない状況となっております。

成年後見制度の利用促進については、国の基

本計画において都道府県が家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、関係団体等との連携の下、市町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど、広域的な観点から市町村の体制整備についての主導的な役割を果たすことが期待されているところです。

こうした中、県も参加をしている権利擁護の支援体制整備に向けた検討会では、司法と福祉の専門職や関係機関などが一体となった、市町村を後方支援する広域ネットワークが必要との議論が進んでいるところです。県としましてはこうした議論を踏まえ、市町村への後方支援の在り方も含めた具体的な検討を進めていくとともに、専門職団体や関係機関と連携して、市町村における成年後見制度の利用促進が加速されるよう取り組んでまいります。

最後に、セルフネグレクトの状態にある高齢者を早期に発見するための県の支援体制についてお尋ねがございました。

お話のように、介護や医療のサービスを拒否することなどにより社会から孤立し、生活や健康の維持が十分にできなくなっている、いわゆるセルフネグレクト状態にある高齢者は、生命や身体に重大な危険が生じるおそれがありますので、早期に発見し、必要な支援につなげることが大変重要となっております。各市町村では、地域の見守りネットワークの活用や地域包括支援センター、民生委員・児童委員の活動などを通じて、セルフネグレクトの状態にある方の早期発見に努めています。

しかしながら、セルフネグレクトの状態にある方は認知症や精神疾患、障害、アルコール関連の問題を有していると思われるケースが多くございます。こうした方にあつては、自ら支援を求めない、また家族や第三者からの支援の申出に対して、困っていない、支援してほしいなどと支援を拒否する傾向にあるため、発見

が難しいケースが多くあります。また、その方が抱える課題は身体的、精神的だけでなく、生活困窮など複雑多様化することも少なくありません。そのため、福祉、介護、医療、教育といった様々な分野が制度の枠を超えて連携し、情報を共有することで、潜在化しているセルフネグレクトの発見につなげることは有効な手法の一つであると考えます。

県としましては、高齢や障害、子供、生活困窮などの専門機関が一体となった、市町村における包括的な支援体制の構築に取り組んでいるところであり、市町村の地域福祉計画改定の機会などを通じて、体制の構築を支援してまいります。あわせて、早期発見、早期支援につなげることができるように、民生委員・児童委員をはじめ、地域の医療や福祉関係者などへのセルフネグレクトの認知度を高める研修の実施により、地域の見守りネットワークの強化に取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、ヤングケアラーに対する学習支援体制についてお尋ねがありました。

教職員は子供と長時間接するため、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると言われております。しかしながら、学校においてはヤングケアラーの概念や、その対応についての周知がまだ十分ではないことから、現在全ての校種の教員を対象として計画的に研修を行っているところです。

学校では、遅刻や欠席の増加や授業中のささいな態度の変化に加え、学校行事など保護者と接する機会を捉えて、子供の生活状況をできる限り把握し、ヤングケアラーなど支援を必要とする子供の早期発見と対応に努めております。そんな中で学習支援を必要とする子供がいる場合には、一人一人の状況に応じて学校教育活動

の内外を通じた支援を行う必要があると考えております。

現在、県教育委員会では、県立学校34校において個別学習のための学習支援員を配置しております。加えて、市町村が行っている放課後等学習支援員の配置や、放課後子ども教室等での学習支援に対して財政的支援を実施しております。また、厳しい環境にある子供の学びを保障するために、県内では小中学生にいわゆる学習塾のような個別支援を行ったり、私塾に委託し、高校生へ学力保障の場を提供したりするなど、様々な学習支援が行われている市町村もあります。

今後、ヤングケアラーへの学習支援に向け、登校できる子供にはこのような既存の学習支援を確実に受けることができるよう、市町村教育委員会や学校と連携してまいります。また、登校することができていない子供については、福祉機関等と連携し、可能な保障を必要な家庭に届けることで、子供のケア負担を少しでも軽減し、学習のための時間確保ができるよう取組を進めてまいります。あわせて、持ち帰りのタブレット端末を活用した家庭での補習や個別学習についての研究を進めてまいります。

次に、教育がジェンダー観の形成に与える影響についてお尋ねがありました。

県教育委員会としましては、ジェンダー観の形成に向けて教育の役割は大きいものと認識しております。女性の人権については、平成10年から県民に身近な7つの人権課題の一つに位置づけ、児童生徒に対して継続的な人権学習を進めてきました。また、各学校においても男女混合名簿の実施率を高める取組などを行い、平成21年度は各校種での実施率が50%前後であったものが、令和2年度には県立学校では100%に、小中学校でも90%を超える状況となり、組織的な取組も進んできております。

しかしながら、学校の児童生徒の日常会話からは、男のくせにや、女のくせにといった発言や、調理は女子が行うものであるといった固定的な性別役割分担意識がまだ残っている現状も見られます。こうした性差に関する人権課題の解決を図るためには、人権教育の確実な推進が重要となってまいります。そのため、昨年度には人権教育指導資料の学校教育編の改訂に当たり、デートDVを含む女性の人権に関する学習指導事例を掲載し、人権教育主任連絡協議会や校内研修の場で周知を行い、各学校での活用を進めております。

また、人権教育資料集の乳幼児教育編の改訂においても、女性の人権に関する資料や実践例を掲載し、保育者研修や親育ち支援研修などで活用して、幼少期から、男だから、女だからという固定的な性別役割にとらわれない感覚を育むための教育、保育の実践及び充実を図っております。

今後、令和2年3月に改定しました高知県人権教育推進プランに示す取組を着実に推進するために、有識者から成る高知県人権教育推進協議会におきまして、就学前教育、学校教育、社会教育、関係機関との連携の分野別に協議を行い、令和4年3月をめどに提言をいただくことになっております。こうした提言を踏まえ、女性の人権を含む人権教育のさらなる充実を図ってまいります。

最後に、休校や休園になった際に子供を預ける場所のない保護者への支援をどのように行っていくのかのお尋ねがありました。

小学校や保育所が休校、休園となった場合は、基本的には休暇取得などにより御家庭で対応されることが望ましいと考えておりますが、仕事の都合や家庭の状況などによっては難しい場合もあり、そうした保護者への支援は課題だと受け止めております。特に、休校、休園が長期化

する場合には保護者の負担も増しますことから、その支援の必要性はより高まると考えております。これまでも本県においては、例えば昨年の一斉休校の際に小学校と放課後児童クラブが連携して、一日を通して子供の見守りを行った事例や、家庭での保育が困難な子供を特別に預かった事例など、市町村において状況に応じて対応が行われてきております。

また、国からは休校、休園時の代替措置として、ファミリー・サポート・センターを活用した預け先の確保などが例示されているところで、加えて、国におきましては休園による保護者への影響に鑑み、年内をめどに保育所など児童福祉施設における感染防止マニュアルや、開園を続けていくための業務継続計画のガイドラインが策定される予定とお聞きしております。

県教育委員会としましては、こうした国の動きに合わせて、県内の保育所に対して業務継続計画の策定を働きかけるとともに、休校、休園時の対応に関する県内外の事例をできるだけ把握し、各市町村が実情に応じて保護者への支援を行えるよう、適切に情報提供や助言を行っていきたくと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、本県企業の就職氷河期世代に対する見解の把握などについてお尋ねがございました。

就職氷河期世代の方々の就職を実現していくためには、就職氷河期世代の方々のニーズをしっかりと把握するとともに、雇い入れる企業側のニーズも把握し、マッチングしていくことが重要と認識しております。このため、これまでも就職氷河期世代の雇用に意欲的な就職氷河期世代チャレンジ応援団に御登録いただいている企業からお話を伺うなどしてまいりました。例えば、採用、育成に対する支援を望む企業には、国の特定求職者雇用開発助成金などを御紹介し

ております。また、雇用する前に適性を見極めたいという企業には、職場体験講習やジョブチャレンジなどの施策を御活用いただいているところではあります。

今後、より多くの就職氷河期世代の方々の就職を実現していくためには、さらに多くの企業とのマッチングを進めていく必要があると考えております。このため、企業へのアンケート調査を10月に行い、改めて企業ニーズを把握し、施策をブラッシュアップしてまいります。また、アンケートに合わせまして、就職氷河期世代チャレンジ応援団を紹介するなどして、登録企業の増加も図ってまいります。

次に、事業承継に関する現状の把握と取組についてお尋ねがございました。

地域の経済と雇用を支える重要な役割を担っている中小企業者の事業承継は、大変重要なものと認識しており、これまでも産業振興計画の中で大きな柱の一つとして取り組んできたところです。昨年4月からは商工会、商工会議所の経営指導員等が、経営者が60歳以上の事業者を対象に、事業承継に係る支援の必要性の診断、把握に努めております。具体的には、後継者の有無などについてヒアリングするとともに、事業承継の支援策を紹介しているところです。

これまでの関係機関による診断件数は、昨年度は1,283件、今年度は8月末時点で前年同期の2倍以上となる742件となっており、診断により事業承継が必要な事業者の掘り起こしは進んできていると考えております。

引き続き、事業者の実態把握に努めますとともに、診断の結果、後継者が不在の事業者については、事業承継が進むよう経営指導員が個別に訪問し、お話を伺い、最終的には高知県事業承継・引継ぎ支援センターへつなげてまいります。このように関係機関と連携し、個別事業者の課題に応じきめ細かく対応していくことで、

さらに多くの事業承継につなげてまいります。

次に、事業承継における新たな事業展開についてお尋ねがございました。

事業承継は、承継が済めばそれで終わりではなく、事業を承継した方が事業を確実に継続し、発展していただくことが何より大切です。このため、事業承継を契機とする新たな取組による設備投資や販路開拓等の費用への補助制度や、産学官民連携センターのココプラビジネスチャレンジサポートなどの支援制度を現在も紹介しているところです。あわせて、商工会、商工会議所で事業承継を行った事業者の伴走支援も行っているところです。

今後とも事業者ごとの状況に応じまして、きめ細かく支援を行うことで、事業を承継した事業者の事業の継続、発展を支えてまいります。

次に、この1年でのBCMへの取組及び進捗についてお尋ねがございました。

策定したBCPをより実効性の高いものとするためには、定期的に訓練や従業員教育を行い、計画の内容を見直すBCMの取組が重要です。このため県では、令和元年度からBCMの取組を促すことを目的に、BCPの見直しにつながる図上訓練の手法を学ぶ講座を実施しており、昨年度は講座を2回開催し、39社、66人に御参加いただいたところです。こうした取組の結果、昨年度は前年度の1.5倍を超える85社が訓練を実施しており、徐々に取組が広がってきているところです。

しかしながら、さらに取組を進めていかなければならないと考えているところです。そのためには、まずBCPを策定する事業者を増やすことが必要です。特に、小規模事業者においてはBCPの策定が進んでいないことから、事業の規模に応じた事業継続のための簡易な計画の策定も支援してまいりたいと考えております。その上で、BCP策定支援の際にBCMにつな

げるための講座を案内するなど周知徹底を図りまして、BCMに取り組む事業者も増やしてまいります。

次に、商工業分野における感染症BCP策定についてお尋ねがございました。

感染症が事業活動にもたらす影響は、発生時点で事業への影響が最も大きくなる自然災害に比べ、時間軸や地理的な範囲、さらには制約を受ける内容などが大きく異なることから、あらかじめ感染症のBCPを策定しておくことは重要です。このため県では、昨年からの感染症BCPの策定の必要性を周知し、意識の醸成を図ってきているところです。また、今年度はBCPの専門家に策定のための手引と文書ひな形を作成いただき、より多くの事業者にご活用いただきますよう、ホームページで公開しているところです。

今後は、より多くの事業者に感染症BCPを作成していただきたいと考えており、その必要性についてのさらなる理解の促進や周知が当面の課題になると考えております。まずは、10月に高知市及び四万十市において計3回の策定支援講座を実施する予定で、現在メディアやインターネット、チラシなどを活用し、講座参加者の募集を行っているところです。今後とも商工会、商工会議所、産業振興センターなどの関係団体と連携し、感染症BCP策定の取組を加速してまいります。

最後に、デジタル化の促進を生かしたサプライチェーンの強化についてお尋ねがございました。

企業にとって原材料の調達から物流・販売までのサプライチェーンを構築し、さらに強化していくことは、事業を安定的に継続していく上で非常に重要であると考えております。このため県では、これまでも事業戦略などの策定を通じて、サプライチェーンの構築、強化の支援も

行ってきたところです。

こうした中、デジタル技術の活用はサプライチェーンの強化に向けても非常に有効な手段だと考えております。例えば、生産や販売の部門間でリアルタイムの情報共有を行うことにより、原材料の調達から製造、出荷までの一連の流れを強化することが可能となります。さらに、事故や災害の発生時における生産再開に向けた迅速な対応にもつながってまいります。

こうしたことから、本年4月に産業振興センターに設置したデジタル化推進部など、関係機関とより一層連携しまして、デジタル技術の活用をさらに促し、県内企業のサプライチェーンの構築、強化を進めてまいります。また、その際には感染症や自然災害などの災害時にも生かすことを想定し、取り組んでまいります。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) まず、飲食店等に対する営業時間短縮への協力状況の調査についてお尋ねがございました。

まん延防止等重点措置の期間中に行いました飲食店等の調査は、要請に応じていない店舗を把握し、こうした店舗に対する個別の要請等につなげることを目的に実施したものです。調査は、民間事業者に委託をし、店舗でのトラブルを避けるため、外観目視の方法で行っています。このため、明かりがついていても片づけ中なのか営業をしているのか、またテイクアウトのみなのか、店内での飲食もさせているのか、こういった判断が1度では困難であり、複数回の巡回が必要であったとの報告を受けております。

また、店は閉まっているが、県の要請に応じているという趣旨の貼り紙がない店舗や、そもそも20時以降は営業していなかった店舗、既に廃業していた店舗などは協力店ではなく、その他の店舗として分類をしています。そのため、その数が多くなっておりませんが、いずれも20時

以降に営業していないことを確認しています。

今後、委託事業者から調査時における課題についてヒアリングを行うとともに、他県の事例なども参考にしながら、より精度の高い調査方法について検討を行いたいと考えております。

次に、要請に応じない事業者への命令、公表に対する基本方針についてお尋ねがございました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、営業時間短縮の要請等に正当な理由なく応じない場合、知事は事業を行う者に対して命令をすることができ、命令をしたときにはその旨を公表することができるかとされています。県としましては、要請に応じていただけない事業者に対しましては、まずは任意での協力を粘り強く働きかけていくこととしています。それでもなお要請に応じていただけない場合には、その他の事業者との公平性の観点から、法の趣旨や国の手続に従って命令を行ってまいりたいと考えています。

一方で、公表に関しましては、国の事務連絡におきまして、公表により、かえって多くの利用者が集まるのが想定される場合には公表しないこともできるとされています。このため、他県におきましても感染拡大防止の観点から逆効果になることを懸念し、非公表としている事例も見受けられるところです。県といたしましては、命令を行った場合は基本的には公表すべきであると考えていますが、こうしたデメリットも勘案しながら、状況に応じて慎重に判断していく必要があるものと考えています。

最後に、BCP策定への取組や進捗についてお尋ねがございました。

県では、県内事業者のBCP策定率の向上に向けて、民間保険会社などと連携した策定支援のほか、産業別にBCP講習会の開催や先進事例の周知などを行っているところです。この1

年間の取組の成果として、病院ではBCP講演会の開催、事務長会や病院立入検査の際に必要なことや支援制度について周知を行い、策定率は52%から60%となりました。従業員50人以上の商工業者では、BCP策定講座や策定のフォローアップを行い、策定率は69%から76%となっております。

一方、社会福祉施設や宿泊施設では、従業員50人以上の事業者のBCP策定がほぼ完了しているため、従業員49人以下の事業者での策定を推進しています。具体的には、社会福祉施設では民間保険会社と連携した講習会の実施や、施設の状況に応じた策定のノウハウの提供、個別の働きかけを行った結果、策定率は62%から76%となりました。宿泊施設につきましては、対象事業者数が約600と多いため、昨年度から外部委託による個別の策定支援を実施することで、新たに13事業者の策定が完了し、策定率は7%から10%となりました。また、個人経営や小規模事業者が多い建築事業者については、策定講座や業界団体への働きかけなどを行い、策定率は23%から25%となっております。

これらの取組により、BCPの策定は着実に進んでいますが、小規模な事業者が多い産業分野では、短期間で策定を進めることが難しい状況であります。このため、講習会の開催や外部委託による個別の策定支援など、一定の効果があったこれまでの取組を継続していくことで、事業者のBCP策定を支援してまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、本県における若年層や働き世代のコロナ後遺症の現状についてお尋ねがございました。

療養後のフォローの中で把握した県内における後遺症の実態として、本年3月上旬から7月下旬に広がった第4波における患者で、4週間後の状況が確認できました869人のうち、18.5%

に当たる161人に後遺症と思われる症状が認められました。

年代別には、10代以下の年齢層では、141人のうち10.6%に当たる15人が症状を訴えており、症状としては味覚・嗅覚障害、発熱、せきなどがございます。一方、働き盛り世代とされる30歳代、40歳代では、290人のうち23.8%に当たる69人が症状を訴えられており、症状としては味覚・嗅覚障害、せきの症状以外に、倦怠感や疲れやすいといった症状がございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る周知や理解促進をどのように行っていくかについてお尋ねがございました。

県内にも新型コロナウイルス感染症の後遺症と気づかずに療養後の生活を送っている方々がおられると思います。このため、今後県のウェブサイトなどを通じて、後遺症としての多様な症状や国の研究成果を紹介することなどによりまして、県民の理解と周知を図ってまいります。その際には、議員から御指摘があったように、後遺症を持ちながら仕事や学業を継続していくことへの支援も重要であることから、産業保健や学校保健の分野とも連携しながら、職場や教育現場における周知と理解を進めてまいります。

次に、コロナ後遺症について、切れ目のない支援を行える体制の整備についてお尋ねがございました。

入院や宿泊療養などが終了された患者さんに対しては、おおむね4週間後に保健所が体調等の確認を行うこととしております。後遺症の症状が認められる場合には、保健所と診断を行った医療機関やかかりつけ医などが連携したフォローアップが重要と考えております。新型コロナウイルス感染症の後遺症の症状は多種多様ですが、多くは軽微なものであり、まずは新型コロナウイルス感染症の診断を行った医療機関やかかりつけ医にフォローアップを行っていただ

くことが適当と考えております。

しかしながら、後遺症が複数の診療科領域にわたっている場合や、重い症状が認められる場合には、かかりつけ医からの紹介を受けて専門的な診療を行うことができる体制を確保しておく必要があると考えます。このため、現在高知大学医学部附属病院と専門外来の設置に向けて協議をしております。おおむね設置は合意いただいておりますが、詳細な手続がまだ詰めている最中でございますので、それが判明しましてから実際の紹介になると思っております。

各医療機関からの必要に応じて専門外来へ紹介いただく流れなど、療養の終了後から後遺症に係る支援が円滑に行われるよう、県医師会などと連携して調整を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症が認知症の人に与える影響等についてお尋ねがございました。

高齢者の方が感染を恐れて社会参加の自粛など、生活全般の活動が低下することで、認知機能をはじめ心身の機能が低下するリスクが高くなることが懸念されます。ショートステイや通所系の介護サービスについては、一時期提供が控えられた時期もございましたが、高齢者や施設職員のワクチン接種も進む中、現在は十分な感染防止対策を実施した上で、継続的にサービスが提供されている状況でございます。

一方、認知症カフェなどの日常の集いの場については、感染拡大の時期において中止となったことで、県内市町村の地域包括支援センターの職員などからは、認知機能の低下が見られたり、不穏な状態になった方もいたとお聞きしております。その対応といたしましては、地域包括支援センターやあったかふれあいセンターの職員が、訪問や電話などにより健康状態や生活状況を確認するなど、認知症高齢者の方やその御家族の方々の不安の解消に努めております。

県としましても、今後とも市町村や関係団体から情報収集をしながら実態の把握に努めるとともに、認知症の家族の方々からの様々な相談に対応する認知症コールセンターなどのさらなる周知を図ってまいります。

最後に、認知症疾患医療センターを中心とした体制の構築についてお尋ねがございました。

県内の認知症疾患医療センターは平成22年度より整備を進め、現在は各二次医療圏域に地域型を1か所、また基幹型を県内1か所の合計5か所に設置しており、認知症の速やかな鑑別診断や専門医療相談などを実施しているところであります。

令和3年3月に取りまとめました高知県認知症施策推進計画では、基本的施策の中の一つに認知症の早期発見・医療体制の充実を掲げ、認知症疾患医療センターに日常生活支援のための相談員を配置するなど、体制強化を図っております。また、各市町村には認知症の方々やその御家族などを複数の専門職が訪問し、相談対応や状況観察を行う認知症初期集中支援チームが設置されており、必要に応じて認知症疾患医療センターにつなげるなどの活動を行っております。

県といたしましては、この認知症初期集中支援チームへのアドバイザー派遣や、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師などを対象とする認知症対応力向上研修を実施しております。今後ともこうした取組を通じて認知症疾患医療センターを中心として、各地域の地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所など関係機関の連携強化を図り、認知症ケアの向上に努めてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) デジタル化の促進による建設業界の働き方改革と人材確保についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震や豪雨などの自然災害への対応やインフラの維持管理など、建設業に求められる社会的役割は、より重要性を増しております。しかしながら、建設業界は従事者が大きく減少し、若者をはじめとする入職者も少ないなど、人材確保が喫緊の課題となっております。

現在、県では、人材確保策の強化と建設現場のデジタル化による生産性向上の推進を柱として、建設業活性化プランの見直しを行っております。このうちデジタル化については、今年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業を創設し、県内建設事業者を対象にICT関連機器の導入経費を支援するなど、ICTの活用を県内全域に広げる取組を行っております。こうした取組を通じ、ドローンを用いた測量や3次元設計データを活用したICT施工などを普及させ、建設現場の生産性の向上による労働時間の縮減や休日の確保など、働き方改革の実現を目指してまいります。

このようにデジタル化による働き方改革を進めることで、建設業が魅力ある産業であるということ、若者を中心とした幅広い層にPRし、建設業の人材確保につなげていきたいと考えております。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) 木材のサプライチェーン強化に向けてどう取り組み、需要に応じた県産材の安定供給に尽力していくのかにつきましてお尋ねがございました。

いわゆるウッドショックの影響により不足しております輸入材の代替として、国産材、特に建築用製材品の需要が急増しておりますが、現在はその生産に必要な原木が入手しづらい状況となっております。今般のような急激な需要の増加にも対応し、県産材を安定的に供給するためには、川上、山側の素材生産事業者から製材事業者に至るサプライチェーンを強化する必要

がございます。このため、6月補正予算により緊急的に製材事業者が原木の生産や流通事業者と協定を締結し、その協定に基づき県内産の原木を安定的に調達する取組を支援することといたしました。

林業、木材産業の持続的発展のためには、サプライチェーンを強化する取組が今後ますます重要になってまいります。また、その構築に当たりましては、最終の需要先である建築事業者などにも参加していただくことが、その広がりから、また川下のニーズを川上の生産に直接つなげるという点からも、より効果的であります。

このため、川上から川下までの事業者により立ち上げました高知県SCM推進フォーラムでは、サプライチェーンの構築に向けた意見交換を重ねていただいております。また、仁淀川地域で具体的に進められている、情報システムにより原木流通を管理するモデル的なサプライチェーンの取組を支援しております。

この9月には、こうした川上から川下に至る連携をさらに強化するため、関係3課長から成るタスクフォースを部内に立ち上げました。このタスクフォースによりまして、本年度のサプライチェーンマネジメントの取組を確実に進捗させるとともに、林業、木材産業全体の成長産業化に向けた政策を検討し、その中で次年度に向けた川上から川下の連携強化の取組につきましても、さらにバージョンアップしてまいります。

○27番(田所裕介君) 御答弁ありがとうございました。2問目に移らさせていただきたいと思っております。

まず、要請でございますが、ヤングケアラーの支援についてでございます。様々、なかなか概算要求が出たばかりで、これから取組を検討もしていかなければならないという中で、非常

に前向きな答弁をいただいたと理解をしているところでございます。ただ、このヤングケアラーの問題ですね、6月議会からもそうですが、様々な先生方が御質問されていると思うんです。やっぱりこの問題は、一見最近出てきた問題のように取られていますけれど、実はそうではなくて、なかなか顕在化していなかったと、そういう背景がございまして。やっぱりこういう特性とございますか、これを把握していく、まず施策を立てていく、それと既に施策がいろいろあると思いますので、そこへつなぐ体制づくりというのが非常に重要になってくると思います。

その中でアンケート調査を実施されて、まず実態把握をと検討されるというようなお話でございましたので、ぜひとも前向きにそれを進めていただきたい。実態を把握して、それから施策に生かしていくというような形をお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、女性の就職氷河期支援についてでございますが、本県がこの補助金を獲得して、全国に先駆けてこの施策を講じている姿勢であるというふうに感じておるところでございます。また、男女共同参画の問題とか、女性の就職氷河期問題を捉えづらるのは、やっぱりジェンダー観と深く関係していると私は考えているところでございます。特に教育長お答えいただきましたが、やはり教育で幼い頃からジェンダー観について学んでいくということの大切さ、これは非常に重要になってくると私は思っているところでございます。

これらの教育とそれ以外の施策というものを両立させながら、女性の氷河期世代支援、そして男女共同参画を推進していただきたいと思っております。これは要請でございます。

次に、新型コロナウイルス後遺症の件でございますが、この後遺症、やっぱりずっと前から

日本ではかなり危機感を持って話題にも上がっておったところでございます。先ほどのお話の中で、高知県でも全国的な影響と変わらないような状況にあって、大体結構な数が確認をされておるといふふうにお見受けしたところでございます。

また、先ほど専門外来のお話もされておったと思います。もちろん専門外来の整備も当然ながら必要なことであるんですが、やっぱり今のお話で言うと、子供であったり、あと働き世代ですね、こういうところに、なかなかかかりつけ医というところもつながっていないところもございまして。そういうところと専門外来と、あとかかりつけ医、保健所がしっかり連携していただけるような、地域の医療機関とやっぱり連携していくというような体制をつくって、言うたら切れ目ない支援を目指していただきたいと思うところでございます。

次ですが、サプライチェーンのお話でございます。特に、この新型コロナウイルス感染症の拡大によって、やっぱり認識した課題の一つがサプライチェーンの重要性であると思っております。御答弁の中にBCPに限らずBCM、また感染症BCPの取組も、周知も含めて始められたというところで、そこは個人的には大きく評価をしているところでございます。まだこれから小規模事業者、本県の経済状況によって小規模事業者の周知を進めていくということは、なかなかハードルも高うございまして、そこをしっかりと伴走支援でできるような形でやっていただきたいと思うところでございます。

それと、最後にこれは2問目にさせていただきますが、出口戦略について知事から御答弁をいただいたところでございます。この出口戦略というのは、やっぱり感染防止と経済回復というところを両立してやっていくというようなところが、今回打ち出しをされたところでござい

ます。知事がおっしゃるとおり、ワクチン・検査パッケージの話であったり、あとステージにおける基準がないこと、国へ協議をしていくということを全国知事会が要請しておるので、そこでしっかりと要請をされているということだと思わんですが、その中でもう一つ、ワクチンを受けられない人に対してどのように支援をしていくのか、打ちたくても打てない状況の方とか、一定おられると思いますので、その方への支援というのは、やっぱりしっかり国とも協議しながら考えていただきたいというのがあります。

先ほども申しましたが、やっぱり感染防止、出口戦略に対してまだ大きな枠組みといいますか、打ち出しがまだ少ないですけれど、ワクチンパッケージ、感染防止と経済回復というのを両輪でやっていくという中で、それが両立していかないと、なかなか出口戦略としては難しいのかなと思っています。その中で全国知事会も指摘をしておりますが、ワクチンパッケージのことと、それと第三者認証のことですね。これが実情今なかなか自治体、都道府県において少しばらつきがあるということで、全国知事会もこの基準の統一化とか、そういうことを要請されておるとい背景もございます。

本県においても第三者認証制度で進められていくことかと思いますが、こういう背景を受けて、本県として出口戦略を描いていくに当たって、感染防止と、そして経済の回復、これを両立させながらどのように出口戦略に対して取り組んでいくのか、知事のお考えをお聞きして、第2問としたいと思います。

○知事（濱田省司君） 田所議員の再質問にお答えをいたします。

お話がありましたように、今後感染防止と社会経済活動の回復、この両立をいよいよ図っていくというような局面に移りつつあるということだと考えております。そうした中で、ただい

ま御指摘いただきましたように、有力なその際のツールといいますか、1つはワクチン・検査パッケージということだと思います。この点は、ただいまも答弁申し上げましたとおりでございますが、国の動向にもよく注意をいたしまして、県としての意見も申し上げて、これを活用していくということでございます。

もう一点、特にいわゆる第三者認証の話を伺ったところでございます。これも非常に両立を図っていくという意味では大事な制度といいますか、スキームであるというふうに考えております。県としても今まで、もともと制度をつくる前からいわゆるGo To Eatのような取組については、第三者認証の認定の対象となった店のみに適用していくと——方向性としてはですね、今後の話として——というような形での支援策といいますか、促進策も考えたわけでございます。

現実に国のほうから、第三者認証の店に関しましては、特に今後仮にまた時短要請などをせざるを得ないような場合にも営業時間のより延長ができるとか、ないしは酒類の提供を一般的には停止を要請するときにも対象外にするといったような形で、取組を後押ししていくという方向性も出ておりますので、他県での取組、現実に行われているものなども参考にしながら、第三者認証の制度を生かしていくことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そうした中で、現状8月から申請を始めまして、一昨日で見ますと、申請数が1,800件、認証数が189施設というところまで来ているということでございます。できるだけ多くの飲食店の皆さんに申請をいただき、また認定をできるだけ作業も急いでいくということは必要だと考えておりますので、引き続き関係部の取組を督励してまいりたいと考えております。

○27番（田所裕介君） 丁寧な御答弁本当にありがとうございました。先ほどの話でもありまし

た、本県これからまた新たなフェーズに向かっていくんだなと思うところでありますし、やっぱりしっかりと経済活動と感染抑制を、まさに両輪でかじ取りをしていくことが必要になってくると思います。もちろんのことですけれども、まずは県民の命を守って、そして県民が安心して暮らしていける社会を守ることを第一に、引き続き対策を講じていただきたいとお願いをするところでございます。

今、新型コロナウイルス感染症に対して、必死で対応していただいている知事並びに執行部、県職員の皆様に対して敬意と感謝を申し上げるとともに、またこれからの社会に向けた施策に御期待を申し上げ、私からの一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明10月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時28分散会

令和3年10月1日（金曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 小田切 泰 禎 君
- 公職代理者 熊 坂 隆 君
- 警察本部長 植 田 茂 君
- 代表監査委員 中 村 知 佐 君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
 事務局 次 長 山 本 和 弘 君
 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
 政 策 調 査 課 長 川 村 和 敏 君
 議 事 課 長 補 佐 杉 本 健 治 君
 主 幹 春 井 真 美 君
 主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年10月1日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 権利の放棄に関する議案
- 第 8 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金((仮称)久万秋2号橋)工事

請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 13 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資

<p>金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和2年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和2年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>第2 一般質問 (2人)</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p>	<p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長（森田英二君） 御報告いたします。</p> <p>公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（森田英二君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第28号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上44件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p style="text-align: center;">2番土森正一君。 (2番土森正一君登壇)</p> <p>○2番（土森正一君） おはようございます。自由民主党の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をしまいにします。</p> <p>高知県は8月中旬から変異型であるデルタ株の影響で、知事もほかの感染症ではないかと言われるほど新規陽性者が激増し、第5波の波にのみ込まれていきました。9月26日には陽性者がゼロとなり、本日から会食制限も緩和されるなど少しずつ落ち着いてきています。このこと</p>
--	---

は県民の皆様や事業者の皆様の御協力のおかげだと感謝をしております。と同時に、現場で頑張っておられます県の福祉保健所の皆様や市町村の関係者の皆様、医療関係者の皆様の献身的なお仕事のたまものであり、敬意と感謝を申し上げます。

菅総理は5月初旬、ワクチン接種を全力で行うとして、1日100万回の目標を掲げ、7月末には高齢者のワクチン接種を終えとし、おおむね達成されました。昨日西森県議もお話をされておりましたが、厚生労働省は65歳以上の高齢者の感染が7月から8月に10万人以上抑制できた可能性があり、また死亡者数も8,000人以上減少させた可能性があるという報告をしています。大阪の吉村知事も、菅総理のワクチン大号令がなければ悲惨な結果となっていたと、菅総理の功績をたたえています。7月末までに高齢者のワクチン接種を目指した政策を発表した時点では批判もありましたが、やり切ったということ、またその成果が現れていることに大変評価をしています。

菅総理は8月17日の記者会見で、医療体制の構築、感染防止、ワクチン接種の3つの柱から成る対策を確実に進めると述べ、ワクチン接種と併せて3つの課題に取り組んでいくと強調しました。同日、新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長は、感染蔓延の防止からの出口戦略について、ワクチン接種により重症化予防がはっきり出ている。新規感染者数よりも重症者や入院患者数を含めた医療の逼迫程度をより重視すべきであると申ししております。

そうした中、国のほうでは9月9日にワクチン接種の進展を見据えて行動制限を緩和する方針を示しました。コロナとの共生が避けられない中で、経済活動の本格的な再開に向けて出口戦略を示したことは大変評価をしています。希望する人のワクチン接種完了を目指す11月頃に

行動制限緩和を目指すものです。

濱田知事は、9月11日に全国知事会のワクチン推進チームのリーダーに就任されております。自治体の意見を集約し国と協議すると言われ、ワクチン接種の進捗を見据え、国が示した行動制限緩和の出口戦略の考え方をどう思うのか、濱田知事の全国知事会の推進リーダーとして、また知事としての御所見をお聞かせください。

次に、コロナ支援策についてお聞きします。県におかれましては、これまで今議会の補正を含めまして約1,364億円もの新型コロナウイルス感染症緊急対策の予算を投入し、時には国よりも先行してでも多くの支援策に取り組んでいたに感謝を申し上げます。

しかし、第5波の影響で新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の下にも、8月中旬頃から高知県旅館ホテル生活衛生同業組合、高知県小売酒販組合連合会、高知県社交飲食業生活衛生同業組合など多くの団体の皆様から再び要望書が届くようになりました。これは新型コロナウイルス感染症の影響が想定外に長引き、事業者の皆様が苦しみ、経営継続が大変困難な状況となっていることが推察されます。

四万十市を例に挙げますと、市観光協会の観光案内数は2年前の4月から7月を本年と比較すると、日本人で47%減少、外国人で95%の減少、多くの店が8時からの開店となるスナック、バーなどは4人以下の2時間以内の県の会食方針により本年当初から8割から9割の減少、居酒屋などでは8月には半減、大規模の宴会場を持った形態の店では7割から9割以上の減少となっています。

高知県の観光、宿泊、飲食関連などの事業者は、高知県に貢献していただいている大切なインフラ産業だと考えています。新型コロナウイルス感染症の終息後には買物、外食、旅行など我慢していた消費が爆発的に増える消費急増期が到来す

と思います。その時期が来たときに高知の経済の担い手となる事業者がなくなってしまうというのは、絶対に避けなければならないと思っております。減収の著しい業界に対しての給付金の実施や家賃支援、水道光熱費の固定費の減免、固定資産税の減免を国に要請するなど、あらゆる施策を動員し、何とかお守りいただきたいと思っております。

コロナは終わりのない災害だと言われており、重要なのはそのフェーズに合わせた国の支援があって、国の支援が届かないところに県の支援、またその支援が届かないところに市町村の支援という3段階の支援が必要です。

政府のほうも経済対策の中で、事業者支援を軸に経済を下支えする追加策の検討に入ると言われており、国、県、市町村と連携した支援策を講じていくべきだと考えますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、林業についてお聞きします。米国の住宅需要に起因する輸入木材の相場高、ウッドショックの影響で国産材に注目が集まりました。しかし、国産材の出荷量は木材問屋やハウスメーカーの期待を下回り、逼迫感から価格も上昇し、高知県でも高いもので2倍を超える上昇、既存の取引先に加えて新規取引の申込みがあるなど、製材所の引き合いが強まっていますが、山からの丸太の出荷が少なく、注文に応え切れれておりません。

国産材の増産が急に進まない要因は3つあり、1つは丸太を出材する山の整備が進まない点、2つ目が製材価格が上がっても山の所有者には還元されにくい仕組み、3つ目が住宅の建て方の変化で乾燥材が主流になったことで、国産材の逆風になってきたことだと言われております。

本県でもウッドショックのあおりを受け、県内の工務店さんからは、材の高騰で赤字になる、何とかしてくれとの意見を聞きました。この米

国産の相場高は、林業の担い手不足や輸入材への依存など林業の課題を浮き彫りにしました。

一方で、この変化を好機と捉え、愛媛県では韓国で県産材を使ったモデルルームを建てるなど国内外のPRを進め、令和7年には木材生産量を令和2年のおおむね1.4倍増やす目標を立てております。熊本県でもウッドショックの価格上昇や将来的には人口減少によって住宅需要の低下が見込まれることに対応するために、木材の加工・流通業者をはじめ生産者、住宅メーカーも参加した官民一体の組織を立ち上げることとしています。

本県におきましても、中長期で価格を安定させるためには、林業界から住宅業界までのサプライチェーン全体で県産材の新たな需要を生み出す取組が求められてくると思っておりますが、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、産業振興計画フォローアップ委員会林業部会におきまして、付加価値の高い製品開発の推進ということで、A材の需要拡大を上げています。このA材の製材を得意としているところは中小の製材所であります。少量多品目で多種多様な製品をそろえることができます。

日本の伝統木造は、構造から化粧までありとあらゆるところへ木材、それも白木を使い空間をつくり上げることにたけています。そして、木の性質をありのままに生かそうとする伝統木造は、人の生活する環境として優れております。このような木材建築が再評価され、その技能や文化を受け継いでいくことも、林業、製材業、地域社会のために必要不可欠なことだと思います。

また、高知県は世界有数のヒノキの産地であり、四万十川流域のヒノキは四万十ヒノキと呼ばれ、ほんのり桃色で耐水性よし、加工性よし、使い勝手よしと三拍子そろった特徴を備えております。そのブランドも活用しながら地域の雇

用を増やし、地域に資本を堆積させ、資本の再投資力を高めていくことで、持続可能な社会を構築していくものと思います。

本県の中小の製材所の強みを生かしていくことも高知の中山間地域の振興になると思います。林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

高知県は84%の森林面積を占める森林率日本一の森の県です。持続的な森林管理をしていく限り、木材は光合成により水と二酸化炭素を基にして永遠に生産し続けることができます。木材は生態系を循環する物質であり、脱炭素社会を目指している高知県としては、森林生態系の持続性を損なわない範囲で、できるだけ多く生産し、有効に利用していくことが持続可能な社会の構築にとって重要なことでもあります。

2月県議会の質問でも申しましたように、我が県は都市にあらゆる森林資源を供給することで、脱炭素化に貢献していく使命があると考えています。ウッドショックのあおりで県内外の需要が逼迫している今こそ、土佐材を積極的に活用していくことも大切であり、住宅はもちろんのこと、学校などの公共的な建物に率先して使わなければならないと考えています。

県のほうでも積極的に県産材使用の助成金など多くの支援パッケージがあるのは承知しておりますが、県内外でどの程度県産材が使われているのか、これからの戦略など林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、自伐型林業についてお聞きをいたします。自伐型林業とは、適正な規模の限られた森林の経営や管理、施業を山林保有者や地域住民が永続的に行う自立、自営の小さな林業と言われております。100年以上の長期的な視点に立ち、定期的に適正な間伐を繰り返しながら、継続的に良木の生産を行う多間伐施業によって、多世代にわたる持続可能な森林経営が可能となります。

人口減少、第1次産業の衰退など様々な課題が深刻化する中、自伐型林業によって地域に安定したなりわいが創出されることで、移住、定住が促され、また鳥獣対策や災害の防止、温暖化対策など多くの面での効果が期待されます。

自伐型林業は、住み続けられる中山間地域への一つの大きなビジョンになり得るかと思いますが、濱田知事に御所見を伺います。

次に、農業についてお聞きします。世界の農業、そして日本の農業は大きく変わろうとしています。これまでの農業はプロダクトアウトの産業だと言われてきました。農家は立派な農産物を作る、あとは市場が買手を探してくれる、つまり生産者からは消費者の顔が見えづらかったと言われております。

しかし、最近はマーケットインの考え方が浸透し始め、産地側も消費者側のニーズを酌み上げ、そのニーズに合わせた作物を作ろうという方向に変わってきました。そして、生産から加工、流通、販売、消費に至る各段階の付加価値をつないでいく、いわゆる農業の川上から川下までつなげて生産性の向上を目指していくフードバリューチェーンができてきました。

そういう流れの中で必ず必要になってくるのが農業のデジタル化であります。高知県では、現在産官学連携でI o Pプロジェクトに取り組んでいるところです。高知県の農業にとって農家戸数や就業者数が減少していく中で、これまで以上に生産性と付加価値を高める新たな仕組みの構築が求められています。

そういう意味において農産物が消費者に届くためのフードバリューチェーン全体、つまり川上である産地の情報に加えて、食品業界や流通、消費などの川下の情報も含めて考えることが、より高い可能性を持っていると思います。技術革新としてのスマート農業がより一層の社会性を持ち、デジタル化によって生産者から消費者

までのフードバリューチェーン上の情報がつながっていけば、商品や農産物を通して、より豊かな社会の発展にも貢献できるのではないかと考えています。

本県の進めるI o Pプロジェクトは、産官学の連携で行っているため、生産から流通まで様々なビッグデータがしっかりと収集され、それらのビッグデータを農家の営農改善に利用するのみではなく、大学や関連企業とも共有可能で、さらなる研究開発や新たな製品やサービスにも活用できる点で全国で一步先を行っており、これからの活躍が期待されています。本年度から本格的にデータの収集は開始されたとお聞きをしています。

「もっと楽しく、もっと楽に、もっと儲かる」農業の実現を目指したI o Pプロジェクトは今どのような状況下にあるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、環境配慮型農業についてお聞きします。まず、海外に目を向けてみますと、欧米では脱炭素や食料安全保障の確立に向けて、環境配慮型農業への大型支援策を打ち出しています。例えば、EUではグリーン農業の推進を打ち出し、環境に配慮した農家への所得支援を目玉に、51兆円もの大型支援策を打ち出しています。農業分野からはEUの温暖化ガスの排出量の10%以上が出ているためです。化学物質の利用を制限したエコスキームと呼ばれる制度の中に有機農業も例示されております。

日本でも農水省が本年5月に策定した農業の脱炭素化に向けたみどりの食料システム戦略の中で、有機農業農地の割合を2050年までに25%に増やす目標を掲げています。今回のコロナ禍で化学肥料や化学農薬を使用せず、環境への負荷をできる限り少なくする方法で生産された農産物は、自粛を余儀なくされた中で、せめていいものが食べたいということで、30代から40代

の世代や子供さんのいる家庭を中心に需要が大きく広がっております。

四万十市のトンボ自然公園では、有機農法で稲作を実践している米農家さんと連携し、休耕田を復活させ多くの生き物や多くのトンボ、レッドリストの中のオオイトトンボも見られるようになってきました。人の手を加えることで維持される里山環境や、また環境に優しい農業について子供たちと考える取組をしています。

J A東とくしまでは有機の稲作栽培で多収穫かつ高食味で無農薬栽培を実現し、生態系も改善、コウノトリも飛来してくるようになっていきます。今後は作物の育成時の環境対応の有無や内容が問われる可能性があります。

環境配慮型農業である有機農業を県としてどのように推進していくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、子育て支援についてお聞きします。

私は、少子化対策が我が国や高知県にとりまして、とても重要な施策だと考えています。少子化の問題点は、将来の働き手、消費者が減少し、経済成長率の低下、税の減収などが挙げられ、国力が低下していくこととなります。これまでの日本の子育ては、長い歴史の中で家族や地域のコミュニティーがサポートしてきたものでした。

こんな話があります。赤ちゃんの夜泣きがひどかったとき、翌朝にお隣のお母さんがやってきて、ゆうべは夜泣きが大変だったでしょう、赤ちゃん見とくからちょっとお昼寝したらと申し出てくれたそうです。怒られるかと思っていたら助けてくれましたというお話です。

でも、今はサラリーマン社会となり、核家族化が進み、地域のコミュニティーの支え機能が薄れています。つまり子育てに苦勞する状況が生まれております。子育てで世代や子供たちの支援は国家の存亡に関わるとても大切な政策だ

と考えています。そういう意味で、菅内閣は少子化対策、子育て支援策でこれからの日本の将来に向けて大胆に改革を実行してきたことは大変評価しております。

少子化対策の一環として、費用が高額で経済的負担が重い不妊治療の保険適用を来年4月から行うことを打ち出しました。対象は法律婚の夫婦だけではなく、事実婚のカップルにまで拡充され、子供が欲しいのに高額な治療費がかかるために断念したり、経済的負担を強いられたりしたカップルにはすばらしい政策だと考えます。

晩婚・晩産化の進展で不妊治療が増える一方で、流産や死産を経験した女性が適切なケアを受けられずにいる現状を受け、悲しみや喪失感を支えるグリーンケアを既存の妊産婦支援事業を利用してきめ細かく実施するよう、本年5月に自治体に通知を出しています。グリーンケアに取り組むことによって、これまで支援が十分でなかった流産や死産を繰り返す不育症の対策にもつながると考えます。

グリーンケアや不育症の対策強化について、高知県の体制はどうなっているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、育休制度についてお聞きします。私は、昨年の9月議会におきまして、県庁の男性の育休の取得率について質問させていただきました。知事部局内の男性の育休率は過去最高の18%にまでなっていると御答弁いただきました。その一方で、県内の平成30年の育休取得率は女性の95.7%に対しまして、男性は僅か7.6%となっており、民間での男性の取得率の向上が課題となっております。政府が打ち出す、すべての女性が輝く社会づくりでは、上場企業の役員に占める女性の割合を2030年度までに30%程度にすると喧伝しております。すべての女性が輝く社会づくりを実現しようとするれば、まず全ての男性が

安心して育休取得ができる社会づくりが必要不可欠だと思います。

2021年6月3日には、子供の出生直後に男性の育休取得を促す出生児育休休業、いわゆる男性版産休を新たに設けた改正育児・介護休業法が成立しております。今回の法改正の背景には、出産や育児によるキャリアの中断が女性の社会進出を阻害している原因の一つにあります。家事、育児の負担が女性に偏りがちなことはその要因の一つであり、育休に伴う働き方改革は、ダイバーシティー経営にも直結します。職場と男性が長年にわたり変わらなかったことが、女性ばかりを育休や短時間勤務に向かわせてきた結果、成長の機会が減り、昇進昇格も遅れがちになっているのが今の現状ではないでしょうか。

今回の法律改正を契機に、働き方改革の機会となるのではないかと考えますが、高知県内の企業の皆様に対し、男性の育休の促進にどう取り組んでいくか、商工労働部長の所見をお願いいたします。

次に、非認知能力についてお伺いいたします。生涯を通じた学びの姿勢や生活の質を高めるものとして、非認知能力が世界で注目されています。認知能力と非認知能力の違いを申しますと、認知能力はいわゆるIQに代表されるテストではかたたり数値化したりできる知的な能力を指すのに対し、非認知能力は認知能力以外のものを広く指す言葉です。一概には言えませんが、やり抜く力、目標に向かって頑張る力、自制、自律性、自己肯定感、他者への配慮、コミュニケーション能力、一般に生きる力と言われるようなものだと言えらると思います。

2018年に施行された、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿として、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生えなど非認知能力に関する内容が

多く盛り込まれております。非認知能力の獲得に必要なのは、未就学期間の大人との温かいやり取りが成立する環境だと言われております。

ノーベル経済学賞を受賞したヘックマン教授研究、ペリー・プレスクール・プロジェクトでは、就学前の子供たちに対して良質な成長環境を提供し、研究対象とした子供たちを40年間追跡調査することで、大人になってからの社会参加や生活環境に幼児期の教育がどう影響するのか調べています。

それによれば、裕福な家庭の子供たちと貧困家庭の子供たちとの学習到達度の差は5歳になる前に開きます。貧困家庭の子供たちは、学習ベースとなる非認知能力が相対的に低いからだと言われております。そして、多くの場合、その差は幼稚園から高校卒業まで開いたままです。子供の家庭の環境によって、一生の財産となる非認知能力を獲得する機会を永久に奪う可能性があります。非認知能力を育む機会を逃した子供たちは、成人後に仕事や生活面でもあらゆる機会を失う可能性があります。貧困から抜け出しにくくなり、いわゆる貧困の連鎖につながると言われております。

そういう連鎖を摘み取るためには、高知県の就学前の子供たちが置かれている環境にかかわらず、非認知能力を獲得し、健やかに成長できるようにしておかなければいけないと考えますが、教育長にお聞きいたします。

次に、コロナ禍での子供たちへの影響についてお聞きします。東京オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開催され、いろいろな議論がありましたが、女子ソフトボールチームの金メダル獲得、パラリンピックで競泳男子100メートル金メダルの木村敬一選手は、国歌が始まると号泣し続けた姿など、多くの名場面を生み、日本人選手も大活躍され、コロナ禍の中で大成功に終わりました。高知県出身のシンクロ板飛

び込み5位入賞の宮本葉月選手、車いすラグビー銅メダルの池透暢選手、バドミントン混合ダブルス銅メダルの藤原大輔選手、そして四万十市出身のカヌー小松沙季選手の活躍に、子供たちも夢と希望を持ったことと思います。

その一方で、県内に目を向けますと、多くのスポーツ大会が延期や中止になりました。ある保護者の方から、オリンピックも甲子園もできているのにという御意見をいただきました。日々の練習の努力を成果として表す場がないというのは、とてもつらかったと思います。特に、中学生にとっては8月以降の感染拡大に伴い、最後の大会が中止となるような状況が見られ、私としましても大変残念な気持ちです。大会開催の可否は、競技団体などの主催者が判断するものであることは理解しています。感染状況によって中止も仕方がない場合もあると思います。

子供たちが成果を発表できるような機会が失われないように、県教育委員会として何らかの発信ができないものでしょうか。教育長にお伺いをいたします。

次に、ひきこもり対策についてお聞きします。

高知県は現在692人把握しており、就職氷河期世代及びその周辺年齢に多く、引き籠もっている期間は10年以上20年未満と相対的に長期化しております。ケースを把握できたとしても、本人との信頼関係の構築が困難な状況もあります。

7040、8050問題を抱える世帯が潜在し、高齢者の親の介護とひきこもりの子の困窮など複合的な課題もあります。ひきこもりを支援していく関係機関の皆様は、それぞれ一人一人に合わせた多様な支援をしていく上で、日々の業務に心から敬意を申し上げます。

ひきこもりの背景には、精神疾患や発達障害などの医療ケアが必要な方や、今の生きている社会から自分を守るために、命を守るために、あるいは尊厳を守るために引き籠もらざるを得

なくなった人たちなど様々な原因でひきこもりになっています。関係機関の情報共有とアウトリーチを含めた長期的な支援が必要となります。

黒潮町のあったかふれあいセンターでは、数年前から訪問強化をし、6か所のふれあいセンターで全地区61か所全てでアウトリーチし、町内全てのひきこもりの人をリストアップ、週1回、2回の訪問を心がけているそうです。時間をかけてサインが出るまで待つ、少しずつですが、2年から3年かけて家から出られる作業を当事者のペースに合わせて行っており、あったかふれあいセンターに訪れることができる方も出てきているそうです。まさしく一人一人の多様な支援を心がけていて、本人との信頼関係の構築と粘り強い支援のたまものであり、すばらしい取組だと思います。

そして、居場所は来ることができたが、次のステップである就職や自立につなげていくためには、就職、自立のために整えていく場所、チャレンジしていく場所、自立の生活のための立て直しの場所、そんな場所があれば就職や自立に近づくのではないかと、また、あるNPO法人の人も、就職がゴールとすればその前に居場所が欲しいと言われておりました。

ひきこもりから自立や就職に向けてこのような居場所、つまり一日の生活が訓練できる場所が必要だと考えています。ひきこもりの状態から仕事への意欲が出てきて就職につながった、しかし様々な要因ですぐに行けなくなり、また元のひきこもり生活に戻った、そういうことのないように、就職につながる一日の生活の訓練ができる施設があって、一定の期間を過ごしていただいてから就職につなげていく、もう元の生活には戻らない送り出しの場所、丁寧に1人ずつ就職、自立できるようになれる場所があれば、誰一人取り残さない高知県になることができると思います。

少しずつこの場所を知ってもらって活用していく人が増えていけば、就職体験や自立体験のプログラムも着実に増えていき、さらに就職、自立に向けた好循環のスパイラルが生まれるはずです。

高知型福祉でのひきこもりの出口支援として、生活立て直しの場が必要だと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

高知県生涯学習支援センターでは、本年5月から、しばてん大学デジタル部の中で、ひきこもりと障害者のためのパソコン教室を開講しています。そこでは、10年間ひきこもりを経験した人が先生となり、4人から5人のひきこもりの当事者、経験者の方に2人体制で教えています。ABCを打つことからワード、エクセルの基礎を一人一人の進捗状況を見ながら勉強をしています。最終的にはチラシの作成やビジネスベースにまで持っていきたいと話しておりました。また、隣の漫画ベースも利用して、いずれはアニメコンテンツのお仕事などもできないかと考えているそうです。

この取組は、社会の中にはまだ戻れないけれども、つながりを持つことのできるそのきっかけづくりを目指しています。行く行くはオンライン講座を開講し、家で働くことができるスキルを身につけることによって、ひきこもりの方がお仕事を持てるようになることができるのではないかと考えています。

あわせて、デジタルで結ぶことで、ネット上の居場所づくりにもつながるのではないかと考えております。国会での自由民主党政務調査会での、いわゆる「ひきこもり」の社会参画を考えるプロジェクトチームでは、デジタルを生かした活躍の場の提供や農業との連携等の多様な就業機会の創出と明記しております。

宿泊業や建設会社など、ひきこもりの当事者や経験者が能力を生かせる雇用環境を整備しよ

うとする企業も次第に増えてきていますが、まずはデジタルを生かした活躍の場の支援をすることではないか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

高知県は10年ぶりに集落实態調査が行われています。10年前と比べ県の人口は10%減少し、人口減少が急速に始まっており、集落の存在自体が消滅するのではないかととも言われており、大変危惧をしております。会合やお祭りの開催状況など、幅広く集落の状況を聞き取り、今後の政策に反映していくこの取組は大変評価しています。

集落の衰退は、単に住む人がいなくなるだけではなく、何世代にもわたって地域の人々が身につけてきた知識や知恵と、培ってきた文化の蓄積が一気に消えうせてしまうおそれがあります。高知県の集落はその多くが16世紀の長宗我部地検帳で名前が見える村々です。少なくとも400年続いてきた人の営みが私たちの世代で失われようとしています。地域に生きた人々の命のあかしを伝えていくことは、今を生きる私たちの責務ではないでしょうか。

そのためには古文書、民具などあらゆる資料を残しておくことが重要になります。高知県の民具は、一見どこの村でも同じように見えますが、民具の個体一つとして同じものがなく、広い範囲を比較することで地域による違いが見えてきます。民具は地域の個性と人間の歴史そのものです。

旧大栃高校の体育館には、高知県内から多くの民具が収蔵されており、四万十川の川船や漁具が地名と名前つきで保存されているなど、旧大栃高校に来れば同種の資料を比較しながら学ぶことができます。

高知県それぞれの地域の資料や文化財を旧大栃高校保管場所をモデルに、郡部の廃校を利用した保管場所をつくり、過去からつないできた

伝承されてきた民具などを保管、観賞できる場所をつくることで、地域の子供たちはふるさとの歴史と文化を間近で見触れることができ、ふるさとへの愛着や誇りを育むことにつながり、ふるさと教育の場として利用できますし、地域の皆様も地域の歴史をいつでも見ることができ、地域文化を味わうことのできる施設が高知県下に幾つか必要だと考えていますが、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

幕末以降に日本を訪れた外国人は、日本の自然は美しいと、誰もが日本の風景に目を奪われたと言われています。そして、日本人のすばらしさを話されています。フランス公使の付添いとして来日したデンマーク人、エドゥアルド・スエンソンは関門海峡を見て、海からいきなり突出している絵に描いたような山々に見とれてしまった、山と山の間の斜面には見事に耕された畑があり、村があり、農家が散在していた。E・S・モースの「日本その日その日」の記述の中では、衣服の簡素、家庭の整理、周囲の清潔、自然及び全ての自然物に対する愛、挙動の礼儀正しさ、他人の感情についての思いやり、これなどは恵まれた階級の人々ばかりではなく、最も貧しい人々も持っている特質であると述べられております。

とりわけ美しい点は、そこに住んでいる人々がなりわいのためにつくられた田畑であったり森林であったりと、自然に手を入れた景色であり、協力し合いながら住んでいることなどであったと言われております。

この世界の片隅で育まれてきた日本という国の国民は、自然はもちろん、自分のことだけではなく、相手を思いやり、協調性、調和を大切にする国だということが、海外から訪れた人の目を通して改めて気づくことができます。

生まれてきた国日本に感謝し、御先祖様に感謝し、食べ物を大切に、礼節と公益を守り、

しっかりと学び、勤勉に働き、正直で思いやりの心があって、そして次の世代を思い、今日よりもよい明日を目指して力を尽くすこと、このことが日本人が大切にしてきた価値観であり、日本の道徳であると思います。

これらの国民性は、長い歴史の中で大きな災害が起こったとき、譲り合い助け合う日本人の姿を見ても分かるとおおり、連綿と現代までつないできていると思います。コロナ禍の中でいま一度見詰め直し、世界にはない日本の道徳のすばらしさをいつまでも誇れるようにしていかなければならないと思っています。そして、我が国の全てを凝縮したものが国旗であり国歌であると考えます。愛するふるさと、愛する高知、私たちの住む日本があって今の私たちがいます。

そのことに感謝しながら、日本人が大切にしてきた道徳教育や郷土の歴史を子供たちに教えていくことが、今を生きる私たちの責任ではないかと思いますが、教育長に御所見をお聞きしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に關しまして、国が示されました行動制限緩和の出口戦略についてお尋ねがございました。

御指摘がございましたように、先月の9日、ワクチン接種の進捗を見据えまして、ワクチン・検査パッケージを活用した行動制限の緩和についての考え方が国から示されたわけでございます。国は今後、飲食店やイベントにおきます技術実証を行いますとともに、自治体や事業者とも協議をし、国民的な議論を踏まえてこの具体化を進めるというふうにしております。今後の感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けまして、このパッケージでございましてか飲食店におきます第三者の認証制度が有効に機能

することを期待いたしているところであります。

また、パッケージを活用した各種割引サービスなどを含め、民間におきます自主的な取組が広がっていくというこのことによりまして、ワクチン接種率のさらなる向上にもつながるものというふうにご期待をされているところであります。

一方、この制度の具体化に向けましては、例えばワクチン接種が受けられない方々への対応をどうしていくかといった問題、あるいは接種証明の発行を担うこととなります市町村の事務負担をどう軽減していくかといった問題など多くの課題もございまして。

このため、国には今後行われます実証の結果も踏まえました具体的な内容を早期に示していただきたいというふうにご考えておりますし、これを適用するに当たりましては、自治体あるいは国民の十分な理解が得られますように努力をいただきたいというふうにご考えている次第であります。

次に、自伐型の林業についてお尋ねがございました。

近年、間伐などの施業を受託するなどいたしまして、小規模な林業を行います、いわゆる自伐型の林業が、森林整備あるいは移住による地域の活性化の面から注目をされ、県内各地で広がっております。例えば、四万十市では移住をして林業と観光による副業型の林業を御家族で実践されている方がおられます。また、佐川町でも地域おこし協力隊として自伐型林業に取り組み、また定住をされている方が多くいらっしゃるというふうにお聞きをしております。さらに、馬路村におきましては、担い手不足を解消していくために自伐型林業とユズ農業との兼業化を進め、一定の収入を確保し移住につなげていく、そういった取組の研究も始まっているというふうにお聞きをしております。

このように、森林率が高く人口減少が進みま

す本県におきまして、自伐型林業を推進していくということは、住み続けられる中山間地域の実現に向けた有効な手段の一つであるというふうに考えられます。

このため、本県では、平成27年に小規模林業推進協議会を設置いたしまして、会員相互の情報共有あるいは現地指導を行いますアドバイザーの派遣、さらには機械のレンタルなどの形での支援を行ってまいりました。また、本年度は改めて会員の方々のニーズをつかむためのアンケートを行いました結果、市町村単位での協議会の開催あるいは事業地の確保に向けたマッチングの場の提供などの提案をいただいたところでございます。

今後は、こうした御意見を参考にいたしまして、事業地の集約化をすることによります安定的な仕事量を確保していくといったことなど、自伐型林業への支援をさらに強化して、中山間地域の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、新型コロナウイルス感染症対策の事業者支援策についてお尋ねがございました。

お話のように、県経済の回復時期が到来したときに、その担い手となる事業体がなくなってしまうという事態は回避しなければなりません。こうした思いから、県ではこれまで営業時間短縮要請協力金やGo To Eat事業など国の支援スキームがあるものについては、そのスキームを確実に活用するとともに、国の補助金、交付金も最大限活用しながら、本県独自の支援を行ってきたところです。営業時間短縮要請対応臨時給付金などでは順次見直しも行き、国や他県と比べても一歩も二歩も踏み込む形での支援を行っているところです。また、市町村に対し

て国や県の支援策を情報提供することにより、市町村独自に県制度への上積みや、県制度で対象外となる事業者への支援などもしていただいたところです。

今後も、事業者の経営状況の把握に努め、国の対策を最大限活用するとともに、市町村とも連携し、効果的な支援策を迅速に講じてまいりたいと考えております。

次に、男性の育児休業の取得促進についてお尋ねがございました。

子育てをする男性が育児休業を取得しやすくなることは、事業所全体が世代を超えて、共に支え合う環境づくりや時間外勤務の縮減など働き方改革につながるもので、大変重要だと考えております。

このため、これまで男性の育休取得キャンペーンや経営者向けセミナーの開催による意識の醸成に加えて、ワークライフバランス推進企業認証制度の周知などにより、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりに取り組んでまいりました。このような取組により、令和3年高知県労働環境等実態調査の速報では、男性の育児休業取得率は前回の2年前の調査から12.5ポイント上回る20.1%に増加しており、本県の男性の育児休業取得の取組は一定進んでいるものと考えております。こうした中、本年6月に育児・介護休業法が改正されましたことは、男性の育児休業のさらなる取得に向けて大きな弾みになるものと考えております。

このため、県としては、この機を逃すことなく国と連携して法改正の趣旨や内容、育児休業などの取得促進に取り組む事業者を支援する両立支援等助成金などの周知を図ってまいります。また、社内で働き方改革を推進する担当者向けのセミナーや交流会を開催し、県内企業の好事例の横展開も図ってまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長（中村剛君） まず、サプライチェーン全体で県産材の新たな需要を生み出す取組についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、林業界から住宅業界までのサプライチェーン全体で県産材の新たな需要を生み出し、中長期的に価格や供給量を安定させる取組は大変重要であると考えております。

このため、本県におきましてもサプライチェーンの構築に向けました川上の素材生産事業者から川中の製材事業者、川下の工務店までが参加いたします高知県S C M推進フォーラムを令和元年に立ち上げております。フォーラムでは、県内製材工場の加工力をフル活用してJ A S製材品や特殊な規格の木材を供給するサプライチェーンの構築や、それにI C Tを活用していく取組について意見交換を重ね、将来像を策定するなど、その実現に向けて取り組んでおります。

また、県産材の新たな需要を生み出すために、全国的な建築家集団チーム・ティンバライズと連携し、川上から川下までの事業者が参画する高知都市木造ワーキングを発足させております。このワーキングでは、都市の建築物やまちづくりにおける木材の活用をさらに進めるため、県産材を活用した特色のある製品開発と、それを供給するためのサプライチェーンの構築に取り組んでおります。この取組の中で、大手住宅メーカーが開発した構法に使う部材といたしまして、本県の強みでございますヒノキの高品質材の供給力を生かした製材品が納入されるようになっております。

また、こうしたサプライチェーンの取組には、販売促進のために木材協会に設置しましたT O S A Z A Iセンターが参画しております。販売面におきましては、このT O S A Z A Iセンターが中心となって、それぞれのサプライチェーン

から生産される製品の営業活動を行うことで、新たな需要を生み出し、中長期的な供給と価格の安定につなげてまいります。

次に、中小の製材所の強みを生かしていくことも高知の中山間地域の振興につながることに認識をつきましてお尋ねがございました。

本県の中小製材所は、地域の森林から生産される丸太を無節の柱や板材などに加工し、県内外の木造建築に供給してまいりました。その熟練した製材技術や多種多様な製品ニーズへのきめ細かな対応が中小製材所の強みであると考えております。また、こうした一般的な建築部材だけでなく、付加価値の高い組子耐力壁や幅広の集成材などの商品開発に当たりましても、先ほど申し上げましたような中小製材所の強みを生かした部材の供給が求められております。

一方で、県内の中小製材所数は、高齢化や後継者不足などにより減少が続いております。このため、県では経営力の強化や技術の継承などに向けまして、事業戦略の策定、実践などの支援を行っております。また、中小製材所が協同して取り組む新たな製材工場の整備への支援も行いまして、住宅向けはもとより、新たな需要先として期待される非住宅建築に向けた品質の確かな建築材料を供給する体制づくりにも取り組んでおります。

こうした一連の取組によりまして、中小製材所の強みを生かした製材品の供給体制を整備し、良質な森林資源の活用や雇用の創出など、高知の中山間地域の振興を図っていきたくと考えております。

最後に、県内外でどの程度県産材が使われているのか、またこれからの戦略等についてお尋ねがございました。

県の統計では、県内で生産される国産材の製材品は約14万立方メートルとなっております。それに使用されます原木の85%ほどが県内産で

ございますことから、約12万立方メートルが県産材の製材品であり、うち3割、約4万立方メートルが県内で使用され、残りの7割、約8万立方メートルが県外に出荷され、主に建築用材として使用されているものと考えられます。

今後の戦略につきましては、まず県内では需要の拡大を促すことが重要であると考えています。このため、住宅における県産材の使用の拡大や、非住宅建築物を県産材で木造化するための設計支援、公共的な空間の木質化や木製品の導入などへの支援を行ってまいります。また、県が率先して木材を利用する取組として、知事を本部長といたします県産材利用推進本部の下、県産材利用促進方針を定め、県有施設の木造化や木質化を推進しております。

さらに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が改正されましたことによりまして、木材の利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されました。これを受けまして、県の利用方針の対象も建築物一般に拡大し、さらなる木造化の推進に取り組んでまいります。

また、県外につきましては、外商をさらに強化することが重要と考えております。このため、関東・関西地方に配置しましたTOSAZAIセンターの駐在員を活用した、需要先と県内製材事業者、あるいは県外に設置した流通拠点企業とのマッチングを進めます。あわせて、県産材を使用して建築を行う県外のパートナー企業をさらに増やすことにより、県外事業者と連携した営業活動を一層強化し、販売の拡大に努めてまいります。

こうした2つの戦略によりまして、県内では需要拡大、また県外では販売を拡大し、県産材利用を進めることによりまして、本県の林業・木材産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、I o Pプロジェクトの進捗状況についてお尋ねがございました。

生産面では、プロジェクトの核となるデータ共有基盤I o Pクラウドのプロトタイプが昨年度完成し、本年4月から試行運用を開始しております。現在、約180戸の生産者に御協力いただき、ハウス内の環境データや画像データなどを日々蓄積しております。また、本年8月からはJAグループの協力の下、出荷データの収集を開始しており、今年度末には約1,500戸まで拡大する予定でございます。

今後は、来年度中の本格運用を目指して、利用者の皆様の御意見などを踏まえ、クラウドの改良を進めるとともに、利用者のさらなる拡大と様々なデータを比較分析し、営農改善を行うことができる指導員の早期育成を図ってまいります。

また、流通・販売の面では、マーケットインに対応できる新たな仕組みづくりに向け、関係者と情報収集や協議を進めているところでございます。今後は、出荷予測システムの精度向上や国の農業データ連携基盤、WAGRIと連携した市況データの活用などにより、需要に応じた安定販売の強化につなげてまいります。

さらに、大学や企業など関係機関と連携し、さらなる省力化や自動化を図るための研究、新たな製品、サービスの開発も進めているところでございます。現時点では計画どおり進捗しており、引き続き産学官で連携し、「もっと楽しく、もっと楽に、もっと儲かる」農業の実現に向け、プロジェクトを着実に進めてまいります。

次に、有機農業の推進についてお尋ねがございました。

県ではこれまで、国の有機農業の推進に関する法律に基づき、高知県有機農業推進基本計画

を策定し、有機栽培マニュアルの作成や新規就農者の栽培技術の習得支援、消費者や量販店とのマッチングによる販路の開拓などに取り組んでまいりました。この結果、令和2年の有機農業の取組面積は、露地野菜や果樹を中心に134ヘクタールとなっており、県内各地で魅力ある有機農業が営まれております。

一方国では、みどりの食料システム戦略において、有機農業の取組面積を令和12年に平成29年の2.7倍の6万3,000ヘクタールに拡大する目標を掲げました。本県でも本年4月に高知県有機農業推進基本計画を見直し、国と同様に令和12年の目標を平成29年の2.7倍の408ヘクタールにしております。

今後、取組面積を拡大するためには、除草作業などの省力化に加え、栽培技術の向上、販路の開拓などの取組の強化が必要となってまいります。このため、県内外の優れた取組事例も参考にしながら、国の事業を有効に活用し、除草ロボットなどの省力化機械の導入や、新たに育成する有機農業指導員による栽培技術の向上、商談会による量販店とのマッチングや、オーガニックフェスタの開催による消費者へのPR機会の拡大などに取り組んでまいります。

こうした取組によりまして、有機農業者の所得の向上を図り、新たな担い手の確保、さらなる取組面積の拡大といった好循環につなげてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、グリーフケアや不育症の対策強化についてお尋ねがございました。

流産や死産を経験した方の悲しみや喪失感にさりげなく寄り添うグリーフケアにつきましては、高知医療センターなど複数の医療機関で助産師や心理士等の専門職による支援が行われております。また、流産、死産を繰り返すという

いわゆる不育症に悩む方に対しましては、平成24年度から高知医療センター内に不妊専門相談センターとして、ここから相談室を設置し、専門相談や情報提供などを行っております。

グリーフケアや不育症の対策では、流産や死産を経験した女性などに対して必要な情報を提供するとともに、心理的、医学的な相談支援を適切に行うことが重要です。このため、お話にありましたように、国から通知が出され、グリーフケアや不育症の支援に活用できる事業として、市町村の子育て世代包括支援センター事業、産後ケア事業、産婦健康診査事業などに、流産、死産を経験した方が相談できることが改めて明確化されました。

県としましては、市町村の母子保健コーディネーターや保健師等を対象としたスキルアップ研修などを活用し、不育症への理解を深めるための研修を実施するなど、流産や死産を経験した方に専門職が寄り添った支援の充実につなげてまいります。あわせて、県民の皆様に対しリーフレットやホームページを活用し、専門相談窓口であります不妊専門相談センターの周知・啓発を行ってまいります。

また、不育症は検査により原因を明らかにし、適切な治療を行うことで、不育症患者の約8割が出産にたどり着くとされております。このため、県では保険適用がなく高額な費用がかかる不育症検査費用の助成制度を本年8月に創設し、経済面の負担の軽減を図っているところです。今後もグリーフケアや不育症の対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、ひきこもりの方の一般就労に向けたいわゆる出口への支援として、生活立て直しの場の必要性についてお尋ねがございました。

様々な課題を抱えるひきこもりの方の支援につきましては、自立に向けた相談支援、居場所や就労体験の場の提供、一人一人が抱える課題

に応じた就職支援などに取り組んでいるところです。ひきこもりの方の社会参加につきましては、生活立て直しの場において継続的な関わりが大変重要であり、自立に向けて御本人の状況を踏まえたきめ細かな支援が求められております。

居場所につきましては、県が助成する民間の6団体が孤立予防などの居場所づくりや伴走支援に取り組んでおります。また、あったかふれあいセンターにおきましては、居場所の提供はもとより、地域の方々と一緒に農作業を行うなど、ひきこもりの方の自立への支援に取り組む事例もございます。

次に、就労体験の場では、令和元年7月から就労サポートセンターかみまちに配置した就労支援コーディネーターなどが、一人一人に合った支援プランを作成し、就労に向けた支援を行っており、現在29名の方が利用されております。

今後は、より多くの希望される方が就労体験などに取り組めるよう、コーディネーターと市町村、支援機関等のネットワークの強化を図ってまいります。具体的には、ひきこもり支援の関係者が集い情報共有を図る連絡会や、各団体の活動を共有する実践交流会を開催するとともに、ブロック別の事例検討会など、支援をつなぐ際の具体的な連携方法などについて共有する場を設けてまいります。また、ひきこもりの方への自立に向けた支援の拡大に向けまして、支援の担い手となり得る民間支援団体などを対象として、ひきこもり支援の手法について学べる機会の提供などを行ってまいります。

このような取組によりまして、ひきこもりの方一人一人に応じた支援が行える環境づくりを進め、多くの方の生活の立て直しが図られるよう努めてまいります。

最後に、ひきこもりの方へのデジタルを生かした活躍の場への支援についてお尋ねがござい

ました。

議員からお話がありましたように、オンラインでの交流やテレワークが普及する中、デジタル技術を生かして、ひきこもりの方が自宅で仕事をする、そういった活躍の場を支援していくことは、ひきこもりの方が無理なく働く方法としても、また社会への参加の面でも有効と考えております。他県の支援事例では、ひきこもりの方がオンライン上で相談したりネット上で交流する居場所などが設置をされております。その居場所では、就労による自立に向けてITスキルの習得を目指すウェブサイトの構築や、プログラミングの指導などが行われております。

県内におきましても、就労機会が少なく仕事の選択肢が限られていた障害のある方が、身につけたデジタル技術を用いて、IT企業でその能力を発揮し活躍されている事例もございます。こうしたひきこもりの方のデジタル環境を活用した活躍の場につきまして、他県の事例も参考に、支援の在り方について検討を進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、就学前の非認知能力の獲得についてお尋ねがありました。

非認知能力は、知識や技能といった認知能力に対して、コミュニケーション力や想像力など学びに向かうために必要な力と言えるものであり、特に幼児期において遊びを通じた様々な体験の中で育つとされております。平成29年に改定されました保育所保育指針、幼稚園教育要領等では、遊びを通しての総合的な指導により、自立心や協同性など幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を手がかりにしながら、認知能力と非認知能力を一体的に育むことの重要性が示されております。

県教育委員会では、この指針、要領等に沿った教育、保育が県内の保育所、幼稚園等におい

て確実に実践されることを目指して、昨年度は指導主事やアドバイザー等を延べ285回派遣し、各園が行う園内研修を支援しております。また、今年度からは指針、要領等に沿った教育、保育が各園で実施されているかを客観的に評価し、全県的な傾向を把握して、支援の充実につなげる取組を進めております。

加えて、今年度は県内の就園児のほぼ半数を占めます高知市と新たな協議の場を設け、幼児教育に関する取組の充実について検討を重ねているほか、保護者に向けて幼児教育の重要性に関する周知・啓発に取り組んでおります。

さらに、こうした幼児期の育ちを小学校での学びに円滑につなげるため、保育所、幼稚園等と小学校の教職員同士が互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす取組を県内3町村でモデル的に取り組んでいただいております。今年度はこの成果の全県的な普及を進めているところです。

このような取組を通して、本県の就学前の子供たちが、県内のどこにいても質の高い教育、保育が受けられ、小学校以上の教育も見通して、非認知能力も含めた健やかな育ちが保障されるよう取り組んでまいります。

次に、子供たちが成果を発表できるような機会についてお尋ねがございました。

部活動の大会等は、生徒が日々の活動の成果を発表する場として大変意義のあるものですが、競技中はマスクが着用できないことや、身体接触等により感染リスクが高いことなどから、現在は成果発表の機会の確保と感染防止の双方を踏まえて策定しました。高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方に基づいて対応しております。

昨年度、各都道府県において大会等の中止が相次ぐ中、本県においては競技中の感染防止対策等を徹底した上で、高校では競技ごとに可能

な限り県体の代替大会が開催され、中学の県総体も無観客とすることなどにより開催されました。

本年度は感染防止対策の徹底に加え、感染のステージに対応した対策として、競技により予選や延長戦を行わないなどの日程や試合時間の短縮措置も講じながら、高校の県体、中学の県総体ともに開催をされております。また、その他の活動についても一律に中止するのではなく、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟等と協議しながら、可能な限り開催に向けての対応を行ってまいりました。

一方で、本県における感染状況が深刻化した8月下旬から9月下旬にかけては、延期することができなかった高体連主催大会は14競技が中止、中体連主催大会は12競技が中止となりました。この中には3年生にとっては最後となる大会も含まれていたということで、大変心苦しく思っております。

本県では、これまでも大会の開催に向けた検討、工夫を行ってまいりましたが、今後は本県の感染状況とともに、ワクチンの接種状況や国の感染対策の動向等も踏まえ、大会参加の在り方について関係機関と十分に連携して、さらに可能な範囲で成果を発表する機会が確保できるよう、研究、工夫を重ねてまいります。

最後に、道徳教育や郷土の歴史を子供たちに教えていくことについてお尋ねがありました。

国家は、領土と国民、それらを統治する政府から成り立ち、教育の目的は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての国民を育成することとされております。また、国際社会において、国旗・国歌はおのこの国家のシンボルであり、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしております。このため、世界の中で信頼される日本人として存在するためには、これまでの日本の

歴史を学び、美德とされてきた礼儀や節度、勤勉さなどの道徳性を高めるとともに、自国及び他国の国旗・国歌についても尊重する態度を養うことが必要であります。

そのため、教科化された道徳の授業では、国や郷土を愛する心や礼節など22の内容項目について、各学年で発達段階に応じて毎年繰り返し学習することになっております。例えば、オリンピックやパラリンピックを扱った教材では、国旗や国歌の意義に触れ、伝統と文化の尊重や国際理解といった道徳的価値について、子供たち一人一人が主体的に考え、議論する学習が進められております。

県教育委員会では、これまでも平成30年度からの道徳の教科化に向け、平成27年度からの3年間で39名の道徳推進リーダーを育成するとともに、指導と評価の一体化について研究する指定校を10校設け、研究実践とその普及に努めてまいりました。

さらに、教員の授業力を高めるための授業づくり講座に平成31年度から道徳を加え、これまでの読み物教材に偏った授業から、「考え、議論する道徳」への質的な改善を図っているところです。あわせて、日本や地域の歴史を学び、その魅力を身近に感じることができる郷土の偉人伝を掲載した副読本を配布し、家庭で取り組む道徳教育も進めております。来年度は、郷土愛や礼節などを充実させる視点でこの副読本の改訂を行い、家庭や地域ぐるみでの道徳教育のさらなる推進を図ってまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 伝承されてきた民具などを保管、観賞できる施設の必要性についてお尋ねがございました。

過疎化や少子高齢化などを背景として、全国的に文化財の滅失や散逸などの防止が課題とされております。こうした中で各地域に残された

民具などを保存し、それらを通して地域の皆様に地域の生活の歴史や文化に触れていただくことができる施設は、大変重要なものだと考えております。

県では、旧大栃高等学校の施設の一部を活用いたしまして、県立歴史民俗資料館が収集した民具などを収蔵し、定期的に公開する取組を行っております。また、県内の各市町村におきましても教育委員会などが主体となって、民具などの資料を収集、保管されており、現在県が把握しております民具などを収蔵している県内の施設の数78施設に上っております。

これらの施設のうち、議員のお話にありました廃校を活用している事例は16件ございます。例えば、土佐町では旧森小学校が民具資料館として改修され、農機具や生活用具などが展示されています。また、廃校の活用のほかにも、高知市立三里小学校では、校内の郷土資料室に地引き網のろくろや漁具、船道具など漁業関係の民具を保管するなど、児童の地域学習の教材としている事例もございます。

他方、専属の学芸員などがないため、適切な保管や展示に苦慮されている施設も多いとお聞きしております。このため、歴史民俗資料館では各種相談への専門的な対応、資料の整理や企画展の開催などへの協力、さらには地域で立ち上げられる検討会への参画などの支援を行っております。また、県立高知城歴史博物館では、地域学芸員養成講座を実施し、地域における人材の育成にも取り組んでいるところであります。

今後も、子供たちや地域の方々の方々にふるさとの歴史への愛着と誇りを持っていただけるよう、歴史民俗資料館などと連携し、地域における民具などの伝承の取組を支援してまいりたいと考えております。

○2番(土森正一君) 知事はじめ執行部の皆様、丁寧な御答弁をいただきまして誠にありがとう

ございます。

また、教育長のほうからもスポーツ大会の延期ということでしたが、柔軟な考え方をしてくれるということで、本当にありがとうございます。子供たちがたった1回しかない試合がなくなって、非常に大変な思いをして、成長したときにそのときがちょっとこう不信になってトラウマになるようなこともあるかもしれませんので、柔軟な対応をまたよろしくお願ひしたいと思います。

また、事業者の支援のほうもありがとうございます。先ほど言い忘れておりましたけれども、イベントや祭りが少なくなって、イベント会社や露天商の皆様とかも大変な思いをしております。その隙間隙間の事業支援のほうもやっていただければと思っております。

2問目はいたしませんけれども、第6波に備えて、出口戦略も含めました次のフェーズに来ていると思います。先ほども自民党の総裁選でもありましたように、回復に、来年の春なりそうなどいうことを皆さん言うておりましたので、それまでのつながりが非常に大事になってくると思います。経済と文化、そしていろんなものがコロナでダメージを受けておりますので、そのあたりを一生懸命になってまたやっていただきたいと思ひます。

今までも本当に知事、執行部の皆様が高知県のコロナの対策に対しまして、御尽力をしていただいたことを本当にありがたく感謝しております。私たちもしっかりと県民の声を聞いて、またしっかりと勉強して高知県政に生かしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これで、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(森田英二君) 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩



午後1時再開

○議長(森田英二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番下村勝幸君。

(6番下村勝幸君登壇)

○6番(下村勝幸君) 自由民主党会派、黒潮町区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、カーボンニュートラル必達の意味についてお伺ひいたします。

本年の2月議会におきまして、本県のSDGsの取組について質問させていただきました。具体的には、今からおよそ30年後の2050年までにカーボンニュートラルを実現するという目標について、本県の森林資源の活用などをベースに質問させていただきました。

そのときの質問では、いかにその目標を達成させるのかということに主眼を置いておりましたが、質問の後、再度私自身の県政報告書を作成しながら、なぜ2050年までにこのカーボンニュートラルを実現しなければならないのかという、この問題の本質的な課題、言い換えるなら一番コアになる部分が伝え切れていないと痛切に反省をいたしました。そこで、この9月議会の質問では、どうして2050年までにカーボンニュートラルを実現する必要があるのかをもう少し詳しく御説明した上で、質問に入りたいと思ひます。

さて、世界的に自然環境の問題がクローズアップされ、これまでも国連を中心に何度もこのテーマで議論がなされてまいりました。京都議

定書やパリ協定など、その都度各国ごとの具体的な数値目標を定め、取組を進めてまいりました。しかしながら、各国政府の思惑もあり、残念ながら正直うまく進んでいるように思えません。

そうした中、身近なところでも最近では雨の降り方が尋常ではなくなり、これまで以上に雨が降り始めただけで心配になる機会が増えてまいりました。現に、さきに発生した台風14号も、東シナ海で迷走した後、日本を横断するコースを取りました。そして、この雨による集中的な豪雨によって、佐賀地域の2か所において国道56号が冠水し、約2時間にわたり通行止めとなりました。ここ数年は特に異常気象の発生を肌で感じておられる方も多いのではないかと思います。

このように自然環境が不順になってまいりますと、高知県の基幹産業である農林水産業、特に漁業や農業では今までの経験や実績が役に立たなくなる、もしくは生かすことが難しくなるという世界が現実になりつつあるように感じております。

県の農業分野では、I o Pクラウドを活用したNext次世代型こうち新施設園芸システム、水産業分野ではICT技術を活用した高知マリノベーションいわゆるスマート漁業など、次世代に生かせる最新の技術を取り入れ、次の新しい時代に挑戦しようとしておりますが、こうした様々な施策も地球規模での自然環境の激変など、基本である自然環境という土台が変わってしまえば、これらの新技術が全くと言っていいほど役に立たなくなる可能性もあります。

こうした事情を鑑み、国においても2030年度の温室効果ガス削減目標の引上げなど、グリーン化というキーワードを掲げ、いよいよ環境問題に本格的に取り組む土壌が整ってまいりました。

そうした取組が進む中、今年の8月国連の気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCの第6次評価報告書の中の第1作業部会報告書、自然科学的根拠が公表され、気候変動は人間の活動によるものであると断定し結論づけられました。さきのNHKの放送でも、気候変動という言葉から気候危機の時代に入ったと放送されておりました。言い換えるなら、現在地球規模で発生している自然災害、洪水、熱波、豪雨、森林火災、干ばつ、土砂災害、スーパー台風などをもたらす温暖化は人間の活動のせいであると断定されたわけであります。

さて、ここで科学的根拠に基づいた具体的な数値を申し上げますと、世界の平均気温は産業革命以前と比べて1.09度上昇しております。これを2050年頃までにCO₂の排出量を実質ゼロにすることができれば、温度上昇を1.5度の範囲に抑えられるということであります。

ここまでお話を聞いていただいて、僅かその程度の温度のことかと思われる方もおられるかもしれませんが、しかしながら、このように世界平均気温の変化が1.5度に抑えられたとしても、平均海面水位が現在より0.5メートルから3メートル程度上昇するだろうという予測が出ています。

実際、これまでの温暖化により北極や南極の氷が解け、世界の平均海面が1901年から2018年にかけて約20センチメートル上昇しています。よく報道には出てまいりますが、太平洋上の高い山や丘のないサンゴ礁で成り立っている平均海拔約2メートルのキリバス国では、隣のフィジーに約20平方キロメートルの土地を購入し、フィジーの大統領も人々の受入れを了承しています。また、海拔最高位が4.6メートルのツバル国も同様に、フィジーとニュージーランドが環境難民としての受入れを表明しています。

こうした状況の中、世界平均気温の上昇を1.5

度に抑えることができず、万が一2050年に2.5度となってしまうと、将来的には1900年を基準とした2300年の世界平均海面水位の変化が、2メートルから7メートルになるだろうとの予測が出されました。こうなってしまうと、本当に多くの島嶼部が海中に没するという事態が発生するかもしれません。

しかし、これは当然ながら太平洋上の島嶼部だけの問題ではなく、我が国のような海に面した国土を持つ全ての国が直面する問題であります。海岸部の陸地が消滅することにより、人の移動、食料や水の不足など、安全保障上も重大な問題を引き起こす可能性があります。

こういったお話をすると、私たち1人ぐらいの力ではどうしようもないと思われるかもしれませんが、逆に言えば、私たち一人一人から始めなければ物事は進まないという強いメッセージを人々に伝える必要があるように思います。そして、最終的にはカーボンニュートラルの実現を達成するという国民運動にしていかなければなりません。

森林率84%で日本一を誇る我が県としても、カーボンニュートラル達成に向けて先進県を目指すという強いメッセージを県民に出すと同時に、県民の全てが心からこの目標に向かおうという機運が醸成できるように、ぜひ訴えかけていただきたいと思います。

この提案につきましてどのように考えておられるのか、まず知事にお伺いいたします。

次に、脱炭素先行地域についてお伺いいたします。さきの質問では、現在の世界が置かれた環境を県民に伝えると同時に、目標に向かって県民一丸となってそこに取り組むまでのお話をいたしました。次は、脱炭素化に意欲的に取り組む市町村についての質問です。

本年6月9日に、国・地方脱炭素実現会議から地域脱炭素ロードマップが発表されました。

実は私の町の黒潮町では、この6月9日のロードマップが公表された後、ここで提案されている全国で100か所程度選定、公表される脱炭素先行地域に入れなかと模索を始めております。例えば、当町には家地川ダムから取水された四国電力の佐賀発電所があります。この水力発電所では最大出力1万5,700キロワットの発電がなされ、およそ民家3万戸分の電力を賄うことができます。これは完全な再生可能エネルギーであり、我が町で消費する電力をはるかに超える発電がなされています。こうした地域の再生可能エネルギー資源をうまく活用し、脱炭素先行地域へのエントリーができないかと黒潮町では知恵を絞っています。

現在、政府が検討している脱炭素先行地域へのエントリーを模索している県内市町村に対する御所見を林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、ブルーカーボンについてお伺いいたします。さきに述べましたように、本年の2月議会での質問は、主に山を中心としたいわゆるグリーンカーボンについてお聞きいたしました。そこで、今回は海に着目したカーボンニュートラルの施策について質問したいと思います。

国交省港湾局では、ブルーカーボンという海に着目した施策を打ち出しております。このブルーカーボンを簡単に説明すれば、海草、アマモなどや、海藻、植物プランクトンなど海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことをブルーカーボンと呼んでいます。したがって、海に囲まれた日本では藻場を造成することなどによる、いわゆる海の森によってCO₂を吸収しようという取組であります。

私は、沿岸漁業を支え、さらなる振興を目指すためにも、漁場の再生イコール藻場の造成は非常に重要な施策であると考えております。また、このブルーカーボンという考え方は比較的

新しい考え方ですが、漁業の振興のための藻場の造成、また投石による魚礁の造成は昔から沿岸部ではよく行われてきた取組であります。こうした従来の考え方を取り入れ、CO₂削減の取組ができるのであれば、一石二鳥どころか一石何鳥にも効果が期待できると考えます。

また、本年の2月議会の質問で取り上げましたように、沿岸漁業の振興を図ることができれば、漁家を支えることによって、最終的には苦境にある高知県漁協を支援するための一助にもなろうかと思えます。

県漁協をしっかり支えていくと明言して下さった知事に、こうしたブルーカーボンへの取組につきまして御所見をお伺いいたします。

そして、この項の最後に、時間軸の悲劇という言葉に基づき御質問いたします。今回の質問のためにいろいろと調査をしているときに、時間軸の悲劇という言葉を知りました。これはイングランド銀行総裁で金融安定理事会の議長であったマーク・カーニー氏が時間軸ギャップのことをホライズンの悲劇と呼んだことに始まっているそうです。

気候変動など長い時間軸で考えねばならないことは、どうしても後回しとなりがちであり、現在から数年先もしくは長くても10年程度先の時間軸にあるものを中心に実行することになり、時間がたち、ふと何かの事象に気づいたときには既に手後れになっているということを、時間軸の悲劇という言葉で表しているということがありました。

この1問目の質問で、これまでに私が質問してきたことは2050年、すなわち今から30年後のお話であり、まさしくこの時間軸の悲劇に該当する内容であります。今から30年後にもし私が生きていくとするならば86歳になります。しかし、今の20代の皆さんはちょうど私の今の年代になるわけでありまして。このように、私たちが

考えねばならないのは、こうした時間軸の悲劇に陥ることなく、今の私たちの子供や孫の世代にきちんと健全な地球を引き継いでいくことだと私は考えます。

こうした時間軸の悲劇に陥らないためには、長いスパンでの明確な目標を定め、定期的にPDCAサイクルを回していく中で分析を行い、その実績を県民にきちんと示す方法を確立することが重要であると考えます。

そして、幸いにもこの高知県には大変よいお手本がございます。先日、産業振興計画フォローアップ委員会を傍聴いたしました。そこでは知事をトップに関係部長などが集まり、委員の皆様とアクションプランごとに目標を明確にした上で共有し、そして結果を分析しながら、次への挑戦を明確にするPDCAのサイクルがきちんと回る仕組みが構築されております。

このカーボンニュートラルの取組もまた具体的な目標管理が必要であると考えます。これにつきまして知事の御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。

私自身がこれまでの本会議でもウイズコロナ、アフターコロナ等の言い方をしてまいりましたが、今の私の感覚では、あどきに感じていたアフターコロナという言い方は少し間違っていたと感じています。その理由は、このパンデミックの状況の中、世界では次々に変異種が確認されており、報道によれば南米コロンビア由来の変異した新型コロナウイルス、ミュー株は、ワクチンなどでできた抗体がほかの変異株より効きにくいとする結果を、東京大学や東海大学などの研究チームがまとめたという報道がなされました。また、デルタ株が全世界に脅威を与えている中であって、ミュー株はWHOによってこの8月、警戒度が2番目に高い変異株に位置づけられており、従来株よりワクチンの効果が

7分の1以下に低下したという報道もあります。

しかしながら、このようにワクチン効果がある一定下がったとしても、全世界でワクチンの接種が進み、地球全体で人々のウイルスに対する抗体が獲得され、パンデミックが収束していくのを待つしかないと感じています。

さて、新型コロナウイルスのパンデミックが発生するまでは、季節性インフルエンザが毎年流行していたように、将来はこの新型コロナウイルスが今の季節性インフルエンザのようになってしまうような未来が来るように思います。現在の季節性インフルエンザの特効薬であるタミフルやリレンザのような経口薬が開発されるまでの間は、この新型コロナウイルスと共存していかざるを得ないと考えております。

こう考えた場合、この新型コロナウイルスとの共存という意味でのウイズコロナというステージを重点に考え、しばらくはそういった生活の仕方を考えねばならないと感じています。県としては、さきに述べたような特効薬が開発され、第5類に分類されている季節性インフルエンザ等と同様に、コントロール可能な疾患になるまでの間は、どういった生活スタイルになるのかを県民にしっかりと伝えていく必要があると考えます。今議会では、多くの同僚議員から様々な角度での質問がなされましたので、私は新型コロナウイルス対策につきましては、1点のみ御質問させていただきます。

ワクチン接種において、時間に比較的余裕のある高齢者の場合は、例えば地区単位での集団接種のほうが効率的でありました。私の町の黒潮町の場合でも、接種日、接種会場を行政側が指定し、集団接種方式でワクチン接種を実施してまいりました。一度に接種者を多数見込める場合には、こうしたやり方のほうが効率よく、多くの方たちに効率的に接種を進めることが可能であります。しかしながら、対象者が若年者

に移り、仕事や家庭の都合などでだんだんと接種希望者が減少してきた場合には、接種指定日にどうしても打つことのできない方たちが発生してしまいます。

そこで、例えば郡部などにおいては複数の市町村が連携し、接種者の希望に添った形でのワクチン接種を進めることはできないでしょうか、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県内市町村のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

さきのカーボンニュートラルの質問の中で触れましたが、温暖化によって今後南極やシベリアの永久凍土が解け、新たな未知のウイルスが再度出現するかもしれません。我々人類が今回の新型コロナウイルスのパンデミックに直面したように、今後こうした未知のウイルスへの備えを怠らないようにしなければならぬと思います。そのためには、やはり発生した場合にはどのように対処するのかという事前の準備が非常に重要であることを、我々は今回のパンデミックから学びました。

私は、今回のパンデミックへの対応の優等生と言われた台湾の取組には非常に学ぶべきことが多いと感じています。そこで、今回のパンデミックがある程度収束した段階で、我が県としても友好的関係にある台湾からぜひ様々なことを学ぶべきと考えます。我が県でもデジタル化が進展する中でのICTの活用など、高知県内のIT企業の皆様を生かし、ひいては高知県にそうしたIT産業を根づかせる意味においても、台湾とのコネクションは必ず大きな財産になると信じます。

そのため、我が県におけるデジタル化の推進に向けても、ぜひ台湾とのコネクションを活用するなど、海外の先進事例についても研究し、取り入れるべき点は積極的に取り入れていただくようお願いしたいと思います。

さて、先日台湾のデジタル大臣のオードリー・タン氏とNECの遠藤取締役会長との対談、「Well-beingな未来の実現」をビデオ・オン・デマンドで視聴いたしました。そこでの言葉が大変印象に残っておりますので、皆様に御紹介したいと思います。

オードリー・タン大臣は次のように述べておられました。台湾ではブロードバンドは人権と考えている、どこにいても少なくとも1か月15ユーロ——日本円で約2,000円になりますが——それで無制限にデータ接続が保証されている、これはへき地や離島にいても誰もが平等にアクセスできるということである、つまり民主主義における平等性というだけでなく遠隔医療・遠隔学習などにも利用できるということである、そうでないとデジタル格差によって取り残される人が増え、コネクティビティー——これはネットへの接続のしやすさのことを言いますが——その格差に苦しむ人が増える、私たちは健康であることが人権であるようにコネクティビティーも人権だと考えている、私はコネクティビティーという意味では誰一人取り残さないという強い言葉で締めくくっております。

私は、デジタルディバイド、情報格差は人権問題であるというこのオードリー・タン大臣の言葉に衝撃を受けると同時に、大変感銘を受けました。

そこで、まず総務官僚としても御活躍なさった濱田知事に、ブロードバンドは人権であるというこの考え方についての率直な感想をお伺いいたします。

さて、9月1日よりデジタル庁が開庁されました。我が国のデジタル化をさらに加速するための開庁であると同っております。そこで、このデジタル庁が開庁することによる我が県への影響や今後のサポート体制につきまして順次お伺いいたします。今回は少し庭先的な質問にな

りますが、ぜひ詳細を分かっていたきたいので、具体的に黒潮町の事例を挙げながら質問したいと思います。

私の住む黒潮町は、今から15年前の平成18年に合併し誕生した町であります。そのとき課題となっておりましたテレビの難視聴地域を解消するために、公設公営で全戸に光ファイバーを敷設いたしました。これにより難視聴地域の解消、全戸への防災情報端末の整備、高速インターネット環境の整備、携帯電話不感地域対策の4つの課題を同時に解消する目的で整備を行ってまいりました。

設置に向けては、経済性や効率性を考え、当時としては最先端の投資であったように思います。そして、時代が進み、それに合わせ機器増強も順次行ってまいりましたが、ここに来て機器増強に係る費用についてのコストパフォーマンスが見合わなくなり、現在は最大2Gbpsで頭打ちとなっております。

さて、国内のインターネット環境においては、民間通信事業者からインターネットへの接続は、10Gbps以上が当たり前の状況の中、動画等の視聴でインターネット需要が急拡大する中においては、2Gbpsでは早晚行き詰まりが発生することも予想されます。現在、町では難視聴地域の解消と通信環境の整備を同時に維持できる方法を模索しておりますが、まだまだ困難な状況が続いております。インターネット環境が改善できなければ、町の施策にも支障を来す可能性もあります。

黒潮町の場合は、こうしたことが原因で高度のインターネット環境が整備できない状況となっております。私は原因の差こそあれ、こうした状況に陥っている市町村が県内にも多数存在すると伺っております。国が進めるGIGAスクール構想や観光振興であるワーケーション施策等もこの高度なインターネット環境が整わ

なければ、こうした事業がうまく進まないおそれもあります。こうした根本的課題は喫緊の課題であり、時間的余裕はあまりありません。どうかこれまで以上に積極的に課題解決へのサポートや国への提言等行っていただきたいと思えます。

今述べましたことに対する所感と今後の対応につきまして知事に御意見をお伺いいたします。

次に、市町村へのデジタル化支援については、これまでも本会議を通じて何度か質問してまいりました。さきの黒潮町の例で述べましたように、これまで各市町村が独自に取り組んできたデジタル化の取組や、市町村職員の専門知識やスキルの差などにより整備状況が大きく異なるのではないかと思います。

今後の県内でのデジタル化には、こうした市町村ごとの環境の違いを十分に考慮した市町村単位でのサポートが求められていると私は思います。これにつきまして今後どう取り組まれるのか、総務部長にお伺いいたします。

このたび、令和元年度に創設されたデジタル専門人材派遣制度が、地方創生人材支援制度内のデジタル分野、デジタル専門人材に整理されました。これは簡単に申しますと、行政のデジタル化を進めるために、協力企業は自治体に最長2年間専門人材を派遣することができる国の制度であります。これにより県内の市町村でITの専門家を雇うことができるようになったわけであります。しかしながら、県内では活用が進んでいない状況です。

このため、制度の活用をはじめ市町村における人材確保を図るための方策について総務部長にお伺いいたします。

次に、高知県内のインターネット環境を悪用した特殊詐欺対策についてお伺いいたします。

さきに述べたようなデジタル化を進めることによって発生してくるのが、SNS等を使った

特殊詐欺であります。一時期は電話によるおれおれ詐欺が主流でしたが、最近では携帯やパソコンを利用したフィッシング詐欺が多いように思います。私のメールや携帯にも本当に毎日のようにスパムメールと呼ばれるジャンクメールや新手の詐欺まがいの誘いや、明らかに詐欺と思われる通知が送られてきます。

私の場合は、送られてきた送信先のアドレスの確認や、全国で同様の注意喚起を促す報告が出ていないのかを少しチェックすれば、ああまたかと、そうしたメール等を開封することなく、すぐに削除することができるのですが、そういったことに慣れていない方や真面目な方ほど引っかかってしまうのではないかと心配いたします。

そうした中、先日も本当に腹立たしいメールが送られてきました。くれぐれも県民の皆様御自身や、その御家族が被害に遭われないように、ここでその詳細を申し上げたいと思えます。

それは、現在東京と大阪で実施されている自衛隊の大規模接種会場でのワクチン接種のための予約受付のメールでした。このメールは非常によくできており、文面にある問合せ先の電話番号等は全く本物で、文面だけを見れば全く怪しむ余地のないものでした。上部に表示されているいわゆるアドレス先、URL等を見れば明らかにおかしいことが分かります。そして、文面には予約サイトへのリンクボタンがあり、そこから偽サイトへ誘導する非常に悪意のあるものとなっております。なかなか新型コロナウイルスのワクチン接種が受けられない都会の若者心理を弄ぶような、非常に悪質で腹立たしいものであります。

そこで、正規の自衛隊の大規模接種会場の予約サイトを確認してみますと、そこには私に送られてきたメールと全く同じものがトップページに表示され、注意喚起を促しておりました。これまでも多くの方がこうしたメールや偽サ

イトにより詐欺被害に遭われているかもしれないと思うと、非常に腹立たしく思うと同時に、こうしたやからを徹底的に処罰する方法はないものかと思った次第であります。

さて、現状での警察の対応は、犯罪が発生し、その被害届を受理するタイミングでそうした犯罪の手口を知り、そこからその対応に当たるといふ、言わば待ちの姿勢になっていると思います。また、私の友人はNTTのお客サポートセンターを装ったメールによりトラブルに巻き込まれそうになったそうですが、何とか詐欺に遭わずに済んだそうであります。

しかし、気の弱い方や真面目な方ほど、裁判になるとか社会的信頼を失うなどの言葉を聞いたときに、思わずそれに乗ってしまうのではないかと思った次第です。そのため被害に遭われた方が、この程度の金額なら仕方ないとか、家族に知られたら怒られるかもしれないとか、もしかすると多くの方が被害に遭われても泣き寝入りしている方もおられるのではないかと心配いたします。今では、おれおれ詐欺をだまされたふり作戦などで時々検挙するなど成果も上がっておりますが、相手が外国人などの場合は一度お金を振り込んでしまったら、なかなか検挙するのは難しいと思われまます。

私は、こうしたフィッシング詐欺は新たな手口のものでどんどん登場してくるために、未然に防ぐことは非常に難しいと思います。そのためにはそうした犯罪の手口を知ること重要ですが、先回りした対策こそが、それらの犯罪から財産や身を守ることができる唯一の手段だと思えます。

ところで、携帯電話会社によっては、早いところでは来年の3月末には携帯電話の第3世代であります3Gのサービスを終了すると発表がありました。NTTドコモなどは今から5年後の令和8年を予定しているとのことあります。

簡単に申せば、3Gサービスを利用した通話や通信は、早い会社では来年4月1日からは利用できなくなるということでもあります。言い換えるなら、いわゆるガラケーと呼ばれる携帯電話が表舞台から消えていくこととなります。

こうした背景もあってか、日高村などのように高齢者にスマホを推奨する施策に取り組んでいる自治体もあると新聞報道で拝見いたしました。私は、御高齢の皆様がこうしたIT機器を積極的に活用することは大賛成です。ですが、ただ推奨するだけでなく、確実に財産や御自身を守る対策を同時に考えていただきたいと思えます。このような特殊詐欺対策は国レベルで徹底的に行われなければなりません、結局被害に遭われているのは県民であり、善良な住民の皆様であります。

そこで、こうしたインターネット環境を悪用する特殊詐欺に対して、県警としてどのような対応が行われているのか、警察本部長にお伺いいたします。

また、次に狙われるのが未成年者の皆様であります。GIGAスクール構想が進捗する中で、次に心配になってくるのがこうしたタブレット端末に触れる機会が多くなっていく子供たちであります。学校で貸与される端末はネットワーク上のトラブルを防ぐ対策が取られておりますが、家族や個人で所有する端末はそうではありません。こうした端末を未成年者が利用することは、そうしたリスクにさらされる可能性が高まるということであり、真面目な子供たちほどこうした犯罪に巻き込まれるおそれがあります。

そのため、こうした犯罪に巻き込まれない徹底した情報モラル教育と、万が一巻き込まれてしまった場合でも周りの大人や先生がすぐに対処できる仕組みが必要であると考えます。実際、悪意のある大人が子供に成り済まし、自分と同年代であると信じ込ませ、写真や住所を送らせ

犯罪に巻き込んでいくなどの手口があります。

何よりも画面の向こうの相手を信じないことが重要であり、こうした具体的な犯罪の手口をまずは教えることが大切であります。また、できるだけ保護者も外部との交信時には、お子様の利用時のチェックを怠らないことが重要であります。同時に、何かトラブルが発生したときには、学校全体での事案の情報共有が重要であると考えます。

こうした犯罪を未然に防ぐという観点での情報モラル教育について、教育委員会としてどこまでの対策が講じられているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、ウイズコロナ時の観光振興施策についてお伺いいたします。

世界はウイズコロナ時の観光体制にだんだんと移行しております。さきの9月21日の報道によれば、アメリカは外国人のアメリカ入国について、特別なケースを除きワクチン接種済み者のみ入国を許可し、入国後の隔離期間を免除する方針を発表いたしました。入国時にワクチン接種が義務化されたわけですが、その是非はともかくとして、日本でも恐らく将来はこうした方向に移行していくのではないかと感じています。

まずは、ウイズコロナ時のインバウンド誘致についてどう考えておられるのかをお聞きいたします。昨年の12月議会において、今後インバウンド観光が再開し、経済のV字回復を目指せるタイミングが整ったときに、他県の取組に後れを取ることのないよう、しっかりと受入れ環境整備やプロモーションなど、ハードとソフトの両面で誘客に向けた準備が必要ではないかと観光振興部長に質問させていただきました。

その後、世界では様々な動きがある中で、県としてもインバウンドの受入れ体制については、ウイズコロナという独自の視点で準備する必要

があるように感じています。そういった視点でのその後の取組状況はどのように進んだのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、現在ワクチンの接種証明を所持している方や、陰性証明を持っておられる観光客の積極的な受入れを進めていくという議論が進んでおりますが、私はこうした対策とともに、これまで同様ある一定の感染防止対策をしながら、うまくこのウイルスと付き合っていくしかないと感じています。ワクチン接種が2度終わっている方は、今までほど恐れる必要はないのかもしれませんが、特効薬ができるまではこのウイルスに対して正しく恐れ、正しく対策を取りながら進むしかないと思います。

今述べたように、ワクチン接種が進む中での今後の観光の在り方について観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、ウイズコロナ時は明らかにこれまでとは観光の仕方が大きく変わってくるのではないかと思います。これまでのような大人数での団体による観光の仕方から、個や小グループへと変化してくるのではないかと感じています。より旅行の質にこだわる時代に入ってきたように感じます。

これまで県が取り組んできた自然・体験型観光のより一層の深化が問われる重要な時期だと思えます。これにどう取り組まれるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

また、感染拡大を防ぎながら経済を回す仕組みの中に、今述べたようなグランピングのような少人数での旅行も新しいトレンドになってくるのではないかと感じています。県でも積極的にこうしたグランピングやキャンプについての支援を行っていると思えます。

我が県のような自然体験を売りにする県としては、さらに積極的な支援を行ってもよいのではないかと考えますが、観光振興部長にお伺い

いたします。

次に、県内のフリーWi-Fiの対応状況についてお伺いいたします。実は、以前から四国内でも高知県はフリーWi-Fiのアクセスポイントが非常に少ないと聞いておりました。そこで、コロナウイルスの感染状況が下火になるのを待って、高松市の商店街のアクセス状況について、実際現地を歩きながら調査してまいりました。その結果、高松市内の多くの商店街では、1度のアクセス時間が30分までという制限はありましたが、高松市フリーWi-FiというSSIDに、商店街を歩きながら、ほぼどこにいてもアクセスすることができました。これは外国人旅行者に限らず、日本人旅行者にとっても非常にありがたい配慮がなされていると感じたところであります。

また、街灯などのポール部分にフリーWi-Fiの表示が目立つように表示してあり、ここではこのSSIDで公的なフリーWi-Fiに接続できるのだということがよく分かるようになっていました。

そこで、高知市の帯屋町商店街で同様の実験を行ってみましたが、高松市とは少し事情が違い、接続もスムーズとは言い難いものがありました。高知県ではDOSPOTのフリーWi-Fiを推奨しておりますが、1回最大15分間で4回まで、言い換えるなら1日60分以内しかつながりません。

県として、これまでもフリーWi-Fiの整備を積極的に行ってきたと聞いておりますが、それは残念ながら観光場所などのピンポイントのスポットに限られており、高松市のような連続し、ある程度の広範囲のエリアをカバーするものにはなっていないと感じました。今後、旅行者が高松市を經由して高知に入ってきた場合、悪い印象を持たれなければよいかと心配になりました。

私は今回、実際町なかを歩きながら調査を行って見て、より利用者目線での配慮が必要ではないかと強く感じました。今後、5Gが全国的に展開されていく中でも、このフリーWi-Fiの整備は重要だと考えており、以上のような調査を踏まえた上で、ぜひ抜本的に改善していただきたいと考えております。

利用者へのアンケート調査などを行い、市町村と連携した、よりよいインターネット環境の構築を目指していただきたいと思いますが、こうした課題にどう取り組まれるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

この項の最後に、高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備についてお伺いいたします。このコロナ禍により高知龍馬空港の国際線ターミナルビル整備の取組が一時中断してしまいました。そうした中、先日空港内のレストランが閉店し、その後を四国の空港内で高知龍馬空港だけに整備がなされていなかった空港ラウンジを整備すると報道がなされました。

私は、ウイズコロナ時やこのコロナ収束後の空港の在り方を考えるとき、今後新たなウイルスが発生した場合の検疫の機能や、そのための待機場所等を十分に兼ね備えた国際空港にすべきと考えます。また、同時にこれまでに考えられてきた内容では、そこまでのものになっていないように思います。今の段階でコロナが収束するのを判断するのは難しいことなのですが、空港整備には少なくとも三、四年はかかります。ですので、そういったことを見据えた上で、インバウンド需要のタイミングを失することなく整備を進めねばなりません。

今後、以上のようなことを踏まえて新空港を整備するお考えはないのか、またコロナウイルスの収束が見えない時期であります。いつ頃この拡張工事を再開する予定なのか、副知事にお伺いいたします。

最後に、ウイズコロナ時の教育施策についてお聞きいたします。

私は、ワクチン接種を受けた子供たちと受けていない子供たちの間に、絶対にいじめや誹謗中傷を発生させてはならないと思っております。その点については、教職員の皆様に今以上の注意喚起とその対策指導が必要だと考えます。これにどう取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

次に、子供たちの学校行事等の方針についてお伺いいたします。前年度におきましても、子供たちにとりまして非常に大切な思い出づくりの場所であったり、様々な行事が中止になるなど貴重な機会が失われる結果となってしまいました。知見もたまり、だんだんとこのウイルスの特徴が分かってきた今、どのように学校行事を行っても大丈夫なのかが分かってきたように思います。そして、現在子供たちの間にはワクチン接種の終わった子供とそうでない子供が混在しています。

こうした中でどのように感染防止対策をしながら学校行事を行う方針であるのか、教育長にお伺いいたします。

また、昨年も質問させていただきましたが、今年度受験を控えた子供たちへのサポート体制につきましても御質問いたします。今年は昨年とは違い、デルタ株は若者への感染を引き起こしております。そうした中、入学試験を受けるだけでもナーバスになりがちなお子さん自身や、受験生を抱える御家族が感染してしまった場合の心理的ケアや物理的ケア、さらには子供さんの入試を無事に終えさせるためのサポートなど、今年度も県教委では県立高校の入試時の対応についてどこまでの想定を考え、対処するおつもりであるのか、教育長にお伺いし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 下村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、カーボンニュートラルの達成に向けて、先進県を目指して県民の機運醸成を図ることについてお尋ねがございました。

本県は、かねてから少子高齢化、人口減少といった課題解決を全国に先駆けて取り組んでまいっております。カーボンニュートラルの実現という困難な課題の解決におきましても、先進県を目指して脱炭素化の取組を推進してまいりたいと考えております。このため、現在策定中のアクションプランには、本県の強みを生かしながら全国をリードするような取組を積極的に盛り込んでまいります。

具体的には、例えば私は現在、CLTで地方創生を実現する首長連合の共同代表を務めております。本県は森林率日本一ということでございますから、こうした本県ならではの施策として、このCLTの普及活動などを通して、全国的な都市の脱炭素化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、既に手がけておる例といたしましては、1つには、下水汚泥処理施設の汚泥から発生をいたしますメタンガスを活用した消化ガス発電の導入ですとか、また第2には、電力会社との提携により県営水力発電所を活用した水力100%電力の提供と、こういったような先進的施策に取り組みたいというふうに考えているところであります。

今後、さらに1つには、御質問いただきましたブルーカーボンなどの本県の強みを生かした高知県らしい取組でございますとか、都市ガスは大都市部でグリーン化の取組が進むと考えられますが、いわゆるプロパンガスのようにどちらかといいますと地方部において使われておりますガスのグリーン化、いわゆるグリーンLPガスの生産技術開発、こういったような分野に

おきまして、国レベルの先進的な取組にもぜひ挑戦をしたいというふうに考えております。

こうした取組の成果を全国へ積極的に発信しますとともに、必要となる制度の創設あるいは規制緩和などにつきまして、提言活動などを通じて国に働きかけるといったことなど、先進県としてカーボンニュートラルの実現を目指してまいりたいと考えております。

一方、お話がございましたように、本県のカーボンニュートラルの実現のためには、県民の皆さんと気候変動に対する危機感や対策に取り組む意義を共有いたしまして、具体的な行動へとつなげていくような機運を醸成していくということが何よりも重要でございます。

このため、私自身あらゆる機会を通じて県内外に強いメッセージを発信していきたいと考えておりますし、県民の皆様にも思いを一つにして温暖化対策を進めていただけるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いわゆるブルーカーボンへの取組についてお尋ねがございました。

議員のお話にございましたように、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素がブルーカーボンと呼ばれているものでありまして、具体的には藻場などによりますCO₂の吸収、固定が期待されているということでございます。このブルーカーボンは、国連環境計画が2009年に発表した報告書において、新たなCO₂の吸収源として示されたという比較的歴史が新しいものでございます。

我が国におきましては、昨年策定をされましたグリーン成長戦略におきまして、このCO₂の吸収・固定対策にブルーカーボンの取組が位置づけられているということでございます。具体的には、藻場などによりますCO₂の吸収量の評価方法をまず確立していくといったこと、そして藻場などを造成する技術の開発を行っていく

ということが、この成長戦略の中にも盛り込まれております。

県としての関わりについて申しますと、これまで漁場環境の保全ですとか水産資源の保護といった漁業振興という観点から、藻場の維持・回復に関する調査や研究に取り組んでまいりました。あわせて、各地域におきまして漁業者やダイバーなどで組織をする団体が行います、やはり藻場の維持・回復の取組に対して、国の事業も活用いたしまして、市町村と連携して支援を県としても行ってまいったところでございます。

御指摘がございましたように、藻場の維持・回復の取組は、沿岸漁業の振興という目的はもちろんでありますけれども、これに加えて今後はカーボンニュートラルへの貢献という観点においても、非常に重要な意義を持つものとなるというふうに認識をいたしております。このため、現在策定中の県の脱炭素社会推進アクションプランの中に、ブルーカーボンの取組をしっかり位置づけてまいりたいと考えます。

こうした方向性の下で国の動向も注視をしながら、関係する方々と連携をし、藻場の維持・回復に取り組むということを通じまして、カーボンニュートラルの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、このカーボンニュートラルに向けた取組におきます具体的な目標の管理についてお尋ねがございました。

本年度策定をいたしますアクションプランでは、2050年のカーボンニュートラルの実現という目標に向けまして、2030年の段階の中期目標を掲げ、まずはその確実な達成に向けて取り組んでまいることとしております。そのため、産業や家庭など部門ごとに温室効果ガスの削減量を示しまして、その実現に向けた取組や施策をひもづけた上で、その一つ一つに指標を設けて

進捗状況を把握していくという手法を取りたいと考えております。

その中でも、特に削減効果の高い取組ですとか、グリーン化関連産業など成長につながる取組などは、重点施策として位置づけた上で、例えば太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入比率でございますとか、住宅や建築物、設備の省エネ化率といった指標についてはKPIとして設定をいたしまして、進捗管理を行うこととしたいというふうに考えております。

そして、この進捗管理の場につきましては、来年4月から私をトップといたします脱炭素社会推進本部を県庁内に新たに設置いたしたいと考えており、この本部におきまして施策の進捗状況の確認を行うといったことを通じて、しっかりとPDCAのサイクルを回してまいりたいと思います。

あわせて、これを外部の方々にもしっかりとチェックしていただくという体制が大事だと考えております。有識者などで構成をいたします県の脱炭素社会推進協議会におきまして、この進捗を報告し、取組への御助言をいただきながら、施策のバージョンアップを図るという体制を取ってまいりたいと考えております。

お話にございましたように、カーボンニュートラルに向けました取組は大変長期にわたります。明確な目標を定めまして、その進捗管理を徹底していくということが極めて大事な取組となるというふうに考えておりますので、改めましてしっかりとPDCAサイクルを回して、また県民の皆様はその状況をお示ししながら、中期目標の達成、そしてさらにはその先でございます2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に、ブロードバンドは人権であるとの考え方についての感想、そしてインターネット環境整備の課題解決に向けたサポートなどについ

てお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

台湾のオードリー・タン氏によりますブロードバンドは人権であるという言葉、この言葉の意味といたしましては、どのような場所であっても誰もが平等にインターネットにつながるができるようにすべきだという、台湾における考えを比喩的に述べたものではないかというふうに受け止めております。今後、遠隔医療や遠隔教育などを含めまして、デジタル技術が社会のあらゆる場面で実装されていくという中で、場所を問わずにインターネットを使えるインフラを整備していくという強い意志を感じる、そういった言葉であるというふうに考えます。

このブロードバンドが生活に必須なインフラであり、未整備のエリアの解消を行っていくことが課題であるということは、我が国においても事情は同様であると考えております。そこで、県といたしましては、新たに光ファイバー整備を行います市町村への交付金に加えて、既存の光ファイバーを高度化するための交付金を新たに設けるといった形で、支援制度の充実を図ってまいりました。

また、ブロードバンドサービスが全国一律のユニバーサルサービスの対象となっており、中山間地域などの条件不利地域においても利用可能となるという状況が必要だと考えておりますので、この点、国への政策提言を継続的に実施いたしております。その結果、昨年度にはこのブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について、国の骨太の方針の中に明文が位置づけられました。そして、現在総務省におきまして、この確保すべき通信速度や運営財源となります交付金の在り方などといった制度化に向けた検討が、具体的に行われているという段階に至っております。

引き続き、市町村の取組を支援させていただ

きますとともに、国の議論の動向を注視いたしまして、全国知事会あるいは同様の課題を抱えます全国の都道府県などとも連携をしながら、国に対して必要な提案を行い、また要請をしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) 脱炭素先行地域に取り組む市町村についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、国は、2030年までに地域の脱炭素化を達成することを目指す脱炭素先行地域を全国で100か所程度公募、選定することとしております。そして、こうした先行地域の取組を横展開していくことで、我が国のカーボンニュートラルの実現の前倒しを図っていくこととしております。

また、環境省の概算要求では、この脱炭素先行地域など脱炭素事業に意欲的に取り組む自治体を継続的かつ包括的に支援するため、新たな交付金制度の創設を要求しているところでございます。本県のカーボンニュートラルの取組を加速化していくためにも、この脱炭素先行地域にはぜひ多くの市町村に手を挙げていただきたいと考えております。本年度、アクションプランの作成に当たりまして、市町村長を訪問させていただきました際には、黒潮町をはじめとする複数の市町村から脱炭素先行地域への応募を検討したいとのお話をいただいております。

県といたしましては、こうした意欲的な市町村が脱炭素先行地域に選定されますよう、応募の際に必要な事業計画づくりの支援など、共に知恵を絞って汗をかいてまいりたいと考えております。また、こうした先行的な取組やその効果を広く県内に波及させることによりまして、さらに多くの市町村に脱炭素先行地域を目指していただけるよう取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 新型コロナワクチンの接種を複数市町村が連携して行うことについてお尋ねがございました。

現在の本県のワクチン接種状況は、対象となる12歳以上の人口に対する接種率で1回目が78%、2回目が68%と、全国と比較して順調に進んでおります。そうした中、特に進捗が早い中山間地域においては、未接種者の減少とともに接種希望者も減少し始めております。ファイザー社製ワクチンは、1バイアル当たり6人分となっており、1日の最少人数となるその6人の確保さえ苦勞されている市町村もあるのではないかと考えております。現在、国において3回目のブースター接種が検討されていますが、3回目が始まるまでの間は、こうした状況が続くと考えております。

こうした状況を踏まえますと、効率的かつ円滑な接種体制を維持するためには、御指摘のあった複数市町村が連携して接種を行うことは有効と考えられることから、その実現に向けて県としても市町村の御意見をお伺いして検討を進めてまいりたいと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、市町村単位でのデジタル化に向けたサポートについてお尋ねがございました。

市町村のデジタル化のサポートは、各団体の規模や職員の専門性などに違いがあることを考慮しながら、県として支援を行っていく必要がございます。そのため、本年度も各市町村を個別訪問し、デジタル化の進捗状況や課題、今後の取組の方向性についてヒアリングを行っているところでございます。

また、県内市町村において、通信事業者と連携してスマートフォンの活用を図る取組や、ITベンダーの人材をアドバイザーとして登用す

る取組など、先進的な事例が生まれてきているところでございます。そこで、市町村と県で構成するデジタル化推進ワーキンググループの場を活用し、こうした先行事例を共有することにより、県内市町村におけるデジタル化の取組について全体的な底上げを図っているところでございます。

今後、デジタル庁が中心となって進められている自治体業務システムの標準化やオンライン申請の導入への対応などに取り組む必要もございます。引き続き、全ての市町村においてデジタル化の取組を着実に進めることができるよう、国から示された自治体DX推進手順書に基づく取組のフォローアップや、電子申請の普及に向けた職員研修など、市町村のニーズ等を踏まえてきめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、市町村における人材確保の方策についてお尋ねがございました。

市町村へのヒアリングなどにおきまして共通してお聞きする課題は、デジタル技術に精通した職員が不足しているということでございます。外部人材確保のための手段としては、議員からお話のありました民間企業のデジタル専門人材を半年から2年程度市町村に派遣する制度が、令和元年度から設けられております。また、地方公共団体によるデジタル人材の募集情報をIT企業や個人などに提供する取組も、総務省において今年度から新たに始まっているところでございます。

しかしながら、現時点では県内の市町村においてこうした取組の活用実績がない状況でございます。その要因といたしましては、人材に求める役割やスキル、こういったところを明確に示すことができない、人件費の負担が大きいことなどをお聞きしているところでございます。

こうした市町村からの声を踏まえまして、他県の市町村における人材の活用事例や、副業・

兼業人材の活用による人件費負担の軽減策などを整理しており、今後市町村に提案をしてまいります。そのほか、人材確保策としては、専門知識の活用とともに、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊としての募集や、民間人材サービス会社との連携といった方策もございます。

県としては、市町村の意向やニーズを踏まえたアドバイスを行い、人材確保に向けた取組を促してまいりたいと考えております。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) インターネット環境を悪用する特殊詐欺への対応についてお尋ねがございました。

本年に入り、犯人と被害者の方が直接接触し、キャッシュカードなどを手渡すような特殊詐欺被害は減少しておりますが、議員御指摘のようなインターネットを利用中、突然警告画面が現れ、ウイルスの除去費用や問題解決のためのサポート費用を要求されるような被害が依然として発生しており、憂慮すべき状況でございます。実際、我が家の自宅のパソコンにも突然マイクロソフトを名乗って、ウイルスセキュリティソフトの期限が切れていると、ウイルスに感染しているんで表記電話番号に電話をしてくれというような画面が出ておりました。実際そのソフトを使っていなかったこと、それから私としては詐欺が多発しているということを承知していたということがありまして、被害は生じておりません。

このような事案につきましては、誰もが被害者となり得ること、そして犯罪の類型を知っていることが被害を防止するということにつながりますので、県警察では犯人が巧みにだます実態を紹介するなど、被害防止に向け、テレビ、新聞、ツイッター等の各種媒体を活用した広報啓発活動や、関係機関・団体と連携した情報収集、県民の不安をあおる悪質事犯の徹底した取

締めなどに努めているところであり、今後も引き続きこの種事案の発生の防止に努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、犯罪を未然に防ぐ観点での情報モラル教育についてお尋ねがございました。

情報化・グローバル化社会が進展する中で、1人1台端末は効果的な学習ツールとして期待される一方で、使い方によっては子供がいじめやネット犯罪などの危険に巻き込まれるおそれがあります。

このため、これまで県教育委員会では県警少年サポートセンターに指導主事を配置して、警察や心理の専門家とチームを組み、ネット犯罪の防止教室を小・中・高等学校を対象に過去5年間で475回実施しております。加えて、今後生徒指導を担当する教員を対象に、警察署員を講師として、実際に起こったサイバー犯罪やネットトラブルについての研修を予定しており、ネット犯罪等に対する教員の指導力を高めるために、県警察との連携をさらに進めてまいります。

また、県教育委員会では、子供たちに端末の使い方や消費者としての正しい判断などを教える情報教育や家庭科の授業を充実させるため、これまで情報モラル教育実践事例集、それから消費者教育実践事例集を作成、配付してまいりました。しかしながら、全国的には子供がSNSを利用する中で、ネット犯罪に巻き込まれる事案も多発しております。

このため、子供を取り巻く現代のネット環境に即した学習教材として、現在情報モラルに関する指導資料を学校現場や専門家の意見をお聞きしながら作成しているところです。本年度末までには各学校へ配付し、次年度以降の情報モラル教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、今後は1人1台端末の持ち帰りにより、

子供が家庭でネットに触れる機会の増加が予測されるため、家庭での情報モラル教育に活用できる資料も作成、配付してまいります。さらに、子供たちが端末の使用に関する困り事にすぐに対応するため、情報教育担当の教員等を中心に、学校における相談体制の構築などについて検討してまいります。

次に、ワクチン接種の有無によるいじめや誹謗中傷を発生させないための取組についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染や重症化を予防するためにはワクチン接種が有効ですが、一方で発熱などの副反応も見られるため、接種を受けるかどうかは個人の判断が尊重される必要があります。しかし、全国的には教職員がワクチン接種を受けた子供に挙手をさせたり、接種の有無を調査するなどの事例も報道されております。これらの行為は、ワクチン接種に対する個人の体質や信条など、本人の意に反して他人に知られるべきでないことが知られてしまうおそれがあるとともに、知られることで接種に向けた強制や差別、いじめにつながる可能性があります。

現在、本県における12歳から19歳までのいわゆる学齢期の新型コロナワクチンの2回接種率は30%を超えており、今後も接種率の増加が見込まれる中で、ワクチン接種に対する教職員や子供の正しい認識と行動が重要となってまいります。そのため県教育委員会では、8月23日付でワクチン接種のメリット・デメリットや接種の有無による差別や偏見を防ぐためのメッセージを示した資料を、県立学校及び市町村教育委員会に配付して活用を依頼いたしました。

学校では、ワクチン接種の有無を尋ねたりしないことを教職員間で確認するとともに、始業式やホームルームなどで児童生徒に資料を活用した指導を行うほか、保健だよりで各家庭へも周知するなどの取組が行われております。また、

今後さらなる取組として、県教育委員会においてワクチン接種に対するいじめや誹謗中傷の防止に向けた研修資料や学習資料を新たに作成し、市町村教育委員会や校長会とも連携して、教員研修や授業等で活用されるよう取り組んでまいります。

次に、学校行事の実施について、どのように感染防止対策をしながら行う方針であるのか、お尋ねがございました。

学校においては、これまでに得られた知見などから地域の感染状況も踏まえながら学習活動を工夫し、学校行事や部活動なども含めた学校教育活動を可能な限り継続しながら、子供たちの健やかな学びを保障していくことが重要であると認識をしております。

御指摘の修学旅行や体育祭などの学校行事は、学習指導要領に定める特別活動として位置づけられており、コロナ禍においても各行事の意義を明確にした上で実施していくことが必要です。しかしながら、本年8月に県の新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージが非常事態に引き上げられた際には、感染拡大のリスクを踏まえ、やむを得ず県立学校に対して学校行事や対外活動について中止、延期または内容の見直しを求めてきました。

一方、ステージが特別警戒までにある状況におきましては、各学校においては十分な感染対策を講じた上で、その目的に沿って学校行事を行うこととしております。例えば、修学旅行であれば集団生活の在り方や公衆道徳について学ぶという目的を踏まえ、各校において行程の見直しや期間の短縮などを検討の上実施し、どうしても実施が困難な場合は、遠足や野外活動といった代替の機会を設けるなどの検討を行っております。また、体育祭についても日程の短縮や無観客での開催を検討し、やむを得ず開催できない場合でも、クラス対抗のスポーツ大会な

どを開催することで、体力の向上、責任感や連帯感の涵養といった目的の実現を目指して取り組んでおります。

県教育委員会としましては、文部科学省からの通知やガイドラインも十分に参照しながら、これまで学校が取り組んできた工夫など参考となる情報を得ながら、できるだけ学校行事を実施する方向で取り組み、子供たちの学生生活が充実していくように支援してまいります。

最後に、受験生やその家族が感染した場合の心理的ケアや物理的ケア、高校入試を無事に終えるためのサポートなどについてお尋ねがございました。

受験を控えた中高生にとって、今後の新型コロナウイルスの感染状況は大きな不安要素となると考えております。そのため、関係機関や保護者とも連携して、受験生の心のケアに努めるとともに、受験会場における感染症対策や、当日に受験できない生徒への救済措置を明確にしておくことが大変重要であると認識をしております。

昨年度の高校入試では、受験会場での感染を防ぐために、中学校側では事前の健康観察の徹底、高校側では受験会場での手指消毒や換気の徹底に加えて、1部屋の受験者を20人程度に減らすなどの対応を行いました。また、入試前に長期の臨時休業が起こる可能性を踏まえ、受験生の負担を軽減するために、学力検査の出題範囲を一部除外し、事前に周知をいたしました。

本年度については、中高生のワクチン接種も一定進んできておりますが、変異株による若年層への感染拡大の懸念も依然としてあり、厳しい状況での対応を想定しておく必要があります。そのため、当日受験できなかった志願者への追検査の実施など、昨年度と同様に受験機会を複数回確保できるよう計画しているところです。また、今後長期の臨時休業などがあった場合に

は出題範囲を一部除外することや、急速な感染拡大に備え、受験生の広域的な移動を抑えるための受験会場の変更なども検討しておくこととしております。

さらに、各高校には会場での感染症対策を改めて徹底するとともに、当日の受験生の動線の確保や別室受験、追検査の実施などについて早期にシミュレーションを行うよう周知徹底してまいります。

以上のような感染対策や救済措置を、受験を控えた生徒に周知することにより、入試の際の感染等への不安を少しでも軽減し、受験生が入試準備に専念できるようサポートしてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、インバウンド誘致に向けた受入れ環境やプロモーションなどの準備の状況についてお尋ねがございました。

受入れ環境整備の点につきましては、まずは安心・安全に旅行ができる環境づくり、そして外国人に対応した利便性の向上と、大きくはこの2つの取組が重要と考えています。そのため、宿泊事業者など観光関連事業者が行う感染拡大防止対策やWi-Fi整備、多言語表記など延べ350件余りの取組を支援しているところです。

また、プロモーションにつきましては本県観光の認知度の向上と併せ、それぞれの国の趣味や嗜好を分析することを目的に、昨年度からインターネット上で高知の食文化やアクティビティなど5種類の動画を配信するデジタルプロモーションを実施しています。これまで多くの外国人の方に本県のPR動画を御視聴いただいたことに加えまして、国や年齢、性別ごとに興味や関心のあるテーマの絞り込みも行うことができました。

こうした結果に加え、各国の市場特性や日本での移手段なども踏まえ、今後のプロモーション

やセールス活動に生かしていくための国別誘客戦略の作成を進めています。また、本県を訪れる外国人観光客の多くが関西国際空港を利用していることから、大阪観光局などの協力もいただきながら、関西と高知を結ぶ周遊モデルルートを作成するなど、関西圏を訪れる外国人観光客の誘致強化に向けた準備も進めているところです。

現在は、まだインバウンド需要の回復がはっきり見通せる状況にはありませんが、国の入国規制緩和の動向なども注視し、来るべき時期に備え、本県へのインバウンド誘致に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

次に、ワクチン接種が進む中での今後の観光の在り方についてお尋ねがございました。

旅行をはじめとする都道府県をまたぐ移動につきまして、ワクチン接種の進展を見据え、今後段階的に行動制限を緩和していくという方針が政府より示されました。また、ワクチン接種者やPCR検査で陰性が確認できた方を対象とした旅行商品が販売されるなど、旅行業界では今後の観光需要の回復をにらんだ動きも既に出始めております。

県としましては、こうした行動制限緩和の流れに速やかに対応できるよう、旅行費用や交通費用の助成をはじめ、本県への誘客を促すための需要喚起策を段階的に講じてまいります。また、コロナ禍により旅行の少人数化の傾向が進んでいることを踏まえ、連泊など県内での滞在時間を延ばすことや観光素材の高付加価値化など、1人当たりの消費単価を上げていくための取組も今後強化したいと考えています。

一方で、制限が緩和されることで、観光客が一気に押し寄せることに不安を感じておられる県民の方も多くいらっしゃるのではないかと、いうふうに思います。また、ワクチン接種者であっても感染の可能性や他の方に感染させる可能性

もあることから、引き続き基本的な感染防止対策の徹底が重要と考えています。

このため、本県を訪れる旅行者に対し、マスク着用などの感染防止対策をしっかりと取っていただくよう、様々な媒体を通じて啓発してまいります。あわせて、受入れ側となります宿泊施設や観光施設などにおきましても、これまで進めてきた感染防止対策を引き続き徹底していただくよう、改めて周知徹底を図ってまいります。

次に、自然・体験型観光の深化に向けた取組と、グランピングやキャンプに対する積極的な支援につきましてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

県では、平成31年2月から約2年間自然&体験キャンペーンを開催し、市町村との連携の下、全国的な民間企業のノウハウも活用しながら、自然・体験型の観光基盤の充実を図ってまいりました。また、昨年度新たな補助制度も創設し、黒潮町のグランピング施設、ネストグランピングプレイスnokkaなど、県内26か所の屋外観光施設の整備を加速してきたところです。

これら一連の取組により、スノーピークおち仁淀川キャンプフィールドやフォレストアドベンチャー・高知、星ふるヴィレッジTENGUなど、自然を生かした多くの観光拠点施設の整備が進みました。こうした施設は、少人数で密を避けた屋外で過ごしたいという今の旅行ニーズにもマッチしておりますし、コロナの長期化による様々な価値観の変化などにより、今後ますます観光資源としての価値は高まってくるものというふうに思っています。

今後は、地域観光の核として、それぞれの施設の魅力をさらに高めていくことに加え、周辺の観光資源と組み合わせた長期滞在型の施設へと深化していきますよう、ソフト・ハードの両面において県の支援策を総動員し、より積極的

に支援をしてまいります。

最後に、よりよいインターネット環境の構築に向けたフリーWi-Fiの整備についてお尋ねがございました。

県では、自然&体験キャンペーンなどの県の誘客施策に合わせて、公的な観光関連施設を中心にWi-Fi環境の整備を支援してまいりました。しかしながら、今年調査した県内の主要な観光関連施設246施設のWi-Fi整備率は65%と、2年前の58%から比べますと少しずつは進んでいますものの、まだまだ十分ではない状況だと思っています。

特に、中山間地域の観光スポットのように通信インフラが十分でないエリアでWi-Fiの整備が進まないことや、議員からの御指摘にもありました、商店街のような面的なエリアでのアクセス環境について大きな課題があると認識しております。とりわけ、外国客船の寄港やインバウンド需要の回復により今後多くの外国人観光客が訪れることが見込まれる高知市中心商店街のようなエリアでは、連続して利用できるようアクセス時間を延長するなど、Wi-Fi環境の改善が必要だというふうに思います。

このため、早急にアクセス環境などの実態を調べるとともに、他県の先進事例など十分参考にした上で、利用する側にとってどうなのかといった視点から、地元高知市や中心商店街の方々とその改善に向けた議論を重ねてまいります。また、中山間地域における通信インフラの整備の課題につきましては、先ほど知事からもお答えしましたとおり、国への政策提言や県としての財政支援に取り組んできており、引き続き国、市町村、通信事業者と連携してその解消に向けて取り組んでまいります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) ウイズコロナ時代に求められる高知龍馬空港の国際線ターミナルビル

の検疫機能と整備の再開予定についてお尋ねがありました。

昨年2月に策定しました高知龍馬空港施設基本構想では、国際線ターミナルビルの検疫の機能や規模について、コロナ前の国際航空運送協会が定めた標準的な施設をベースに、国の関係機関との協議を経て決定をしたものでございます。したがって、ウイズコロナ時代に求められます旅客の安全・安心を確保するためには、検疫機能の強化が必要となっております。

この点につきましては、現在国におきまして感染リスクの最小化を目指し、ポストコロナを見据えたC I Q施設、すなわち税関・出入国・検疫施設でございますけれども、それと旅客ターミナルビル、これの在り方について検討が進められているところでございます。今後示されます新たな基準、こちらのほうを施設整備に反映させてまいりたいというふうに考えております。

また、ターミナルビルの整備再開に当たっては、国際航空路線の需要回復の動きをしっかりと見極める必要があるというふうに思っております。現在、高知龍馬空港の国際線の利用実績は残念ながらゼロでございますし、今年1月から7月までの全国の実績につきましても、コロナ前の水準の1割にも満たないなど、低迷が長期化しておりまして、なかなか展望が見いだせないような状況となっております。

一方で、世界的には入国制限を緩和する動きも見え始めているというところであります。それによりまして旅行者のマインドはどれだけ海外に向かうかという点につきましては、不透明ではございますけれども、こうした動向にしっかりとアンテナを張りながら、以前就航に前向きであった海外の航空会社の意向も確認しながら、タイミングを逸することがないように、再開の時期を探ってまいりたいと考えております。

ただ、再開するに当たっては、ウイズコロナ

を前提に、経済波及効果など、いま一度しっかりと精査をした上で、先ほど申し上げました検疫体制の強化なども含めまして、ターミナルビルの機能あるいは規模について、改めて検討を加えていく必要があるものと考えております。

○6番（下村勝幸君） 知事はじめ執行部の皆様、全体的に本当に前向きな、かつ丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。2問目の質問はもういたしません。

さて、私のこの本日の質問をもちまして一括質問は終了となります。そして、来週からは一問一答の質問へと移ってまいりますので、さらに議論が深まっていくことを期待したいと思います。

さて、知事の掲げる3つのキーワード、デジタル化、グリーン化、グローバル化、これは当然ながら単独の取組では成り立ちません。文字どおり世界的な協調であったり、また様々な分野の人たちから成る多くの皆様の協力体制があつてこそ達成可能な内容だと、私はそのように思っております。知事のお話にありましたように、高知らしさが生かされ、また新たなイノベーションにぜひそういった視点で取り組んでいただけたらと、そのように思います。

最後に、このコロナ禍を乗り越えるために、それぞれの現場現場で頑張っておられる全ての県民の皆様にエールを送り、私の一切の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2日から4日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、10月5日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めま

令和3年10月1日

す。よって、さよう決しました。

10月5日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時22分散会

令和3年10月5日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 西 山 彰 一 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
 事務局 次 長 山 本 和 弘 君
 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
 政 策 調 査 課 長 川 村 和 敏 君
 議 事 課 長 補 佐 杉 本 健 治 君
 主 幹 春 井 真 美 君
 主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 5 号)

令和3年10月5日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 権利の放棄に関する議案
- 第 8 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金((仮称)久万秋2号橋)工事

請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 13 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資

- 金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和2年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和2年度高知県病院事業会計決算
- 報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第28号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上44件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

土居央君の持ち時間は40分です。

8番土居央君。

○8番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。皆さんおはようございます。早速質問に入らせていただきたいと思います。

今回私は、本県建設業の収益性をいかに上げるかという視点から、本県建設業の厳しい実態を数値でお示ししながら質問をさせていただきましたと思います。

まず基本認識として、建設業は、本県にとって県民の暮らしと命を守る安心・安全の県土づくりを担うとともに、地域経済の一翼を担う重要産業です。一方で、従業者数の減少や品質の確保、コンプライアンスの確立など様々な課題の顕在化に対処するため、県は高知県建設業活性化プランを策定し、建設業の持続的発展に向けた取組を進めているものと承知しています。

現プランは、平成26年の国の新・担い手3法、品確法と建設業法、入契法、これの一体的改正

の基本理念を取り入れて平成27年3月に改定されたVer. 2であり、公共工事の品質と担い手の確保、建設業の活性化への支援、コンプライアンスの確立、この3つを柱としています。しかし、建設業従事者の減少は歯止めがかからず、また次世代を担う若年層の入職者数は少なく、高齢化は依然進行し、さらに他産業に比べて労働時間が多いという状況も続いています。

そこで、こうした人材確保の課題への対応力の強化、また、建設現場のデジタルトランスフォーメーションといった生産性の向上、そして令和6年4月から建設業に適用される時間外労働の上限規制などの働き方改革など、新たな時代を見据えた対応力の強化を図るため、現在Ver. 3への改定作業が進められています。今議会に中間報告案が報告され、議会、委員会での意見も踏まえながら11月頃に検討委員会で最終案の協議、決定、そして12月議会で報告されるスケジュールだとお聞きをしています。

その中間報告案、これはホームページで閲覧可能でございますが、この中に高知県の建設業者の完成工事高営業利益率の推移というデータが出てきます。この営業利益率の数値が、高知県の建設業が直面している状況の深刻さを端的に示しています。それが、令和元年度の営業利益率1.58%という数値です。非常に厳しい数字ではないかと思えます。分かりやすく言えば、1億円の仕事を、158万円しか利益が出ないということになります。

出典元となっている西日本建設業保証株式会社の資料を確認いたしました。西日本全体の平均が2.70ですので、全国水準から1%以上低いということになります。なお、この1.58%という利益率は、本県の建設業全体、具体的には、土木、建築、土木建築、電気工事、管工事の5つの業種全体の総平均でございます。

なお、利益率が高い順に申し上げますと、電

気工事3.81、管工事3.55、ここまでは西日本の平均以上で非常によい数値です。問題はこの次、土木建築1.54、建築1.29、そして土木1.00と軒並み非常に低く、土木工事に至っては1.00と、これは西日本の土木工事の平均が2.72%ですので、1.72%も低い数値となっています。

なぜ、本県の土木工事の利益率、建設業全体で1.58、中でも土木工事1.00でございますが、これほどまでに低いのでしょうか。土木部長の見解をお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 本県の公共事業費は、平成9年度をピークに減少し続け、それに伴い、本県建設業の完成工事高営業利益率も低下し、平成15年度からはマイナスに転じておりました。

しかしながら、平成23年頃から南海トラフ地震や頻発する災害に備えたインフラ投資が増加に転じ、現在は利益率はピーク時の水準まで回復しております。ただ、議員がおっしゃられるとおり、他県の利益率と比較すると低い状況でございます。

本県の利益率を比較分析したところ、完成工事高から材料費、労務費、外注費などを差し引いた付加価値率は、四国4県では一番高い率となっております。そこから、さらに現場経費を引いた総利益、いわゆる粗利を見てみますと大きく落ちているところでございます。

現場経費には、配置技術者の人件費や重機のリース料、現場事務所の設置費などが含まれていますが、この現場経費が他県に比べて大きいことが、本県の利益率を低くしている原因と思われる。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

なお、先ほどの数値を私なりに細かく分析させていただきました。完工高、完成工事高別で区分した場合、完工高1億円未満の事業者がその中で特に低い、これがマイナス0.50という数値が出てまいります。これが大幅に数値を下げ

ております。1億円から5億円の企業、これが2.74、これが全国平均に行きます。そして5億円以上は4.25と、4を超えている状況でございます。

本県の建設業者は、資本金500万円未満の小規模事業者が50.2%、1,000万円未満が67%にも上ります。こうした小規模事業者は、県下の生活インフラを守り、地域経済、防災活動、そして災害時の復旧対応も担ってくれているのでありまして、こうした地域の小規模事業者の持続的発展も、本県にとっては重要だと思っております。

その完工高1億円未満の事業者の利益率が極端に低いという傾向は、他県でも同様でございますが、中でも高知県はマイナス0.50と突出し、ワースト1位です。損をしているという結果が出ているわけでありまして。西日本でもマイナスになっているのは、高知県の次に沖縄県でマイナス0.38、その次が滋賀県でマイナス0.06と、この3県だけになっています。また、四国のほかの3県は全て、この区分でも利益率は1を超えています。

後で触れますが、本県では建設投資における公共投資の割合が高いという実態がありますが、本県で、もし公共工事をやって損が出るマイナスの利益率になるような状況があるとすれば、対策の必要があると考えます。

県は、本県の完工高1億円未満の建設業者の営業利益率マイナス0.50という実態を踏まえ、どう対応するべきと考えるか、土木部長の見解をお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 営業利益率ではマイナスでございますが、毎期経常的に発生する本業以外の収益と費用も反映した経常利益から見た利益率は、平成26年以降ほとんどプラスとなっており、会社全体としては、一定の利潤は確保できていると思っております。しかしながら、さらなる利益の確保のためには、現場経費を圧

縮していくことが必要でございます。

このため、予定価格の適正な設定や低過ぎる価格での契約により、適正な品質が確保できない、いわゆるダンピング受注への対策の徹底を継続していくとともに、小規模工事での現場経費圧縮につながる建設現場のデジタル化による生産性向上への支援などを継続してまいります。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

部長がおっしゃったような事情も、一定あるんだろうと思います。ただ、自分が気になるのは、西日本でも数値的に突出しているということでございます。

そして、このたび私、質問するに当たりまして建設業、これは測量や調査の関連業も含めて約30社に簡単なアンケートを取ってまいりました。この本県の利益率の実態について、皆様、極めて厳しい、想定以上、異常な数値等の認識を持たれておりまして、驚いた様子でございました。先ほど部長のおっしゃられたような取組、対策で、そういった数値がぜひ上がっていただきたいものだと思っております。このアンケートの結果につきましては、この先の質問でも随時御紹介をさせていただきたいと思っております。

同様に、委託業務についてもお聞きをしたいと思います。令和元年6月、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、それと公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法でございます。これらを併せて、新・担い手3法と言っておりますけれども、これらの一体的改正がなされております。この中の品確法の改正では、同法の対象に測量・調査・設計業務が位置づけられたことが、改正点の柱となっています。つまり本県でも、工事に係る様々な委託業務を発注していますが、これが品確法の対象になり、その理念や条文に基づいて契約業務も実施していく必要があるということになります。

そこで、県は、公共工事の入札及び契約業務を進める上で、新・担い手3法の改正にどう対応しているのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 担い手3法のうち品確法では、公共工事の受注者が適正な利潤を確保することができるように、予定価格や最低制限価格の設定といった発注事務について、適切に実施するよう規定されています。

このため、国や県、市町村と公共事業の発注者で協議会を組織し、国や県の施策の情報共有を行いながら、工期の平準化やダンピング対策などの取組を進めてまいりました。さらに、今年度からは委託業務が品確法の対象となったことから、委託業務につきましても、工事と同様の取組を進めているところでございます。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

御答弁いただきましたとおり、品確法の第7条第1項に、発注者の責務が書かれておりまして、公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、中略いたしまして、予定価格を適正に定めることとあります。端的に言えば、公共工事では、それを実施する者が適正な利潤を確保することができるようにしてくださいと、そう言っているわけでありまして。

そこで、今回私は、委託業務についても利益率について調査をしてみました。結果、委託などの建設関連業者の利益率は、建設業者に比べて若干いいように思います。ただ、今後については不安も感じています。理由の一つが、最低制限価格でのくじ引入札の増加傾向によるものであります。

以下、説明が少し長くなりますが、お付き合いをいただきたいと思います。

本県の委託系事業者の利益率については、数

値調査まではできなかったんですが、指標となる客観的なデータとして、一般社団法人建設コンサルタント協会が出している建設コンサルタント白書を参照しますと、会員企業の令和元年度の売上高営業利益率の平均値は7.3%という数値が出てきます。土木、建築に比べて随分といいのですが、ただし、当協会に所属しているのは各地域のトップの企業たちであり、本県では5社ぐらいしか入会していませんので、本県の全建設コンサルタント業者の平均から比べると、かなりいい数値が出ているものと思います。そこで、県内業者の方にお伺いしたところ、本県の実態としては、よく見積もって恐らく6%ほどになるのではないかと、これはあくまで推測ですが、仮に平均6%の利益率だと推定をいたします。

利益率が6%であれば、一定の利潤は確保されていると言えると思いますが、しかし、これは落札率に大きく影響されます。そこで、令和3年1月から9月16日までの測量設計、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントなどの建設関連委託業務の963契約全て、これは土木部、農業振興部、林業振興・環境部、公営企業局、警察本部、教育委員会、危機管理部発注全てを調査いたしました。その結果、平均の落札率は、小数点2桁目は切捨て、以降も同様です。平均の落札率は84.7%になります。落札率の範囲は最高99.9%から最低74.4%となっており、最低の落札率の入札は、もちろん最低制限価格のくじ引契約となっています。

そして、私は先ほど、最低制限価格での契約が増えていることが懸念材料と申し上げましたが、その理由として、まず先ほど推測しました平均6%のこの業界の利益率は、平均落札率84.7%の契約時での利益率ということになります。一方、最低制限価格の設定率の平均を計算したところ、79.2%になりました。平均落札率の84.7

%とは約5.5%の差が生じます。この差が、利益率にそのままスライドしますので、最低制限価格で応札した場合の受注業者の利益率、これは平均の6%から5.5%引かれますので、利益率は僅か0.5%、つまり最低制限価格で契約した場合、利益がほとんど出ないのではないかという懸念が1点です。

そして、こうした最低制限価格での入札は増加してきておりまして、昨年9月16日までのデータ、令和2年ですけれども、その全893契約で最低制限価格が151件、発生率16%です。それに比べて今年、令和3年は9月16日までのデータで、963契約中411契約、発生率42%と、16%から42%に急激に増加してきています。つまり契約の42%は、適正な利潤が確保されていないのではないか、これが、私が懸念をしている2点目でございます。

本県では、建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領に基づき、低入札価格調査制度によらない建設工事は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲、建設コンサルタント、測量設計、地質調査、補償コンサルタントなどの委託業務については、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で最低制限価格を設定しています。したがって、予定価格を適正に定めても、最低制限価格が低くなれば、適正な利潤を確保することができないのではないかと思います。

先ほど申し上げました理由から、私は、工事に係る測量・地質調査などの委託業務も最低制限価格の設定範囲を底上げし、設定率も現状より上げていくべきだと思っており、その手法がないものかと考えますが、土木部長に見解をお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） ダンピング受注は、労働条件の悪化等につながり、公共工事に関する設計や調査の品質を低下させるおそれがあり

ますことから、適正な利潤の確保は必要でございます。

過去には、低い価格で受注し、業務の完了が危ぶまれるケースもあったことから、平成20年度以降全ての委託業務について最低制限価格を設定してまいりました。

この最低制限価格の設定に当たっては、算定の基準を県で独自に設定することが難しいため、国がダンピング受注のおそれが少ない目安として定めた算定基準を準用しており、当面はこの取扱いを継続してまいりたいというふうに考えております。

○8番（土居央君） 分かりました。

県で独自に決定するのはなかなか難しいという御答弁でありまして、県としても、国に示される基準の中で精いっぱいやっただきしているとは思っております。

ただ、一つ御紹介したいのは、先ほど私が問いましたアンケートで、測量調査やコンサル業者の皆さんへの質問では、最低制限価格で受注した場合に利潤を確保できますかというアンケートを取ってみました。その問いには、ほぼほぼ非常に厳しい、中には確保できない、そして御意見としては、現場状況が悪い場合は持ち出しになる場合があると、こういうお声をいただいたところです。

先ほど説明しました利益率でありますとか今回の業者のアンケートの声を考えますと、やはり心配でございます。県も精いっぱいやっただきいておりまして、実際様々な取組の中で、受注業者が適正な利潤を確保できて、利益率の数値も、今後上昇していくこと、これを期待したいと思います。今後の取組をよろしく願っています。

また、品確法、これは第3条ですが、これは測量、調査、コンサルタント等委託業務においても、入札方法として、金額だけで決定する現

行の方式から総合評価やプロポーザル方式への移行を図っていこうというふうな流れがありますが、県としてはどう考えているのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 総合評価方式やプロポーザル方式は、委託業務の成果品の品質確保につながる効果的な入札方式と考えてございます。

他方、公共事業の発注に際しましては、平成12年の県議会における公共事業の県内業者への優先的発注並びに地元産品の優先使用を求める決議等に基づき、県内企業への優先発注を行ってまいりました。

工事につきましては、一部の特殊な工事を除き、入札参加者を県内企業に限定しておりますが、委託業務については、技術的に対応できる県内企業が限られる場合もあることから、業務内容によっては県外企業を含めた入札も行っているところでございます。

総合評価方式等は、企業の技術者の同種業務の履行実績等を評価するものでございまして、実績の少ない県内企業が不利になることも想定されますことから、導入の在り方については、業界の意見を聞きながら、慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

部長の御答弁からは、総合評価方式やプロポーザル方式にした場合の地元業者の競争力、これの問題がやはりあると。そのためには地元企業の育成も必要なんですけれど、本当にその点で言いましたら、地元企業の技術力の向上、また実績の蓄積、これも必要になってきょうかと思えます。

地元の測量、調査、コンサル業等の建設関連事業者を育成し、底上げする視点から、発注においての工夫が求められるのではないかと思いますけれども、土木部長に見解をお聞きいたし

ます。

○土木部長（森田徹雄君） 県内事業者の育成といった観点におきましては、それぞれの業務内容を確認して、県内で対応できるものは県内企業のみによる指名競争入札を行っており、業務の履行を通じて技術力の研さんに努めていただいているところでございます。また、測量や地質等の事業者が、専門性を発揮できるような分野別の発注にも努めているところでございます。

これまでも関係する業界団体などと、様々な面で意見交換を行ってまいりました。今後も業界の御意見等をお聞きしながら、測量、調査、設計のそれぞれの業務において県内企業が、さらに技術力の向上や実績の蓄積ができますように工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

○8番（土居央君） どうぞよろしく願いいたします。

それでは、少し元に戻りますけれども、建設業者の利潤、これは採算性との闘いでありまして、入札価格で決定をされます。利益率がたとえマイナスのような状態であっても、それでも入札に参加する背景には、社員の生活を守るために、とにかく事業を維持して回す必要があるもので、多少の赤字覚悟でも応札せざるを得ないという状況も現場にはあるのではないかとこのように思います。

しかし、建設業活性化プランVer. 3案には、県民の皆様にとって建設業に求める社会的役割は、頻発・激甚化する自然災害への対応や、インフラの整備や維持管理など、県民の皆様のご生活や安全・安心を守るために必要不可欠な存在であり、また、建設業が各地域で持続的に発展していくことが、地域の防災力の維持・確保につながるとともに地域の雇用を守り、県経済の下支えにも貢献するものとあります。このように建設業が各地域で持続的に発展していくこと

を、県としても求めています。目指しています。

また、高知県の建設投資における公共投資の割合は、令和元年度は75%を超えてきており、全国の数値40%を大きく上回り、公共事業への依存度が非常に高いという実態もあります。しかし、お示したように、利益率を見る限り、非常に厳しい状況が明らかであります。

県としても、少なくとも公共投資においては、具体的に目標値、K P Iを設定するなど、公共投資の受注業者の収益性を高める具体的な取組を検討すべきと考えますが、土木部長の見解をお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 県内事業者の収益性を高めていくため、予定価格の適正な設定やダンピング対策を徹底する取組を継続的に行ってまいりました。また、今年度からは建設事業者の生産性向上を目的に、ICT等を活用した建設分野のデジタル化に必要な関連機器の導入経費等の支援を開始したところでございます。これにより県内各地域に成功事例を創出し、ICTの活用を県内全域へ広げていく予定でございます。

こうした取組が省力化を進め、結果として収益性を高めていくと考えているため、収益率などの目標値は、プランの中では設定してありませんが、デジタル化推進などの収益性を高めることにつながる取組には、目標値を設定しながら、収益性の向上に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

○8番（土居央君） 分かりました。

設定は、今の段階で難しいかもしれませんが、今言われましたデジタル化でありますとか、その実効性をしっかり高めていかないと収益性の向上にもつながらないと思いますので、その辺はしっかりP D C Aを回していくとか、プロセスの具体化といいますか、しっかりしたプロセスで実効性を高めていただきたいと思います。

最後に、今後の建設業活性化の議論といたしまして、例えば今、建設業活性化プランの改定に当たっては、特に人材の確保策の強化と、先ほど言いましたデジタル化によります生産性向上の推進、これを改定の大きな柱に据えて見直しを図っていますが、ただ、こうした学生や女性、外国人材を新たなターゲットに、建設業の魅力を発信して人材を確保したり、デジタル技術の導入や週休2日制を進める上にも、そのための投資をする、その適正な利益を、企業が確保することが必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで私は、活性化プランをさらに実効性高いものとするためにも、今後の建設業活性化の議論には、適正な利潤の確保という視点からのアプローチを、もっと明確に入れていくべきと思いますが、土木部長の御見解をお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 今回の建設業活性化プランの改定に当たりましては、総括的、網羅的なプランとならないように、外部有識者などから成る検討委員会において見直しに取り組んでおるところでございます。

検討委員会では、議員のお話にありました人材確保の強化と建設現場のデジタル化による生産性向上の推進の、2つの柱を中心に議論しておりまして、この取組が結果的に適正な利潤の確保に結びつくものと考えております。

県としましても、適正な利潤の確保の視点は、建設業界の持続的な発展のために必要と考えており、業界団体の皆様と意見交換しながら、この視点を持って今後の施策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○8番（土居央君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの質問につきましても、アンケートを取っておるんですけれども、ちょっと時間の関

係で御紹介は省略させていただきます。その趣旨は、質問の中に入れさせていただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

この問題も、既に今議会で多数の質問者の方がいらっしゃいまして、当初予定した質問も重複で随分減ったんですけれども、残された質問をしたいと思います。ただ、どうしても重複せざるを得ないものもありますので、御容赦をいただきたいと思います。

まず、子供の感染対策についてお聞きします。今、新型コロナウイルスの新規感染者数が全国的に減少傾向にあり、ようやく第5波は収束に向かいつつあるものと思います。また、ワクチンの2回目の接種率も全国民の6割を超え、先行した欧米諸国にも近づいてきています。また、抗体カクテル療法の有効性も認められ、さらには治療薬の臨床試験も最終段階にまで来ているということで、今後の治療体制にも光が見え始めています。

しかしながら、これで一安心というわけにはいきません。世界的には、新たに発生する変異ウイルスによるブレークスルー感染のケースも見られており、専門家の間でも、冬には第6波が到来すると予想されています。本県でも、もちろん第6波を防ぐための取組を進めることが第一ですが、再び感染の爆発的拡大、そして医療体制が逼迫する可能性を想定し、感染拡大防止体制、治療・療養体制を備えていかなければなりません。

そこで、私が最も懸念していることは、やはり子供の感染拡大、そして子育て世帯の対応力についてであります。この8月、9月と、全国的に子供の感染、特に10歳未満の子供の割合が急激に高まっています。大人のワクチン接種が進む一方で、感染拡大のメインフィールドは、

未接種の子供たちにシフトしていくことは当然の結果です。そして厚生労働省の発表では、今年8月、9月に感染した18歳以下の子供の約75%が自宅感染だったとの分析結果を出しています。

まず、本県における10歳未満の子供の感染状況について県はどう分析しているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 今春の第4波では、患者総数1,115人のうち10歳未満のお子様は54人、総数に占める割合は4.8%でした。一方、今回のデルタ株が主となる第5波は、9月30日までですが、患者数が2,102人のうち10歳未満は190人、9%と、人数ベースでは3.5倍、総数に占める割合では1.9倍に上昇しております。

本県では、子供たちの感染ではその大半が、ほかの家族の濃厚接触者として感染が判明した家庭内感染として確認されており、学校や児童福祉施設由来の感染割合には、大きな変化が見られません。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

それでは、その分析を踏まえてどう対処しているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 県では、感染が判明しますと、子供についても成人と同様に、その病態に応じて入院等の要否判断を行っており、その際は御家族の事情もお聞きした上で、御家族で入院するなどの対応を取ってまいりました。また、第5波では、自宅療養中の御家庭には健康状態の確認に加え、緊急時の受診調整や、御希望により生活支援物資の配布等の支援を行ってまいりました。

まずは、各御家庭でもウイルスを持ち込まないための基本的な対応やワクチン接種をぜひお願いしたいと思っております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

また、第6波も懸念されておりますので、そ

の辺の準備もしっかりお願いしたいと思います。

また、子供の治療には、特に低年齢児ほど授乳やおむつの交換が必要であったり、駄々をこねたり、症状を訴えることができなかつたりと、小児特有の難しさがあると聞きますが、こうした小児特有の課題に対し、本県の治療・療養体制としてどう対応されているのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 日本小児科学会では、乳幼児など多くの場合、全面的な介助が必要になり、行動の抑制が困難なことから、児童の軽症者については、原則として自宅療養を考慮するという見解を示しております。

一方で、本県では、より安全性や心理面の安定を重視して、これは陽性患者もしくは濃厚接触者になった保護者の方ですけれども、保護者の同室による入院や宿泊療養を、原則として対応してきたところでございます。

小児の入院先については、県内3か所の入院協力医療機関が対応しておりまして、必要に応じて、病状に応じて適切に対応しております。

○8番（土居央君） 分かりました。

それでは、子供が感染した場合ですけれども、治療はもちろんであります、その後のメンタルケアも非常に大切になるものと思います。

コロナ感染が、子供の成長や将来に悪い影響を与える心の傷として残らないように、また学校などでいじめや孤立につながらないように、特に学校現場でのメンタルケアには十分気を配る必要があると思いますが、県はどう対応しているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） これまで県教育委員会としましては、児童生徒の感染が確認され、要請があった学校へ指導主事やスクールカウンセラーによる支援チームを派遣してきております。

まず、指導主事が、対応マニュアルに従って学校の初動態勢を整え、子供のケアを最優先に

した職員会や保護者会が実施されるように助言等を行います。

スクールカウンセラーは、保護者説明会で具体的な子供のケアの方法などを助言し、そのことで保護者が安心感を得られたというふうに聞いております。その後、1週間程度はスクールカウンセラーが学校に常駐し、クラスを見回り、必要な子供へのカウンセリングを実施しております。支援チームの派遣は、子供や保護者の心のケアに大変効果的であったというふうに考えられますので、今後も市町村と連携しながら、状況に応じたサポートチームによる支援を行ってまいります。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

それでは最後に、飲食業への経済支援についてお聞きいたします。

今回の第5波は、県内飲食業にとって時短営業に加えまして、まん延防止等重点措置による酒類提供の停止など、これまでにないダメージを残しました。これに対する経済対策は、高知県営業時間短縮要請協力金と高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金がありました。が、コロナの長期化、それにより警戒レベルが高い状況が継続していくことにより、飲食業の苦境は深刻化しています。もちろんダメージを受けているのは、飲食業だけではなく、警戒レベルに応じた行動制限の対象、それは会食であり、それは飲食業にとって死活問題です。

それで、新型コロナウイルス感染症の発生以来、様々な行動制限に絶えず左右されてきた飲食店の立場に立てば、これからやろうとしております高知家あんしん会食推進の店認証制度、これは需要喚起策の新たな展開として期待されるものですが、参加することによるメリットをより実感できる制度にしていきたいと考えます。

県としては、今後具体的にどういうメリットを付与できると考えておられるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 認証取得のインセンティブとしては、既にGo To Eatへの参加要件となっていることに加えまして、時短要請時の営業時間の延長や酒類の提供、参加人数の緩和などが考えられます。

現在、国において行動制限の緩和を目的として実施されますワクチン・検査パッケージの一つとして、認証を取得した飲食店での技術実証が行われており、この結果も踏まえて認証店のメリット、付与するインセンティブについて検討してまいります。

○8番（土居央君） 分かりました。

それでは、認証はスピード感を持って進めていくことが重要だと思いますが、健康政策部長の御所見をお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 現在の認証の状況でございます。10月4日現在、県全体で1,964件の申請があり、認証済みは300件となっております。

スピードアップを図るため、委託先の体制強化を行うとともに判断の難しい換気の基準などについて、事前に事務局のほうから事業者のほうに説明を行うなどして、現場での確認の効率化を図るなど、できるだけ速やかに認証を進められるように取組を強化してまいります。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

時間が来ますので、最後の質問を割愛させていただきます。また、いろいろ建設事業のほうも、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（森田英二君） 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩



午前10時45分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は40分です。

32番坂本茂雄君。

○32番（坂本茂雄君） それでは、一問一答による質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、新型コロナウイルス感染者の自宅療養ゼロに向けた取組ということで質問させていただきます。

これまでの質疑をお聞かせいただく範囲では、11月末をめどに策定する第6波に備えた医療提供体制の拡充に向けた新たな計画についても、提案説明で述べられた9月16日以降の新規感染者については、入院または宿泊療養施設での受入れを原則とする方針に戻したが、一方でやむなく自宅で療養される方については、引き続き健康面、生活面での支援を行うとともに、今後の感染急拡大によって再度自宅療養をお願いする事態も想定し、必要な体制を整えていくという域を踏み出せていないというふうに私は思われます。再度、自宅療養をお願いしなくてもよいように、もっと踏み込んだ姿勢を伺いたいと思ひで、新型コロナ感染者の自宅療養ゼロに向けた質問をさせていただきます。

これまで、宿泊療養施設増設の議論の際の厳しい背景として、看護師確保の困難性などが挙げられてきました。今後、医療提供体制の拡充に向けた臨時医療施設の設置も視野に入れたとき、その実現において看護師確保は不可欠であるかと思ひます。

潜在看護師や医療機関に勤務中の看護師さんであれ、派遣看護師でも、厳しい中でも勤務しようとする看護師さんのモチベーションを維持できる勤務条件を提示できなければならないというふうに思いますが、そのようなことを踏まえて、確保に向けた方策について知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 臨時の医療施設でございますとか宿泊療養施設の設置をするためには、24時間体制で看護業務が必要となってまいりまして、多くの看護師の確保が必要になります。

第5波においては、この宿泊療養施設に配置をいたします看護師の皆さんの確保がままならなかったということがございまして、看護協会から、いわゆる潜在看護師の皆さんを紹介していただくでございますとか、県立病院からの派遣などによって確保、対応を図ってきたところであります。

お話しございました臨時医療施設の設置に向けました医師会や看護協会などとの協議の場におきましても、この看護師を含みます医療従事者の確保というのが大きな課題であるということも確認をいたしているところでございます。

その看護師確保に向けました今後の方策といたしましてであります。1つには、何といたしても、県の医師会とも協力をいたしまして、公立はもとよりでありますけれども、民間の医療機関からの派遣をお願いするという方法、そして従事者募集をできるだけ早期の段階から開始して、間に合うように手当てをすること、またさらには派遣や勤務に関しますルールをあらかじめ設定しておくといったこと、こういったことが必要であろうかと考えておまして、これらにつきまして早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

お話しもございましたように、冬場の感染拡大に備えて、宿泊療養の拡充、臨時医療施設の設

置に向けまして、11月中をめどに、看護師の確保も含めた新たな計画の取りまとめを行いたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 今、看護師さんたちの勤務条件、ルールのことを事前に決めておくということは言われたんですけども、例えば大阪府の看護協会などでは、いかにして確保するかということで、非常勤職員として日当5万円で採用されたというようなこともありますし、高知県でも、この間宿泊医療施設などに派遣されているナースパワーの看護師さんの時給は最高で2,500円、夜勤の場合は1回3万5,000円から4万円というふうになっています。

ただ、それでもやっぱり大阪府なんかと比べると低いというような問題もあつたりして、いわゆるそういう賃金等を含めた待遇などでの優遇措置とか、そういったことも検討には入っているんでしょうか。

○知事（濱田省司君） 現在のところ、医師会、看護協会等の協議を始めた段階でございまして、具体的に、私現時点で、そういった待遇面の詳細についてまで議論の対象になっているかどうかというのは報告を受けておりません。いずれにいたしましても、必要な人材確保といったときに、待遇面でのルールづくりというのは大事なポイントの一つだと考えておりますので、今後は過去の状況なども踏まえながら、必要に応じて検討がされるものだと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ぜひ、そのことも念頭に置いた検討を要請しておいていただきたいというふうに思います。

続きまして、8月24日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で私が質問させていただいたとき、自宅で感染防止の動線を確保するなどの家庭内感染の防止が確保された住環境にあるのかどうかまで確認されていないということで、自宅療養の拡大が家庭内感染の拡大に

つながることへの懸念、不安は拭えませんでした。

現在の県の姿勢では、新規感染者が急増した場合に、再度自宅療養が強えられる可能性があるということではなくて、自宅療養で悪化、たらい回しという県民の不安を解消する、そういうために、今後は再度自宅療養をお願いすることのないように、自宅療養ゼロ宣言というものをしながら強い決意を示すということは、知事できませんでしょうか。

○知事（濱田省司君） この感染症の患者さんの状況に応じまして、必要となる療養の場所を確保するというこのために、入院病床、あるいは宿泊療養施設を拡充して、できる限りこれで対応するという考え方で従前も対応してまいりました。

ただ、現実問題としまして、今回の第5波のような患者の急増時、1日100人超えるというようなペースで、これが連日確認をされるというような状況においては、やはり医療的なケアが必要な方、あるいは重症化リスクの高い方々に優先をして入院していただく、あるいは宿泊療養施設に入らせていただくというために、これは優先順位の問題として、ある程度の自宅療養をお願いする方が出てくるということは、やむを得ない状況であったというふうに考えておりますし、今後も可能性として、そういったものについては否定をし難いということではないかと思えます。

そうなった場合に備えました、自宅療養の方々への健康確認、受診調整、あるいは生活物資の配送といった支援措置について、しっかりとした事前の備えをしていくという考え方に立っているわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、できるだけ自宅療養をお願いせざるを得ないという事態は避けたいし、できるだけそういった方が少なく

なるように対応したいというふうに考えております。その意味で、病床ですとか宿泊療養施設の上積みを図っていくということ、そしてどうしてもやむを得ず自宅療養をお願いせざるを得ない場合は、第5波の教訓も踏まえまして、スムーズに数々の必要な支援の立ち上げができるように、そういった対応を取れるようにしてまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 例えば、和歌山県知事などは8月17日の県民へのメッセージの中に、自宅療養は、命を守るということからすると、かなりリスクの伴う方法です、だから命を守るため和歌山県は全員入院にこだわっているのですというふうなことも書かれていますし、岐阜県ではホームページに、本県が「岐阜モデル」の根幹として掲げる「自宅療養者ゼロ」は、今後も県民の命を守り抜くため、何としてもこれを堅持しなければなりませんというふうにも書かれています。

そういう意味では、その強い決意を示すことで、その前提となる医療体制を拡充しておくことは当然ですけれども、そのことによって県民にも協力を訴えていく。そういうふうに自宅療養ゼロを守りたいから、県民の皆さん、感染急増につながるようなことにならないように、言えば、ぜひ自分の健康を守ってほしいですということも、訴えていくことにつながるのではないかというふうに思います。その意味でも、自宅療養ゼロということも訴えていくということではできないでしょうか。

○知事（濱田省司君） 現実にオペレーションをしてみますと、御家庭の事情によりまして、御家族の看護あるいは介護の事由があり、患者さんの側の事情、御都合でなかなか入院あるいは宿泊療養は難しい、自宅で療養したいという方もおられるわけございまして、現場のそうした場合の対応ということも考えましたときに、

一律に自宅療養は駄目だ、ゼロだということは、言いにくい事情があるということは御理解をいただきたいと思います。

○32番（坂本茂雄君） 分かりました。できるだけ目指していただきたいということを要請しておきたいと思います。

続きまして、医療機関における面会機会の確保についてということで御質問させていただきます。

コロナ禍で全国の病院において面会禁止が続いていることから、家族とも会うことができない入院患者の孤独が新たな社会問題となっています。

そのような中、Wi-Fiはライフライン。オンライン面会が広がれば、家族らが病院を訪れなくても言葉を交わし、患者を支えることができる。新型コロナウイルス感染拡大で病室での面会が制限される中、普及を進めてほしいと訴えるがん経験者らでつくる、#病室Wi-Fi協議会が、全国563か所にあるがん治療の拠点病院などのうち、全病室でWi-Fiが無料で利用できるのは約20%にとどまることの調査結果を9月6日に公表しました。利用できる病院がゼロというのは全国で7県、本県もそれに含まれています。コロナ禍の影響もあり、社会のデジタル化が急速に推進されようとしている中、知事も新たな時代の潮流の一つとしてデジタル化を掲げておられます。

そのような中で、高知県内の医療機関でフリーWi-Fiに接続できる病室が確保できていない背景についてどのように捉えているのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 医療機関でのフリーWi-Fiの導入に関する民間団体の調査では、未整備の理由として、医療機器への影響やセキュリティ面での課題などが挙がっております。

また、県内の医療機関にお聞きしたところ、入院患者さんの多くが高齢者でWi-Fiの要望がないであったり、規模の大きな医療機関ではランニングコストが課題とのことでございました。入院患者さんの様態や医療機関の規模などにより、それぞれ背景が異なっているものと考えられます。

○32番（坂本茂雄君） 医療機器への影響とか、そういったものについては問題ないというふうな考え方もあると聞いております。財源的な問題についても、補助金の延長がされたというふうなこともありますので、ぜひそういったところに働きかけをしていただきたいというふうに思うんですが。

続きまして、コロナ禍によって聴覚障害者たちはマスク着用が求められる中、コミュニケーションが大変困難になるとともに、手話通訳者を病室に派遣することも難しくなったことから、厚生労働省は、コロナ禍の聴覚障害者のコミュニケーション支援のために、リモートで手話通訳を行う遠隔手話通訳の強化を開始しました。本県でも、感染のリスクがあり手話通訳者の同行が困難な場合に、遠隔手話通訳を昨年から利用できることとなっています。

そこでお尋ねしますが、聴覚障害者の遠隔手話通訳支援や、コロナ禍で面会が困難となっている入院患者の家族とのオンライン面会をはじめとしたフリーWi-Fiに接続できる病室確保への支援について知事にお尋ねします。

○知事（濱田省司君） オンライン面会などを行うためには、フリーWi-Fiの環境の整備をしなければいけないということになりますが、こうした際に国からの直接の補助をするという制度がございまして、当初はこの適用の対象が9月末までに整備を要した経費、これのみを対象とするとされておりました。

今回、この期限が本年12月末まで延長される

ということになりましたので、医療機関には、この国の補助制度の活用について改めて周知徹底し、活用いただくように促したいというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） その際に、先ほど健康政策部長が言われた、今そういう病室が確保できていない背景にあるいろんな要素、それを、いや、こうですよ、ああですよというふうに、きちんと解消していく、そういう啓発もしながら周知をしていかなければ、やはりそこでバリアになっていることが解消できないままに、補助金の活用もしませんよと、そういう病室確保もしませんよということになっては、せっかくの補助制度が活用できなくなります。ぜひ、そういったことも併せて要請をしていただきたいと思います。そう、そういった多様な要請の仕方、その点についていかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、県内の医療機関、いろいろな事情がございだと思います。ニーズの問題もあれば、機器の問題、技術的な問題もあるんだと思いますけれども、それぞれの御事情をよくお聞きした上で、必要な場合には、国の補助制度も適用可能だということをお紹介するという方向で対応させたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、これらの支援が整うまでの間、また支援策があったとしても、今言われたような様々な要因のためオンライン面会が整備できない、そういう医療機関について、患者にとっての面会が回復への薬になるという視点での支援策を何らかの形で講じられないのか、知事にお尋ねします。

○知事（濱田省司君） コロナ禍が長期化をしているという中でございますので、対面での面会が難しいと。そして、せめてオンラインで面会をとってお気持ち、これは私としてもよく理解ができるところでございます。こうした患者さ

んの方、あるいは御家族の願いにはできる限り対応をしていただきたいというふうに、私としても考えております。

県のほうで調査いたしましたところ、県内の122あります病院のうち、8割に当たります100の病院が何らかの方法で、オンラインも含めまして面会の機会の保証ができています。逆に言いますと、残り約2割の病院が、例えば短期の入院患者がほとんどだというような理由で、この面会については実施をしていないというような御回答をいただいているというところでございます。

ただ、今回調べて分かりました、面会が実施できていない病院に関しましては、個別に事情をお伺いしながら検討も要請し、必要な場合には国の支援策も紹介して、前向きな対応を促してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、高知県立大学図書焼却問題についてお尋ねします。

この間、高知県立大学法人と、その設置大学である県立大、高知工科大学に見られた課題の中で、とりわけ県立大学図書焼却問題について質問させていただきます。

平成30年に発覚した県立大学図書館図書の焼却問題以降も、高知県立大学法人が誤認による複数件の源泉所得税の徴収漏れを高知税務署から指摘され、105万円余の不納付加算税に加え、その延滞税を昨年1月、3月と法人が負担していることもホームページに掲載されておりました。さらに、さきの6月定例会で工科大学新学群構想が白紙化されることによって、全国紙に掲載した教員の募集広告費用などに見られる冗費も、看過することはできないというふうに私は思っています。

そして、県立大学図書館図書の焼却問題こそ

が多大な公費の使途の在り方として、また健全な大学経営を目指す大学自身による統治・管理体制について県民の疑問は解消されないままの課題として残っており、相次ぐミスを生じさせる体質を象徴しているのではないかと考えてなりません。

そこで、公立大学法人として信頼回復をするためにも、課題の解決や説明責任を果たすことは不可欠だと思いますので、順次質問させていただきます。

昨年2月定例会での私の質問の際にも触れたことですが、「県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会報告書」の中の合规性に関する重要文言が、検証委員会の設置者である県立大の主導によって平成30年12月27日の報告書提出前に差し替え変更されました。

県立大は、平成30年12月6日に検証委員各位に電子メールを送付する形で、一部に誤りがありましたのでお知らせいたしますとして、検証報告書案17ページで検証委員会の見解として、「焼却に至った背景」に挙げた重要箇所を変更したもので、単なる字面の変更ではなく、この変更によって意味合いが大きく変わっていると思われまます。すなわち、変更前の規程類の誤った解釈、運用では、除籍、焼却処分当時の責任を指摘していたものが、変更後の「規程類の不備やそれに伴う運用」では、規程類の過去の制定者に責任が転嫁されるものとなっておりますと思われまます。あたかも、焼却処分当事者の誤った解釈がなかったかのごとき文言となっていると思われまます。

このような検証委員会の中立性、客観性を損ねた報告書の策定過程が県民の不信感を招くものとなっていると考えるのですが、知事の認識をお聞きします。

○知事（瀨田省司君） 議員から御指摘ありました報告書案の差し替え変更についてございま

すけれども、この点、県立大学のほうからは、報告書の事務局案を検証委員会の各委員に電子メールで送信をいたしました際に、当初間違った案を送信してしまったと、そういう事務上の不手際があったものだというふうにお聞きしております。

ただ、その後直ちにその当日中に、本来送るべきであった正しい報告書案を再度メール送信したと。そして、その修正後の案をベースにいたしまして、電子メールによる審議により、各委員の意見をお聞きする。そして、最終的には委員長が集約して、報告書が取りまとめられたという形でのプロセスが取られたというふうに報告を受けているところでございます。

報告書の策定の過程につきましては、このメール審議に至るまでの、そこまでの間においては4回の検討委員会の会合、これにつきましては一連の議事録は全て公開されております。また、その後案文の詰めが行われました、いわゆるメール審議でのやり取りにつきましては、各委員からの御意見、そして委員長のそれに対する判断も、参考資料として報告書の末尾に、このメールのやり取りそのものが掲載をされているというふうに承知をしております。

こうしたことを考えますと、この検証委員会の報告書策定の過程は、事務上の不手際があったことは遺憾に存じまますけれども、県民の皆さんの不信感を招くといったようなものではございませんで、中立性や客観性という点でも、特に問題は生じていないのではないかとこのように考えております。

○32番（坂本茂雄君） 単なる事務的な不手際であればそうかもしれませんが、やはり差し替えたことによって、私は意味合いが大きく変わっているというふうに思うわけです。そういう意味では、その意味合いが大きく変わるものについては、もっと丁寧な扱いがされてしかるべき

であったのではないのかなというふうに思います。

そういった意味では、第4回の委員会以降のメールによる審議のやり方というのは、もっともっと丁寧にされないと、やはり疑問を残したままの形で行うということになってしまうというふうに思います。そういう意味で、後ほどの質問の中でもまた触れたいと思いますので、次の質問に行きたいと思います。

焼却後、そしてコレクションマネジメント方針策定後、初めて今年5月20日から除籍図書の譲渡希望受付が行われました。

その約4,300冊の対象リストの中には、約3,800冊余りに上る重複図書がありまして、購入費用の支出額の問題とともに、5,800冊に上る多数の非重複図書さえも焼却した平成28年前後の判断に、改めて疑問を抱かざるを得ません。今回の譲渡結果について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 高知県立大学に結果を確認いたしましたところ、32の団体、個人の方々から合計で591冊の譲渡希望が寄せられたとのことであり、その内訳といたしましては、高知県立大学の教職員や学生及び高知工科大学の図書館が360冊、こうちミュージアムネットワークに加盟している団体や高知県図書館協会に加盟している図書館が96冊、また県立学校が33冊、そして県内外の他の大学の図書館が102冊とのことでした。

○32番（坂本茂雄君） その約4,300冊のうち、そういった譲渡先が分かっているものが591冊ということなんですが、それ以外のものは現在どういうふうになっているんでしょうか、文化生活スポーツ部長。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 残冊数が3,722冊ということになるわけですけれども、まず無償譲渡を探り、その後は売却、そして廃

棄という段階を経ていくこととなります。廃棄につきましても、できる限り再資源化が可能な方策を探っていくというふうに、大学のほうから聞いております。

○32番（坂本茂雄君） 引き続き無償譲渡などの検討がされるということなんですが、こういう丁寧な手続を踏まえていたら、平成28年当時にああいったことが起きなかったんじゃないかということが、やはり思われてなりません。そういう意味でも、改めて図書焼却問題というのは、いろんな教訓をいまだに残しているというふうに思われますので、引き続き質問をさせていただきたいと思います。

焼却処分された図書のうち、例えば国費で編集、刊行され、寄贈されていた平和の礎というのが19冊、高知県立大学・高知短期大学図書管理細則第15条の、保存の必要がないと認められた理由として、県立大総合情報センターは、上下本やシリーズがそろっていない図書として除却候補リストに選書し、平成28年11月7日の総合情報センター運営委員会で除却を決定したとされています。

この19冊各巻の内容は、推理小説などにおける上巻、下巻のようなストーリーの連続性に関わる性格のものでもなく、除籍の判断をしたこと自体、管理細則適用の前提を失っているのではないかというふうに思われます。

したがって、検証委員会は検証のまとめ、検証報告書21ページで、処分方法についても問題があるとした上で、高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規第5条のただし書を安易に運用し、焼却という処分方法が選択されたと指摘しているにもかかわらず、県の法規担当部署や県立大が照会した弁護士は、除籍から処分に至るまで問題ないと述べていますが、安易に運用したという判断が、真に問題がないというふうに知事は考えられているのか、お聞きします。

○知事（濱田省司君） 除却としての処分につきましては、高知県立大学・高知短期大学図書管理規程、後には図書管理細則ということに改められておりますが、これに基づき実施をされたものというふうに承知をしております。

また、処分につきましては、大半については、細則に定められました3つの方法のうち、贈与や売却によらずに廃棄によることが決定をされて、廃棄の具体的な方法として焼却が行われたと、そういったような位置づけになっているというふうに考えております。

問題が全くなかったのかという点についてでございますけれども、廃棄をされたもの以外の残りの一部の図書については、学内での贈与により再活用を図られたということでございますが、引取り手を広く学外に求めていくといった対応が十分検討されなかった、この点は不適切であり、大変残念なこと、そういう意味で問題はあったというふうに考えております。

ただ、当時の大学の規程などには、廃棄の方法は規定されていなかったということでございまして、個々に行っていた処分方法を踏襲するといった形で焼却がされたというような状況にあったというふうに承知しており、焼却をしたこと、そのことまでが、違法とまでは言えないのではないかという認識でおります。

○32番（坂本茂雄君） 今回の答弁は、4問でお聞きしようかというふうに思っていたところにも触れると思うんですが、実は4問目にお聞きしようと思っていたのは、昨年2月定例会での質問の際に、県立大学の図書焼却処分は、学長も認めた内規を準用して焼却を行っていたということが、規程等には違反したもとは言えないということになるのかという私の質問に対して、知事は、焼却したことが規程などに違反したもと言えないのではないかというふうに考えているというふうな答弁をされたわけ

です。

今、そういうふうな答弁をされましたから、ちょっと通告している質問の仕方と変わらざるを得ないんですけども、結局、焼却処分ということは、細則とか規程等に定められていないわけですね。廃棄は定められてあっても、その方法としての焼却ということについては定められていない。一方で、じゃ、焼却ということを決めたものが内規にはあるんですけども、その内規は失効していたということで、そうしたら、一体この県有財産の処分は、県としては何に基づいてやったのかという基本に返らざるを得ないと思うんですね。そこが明確にされていない。

平成30年10月5日の危機管理文化厚生委員会で学長がおっしゃったことや、あるいは県がこれまで説明してきたこと、いずれかが訂正されなければいけないんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、これは4番の質問にもつながりますけれども、知事、いかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） 問題がないということの意味を、妥当性を欠くという意味か、違法性があるルール違反ということまで達するかどうかということを、ただいま申し上げたところでございます。改めてお尋ねがございました、準用云々の点についてでございます。

御指摘がありました平成30年の県議会の危機管理文化厚生委員会におけます学長の発言においては、既に失効しております内規そのものを準用したかのように受け取れるような発言ございまして、もし内規そのものを準用したという趣旨で話されたとすれば、これは正確さを欠く中身であったんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら、その前後の発言、その他を踏まえて学長の発言の真意を考えますと、規程に基づいて廃棄する際に、その方法として過去に

内規に基づいて行われていた焼却という方法を踏襲したというふうな趣旨で話されているというふうに私は理解しておりますし、大学の事務局側もそういった理解をしているというふうに承知しております。

そういったことでございますので、規則そのものの準用というのは、法令上の用語の用い方としては、私は、普通は準用という形にはなると思っておりますけれども、学長自身は、準用という言葉は使われておりますが、規則そのものの準用ということではなくって、焼却という手法を踏襲したという意味で、そういった発言をされているというふうに考えておりました、その限りでは、県としての見解と特に矛盾をすることではないというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） ちょっとそのことも納得いかない部分があるんですが、また後ほど聞かせていただきたいと思っております。

大学の問題で、先ほど来言われております、例えば内規を準用したのかどうかというふうなことも含めて、実はこういったことについて、今年の2月定例会のときに文書訓諭という処分がどうだったのかということに対して、知事は就業規則に沿って処分をされたものだということなんですが、この就業規則に沿ってみても、計画的な除籍を長年怠って、内規のプライバシー等の誤った解釈によって県民への譲渡の道は一切開くこともなく大量の法人資産を焼却したという事実だけを取ってみても、高知県公立大学法人職員就業規則第34条の懲戒処分に該当する項目があるわけですが、その中にある法人全体の秩序を乱し、または信用を傷つけるような行為、さらには法人に損失を及ぼすような行為があったということに該当するものではないのか、それを第36条の文書訓諭という処分が適当であったというふうに知事はお考えなのか、

お聞きします。

○知事（濱田省司君） お話がございました理事長等の処分は、検証委員会の検証結果なども踏まえまして、高知県公立大学法人として就業規則に基づいて判断されたというふうに受け止めているというのは、御指摘ございましたとおり、この認識は変わっておりません。

大学におきまして、この処分を検討される、そうした中での過程の考え方といたしまして、学外への再活用の道を探ることなく廃棄処分を行ったことについては不適切ではあると。しかし、当時の状況から違法性、あるいは重大な過失があったとは言えないという判断の下に、公務員で言えば懲戒処分に当たるような処分ではなくって、一種の訓示的な処分に当たります文書訓諭という処分を選択された、そういう判断をされたということだというふうに私としては理解しております、これは県等から独立した法人格を持ちます公立大学法人として、そういう判断をされたということでございますし、中身において一定の合理性はあると考えておりますので、それを尊重したいというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） 時間がありませんので、最後に要請したいんですが、検証委員会報告をはじめとして、この図書焼却問題に疑問を抱かれている方、県民の皆さんというのはおいでるわけですが、いまだに、やっぱり疑問は残っていると。

そういった皆さんが、法人との間でやり取りを今でもされています。しかし、今そのことについて、法人の側は、もうこれ以上やり取りする必要はありませんというふうにまで言われています。やはり、そういう疑問に対してきちんと説明していくという姿勢を、私はこの問題に関しては持ち続けなければならないというふうに思うんです。それが、まさに知事が目指す共

感と前進の県政を進めていく上でも、しっかりと説明責任を果たすことが求められていることと同じだというふうに思うんですね。

知事、このことについてどう思いますか。もう一遍、このことをきちんと県民と向き合って再検証するのか、あるいは説明責任を果たすということをやっつけられるのか、そういったことは法人側に求めていくつもりですか。

○知事（濱田省司君） この御質問の答弁を調整する過程で伺ったところでは、この検証委員会の委員をお務めいただいた方からも、引き続きこの過程に関しまして御意見をいただいているような状況にあるというふうにお聞きしております。

このことの事案に関しまして、しっかりと検証をして、一種の処分もされてということで、できているとは思いますが、なおこうしたことについて御意見があるという点につきましては、大学側において丁寧な対応をしていただきたいというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） ぜひ、このままもう打ち切るということではなくて、きちんとした説明責任を果たしていただくように大学側にも、今おっしゃったようなこととお話をさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、賃貸住宅における家具固定の加速化について質問させていただきます。

南海トラフ地震対策行動計画の中でも、重点課題の第1、住宅の安全性の確保では、住宅の耐震化と家具固定が車の両輪であり、そのどちらかが欠けると命を守れないと位置づけられています。さらに、東京消防庁が行った2016年熊本地震の際の室内被害の実態調査結果のマンション編によりますと、なぜ家具の転倒防止を実施していないのかの問いに対して、約1割の方が、賃貸住宅で転倒防止ができないと答えられています。それは家を借りている場合は、退

去の際、借りたときの状態に戻して返却する原状回復義務を負っているからです。そのため、賃借人であるから家具固定ができないと思っている人は、全国でも多いと思われます。

本県は、南海トラフ地震が想定されている中で、命に関わる家具固定ができることが賃貸住宅の付加価値になってくるということも、啓発することが求められてくるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。本県の場合、県営住宅における家具固定跡の原状回復については、実質義務免除となっているとお聞きします。今後は、正式に、県営住宅住まいのしおりにその旨明記することで、しおりの第5編にある家具固定を進めることになるのではないかと思います。が、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（森田徹雄君） 県営住宅への入居時に、入居者様に配布する県営住宅住まいのしおりに、退去時に家具固定跡の原状回復が必要ない旨の記載はしてございません。

このため、家具固定器具のねじ穴等の原状回復義務を免除していることをしっかり周知することとし、次回の定期募集時から、しおりに記載するようにいたします。

○32番（坂本茂雄君） よろしくお願ひします。

それと、各市町村営住宅においては、県営住宅同様、家具固定跡の原状回復についての義務免除がされているのかどうか、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（森田徹雄君） 家具固定跡の原状回復につきまして、市町村に問合せしましたところ、本年9月時点で11市町村が退去時の原状回復を求めておらず、しかしながら明文化はしていないというふうな回答がありました。その他の市町村につきましては、14市町村が原状回復を求めており、9市町村が損傷の状況によって判断するというところでございました。

なお、明文化していない11市町村には、明文化の働きかけをするとともに、原状回復を求めている市町村には、義務免除の検討をするように働きかけてまいります。

○32番（坂本茂雄君） ぜひよろしくお願ひします。

賃貸住宅における家具固定を促す動きというのは、今年3月31日付で出された国土交通省からの「賃貸住宅における家具の転倒防止措置の促進について（周知依頼）」によって加速化され始めたと思いますが、この文書を受けた本県賃貸住宅関係団体がどのように対応されているのか、土木部長にお伺ひします。

○土木部長（森田徹雄君） 国土交通省は、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の2団体に周知依頼を行っております。

周知依頼を受けました両団体の高知県支部に確認いたしましたところ、周知依頼のあった内容につきまして、ホームページに掲載することによって会員に対する周知を図っているというふう聞いております。

○32番（坂本茂雄君） さらに、それが具体的に成果を上げていくような形で、この賃貸住宅関係団体とも意見交換がされたいのではないかとこのように思いますので、その点についてはよろしくお願ひいたします。

今後、どのような支援ができるのかお聞きしまして、最後の第5問は、せっかく準備をいただいた各部局の方には申し訳ありませんけれども、時間の関係で来年2月の定例会でぐっすり質問させていただきたいと思いますが、土木部長、最後にお願ひします。

○土木部長（森田徹雄君） 民間住宅を含めまして、入居者が行う家具の転倒防止等に要する費用を助成する補助事業を県内27市町村で実施してございます。

県におきましては、家具の転倒防止対策の必要性や住宅の耐震工事と併せた転倒防止策の実施について、新聞広告やリーフレットにより啓発をしております。また、補助事業を実施している市町村に対しましては、その経費の一部を支援してございます。

引き続き、家具の転倒防止対策の必要性について啓発を行うとともに、原状回復義務の免除、取付け費用の補助等の仕組みを紹介しながら、全市町村でこの取組が進むように働きかけてまいります。

○議長（森田英二君） 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩といたします。

午前11時26分休憩



午前11時30分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

米田稔君の持ち時間は40分です。

36番米田稔君。

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔でございます。通告に従いまして質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。まず、この春の高校部活動のクラスター発生に関して、教育長にお聞きをいたします。

春季大会参加に伴い、顧問や審判の先生含めて10校、32名の集団感染となりました。さらに部員の家族の方や、他の部活動でもクラスターが発生しています。そして、残念ながら、いわれなき誹謗中傷やバッシングなどが起こり、感染者の自宅で誹謗中傷の貼り紙が見つかる事件まで発生をしました。

その中で、ある部員は、校名のついたユニホームを着てプレーすることは怖いと退部しましたし、全国大会を目指して努力していたにもかかわらず、県体出場を辞退せざるを得なくなったチームもありました。あたかも部活動顧問や部員、生徒の皆さんに感染と感染拡大の原因、責任があるかのような風潮と圧力が強まったのです。このように関係者の体と心を傷つけ、人権を踏みにじることは、決して許されるものではありません。

県教育委員会と県が、現実には起こっている現場でどう対応してきたのか、事実と人権保障の立場で生徒や先生を守る対応はどうだったのか、今改めて検証することが必要です。そして抜本的な対策を図り、促進することが求められていると考えるものです。

まず、事実経過についてお聞きします。4月28日付地元紙で、初めて部活動関係者のクラスターが報じられました。報道では顧問と部員、7人の感染が明らかにされ、県外での練習試合は慎重な判断が必要だったという県教委のコメントが一言だけ紹介されました。こうした報道により、県外遠征が問題だった、実施した顧問の行動は軽率だった等の誤解、偏見が広がったのではないのでしょうか。

問題とされている4月18日の日帰り徳島遠征、県外との練習試合は、部活動顧問が当該校長に申請し、校長は遠征先の感染状況を確認した上で許可をしたのであります。当時の県教委方針に沿った県外遠征であって、部活動顧問らに何ら問題も責任もありません。

この点については教育長もはっきりと確認できるとおもいますが、お聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 高等学校の部活動を契機としたクラスターの発生につきましては、多くの県民の皆様大変御心配をおかけいたしました。

他校の生徒やその御家族等にまで感染が拡大したことは大変重く受け止めており、当時感染が拡大していた徳島県への遠征については、実施後の校内合宿、県内大会の参加なども含めて、慎重な判断、対応が必要であったという思いは今も変わっておりません。

5月から6月にかけて実施しました当該校への調査の結果、県外遠征の実施については、当時の県教育委員会が示した方針に沿った手続の下、校長の承認を得て実施されたものであることは確認をしております。

しかし、部活動顧問及び部員の生徒が徳島県の練習試合会場に現地集合するとして日帰りの行動日程とされておりましたが、顧問は校長に報告せずに、前夜に感染が拡大していた地域に滞在していたことが、後日の聞き取りで明らかになっております。

この点について、事前に校長に報告されていれば、校長としては、練習試合に併せて感染の可能性が懸念されるような顧問の行動を認めることはなく、遠征の中止や当日に出発することを指示するなどの対応が考えられるはずであって、顧問に何ら問題も責任もないということはないというふうに考えております。

○36番（米田稔君） それは、明らかに想像の範囲の話でしかないんじゃないですか。

県教委は、当時の県外での公式戦・練習試合実施状況について調査をしていますが、同時期の県外遠征の実施状況、また徳島県への遠征実施状況について、それぞれ調査結果をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 高等学校における部活動を契機としましたクラスターの発生を踏まえて、今後の県外校との練習試合などにおいて、生徒の安全や健康を確保するための実施方法などの検討を行うために、実態調査を実施しております。令和3年5月7日付で調査を通知

しております。

この御指摘の学校を含めまして、同時期の4月17日及び18日に県外遠征を行った部は、当該の部活も含めまして2校4部となっております。このうち徳島県へ遠征していた部は、この当該部活動を含めまして2校で3部、なお同時期に県外遠征することとして校長の許可を得ていたが、遠征先の県の感染が拡大していることにより遠征を取りやめた部も、1校1部ございました。

○36番(米田稔君) 基本的にはそれぞれの学校が判断をして、2月12日ですかね県の通知に基づいて、県外遠征、練習試合をやったということが、一番の歴然とした事実であります。仮にですよ、報告がなかったとしても、前泊をしたからといってそれが感染の原因になったということは言い切れないし、それは確かに話の中で出てきたんですけど、それをもってして、この県外遠征について許されるものではない、問題がないとは言えないということにはならないと私は思います。そのことだけ、厳しく指摘はしておきたいと思います。

調査結果が示しているのは、問題が個々の学校の判断にあったのではないということだと思います。責任を問うのであれば、県外遠征を禁じていなかった県教委の判断こそ検討されるべきであり、そのことこそ県民に広く伝えられるべき事実です。

部活動の顧問、先生に不十分さ、問題があったかのように受け取られるコメント等は、事実に基づいて直ちに是正し、県教委の責任を明確にすべきと考えますが、教育長に伺います。

○教育長(伊藤博明君) 県教育委員会のコメントは、個別の顧問の判断を指すものではなく、許可をした校長も含めて学校全体として、県外遠征の意思決定を指すものでございます。

結果として、生徒に感染が拡大する状況になっておりまして、生徒の安全や健康を確保するこ

とが求められる学校として、公式戦でない練習試合のために、当時感染が拡大傾向にあった徳島県に県外遠征を行ったこと、これはより慎重な意思決定が必要であったと考えてのコメントでありました。そのため、訂正する必要はないというふうに考えております。

○36番(米田稔君) そうではなくて、そのコメントが学校の部活動の顧問のことを言っているように受け取るでしょう、マスコミ、この読み方をすれば。皆さんが県教委の通知を知らんわけですから、だから県教委の判断、学校の判断をもっとすべきだったというふうに読み取れない人もたくさんいるわけですよ。

だから、私は県教委、学校の判断が十分ではなかったということ、きちんと県民の皆さんに説明することが大事ではないかということ、言っているんですよ。その点はどうなんですか。

○教育長(伊藤博明君) 私どもは、あくまでも顧問個人のことをこの場で申し上げたのではなくて、やっぱり許可があったにしろ、この時期コロナ禍でありまして、部活動の生徒の安全、健康を守りながら、いかに部活動をやっていくかと、そういう視点で見たときには、許可があっても、当然学校や顧問については生徒や子供たちの安全、健康を守っていくという、そういった姿勢、そういった取組が責務であります。そうした中で、この感染が拡大しているときに、もう少しやっぱり慎重な取組が必要であったらだろうということで、あくまでも学校全体の取組について、教育委員会としてコメントさせていただきました。

○36番(米田稔君) 分かりましたというか、そういうことなんですよ。ただ、その一言のコメントが、教育委員会の責任を明らかにしたコメントに皆さん見えませんから、だから、そのことを私は求めているのであって、そういう話であれば、県教委、学校の判断が不十分でした

ということ、ちゃんと伝わるように表明すべきではないですか。

次へ行きます。県民の中で広がる誤解、誹謗中傷によって、一部の生徒、顧問、家族が外出もはばかれるつらい生活を強いられて、身の危険を感じるケースまで生じました。

教育長は、こうした苦境を認識しておられると思いますが、どう受け止められているのか、お聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 4月27日の発表以降、部員以外の生徒に対して、通学中に県民の方から批判的な言葉が投げかけられる事案があったことなどの報告を受けておりまして、非常に残念だというふうに思っております。

このような報告を受けまして、4月30日の感染状況を伝える県の記者会見の場において、校長及び県教育委員会が同席し、こういった誹謗中傷が行われないように、報道各社にお願いをしたところでございます。

また、生徒や教職員の精神的なケアのために、学校には4月28日から17日間、学校の状況に応じ、複数のスクールカウンセラーを緊急的に派遣しまして、当該部活動の関係者に対しての個人面談とともに、希望者に対する相談にも応じるというようなことを行いました。

また、学校が休みの5月の連休中にも学校において、生徒や教職員との面談や電話相談が実施できる体制を整えておりました。

○36番（米田稔君） コロナ危機から一人一人の命と暮らし、人権を守り抜く、連帯と協同でこそコロナ危機を乗り越える、これがコロナ対策の大原則だと思います。

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長濱田知事は、少なくとも5月19日、県民の皆様へのメッセージで、人権侵害に当たるような誹謗中傷は絶対にやめてください、県民の皆様感染者に対する冷静な対応を改めてお願いいた

しますと呼びかけました。

誹謗中傷に苦しめられる子供たちや先生を目の前にして、教育長も、これらの人たちに責任がないことを明らかにし、徹底的に守るメッセージを送るべきではなかったのか、誹謗中傷は許されないとのメッセージを広く届けるべきではなかったのかと思いますが、伺います。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会としましては、学校に関係する感染情報などについては、常に健康政策部や危機管理部と連携しまして、逐次知事にも報告をしてまいりました。

その中で、状況を踏まえまして、学校に関係する県民へのメッセージが広く県民に周知されるよう、知事からの発言をお願いいたしました。

また、県民代表の方に参加いただいております高知県いじめ問題対策連絡協議会などの諮問機関において、感染症によるいじめや誹謗中傷の防止を議題として継続的に協議を続けてまいりまして、協議した内容につきましては、マスコミのお力も借りながら新聞やニュースで再三発信をし、県民の皆様、子供や県民の人権をしっかりと守っていくというメッセージをお伝えしてまいりました。

御指摘のこの事案以降、県教育委員会としましては、体育大会に参加する事前指導として、誹謗中傷を防ぐ人権教育の徹底やワクチン接種の有無による人権侵害の注意など、学校にとって必要と思われるタイミングで、子供や保護者にメッセージを伝えてきたところでございます。

○36番（米田稔君） まとめの中で、部活動に参加する生徒の皆さんへとかという、こういう資料は見ましたけれど、その中で、自分と仲間の命と健康を守るため勇気ある行動を取ろうとか、感染はいつでも、どこでも、誰にでも起こること、誹謗中傷は誰のためにもなりませんということをやっていますけれど、広く県民の皆さんや子供たちに対して本当に行き届いているのか

という心配がありますので、それはきちっと県民の前に、教育行政としてですよ、明らかにすべきということを要望しておきたいというふうに思います。

そして、今少しお話もありましたけれど、被害者等の皆さんへの学びの保障も含めて、具体的にどのような支援がされているのか、お聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 感染して学校に来ることができなかった生徒たちに対しましては、学級担任が宿泊療養所に授業のプリントなどの課題を届けたり、体調や学習の進み具合を電話で確認するなどを行っております。また、回復して登校できるようになった後も、放課後などに各教科担任が生徒の状況に応じた個別指導を行うなど、学習保障に取り組んでおります。

県教育委員会は、学校から要請のあった17日間、緊急にスクールカウンセラーの派遣を行いますし、この間はホテル療養中の生徒へ、スクールカウンセラーが電話でカウンセリングを実施するなど、不安や悩みを抱える生徒に対しての心のケアに取り組んでおります。現在、この生徒たち、特に問題なく元気に学生生活を送っていると聞いております。

○36番（米田稔君） 次に、今回の高校部活動でのクラスター発生に関わって、高等学校課による重大な人権侵害、パワーハラスメントなどを指摘、提起しなければなりません。

部活動顧問のAさんは、療養中のホテルから出た後、校長を通じててんまつ書の提出を求められ、校長の協力を得ながら作成し、5月18日付でてんまつ書を提出しました。それを受けて、5月21日に高等学校課による聞き取りが実施されました。高等学校課管理主事2人、副校長、当事者A教諭の4人により、午前9時から午後3時20分まで行われています。聞き取り結果は管理主事が作成、10ページに及びます。一部紹

介します。

内容・前置きというところですが、あなたの起こした不祥事に関する事実確認のための聞き取りであること。この聞き取りは、あなたに弁明の機会を与えるものであり、聞き取りの結果は、あなたに対する処分等の判断材料になるものであるから、本事案について言いたいことがあれば、てんまつ書に全て書き切るか、この場ではっきりと述べること。聞き取る内容は県教委の重要な意思決定に関わるものであることから、この学校の管理職以外には話さないこと。また、聞き取りに対して虚偽を述べることは、職務命令違反であり、重大な信用失墜行為となることを承知しておくこと。なお、先週あなたが部活動の指導に関わり、校長から止められたことを聞いている。校長にも伝えているが、全体の奉仕者たる公務員であるあなたが引き続き部活動の指導に関わることについては、部員や保護者だけでなく県民の方の理解が必要なので、何かやむを得ない事情で部員と関わる必要がある際には、必ず事前に管理職に伝えることなどが記録をされています。

この記録の存在、今紹介した内容について承知していると思いますが、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 部活動の実施に当たっては、生徒の安全、健康を確保することが大前提でありまして、再発防止のため今回の聞き取りを実施したもので、聞き取った内容等については当然承知をしております。

聞き取りの内容につきましては、遠征の実施に係る判断のプロセス、遠征後の校内合宿での対応、その後の県内大会への参加を判断した経緯、生徒の健康確認やその手法、部活動中の感染防止対策、そして顧問のコロナ感染症に対する認識など詳細に聞く必要があったため、休憩を挟みながら聞き取りを実施しております。

聞き取りの内容により、今回の県外遠征にお

ける感染防止に抜かりがなかったか、再発防止に向けて今後の部活動を含む学校教育活動の感染防止対策をいかに行うか、さらには県内の部活動の大会を運営する上での対策をどのように講じるかなどについて、検討、検証を行っております。

聞き取りにおける担当者からの不祥事という言葉や処分等の判断材料になるといった発言、これは不適切なものがあったことから、こうした発言が県教育委員会の組織的な考え、方針ではないこと、また処分を行うために聞き取りを実施しているものでないことを本人に公文書で伝達し、後日担当課長が本人に直接謝罪を行っております。

○36番（米田稔君） 聞き取りの際に、簡易検査の費用3,000万円、教育長以下事務局職員の連休中の人件費、観光業へのダメージ等重大な被害を述べて、あなたへの処分を行わないと県民が納得しない状況がある等の発言があったことも、確認をされています。

教育の現場で、強権的、非人道的な対応がまかり通っていることに、大きな驚きとともに、心からの怒りを禁じ得ません。感染を不祥事と捉えるこのような発言は、世界のまた科学に基づく感染症対策に全く逆行するものと言わなければなりません。そして、感染者を犯人扱いし追い詰めていくさまは、まさに人権と尊厳を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。

聞き取りの記録、発言についてどう受け止めていますか、伺います。

○教育長（伊藤博明君） 今回の高校部活動を契機としてのクラスター発生事案については、当時より県民の皆様からも大変厳しい御意見をいただいております。

担当者の聞き取りにおける発言につきまして、当該顧問の責任の有無にかかわらず、聞き

取り者と顧問が起きた事案に対する事態の重要性を共有するための発言であったとの報告を受けております。一方で、聞き取りの際、経済的損失に触れた点は、県教育委員会の組織的な考え、方針ではなく、担当者の行き過ぎた発言であったと認識をしております。

このため、校長から、本人がこれらのことで精神的に負担になっているとの報告を私が受けた時点で、顧問の受け止めは、県教育委員会の組織的な方針、対応ではないことを公文書で示すこと、その日のうちに学校に届くようにということを担当課長に指示いたしました。公文書は当日中に校長に届けられ、翌日校長から本人に手渡されております。また、後日本人との面談において、担当課長がこれらのことについては直接説明を行っております。

今回の顧問への聞き取りの目的は、生徒の安全と健康を確保する責務を有する教員に対して、県外遠征の実施に係る詳細な経緯やその後の対応について、再発防止のために聞き取りを実施したものでありまして、感染した事実を不祥事と捉えたり、感染者を犯人扱いしたことはありません。

○36番（米田稔君） 学校長も、そのことを認めているんですよ、発言自身は。

A先生は、21日聞き取りで6時間余り、続いて22日午後、23日は1日、24日も1日、25日途中まででんまつ書の作成に当たり、心理的不調を訴えて、28日にクリニックを受診、心理検査ほかにて、安静を要する状態と診断をされました。常軌を逸した、また過度な精神的苦痛を及ぼし、追い詰めた結果であると言わなければなりません。

精神的苦痛を与えたことについて、高等学校課長よりA先生に謝罪があったと聞いています。しかし、事の重大性を考えるに、県教育委員会として誠実に謝罪をすべきではありませんか、

教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 5月21日に顧問への聞き取りを行った後、再発防止のために、業務として既に提出されたてんまつ書の修正を指示しております。

顧問にとっては、担当する部活動で複数の生徒の感染が確認されたことや、部活動の大会を通して県内の他の複数の学校にわたってクラスターが発生したとされる状況にあった中で、この県教育委員会からの聞き取りもあって、心理的な負担が大きかったものと受け止めております。顧問から、校長を通じて心身の不調の訴えがあった際には、てんまつ書の作成を一旦中止させ、心身の回復に努めるよう本人にもお伝えをしております。

聞き取りに当たって不適切な発言があった点については、県教育委員会の方針や考えではないことから、先ほど申し上げましたとおり公文書で訂正をし、担当課長から顧問に直接謝罪を行っております。

繰り返しになりますが、今回の事案は学校の生徒やその保護者、県民に対して不安と心配を与えた事案で、県教育委員会としても再発防止のために行った詳細な聞き取り自体は、必要であったというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 一番責められるべきは、慎重に検討せないかんと通知は出していますけれど、許可を受けてやってきた、その許可をした側の教育委員会、学校の判断を厳しくたすことが大事じゃないですか。そのことを、まず指摘しておきたいと思います。

それで、今お話ありましたけれど、人事担当者の発言で済まされる問題かというふうには私は思うんですよ。5月18日に1回目てんまつ書を出したと言いましたけれど、このてんまつ書、物すごく加筆、添削が行われているんです、物すごく何人かで。そして21日の聞き取りまでに

打合せやっていますよね、県教委の方が3人ぐらいで。だから、これは単に担当者の責任ではなくて組織としての責任であるし、一番の最高責任者である教育長の管理不行き届き、十分指導できていないというか、そういう責任にも及ぶんじゃないですか。人事担当者の組織を超えた発言で済まされる問題ではない。

私は、そういう管理主事の発言が繰り返された、集団でそのことが確認された、そのことに対し、どういう責任を感じているのかと。だから、教育長として、私はきちんと当事者に謝罪するのが当たり前のことやというふうに思うんですけれど、どうですか。

○教育長（伊藤博明君） 詳細な聞き取りにつきましては、先ほどから申し上げていますように、そういった非常に大きなことになりますので、しっかりとお聞かせをさせていただいたと。その中で、3人の者が協議をしたというお話ありましたけれども、そういった内容について協議したものであって、先ほど言いました一部不適切な発言については、その報告を受けたときに、それは適切な発言じゃないということで、私がすぐに、これは口頭ではなく公文書で直ちに、今日中に訂正して本人に渡るようにしてくださいという指示をしました。

それは、組織的なものではなくて言われたものであって、本人は教育委員会の方針というような形で受け止めておりましたので、それは直ちに訂正する必要があるということで訂正をさせていただいて、その後本人に直接担当課長がお会いして謝罪もしたということになっております。

○36番（米田稔君） 直ちというのはいつかよう分かりませんが、高等学校課長が本人宛てに送ったてんまつ書の作成についてというのは5月31日なんですよ。21日のそういう、まあ言うたら詰めた話をした上で、もう何日もたっているわ

けですよ。だから、当事者は不安を感じて、弁護士さんにも相談しという過程を経たわけですね。教育長はその日に直ちにと言いますけれど、結果として、当事者にはそうっていないんですよ。そこはちゃんとやっぱり見てほしいというふうに思います。

そして、質問に入りますが、この事例については、事実経過、A教員の受けた精神的、身体的な苦痛を考えると、法律の改正と新しいパワーハラスメント防止のための指針からも、パワハラに該当するものとも考えるものですが、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 今回の事案におきましては、高校生の部活動においてクラスターが発生したこと、それからそれによる経済的損失等について、県民から本当にたくさんの厳しい御意見が寄せられておりました。こうした大変厳しい県民の御意見を背景に、担当者が発言したというものでありまして、これらの発言は業務の範囲内のものであったことから、パワーハラスメントに該当するとは考えておりません。ただ、先ほどからお話に出ています一部不適切な発言が含まれておりましたので、本人に対して文書で訂正をして、直接謝罪も行っております。

いずれにいたしましても、このような聞き取りは、行う側と受ける側の両者にとって心理的な負担が大きくなります。今後こういった聞き取りを行う際には、聞き取りの内容については慎重に検討した上で、本人に聞き取りの趣旨を明確に説明するよう、県教育委員会の関係課全てに徹底をしております。

○36番（米田稔君） 県の、教職員の懲戒処分の指針というのがありますよね。その中に、標準例ということで、第15番目にパワーハラスメントというのが書かれていまして、処分の中身について書かれています。処分するという意味ではなくて、私はパワハラに該当するのではない

かということをお願いして引用するんですけど。パワーハラスメント、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格もしくは尊厳を害し、または教職員の勤務環境を害することになるようなもの。これ、教育委員会の指針ですよ。

この指針に、そっくりそのまま該当するというふうに私は思うんですけど、そうでないと言うならば、私は率直に言って、こういう立場からきちんとやっぱり検証してもらいたいと、調査も含めてね、その点はどうか。

○教育長（伊藤博明君） 先ほどお話ししましたように、非常に厳しい状況というところについて、担当者が県民のお言葉を背景に発言したということで、業務の範囲内ということから、パワハラには該当しないというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたように、こういったことについて聞き取りをされる方々から、そういう負担であったり苦痛であったり誤解、そういったものを今後招くようなことがないように、私のほうから、高等学校課だけじゃなくて、こういった所管する課はほかにもございますので、そういったところに対して、全てに徹底をしていくということにしております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

現実起こっている問題に、やっぱり正面からちゃんと検証をやってもらうというのが一番出発点だと思うんで、なおそれは検討していただきたいというふうに思います。

1つ飛ばしていただいて、臨時教職員のボーナス支給ミスについてお伺いをいたします。

2年間の3回分にわたって、本来正当に支給されるべき期末手当及び勤勉手当が支給されず、教職員団体からの指摘と記者会見を契機に、この8月、9月に是正、支給されるという前代未

聞の事態が起こっています。延べ157名、追加支給総額2,300万2,142円、1人当たり平均14万8,400円、最大42万5,520円にもなります。どれほど生活を支えることができたかと想像するのとあります。単なる単純ミスなどと済ませる問題ではありません。職員の給与に関する条例が遵守されていないことは、極めて重大な瑕疵そのものではありませんか。

現場教職員から、自分だけボーナスが少ないと相談を受けた教職員団体からの問合せに対し、県教育委員会教職員・福利課は、当初該当者のみに連絡し、支給ミスの公表を拒否していました。やむなく職員団体が記者会見を開き、報道機関が取材を行ったことで、初めて今回の不祥事の全容が明らかになったのです。

教職員・福利課の対応は、不祥事の隠蔽とも取れる不誠実なものであり、教職員はもとより、県民の理解を得られるものとは思いません。教育長の見解を伺います。

○教育長（伊藤博明君） このたびの追加支給は、昨年度から臨時的任用教職員等の期末勤勉手当の算定期間のルールが変更されていたところを、誤って従前のルールで算定していたために生じたものでございます。

これまで、県教育委員会としましては、県民に直接関わりのあることであれば直ちに公表する姿勢で取り組んできたところでございますが、今回の件に関しては、その影響範囲が教育委員会内の教職員にとどまり、一般の県民の皆様には実質的な影響を及ぼすものではないこと、また確認を要する対象者が3,000人を超えており、その全ての雇用状況を個別に確認して再計算する作業が必要となっております。すぐに人数や金額などの全体像を把握することが困難であり、全容を説明できない状況での発表がしづらかったことなどから、とにかく確認作業を急ぎ、順次確認ができた当事者となります教職員に対し

て、誠実に、かつできるだけ早く対応していくことを優先しようと考えておりました。

当事者の方には、追加の支給に当たっては文書によりお一人お一人におわびをするとともに、追加支給に至った経緯や再発防止について説明をさせていただきました。意図的な隠蔽や不誠実な対応といったものには当たらないというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 今回の事態は、県給与条例など法令遵守という点でも、また追加支給した金額から考えても重大です。

そして、結果として多くの臨時教職員の生活を脅かし続けており、不祥事そのものです。県民に関しないからということで、決して伏せ込むというか、公表しないということではなりません。やった仕事はどうだったかということが評価されるわけですから、法に基づいて。

県の教育委員会としてきちんと公表して、誠実に謝罪、説明を行うのが当然であると考えますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（伊藤博明君） 算定誤りによりまして、御迷惑をおかけしました臨時的任用教職員などの方々には、大変申し訳なく思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の件は、当事者の教職員に対し誠実に対応すべきだと考え、お一人お一人に文書によりおわびを行い、追加支給に至った経緯、再発防止についてお伝えしたところでございます。

具体的には、担当課において追加支給事務を最優先に、延べ3,000人以上の臨時的任用教職員について、勤務期間の状況などの確認を行い、追加支給対象者に対しては、算定処理が済んだものから順次5回にわたって支給を行いました。

県教委としましては、実際に影響を受けた臨時的任用教職員等に対して、誠実に対応させていただいたというふうに考えております。

人数、金額が分かって追加支給ができるよう

になった時点で、都度、計3回公表いたしましたので、3回目の9月21日には全容が明らかになりましたので、全体の人数、それから額などについても発表をさせていただいております。

○36番（米田稔君） 発表だけじゃいかんでしょ。なぜ、そういうことが起こったかという検証せんと。

臨時教職員等の皆さんの長年の運動と当局の決断によって、今回新たに改正をされたんです。不安定な労働環境にある臨時教職員に思いを寄せて、立法事実を心を砕くということが給与の担当職員ですし、公務員の本来の姿でしょう。それができていないから問題にしているんですよ。県民に関わるか、職員に関わるかは別にして、きちっと検証しないと、こういう事態が繰り返される。だから、私は心配しておるんですよ。

だから、私はきちっと教育長として検証をして、どうやって再発防止していくかということをごひしてもらいたいということ、時間がありませんから要望しておきたいというふうに思います。

次に、子供等へのコロナ対策強化充実について伺います。

特に子供たちへの取組の充実について、今大事になっていると思います。第5波の感染拡大では、ワクチン接種した高齢者の死亡が減る一方、現役世代の感染、死亡者が大幅に増えるという変化が起きました。子供への感染が拡大したのも特徴です。文科省の発表では、8月だけで1万7,734人の感染が確認され、7月から3倍以上に増えています。また、厚生労働省によると、全国では9月9日から15日の1週間で、10歳以下は約1万4,000人が感染し、全体の約22%を占めています。2学期が始まったことで、6日から12日には小学校でクラスターが32件発生し、前週の3倍になっています。保護者の不安の声

も広がっています。

日本共産党が9月16日に行った政府への要請で、今こそワクチンと一体で大規模検査を求めるの提言の中には、子供の感染、家庭内感染への対策が求められており、学校や幼稚園、保育園、会社などを通して検査キットを家庭に配布し、体調に変化を感じたらすぐに自主的な検査を行うことができるようにすると提案をしています。特に、小さな子供はすぐに熱を出しますので、すぐに無料で手軽に検査できることが重要です。

神奈川県では、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校を通じて、家庭に抗原検査キットを配布しています。神奈川県知事によれば、事前に行った抗原検査キット配布の試行によって、キットを利用して陽性反応が出た方が通勤や通学を控えるなどの事業の成果が明らかとなっていると述べています。感染拡大を防ぐために有効な施策と言えます。

高知県でも、子供への感染拡大を防止するとともに、安心して学校生活、保育所での生活を送れるようにするために、第6波に備える形で検査キットの家庭配布などの対策を準備、検討すべきではないかと思いますが、これは知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 神奈川県の事例を引かれまして、抗原検査の簡易キットを各家庭に配布してはどうかという御質問でございます。

神奈川県の場合、お聞きしますと、アンケートをしましたら、3分の1の方が症状が出て医療機関を受診しない、学校を休まないというのであれば家庭に配らなければいけないというような事情であったというふうにお聞きしておりますが、本県におきましては、学校等では、発熱等の症状がある場合は登校を控えていただいて、医療機関を受診していただくということを徹底させていただいております。この点は保護

者にも御理解をいただいております、こうした意識が徹底しているというふうに考えております。

こうした対応ができますように、県内一円に検査協力医療機関を指定いたしておりますし、万が一感染が起きた場合は、広く接触者を検査するというような対応もしてまいっているわけでございます。

仮に、家庭に簡易検査キットを配布いたしますと、それだけでは判定の作業が完結をしないということも考えますと、本県におきまして、検査キットの家庭への配布についてまで必要はないのではないかという判断をしているところでございます。

なお、学校には、文部科学省のほうから一定の抗原検査キットが配布されておまして、登校後、あるいは夜間に寄宿舎等で発熱等の症状が出たという場合には、この検査キットが活用できると、そういう体制になっているところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

また、社会福祉施設などの定期的な検査を実施することも大切だと思うんですが、鳥取県では、幼稚園、保育園等まで検査を拡大して、自主的な検査を促進しています。

高知県でも、特に保育所、幼稚園等の職員の自主的な検査を促進する仕組みを検討すべきと思いますが、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 保育所ですとか幼稚園などの職員の方々が自主的に自らについて行います検査につきましては、国の補助制度が存在しており、対象としましては、家族が濃厚接触者となるなどやむを得ず自費で職員が検査を受けることになった場合、あるいは施設として感染症対策を徹底するために必要不可欠な場合といったことが要件となっております。

また、感染症の初期症状と思われる場合に、

職員が迅速に検査できますように、これも国から保育所、幼稚園等に抗原検査キットが無償で配布されるということでございますので、お話がございました保育所、幼稚園などにおきましては、こうした国の支援を活用しながら感染対策をしっかりと進めていただきたいと考えているところであります。

○36番（米田稔君） 以上で、全ての質問を終わります。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、米田稔君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩



午後1時10分再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩正好君の持ち時間は35分です。

24番黒岩正好君。

○24番（黒岩正好君） それでは、早速質問に入りたいと思います。

初めに、がん対策についてお伺いをしたいと思います。

2006年にがん対策基本法が成立いたしまして、15年が経過をいたします。この法律改正により、がん医療拠点病院の整備、放射線治療や緩和ケアの普及、検診受診率の向上など、様々な施策が一気に進んだと言われております。

言うまでもなく、がんは早期発見、早期治療が重要であります。若い人ほどがんの進行は早く、検査の遅れは命取りとなります。

今年の4月、国の大規模調査によりまして、がん10年生存率が公表されております。がん10

年生存率の伸展に伴い、患者の生存期間が延びる中であって、緩和ケアの重要性がさらに高まっています。身体的・精神的苦痛のほか、休職、辞職といった社会的苦痛など、がん対策推進基本計画に掲げられている、がんとの共生をいかに進めていくかが重要となっております。

政府は、この夏、実施体制や質の向上をはじめ、普及と充実を図る検討会を立ち上げたようであり、新型コロナウイルス感染拡大により、がん検診が大きな影響を受けております。

日本対がん協会が2020年度に全国の支部に行ったアンケートでは、今年度のがん検診受診者は例年に比べて30.5%減少したとの報告がなされております。これは新型コロナウイルスの流行による受診控えや検診控えが影響していると見られております。

そこで、本県における新型コロナウイルスによる受診控えや検診控えの影響はどうか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 令和2年度のがん検診については、新型コロナウイルス感染症による受診控えで大幅な減少を想定しておりました。しかしながら、実際の受診率の速報値は、子宮頸がんは1%の増、それ以外の肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんについては1%程度の減少となっており、おおむね例年どおりの受診率となっております。

これは、昨年春の全国的な緊急事態宣言に伴い、市町村健診を中止していた春の時期の健診予定がさほど多くなかったことから、それ以降リカバリーできたものと考えております。

○24番（黒岩正好君） 全国と比べまして、本県の場合は少ないということで、非常に安心をいたしたわけであり、

そこで、本県は、これまでもがん検診の意義や重要性の周知を図ってきており、一定の成果も出ているようではありますが、がん検診の意義

や重要性が県民に十分に届いていないなど、第4期の日本一の健康長寿県構想Ver. 2の中で総括しておりますが、本県のがん対策の取組について健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 現在は、平成30年度に策定しました第3期がん対策推進計画に基づき、がんによる死亡者数の減少とがん患者、その家族及び遺族の満足度の向上の目標を達成するために、がん検診の受診促進やがん医療水準の向上、がん患者などへの支援を実施しているところです。また、新たに計画に盛り込まれたAYA世代のがん対策についても、昨年度妊孕性温存治療費の助成制度を創設し、今年度からは、さらに助成内容を拡充して、がん患者さんの支援を行っております。

○24番（黒岩正好君） 昨年、県が実施しました令和2年度の県民世論調査では、未受診の理由として、忙しい、面倒、また必要なときは医療機関を受診するという回答が多く寄せられておるわけであり、

その結果を受けて、本年度の取組として、例えば、国民健康保険加入者に対してがん検診の通知など、検診の意義や重要性の周知を行っているようではありますが、取組の状況はどうか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） がん検診の受診率自体は、全体として向上しておりますが、ここ数年市町村健診の受診率が伸び悩んでおります。

県では、以前からの取組に加えまして、市町村が国民健康保険加入者への通知を送付する際に、がん検診の受診勧奨のチラシを同封したり、国民健康保険加入者が多い自営業や第1次産業従事者などをターゲットとしたインターネット広告による広報を実施いたしております。あわせて、所属する団体からの受診勧奨を行うことが効果的ということをお聞きして、

商工会やJAなどの団体への働きかけも行ってまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） また、この第4期の長寿県構想の中では未受診理由の状況に対して、利便性を考慮した取組の継続が必要と、このように書いてあるわけでありますが、この未受診者を少なくするために、受診者の利便性の向上についてどのような取組を行っているのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 県では、市町村に対するがん検診受診促進事業費補助金によりまして、市町村がん検診の利便性向上の取組を支援いたしております。

具体的には、現在31の市町村で休日の検診、それから3つの市で夜間検診を、また全ての市町村で複数のがん検診をセットとして行っております。特定健診とがん検診のセット化も33の市町村で行われております。

県では、年度末の2月、3月に市町村の枠を超えた広域がん検診を5日程度行って、居住地市町村以外で検診を受診することができるような機会を設定しております。

○24番（黒岩正好君） こういった様々な理由によって受診ができない状況もある中で、がん検診と特定健診をセットで受診できる市町村が33ということで、大変うれしく思っておるわけですが、できたら、できていない市町村に対しても、さらに積極的な環境づくりをしていただきたいなど、こう思います。

さきの通常国会で行われた健康保険法の改正がありまして、これまで支給開始から1年半で支給が終了していた治療などで入退院を繰り返すケースに対応できるよう、健康保険から支給される傷病手当金が来年1月から改正されることとなっているわけでありまして。

がん治療と仕事の両立支援の周知等の対応について健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 今回、法改正がございまして、傷病手当金の支給期間が通算されることになり、治療と仕事の両立のためにさらなる利用が期待されております。このため、がん患者さんのための療養情報を掲載しております、がんサポートブックでの広報や、県やがん医療拠点病院等の相談窓口で両立支援制度の紹介を行う際に周知を図っております。

なお、治療と仕事の両立を支援するために、高知労働局が主催しています高知県地域両立支援推進チームを中心に、関係する行政機関や職場の各団体を通じて、周知がなされるように心がけております。

○24番（黒岩正好君） 先月、9月というのはがん征圧月間というふうになっているわけですが、本年度どのような取組を行ったのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 例年9月のがん征圧月間、それから10月は高知県がんと向き合う月間というのがございまして、この両月には、高知県がん検診受診率向上キャンペーンとしまして、テレビや新聞、雑誌を活用した広報啓発を実施しております。

今年度は、9月、10月、11月に「がんになるのは2人に1人」というキャッチコピーで、テレビや新聞、雑誌だけではなく、新たにインターネットやSNSへの広告を掲載することといたしております。特に子宮がん検診は、20代、30代の若い方々の受診率が低いことから、この世代に適したメディアとしてインスタグラムを活用した受診勧奨を行っております。

○24番（黒岩正好君） がんは2人に1人がなるという、国民病とも言われておるわけですが、第3期がん対策推進基本計画にはがん教育普及啓発が盛り込まれ、学校教育で正しい知識を身につけるために学習指導要領が改訂され、中学校では今年度から、高等学校では来年度か

ら、全ての学校でがん教育が実施されることになっております。

さらに、学習内容を深めるために外部講師の活用を進めるなど、学校におけるがん教育推進のための取組状況につきまして教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会としましては、学校でのがん教育の内容をより深めることを目的として、令和元年度からがん診療拠点病院の医師や大学教授、学校医、がん経験者の方々に御協力いただき、全ての校種を対象にしまして、外部講師派遣事業を実施しております。本年度は、64校へ66回の派遣を実施する予定でございます。

授業を受けた生徒からは、がんは治らない病気でないことや、早期発見すれば治りやすいというように、がんという病気への認識が変わったとか、生活習慣や検診の大切さに気がついた、家族に検診を勧めたといったような声が聞かれるなどの効果的な取組となっております。

令和4年度に外部講師の派遣を希望している学校は現時点で107校ございまして、今後も引き続き教職員のがん教育に対する理解と指導力の向上を目指すとともに、外部講師と連携したがん教育に取り組んでまいります。

○24番（黒岩正好君） 非常に生徒さんの認識度も変わってきているという状況も、先ほど御答弁にありましておりでありますし、やはりお医者さん等の外部講師等の派遣ということで、県下一円、まだまだに十分行かれていないところもあろうかと思っておりますので、その辺りの計画的な派遣対策というのは、今後考えられているのでしょうか。

○教育長（伊藤博明君） これまでも、外部講師の方——がん患者の方々や病院の先生方、そうした講師を派遣するというような、そういった仕組みを構築しますとともに、共通の教材づく

りなども進めてまいりました。

そうした中で、先ほど御答弁いたしましたけれども、今年度は66回というところまで、毎年増えてきております。今年度は66回ですけれども、来年度はもう既に107校が希望しておるということですので、これからも各校へ、そういった派遣事業みたいなものを拡大していきたいというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

じゃ、引き続きましてHPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンについてお伺いをしたいと思います。

年間約1万人の女性が子宮頸がんにかかると言われておりまして、そのうち約2,800人の女性が亡くなっておるわけでありまして。子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは2013年度から定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。

しかし、その後、国は積極的勧奨を差し控えるとしたために多くの自治体が対象者への通知をやめ、その結果、接種率はピーク時の約70%から1%未満まで激減をしておりました。

積極的勧奨が差し控えられることによりまして、対象となる女性に個別にお知らせが送れなくなり、自分が対象者であることも知らずに、無料で打つチャンスも逃す女性が増えていることが課題となってきておりました。そうした中、産婦人科学会や小児科学会などが積極的勧奨を国に求めてきております。

そのため、国は、昨年10月と今年1月の2度にわたりまして、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応や周知の通知を出し、市町村に対してHPV定期接種対象者へ情報提供の徹底を求めております。これは積極的勧奨差し控え以後、最も大きな方針転換だったと言えると思います。そして、この10月1日には厚生労

働省の専門部会で積極的勧奨の再開が了承をされており、このことにより、今後、積極的勧奨に向けた準備が進められると思うわけであり、

今年5月1日の共同通信の報道によりますと、厚生労働省の集計ではHPVワクチンの接種者数が増えており、2016年頃の1%未満と低迷していた接種率も増加傾向にあると言われておりますが、差し控え後の本県の状況はどうか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） HPVワクチンは、間隔を空けて合計3回接種を行います、そのうちの本県の第1回目の接種率の変遷を見てまいりますと、定期接種が開始された2013年度は20.9%でございました。これは差し控える旨の勧告が6月14日に行われましたけれど、年度としては非常に高率でございました。その後から、翌年度の2014年度には1.1%と激減しております。

それ以降1%もしくはゼロ%の台が続いておりまして、国の通知を受け、市町村において対象者への個別通知による情報提供が開始されました2020年度、令和2年度では速報値で15.4%まで上昇しております。

○24番（黒岩正好君） 昨年来の国の通知後に、市町村によって様々、また関係機関に対して対応を取られてきているわけですが、若干伸びているという状況にあります、現在の状況を見ていかがでしょうか。

○健康政策部長（家保英隆君） 国のほうからは、接種対象者やその保護者の方に対して、接種するかどうかの検討、判断ができる情報を個別通知するように求められております。このため、接種主体となります市町村にその旨を依頼するとともに、HPVワクチンの定期接種の受託医療機関のほうにも、厚生労働省作成のリーフレットなどで情報提供を実施するように周知したと

ころで、徐々に対象者の方、また保護者の方の理解が進んでいるのかなというふうな認識でおります。

○24番（黒岩正好君） 確かに、対象者が小学6年から高校1年相当ということなので、非常に保護者の判断、理解というものが大きいわけですね。その辺りの認識度合いというのは、大体どんなふうな認識、評価をされていますか。

○健康政策部長（家保英隆君） 保護者の方の認識を直接調査したことはございませんが、通知をした後、2020年度の後半ぐらいから接種される方の数が増えてきているという情報ですので、やはり徐々に認識が深まってくると思います。今回、国の検討会のほうでもそういうふうな、先ほど議員がお話ししたような決定もされていきますので、その通知も、情報も流れますので一層深まるのではないかなと。とにかく、正しい知識を持って判断していただければと思います。

○24番（黒岩正好君） それで、HPVワクチンの積極的勧奨が差し控えられているものの、予防接種法において、市町村長に接種の実施が義務づけられておるわけであり、そのため、対象者等に対して、ワクチンの有効性とか安全性を個別通知で案内することになっておるわけであり、

しかし、県下の市町村の中では、実施できていない、そういう市町村もあるように聞きますが、どのようにそういう市町村には対応していくのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 今年3月に国が実施しました調査によりますと、令和2年度に県内の30自治体——29の市町村及び中芸広域連合のうち22の自治体が、個別通知によって情報提供を行っておりました。

実施していないと回答した8つの自治体のうち5つの自治体が、令和3年度からは実施予定ということになっております。残り3自治体に

対しては、もう既に個別通知を実施していただくように要請をいたしております。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

昨年10月に発表された大阪大学の研究によりますと、HPVワクチン積極的勧奨の差し控えに伴い、接種率が減少したことによる生まれ年度ごとの子宮頸がん罹患率・死亡者増加数を推計しているわけであります。

既に、2000年度から2003年度生まれの女子のほとんどは接種しないまま対象年齢を超え、将来の罹患率の増加は約1万7,000人、死亡者の増加は約4,000人である可能性を示唆しているわけであります。そして、一刻も早いHPVワクチンの積極的勧奨の再開に加えて、接種率が減少している2000年度以降に生まれた女子への子宮頸がん対策の必要性を示しているわけであります。

この大阪大学の研究にどのような感想を持たれるのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） このワクチンの有効性は世界的にも確立をしておりますが、それをやはり実際接種していただくという行動に結びつかないと、ワクチン接種のメリットが出ません。

そういう観点で申しますと、ワクチンの未接種による将来的な子宮頸がんの増加を見える化するということは、決定される接種者、また保護者の方に理解を広げる意味でも、非常に意義があるものだと考えております。

○24番（黒岩正好君） 国が10月1日に検討会を開いて、将来的に積極的勧奨ということで方向づけをされたわけですので、これは今後再開された場合に、この制度の趣旨を踏まえて、これまで個別通知をしていた世代も含めた全対象者に対し、分かりやすい訂正内容を速やかに通知することが求められると思いますけれども、対応をどのように図る考えか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 国の検討部会の判断に基づきまして、県としては、速やかに市町村など関係機関に通知するとともに、県民の方々に対しまして、ワクチンの効果と副反応についての正しい情報を分かりやすく御説明し、対象となられる方々及びその保護者の方々が納得して接種の判断をいただけるように、周知を図ってまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） 2013年6月以降積極的勧奨の差し控えによりまして、本県でも対象者への個別通知を取りやめておるわけであります。そのため必要な情報が行き渡らずに、多くの対象者が必要な情報を得ることもできずに接種機会を逃してきているわけであります。

国の差し控えの決定が発端とはいえ、接種の機会を失った人たちに、改めて接種を受ける機会が提供されるべきであると考えております。自費で接種する場合は、3回の接種で約5万円程度かかると言われておりまして、自費で接種するには非常に高額のため、費用が原因で接種を諦めたという声もお聞きいたすわけであります。

そこで、知らない間に定期接種期間を過ぎてしまったという対象者は、本県でどの程度いるのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 対象となられる年齢層の未接種の方が多数おられますが、御質問のように知らない期間、今回の積極的勧奨を行わない期間で、受ける機会を逸した対象者の数については把握できておりません。

○24番（黒岩正好君） 約8年間未接種、積極的勧奨が取りやめになっているわけですので、通常のこれまでの経緯からすると、人数掛ける8で、かっちりした数は出ませんが、予測的にはどれぐらいなのでしょう。

○健康政策部長（家保英隆君） 大体3万人強ぐらいの数になるかなとは思われます。

○24番（黒岩正好君） 3万人というのは、非常に人数的には多いわけでありますが、これらの方に対して、やはり今後の課題として、非常に大きな課題があるわけであります。こういった定期接種の機会を逃した方への助成制度を含めた救済策、こういうことも国に対して要望していくべきじゃないかと思いますが、知事はどのように考えておられますでしょうか。

○知事（濱田省司君） ただいま御質問いただきました子宮頸がんの原因でありますヒトパピローマウイルス、HPVの感染を予防していくためには、ワクチンの接種が非常に有効であるというふうに認識をいたしておりますし、このたび御指摘もありましたように、国の審議会におきまして積極的勧奨の再開が了承されたということでございますので、今後これに基づいて取るべき措置の詳細が検討されていく運びになるであろうというふうに考えております。

ただ、この積極的勧奨を再開するに当たりましては、議員から御指摘ございましたように、定期接種期間を過ぎてしまった対象者の方々、今県内でも数字として、一つの仮定を得た数字として3万人というような数字ございましたけれども、こういった方々に対する救済策などにつきましては、国において、しっかりと対応していただく必要があるというふうに認識をしております。

また、接種後に生じた様々な症状に苦しんでおられる方々もおられます。こうした方々への支援策の充実でございますとか、こうした方々も含めて御納得いただけるような情報提供についても、しっかりと取り組んでいただく必要があるのではないかとこのように考えております。

こうした課題につきまして、全国知事会などの活動を通じまして、本県としても、国に対してしっかりと要請をしまいたいと考えてお

ります。

○24番（黒岩正好君） 非常に3万人という規模、高知県だけでもそれぐらいいるということは、大変大きな数字だと思っているわけであります。そういう意味で、やはり知らない間に対象の年齢を過ぎてしまったという方に対するフォローは、国としてもしっかりと取り組んでいかなきゃならないと思うわけであります。タイムリーな形で、実際国がそういう方を対象としてフォローするかということは非常に大事で、今後の展開として出てくるかと思いますが、さらにもう一步、知事としてそういう思いを国に届けていただくためにも、知事会等を通じて対応していくことであると思いますので、そういう方々に対する対応をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先日の新聞を見てびっくりをしたんですが、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローマウイルス、これが中咽頭がんやほかのがんの原因になるという報道がされていたわけであります。女性特有のがんという認識でおった私としましても、大変驚きを隠し得ませんでした。

その新聞報道の中で、高知大学の医学部の大畑教授が、女性だけではなく男性もワクチンを接種してほしいと、こういった主張をされておりました。その予防にはワクチンが有効だと、このように言われているわけでありますが、こういった中咽頭がんなどほかのがんの原因にもなるというヒトパピローマウイルス、男性に対するHPVワクチンの必要性の認識について健康政策部長にお伺ひしたいと思います。

○健康政策部長（家保英隆君） ヒトパピローマウイルスは子宮頸がんだけでなく、男性、女性の外陰部や肛門部などのがん発生にも関与しております。乳頭腫のように少しイボのような形でびゅっと出るような、そういうのを引き起こすウイルスです。

昨年12月には、女性に限定されておりましたHPVワクチンの対象者に、男性が追加されたというよりは、正確には性別の記載がなくなったということで、男性、女性とも効能、効果があるということで、病名としては肛門がんが追加されております。

こういうことから、HPVワクチンは男性の個々人のこれらの疾患の予防にも効果が認められたということでございますけれども、広く国民全体にこの接種を勧奨すべきかどうか、制度としてやるかどうかについては、国において改めて有効性と安全性などを科学的に検証していただくというのを待つしかないかなと思っております。

○24番（黒岩正好君） そういうふうにも男性にも影響があるということですので、例えば本県の場合、こういう中咽頭がんとはほかのがんの発症者数の割合は、全体のがんの発症割合からするとどの程度の割合なんですか。

○健康政策部長（家保英隆君） 中咽頭がん自体が極めてまれな疾患でございますので、がんによる罹患とかの情報で言うと、10位以内には入っていません。ですので、なかなかそれを制度としてやるかどうかのところについては、難しい判断が多分なされる可能性があると思っております。

○24番（黒岩正好君） 確かに、新聞報道での高知大学の太田教授の報道を見る限りにおいては、やはり国でさらにしっかりとした因果関係も含めて検証していただいて、そういった原因を追求していく必要性があれば、しっかりとやっていただくということは重要だと思いますので、ぜひともそのあたりも含めて、国に対して対応をお願いできればと思います。

私は、がんの問題について今日質問をさせていただきましたけれども、本当に国民の2人に1人ががんにかかると言われていの中で、医学

の進歩によって様々と改善もされてきているわけでありまして。そういう意味で国民の皆さん方、また県民の皆さん方が安心して生活ができるように、これからも様々な形で国との連携の下で、しっかり取組を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漢君） 以上をもって、黒岩正好君の質問は終わりました。

ここで午後1時50分まで休憩といたします。
午後1時43分休憩



午後1時50分再開

○副議長（加藤漢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大石宗君の持ち時間は35分です。
25番大石宗君。

○25番（大石宗君） 一燈立志の会の大石宗でございます。久しぶり、恐らく10年ぶりぐらいの一問一答形式でございますので、御迷惑をかけるかもしれませんけれども、質問に立たせていただけることを感謝申し上げて、以下質問に入らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対応についてでございます。

その中で、まん延防止等重点措置であります。全国でも比較的短い期間で解除に至ったということで、これは喜ばしいことではありますけれども、私も見ていると意外なことが2つありました。1つは、指定のときは国から指定をされたということで、県は当時そこまで、あのとき指定になるというふうにはあまり思っていなかった

ような気がするんですけれども、解除のときは逆に知事から解除の要請をされたということになりました。あのとき、医療病床の利用率なんかは、確かに低い数値ではありましたが、そのほか重症患者の数とか様々な指標で、解除の基準に至っていない部分もあったというふうに記憶をしています。

そういう中で、知事から解除の要請を最終的にはしたということで、当時少し意外な感じもしました。その後の知事の発言を見ていると、出口戦略とか自らコントロールできる方法があったほうがいい、そういったことをおっしゃられておりましたけれども、このときの解除の判断の背景について、まず知事に改めてお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話しございましたように、先月の中旬の時点から中旬にかけて、まん延防止等重点措置の解除を県から要請するという局面がございました。この背景になっておりますのは、先月の8日に国の分科会から、緊急事態措置解除に関しましての新たな基準の提示がされたということがございます。

それ以前の新規の感染者数などからしますと、まだまだ本県の感染者数は大変多い状況でございました。減ってはございましたけれども、多いということでありましたので、解除をお願いするというのは難しいのではないかと認識が一般的であったと思います。が、緊急事態宣言につきまして、絶対数というよりはむしろ減っているというトレンドを重視する形で、この基準が見直しをされるといった情報があり、またその際には医療の逼迫に関する指標をより重視するような方向も出ていたということでございます。

本県の場合、この新しい基準に照らした場合に、一部については難しい部分ございましたけれども、新規感染者数の減少トレンドという意

味ではかなり条件的にこれを満たしているという考えもございましたし、また病床の占有率については基準を大きく下回っているという状況にございました。こういう状況にございましたので、この基準の見直しがなければちょっと難しいかなという感触はございましたけれども、この基準の見直しがあるのであれば、ぜひここは県のほうから申請をして、まん延防止等重点措置の解除をお願いしようという判断をいたしました。

その大きな背景になりましたのは、先ほど議員からも御指摘がありましたように、まん延防止等重点措置が延長されますと、これは国の措置でございますので、なかなか各都道府県の意見、要望に対して機動的に対応していただくというのが、実務上かなり難しいと。やはり、国のほうは幾つかの県まとめて国会報告をされますので、1週間、場合によったら二、三週間、これに1回ぐらい対応してもらえるかどうかというようなことでもございました。

こうなりますと、もし県の減少のトレンドが、感染者減少などが、さらにずっと続いていくというのに対しまして、下手をすると二、三週間まん延防止等重点措置の下で、例えば出勤者の7割削減ですとか、酒類の提供は飲食店でも一切禁止とか、言わばかなり過剰な規制を維持せざるを得ないと、選択の余地なくそういうことになりかねないという思いがございました。

そういうことであれば、国のほうに申請をして、このまま重点措置は解除をしていただいて、県独自の判断としての、例えば時短要請などによってこの減少傾向を確実にしていくと。このほうがより県民の皆さんの生活に過剰な制約をもたらさないという意味で、ベターではないかという判断をしたということが背景にあるわけでございます。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

国の枠内で過剰なことをするよりは自ら判断をしたいということで、これも大変勇気のある判断だろうというふうに思います。そういった中で、今議会でも、例えば本会議で横山議員の質問に答えて、今後の対策について、感染対策と日常生活が両立できるように本県の実情に合った対策を速やかにやっていくと、こういう発言もありましたけれども、これからそういった意味でいろんな判断、本県の実情に合ったということで、自ら判断していくことと、国の基準にやはり沿わなければならないところと、そういったところが分かれてきょうかと思えます。

その辺りの今後の考え方について知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（濱田省司君） ただいま申し上げましたように、まん延防止等重点措置になりますと7割出勤削減ということで、かなり全国的な一律の規制があるというようなことでございます。

先月の下旬に、全国的に議論しておりましたときから大きく状況が変わっております。当時は、なかなか緊急事態宣言であるとか、まん延防止等重点措置を、全国これだけ一遍に解除するのは難しかりょうという前提がありました。そうであれば、まん延防止等重点措置のような措置がある中でも部分的に規制を解除していくために、ワクチン・検査パッケージといったような取組が必要じゃないかという議論がされた経緯がございます。ただ、現実には全国的に感染者の減少のスピードが想定以上でありまして、全国がこういう形で、まん延防止等重点措置も含めて緊急事態宣言を解除された中にあるということでございます。

当面、国のほうの分科会で新しい緊急事態宣言解除以外の基準についての考え方が示されておりませんので、県のほうでは、昨年夏以来定めております県独自の対応の目安、これに沿って県としての対応を考えていくということが基

本になりますけれども、私どもとして、国のほうに対して申入れをし、また要望しておりますのは――今年の第5波、デルタ株の流行によりまして、随分と感染症の様相が変わってまいっております。感染者数は、かつての倍とか3倍とかというようなペースで出ておりますから、国が昨年夏の分科会で定められた基準自身が、少し実情に沿わなくなっている部分があるんじゃないかという思いを持っております。

そうした中で、国のほうでぜひ、いわゆるステージ3以下の緊急事態宣言に至らないところのステージごとの基準ですとか、あるいは社会経済構造の制約の標準的な姿ですとか、そういったものの整理をし直してもらいたいという要望をいたしております。

でき得ればそういった要望を踏まえて、改めて県の対応の目安などの見直しも必要ではないかというふうに思っておりますけれども、当然それが出ますまでは、昨年定めました対応の目安に沿いまして、できるだけ県民の皆さんに行動の制約はおかけしたくないということはやまやまでございますが、これと感染拡大防止等のバランスを取りながら、判断をしていくということになるかと考えております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

そういう中で、最後に制約という言葉が出ましたけれども、この間いわゆる会食制限のお願いをしてきました。これは、高知県は一貫して4人以下、2時間以内という表現をしてきましたけれども、この4人以下、2時間以内の定義というのが、少し受け取り方が県民によってまちまちのところもあります。例えば、親2人、子供3人で会食に出かけたが、知事の要請が出ているから席を分けてくれと言われてトラブルになって退店したとか、あるいは5人、6人の会合であったが、席を分けて対応するとお店が言ったけれども、4人以下は駄目だからという

ことで当日キャンセルが相次いだとか、様々なことがありました。もちろん、きれいに定義づけるものではありませんけれども、その辺りの発表の仕方などについて少し確認をしたいと思えます。

いわゆる県が一貫して取り組んできた4人以下、2時間以内の4人というのは、1グループ5人以上の会合は全て駄目ということなのか、5人以上のグループでもテーブルを分けるなど、結果的に4人以下と同じようなリスク低減をすれば要請の範囲内なのか、また同居家族であれば5名以上でも要請の範囲内になると考えるのか、危機管理部長にお伺いをしたいと思います。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 人数制限の呼びかけは、飲食店等での会食に当たり、リスクが高い場面を避けていただくという観点からのものがございます。

このため、ふだんから一緒に食事をしている同居の家族のみの会食は、これによってリスクが高まるものではありませんので、人数制限の対象に含まないという考えでございます。また、5人以上の場合はテーブルを分けるなど、物理的に4人以下のグループに分かれることが可能であれば、要請に沿ったものであるというふうに考えております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

そういう意味で、リスクを下げて感染症を抑えるということが目的でありますから、4人以下というのがあまり独り歩きしないような表現、例えば熊本県などでは、4人以下、2時間以内というよりは4つのステップで感染症対策を下げてもらいたいということで、予約のときに5人以上であれば、どういう取組ができるか聞くとか、そもそも対策をしっかりとできているところにまず行くようにするとか、幾つかこういう表現をせずに工夫してやられている例もあります。ぜひ、今後の対策のときに、様々議論も深

めていただけたらというふうに、これはお願いをしておきます。

そして、コロナ対策で重要な雇用問題であります。高知県の雇用、事業者の皆さんに大変今活用いただいているのが雇用調整助成金でありますけれども、県内の活用状況について商工労働部長にまずお伺いしたいと思います。

○商工労働部長（松岡孝和君） 高知労働局によりますと、先月の9月24日時点で支給決定を行った実事業所数は2,109事業所、支給決定件数は延べで1万3,231件、支給決定総額は104億4,128万5,000円となっております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

104億円を超える資金が雇用を守るために投入いただいているということで、大変なことだというふうに思いますが、この雇用調整助成金以外にも、最近国も様々な雇用を守る制度をつくっております、その中でこれから注目をしなければならぬと私が思っているのが、在籍型出向の制度でございます。

企業に在籍もしながら、ほかの企業に出向すると、それについても応援して、いずれ景気が回復したら元の企業に戻ると、こういう制度でありますけれども、この取組について商工労働部長に現在の状況をお伺いしたいと思います。

○商工労働部長（松岡孝和君） 高知労働局及び産業雇用安定センターによりますと、9月末時点での制度活用状況は、6件の出向契約が締結されまして、合計9人の方が出向されている、そういうふうな状況でございます。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

今、それぞれ数字をいただきましたけれども、やはりこの雇用調整助成金を使っている企業は、この在籍型出向もニーズがあるように思います。

そういった意味では、こういった使っている事業者さんへの周知も含めて、さらに活用を図っていくべきではないかと思いますが、商工労働

部長にお考えをお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） これまで、制度の説明会や関連団体を通じたチラシの配布などによりまして、制度や国の支援策について周知を図ってきたところでありますが、まだ周知が十分とは言えないと考えております。

今年度、県が実施した労働環境等実態調査によりまして、回答企業1,531社のうち、在籍型出向に関心があると回答した企業が130社ございまして、さらにその情報を労働局などに提供してよいと回答した企業が42社ございました。

今後は、労働局などと連携して雇用調整助成金を活用している企業へのチラシの配布に加えまして、こうした企業を直接訪問するなどの取組も行っていきたいと考えております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

コロナが長引くにつれ、企業の皆さんもいろいろ頭を悩ませていると思いますので、ぜひまた取組を進めていただくようお願いをしたいと思います。

次に、高知県の漁業についてお伺いをしたいと思います。

6月25日の高知県漁協の総代会で2020年度の決算が承認されまして、9,550万円の赤字だったという報道がありました。これによって2期連続の赤字になったわけでありまして、報道では、万が一、3期連続の赤字になれば融資が止まる可能性もあり、漁協の存続が危ぶまれます、こういったことも述べられております。

大変危機的な状況だというふうに思いますけれども、この県漁協の経営状況、待ったなしの厳しい局面であります。金融機関の融資などにも不安がある、こういった状況の中で、まさに県漁協は本県漁業の核であります。

万が一、この核である県漁協の経営が成り立たなくなる、こういったことになれば高知県の漁業、そして漁業者にどういった影響があるの

か、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 高知県漁協は、組合員数と取扱高が県内全体のおよそ半分を占めます県内最大の漁協でございます。県漁協では、組合員の操業に必要な氷や燃油などの物資を供給しますとともに、県漁協以外の漁協へも燃油などの物資を供給しております。また、地域で水揚げをされました水産物の取引を行う市場の運営も行っておりでございます。

仮に高知県漁協の経営が成り立たなくなった場合、多くの漁業者への物資の供給が停止され、漁業活動が停滞することとなります。また、市場運営が停止することで取引に支障も生じまして、流通や加工、さらには飲食店など、関連する産業までの多大な影響が懸念されることとなります。

○25番（大石宗君） 今、大変な事態が想定されるということで、まずこの県漁協をしっかり支えないといけないというのは、これは明らかでありますけれども、もう一つ、この県漁協の背景を考えますと、やはり県1漁協構想ですね、これがやはり県漁協でも、もともとの出発点であります。そういう中でこの県1漁協構想というのは、もともと始まったきっかけは平成16年の2月議会、当時の橋本知事が、まず県1漁協構想を進めないといけないという、ある種の政治判断で思い切って所信表明演説を行ったところがやはりスタートだというふうに私は認識をしています。

このとき橋本知事は、県内の漁協を7つに統合するというこれまでの目標そのものを根本的に見直し、経営感覚に根差した力強い組織をつくり上げる時期に来ているのではないかと受け止めています。このため来年度以降は、県内の漁協を1つに統合する構想に移行しますとともに、その早期の実現に向けまして積極的な働きかけを行ってまいりますと述べておられ、実質、

その後いろいろハレーションもあるぐらい、補助金なんかも優先的にこういう構想に参加するところに出すとか、極めて強力にこの県1構想を高知県政としては推し進めてきたわけであります。

そういった中で、県漁協の将来を考えたときに、この県1漁協構想というのは避けて通れない課題でありますので、少しお伺いをさせていただきたいと思えます。この間、構想を進めていく中で、県1に関するメリットとデメリット、それぞれかなり議論をされてきたように思います。そういった中で、発足から今13年がたちました。

まず、期待された部分であったスケールメリットを生かした販売拡大、新たな事業展開、コスト削減など、収支改善への効果はどうだったのか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 高知県漁協では、販売拡大や新たな事業展開に向けまして、特に合併当初各地域で水揚げされました水産物を県内の飲食店や量販店へ販売を行う、あるいは漁協の直販店での販売に取り組みまして収益に貢献してきております。また、コスト削減につきましては、合併に伴い、役員をブロックごとの選出ということで大幅に削減した、あるいは共通する事務の統合や効率化により経費の削減を行うということで、一定の効果は見られたところでございます。

一方で、効率的な組織体制とするための支所や市場の統廃合につきましては、十分に進んでいないというふうに認識をしております。

○25番（大石宗君） もう一つ、逆にデメリットと言われた、いわゆる各漁協ごとの自立意識というのが支所になっていくことで希薄化するのではないかと、広域化することで地元の自治体の連携がなかなかやりづらくなるのではないかと、声が届きづらくなるのではないかと、こういっ

た課題も議論されていましたが、こういった課題はこの間克服できているのか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 高知県漁協では、職員一人一人が高知県漁協の一員として担当地域を支えるとともに、漁協全体のことを考えながら職務を主体的に遂行できますよう、若手職員による学びの場や意見交換の場を設置して、意識の向上に取り組んでおるところでございます。また、それぞれの支所運営の責任者であります支所長におきましても、所管する支所別の収支管理を徹底するとともに、漁協全体の経営への意識が持てますよう、支所長会などで全体の経営状況の共有を図っておられます。

また、地域の課題や組合員の皆様の御要望などにつきましては、支所単位で設置をいたしております地区委員会で組合員の声を集約、あるいは議論し、必要に応じまして地元の自治体あるいは県漁協の本所へ伝えるということで、それぞれの連携を図っておるところでございます。

○25番（大石宗君） それでは、県漁協の経営が非常に今期厳しかったということがありました。設立当初平成21年から令和2年度までの状況を見ますと、県漁協は漁獲高が72億円から53億円ということで減少していますが、合併しなかった18漁協の総合の数字を見ますと、当初45億円が56億円、そしておおむねこの18漁協についてはこのコロナ禍でも比較的経営が好調だと、こういった数字もあります。

高知県漁協とほかの18漁協を比較したときに、高知県漁協のほうがある種落ち込んでいるんじゃないかと、こういう見方もできますけれども、この違いは何か、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 本県の水産業につきましては、現状、新型コロナウイルス感染症の影響で飲食店等の需要が減少したことなど

による魚価の低迷や、不漁により水揚げ額が減少して、非常に厳しい状況となっております。

高知県漁協は、お話にもありましたように、多くの漁協が合併してできた漁協でございますが、発足当時の課題でございます支所や市場の統廃合が十分に進んでいないことから、ほかの漁協と比べまして施設費などの管理経費の割合が高くなっており、こうしたことが水揚げ額の減少の影響を受けやすいといった経営体質となっておりますというふうに考えております。

○25番（大石宗君） 今、経費のお話でした。漁獲高も、他の18漁協は上がっているけれども、県漁協は下がっていると、この違いはどうでしょうか、水産振興部長。

○水産振興部長（松村晃充君） 主に県漁協のほうで水揚げをされておるメジカとかキンメダイとか、特に不漁の影響の大きい魚種が、県漁協の取扱いが中心の魚種に多いということで、下がっていると考えております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

これまでの取組と他漁協との違いなど、今いろいろ御答弁いただきましたけれども、そういった中で、県漁協が発足当時5億3,000万円あった欠損金を、とにかく、まず解消しないとイケないということですと一生懸命やってこられました。

これを解消できて、今内部留保もあるということ、これはこれで喜ばしいことだと思えますけれども、中身をいろいろ見てみますと、特にサンゴですね、宝石サンゴの手数料、これがかなりの金額、この間入ってきております。特に漁協発足から4年後か5年後以降ぐらいからの、約2億円近いぐらいの手数料が年々入ってきていると。こういうことを考えれば、ある種このサンゴはもともと想定してなかった部分があります。神風のようにサンゴが一気に売れて手数料も入ってきたと、こういう見方もできま

すけれども、そういった意味で、当初5億3,000万円の欠損金も、このサンゴの想定なしに本来は解消する予定だったというふうに思います。

そういったことからいえば、当初の想定を達成できなかったという厳しい見方もできるわけでありまして、そういった意味でこれまでの県1漁協の経営の総括について改めて水産振興部長に伺いたいと思います。

○水産振興部長（松村晃充君） 高知県漁協は、発足後、平成21年度に経営改善計画を策定いたしました。平成22年度に大幅な赤字を計上したことから、23年度に改めて支所や市場の統廃合、退職者不補充により職員数の削減を盛り込んで、平成30年度に繰越欠損金を解消する計画を策定しております。

さらにその後、組合員が負担いたします販売手数料の引上げ、役員報酬の削減などを追加して行いまして、組合員、役員が一体となって経営改善にも取り組んできております。そうした中、お話にもありましたように、サンゴの取引にかかります手数料収入が計画を大きく上回ったということもありまして、平成28年度に計画を2年前倒して、繰越欠損金を解消することができております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、支所や市場の統廃合が十分に進んでおらず、現在の新型コロナウイルス感染症の影響や不漁の影響ということで、また厳しい経営状況となっておりますということもございます。このため、今後もさらなる経営体質の強化を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

○25番（大石宗君） そういった中で県漁協が今現在大変苦しい状況にあるわけですが、県1構想というのをやはり進めていく中で、県漁協の経営状況というのは非常に重要であります。つまり、赤字のところと合併したいと思う組合はないわけでありまして、残りの18漁協

にも働きかけていくという姿勢で、今も合併協議会は、現在コロナの影響もあって休止をしていますけれども、県がこれまで大きな看板を掲げてずっと突っ走ってきた県1構想というのを、このまましっかり進めていくのか、それとも一旦考え方を整理して議論し直す時期に来ているのか、そういった今、一つのタイミングであろうかと思えます。現在の知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 漁業者の減少、あるいは高齢化といった厳しい環境が続いております中で、本県漁業を振興していくためには、漁業者を支えます漁協自身が持続可能な組織となっていくということが大事であるというふうに考えます。このために、平成30年度に取りまとめられました高知県1漁協の将来像に関する提言に基づき、令和元年度から3年間を集中推進期間といたしまして、漁協の合併、あるいは市場統合などの取組を実施してきたところでございます。

その流れの中で、令和2年度には合併協議に前向きな5つの漁協と高知県漁協の協議を予定しておったところでございます。しかしながら、不漁、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、県漁協の経営が、ただいま御議論いただいていますように悪化したということを受け、合併に向けた協議を一旦休止するというにいたしております。

御指摘もございましたように、合併を進めていくためには、まずその母体となります高知県漁協の経営改善、基盤の確立というのが必要不可欠だというふうに考えております。

県としては、まずはこの県漁協の経営改善、これをしっかりと支援いたしまして、経営の安定が図られた段階で合併についての協議を再開すると、こうした手順を進めてまいりたいと考えております。

○25番（大石宗君） 県1構想については変わらず進めていくという、そういう御答弁だったと思います。この県漁協設立のときから、やはり広域化することで守れるものもあるという議論がずっと進んできて、それは非常に意義のあることだと思えますし、県漁協自体がこういう状況であるけれども、県として、これまでの経緯もあるからしっかり支えないといけないと、このことはあるというふうに思います。

一方で、今日メリット・デメリットの話もいろいろしましたけれども、当初期待されたような広域化したことでの実の経営に対するメリットというものは、まだ十分成果としては現れていないというふうに思います。

そういう中で、今後県1構想をやはり進めていく中では、各支所、地域ごとのやはり経営力をどういうふうに高めていくか、横の連携をつくっていくか、そしてこれが進むとやはり不公平感も出てくると思うんですね。要は、県漁協の中でも、悪いところに引っ張られてみんなが悪くなっていく、どんなに頑張っても俺たちはインセンティブがないんだとか、こういうことになる、やはり経営力強化ということにつながりませんので、こういった部分にしっかり留意をしながら議論を進めていくということであれば、進めていっていただきたいと思えますし、何より県漁協の経営は、やはり思ったよりも本当に差し迫った状況にあるというふうに思います。組合長以下、大変な御努力をされていると思いますので、今日橋本知事のお言葉も紹介させていただきましたけれども、県も大変な、これは私、責任があるというふうに思います。最後までしっかり伴走して支えていただきますように、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、スポーツの振興についてであります。

先般の議会で、桑名県議からスポーツコミッションのことにについて知事に質問がありました。当時は、民間主導でスポーツコミッション設立をされるように聞いているということで、今後の連携にも期待をしているという趣旨の御答弁もあったところでありますけれども、その後この9月末に高知県スポーツコミッションという組織が設立をされたように聞いております。マラソンの大迫傑選手なんかも設立イベントに参加をして、大変盛り上がったというふうに聞いております。

設立をしたということで、改めて知事に、この設立の受け止めについてお伺いをしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように高知県スポーツコミッション、せんだって設立総会にもお招きにあずかりまして、御挨拶に上がりました。この高知県スポーツコミッションは、学校の授業あるいは部活動などに指導者を派遣する、あるいはイベントや大会の企画・運営を行う、さらにはスポーツツーリズムを推進していく、こういったことに取り組まれる組織として設立をされたというふうに承知いたしております。

県のスポーツ推進計画におきましても、1つには県民の皆さんのスポーツ参加の拡大、また2つには競技力の向上、そして3つにはスポーツを通じた活力ある県づくり、こういった政策の柱を推進しようということで行っておるものでございますので、こうした県のスポーツ推進計画を目指す姿ともつながっていくというものと期待をいたしているところであります。

こうした組織が官主導ではなくて、民間主導という形で設立をいただいたことは大変意義深いことだと思っておりますし、私の立場といたしましては、大変心強く、またありがたいことと受け止めております。

県といたしましても、この高知県スポーツコミッションの皆様としっかりと連携いたしまして、活動に対して、できる限りの御協力をさせていただきたいと考えております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

あわせて、このスポーツコミッションの設立のときには、パラリンピックの車椅子ラグビー池選手が参加をしておりまして、障害者スポーツの振興について議論もされたと聞いております。

県も、今重点施策として取り組んでおられると思いますけれども、今後障害者スポーツの振興にどう取り組むのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 障害者スポーツの魅力や可能性を大いに感じられた東京2020パラリンピックを契機といたしまして、今後、本県の障害者スポーツのさらなる普及、振興を図り、共生社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

そのためには、障害の有無にかかわらず、誰もが日常的に障害者スポーツに触れ合える機会を充実させることが重要であると考えております。県教育委員会やスポーツ団体、福祉関係団体などと連携し、可能であればパラリンピアン御協力もいただきながら、学校や地域において子供たちが障害者スポーツを学び、体験する機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。

加えまして、障害者スポーツに関する情報発信の強化、また障害者スポーツの大会や合宿の誘致、さらにはトップ選手を目指すことができる環境づくりなどにも取り組んでまいりたいと考えております。あわせまして、こうした取組を効果的に進めていくため、関係者の御意見も幅広くいただいてまいりたいと考えております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。

最後に、大学との連携であります。

先日、高知大学医学部が、オープンイノベーション拠点MEDiというのを設立したという報道がありました。課題解決先進県である高知県やオープンイノベーションの推進、先端企業誘致起業支援など、県が行っている方向性とも一致した取組だというふうに喜ばしく思っておりますけれども、この取組、県としてどう今後連携を図っていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お話にございました高知大学の医学部を中心としました産学官連携によります、地域共創の場といたしましてのオープンイノベーション拠点MEDiでございます。この設置につきましては、本県の日本一の健康長寿県構想の推進や、医療分野のビジネス創出につながっていくという点を期待いたしております。今後、室戸市をフィールドといたしましたデータヘルスなどに関わる取組も開始をするというふうにもお聞きいたしておりますので、高齢化が進み、医療資源の限られた地域での課題解決に資すということを期待いたしたいと思っております。

また、県といたしましても、MEDiが掲げますこうした地域の健康生活の実現と併せて、ヘルステック産業の集積によります地域の活性化の面でもぜひしっかりと連携して取り組んでまいりたいと思っております。このMEDiの成果を本県の医療政策に横展開していくという仕組みづくりと併せまして、このMEDiの取組に関心のあります企業の呼び込みですとか県内企業の参画、こういったことにつなげてまいりたいという思いで連携を探ってまいりたいと考えております。

○25番（大石宗君） ぜひ、また連携を深めていただけたらと思います。

最後に、大学との連携、災害などの危機管理時、大学生との連携という観点ですけれども、コロナ対策で、イギリスでは医学生が活躍したという報道がありました。日本では、同じよう

にはいかないと思っておりますけれども、コロナの例えば自宅待機や震災のときの避難所、こういうところは、例えば栄養の問題もあるというふうに聞いております。

そういった中で、高知大学や県立大学、健康に関わる学生の皆さんとの連携の可能性というのがあるのではないかとというふうに思っておりますけれども、健康政策部長にその可能性についてお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（家保英隆君） 大規模災害時などには、避難所におきまして被災者に安全・安心に過ごしていただくために、医療や健康に関する知識を持つ県民の皆様の活躍が期待されるところでございます。そうした中、お話のありました医学部生をはじめ、健康に関する専門的な知識を学ぶ学生さんのマンパワーを生かせることになれば、被災者の方々の大きな支えになると思っております。

現在、県内の大学におきまして、災害時でも活躍できる専門職を育成するために様々な取組がなされていると思っております。例えば、管理栄養士を目指す学生さんには、授業で防災食を学び、地域の防災カフェで講師を務められているというような活動もお聞きしております。

一方で、学生さんの活躍を期待するとなれば、危険を伴う活動などリスクを排除するということが重要になってまいりますので、こうした視点も含めて、大学など関係機関との現実的な連携を探っていきたくと思っております。

○25番（大石宗君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

こういうものは、ふだんからやっていないと、いざという危機管理はできませんので、少しずつでも取組を進めていただきたいということをお願いいたしまして、今日は漁業の話もしましたけれども、重要な県政課題、またしっかりと取り組んでいただきますようお願いをし

て、私の一切の質問を終わらせていただきたいと思います。
 (拍手)

○副議長（加藤漢君） 以上をもって、大石宗君の質問は終わりました。

ここで午後2時30分まで休憩といたします。
 午後2時25分休憩



午後2時30分再開

○副議長（加藤漢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

桑鶴太郎君の持ち時間は20分です。

38番桑鶴太郎君。

○38番（桑鶴太郎君） 青山の会の桑鶴太郎と申します。それでは、議長のお許しをいただきましたので、県議会議員として初めての質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、産業振興について質問させていただきます。

私は、これまで家業のパン・菓子製造業に携わってまいりました。その傍らで商工会青年部の活動に取り組み、商工会のメンバーをはじめ地元の方々と一緒に、商店街の活性化や事業承継のお手伝い、地元の農産物を生かした地場産品の開発、地産外商などに取り組んでまいりました。

こうした活動を通じて、県の産業振興計画に基づく地産外商を進めるための支援策や、地域の経済を活性化させるための様々な取組を肌身に感じたことから、官民一体で地域活性化に取り組むことの意義を感じました。同時に、担い手確保や人材育成といった課題についても、まさに産業振興の現場で経験してまいりました。

このような経験で知り得た地域振興のアイデアを県政に生かし、さらに地域が抱える課題を解決するため、地域と県政を結ぶ役割を担う県議会議員としての責務を果たしていこうと決意しております。

さて、私の地元である佐川町を含む仁淀川地域は、仁淀ブルーの愛称に象徴されますように、美しい自然環境が全国的にも注目されていますし、その自然環境が育んだ農林水産物を生かした食の豊かさなどは、皆さんも御存じのことと思います。

県の産業振興計画においては、仁淀川地域アクションプランに基づく支援により、これまで日高村のまるごとブランド化事業や越知町の体験型観光を核とした地域の活性化、佐川町の自伐型林業の取組などが生み出され、地元の魅力や資源を生かしたビジネスとして育っているところです。こうした取組を、市町村と連携しながら県が支援するといった取組は、小規模な事業者が多く、もともと働く場の少なかった中山間地域に新たな所得や雇用を生み出す、大変重要な取組であるものと認識しております。

そこで、まず知事にお聞きします。現在、第4期産業振興計画はver. 3に向けた見直しが検討されているところですが、今後地域アクションプランをどのように推進していくお考えか、お聞きします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございました産業振興計画の地域アクションプランでございますが、地域の活性化を目指しますとともに、中山間地域の暮らしを守るということを目的といたしまして、市町村や地域の関係者の皆さんが主体となり、現在224のプランを実行しているところでございます。

来年度の産業振興計画の改定に向けては、全体といたしまして、コロナ禍でも成長の鍵となつてまいります、1つにはデジタル化、2つ目に

はグリーン化、3つ目にはグローバル化、こういった方向性を掲げまして、それぞれの分野でのイノベーションに取り組んでいくという方向で検討いたしております。

全体をそうした方向で検討いたしておりますので、アクションプランにつきましてもこうした考え方の中で、各地域が持つポテンシャルを生かし、新たな特産品あるいは旅行商品を開発していくといった取組につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

今後、それぞれの地域のアクションプランが地域の産業として定着、発展していくこと、そしてひいてはこれが所得の向上でございますとか新たな雇用の創出、こういったことにつながってまいりますように、地元の市町村ともしっかりと連携をして、積極的に推進をしてまいりたいと考えております。

○38番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

現在、仁淀川地域では、映画竜とそばかすの姫のヒットにより観光地としての魅力が高まっています。観光地としてだけではなく、仁淀川の美しい自然環境が育てきた集落の歴史と文化、伝統などを大切にしながら、私はこれからの仁淀川地域のあるべき姿を模索し、生まれ育った地域の産業振興につなげてまいりたいと思っております。今後とも、仁淀川地域アクションプランの推進をよろしくお願いいたします。

県の産業振興計画による力強い支援の一方で、地元では、人口減少による後継者不足や人材不足といった声を多く耳にします。農商工業者には、ひとしく後継者不足問題が発生しております。さらに、大工や左官など専門職と言われる職人かたぎの業界においても、後継者や技術者不足の解決にめどが立たず、いずれその専門職がなくなってしまう可能性も危惧しております。

また、小規模な事業者ほど、新規学卒者や若

年者などの人材確保が困難であり、何らかの行政による支援が必要ではないかと感じております。私の地元だけではなく、県内各地でこうした人材確保への不安を解消していくことが、今後の産業振興に不可欠なものと考えます。

そこで、地域を支える商工業者の人材確保について、もう一段取組を強化するべきではないかと思いますが、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 商工業者の人材確保につきましては、産業振興計画の柱の一つと位置づけ、例えば経営指導員などによります経営計画の策定・実行支援を通じた事業者の魅力の向上、働き方改革セミナーの開催やコンサルティングの実施などによります働きやすい職場環境づくりへの支援、就職情報サイトへの掲載費用の助成など情報発信への支援などを行っているところであります。

こうした支援を行ってはおりますものの、まだまだ県の制度について十分に知られていない現状もございます。このため、各種の支援もバージョンアップしていく中で、広報についてもさらに工夫をしてまいりたいと考えております。

○38番（桑鶴太郎君） 地元では、こうした県による支援の内容を知らない事業者も多くいますので、郡部の小さな事業者へも届くような支援をお願いいたします。

現在、私の地元においても、コロナ禍の影響は事業者に多大なダメージを与えています。そうした中で高知家あんしん会食推進の店認証制度は、感染拡大を抑えながら経済、産業を回していくための制度として、地元の多くの店舗が期待しているところです。しかしながら、早く認証してほしいのに認証の手続が遅いといった事業者の声も聞いています。認証制度の事務局は高知市にありますので、高知市から遠い郡部には、現地確認などの手続が遅いといった印象を持たれている方もいるのではないかと思います。

す。

そこで、飲食店が多い高知市はもとより、郡部での認証のスピードアップを図るためにどのような対策をお考えか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 認証制度の現況は、10月4日現在、県全体で1,913件の申請があり、そのうち高知市内の申請数が1,197件、約63%ですので、3分の2が高知市となっております。また、認証済みは、9月30日の時点で226件、10月4日の時点で300件だったと思いますけれども、大多数が高知市内の飲食店になっております。8月4日の受付開始前後から、高知市を中心に感染が拡大いたしまして、また申請者数も高知市内が多かったことから、市内のほうを優先し作業を進めた結果、郡部の認証が遅れたことは否めないと思っております。

県全体での認証を促進するため、委託先の事業部門を20人から40人に増員するとともに、今後郡部において泊りがけによる重点的な現地確認を行うなど、高知市、それから郡部ともにスピードアップが図られるよう取組を強化してまいります。

○38番（桑鶴太郎君） ぜひ、郡部の認証についてもスピードアップをお願いします。地元の飲食店の皆様にもお伝えし、申請を促していきたいと思っております。

次に、中山間地域の振興についてお伺いします。

私は、製造したパンなどを自ら足を運び、中山間地域の集落や介護福祉施設などに移動販売をしてまいりました。こうした対面販売を通じて、中山間地域の集落で生活しておられる皆様のお声をたくさんお聞きすることができました。また、このたびの県議会議員補欠選挙を通じまして、訪問販売のときには聞くことができなかった地域での生活の不安の声を多く耳にし

てきました。

少子高齢化が急速に進む中で、集落には多くの空き家が目立つようになりました。独り暮らしの高齢者の多さや、そうした方々の生活に対する不安が増大していることも、地元で日々目の当たりにしております。同時に、こうした中山間地域が抱える課題について、しっかりと県政にお届けすることが大切であり、中山間地域で暮らす一人一人が住みやすい地域になるよう、一刻も早く取り組まなければと強く感じているところです。

こうした課題の中から、中山間地域における買物弱者対策についてお聞きします。現在、中山間地域では、幾つかの市町村が買物弱者対策として、移動販売を行う事業者等への支援を実施しておりますが、地元を見る限り、十分とは言えない環境だと感じています。

そこで、中山間地域において、移動販売や買物代行を行う事業者数が今よりも増えたり、訪問回数がさらに増えるように願っておりますが、県の買物弱者支援としてどのような対策を行っているのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 生活用品の確保、いわゆる買物弱者支援につきましては、閉店した商店に代わる店舗の整備や移動販売網の維持、買物代行の仕組みづくりなど、市町村と連携して事業者への補助金による支援を行ってまいりました。

人口減少に伴い、移動販売事業者の経営は年々厳しさを増しております。このため県と関係市町村では、中山間地域における移動販売に関する研究会を設置しまして、事業者や住民の皆さんの現状を共有し、行政の支援の在り方を継続して協議しております。

今後とも、現在実施している集落実態調査の結果も踏まえまして、中山間地域で住み続ける

ことができる環境づくりについて、行政として何ができるのか、何をすべきか、市町村の皆さんと一緒に検討してまいります。

○38番（桑鶴太郎君） 私の地元では、移動販売車が来てくれることで、自宅から顔を出し、たくさん買えんけどよう来てくれた、来てくれるだけでありがたいと言われる高齢者も多く、移動販売は買物弱者への支援だけでなく、こうした高齢者の見守りにもつながる取組になると思います。

また、県内では、ICTを活用した高齢者の見守り支援にも取り組まれておりますが、県と市町村ではどのような取組が行われているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では今年度、高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金を創設いたしまして、認知症の方などを対象に、GPS端末機等を活用した見守り活動を行う市町村を支援しております。県内では、毎年約70名の認知症またはその疑いのある方が行方不明となっており、そうした場合でもなるべく早期に発見できるよう、ICTを活用した安全の確保に取り組んでいるところです。

市町村におきましては、高齢者御自身が異変を知らせる緊急通報装置を28市町村が導入しております。また、異常を感知するセンサーなどのICT技術により高齢者を見守るシステムを導入している市町村は10市町村、緊急通報装置や見守りシステムのいずれも導入していないのは2町村となっております。

過疎・高齢化や地域の支え合いの弱まりなど、高齢者の社会的な孤立が進む中、高齢者の見守りは喫緊の課題ですので、市町村や市町村社会福祉協議会など関係機関と連携し、ICTを活用した高齢者の見守りの仕組みづくりに取り組んでまいります。

○38番（桑鶴太郎君） 日高村では、今年度中に

村民のスマートフォン普及率100%を目指すなど、最近は中山間地域の高齢者においてもデジタル化は身近なものとなってきており、デジタル技術は中山間地域の高齢者の生活を支える新たな仕組みづくりにもつながっていくものと思いますので、今後関連した事業の強化に期待しております。

次に、中山間地域の鳥獣被害対策についてお聞きします。県では、平成24年度から対策に力を入れられ、令和2年度には約3分の1程度まで被害額の推移に一定の歯止めがかかっており、様々な対策を講じてこられた成果と感じております。しかしながら、いまだ私の地元においても梨や柿、栗などへの鳥獣被害が後を絶ちません。

そこで、現在の鳥獣被害の状況を踏まえた県の鳥獣被害対策の課題について中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 鳥獣被害対策を進める上で、2つの課題があると認識しております。1つは、担い手である狩猟者の確保です。高知県猟友会の会員数は、平成22年度からの10年間で445名減少して、3,501名となっております。そのうち、60歳以上の方が75.9%を占めております。このため、新たな狩猟者の確保に向けまして、狩猟フェスタの開催や狩猟免許取得への支援を行うとともに、高等学校などでの出前授業を実施し、若い世代へのアプローチも行っております。

もう一つの課題は、猿の被害対策です。ここ数年で、全体に占める猿による被害の割合や、猿による被害が深刻な集落の割合が増加をしております。このため、本年度から県内2か所のモデル地区で、追い払いや防護柵の設置による守りと、大型捕獲おりの設置といった攻めの両面から、総合的な対策の構築に取り組んでおります。ここで実証された効果的な猿による

被害対策を、県内に広げてまいります。

このような取組を進めることで、野生鳥獣による農林水産業被害のさらなる縮減に努めてまいります。

○38番（桑鶴太郎君） 引き続き対策をお願いいたします。

最後に、地元の河川整備の状況についてお聞きします。最近頻発しています豪雨により、中山間地域の生活と経済を守る農業が脅かされており、日高、越知、佐川では、長年河川の氾濫により地域の生活や農作物の被害が出ております。

農業地域にある河川のうち、日下川の整備は一定進んでおり、令和4年度に完成する予定のようですが、柳瀬川の河川整備の進捗状況について土木部長にお聞きします。

○土木部長（森田徹雄君） 柳瀬川の河川整備は、仁淀川との合流点から上流900メートルの区間を、平成26年度から着手しております。現在までに、この区間においては測量設計や用地測量などが完了しております。平成30年度からは拡幅する右岸側の用地買収を行っております。

現在、約9割の用地買収を終えておまして、今年度も4,200万円の当初予算を確保して、残りの全ての地権者の皆様に御協力いただけるよう用地交渉を行っているところでございます。

○38番（桑鶴太郎君） 完成には長い時間がかかるとは思いますが、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、私の初めての質問を一切終わらせていただきます。今回質問の機会をいただき、改めて県議会議員としての職責の重さを感じることができましたので、さらに勉強を深めて次回の質問につなげてまいりたいと思います。まだまだ勉強不足であり、地元を中心とした質問になりましたが、知事をはじめ執行部の皆様、大変真摯にお答えいただき、誠にありがとうございます

いました。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 以上をもって、桑鶴太郎君の質問は終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩いたします。

午後2時49分休憩



午後3時10分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田豪太君の持ち時間は60分です。

10番浜田豪太君。

○10番（浜田豪太君） 自由民主党の浜田豪太でございます。先ほどの新しい新鮮な質問を受けて、私も原点に戻って、なぜ自分がこの質問をするかということを改めて考え直しまして、質問をさせていただきたいと思っております。

約2年近い新型コロナウイルス感染症によって、我々は様々な問題に直面しました。例えば、緊急事態宣言とは何なのか、営業自粛要請、私権制限の在り方、学校の全国一斉臨時休業など、戸惑いと困惑だらけのコロナ禍を、今なお過ごしています。そんな中、多くの国民が選択を迫られることになったのが、ワクチン接種とそれに伴う副反応についてであります。

これまでのワクチンといえば、感染の原因となるウイルスや細菌を基に作られており、大きく生ワクチン、不活化ワクチン、トキソイドに分けられて、病気によって接種されております。今回の新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンやウイルスベクターワクチンと呼ばれる新しい仕組みのワクチンでありまして、これはウイルスのたんぱく質を作る基になる遺伝情報の一部を注射

し、それに対する抗体などが体内で作られることにより、ウイルスに対する免疫ができることとあります。

現在、我が国で接種されておりますメッセンジャーRNAワクチンについては、新型コロナワクチンQ&Aによりますと、メッセンジャーRNAワクチンはワクチンとして遺伝情報を人体に投与するというので、将来の身体への異変や将来持つ予定の子供への影響を懸念していますという問いに対して、メッセンジャーRNAワクチンで注射するメッセンジャーRNAは短期間で分解されていきます、人の遺伝情報、DNAに組み込まれるものではありませんと回答されております。しかし、安全や安心というものは、人それぞれ考え方が違い、ましてやメッセンジャーRNAワクチンはできたばかりのワクチンであり、今の段階で有効性や安全性について評価することは難しいのではないかと私は考えます。

一方で、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の中で、ワクチン接種は進められております。今議会の提案説明の中で、本県のワクチン接種について知事より、市町村において7月末に65歳以上の高齢者への接種がおおむね完了し、9月20日時点で接種対象となる12歳以上の方の2回目接種率は64%を超えており、11月末にはおおむね希望者全員の接種が完了する予定であると、説明がございました。

また、全国知事会において、濱田知事が新型コロナウイルス緊急対策本部のワクチンチームリーダーに就任され、ワクチンに関する緊急提言を取りまとめ、政府のワクチン担当である河野国務大臣に対し、ブースター接種や接種証明書の発行などに関する現場の課題をしっかりと訴えられたとの話がございました。そして、今後とも各都道府県知事とさらに連携を深め、国への提言活動などを重ねることにより、国と地

方が一丸となってワクチン接種が円滑に進むよう努めてまいりますと締めくくられました。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種の重要性につきまして濱田知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 現在、国内で接種されておりますワクチンは、その高い発症予防効果あるいは重症化予防効果などを考えますと、日常生活を今後回復していく上で極めて重要な役割を持つというふうに考えております。

実際に、県内の8月の新規感染者のワクチン接種履歴を調査いたしました結果、2回接種した方を未接種の方と比べますと、接種済みの方の感染率は39分の1という水準にまで下がりますし、また接種を2回済ませた方に重症化された方はこの8月中はいなかったというようなこととございまして、大幅なリスク軽減の効果が確認できたと、本県でもそういった確認ができたということとございます。一方で、このたび行いました県民の世論調査の結果から見ますと、ワクチンを接種するつもりがないという方の多くは、ワクチンに対する不安を理由としていることが明らかになったところでございます。

こうしたことを踏まえますと、ワクチンの効果だけではございまして、副反応などの不安解消に向けた正しい情報提供を、さらに進めていく必要があるというふうに考えておまして、より多くの方に積極的に、これを通じて接種を検討していただきたいと考えている次第でございます。

また、御紹介いただきましたように、全国知事会のワクチンチームリーダーという立場も今回いただくことになりました。国におきまして、ワクチンの効果、副反応の分析・検証結果について、積極的な情報発信を行っていただくように、さらに提言をしてまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

さて、さきに述べましたとおり、私は、今回のコロナ禍におきましてワクチン接種というものを考えたときに、今だからこそ再考する必要があるのではないかと思うことがございます。先ほど黒岩議員も質問をされておりましたことでありまして、内容が重複いたしますが、私がそもそも政治家になる前から、このことにつきましては必ず自分の大きな政治課題の一つとして取り上げていきたいということを思っていましたもので、あえて質問をさせていただきます。皆様にはそこを御理解いただければと思います。

それは、ヒトパピローマウイルス感染症に係るワクチンの定期接種についてであります。ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンとは、いわゆるHPVワクチンであります。厚生労働省によりますと、ヒトパピローマウイルスは、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等、多くの病気の発生に関わっています。

特に、近年若い女性の子宮頸がん罹患が増えています。この子宮頸がんは、現在、日本では1年間に約1万人が罹患し、約2,800人の女性が命を落としております。また、30歳までに子宮頸がん罹患し、治療のため子宮を失ってしまう女性も約1,200人いるとされております。それに対して、HPVワクチンを接種することにより、子宮頸がんの原因の50から70%を防ぐことができるかとされており、我が国においては、小学校6年生から高校1年生相当の女の子に定期接種を行っております。

この定期接種につきましては、平成25年4月1日より始まりましたが、その後接種後の副反応で、手足や全身のけいれんなどの神経疾患を

思わせる症状などがマスコミ等で大きく報道され、同年6月積極的勧奨の中止となりました。当時、私も車椅子の少女たちの映像に衝撃を受けたことを覚えております。

この子宮頸がんワクチン副反応有症状者への救済については、平成28年の県議会予算委員会で横山文人県議が質問されております。その中で、子宮頸がんワクチンが予防接種法に適用される前の平成22年度から24年度までの間、国が子宮頸がんワクチン接種を助成する事業を実施してはりましたが、その間に副反応の症状が現れた方への救済策が予防接種法での適用より医療範囲が狭くなるということで、予防接種法での健康被害救済と同等の救済する取組を国は始めたのに、同時期に県単独予算で追加して助成を行った高校2、3年相当年齢の方への子宮頸がんワクチン接種において、副反応の現れた方が国の追加救済の対象とはなっていないと指摘されました。

それに対して、当時の健康政策部長からは、その時点までに県が把握している子宮頸がんワクチンによる副反応の報告件数は11件で、そのうち県独自助成の対象者は6名であった、それらの方には市町村を通じて救済制度への申請について案内を行っており、仮に副反応が認められた場合は、県が独自に助成した方についても、国と同様に予防接種法に基づく救済と同じ内容の救済ができるようにしたいと考えているとの御答弁がございました。

そこで、副反応が報告された11名のその後につきまして健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） お尋ねの11名について、その後接種実施主体であります市町村を通じて確認いたしましたところ、8名の方が回復しております。残り3名のうち連絡が取れない方が2名、あとお一方は、平成28年の時点も、また引き続き現在も通院されておられる

ということです。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

国による平成25年6月の積極的勧奨中止後から現在までの、本県における子宮頸がんワクチン接種者数について健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） 積極的勧奨差し控えは2013年6月15日から行われましたが、2013年度の接種者について、月別とか日ごとの把握ができておりませんので、年度としての接種者数でお答えしたいと思います。

2013年度から2020年度までの8年間において、1回目の接種を受けられた方は1,288人となっております。

○10番（浜田豪太君） その中で、接種後の副反応の疑い報告件数について健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） 1,288人の方から、副反応の疑いの報告はございません。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。疑いの報告がなかったということで、はい。

横山議員への質疑の中で、副反応疑いの報告があった方々の救済状況について、県は、国の痛み対策研究事業にも参加している高知大学医学部附属病院に対応を依頼し県内の体制を整えている、同病院では、痛みの外来に加え思春期の心と体に対応する専門外来があり、子宮頸がんワクチンによる副反応の主な症状への対応が可能であり、県では受診希望者の方には同病院への受診を案内していると答弁されました。

私は、この救済制度への信頼こそが、子宮頸がんワクチン及び多くのワクチン接種の普及と促進に最も大切なことであると考えます。先ほど述べましたとおり、車椅子に乗って涙ながらに被害を訴える女性たちの映像は、私の目に焼きついております。そして、多くの保護者と対象年齢の女の子たちが、今ではネットを通じて、

あの映像をいつでも見ることができるということを確認した上で、我々は子宮頸がん等の病と今後闘わなければならない状況です。

積極的勧奨の中止の後、厚生労働省は、HPVワクチンの有害事象の実態把握と解析、接種後に生じた症状に対する報告体制及び診療・相談体制の確立、健康被害を受けた被接種者に対する救済などの対策を講じました。それを受けて、日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本ワクチン学会をはじめとした複数の学会において、積極的接種を推奨する趣旨の要望等が出されております。

この子宮頸がんワクチン問題を考える際に、非常に興味深い名古屋スタディという調査がございます。私は、この名古屋スタディを監修した名古屋市立大学医学部公衆衛生学分野の鈴木教授のインタビュー記事を拝読しました。この名古屋スタディとは、患者団体である全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会愛知支部が名古屋市に調査を要望し、それを受けて名古屋市が平成27年に鈴木教授に依頼し、HPVワクチンと接種後に現れた様々な症状の因果関係解明の調査であります。この調査を引き受ける際に、鈴木教授は3つの条件を提示されました。1つは、分析疫学という手法で調査すること。2つ目は、調査結果を論文にすること。3つ目は、調査結果のデータを全て公開することです。

そして、名古屋市に住民票のある小学6年生から高校3年生までの女子約7万人に対してアンケート調査が行われました。ここでは、患者会から提示された24症状を全て使ったアンケートを作成されたそうです。それに対して約3万人の回答があり、データを解析した結果、ワクチンを接種した人と接種していない人で、差は見られなかったという結論が得られたそうです。そして平成27年12月、このワクチンと症状に因果関係は認められないという速報が出

されましたが、抗議を受けて翌28年6月に名古屋市サイトから削除されたそうです。

このように、子宮頸がんワクチンについては、実際に副反応で被害を受けたとされる患者さんとその御家族が多数いるような状況下においては、客観的なデータであったとしても、我が国ではそれを受け入れることが非常に難しい現状がございました。

一方で、日本産科婦人科学会によりますと、HPVワクチンは全世界の多くの国々で認可され、2020年、令和2年3月の時点で、90か国以上において予防接種プログラムとして実施されております。

WHOは、子宮頸がんやHPV関連疾患を世界的な公衆衛生上の問題として重要視しており、HPVワクチンを国の接種プログラムに導入すべきであると繰り返し推奨しております。さらにWHOは、ワクチンの安全性に関する専門委員会が世界中の最新データを継続的に解析し、2013年、平成25年以後繰り返しHPVワクチンの安全性を示してきました。

ここまで述べてきましたとおり、この子宮頸がんワクチン接種につきましては、2013年、平成25年以降世界的にはもとより、日本国内におきましても、科学的知見に基づいた冷静な議論ができる状況になりつつあるのではないかと、私は考えます。

実際、先ほど黒岩議員も質問の中で取り上げておられましたが、本年8月31日、当時の田村厚生労働大臣は、子宮頸がんの主な原因ヒトパピローマウイルス感染症を予防するワクチンについて、接種の積極的な勧奨再開に向け検討を始める方針を示されました。そして、先週10月1日厚生労働省の検討部会が開かれ、専門家によって、多様な症状とワクチン接種との関連性は明らかになっていないこと、海外の大規模調査で子宮頸がんの予防効果が示されてきている

ことなどが評価され、勧奨を妨げる要素はないと確認されました。

ここで、まず本県における子宮頸がん罹患人数について健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） がんと診断された全ての方のデータを収録しております全国がん登録事業の直近の集計結果によりますと、2017年における本県の子宮がん全体の罹患人数は、がんの初期病変であります上皮内がんを除いて177人で、女性の部位別がん罹患数の順位は5位となっております。子宮頸がんのみに限りますと罹患人数は82人であり、子宮頸部の上皮内がんを含めると合計262人ということになっております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

その罹患者の年齢構成について健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 年齢構成ですが、10代がお一人、20代が16人、30代が80人、40代が89人、50代が27人、60代が25人、70代が12人、80代以上が12人ということで、30代と40代で全体の3分の2を占めております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

県内で、子宮頸がんによってお亡くなりになられた方はどのくらいおられるのでしょうか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 国の人口動態調査の集計結果によりますと、令和2年に本県において子宮がんで亡くなられた方は37人、そのうち子宮頸がんが13人となっております。

○10番（浜田豪太君） 前の質問でもありましたが、本当にこの数——少し振り返りますと、2017年で82人、そして年齢構成も本当に若い方が多いということでありまして、その中でもお亡くなりになられた方々もこれだけいるということは、それだけこの子宮頸がんというものが非常に重い病気であることがよく分かります。実際、

今私の周りでも罹患されているというような話であったり、そういったことも聞くとか、耳にすることが多々ありまして、やはりこれは本当に何とかして止められるようにしなければならぬなど、改めて感じるところであります。

そしてまた、本県の小学校6年生から高校1年生相当のワクチン接種の接種率については、黒岩議員の質問の中での健康政策部長答弁では、2013年度20.9%、2014年度1.1%に下がり、そして2020年度は15.4%というものに上がっておるわけでありまして、この接種率の低さというのは、やはりこの積極的勧奨が中止をされたこと、中止することによって、さらに知識がないということと、そしてまた国が中止をすることが、県民の皆様を取れば、保護者として危ないものであるかのように副反応への不安というものがさらに膨らんでしまった結果ではないかなと感じるわけでありまして。

黒岩議員の質問の中であった、あえてもう一度お聞かせ願いたいんですけど、この定期接種の期間を過ぎた本県の対象者数というものが、約3万人だということでお答えがありました。これなんかも推測されるということですが、本当に非常に大きな数でありますし、その方々のどれぐらいの方が罹患してしまうのかということをお考えすると、やはり本当にこれは本気になって対応していただきたいなど。改めてこの数を見るだけでも実際に分かるわけであって、それを知ることが、今までなかったということが最大の問題であったのではないかとこのように感じます。

このような現状の中で、この話も先ほど黒岩議員の質問の中にもありましたけれど、本年5月子宮頸がんワクチンの接種者数が大幅に増えているということが厚生労働省の集計で判明し、特に昨年10月から12月は多くて、担当者が接種率が20%近かったと話したと、共同通信が報

道されました。

この現象につきましては令和2年10月9日と令和3年1月26日に、厚生労働省健康局長及び厚生労働省健康局健康課予防接種室より、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知についてとの事務連絡が発出されております。この中で定期接種の対象者及びその保護者へ、やむを得ない事情がある場合を除き、個別送付による確実な周知に努めることが通知されており、今後個別送付による情報提供の実施状況に係る調査が実施予定とのことであります。これは、実質的に積極的勧奨に近い周知であって、この通知が影響して昨年末からの子宮頸がんワクチン接種者数の増加につながったのではないかと推測するところであります。

この厚生労働省の事務連絡と報道されている子宮頸がんワクチン接種者数の増加傾向について健康政策部長に御所見をお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） 国から個別通知の要請がございました2020年度の1回目の接種者は457人ということになっておりまして、2019年度の50人と比較し9.1倍となっております。接種者についての月別の統計はございませんが、接種した後に国民健康保険連合会を通じて医療機関から請求が来ます。その請求ベースで見ますと、2020年度の第1・四半期が大体十数件程度の支払い請求でございましたが、年度の後半になると100件を超えているというふうになりまして、通知の効果がやはり大きかったのではないかなと思います。

やはり、通知によって情報が接種者及び保護者に十分行き届き、接種するかどうかについての検討、判断ができる環境になったことが、大きな要因であると考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。先ほど健康政策部長のおっしゃるとおり、十

数件が100件を超えるということでありまして、これを知れば当然、先ほど私自身も申しましたとおり、家にこの通知が届いて、子宮頸がんとは何だということで、今では我々スマホというものがあり、インターネットというものがあるので比較的調べることができます。特に子供の健康は、今このコロナ禍において保護者としても慎重になるわけであって、その中においてこの子宮頸がんというものに対して調べる。そしてまた、その結果つながるといって、これは本当に非常に有効なことであるんじゃないかと強く思うわけでありまして。

そして、これも黒岩議員の質問において、県内市町村での個別通知の実施状況につきまして、健康政策部長より御答弁がございました。昨年は8市町村が通知しておらず、そのうち5市町村が今年実施するとのことでありました。

先ほどお聞きして、年間に200人以上ほど罹患されている子宮頸がんその他のHPVによって引き起こされる病気があるわけです。現在の客観的データに基づきますと、先ほど最初に申しましたとおり、予防接種をすると50から70%、つまりその半分から多くて7割の方が、子宮頸がんにかからなくなるということが予測されるわけでありまして。すなわち亡くなる方も、先ほど聞きました13名というものが、半分以下になる可能性も十分にあるということです。

そのことを鑑みますと、この個別通知を県が主導して、県内全市町村が実施するよう促すべきではないかと私は強く考えますが、改めて健康政策部長に御所見をお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） 国の調査結果、これは本年3月に行われた分でございますけれども、昨年度は通知しておりましたが、今年度は未定と書いておられた市町村も5つございました。ですので、議員からの御指摘も踏まえまして、お話を伺って、今年度改めて県から市町村

に対して個別通知を行うよう、文書により要請をしております。

○10番（浜田豪太君） 部長、ありがとうございます。打つ打たないは別として、こういうことがあるということを知ることが最も大切なことであり、我々は知らなければ何にもできないわけでありまして。

特にこの定期接種は、小学6年生から高校1年生相当の間に3回のスケジュールで接種します。接種により少し異なりますが、初回接種の1か月後から2か月後に2回目を打つ、そして6か月後に3回目を接種します。

定期接種を外れてしまいますと有料の任意接種となり、1回およそ1万6,000円を3回、先ほど黒岩議員が質問の中で約5万円とおっしゃっていましたが、4万8,000円、約5万円の費用がかかります。また、定期接種を逃しますと、副反応が起きた際の対応も、予防接種法ではなく独立行政法人医薬品医療機器総合機構法対応となってしまいます。

接種をするかしないかは、先ほども申しました。しつこいようですが、保護者と本人の選択であります。先日も私、ある保護者の方から、無料の接種の話を知ったのが高校1年の秋頃、つまり最近であって、費用のことを考えて接種を断念したというお話がございました。これが実際本当に今、先ほど来、この議会でも何度もコロナ禍によって経済的なダメージを受けて、そもそも様々な困難な家庭、特に子供の貧困問題など取り上げられておりますとおり、そういった御家庭にとりましては、この3回、約5万円、本当に大きな額であって、それを考えますと断念するというのもあるのではないかと思いますし、非常に残念なことです。

このような事例が実際あることを考えますと、これもしつこいようで大変黒岩議員には恐縮なんですけれども、黒岩議員からも質問があって、

定期接種の機会を逃した方や、そして前の質問の前段のほうで申し述べました、かつてやられていた高校3年生までの延長などの助成制度を含めた救済策などは、大変有意義なことであると思います。実際に、平成22年度から24年度まで県単独予算で、高校2、3年相当年齢の方への子宮頸がんワクチン接種への助成は行われていたわけですから、私からも重ねまして要請させていただきたいと思います。

そして、この子宮頸がんワクチン接種について気をつけなければならないのが、ワクチン接種と同時に、定期的に検診を受けることであります。子宮頸がんは、20代以降に発症することが多く——先ほども健康政策部長の答弁でございました——発がん性HPVに感染してから発症まで数年から十数年かかると言われております。したがって、HPVに感染する可能性が低い10代に子宮頸がんワクチンを接種することで、子宮頸がんの発生をより効果的に予防できます。ただし、ワクチンを接種した後でも全てのHPVによる病気を妨げるわけではなく、早期発見のために子宮頸がんの検診を受ける必要があります。自治体を実施する公的な子宮頸がん検診は、20歳以上を対象として2年に1回の受診間隔で実施されております。

そこで、この子宮頸がんの定期検診の受診率について健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 令和2年度の子宮頸がんの受診率は、40代、50代で申しますと47%、日本一の健康長寿県構想の数値目標である50%に近づいております。ただ、検診対象年齢の20代から60代全体の受診率は35.6%ということで、少し低めにとどまっております。

なお、令和元年度と比べますと、40から59歳の方々の受診率は1%増、それから20代から60代全体のほうが0.1%減ということになっております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

せっかく、これから積極的勧奨が始まりまして、10代のうちに子宮頸がんワクチンを接種することになったとしても、それに安心してしまい検診を怠ることがあつては元も子もないわけです。そして、40代、50代の方が健康長寿県構想の中で検診を受けてくださることは、本当に大切なことであります。

最も、ある種打撃じゃありませんが、やはり20代、30代、40代という方が、特に若い世代の方に検診を受けてもらうことがいかに大切であるか、この数字をどうやって上げるか、現在の子宮頸がんの定期検診の普及啓発の取組状況について健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 子宮頸がん検診は、罹患者が増大しております20代、30代への啓発が重要でありますため、ふだんの生活の中で、自然に情報に触れられるような広報に取り組んでおります。

昨年度は、若い女性の購読者が多く、カフェや美容室に置かれております、なごみのカフェブックに検診の必要性を伝えるための広告を掲載いたしました。さらに、今年度はインスタグラムを活用し、写真やイラストを交えて分かりやすく啓発に努めてまいります。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

ぜひ進めていただきたいと思います。

さて、ここまで子宮頸がん検診、そして子宮頸がんワクチン接種についてお聞きしました。一般的には、検診とワクチン接種が子宮頸がん対策の2本柱とされておりますが、私は、ここにもう一つ重要な予防策があると考えます。それは、正しい性教育です。

先ほど申しましたが、HPV——ヒトパピローマウイルスは、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされているウイルスであります。中高生の性行動の早熟化が問

題視されている今日、感染経路がほぼ性交渉である子宮頸がん等に対して、性教育を含む知識の啓発やワクチンの有効性、検診の必要性を理解してもらうには、正しい知識を学ぶ場を適時適切につくらなければならないと思います。

しかしながら、学習指導要領では、中学校で受精、妊娠について、高等学校では家族計画、避妊について扱うとされておりまして、子宮頸がんワクチンの有効性、安全性に関する情報などについては、学校で教えることができないとのことであります。また、私の経験上も、学校の先生から性教育を受けるということに子供たちが照れや恥ずかしさを感じてしまい、教えるほうも教えるににくい状況があるのではないかと推察いたします。そこで、ここは医学的な専門知識として性教育を産婦人科のお医者様に直接教えてもらえるような、学校と医療関係者が連携して性教育を行うシステムがあればよいのではないかと考えます。

そこで、教育委員会と産婦人科の医師等とが連携して、子宮頸がん等の性交渉によって罹患する病気やワクチンの情報、性感染症などについて正しい性教育を行うことが必要ではないかと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 子宮頸がんワクチン接種や性感染症について学習することは、大変重要だというふうに認識をしておりますが、お話にもありますように、子宮頸がんワクチンの接種については、学習指導要領の範囲に入っていなかったこともあって、これまで児童生徒に対して十分な情報提供が行われておりませんでした。そのため、子宮頸がんワクチンの接種や性感染症に関する専門的な指導、情報提供も行えるよう、今年度県内の産婦人科医4名を委員としました高知県性教育推進協議会を立ち上げまして、外部講師用の性教育に関する指導教材の作成や連携体制について検討を進めてまいりま

した。

今月からになります。この作成しました指導教材を活用しながら、県立高等学校4校におきまして、高知県性教育推進協議会委員の医師による講話を実施する予定です。この成果の課題と検証を行い、来年度はこの実施対象校を小中学校も含めて拡大していくこととしております。専門家であります外部講師との連携を図りながら、各学校の実態に応じた性教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

やはり性教育というものを現場の産婦人科の先生に教えてもらうということは大切なことでありますし、産婦人科の先生方もしっかりと、いずれかかかってしまわないように教えてくださるんじゃないかと思います。本当にできるだけ多くの児童生徒に教えていただけるように、よろしく願いいたします。

最後に、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨について、濱田知事にお聞きする予定をしておりましたが、黒岩議員への答弁やこれまでの答弁で、濱田知事らしい、慎重な姿勢の中でも必要性を理解してくださっていることがよく分かりました。

そこで、ウイズコロナという言葉がございます。一方で、ゼロコロナという言葉もございます。昨日、ニュージーランドの首相が、このコロナゼロを断念されたとの報道がございました。幾らワクチンを接種しても、新型コロナウイルス自体は消滅しません。それは、ヒトパピローマウイルスも同じであります。今後、人類が他人との接触を全て絶っても、感染は広がらないだけで、ウイルスはなくなりません。どんな薬を飲んでも、100%安全な薬はなく、どんなワクチンでも、誰かに副反応は出ます。我々人類は、これからもウイズウイルスの中で生きていかなければなりません。いかにリスクを抑えて、可

能な限りの効果を生み出す。その決断と責任を、政治は取らなければなりません。

ウイズウイルスの中で、県民の命と健康を守る責任を果たしていく覚悟について濱田知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） これまで人類は、結核、ペスト、コレラなどの細菌によります感染症でございませうとか、最近の新型インフルエンザや新型コロナウイルスによります世界的な大流行、いわゆるパンデミックなど多くの病原体と闘ってきた歴史があり、それは現在も続いているということだと考えます。

こうした闘いの中で、我々は科学技術の進歩によりまして有効なワクチンや治療薬を開発し、またこれにより感染や発症を予防し、発症しても適切な治療が行えると、こういった形で対応してきたわけでございませう。そうした中には、天然痘のようにワクチンの接種によって、全世界でこの病原体自身を根絶できたというような感染症もあるということでございませう。

御質疑にございませうように、新型コロナウイルスやヒトパピローマウイルスについても有効なワクチンが開発をされて、医学的な効果が確認をされて、その上で、世界中で接種が進められているという状況にあります。一方で、これも御指摘にございませうように、これらのワクチンは、確率的には極めて低いとは言いながらも、一定程度の副反応が認められるということでもあります。

県といたしましては、この有効性と安全性について、県民の皆様方に分かりやすい情報提供に努めて、その上で接種の判断をお願いしたいというふうにご考慮しております。私といたしましては、重ねてになりますが、ぜひ県民の皆様、これらのワクチンの特性、あるいはメリット、そしてリスクの面、そういったものについて十分御理解の上、方向としては接種をいただ

きたいというふうにご考慮しているところでございませう。

今後、ウイルスをはじめとしました病原体と共存し続ける中での健康行政の展開ということになるかと思ひます。そうした中で、これらについての正確な情報提供に努めまして、しっかりとした保健・医療体制を構築していくということにより、御質問にございませうような県民の皆さんの命と健康を守ると、その責任を果たしてまいりたいとご考慮しております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。引き続きよろしくご願ひいたします。

次に、中山間振興政策についてご聞きします。

本年7月、停滞する活発な梅雨前線の影響で、静岡県熱海市において大規模な土石流が発生し、濁流が住宅地をのみ込みました。その結果、多くの方の命が失われるなど、甚大な被害が発生しました。この被害の様子につきましては、スマートフォンなどで撮影された映像がテレビ等で放送されましたので、多くの方があの映像を見て、衝撃とともに、明日は我が身であるのではないかとご考慮されたのではないでございませうか。

全国的に土砂災害が多発していることをご考慮の中で、今回の熱海市の災害の直接的な要因は、豪雨と不適切な盛土の問題であります。これに対しては、知事は提案説明の中で、国から示された盛土による災害防止のための総点検の方針に基づき、市町村と連携しながら、危険な盛土箇所の点検を早急に進めており、その結果について年内をめどに中間取りまとめを行う予定であると説明にございませう。そして、今議会でも多くの議員が危険な盛土問題について質問にございませう。

そこで、私は視点を換えまして、この昨今の全国的な土砂災害、特に山で発生している山腹崩壊などの災害の根本的な要因として、林業の衰退が関係しているのではないかとご考慮、林業

の専門家の方々にお話をお聞かせいただきました。その話の中で、現在の日本の山は、戦後造林された森林を中心に本格的な主伐の時期を迎えようとしており、その多くの木々、この場合多くの人工林が、そのまま放置されている現状があるとお聞きしました。

かつてのまま林業が栄えている状況でしたら、人工林は下刈りや間伐などで定期的に手入れされ、しっかりと根を張った風雨に強い森林となり、また均等に日の光が届く中で植生が生い茂り、表土の流出を防ぐ役割を果たします。しかしながら、現状は下刈りや間伐が行き届いておらず、山の保水力が低下し、大雨や台風などの場合に、土砂崩れが発生しやすくなっている災害発生予備群のような山が多数存在しているのではないかと推測いたします。

まず、林業の現状と土砂災害の相関関係について林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 本年8月の大雨のように、近年は全国的に山地災害が多発しております。こうした土砂災害と森林整備の有無との明確な因果関係を示すものはございませんが、森林には土砂の浸食や流出を防ぐ土壌保全機能、あるいは樹木の根が土砂や岩石を固定するなどの山地災害防止機能というものがございます。このことから、議員御指摘のとおり、適切な森林管理は、土砂災害の防止の点からも大変重要と考えております。

現在、こうした森林の有する機能が持続的に発揮できますように、森林資源を利用しつつ適切な管理を行うための再生林、あるいは間伐等を年間約5,600ヘクタール実施しておるところでございますし、加えまして施業のための作業道についても本年度県の森林作業道作設指針を改正いたしまして、排水を考慮した線形あるいは切土高について、その抑制を明記しているところ

でございます。

引き続き、これらの取組によりまして森林の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。相関関係と言っても本当に断言はできないにしろ、やはり山が崩れているわけですから、山をしっかりと守る。その意味において、森林、林業がしっかりと果たす役割というものがあるのではないかと私も強く考えるところでありますので、よろしくお願ひします。

さて、林業の振興につきましては、尾崎正直前知事のお言葉をお借りしますと、林業の再生なくして中山間地域の再生なし、中山間地域の再生なくして地方の再生なしとして、産業振興計画にもしっかりと位置づけて取り組んでおられます。その結果、県内の原木生産量は、平成22年の40万4,000立方メートルから令和元年には67万1,000立方メートルへと大幅に増加しました。また、木材・木製品製造品出荷額等も、平成22年の150億円から平成30年には214億円へと、やはり大幅に増加しております。

一般的に近年の林業といえば、林業成長産業化や生産性向上・大型高性能林業機械化、スマート林業など、森林組合などを中心として、幅広い作業道を敷設して大型機械を導入し、人工林を皆伐し、伐採、搬出するというのをイメージされるのではないのでしょうか。労働生産性の向上を促進し、皆伐と再生林を一体として原木生産量の拡大と持続可能な森づくりを推進する大規模な林業のことです。

現在の本県はじめ日本の多くの山は、戦後のほぼ同時期に植林された木が伐採期を迎えており、林業を急ピッチで再生するためには、短期的に生産量を上げることができる、この大規模な一斉皆伐は理解しますし、実際にさきに述べましたとおり、本県の林業再生のメインエンジ

ンであることは承知しております。

一方で、全面皆伐の後に山の再生が追いつかず、はげ山化が拡大し、土砂災害を誘発する可能性についても危惧されております。この点については、先月にNHKの番組、クローズアップ現代「宝の山をどう生かす 森林大国・日本飛躍のカギは」の中で、昨年7月に発生した九州球磨川流域の豪雨災害の原因として、大規模な皆伐と大きな作業道が土砂流出を誘引したと報道しています。

そこで、この大規模林業のともすれば危惧されるような課題をカバーする上でも、今後本県としても、これまで以上に小規模林業、いわゆる自伐型林業を支援することが必要であると私は考えます。高知県小規模林業推進協議会のホームページによりますと、小規模林業とは、主に、自ら所有する山林を経営する自営業者や、1人または数人共同で請負制によって報酬を得て就労している一人親方、林業活動を行うNPO法人や森林ボランティア団体、地域おこし協力隊や林業研究グループなど、小規模な林業経営や林業活動のことを言います。また、近年注目されている林業と農業、または観光業などの他業種とを組み合わせ実践する副業型林業も含まれています。

これだけでは、なぜ小規模林業が災害に強い山を育てるのか、分からないと思います。小規模林業では、1人または数人共同の請負制で山を管理しますので、必然的に作業道も必要最小限になります。それはつまり、昔の獣道ではありませんが、軽トラックが通れるほどの細く壊れにくい作業道であること。また、限られた人員で限られた範囲の山に時間をかけて択伐施業していくため、再造林の必要性も低く、長期的な森林経営が可能になります。例えば、平成23年の紀伊半島豪雨の際に、豪雨地域は山腹崩壊や土石流が頻発しましたが、小規模林家の山は

ほとんど被害を受けなかったそうです。それは、森林整備を適正にしていることだけではなく、幅2.5メートル以下で適正な路線に敷設された壊れない作業道にあったとの調査結果が出たそうです。

このように小規模林業、自伐型林業の施業手法は、土砂災害防止、減災、森林保全に貢献しているということは証明されております。もちろん本県では、林業振興・環境部が主体となり、先ほど取り上げました高知県小規模林業推進協議会を立ち上げ、小規模林業、自伐型林業について全国に先駆けて推進していただいております。その結果、会員さんも550人を超えており、そのうちの250人以上が林業を始められております。

その中でも、特筆すべきは佐川町です。佐川町では、自伐型林業による雇用創出と持続可能な森林管理を目指して、地域おこし協力隊制度を活用し、持続可能な森林整備を志す人を平成26年度から継続して雇用しております。これまでの雇用人数は、延べ35名でありまして、この地域おこし協力隊の任期満了者21名中12名が佐川町に定住し、11名が林業に従事しているそうです。この点につきましても、さきのクローズアップ現代で大きく報道されました。

先日、私も佐川町役場にお伺いしまして、産業振興課の自伐型林業の御担当者に直接お話をお聞きしました。佐川町が選んだ森林経営とは、山をよくする、つながる、続ける。森林にとっては、多面的機能の回復と増進。森林所有者は、よい森林になることで山からの収入が入る。自伐型林家にとっては、生活できる収入が確保できる。このように、それぞれのメリットを生み出すことであります。

濱田知事は、6月定例会の提案説明の中で、本県は国の施策とも連動した2050年のカーボンニュートラル実現を目指して取り組んでおり、

コロナ禍を契機に、自然豊かな地方での生活を志向する新たな人の流れを本県に呼び込む移住促進策などを積極的に展開しておりますと述べられました。この佐川町の自伐型林業は、知事の実践を、結果を出しております。

佐川町の取組のような、小規模林業と地域おこし協力隊制度がうまく融合した成功事例を踏まえ、中山間地域の担い手確保についてどう取り組まれていくのか、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 議員からお話のございました佐川町の自伐型林業の取組には、私も立ち上げ当初に関わった経験がございますことから、藻谷浩介さんの著書「里山資本主義」を地で行く、地域づくり活動の好事例と感じております。

また、移住促進の面では、まず自伐型林業というミッションを付して大都市圏から人材を募る。次に、地域おこし協力隊の任期中に技術を身につけ地域との関係を深める。さらに、任期終了後に自伐型林業をなりわいとして定住するという人材確保の好循環が図られております。

地域おこし協力隊は、中山間地域での地域づくりや産業づくりの有力な担い手でありまして、佐川町の取組を一つのモデルとして、協力隊のさらなる確保を図りたいと考えております。このため、高知県移住促進・人材確保センターとも連携しまして、情報発信や移住フェアなどを通じて、市町村での人材確保の取組を後押ししてまいります。また、協力隊員相互の意見交換の場を設けることで、OBの方、OGの方も含めた隊員相互ネットワークを構築しまして、活動の広がりや任期終了後の定住率の向上にもつなげていきたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

次に、実際に小規模林業者の今最も必要とし

ているものは、作業道整備に対する補助金制度だとお聞きしました。小規模林業者が1人当たりおよそ50ヘクタールの施業林を確保できれば、毎年5ヘクタールずつ作業道を入れながら2割程度の間伐を続けていくと、10年後には残った木の成長量に見合った間伐を続けることで自立できるとお聞きしました。この最初の10年間の基盤整備とも言える作業道の敷設に対する補助金が、自立に向けて不可欠の要素となっております。

小規模林業を推進している佐川町や仁淀川町、さらにいの町などの担当者にお伺いしますと、希望者に対する補助金の枠が全く足りない状況にあり、佐川町においては、町単独で追加の補助を行っているとのこととあります。

そこで、現在の作業道整備に対する補助金について、小規模林業推進協議会会員の声や希望する市町村の要望を精査した上で必要な額を確保すべきと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 作業道整備に対する補助事業の予算につきましては、市町村からの要望をお聞きした上で、県全体の前年度実績、これも考慮しながら必要な予算の確保に取り組んでまいっております。また、制度そのものにつきまして、小規模林業推進協議会の会員の皆様、あるいは市町村の皆様からの御意見も伺って見直していくこととしており、本年度は作業道につきましては、ニーズの高い規格の開設単価を、実態に即するというところで1割増の見直しをさせていただいております。

一方、当初要望をいただくわけですが、それが執行できずに、最終的に不用を出すという事業体もございましたことから、執行状況の確認を従来よりももっと徹底していくということで、年2回から年4回に増やしまして、林業事務所によります調整など、限られ

た予算を効率的に皆様に行き渡せるための取組を強化いたしているところでございます。

今後も市町村や自伐型林業の方々の御意見を伺いながら、より多くの皆様が事業を活用し、森林の適正管理と原木生産に取り組んでいただけますよう、必要な予算の確保に努めてまいります。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。何とぞ、これは本当に、まず第一歩目であると思しますので、よろしく願いいたします。

さて、本県は、県土の84%を森林が占める日本一の森林県であります。古くは、豊臣秀吉に愛された魚梁瀬杉から土佐藩時代など、林業は栄えておりました。森林の恵みを享受しながら共生してきました。その結果として、森林は水源涵養や土砂の流出を防ぎ、人々の命と暮らしを守る重要な役割を果たしてきました。

戦後、県民が苦勞して育ててきた人工林が50年を経過し、高知県の貴重な資源として、今再び脚光を浴び始めました。この本県ならではの財産を、中山間地域の再生、さらには濱田知事の掲げる2050年カーボンニュートラルの実現のために有効活用しなければなりません。先週の土森議員の質問に対し、自伐型林業への支援をさらに強化し中山間地域の活性化につなげていきたいと、濱田知事は御答弁されました。

そこで、今後森林組合等による大規模な林業と自伐型林業など小規模林業をバランスよく支援していき、多様な担い手を育成していくことについて濱田知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県の森林資源の有効活用に向けましては、お話がございましたように、森林組合などの事業体だけではございませんで、小規模な施業を行います自伐型林業の方々にも、森林整備、木材の安定供給などについて御貢献をいただいているというように考えております。

県といたしましても、この両者をバランスよ

く支援してまいりたいと考えます。森林組合などの事業体には、高性能の林業機械の導入、経営基盤の強化を図るための事業戦略の策定を支援してまいります。一方で、小規模林業に携わるの方々には、林業機械のレンタルやアドバイザー派遣といった形で支援をしてまいりたいと考えております。

人材の面では、こうした事業体で活躍できます担い手を育成・確保していくために、県立の林業大学校におきまして、安全作業の知識、機械操作の技術を身につけた即戦力となる技術者を養成いたしております。また、佐川町の例の引用もいただきましたけれども、さらなる担い手の確保に向けて、市町村とも連携いたしまして、就業前の実地研修を支援する事業も今議会に提案をさせていただいております。

こうした取組により、林業の多様な担い手を育成いたしまして、本県の強みであります豊富な森林資源を生かした中山間地域の再生に、ぜひともつなげてまいりたいと考えております。

○10番（浜田豪太君） ありがとうございます。

どちらか一方ではなく、バランスの取れた林業のベストミックスというものを見つけていただいて、支援していただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、浜田豪太君の質問は終わりました。

ここで4時15分まで休憩といたします。

午後4時10分休憩



午後4時15分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般

質問を続行いたします。

橋本敏男君の持ち時間は40分です。

30番橋本敏男君。

○30番（橋本敏男君） 県民の会の橋本敏男でございます。元気な浜田豪太議員の後で少し迫力に欠けるかも分かりませんが、しばらくの間お付き合いをいただきたいというふうに思います。

まず、自宅療養を含め、急激な感染拡大に備えた県の取組についてお尋ねをいたします。午前中の坂本茂雄議員の答弁の中で知事は、できるだけ即応病床や宿泊療養施設の上積みを図り、自宅療養は極力避けると、急激な感染拡大に備えた対応と示されましたので、自宅療養を行うとした対処方針についての知事の所見については、割愛をさせていただければというふうに思います。

その上で1点だけ、自宅療養を行う対処の中で、その中心となる医療機関と患者をつなぐ保健所は大変重要な要素でございます。もっと言うと、自宅療養を基本とした新型コロナウイルス対応の核心部と言っても過言ではないというふうに思います。

今回、第5波の爆発的な感染の中で、その保健所機能は適正に働き、問題はなかったのか、健康政策部長の答弁を求めたいと思います。

○健康政策部長（家保英隆君） 第5波が拡大する中、県の福祉保健所におきましては、所全体の業務を見直し、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組んでまいりました。また、業務が過重となっていた高知市保健所については、県から入院調整のリエゾン業務を行う保健師を派遣することや、自宅療養者向けの夜間、休日の相談窓口を共同設置するなどの支援を行ったところでございます。

しかしながら、これまでに経験のない新規感染者の急増によりまして、ピーク時における高知市においては、マンパワーの確保や、自宅療

養に向けての準備が追いつかない状況があったことも事実だと思います。

このため、今回の経験を踏まえ、第6波では、より大きな波も想定した上で、早い段階から高知市と連携をして、県全体の保健所機能の確保に努めてまいります。

○30番（橋本敏男君） 答弁をいただきました。高知市が大変だったということで、第6波に備えて、保健所機能の拡充については、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。マンパワーも含めて、お願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、県内コロナ病床の実態について質問をさせていただきたいと思います。厚労省の通知文書によると、都道府県は、設定したフェーズの病床数を満たすように、医療機関と調整をし、直ちに入院できる病床、すなわち即応病床の確保を行うことになっています。それに伴い、即応病床提供医療機関には国から補助金が支払われる仕組みで、病床ごとに最大1,800万円が一時金として補助されます。ただし、補助を受ける即応病床の種別ごとに、一日でも病床使用率25%以上の要件を満たす必要があります。これは、一部緩和されたこともございます。

即応病床提供医療機関において、新型コロナウイルスの入院患者をすぐに受入れ可能と申告しながらも、実際はほとんど受け入れられていない、いわゆる幽霊病床の実態について、本県はどのようになっているのか、健康政策部長の答弁を求めます。

○健康政策部長（家保英隆君） 本県では、現在18の医療機関にコロナ患者の入院治療を御協力いただいております。議員お話しのように、患者数に応じてフェーズを見直し、第5波では最大のフェーズまで各医療機関に対応をお願いいたしました。

患者の様態や地域の感染状況などにより、一

時的に病床利用率に差が生じることはございません。コロナ患者の入院や転院の際には、総じて各二次医療圏でも協力をいただいております、受入れ実績のない、いわゆる幽霊病床というものは、高知県にはございません。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。幽霊病床はないということでございますので、次に移りたいと思います。

医療政策課作成の資料によると、本県8月1日以降の新型コロナ患者の動向は、9月30日時点での平均確保病床数229.9床に対し、医療機関入院患者数61人で、その間の病床利用率は26.5%となっています。もちろん、利用率については、同時期大量に退院し、先ほど部長のほうからも話がありましたけれども、一時的に下がることはあるかも分かりませんが、大変低い数字のように思います。

昨年の10月、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から感染症の政令の改正があり、それまでのように感染者全てに医学的隔離の義務がなくなったとはいえ、それにしても病床利用率26.5%は低い数値だと思いますが、健康政策部長の見解を求めておきたいと思います。

○健康政策部長（家保英隆君） 最大確保病床に対する病床利用率は、医療の逼迫度を示す指標の一つでございます。感染が急拡大している時期には、中等症以上の患者を確実に入院治療するために、病床利用率を50%未満に堅持することが重要と言われております。

感染の急拡大があった8月の病床確保ステージは最高の5で、平均病床利用率は約30%でしたが、1日の入院患者数が108人と最大となった8月26日の時点では、当時の確保病床数226に対する利用率は47.8%と、50%に迫ったような状況でございました。その後、新規感染者数が減少するにつれ、9月30日には議員のお話にあり

ましたように26.5%と低下しました。そういうこともございまして、現在は10月1日付で病床確保ステージを3に引き下げまして、確保病床を167といたしております。それでも、その後も新規感染者が減少いたしまして、利用率は1桁台まで落ちているということでございます。

やはり感染の状況によって病床の利用率は変わってまいります。仮にゼロでも、一定病床確保はしないといけませんので、単に26.5%というよりは、感染状況に応じた即応病床の対応レベルというのを随時見直して、急な感染拡大とか、いろんなところに対応していきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。非常に難しいかじ取りなんだろうなということは想像できます。

そういう中で、自宅療養の患者さんそのものが大変多いというのも現実でございまして、できる限り、例えば病院のほうに入院してもらえるように、そういう促し方ができないのか、すみませんが健康政策部長、答弁をお願いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 病床の中等症以上の患者さん、症状が悪くなった方を確実に入院するために、新規感染者数が非常に多い時期は自宅療養をお願いしました。その後、感染者数が減り、病床の余裕が出てきた時点では、自宅療養ではなく宿泊療養以上ということで対応しております。

このように、やはり状態に応じて適宜療養環境は見直すということが必要で、できるだけ自宅療養は避けたいという思いで、各種の取組は行っております。

○30番（橋本敏男君） どうもありがとうございます。次に移ります。

ワクチン接種の加速化とワクチン接種環境の整備についてお尋ねを申し上げます。県内にお

いては、ワクチン接種率が高まる一方で、接種後に再び感染してしまうというブレークスルー感染の恐怖が始まっています。

ネット上では、様々な根拠のない情報が流れ、人々の不安をあおるような環境が生まれています。また、他方では、日がたつにつれ徐々に抗体の量が下がり、免疫力が低下するとの研究報告もあり、ブレークスルー感染をどう受け止め、ワクチン効果をどのように理解すればいいのか、疑問に思っている県民も多くいます。

県内におけるブレークスルー感染者の現状について健康政策部長の答弁を求めます。

○健康政策部長（家保英隆君） 8月の県内の新規感染者を調査いたしましたところ、ワクチン接種歴が確認できました1,174人中25人の方が、2回接種後2週間経過した後の感染、いわゆるブレークスルー感染という結果が判明いたしました。

未接種の方と比較すると、大幅に感染率が低いことに加えまして、重症化された患者さんはいらっしゃいませんでした。時間の経過とともに抗体量が減少すると言われておりますことから、今後ブレークスルーによる感染リスクが高まる可能性はあると考えております。

ワクチン接種により、100%感染が防げるわけではございません。接種の有無にかかわらず、引き続き基本的な感染対策を県民の皆様方にお願ひしたいと思います。

○30番（橋本敏男君） ブレークスルー感染が25人ということです。

ワクチン接種の効果については科学的なエビデンスもあり、感染力の強いデルタ株や他の変異株についても有効であり、より多くの国民が接種することが好ましいと専門家は唱えています。しかしながら、ワクチン接種をより一層進める必要性の中で、接種を受けていない人が不当な扱いや不利益を被ることがないように、配慮

する必要があるのは当たり前のことであります。12月頃には、政府はブースター接種を開始するというところで、さらなるワクチン加速化の使命を負うこととなります。

今後、ワクチン接種を進めていく中で、接種を受けていない人が不当、不利益な扱いを受け、社会の分断を招くことがないようにしなければなりませんと思いますが、知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（濱田省司君） 今回のワクチン接種でございますが、感染症の緊急の蔓延予防の観点から実施をするという位置づけでございます。国民の皆さんにも接種に御協力いただきたいという趣旨で、予防接種法上は、国民の皆さんに接種の努力義務が課せられていると、これが大前提でございます。

しかし、これに罰則の規定などはございません。そういう意味で、接種は強制ではございませんで、最終的には、あくまで御本人が納得した上で接種を判断していただくと、そういった枠組みとなっているものであります。

そういった枠組みでございますが、県といたしましては、引き続き県民の皆さんに納得をいただいて、もろもろの情報を理解いただいた上で接種いただくということが基本だと考えており、正確な情報発信に努めてまいります。

あわせまして、高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例においても、ワクチン接種を受けていないことを理由とした不利益取扱いの禁止という規定は明文で示されておまして、この旨を県民の皆さんに周知をし、徹底をしていきたいというふうに考えております。

○30番（橋本敏男君） どうもありがとうございました。法制上は、ワクチン接種は努力義務ということで、よく分かりました。

地域や職場接種を推進する中で、まずはワクチン休暇などのワクチンを接種しやすい環境の

整備を促す取組について健康政策部長の答弁を求めたいと思います。

○健康政策部長（家保英隆君） 現在、ワクチン接種は若い世代を中心に進んでおりますが、この世代は仕事をされている方が多く、時間的な制約から接種がしづらいことや、副反応が出ても休暇を取りづらいというようなお声をお聞きしております。

このため、県としては、本年8月に県内企業や団体に対しまして、接種の際の勤務上の取扱いに配慮していただくことや、副反応が出た場合の休暇制度の創設についても、文書等によりお願いをしております。引き続き、県のホームページやSNSで情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） できれば企業や団体、職場などに対しても、ワクチン接種の整備をできるだけしていただけるように、粘り強い周知をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する不当な取扱いについてを質問してまいります。国の行動制限緩和の技術実証が13自治体で始まると報道されています。ワクチン接種証明や72時間以内の陰性証明がなければ、旅行や食事場所が制限され、証明書を提示すればインセンティブが働くなど、コロナ出口戦略の一つとして行動緩和の技術実証が始まるようです。

長くコロナ禍の中で地域や職場、そして教育現場までコロナによる分断が進み、いまだに患者やその家族、医療従事者やエッセンシャルワーカーなどに対しての差別は収まらず、社会的な隔離はますます大きくなっているように思います。表面上、コロナの拡大により社会的な理解は浸透しているように思えますが、新たに始まるワクチン・検査パッケージ政策によって、公的差別の表面化が始まるのではないかと心配しています。

このワクチン・検査パッケージ政策が実施されれば、ワクチンを接種していない方に対する社会的差別を助長することになりはしないか、新たな社会的な分断が始まってしまわないかと危惧をしますが、知事の所見を求めておきたいと思います。

○知事（濱田省司君） 御指摘のワクチン・検査パッケージ等に関してでございますが、類似する動きといたしまして、諸外国においては、施設などを利用する際にワクチン接種証明の提示を義務づけるといった形で、ワクチンの未接種者への制限を強化している国もあるという状況でございます。しかし一方、我が国では、お話がありましたワクチン・検査パッケージを活用いたしましてこれまでの制限を緩和しようと、ベクトルとしては緩和のためにこういった手だてを使おうということでございます。未接種者も検査の陰性証明を用いることによりまして、接種者と同等の緩和がなされるというのが、今回のワクチン・検査パッケージの設計になっているわけでありまして。

このワクチン・検査パッケージを適用することが、ワクチンを受けていない方々への差別や分断の助長につながってはならないというふうに考えております。

そのためには、国の分科会も示しておりますけれども、このパッケージの適用の対象とするのが適当でない社会活動、例えば選挙であったり、就職試験であったり、こういったものは国においてしっかりと方針が示されるべきだと考えておりますし、またそういったもの以外につきましても、ただいま申しましたように、未接種者も検査の陰性証明があれば制限緩和されるということになりますから、いつでも手軽に検査が受けられるような仕組み、環境をつくっていくということ、また費用負担の軽減の仕組みを検討していくと、こういった取組が必要不可

欠だというふうに考えております。

国におきましては、今後の技術実証を通じて、この仕組みづくりに向けました検討を進めていかれるということでありますが、ただいま申し上げましたような視点につきましては、知事会などの場を通じて、国に対して強く求めてまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ぜひとも、知事会などに対して強く求めていただければ、ありがたいというふうに思います。

9月14日の高知新聞には、高知労働局が2020年度に受け付けた職場のいじめに関する相談件数は前年度比41.9%増で、過去最多の606件と急増、労働局は感染対策で勤務形態が変わるなどして職場のコミュニケーションが減ったことが一因と記載されていました。また、県労働委員会がまとめた2020年度の個別労働紛争に関する労働相談件数は451件と、過去最多を更新したと聞いています。そのうち、新型コロナ関連の相談件数は48件で10.6%を占めており、コロナ禍が高知県の職場にも暗い影を落としています。

ただ、この数字は、直接的に新型コロナの影響を受けたもので、他方では長いコロナ禍の影響で隠されていた人間関係やストレスが顕在化し、間接的にパワハラや嫌がらせなど、コロナに起因した事案も多いと思います。

このような労働環境の現状を知事はどう認識しているのか、答弁を求めたいと思います。

○知事（濱田省司君） 御紹介ございましたように、令和2年度の高知労働局におけますいじめ、嫌がらせに対する労働相談の件数は、過去最多の606件、前年から179件の増加というふうになっております。また、県の労働委員会のほうで受け付けました労働相談件数も451件、このうちパワハラ、嫌がらせに対する相談も過去最多の154件、前年から21件の増加というふうにお聞きをしております。

この要因でございますが、これは議員から御指摘もありましたように、労働相談件数の増加の中には、新型コロナウイルス感染症の影響もその一因となっているというふうに推察をすべきだと考えます。

直接、相談機関に相談を行うということまでいきませんが、新型コロナウイルス感染症により職場環境の変化、ある意味で家庭での生活の部分を含めまして、様々な形でストレスがたまっているということ、そして様々な不安を抱えている方が数多くいらっしゃるということが背景にあるのではないかとこのように考えております。

このハラスメントのない、また従業員にとっても働きやすい職場環境をつくっていくということは、会社にとっても大事でありますけれども、社会全体、そして本県経済の回復、成長にとっても重要なポイントであるというふうに考えております。このため、労働局など関係機関とも連携をいたしまして、相談をされた内容に応じて、必要であれば助言・指導につなげていくという取組はもとよりでございますし、あわせて最近のハラスメントの相談事例などを紹介いたします広報紙も作成し、配布していくといったような形で、ハラスメント防止への注意喚起もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する不当な取扱いについての苦情や相談事というのは、私は、今現れているのは氷山の一角だというふうに思っています。まだまだそのコロナの不当、不利益な扱いに泣いている方たくさんいらっしゃると思います。それは地域であったり、職場であったり、教育現場であったり、様々な問題があるんだろうというふうに思います。そういう問題に対して、しっかりと粘り強く、県と

して対応していただければありがたいというふうにも思っております。

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例第8条第1項、「何人も、新型コロナウイルス感染症に罹患していること若しくは罹患しているおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他権利及び利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されています。

その不当な取扱い等の禁止条項を実効あるものにするための取組について子ども・福祉政策部長に答弁を求めたいと思います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 新型コロナウイルス感染症に関しまして、差別的な取扱いや誹謗中傷などを起こさないためには、感染症について正しく理解し、互いに相手のことを思いやり、尊重し合うことが重要でありますので、これまでも知事からのメッセージの発信をはじめ、県のホームページなどを通じまして啓発活動を行ってきたところでございます。

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例の不当な取扱い等の禁止条項を有効あるものにするため、県民の皆様に対し、正しい理解と認識を持っていただくとともに、人権意識の高揚を図っていくため、関係機関とも連携しながら、ホームページや広報紙、高知県人権啓発センターによる研修など、様々な機会を活用した啓発活動に取り組んでまいります。

その際には、差別的な取扱い等が条例で禁止されていることを広く周知することで、予防の効果をさらに高めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に限らず、差別や誹謗中傷などの人権課題は、知識不足による誤解、異なるものを排除する気持ち、異なる価値観の否定などが根底にあるため、高知県人権施

策基本方針に基づき、市町村や関係機関、県民の皆様とともに、人権尊重の社会づくりをしっかりと進めてまいります。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

今朝、連合高知の会長のほうとちょっと話をいたしました。その職場に絡めて、非常に危惧をやっぱりすることがあるんだ、例えば職場でのそういう、本当にコロナに絡めた人事がもしあったり、そういうことが今から起こってくるのではないかと、そういうことが危惧される、そんなふうにも言っていました。だから、そういうことがないように、しっかりと取り組んでいただければありがたいというふうに思っています。

次に、中山間地域への行政サービスの提供についてを質問してまいりたいというふうに思います。財政の悪化や社会の変化に対して、組織の簡素・合理化、事務の効率化、職員数の適正化など、行政改革という名の下に行政出先機関の統廃合が行われてきました。行政サービスの効率性、採算性という観点から、人口規模の小さい地域から保健所、警察署、土木事務所など、県出先機関の撤退が相次ぎました。私の地元土佐清水市でも、それに倣えてございました。その結果、高齢化に伴う人口減少が顕著な過疎地域や中山間地域においては、移動手段が脆弱な地域住民の利便性が奪われ、都市部との行政地域格差が拡大したのではないかと思います。

確かに、効率性、採算性を追求することは大事なことであるとは思いますが、実際都市部には多くの経費がかけられているという事実もあります。他方で、過疎地域や中山間地域は自立的な面が強く、地域自身で解決するための仕組みが出来上がっており、コストのかからない領域が存在をいたします。

そもそも、行政サービスはユニバーサルサービスとして始まったもので、集落単位で始まっ

たものでもなければ、集落で担ってきたものでもなく、そして採算性を追求してきたものでもありません。あくまで県民の暮らしを支える基盤として、県内で同じ水準を維持するために進められると受け止められるべきだというふうに思います。

公的に提供されるインフラは、効率性や採算性、ましてや費用対効果だけではなく、人々の暮らしや経済のために必要だから、公共の名の下に確保するものでなければならないというふうに思います。すなわち、中山間対策というのは、人口減で自治体規模が縮小してもそこに地域差がそれ以上生まれないう、格差を取り払い、県内どこでも一定水準の暮らしを確保すべく行われるものだと考えます。

幾多の議員が、この壇上から中山間振興についての質問を展開してまいりましたが、返ってくる答弁は、中山間の振興なくして高知の発展はないに終始しています。

知事の中山間振興に対する思いをいま一度確認しておきたいというふうに思います。

○知事（濱田省司君） 本県は、県土の9割を中山間地域が占めるということになっておりまして、都市部に比べて人口減少、高齢化の進行が著しい、また担い手、生活環境など、厳しい課題に直面をしているというお話のあったとおりだと思います。

ただ一方で、中山間地域は、水や食料の供給源でもあります。農地、山林によります防災・減災の機能も有しているということもございまずし、住民の憩いの場として、県民生活を支える大切な役割を担っていただいているというふうに考えます。また、高知ならではの豊かな自然、食や文化など、地域資源を数多く有する魅力と可能性の宝庫でもあると、中山間地域はそういうふうに位置づけられると考えております。

こうした、厳しい環境にあります中山間地域

の県民の皆さんの生活を守っていくということ、そして魅力ある資源を活用した産業をつくっていくということが、中山間地域のみならず高知県全体の、県勢全体の発展につながっていくという思いで日々行政に当たっているところでございます。

こうした思いを持ちながら、就任以来、県内それぞれの地域にお伺いをいたしまして、特に中山間地域の住民の皆様切実な声あるいは思いをお聞きし、生活の厳しい現状を肌身で感じてまいりました。

そうした中にありましても、多くの住民の皆さんは、地域をよくしていきたいという思いで、自ら創意工夫を凝らして課題の解決に立ち向かっておられるわけでありまして。私は、そうした姿に接するにつけ、その都度、感銘を受け、私自身が元気をいただいて、一緒に頑張っていくという思いで、この中山間地域に取り組む決意を新たにしているところでございます。

今後も、県民座談会「再び、濱田が参りました」という取組によりまして地域を巡らせていただくということ、また集落実態調査なども私自身参加をさせていただき、できる限り多く中山間地域の皆様と触れ合い、話し合う機会をつくりまして、県民の皆様の思いを直接お伺いし、県政の運営の中に生かしてまいりたいと、そういう思いであります。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。地域が必死で生きようとする、その一助に県がなってもらいたいというふうに、私は心から思います。

中山間地域においては、急激な過疎・高齢化や公共交通の縮減によって、移動が極めて困難な状況が生まれ、本来ひとしく提供されるべき公的サービスでさえも、その距離がどんどん遠くなってしまいます。

鳥取県では、次世代移動通信システム5G装

備のワゴン車を地域に送り、行政や医療のオンライン相談や各種申請などを受け付ける出張型サービスの実証実験、Society5.0地域出張型行政サービスモデル事業を展開するとのこと。この事業導入により、高齢化や過疎化の進展で年齢や地域によって格差が生じている生活の質の改善につなげられるか、注目が集まっています。

このように、将来的には地域から人を運ぶのではなく、地域に向いていって様々なサービスを提供するアウトリーチな取組を進めるべきだというふうに思います。中山間の過疎に暮らす皆さんは、何よりも行政が地域に寄り添い、暮らしていけることを望んでいます。

地域住民の皆さんが安心して暮らすことができるような行政サービスの提供について中山間振興・交通部長に答弁を求めます。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 地域住民に一番身近な存在であります市町村におかれは、土佐町、いの町、黒潮町などで地域担当制を設けられまして、住民の声をお聞きし、地域活動や防災業務に携わるなど、住民に寄り添った取組が進められております。

一方、県ではこれまで、各市町村に駐在しております地域支援企画員を通じまして、県の施策や考え方を市町村や地域にお伝えするとともに、地域の実情や課題を把握して、各部局や出先機関と共有することで、課題解決に向けて取り組んでまいりました。

こうした活動によりまして、生活水の確保や維持、地域の見守りと組み合わせた移動販売事業者への支援など、県民の皆様の安心につながる仕組みが実現してきたものと考えております。

県が中山間対策など、地域振興の施策を展開し成果を上げていくためには、市町村との連携は欠かすことができません。一方で、市町村、

特に町村においてはマンパワーの不足が大きな課題となっております、これは県庁全体の課題でもあると認識をしております。

現在、この課題解決に向けた決定打にたどり着いてはおりませんが、まずは市町村の業務を補完する地域おこし協力隊の誘致や、地域プロジェクトマネージャー制度の導入などを通じて、市町村の取組をサポートしていきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 中山間対策を行っていく上で一番大きな課題というのは、マンパワーの不足というような話がありました。その関係もございまして、次、特定地域づくり事業協同組合制度について質問をしております。去年の9月定例会一般質問で上田周五議員から、特定地域づくり事業協同組合制度についての質問があり、それに対して制度の概要、周知を図るということで、県としてアドバイザーを派遣して対応するとの答弁がありました。

さらには、この事業導入に向け9市町村が検討されている、県は設立に向けて後押しをしていくと回答していますが、その後の進捗状況について中山間振興・交通部長の答弁を求めます。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 特定地域づくり事業の導入に向けて検討が行われました東洋町において、町長さん、副町長さん、事業者の皆様のお力添えによりまして、本県で第1号となる事業協同組合の創立総会が9月28日に開催をされました。

製炭業、農業、水産加工業、飲食業、旅館業、観光業を組み合わせ、3名程度の職員を派遣する計画でありまして、今後県による設立認可を受けて、11月から職員の募集をスタートし、来年4月の事業開始を目指すこととされております。

現在、県内では東洋町のほか8市町村において、特定地域づくり事業の導入に向けた検討が

行われております。どちらかというとな勉強会など、役場内部の検討にとどまっているケースが多いのが実情です。

東洋町では、多様な分野での事業展開を予定されておりますことから、収支計画や職員の派遣などについて、リアルな先行事例となるものです。今後、この取組状況を広く県内の市町村にお知らせすることで、第2号、第3号の事業開始へとつなげていきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

やっとな東洋町で第1号が設立をしたということになりました。まだまだこれについては、部長からお話があったように、マンパワーの不足を補う大きなツールになるというふうに思います。この事業については、ぜひとも高知県全県でこういう取組ができるように、周知を図っていただきたいというふうに思います。

次に、集落实態調査の中間取りまとめについて質問を行ってまいります。2月定例会において坂本茂雄議員より集落实態調査についての質問があり、中山間対策は待ったなしの喫緊の課題とした上で、調査の半ばに当たる9月頃をめどに中間取りまとめを行い、可能なものから令和4年度予算に反映させていきたいと答弁しています。

集落实態調査の中間取りまとめを次年度の当初予算に反映させることができるのか、中山間振興・交通部長の答弁を求めます。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 集落实態調査のうち、集落の代表者への聞き取り調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で遅れがあるものの、9月末時点で約1,500の対象集落のうち、340集落での聞き取りが終了いたしました。今後、調査、集計を繰り返しながら、中山間総合対策本部会議などの場を通じて、全庁で共有することとしております。

現時点では、詳細な検証、分析までには至っ

ておりませんが、集落活動、生活環境、産業づくりなどの分野ごとに御意見や御提言などをいただいております。こうした地域からの声をしっかり受け止め、県として早急に対応すべきものは、令和4年度当初予算に反映していきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

よろしく願いをいたします。

次に、コロナ禍における漁業者の経営実態について質問をしております。漁業を取り巻く環境は、不漁に加え、コロナによる魚価低迷や燃油の価格上昇などが続いており、漁業者の生活は大変厳しいものとなっていると聞いています。

県は、独自の漁業経営体調査を進めており、その調査を取りまとめ分析し、しっかりとした政策の展開を図っていただきたいと思っております。

私の地元清水では、メジカ漁が不振で、かれこれ2年ほど漁がほとんどなく、生産者の暮らしは限界寸前と言っても過言でないような状態が続いています。このような厳しい状況にある漁業者への支援策について水産振興部長の答弁を求めます。

○水産振興部長（松村晃充君） 水揚げ額の減少

しております漁業者への支援策といたしましては、減収の一定額を補填する漁業共済制度と、漁業共済に上乗せして積立てを行う制度がございます。共済掛金や積立金に対しては、それぞれ国の支援もでございます。

水揚げ額の減少のリスクに備えるためには、こうした制度を利用することが有効でありまして、県としましては漁業共済組合や漁協と連携して、より多くの漁業者に制度を利用させていただけるよう努めてまいりました。今後も、関係機関と連携をいたしまして、説明会の開催などにより制度をしっかりと周知し、加入を促進してまいります。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。
よろしくお願いいたします。

次、メジカ生食への道筋についてを質問してまいります。つい最近までメジカの新子が上がり、コロナで開催は見送られていますが、須崎の新子祭りや中土佐町のおかげで、大半が加工原魚としてのメジカ利用が、生食での提供も少量ではありますが、流通してきました。

新子はブシュカンを絞って食すと、メジカの持つ独特の甘さともちもち感、それがブシュカンの香りと酸味が相まって、何とも言えない美味であります。しかしながら、新子のシーズンは短くあっという間で、個体も小さく、漁獲量としては上がってきません。

昔から、新子以外のメジカを生で食べるとあたる場合があります、漁業者はタブーとしてきましたが、脂の乗り切ったメジカは甘くてねっとり感があり、たたきや焼き入れにすれば想像を絶するような美味だと、食べたことのある地元の漁師は口をそろえて言います。

そもそも、メジカはアミノ酸が多いと言われ、うまみ成分が強い魚で、これまでの加工原魚としての利用だけではなく、生食もできるようになれば魚価も上がり、少量の漁獲でも出漁できるようになります。

県は、地域の漁業指導所や工業技術センターと協力し合い、既にあたる原因の究明に取り組んでいるとのことですが、その現状について水産振興部長の答弁を求めます。

○水産振興部長（松村晃充君） メジカの生食につきまして、漁業者の方から御提案をいただいております。

その中で、議員御指摘のような課題もありますので、まずは食品としての安全性の確認をお願いしたいというお声をいただきまして、本年度から工業技術センター、漁業指導所で成分、鮮度に関する調査を開始したところでございま

す。引き続き、しっかりやっていきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

通告した全ての項を質問することはできませんでした。また、次回持ち越しということで、全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時56分散会

令和3年10月6日（水曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興・推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 西 山 彰 一 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
 事務局 次 長 山 本 和 弘 君
 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
 政 策 調 査 課 長 川 村 和 敏 君
 議 事 課 長 補 佐 杉 本 健 治 君
 主 幹 春 井 真 美 君
 主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 6 号)

令和3年10月6日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 権利の放棄に関する議案
- 第 8 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金((仮称)久万秋2号橋)工事

請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 13 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資

<p>金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和2年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和2年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>第2 一般質問（一問一答形式による）</p> <p>第3 決算特別委員会設置の件</p> <p>第4 議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案</p>	<p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第28号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上44件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。</p> <p>岡田芳秀君の持ち時間は40分です。</p> <p>33番岡田芳秀君。</p> <p>○33番（岡田芳秀君） おはようございます。日本共産党の岡田芳秀でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。</p> <p>まず、米価暴落の問題についてお聞きをいたします。コロナ禍による米価暴落に歯止めがかかりません。全国では、今年の出来秋に農協が農家に支払う概算金、前渡金で1俵1万円を下回る銘柄が続出し、中には昨年の半値近くまで下がった銘柄もあります。概算金や買取り価格の下落によりまして、前年比2割から4割の削減ということが見込まれており、大規模農家ほど打撃を受けるという事態になっております。</p> <p>本県においてはJ A高知県によりまして、令</p>
--	--

和3年度ウルチ米の概算金は、各品種とも1俵1,000円から1,300円の大幅な値下がりとなっております。具体的には、第1期の集荷開始から7月27日までの2等米、1俵60キログラム当たりの概算金を昨年度と比較すると、南国そだちは1万1,700円が1万700円に1,000円下落、よさ恋美人とコシヒカリが共に1万1,300円から1万円に1,300円下落、ナツヒカリも9,700円から8,400円に同じく1,300円下落をしております。1等米や3等米も同じように下がっております。

加えて、今年は収穫時期、長雨が続きまして、品質が低下した米も少なくありません。このことから米農家は、初めてコロナ禍に見舞われた昨年以上に厳しい状況となっております。米価暴落は、農家にとって死活的な問題です。

まず、こうした概算金の大幅下落が高知県の農家に与える経済的影響についてどのように認識をしているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 令和3年産米の概算金は、本県だけでなく全国的にも、平成26年産以来の大幅な下落となっている状況であります。

この概算金下落の影響を、本県で最も生産の多いコシヒカリで試算しますと、昨年より約1割の減収となります。特に大規模な稲作の専業農家の皆様にとっては、大きな影響があったものと認識しております。加えて、南国市など一部の地域では、8月の2週間近い長雨により本来の収穫時期に刈取りができず、倒伏による穂発芽の発生など、品質低下の影響も出ていますと認識しております。

○33番（岡田芳秀君） 大変厳しい状況であります。

米価暴落の原因は、市場の在庫が積み上がっているということにあります。米の需要が、毎年8万トン、最近では10万トン減少しているこ

ともありますけれども、最大の問題は、昨年来の新型コロナウイルス感染症による業務用の米の大幅な需要減少にあります。したがって、対策としては、余った米を政府が備蓄米として緊急に買い取って市場から切り離すということが必要で、これが最も有効な対策となります。米価下落は、まさに突発的な災害とも言えるもので、米農家にとっては何の責任もありません。

ところが、昨年の米価下落を受けて自公政権がやってきたのは、主食用米から飼料用米や他の作物への転換の奨励でした。余剰米を買い上げない背景には、2018年から、政府が米の生産調整から撤退したことがあります。つまり、米価を農業者任せ、市場任せにしてしまったことがあります。政府は、備蓄米として買入れを求める農家や関係者の声に耳を傾けず、生産者の自己責任による過去最大36万トン、生産量の5%の作付転換を押しつけました。

生産者の懸命な努力によってこの目標がほぼ達成されたにもかかわらず、コロナ危機が長引いていることもあって、米の過剰在庫が減らず、今年の米価がさらに、しかも大幅に下がったというわけです。このままでは2021年産にとどまらず、2022年産の米価まで暴落しかねません。

私は、米価を維持するには、政府が余剰米を買い取って市場から切り離すのが最も有効と考えますが、農業振興部長の御所見をお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 国は備蓄米について、需給状況に応じて買入れ数量を増減させるなど、国による需給操作や価格の下支えにつながるような運用は、備蓄米制度の趣旨に沿わないという見解を示しております。私も、国の見解と同様の認識をしているところでございます。

国においては、消費喚起とともに、主食用米からの転換を支援するなどの需給対策を十分に

講じていただきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 国が、市場から切り離すということがポイントだと思います。

生産量の多いコシヒカリが1俵1万円。これでは、農家はとてもやっていけないと思います。米を1俵作るのに生産費は幾らかかるか。農水省の資料によると、令和元年で全国平均1万5,155円です。認定農業者15ヘクタール以上でも1万851円かかります。

概算金では、生産原価が賄えません。赤字経営が続くと、とてもじゃないけれども農業は続けられない。これが現状です。これまでは労務費の部分を切り詰めて、農家は何とかやってきたというのが実情だというふうに私は思っております。昨年の値下がり、そして今年の大規模な値下がり、限界を超えていると言わなければなりません。この事態を放置しては、農家の皆さんが生産意欲を失ってしまうと思います。

農家の皆さんの生産意欲を喚起するためには、米の生産費を賄える価格保障、あるいは所得補償で家族農業を支援することが必要だと考えますが、知事の御所見を伺います。

○知事（濱田省司君） 米は、我が国の主食でございまして、この生産を家族農業が守っているということ、そして農家所得の向上を図っていくということは、極めて重要であるというふうに考えております。

その支援策といたしまして、米は他の品目よりも著しく高い関税で守られているということがございます。そうした米に関しまして、生産費を賄えますような価格保障、あるいは所得補償まで行うということになりますと、ほかの農産物の生産者、あるいはほかの産業の事業者などの理解が得られないと、そういう事情があるというふうに考えております。

こうしたことがございまして、かつて存在しておりました所得補償、あるいは米価の変動補

填、また交付金の制度が廃止をされているという経過をたどったというふうに理解をいたしております。

○33番（岡田芳秀君） 農業の自然環境保全だとか水の資源の保全、あるいは地域を守っているというような役割を十分理解していただいて、米をしっかり守っていくということは、私は大事だと思います。そのための施策を講じていかなければならないと思います。

収入保険や、米、畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策など、下支えの支援制度がありますけれども、加入者は限られています。収入保険は、青色申告でないと加入できない上、保険料も高い。ナラシ対策は、認定農業者や集落営農といった要件もあります。いずれにしても販売収入に応じた支援であり、生産原価を賄うものではありません。生産者米価が下がり続け、売上高が減っていくと、おのずから補償料も下がってきます。こうした支援策があっても、やはり生産費が賄えなければ、いずれ農業が続けられなくなるのではないかとこのころに来ているのだと私は思います。

収入保険は、生産者の負担を軽減し、白色申告でも加入可能にする、そして生産費を賄えるものにするなど、使い勝手のよい制度に改善を求めることが必要と思いますが、国に求める考えはないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話のございましたいわゆる収入保険につきましては、様々なリスクから農業経営を守っていくために、品目の枠にはとらわれずに農業者の収入全体を見て、総合的に対応する制度として設計をされているというふうに理解いたしております。そういう意味で、あくまで収入の減少を補償するためのセーフティーネットという性格のものでありまして、生産費を賄う構造にはなっていないというふうに考えております。

また、これにつきまして多額の国費を投入して、収入の減少を補償するといった制度の枠組みの上から、収入の把握の正確性はやはり担保していかなければいけないと。そういうことでございますので、青色申告者に限定をして適用されているというふうに認識をしております。

本制度の趣旨を踏まえますと、国のこうした取扱いは一定の合理性を持っているというふうに考えまして、この見直しを求めることまでは、必要ないのではないかとというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） 生産費を賄える支援がなければ、やっぱり農業を続けられないんじゃないかと私は思います。ナラシ対策にしても、農水省が試算を出していますけれども、一定補填はされても、やはり収入が減るということが出ております。

そして、次の問題ですけれども、種苗法が改正されたことに伴って、今後登録品種を自家採種する場合に利用料が発生するというようになってきます。私は、種苗法は登録品種も自家採種できるように元へ戻すべきだし、生産者が利用料など新たな負担増とならないような法改正が必要だと考えます。

高知県が育成権者となる水稻・南国そだち、よさ恋美人の自家採種については、これまでどおり利用料を無償にできないのかどうか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） これまで自家増殖する場合には、利用料の徴収対象となっておりませんでした。お話しございましたように法改正がございまして、令和4年4月から利用料の徴収が可能となるという制度となりました。

県といたしましては、第1に、できるだけ農家に新たな負担をおかけしないということ。第2に、県が育成した品種を本県の農業振興のためにしっかりと活用していただくということ。

こうしたことを重視いたしまして、現在この取扱いを検討中でございます。

J Aなどの関係団体とも協議をいたしながら、利用料などの取扱いにつきまして、今年末をめどに結論を得たいというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） 新たな負担にならないように、ぜひともよろしくお願いをいたしたいと思います。

米の国内需要減少の一方で、義務ではないミニマム・アクセス米を、需要の約1割に及ぶ77万トン、毎年日本は輸入し続けております。この輸入は中止すべきだと考えます。米が余っているのに輸入を続けるというのは、愚の骨頂だと言わなければなりません。

米価下落の問題の本質は、さきに言ったように、政府が米価を維持しようとして、市場任せにしていることにあります。このままだと農業をする人もいなくなります。農家を諦めさせるような農政を続けてはならないと考えます。

米は日本人の主食です。日本では、2,000年以上昔から米が作られてきました。それが日本の文化、地域の文化を育んできたと言っても言い過ぎではないと思います。この、米を作る農家を支援することは、政治の務めであると考えます。特に近年、安倍・菅政権を見ますと、主食に対する責任を放棄してきたのではないかなと言わなければなりません。米価下落も農家の自己責任というのなら、政治は必要ないのではないのでしょうか。

米価が市場任せでいいのか。主食である米の安定生産に向けた政府の需給調整がやはり必要だと考えますけれども、この点で知事の所見を伺います。

○知事（濱田省司君） 米の需給調整につきましては、かつて国が生産数量目標を配分すると、いわゆる減反という形で実施をされてきたというふうに理解いたしておりますけれども、生産

者の皆さんの自由度を拡大させるという観点から、これは平成30年産から廃止をされております。

一方で、生産が過剰になった場合につきましては、米価の下落によります生産者の経営の悪化を招くおそれがあるということは、御指摘のとおりだと考えますので、需要に応じた生産を行っていくと、そうした政策を取っていくことが大事であるというふうに考えております。

このために、具体的には水田活用の直接支払交付金の制度を活用いたしまして、例えば飼料米への転換でございますとか、高収益の作物、例えば野菜などの導入などに、生産者、関係団体、行政が一体となって取り組んでいくと、こういう取組を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） 分かりました。需要の拡大も非常に大事だと思います。

次に、食料自給率についてお聞きをいたします。農水省は8月25日、2020年の食料自給率が、カロリーベースですけれども37.17%と、過去最低になったと発表しました。2020年の米の作況指数は99と、平年作にもかかわらず作況指数74の大凶作だった1993年の37.37%より低く、天候不順だった2018年の37.42%よりも低い、まさに異常事態です。

政府は、食料・農業・農村基本計画で食料自給率45%という低い目標を掲げていますが、実績はというと、1994年の46%を最後に、目標からは遠ざかるばかりです。そして、過去5年間で農業従事者は46万人も減少をしております。

新型コロナウイルスの世界的な感染爆発が起こる中、小麦の輸出国のロシアや米の輸出国のベトナムなど19か国が食糧輸出を規制しました。これらの国からの輸入が少なかったため、日本への影響はありませんでしたけれども、食料を外国に頼ることの危うさが明らかになったと思

います。今こそ、食料自給率の向上が求められております。

食料安全保障の上からも、食料自給率低下の現状をどのように評価されているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 食料自給率の低下についてであります。国におきましては、この自給率が長期的に低下をしてきた主な要因が何かということに関しまして、国民の皆さんの食生活の大きな変化により、自給率が比較的高い米の消費が減少するという一方で、自給率が比較的低い畜産物などの消費のウエートが増加をしたと。結果的に自給率が低下をしてきたというような分析をされているところでございます。

しかし、食料の安定供給というのは、国の基本的な責務の一つであるというふうに考えております。近年、食料供給をめぐるリスクが多様化いたします中で、我が国の農林水産業の生産基盤を強化し、そして食料自給率の向上に努めること、このことは極めて重要だという認識をしております。

ただ一方で、現状といたしましては、御指摘ございましたけれども、目標といたします令和12年度の、いわゆるカロリーベースでの食料自給率は45%ということでございますが、現状、基準値が37%というような水準でございます。この目標が低いというお叱りはございましたけれども、この目標の達成につきましても、さらなる努力が必要な状況にあるというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） 今年、高温の問題もありまして、カナダ、アメリカで高温、乾燥の影響で小麦の作柄が非常に不作で、国際的な価格も値上がりしております。そのため、10月から日本でも影響が出てきて、小麦関連食品の値上がりも続いております。貿易に頼ることの影響も十分考えて、国内の産業、

農業を大事にしなければならないと思います。

日本の食料自給率の低下について、日本人の食生活が変化したからだ、あるいは食の洋風化の影響であるという見解も聞かれますけれども、これは否定できないとしても、私は、やはり自国で生産できるものまで外国から輸入すると、輸入自由化を進めてきたことにも大きな要因があると考えます。

9年余り続いた自公政権の下、TPP11をはじめ、日欧EPA、日米貿易協定、RCEPと、大がかりな農産物の輸入自由化が強行されてきました。その結果、農産物は輸出の伸びの10倍以上輸入が増えています。農業の国際競争力をつけなければ、輸入が増えるのは仕方がないと言われるかもしれませんが、国土の広さや自然環境など、おのずから日本には限界があります。

例えば、アメリカの米農家の耕地面積は平均160ヘクタールです。これに相当する日本の農家は、まずありません。北海道でも、1経営体当たりの耕地面積は平均30.2ヘクタールです。アメリカの5分の1以下です。

食料自給率低下の主要原因を食生活の変化に求める限り、自給率の向上は望めないのではないかと、情勢いかんでは、さらに低下するおそれさえあるのではないかと考えます。

食料自給率の向上に向け、今後どういう取組が必要だと考えるのか、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 食料自給率の向上に向けてでございますが、国の食料・農業・農村基本計画におきましては、食料自給率の目標達成に向けて重点的に取り組むべき事項といたしまして、1つには、農業生産の面において、国内農業の生産基盤を強化していくということ、また国内外の需要の変化に対応した生産、供給を図っていくということが掲げられております。

一方で、食料の消費の面におきましては、消費者と食、農とのつながりの深化を図る、そしてまた食品産業との連携を図っていくと、こういった取組が掲げられているところであります。

国におきましては、こうした観点からの施策が講じられておりますけれども、今後も引き続き食料自給率の向上に向けまして、持てる施策を最大限に講じていただきたいというふうに考えております。

県におきましても、産業振興計画を推進していくということを通じまして、県産の農水産物の生産拡大、そして地消と外商によります消費の拡大にしっかりと取り組んでいくと。それが、ひいては食料自給率の向上につながっていくものだというふうに考えているところでございます。

○33番（岡田芳秀君） 私は、関税ゼロに向かう農産物の輸入自由化はやめて、自国の農業を保護することが大事だと考えます。もちろん、貿易一般に反対するものではありません。農業の保護というのは、どの国でも当たり前に行っていることです。

先進国で、日本のように食料自給率37%というような国はありません。例えば、数字を挙げますと、オーストラリアの自給率223%、アメリカ130%、フランス127%、ドイツ95%、イギリス63%、イタリア60%です。日本は、本当に断トツの最低クラスとなっております。これらは食料安全保障の上からも、問題だと言わなければなりません。

農業を国の基幹産業としてしっかり位置づけて、自国の食料はできるだけ自国で生産をする、そして足らざるものは輸入するというのをやはり基本にすべきではないかと考えます。

自国の農業を保護する意義について、改めて知事の所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 我が国の農業は、食料の

安定供給ということはもとよりであります、のみならず国土の保全、あるいは水源の涵養といった多面的な機能を有しているというふうに考えております。

このために農業の生産活動が、持続可能なものになるということが何よりも必要だと考えております。このため、経営安定対策、あるいは直接支払制度など国の施策によりまして、しっかりと農業者を支えていくということが肝要であると考えております。

○33番（岡田芳秀君） 次に、食の安全という角度からお聞きをいたします。食の安全を確保するということでも、国内生産が重要です。国内生産者を守ることが、食の安全につながります。輸入小麦からグリホサートが検出された事例もあります。

スーパーに行くと、あれもこれも輸入品と。安全なものを食べ続けるには、近くで生産されたものが安心だし、生産者の顔が見えればもっといいと。輸送コストを考えても、近くで生産するのが一番いいではないかと話す消費者も少なくありません。直販店などの売上げがいいのは、ただ新鮮だということに加えて、やっぱりそういう消費者の意識があるからではないかと私は思います。

輸入野菜では、残留農薬の危険が指摘されています。また、輸入牛肉・豚肉については、アメリカ、カナダ、オーストラリアでは、発がん性やアレルギーなどの危険がある成長促進ホルモン剤が、牛や豚の増体重薬として使われています。日本は、国内での使用は禁止していますが、輸入には禁止をしていません。

アメリカでは、輸入を禁止しているEU向けにはホルモン剤を使わない特別プログラムの豚肉、牛肉が生産され、日本にはホルモン剤を使った一般向けが輸出をされています。検査が空洞化すれば、危ない豚肉、牛肉が大手を振って輸

入される危険も高まります。既に牛肉の自給率は36%、豚肉は50%です。

こうしたことから、国内生産を増やしていくことが食の安全・安心につながると考えますが、知事の所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 食品の安全性につきましては、輸入食品でも国産食品でも国内で流通する際には、食品衛生法によって同じ基準が適用されているという状況ではございます。

一方で、海外からの輸入の食料は、輸出国での大規模災害などによります農産物の不作、あるいは他の輸入国との競争などによりまして、大幅な減少といった不測の事態が生じるということが考えられます。こうしたリスクの低減を図り、また国民生活に不可欠である食料を将来にわたって安定的に供給し続けるためには、国内生産を増やしまして、食料自給率を高めていくことが必要だというふうに考えます。

また、議員から御指摘のありました食の安全という観点から、国内産の価格が多少高くても、安心して食べられるということで消費者の方々に選択いただけると。これは大事な視点だと思いますから、こういった点についても、農政の展開において必要なバックアップを考えていくということは、しかるべき対応だというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。スイスなどでは、そういった取組がやられているということです。

次に、地球温暖化防止に関連してお聞きをいたします。

二酸化炭素削減の目標達成に向けて、産業振興計画はじめ県の施策に、気候危機をしっかりと位置づけることが不可欠です。

温室効果ガスの34%が食料由来であり、うち71%が農業と土地利用の変化に関係しているという指摘がされており、環境破壊につながる工

業型農業・畜産の見直しも今言われてきております。持続可能な開発目標——SDGsで、フードシステムの改革が目標とされ、国連で家族農業に焦点が当てられたのも、気候危機打開と無関係ではありません。

環境への負荷を表す概念の一つに、エコロジカル・フットプリントがあります。こうした概念も活用して環境負荷の見える化を図り、共感を得ることが大事だと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） ただいま御指摘のありましたエコロジカル・フットプリントと申しますのは、例えば世界中の人々が日本人と同じ暮らしをしたとしたら、地球の2.2個分の資源が必要になるといった形で、人間の活動が地球環境に与える負荷をいわゆる見える化していくと、そういった指標、試みであるというふうに理解をいたしております。

まず、脱炭素化はもとよりでありますけれども、環境への負荷の少ない循環型社会を実現していくということにも向けまして、例えば、環境負荷や温室効果ガスの排出の状況、また本県の現状、取組の成果などが見える化して、県民の皆さんに分かりやすく示していくということは、大変大事な視点であるというふうに考えております。

御提案のございましたエコロジカル・フットプリントの手法も含めまして、効果的な見える化の方法を検討してまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 県の取組のアピールにもなりますし、啓発にもなると思いますので、よろしくお伺いいたします。

高知県が今年3月に作成した高知県地球温暖化対策実行計画の資料編を見ておまして、部門別の温室効果ガス排出量の将来推計で、2013年から2030年にかけて、農林水産業、製造業、

産業廃棄物で増加となっております。

今後、産業を振興するとしても、こうした部門でも排出量削減の方向で再検討する必要があるのではないかと私は考えます。この点について知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、カーボンニュートラルの実現に向けましては、産業部門に限らず家庭や運輸など、あらゆる部門におきまして、これまで以上に対策を強化し、温室効果ガスの排出量を削減していくということが必要だと考えております。

このため、現在29%以上となっております中間年の2030年度の削減目標を、本年度策定いたしますアクションプランの中で、大きく引き上げる方向で見直したいというふうに考えております。

御指摘のありました産業部門等につきましても、例えば高効率機器の導入でございますとか省エネ化の徹底などの対策を強化することにより、2013年度比で削減となるように目標を見直したいというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） よろしくお伺いいたします。

林業においてですけれども、固定した二酸化炭素を放出させる皆伐促進でよいのかも問われています。皆伐やそのための大規模な作業道の設置が、異常気象の下、土砂災害などを誘発しているとの調査報告もあります。気候危機打開として、太径木を育てる林業の重視、自伐型林業の推進がますます重要となっております。

皆伐後の再生林の現状を踏まえ、気候危機に対応した林業対策をどのように考えているのか、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、地球温暖化に伴います気候変動によりまして、毎年全国各地で豪雨災害が発生しております。こうした中、皆伐後の再生林などにより

ます適正な森林管理がますます重要となっ
てまいります。

高知県内の再造林率は、平成29年から令和元年までの3か年の平均におきまして38%という水準で、4割に満たない状況でございます。このために令和元年度から、県内6林業事務所に増産・再造林推進協議会を設置いたしました。市町村や林業事業体と連携をいたしまして、再造林を予定していない森林所有者に対して、地域ぐるみで働きかけを実施すると。また、補助金による支援と併せまして、再造林の拡大を推進いたしております。

また、お話がありました自伐型の林業につきましても、間伐による適切な森林管理を行う重要な担い手であるというふうに認識をいたしております。実施規模などから間伐等の国庫補助事業が活用できない場合においては、県の単独事業で支援をするというような取組も行ってまいります。

本県の豊かな森林資源を適正に管理していく、そして気候変動に対応した多面的機能の維持・増進と林業の振興を推進していくという考え方で対応してまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） はい、分かりました。

木材を利用した高層建築などが、大手のハウスメーカーなども参入して徐々に拡大しつつあります。本県でも、早くからCLTに着目するなど努力を続けてきました。また、奈良県が大学と協力して、杉材をマホガニーのような高級材に変えるケボニー化と言われる研究も進んでいます。世界に目を移せば、コンクリートの材料となる砂不足が大問題となりつつあります。

そこで、木材の可能性についてどう認識しているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 木材の可能性についてということでございます。強度や耐火性能が高い木の壁や柱の開発が進んでまいっておりますし、

また国民の環境への意識も高まっているという中でもございます。こうした中で、世界各地で高層建築への木材の利用が進んでおりまして、国内でも木造の高層建築が増加をいたしております。

現実に県内におきましても、CLTを活用いたしました中高層の庁舎ですとか福祉施設の建設がされているところであります。さらには、本県で開発されました新たな工法などが、広い空間や高いデザイン性を求められる建物で活用されているということもございます。

国のグリーン成長戦略におきましても、建築分野での木材利用と併せて、例えばプラスチック代替製品などの新たな産業資材、素材としての利用拡大も大いに期待をされているという環境にあると考えます。

今後は、都市の木造化、木質化をはじめといたしまして、ただいま申し上げましたような、あらゆる分野で木材の可能性が拡大していくのではないかとこのように考えております。

○33番（岡田芳秀君） はい、分かりました。

日本共産党は、気候危機を打開する日本共産党の2030戦略を発表いたしました。その中で、再生可能エネルギー導入の最大の障害となっている乱開発をなくすための規制強化を提案しています。

メガソーラーや大型風力発電のための乱開発が、森林破壊や土砂崩れ、住環境の悪化や健康被害の危険を広げております。森林法などの現行法は、森林を伐採してメガソーラー発電所をつくるなどの事態を想定しておりません。環境保全地区とそれから建設可能地区を分けるなど、ゾーニングするといったことも必要だと思っておりますけれども、自治体が住民の参加、合意の下で、こうしたことが大事だと思っております。

規制強化の必要性について林業振興・環境部長はどうお考えか、お聞きいたします。

○**林業振興・環境部長（中村剛君）** 乱開発をなくすための規制強化につきましては、森林法では令和元年12月に、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則が新たに定められまして、土砂流出や崩落防止の観点から、地表保護のための措置等の基準が新たに整備されております。

また、環境アセスメントにおきましては、令和2年4月から、これまで対象となっていなかった太陽電池発電事業が新たに追加されております。このアセスに関しましては、県においても環境影響評価条例施行規則の一部を改正いたしまして、条例に基づき実施するアセスの対象に太陽光発電施設を追加するとともに、法にはない森林伐採面積、これも要件とさせていただいております。

また、来年度施行予定の地球温暖化対策推進法におきましては、自治体が地域住民らの了解を得た上で、再エネ施設の設置を促進する促進区域の規定が設けられておりますが、この促進区域につきましても、現在国において、土砂災害の危険性がある場所を除外するという方向で検討していると承知しております。

引き続き、こうした国の規制の見直しなど、その動向を注視し、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○**33番（岡田芳秀君）** 最後に、私の地元であります南国市の中心市街地活性化についてお聞きをいたします。

今年3月21日に、南国市ものづくりサポートセンターとして、海洋堂SpaceFactoryなんこくがオープンをいたしました。

現在は、その周辺と市街地の道路整備が進んでおり、地域の活性化と産業振興が図られることが期待をされております。同時に、今はカーボンニュートラルや地球温暖化防止に取り組むことが求められており、SDGsの推進などに

も留意したまちづくりが重要になっていると考えます。

その上で、南国市の都市再整備に係る中心市街地のまちづくりについて、県はどう考えているのか、土木部長にお聞きをいたします。

○**土木部長（森田徹雄君）** 南国市が進める中心市街地のまちづくりは、JR後免駅前広場、後免町商店街、ものづくりサポートセンター、そして新設される予定の図書館を中心部に集約し、これらを結ぶ回遊ルートも併せて整備しようとするものでございます。

また、南国市は、この回遊ルートにつきまして、住民合意の下、オープンスペースの緑化や植樹、石畳の道といった、居心地がよく歩きたくなる空間の検討を行っています。居住や都市機能の集約による、歩いて暮らせるまちづくりの推進は、CO₂排出の低減を図るものであり、都市緑化の推進はCO₂の吸収量増加につながるものであります。

いずれも、カーボンニュートラルの趣旨に沿うものであり、SDGsの目標の一つである住み続けられるまちづくりにも寄与するものと考えております。

○**33番（岡田芳秀君）** 地域の活性化を図るには、地域住民の皆さんの力をお借りすることも不可欠です。

先日、後免東町電停付近の交差点部の排水対策について、商店街の方から御相談を受けました。中央東土木事務所に対応を求めて、相談内容については早急に対応していただけるということで、解決の見通しが立ちました。

この交差点は、路面電車が走り、交通量も多く、複雑な形態であることから、交通の難所となっておりましたが、現在家屋等の用地買収が進み、工事が進められております。

この交差点の改良工事についての見通しを、土木部長にお伺いいたします。

○**土木部長（森田徹雄君）** 後免東町電停付近の交差点の改良につきましては、平成27年度から着手しておりまして、用地買収等を進め、令和元年に交差点の東側の道路拡幅工事に着手をいたしました。今年度、とさでん交通と電停移設等の協議を行いまして、来年度、電停の移設や軌道工事、そして南国市の下水道工事を行う予定でございます。その後、歩道や信号機の設置等の工事を行いまして、令和5年度の完成を目指しております。

なお、交差点の排水対策につきましては、新設した水路と既設の水路の接合部で十分な排水ができない状態となっていましたので、年内をめどに改善工事を行う予定としております。

○**33番（岡田芳秀君）** ありがとうございます。

南国市の中心市街地活性化を図るには、商店街等との取組も不可欠だと考えますが、県はどのように取り組んでおられるのか、商工労働部長にお聞きいたします。

○**商工労働部長（松岡孝和君）** 南国市では、ものづくりサポートセンターのオープンを見据えまして、商工会を中心に商店街の事業者の皆さんや関係団体のほか、市と県も参画し、令和元年11月に南国市中心市街地振興協議会を立ち上げまして、令和2年9月に南国市中心市街地振興計画を策定しております。

この計画では、県内外から訪れるお客さんを商店街に取り込みまして、にぎわいを創出する物づくり作家によるイベントとか、飲食店のスタンプラリーなどの取組が計画されております。

現状では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、実施できていないイベントもございますが、今後取組がしっかりと実行され、効果を上げることができるよう、引き続き市とも連携して支援を行ってまいります。

○**33番（岡田芳秀君）** よろしくお願いいいたします。地域の課題解決も図られて、住みやすく、

魅力あるまちづくりとなるように、引き続き県としても南国市と連携して力を発揮していただきたいと思います。

今日の報道にありますように、気候変動の予測する数値モデルを開発した真鍋淑郎さん、愛媛県出身が、米国プリンストン大学で研究されてノーベル物理学賞を受賞されました。これを契機に、CO₂削減の動きが国際的にも進んでいくものと思います。

一方で、格差を広げた新自由主義の経済路線の見直しも広がってきております。こうした路線と決別し、人と自然が共生する社会にしていくことが大事だと思います。そうした取組を本県でも推進されていくことを求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（森田英二君）** 以上をもって、岡田芳秀君の質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩



午前11時5分再開

○**議長（森田英二君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は40分です。

7番田中徹君。

○**7番（田中徹君）** 自由民主党の田中徹でございます。

まず初めに、第5波が収束をしておりますけれども、そのコロナ禍で、このように議場でマスクを外して発言をさせていただくことに、様々な皆様方に感謝を申し上げながら、質問に入らせていただきます。

さて冒頭、唐突な質問ですが、知事にお伺い

いたします。濱田知事は、お米が好きでしょうか。

○知事（濱田省司君） 私は、食べ物はあまり好き嫌いはないほうであります、あえて聞かれましたら、和食党か洋食党かと聞かれると、和食党というふうにお答えもしております、お米は大好きで食べております。

○7番（田中徹君） お米が大好きという御答弁をいただきましたけれども、では知事は、毎日のくらいの量を食べられていますでしょうか。

○知事（濱田省司君） 1日3食といたしますと、日によりましては、そのうち1食は麺類でありましたり、あるいはパンでありましたりということもございますが、それを除けば、少なくとも1日のうち2食は、我が家では県内産のお米を買って、米を食べているという状態でございます。

○7番（田中徹君） 大変唐突な質問でしたが、安心をしながら次の質問に入っていきたいと思っております。

ここで、本年7月8日付の日本農業新聞の記事を紹介させていただきます。日本農業新聞が6月下旬に米の消費実態とその理由、消費拡大策を探る消費者調査を実施し、10代から70代以上の男女1,139人から回答を得たということです。記事によりますと、自炊や中食、外食を含め米を食べる頻度は、1日に3回が16%、1日に2回が45%、1日に1回が30%、二、三日に1回やほとんど食べないとの回答を含めると、1日に1回もしくは1日に1回も食べないと回答した割合は全体の39%、約4割にも上るということです。

また、米飯を食べる回数を年齢別に見ると、消費を牽引していると思われていた中高年齢層で米を食べる回数が少ないということです。そして、糖質制限などで米を避ける人もいたが、全体の4割近くは、米が太りやすいものでない

と納得できれば今より食べたいとの回答で、米の健康性についての情報発信が求められているということです。

先ほど知事から御答弁もいただきましたように、私も知事と同じくお米が大好きでありまして、毎日の朝食はできる限り米飯を食べたいと思いつつ、現在は幸せなことに、ほぼ毎日朝は米飯をいただいております。しかしながら、先ほどの記事にもありましたように、米離れが進行し、需要量の減少などによって米を取り巻く環境はますます厳しく、最近では米を生産する農家の方々から、米価のみならず水稲や農業の将来を不安視する声をお聞きすることが多くなりました。

今回の質問に際し、私自身も強い危機感を抱き、改めて多方面の方々からお話をお伺いしましたが、この米の問題は、県民一人お一人が立場を超えて、それぞれの食生活に真剣に向き合い、みんなで取り組むことが何より肝要ではないかと考えます。今や日本人の主食は、米ではないという方もいらっしゃるかもしれませんが、農業においての水稲の重要性を鑑みますと、将来にわたっても日本人の主食は米でなければならないと思っています。

国全体で見れば、米の作付面積や消費量が1%に満たない本県だからこそできることがあるのではないかと考えますし、いろんな角度から可能性を追求していきたいと思っております。また、今回の質問を通じて、県民の皆さんが米について少しでも考えていただくきっかけになれば、大変うれしく思います。では、順次質問に入っていきたいと思っております。

まず、水稲に関して、農家の方々から寄せられる御意見2点お伺いをいたします。1点目は、8月の長雨による水稲への被害についてです。本県でも、8月11日から22日まで降り続いた長雨により、米をはじめ多くの農作物に被害が出

ました。被害を受けた農家の方からは、天候による被害でもあり、何とか支援策を考えてもらえないかとの声が寄せられました。

そこで、9月2日には南国市農業委員会会長らとともに濱田知事を訪問させていただき、穂発芽などにより品質低下した米について、何らかの支援をしていただきたいとの趣旨で要望させていただきました。その際、知事からは、直接的な支援はなかなか難しいが、県としてどのようなことができるのか考えてみたいといった内容のお答えをいただいたものと記憶しています。

そこで、改めてお伺いしますが、この8月の長雨により品質の低下した米に対して、県として何らかの支援ができないかと考えますが、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） このたびの長雨の被害を受けられた農家の皆様にお見舞い申し上げます。特に、丹精込めて育ててこられた中、収穫直前に被害を受けられたお気持ちを察するところでございます。

近年、地球温暖化の影響で自然災害などによる災害が増える中、こうしたリスクから農業経営を守るため、収入保険をはじめとするセーフティネット制度が設けられており、これらに加入していただき、あらかじめ備えていただくことが重要であると考えております。

県としましては、安心して農業経営に取り組めるよう、市町村や地域の農業再生協議会、高知県農業共済組合、JAなどと連携して、引き続き制度の周知を図ることで加入促進に努めてまいります。

○7番（田中徹君） ありがとうございます。先ほど御答弁いただきましたように、農家の方々にその制度の趣旨でありますとかいろんなことを周知していただくということ、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、農家の方々からお聞きすることとして多い御意見は、県の農業施策は、次世代施設園芸システムに代表される施設園芸の支援ばかりではないか。もう少し水稻や露地野菜などへの支援を強化するべきではないか。また、新規就農者は施設園芸への就農者ばかりだが、施設園芸と併せて水稻にも携わるべきではないかといった御意見をお聞きします。

そこで、現状の県の農業施策は、施設園芸に対する支援が中心になっているように思いますが、水稻に対してはどのような支援を行っているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 国では、農業・農村の多面的な機能の維持・発揮を図るため、平成27年度に地域活動や営農活動を支援する日本型直接支払制度を創設しております。本県では、この制度を活用し、地域住民が共同で行う水路などの管理や、中山間地域などの耕作放棄の発生を防止するための共同活動などを支援しております。こうした支援は、本県の作付面積の約半分を占める水稻生産を下支えするものとなっております。

このほか、県独自の支援策として、水稻経営のコストに占める割合が高い耕作機械や乾燥施設などのハード整備を、こうち農業確立総合支援事業により支援しております。また、近年は、県の地域営農支援事業を活用して防除作業の省力化を図るために、ドローンを導入する事例も増加しているところでございます。

○7番（田中徹君） 県としても、水稻に対して様々な支援策があるということをお伺いいたしました。

水稻は、天候にも左右されまして、1年に1回しか経験できないからこそ難しいということ、また農家の高齢化により、早く技術を継承しなければ、もう本当に間に合わないといった御意見をお聞きします。私としては、農地を守ると

いう観点からも、早い時期に水稻の栽培技術が継承されるシステムを構築されるよう強く要請をいたします。

ここからは、いかにして米価の下落に歯止めをかけるのか。米価は、全国的な在庫の増加が影響していることは理解していますが、高知県としても消費拡大など、できることはやっていくことが必要であると考えます。今日までも様々な取組を行ってこられましたことは重々承知いたしておりますが、県として新たな取組もできるのではないかと考えます。そこで、私なりに考える取組を提案しながら質問をしていきたいと思います。

まず、米の消費拡大策の1点目として、現在外食の減少などから、本県では、コロナ禍で需要が落ち込んでいる県内産の農作物や畜産物、水産物の地産地消を目的として、「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」を推進していますが、県産米についても例外にあらざと考えます。

そこで、このプロジェクトの中で県産米も対象とすることによって、消費拡大を図っていくべきではないかと思いますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 米の需要が年々減少しておりますことは、私も承知しておりました。ただ、その要因というのは、人口減少であったり日本人の食生活、先ほど議員のお話にもございましたように、そういったことが主な要因であるというふうなことで、米は主食であることから、私ども年度当初に制度設計をした段階では、コロナによる影響は少ないものと認識しておりました。

ところが、先ほど岡田議員のお話にもございましたように、つい最近になりまして、令和3年度産米につきましては、そうした要因による減少だけではなくコロナ感染拡大による影響も

あって、需要が減退をしているということが分かりました。そのために、高知家応援プロジェクトの一環として、まさに今月1日から始まっております地産地食応援キャンペーンというのがございまして、その対象食材として、県産米を新たに加えるように調整をしたいというふうに思います。

例えばですが、定食の御飯はもちろんのこと、土佐巻きや締めのお茶漬け、さらには丼物といったようなメニューに県産米を使えるようになりましたら、参加店舗の増加についても大いに期待ができますので、飲食店に広く告知をいたしますことで、消費拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

○7番（田中徹君） ちょうど今月1日から始まった分に県産米を追加していただけるというふうに、私は御答弁をお伺いしました。ぜひ、いろんな機会を捉えて、この地産地消の応援プロジェクトの中でも、県産米ということも一つ注目をさせていただいて、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、米の消費拡大策の2点目として、観光キャンペーンについてお伺いをしたいと思います。本県では、来年1月から、食をより前面に出した観光キャンペーンを展開される予定とのことですが、具体的にどのような取組を考えていらっしゃるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 今回の食を売り出すキャンペーンでは、地域の食、そして担い手である人などに焦点を当てまして、より広い取組にしていきたいというふうに考えております。

例えば、それぞれの地域ですっと引き継がれてまいりました地域の食文化であったり、あるいは集落活動センターなどでも取り組んでおられます中山間地域での食などを取り上げていきたいというふうに思っています。

今後、各方面からの御意見もいただきながら、これまで以上により深く掘り下げて、いろんな切り口で食にスポットを当てたキャンペーンにしていきたいというふうに考えております。

- 7番（田中徹君） 本県でも、例えば田舎ずしに代表される山のものと米を使った高知県らしい伝統ある商品でありましたり、また室戸のキンメ井や安芸のちりめんじゃこ井など、地域の産物と米を使った料理が開発されるなど、地域地域の食材を使用した食べ物が多く存在します。
- ぜひ、こういった、その地域地域の食材と米を使った食べ物をPRすることによって、米の消費拡大につながる取組を行っていただきたいと思いますが、観光振興部長に御所見をお伺いします。

- 観光振興部長（山脇深君） 言われますように、各地域の食材とお米を使った御当地グルメですとか伝統料理とか、様々な媒体を通じて発信していきたいというふうに考えております。加えて、棚田のような美しい田園風景とおいしいお米を組み合わせるといったような、新たな切り口でのプロモーションも行っていきたいと考えております。さらに、秋に行われます土佐の豊穰祭といった食のイベントのタイミングで、本県のおいしいお米といったような、お米に焦点を当てたようなPRといったことも検討していきたいと考えております。

いずれにしても、今回のキャンペーンを通じて県産米の消費につながるというようなことを、しっかり意識して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

- 7番（田中徹君） 大変ありがたい御答弁をいただいたと思っています。

食を通じた観光戦略は、様々に考えられることだと思います。高知県はモーニング王国とも言われていますが、例えば県産の米粉を使ったパンを使用する飲食店にインセンティブを付与す

る仕組みはいかがでしょうか。また、Go To モーニングといった独自チケットを発行し、ホテルや旅館と連携して手間のかかる土鍋で炊いた御飯や、玄米や雑穀米、また炊き込み御飯など、日によってお米の食べ比べができるなど、お米の本当のおいしさを味わえる機会を創出するのです。

ビュッフェスタイルなら不思議と御飯を何杯でも食べられ、朝食であれば、糖質オフの観点からも罪悪感が低いという声もあります。そのほかにも、たくさん考えられることはあると思いますので、ぜひこの高知県のモーニング文化にも注目をしていただきまして、今後の観光戦略の一つとして捉えていただければと思います。

次に、県が多くの企業と締結をしています包括協定に関してお伺いをします。この約1年半の間、コロナ禍において、食生活にも変化が見られたのではないのでしょうか。テイクアウトにより商品を持ち帰ることや宅配により商品を届けてもらうなど、軽減税率の導入も相まって中食が増加していると感じます。

そこで、県との包括協定を締結している企業に対して、県産米の消費拡大に向けての取組を働きかけることはできないかと考えますが、農業振興部長に御所見をお伺いします。

- 農業振興部長（杉村充孝君） 包括協定先の県内の量販店やコンビニエンスストアに対して、製造・販売するお弁当などへの県産米の利用について協力を呼びかけてまいりたいと思っております。このほか、例えばJA高知県と連携し、協定先企業やその関係先の従業員の方を対象に、新米の時期にお試し用の小袋を販売して、県産米のおいしさを味わっていただき、今後の購入拡大につなげていくことも考えられます。

今後、包括協定先に相談し、具体的な取組につなげてまいりたいと考えております。

- 7番（田中徹君） 包括協定を結んでいる企業

の皆様働きかけていただくということで、御答弁いただきました。

ここまで、そのほかにも様々な提案もさせていただきましたが、このほかに県産米の消費拡大に向けて、県として今後どのように取り組まれるのか、農業振興部長にお伺いをします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 県産米は、主に県内で消費されており、消費者の購入先としては量販店が最も多いことから、こうした場を中心に、新米の時期に合わせたキャンペーンや、地域のブランド米のPRなどに取り組んでいきたいと考えております。

また、県内の飲食店については、先ほど産業振興推進部長の答弁にあったように、地産地消応援キャンペーンでの県産米の地産地消の取組に御協力いただくとともに、地産地消応援の店にも登録していただき、消費拡大や地産地消の取組を息の長いものにしてまいりたいと考えております。

県外では、アンテナショップまるごと高知での消費宣伝や、地産外商公社のネットワークを活用した県産食材を取り扱う飲食店等への販売拡大など、取組を強化してまいります。

○**7番（田中徹君）** 次に、米飯や和食の優れた面を、もっと県民にも普及していただきたいとの思いで、健康長寿の観点からお伺いをします。先ほども触れましたが、近年糖質を制限される方も増えてきて、炭水化物イコール悪のように思われがちです。やはり、米の持つ力というもの、いま一度県民の皆様にも普及啓発することが必要ではないでしょうか。

そこで、健康長寿県構想を掲げる本県として、米飯や和食の優れた面を県民に対してもっと普及啓発すべきではないかと考えますが、健康政策部長にお伺いします。

○**健康政策部長（家保英隆君）** 米は、炭水化物のほか、たんぱく質やミネラル、ビタミンなど

も含んでおり、栄養バランスのよい穀物でございます。健康面では、ゆっくりと消化吸収されるため、食後の血糖値の上昇も緩やかであり、本県が進める糖尿病の発症予防の食生活の面からも推奨されるものでございます。また、素材に含まれるうまみを上手に使うことにより動物性油脂を控えることができる和食を食べることが多い方は、循環器疾患などによる死亡が低いという研究報告もございます。

こうした米飯や和食のよさを、各地域の食生活改善推進員の協力を得て、地域の食育イベントを活用するなどして周知するとともに、農業振興部と連携して広報を行うなど、県民の皆様方への啓発を図ってまいります。

○**7番（田中徹君）** 御答弁ありがとうございます。

確かにパンは手軽ですが、小麦アレルギーなど、大人になってから発症するケースも多いとお聞きしました。世界的にもグルテンフリー市場が拡大をしています。ぜひ健康の面からも、県民挙げてお米を食べる習慣が戻ってくるように頑張りたいというふうに思います。

次に、子供たちの学校や家庭での食生活に関して何点かお伺いをします。1点目は、学校給食についてです。今日まで県内の小中学校の学校給食は、主食がパンよりも米飯の回数を増やしてきたことと思います。その背景には、米の消費拡大といった側面もあるとは思いますが、やはり先ほど御答弁いただきましたように、米の持つ栄養面を考慮してのことと理解をしています。子供たちに温かい、ほかほかの御飯を食べさせてあげたいという多くの皆様の御尽力で実現されてきたことと思います。

しかしながら、現在の学校給食の現場では、食べたいのに食べる時間が少ないから食べ切れないといった声や、残食が増えているといった声もお聞きします。こうした実態を踏まえます

と、学校教育における学校給食の在り方を、改めて考えていかなければならないのではないかと思います。

そこで、食育という視点の下、今後の学校給食の在り方について教育長に御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 学校給食は、適切な栄養を補給することに加えまして、給食を教材として食育を行うことにより食事の重要性を理解するなど、将来の健康に資するための重要な役割を果たしております。

給食を食べる時間につきましては、各学校がそれぞれの実情に応じて設定をしております、おおむね小学校では40分程度、中学校では30分程度という時間になっております。また、残食は、県教委の調査では、令和2年度の高知県の平均は、小学校で3.6%、中学校で7.3%ということになっております。

この残食が多い学校では、様々な取組を実施しております、例えば生徒にアンケートを実施して、食べる時間が短いという意見が多かったため、給食時間を10分延長した学校や、栄養教諭を中心に全教職員で統一した給食指導を行って、目標値を立てて残食を減らす取組を実施している学校がありまして、それぞれ成果を上げております。

県教育委員会としましては、各学校の給食時間の確保など、残食の解消に向けた様々な取組に対する情報提供を行うとともに、食育の観点も踏まえた望ましい給食指導の在り方などにつきまして、栄養教諭を対象とした研修会などで指導・助言を行ってまいります。

○7番（田中徹君） 次に、早寝早起き朝ごはんキャンペーンについてお伺いをします。平成18年から、子供たちの生活リズムの向上を図ることを目的に推進してきました活動も、はや15年が経過しようとしています。この活動に関して、

私は大いに期待を寄せていますし、今後も必要な取組だと考えています。

活動開始から15年が経過する今、活動に少し工夫を凝らすことも必要ではないかと考えます。核家族化の進行はもとより、コロナ禍での生活パターンの乱れによる昼夜逆転など、子供たちを取り巻く環境は変化し続けています。

そこで、県内では、これまでも様々な取組が行われてきたこととは思いますが、この早寝早起き朝ごはんの活動の一環として、より朝御飯を重視した取組ができないかと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 生活リズムを整え、朝食をバランスよく摂取することは、成長期の子供たちの学力、体力の向上にとって大変重要だというふうに認識をしております。

このため、国が推奨します早寝早起き朝ごはん運動について、本県では生活リズムチェックカードや生活リズム名人の認定など、多くの学校や家庭の協力を得まして継続的に進めてきております。また、保護者への啓発を一層進めるため、令和元年度から県独自として、高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラムを開催し、睡眠や毎日の朝食摂取の重要性を発信してまいりました。

今後におきましても、県教育委員会としましては、このフォーラムの継続・充実に合わせ、高知県学校栄養士会などと連携をしまして、児童生徒の朝食の摂取状況の調査を実施し、その分析結果を学校現場で共有して、朝食摂取率の向上に向けた指導法の研究や個別指導の充実も図っていくことなどについて、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 次に、一つの提起としてお伺いをします。現在、我が国の実に7人に1人の子供が貧困状態にあると言われております。そうした背景から、食事の提供のみならず居場所

を確保する観点からも、全国的にこども食堂が広がってきていると、私は認識をしています。

ありがたいことに、本県のこども食堂も一定の広がりを見せていますが、現状では子供たちの食事の大部分は、家庭での食事が基本になるかと思えます。そうならば、おいしいお米や新鮮な野菜を、その子供たちに日常的に食べてもらえるような環境をつくることはできないものかと考えています。

そこで、例えば生活保護を受給している子育て世帯を念頭に、生活扶助の第1類費の一部を、県産米や野菜等の現物で支給することは制度上可能なのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 生活扶助につきましては、生活保護法第31条第1項では、生活扶助は金銭給付によって行うものとして規定されております。同項にはただし書があり、現物給付の規定がございますが、国に確認しましたところ、現物給付が可能なのは災害時等緊急措置が必要な場合などに限られ、お話の県産米や野菜等の現物での支給は該当しないとのことでございます。

○7番（田中徹君） ありがとうございます。
教育長にも、そしてまた、先ほどは1問お伺いしましたけれど、私の思いとしては、やはり何とかこの成長期の子供たちに、せつかくおいしいお米であったり野菜といった県内のすばらしいものがあるので、ぜひ食べていただける機会をつくっていただきたいというふうに考えております。

様々なことが考えられますので、ぜひ子供たちの、しっかり栄養バランスも考えて、食事ということの視点を踏まえていただきたいと思えます。

ここからは、中山間地域も含め、農地を維持するという観点から数点お伺いします。まず、

県内の耕地面積は年々減少していると感じていますが、その現状について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県の耕地面積は年々減少しており、平成27年の2万8,100ヘクタールから令和2年には2万6,600ヘクタールへと、5年間で1,500ヘクタール減少しております。

○7番（田中徹君） 減っているということでございます。

近年、頻発化、激甚化する水害に対して影響がないかと心配をします。そこで、豪雨被害を軽減する受皿として、水田などの農地の維持は大変重要と考えますが、耕地面積の減少による治水上への影響はあるのかどうか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 水田などの農地には、大雨の際に一時的に雨水を貯留し、その後時間をかけて河川に流出させることで、川の水位が一気に上昇することを防ぐ機能がございます。このため、耕地面積が減少すれば、この流出を抑制する機能も減少し、治水上の影響も懸念されるところでございます。

現在、取組を進めております流域治水の中でも水田などの農地を維持することは、水害を軽減させる重要な対策の一つとして位置づけられているところでございます。

○7番（田中徹君） 農地は非常に、こういった治水上で守っていかなければならない、影響があるという答弁でございました。

とりわけ、中山間地域では農家の高齢化などにより、一層耕地面積が減少しているものと思えます。中山間地域の耕地面積が減少していることを踏まえ、集落活動センターも巻き込んで、農地を守るための取組をさらに進める必要があると考えますが、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 県内62

か所で開設をされております集落活動センターのうち、28か所のセンターにおいて、農産物や特用林産物の生産活動などを展開されております。

米に関しましては、津野町の集落活動センターしらいしや、三原村集落活動センターやまびこをはじめ9か所のセンターにおいて、米の生産やブランド化に取り組んでおられます。

こうした取組は、集落活動センターを維持していく上で大切な収入源となっておりますし、中山間地域の農地を守る対策としても貢献しているものと認識しております。

今後とも、農業振興部など関係部局とも連携しまして、それぞれのセンターの活動を後押ししてまいります。

○7番（田中徹君） 先ほど部長から答弁いただきましたように、しっかり農業振興部とも連携していただきながら、この中山間地域、中山間振興・交通部の持つておられる、その集落活動センターの取組と併せて、今後も引き続きお願いをしたいと思います。

また、過日の新聞報道にもありましたように、先進的な取組を行ってきた棚田でさえも維持することが難しくなっています。私は、様々な要因があるとしても、何とか維持していただける方法がないものかと考えています。やはり、中山間地で手間暇かけて作られたお米はおいしいです。私は大好きです。

そこで、少しでも多くの中山間地で稲作が続けられる仕組みを構築できないかと考えますが、農業振興部長にお伺いをします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県ではこれまで、中山間地域の稲作を守るため、中山間地域等直接支払などの日本型直接支払制度の推進や、集落営農組織等の育成に取り組んでまいりました。また、現在生産基盤である農地について、将来に誰がどの農地を耕作していくかを明確にする

人・農地プランの実質化に市町村とともに取り組んでおり、その話合いの中で、集落営農組織等の地域の中核的な担い手を育成していきたいと考えております。

今後は、策定された人・農地プランに基づいた取組をしっかりと支援し、中山間地域での稲作の継続につなげていきたいと考えております。

○7番（田中徹君） ありがとうございます。

先ほど、私が観光の分野で田舎ずしのお話をさせていただきましたが、ではなぜタケノコやシイタケやコンニャクが使われた土佐の田舎ずしがあるのか、そして現在まで残ってきているのかという意味を、私たち消費者は、いま一度しっかり理解しなければならないと思いますし、和食や伝統的な食文化を次世代につなげていくことが必要であると考えます。

そこで、今後も中山間地域の農地をしっかりと維持し、持続可能なものにしていくべきと考えますが、知事に御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、中山間地域の農地は、農業の生産基盤であると同時に、県土の保全、あるいは集落機能を維持する上でも大変重要な役割を担っているというふうに考えております。この中山間地域の農地は、しっかりと次の世代に引き継いでいくということが大事だというふうに考えておるところであります。

一方で、中山間地域におきましては、高齢化の進行によりまして、農業の担い手不足が深刻化をすると、そういった厳しい状況にあります。このことは、私自身、県内各地を回る中で目の当たりにしているところでもございます。その意味で、私といたしましては、農業の振興なくして中山間地域の活性化はないし、そしてひいては高知県の発展はないという思いを強くしているところであります。

この国の施策も有効に活用しながら、中山間

地域の農地を守っていくということ、そして持続可能な農業を実現していくということに向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 約3,000年前、縄文時代後期から栽培をされ始めまして、弥生時代には日本列島の広範囲で水田耕作が行われ、今日まで私たちの命をつないでくれたお米について、ここまで様々な角度から質問をさせていただきました。

そこで、改めてお伺いいたします。知事は、米の重要性についてどのように認識をされているのか、御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 米は我が国の主食でありますし、先ほど議員から御指摘もありました、古来稲作を中心に農村が形成をされてきて、日本独自の文化、そして共同活動を通じた結いの精神、こういったものを、言わば米文化が育んできたというふうに言ってもいいと考えております。また、水田は、水源を涵養するというほかにも、多様な生き物を育みまして、美しい農村の風景をつくっていると。そういう意味で、我が国の農業・農村において大きな役割を果たしているというふうに考えております。

本日は、議員からの御質疑をいただき、米につきまして、健康、食育、観光、様々な観点から重要性について、教育長をはじめといたしまして、各部長から答弁をさせていただいたところでございます。せっかくこうしたやり取りをいただきましたので、ぜひ県民の皆様にも、この米の重要性というのを改めて再認識をしていただきまして、本県の県内産の米の消費拡大に向けて、ぜひ応援をしていただきたいと、そういうふうに考えております。

○7番（田中徹君） 最後に、米の重要性ということで、知事に大変前向きなどうか、私にとっ

てはありがたい答弁をいただきました。

ぜひ、これはもう知事が先頭に立って旗を振っていただかなければ、なかなかこの消費というものは上がってこない、戻ってこないというふうに私は感じております。

そこで、知事、県内で高知家の家長として、家族の皆さんにお米を食べていただくように、ぜひ旗を振っていただきたいと思っておりますけれども、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 本日御質疑いただきましたような、様々な場面でそういったチャンスはあると思っておりますので、いろんな機会を通じまして、私も県内産のお米、おいしいお米食べましょうということ、先頭に立って呼びかけてまいりたいと考えております。

○7番（田中徹君） 少し時間が余りましたけれども、本当に今日は米について様々な角度からお話をさせていただきました。間もなくお昼でございますけれども、ぜひ今日のお昼から、皆さんが食べられているものをしっかり考えていただきまして、またこのお米はどこでできたお米なんだろう、そういった考えることから、まず始めなければいけないというふうに考えております。

今後、高知県において、この水稻の文化、そしてまた和食といった、そういったものが持続可能なものとして引き継がれていくことを心から御祈念申し上げまして、私の一切の質問に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤渚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田貢太郎君の持ち時間は60分です。

3番上田貢太郎君。

○3番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入らせていただきます。執行部の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年から世界を席卷しております新型コロナウイルスも、全国民が一丸となってワクチン接種や不要不急の外出自粛などに取り組み、高知県でもその成果が一定見え始めたところがあります。ただ、新たな変異株の上陸もあり、政府専門家会議での終息見通しでは、まだまだ気の抜けない状況が続くとされております。

そうした中、先日行われた東京オリンピック・パラリンピックでは、日本選手の目覚ましい活躍に勇気と希望を与えていただきました。我々も、県民の皆様にも一日も早く守るべき公益と安心できる日常を取り戻すべく、これからも執行部の皆様と一丸となって、この問題に取り組んでいかなければならないと考えます。そこで今回も、知事からもありました攻めの姿勢、反転攻勢をテーマに御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

それではまず、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

まずは、認証制度についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの飲食店は苦境に立たされ、全国的にも閉店や業務転換を強いられるなど、厳しい状況が続いております。

そんな中、国は飲食店に対して、対策徹底のための制度導入を全国に発するということで、

私は、本県の認証制度導入前の7月に先進県の山梨にお伺いし、実態調査と山梨県知事に直接お話を伺ってまいりました。長崎知事は、年も同じ、名前もこうたろうということで以前より気にはなっていたのですが、財務省時代には尾崎前知事の同僚ということもあって、有意義な時間が持てました。

山梨県は、首都圏に近く、地政学的にはコロナリスクは極めて高い県でありながらも、感染数の抑制に成功した県であります。将来の未知の感染症への対応も予見し、また感染拡大防止と経済活動を両立させることを目的に、飲食店だけではなく多彩な職種の経済活動と県民生活を両立させる施策として、山梨モデルを打ち出しました。とにかく、金は出す、口も出す、しかし、何かあれば責任は県が取る。そんな長崎知事の姿勢と気概に感銘を受けて、高知に戻りました。

そして、本県では、いよいよ高知家あんしん会食推進の店認証制度がスタートしたわけですが、私は、今回本来ならこうした制度は、酒文化の国、高知が全国に先駆けて真っ先に実施しなければならぬところだったのではないかと、返す返す残念でなりません。

現在、ワクチン2回目の接種率は、全国で6割を突破し、本県では全国平均を上回り7割を超えています。また、国は、先月30日をもって緊急事態宣言などの全ての対象地域の解除を行いました。一方で、国の専門家会議などからは、冬には第6波の襲来も懸念される、警戒と対策を続けるべきだという声も聞かれます。

また、他国の事例ですが、国民の8割がワクチン2回目の接種を終えていたシンガポールでは、8月に制限を一部緩和したところ、再感染爆発、いわゆるブレークスルー感染に見舞われ、対策強化を迫られました。原因は、感染者の98%が無症状、軽症にとどまる、いわゆる隠れ陽

性者の市中拡大でした。これは、ワクチン接種が進んだことの安心感が裏目に出たというあしき前例です。そうしたことから、国内観光もインバウンドも入り込み客を期待するならば、今後もコロナの安全対策の強化は必須だと考えます。

そこで、私は、本県の現認証制度を拡大させた新たな認証制度を検討すべきと考えております。各業界や専門家の方々が集まり、科学的データと客観的な裏づけの中で話し合い、県民皆様のコンセンサスが得られる、高知ならではの制度をみんなでつくってはどうか。

また、認証取得に際しては、機器購入等の助成金や資金貸付けを行い、飲食店だけでなく結婚式場であったり各種ホールであったり、あらゆる業種、施設がコロナ前のような営業を認められ、コロナの拡散対策と経済復興を同時に行う、そんな幅広い新認証制度にしていくべきだと考えております。

高知においては、店舗の大きさや経済力の格差もありますから、2段階や3段階での認証制度も検討すべきでしょう。そして、本県の総合的な経済基盤から鑑みますと、今のコロナが終息しても、新たなパンデミックに対する備えを整えておく必要があると考えております。

こうした提案は、知事の判断さえあれば、すぐにでも制度設計に着手できることであります。ぜひとも前向きに御検討いただきたいと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございました。飲食店の第三者認証制度についてでございますが、これはお話しありましたように、山梨県などの取組も参考にされて、国において認証基準を示されまして、全国で統一化が図られた上で実施をされていると、そういう性格のものでございます。

この国が定めました統一の基準をベースとい

たしまして、今飲食店などを対象として、時短要請時の営業時間の延長でございますとか酒類の提供などの行動制限の緩和、こうしたことを行っていくということを目的といたしまして、ワクチン・検査パッケージの技術実証が行われているというところでございます。

全国から本県においてになります観光客の皆さんにも、全国標準で分かりやすいということが求められるということでございますので、現時点におきましては、国が示しました認証基準を基にこの制度を進めていくということが、最も効果が期待できる形になるのではないかと考えております。

なお、今後、ただいま申し上げました技術実証の結果などを踏まえまして、認証基準の見直しが必要であるというふうに考えられる場合には、この点は改めて検討したいというふうに考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

私は、飲食業界、ここが元気にならないと、高知県全体が元気にならないというところがあるろうかと思えます。知事には、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思えます。

次に、飲食店における客の感染防止対策への協力についてお伺いいたします。現行の認証制度は、導入の急性期であることからか、申請に対して認証店の数が伸びていないとのことですが、ただ、認証を受けていれば絶対安心かというところではなく、山梨では認証済みの店で、これまでに5件のクラスターが発生しております。

仏つくって魂入れずのことわざもございませぬ。ルールをつくってお店が守っても、最終的にはお客様の協力に頼るところが大きな鍵になるろうかと考えます。お店としても、お金をいただくお客様にあまり強い態度で臨むことは、なかなか難しい問題です。

このコロナ・モラルハザードとでも申しましようか。コロナ拡散防止の最大の懸案事項を、いかに県民に周知徹底させるかも県の責務と考えますが、どのような対応策が考えられるのか、健康政策部長の御所見をお聞かせください。

○健康政策部長（家保英隆君） 本県においては、昨年よりマスクの着用など感染防止の3つの基本に加え、献杯・返杯の自粛など飲食時の注意点についても、新しい生活様式の実践として広報を行ってまいりました。飲食店においても、入店の際の手指消毒や食事中以外のマスクの着用など、関係団体などを通してお願いしてきたところでございます。

認証基準については、体調不良の方の入店や大声での会話の自粛、また飲食時以外のマスクの着用やせきエチケットの徹底などについて、店のほうから注意喚起を求められております。

これらのおお客様のモラルの問題については、認証の有無にかかわらず、広く県民の皆様方にお願いしていく必要があると思われましますので、引き続き関係団体などと連携して、広報と周知に努めたいと思っております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

次に、新たな産業の構築に関連します生活福祉資金貸付けについて御質問いたします。本県では、9月10日時点で借入れ件数が延べ2万5,500件、貸付額も101億円を超えたと聞いております。その中の約7割が高知市に集中しており、約1万7,000件、66億円の貸付けになっております。

今回のこの特例貸付制度は、生活に困っている多くの県民、市民を支援するために一定の役割を果たせたと思います。しかし、本県が基幹産業に乏しく、観光関連とサービス業に依存した地域経済の弱点を如実に表したのが、この数字ではないかと考えます。

県社会福祉協議会が昨年末に行った分析結果

を見ますと、圧倒的に多いのが、飲食業に従事する世帯の方々に約2割、次いでタクシーや代行運転など、飲食業の景気と密接に関連する業種の方々が約1割という数字が表されておりました。ここに、飲食関連に関わる1次産業や流通業を加えると、その割合はさらに高くなります。

先日もタクシーに乗った際に、運転手さんに近況を伺いましたところ、月給が約3万円から4万円程度、年金と合わせてようやく生活ができていく状況だそうです。この運転手さんは年金があるからどうにかかなりですが、まだ年金受給年齢に達していない方々はどのように生活をしているのかと考えますと、生活福祉資金貸付けに依存しているとしか考えられません。

2020年1月に武漢肺炎として報じられた新型コロナウイルス感染症が、まさかここまで世界に拡散するパンデミックになるとは誰も考えていなかったでしょう。

また、第2、第3のパンデミックは今後もあり得ることであり、さらに私が最も危惧することは南海トラフ地震の襲来です。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、まさにこれまでの高知県経済に突きつけられた一つの警告ではないでしょうか。

県民、市民の生活を守るためには、これまでの観光関連とサービス産業に加えて、新たな産業の構築に取り組む必要があると思っておりますが、産業振興推進部長の御所見をお聞かせください。

○産業振興推進部長（沖本健二君） お話のありました観光関連やサービス産業というのは大変裾野が広く、そして就業人口も多いことから、本県の経済を支える重要な産業の一つであることは言うまでもありません。

その重要な産業が、今回のコロナの感染拡大により大きなダメージを受けております。そのため、こうした業界におきましては、新たな旅

行ニーズや生活様式の変化に対応していくというのはもちろんのこと、コロナ禍においても成長が期待できます新たな産業の創出が求められております。

そこで、来年度の産業振興計画の改定におきましては、デジタル化、グリーン化、グローバル化を掲げまして、それぞれの分野でイノベーションを創出したいというふうに考えております。

具体的に申しますと、本県の特徴であります豊かな自然や森林資源の活用、脱炭素化への対応、あるいは資源循環型社会の構築といったテーマでもイノベーションを喚起しますことで、新たな産業の創出につなげてまいりたい、そのように考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

全国社会福祉協議会は、8月に厚生労働省に対して、新型コロナウイルスによる生活困窮者を対象にした新たな支援金の対象拡大や、受付期間延長などを求める要望書を提出しております。新型コロナウイルス感染症による影響が長引く中、現行の社会福祉制度では緊急時の支援機能が不十分として、今後の非常時に備えた所得補償制度の創設も求めています。その背景には、先ほど述べました生活福祉資金の特例貸付けが、総額1兆円を超える規模に達している現状があります。

生活が困窮している方への救済措置としては、最後のセーフティーネットである生活保護制度があります。現状、高知市においては、幸い生活保護受給者の拡大は見られていないようですが、時間の問題ではとの声も聞かれ始めました。県下で延べ約2万5,000件を超える生活福祉資金貸付けを受けている現状から、何らかの対策を講じておかなければ、生活保護受給者の増大が危惧されるどころです。

そこで、政府に対して、全国社会福祉協議会

のように現状を踏まえ、政策提言等を行う予定などはないか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では

生活困窮者への支援に向けまして、国に対して、生活福祉資金特例貸付けの継続や、本年6月に創設されました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の要件の緩和、受付期間の延長などの政策提言を行ってきたところでございます。引き続き、生活福祉資金の貸付金が生活の立て直しの妨げにならないよう、償還免除の要件の緩和や生活自立支援金の支給要件の緩和などにつきまして、国に要望してまいります。

また、全国社会福祉協議会の要望の中にありました非常時の所得補償制度につきましては、今回の生活困窮者への支援施策全般について、まずは検証していくことが必要と考えております。その上で、今回のような緊急事態への対応としてどのような支援の形が望ましいのか、研究してまいります。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

生活保護制度は、一度受給した方々が陥りがちな、労働意欲の低下による受給の継続が問題視されております。できれば保護は受けたくないと考えていても、やむなく受給を受けることになった、なってみれば医療費や介護費の負担がなくなり、以前より楽に暮らせるようになった。これも労働意欲の低下スパイラルの一因と考えますので、ぜひそういったことが起きないように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、四国遍路についてお伺いいたします。

政教分離の原則はあろうかと思いますが、私は四国遍路というのは、宗教的側面と観光の対象という2つの顔を持っていると思っております。昨年のコロナによる緊急事態宣言以降、観光バスの激減等により、88か所を構成する札所

と呼ばれる霊場寺院は、最も少なかった月では95%減など相当なダメージを負っております。お遍路さんが来ない状態が1年半余り続いており、四国4県で対策を打てないものかと考えております。

私は、四国遍路というものは四国にまたがる唯一の世界に誇れる伝統文化資産であり、観光資源でもあると考えております。後ほど触れますが、この四国遍路の世界遺産認定を目標に協議会が設立され、4県の知事も文化庁に対し、世界遺産認定に向けた働きかけをしておられます。

こういった観点や経緯から、次代に残すべき遺産であり、また世界に開かれるべき観光資源である四国遍路に対して、行政としてどのように支援されようとお考えなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、四国遍路は、四国4県にまたがります空海ゆかりの八十八か所霊場を巡ります壮大な巡礼路であります。1,200年を超えまして、今なお受け継がれております世界に誇るべき文化遺産であるというふうに考えております。

この貴重な文化遺産が伝え残されてまいりましたのは、ひとえに札所寺院の皆様をはじめといたしまして、保存活動に携わる地域の皆様方、また事業者の方々の御努力があつてこそと考えております。この点は深く敬意を表したいと考えております。

この四国遍路は、札所寺院や遍路道、またお遍路さんを導きます道しるべなど有形の遺産がございますけれども、これだけではなくて温かいお接待などの無形の文化も、その価値を高められているというふうに考えます。また、四国遍路は、最終の目的地がない、世界的にも希有な回遊型の巡礼路とも言えるとも考えます。海外にも魅力あふれる訴求ができると大いに期待をいた

しているところでございまして、貴重な文化遺産として観光振興の観点からも大変有望な、期待をしている分野であるということでございます。

県といたしましても、これまで四国遍路を支えていただきました皆様方とともに、今後も大切な資産を確実に次代に伝える、受け継いでいくということと併せて、観光事業との連携などによりまして、魅力の向上と発信に努めてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 日本遺産に国が認めているのであれば、それを地域として支えていくというのは当然で、私は努力義務だと考えます。お遍路さんが減って接待所がなくなり、民宿をやっていた方もおやめになったり、観光の下支えをしてくれていたものが徐々になくなっていております。ぜひ、御検討のほうをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、四国八十八か所霊場と遍路道を世界遺産にという取組についてお伺いいたします。四国霊場第58番仙遊寺の小山田住職の発案で始まった世界遺産への登録の道筋ですが、年々その体制が広がりを見せております。2006年に、4県によって初めて文化庁に共同提案をされました。このときは継続審査ということになり、翌年12月に4県で再提案がなされ、その翌年カテゴリーI aという評価を受けております。

これは、落選はしたものの、その中では上位ということで、これを契機に2010年「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会が設立され、協議会を中心に四国4県、58市町村、霊場会、四国の経済団体、NPOなどの市民団体が一丸となって、2008年に文化庁が出された課題の解決に向け、取組が続いているというのが現状かと思ひます。

その課題とは、資産の保護措置の充実と顕著な普遍的価値の証明であります。資産の保護措

置の充実とは、霊場寺院と遍路道を文化財として法の下で保護することであります。普遍的な価値とは、国を超え人類全体にとって、現在及び将来世代にわたって共通した重要性を持つような、傑出した文化的意義を持つものということであります。

そこで、資産の保護措置の充実についてですが、八十八か所霊場寺院と遍路道のうち、文化財保護法に基づき指定されているのはどの程度か、文化生活スポーツ部長に現状をお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 現在、札所寺院につきましては、9つの寺が史跡に指定済みでありますほか、本年6月、2つの寺について、国の文化審議会から文部科学大臣に対し、史跡指定の答申がされております。

また、遍路道につきましては、21の遍路道の延べ37キロメートル余りが史跡に指定済みであり、2つの遍路道の1.4キロメートルにつきまして史跡指定の答申がされております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

資産の保護については、現在建造物及び町並み、史跡、名勝、文化的景観の手法によって調査がなされております。顕著な普遍的価値の証明につきましても、4県の大学などで研究が進められており、毎年のように研究会やシンポジウムなどを開催し、普遍的な価値へのスポットライトの当て方への研さんが続いておりますが、いまだはっきりした焦点が絞られていないのが現状かと思えます。

文化庁への提案から15年、協議会発足から11年の歳月が流れております。現在までの四国遍路を世界遺産にという協議会の取組について、現状を踏まえて行政としてどのように評価されているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） これま

で協議会におきましては、議員のお話にありました取組に加えて、より安心して巡礼をしていただくための保全活動のほか、寺院や遍路道周辺のトイレやWi-Fi設置場所などの情報提供、また、みち案内表示シートの設置など、受け入れる体制につきましても順次整備を進めてきております。さらに、本年度におきましては、協議会の構成員が各地域でどのような取組ができるのかを検討する勉強会や、お接待について現状把握するための調査を、初めて実施する予定としております。

他方、資産の保護措置につきましては、史跡指定による保護は一定進んでおりますものの、文化的景観など、史跡以外の手法によるものは進んでいない状況でございます。また、国の文化審議会からは、本年3月、我が国における世界文化遺産の今後の在り方についての第1次答申におきまして、地方自治体に対し、地域住民や所有者、NPOなどの地域コミュニティの主体的な参画といった持続的な保存活用の在り方が提示されたところであります。

これらを踏まえまして、今後は多様な手法による資産の保護を図りますとともに、四国遍路の価値が地域で共有され、保存と活用が活発となりますよう、さらなる取組の展開が必要な状況であると受け止めております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

こういった協議会の活動状況に対して、主たる構成員である霊場寺院からは、四国遍路というのは範囲も広大であり、長きにわたる歴史の中で、時代によりお遍路さんの通る遍路道にも違いがあるし、明治期に執行された、いわゆる神仏分離令と言われているもので神社と寺の関係性が切れてしまい、札所の場所自体が変わっているところもあり、そもそも史跡指定には無理があるとの声が上がっております。

ここでお考えいただきたいのが、今協議会の

ほうが目指しているものは、世界文化遺産であるという点であります。先ほどから指摘しているとおり、どうも有形で世界遺産を目指すには、越えていく壁が高過ぎるのように感じます。

ここからは私見になりますが、私は、和食や歌舞伎、雅楽などが登録されている、同じユネスコで審査される無形文化遺産を目指すほうがよいのではないかと考えております。これまで15年間、世界文化遺産を目指し、協議会をはじめたくさんの人の参画とたくさんの企業からの寄附金等に支えられ、活動されてきているのは重々承知をしておりますし、敬意も表します。しかし、昨今の状況を踏まえ現実を見ますと、有形で突き進むには限界があるように見えます。

例えば、富士山の例を取り上げてみます。当初は世界自然遺産を目指していたものの、ごみや登山道の問題で頓挫し、世界文化遺産を目指すこととなりました。そうすることで日本人の信仰や美意識に関連し、多くの芸術作品の題材となっている文化景観であることが認められ、世界遺産に認定されました。近年、このような例はほかにも見られます。

そこで、四国遍路について考察しなければならないのですが、四国遍路は、基本的には四国全体に点在している88か所の霊場寺院を拠点としながら構成されており、史実として遍路そのものは途切れたことがございません。ただ、先ほど触れましたように、構成要素である寺院や遍路道は時代によって変化しております。そこから辺りが、選定するユネスコやICOMOS及び文化庁の審査員の中で、普遍的なものではないとの判断をされるのではないかと考えられます。

少し調べましたが、四国遍路は原形のものを含めて、1,200年以上続いているのは間違いのないわけでありまして、遍路やお接待、お四国と呼ばれる文化はしっかり受け継がれております。これこそが、四国遍路の普遍的価値であり、ポ

テンシャルであると言えるのではないのでしょうか。世界に類のないアラウンド型の巡礼地ということもあり、四国霊場を訪れる海外の方も徐々に増え、2015年のニューヨーク・タイムズ紙には、世界の観光地ベスト52のうち35位にランクされております。

ぜひとも、四国発祥の世界に誇れる文化である四国遍路を世界基準にすべく、新たな視点からの挑戦をしてみてもとありますが、文化生生活スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

○文化生生活スポーツ部長（岡村昭一君） 議員のお話にありました無形の文化遺産、そのほかにも全国には、無形の文化の要素を加味しながら世界遺産としての登録に至った事例もあり、大変参考になるものと考えております。また、国におきましても、世界文化遺産の今後の在り方をめぐり見直しの検討が進められており、持続可能な保存と活用が見込まれる資産や、地域との関わりが深く、自然との共生など無形の文化遺産との結びつきが評価できる資産などが重要視される方向となっております。

四国遍路は、無数の道しるべや休息のための施設の設置、継続的なお接待などにより遍路者を受け入れる文化が地域社会に根つき、今日まで受け継がれてきているものであります。そうした無形のものに支えられていることが、四国遍路の大きな特徴であると考えております。

これらを踏まえまして、今後、寺院や遍路道など有形の資産だけでなく四国遍路を支える無形の文化についても、これまで以上に積極的に評価いたしまして、世界遺産の登録を目指してまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

コロナ禍で、全国的に観光地は冷え込んでおります。四国も例外ではありません。そこで、晴れて人流が戻ったときのために、四国の観光

をV字回復するためにも、世界に誇る史跡でもあり、文化でもある四国霊場を活用した地域振興対策を4県の協力の下、打っていただきたいと考えます。有形であれ無形であれ、世界中の方の耳目を引く四国の伝統文化資産に対し、地方創生推進交付金などの有利な制度を活用し、本腰を入れて4県でトライをするべきと考えます。

これまでの、県全体に広く浅くという単年度の施策ではなく、複数年に絞り集中して予算を投下し、4県全体の未来に種を植え、芽を吹かせ、果実を享受できるところまでの取組ができなにか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 四国遍路

を活用した地域振興を進めていくためには、議員のお話にありましたように、四国4県の協力の下、継続的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

中長期的に見れば、先ほど申しあげました世界遺産の登録を目指した各種の取組は、まさにそうした取組の中心であり、着実に推進していく必要があるものと考えております。

加えまして、これまでも四国遍路日本遺産協議会の構成員でもあります四国ツーリズム創造機構では、四国遍路の情報を国の内外に発信するとともに、SDGsやアドベンチャーtravelと組合せ、魅力的な観光商品の造成に取り組まれています。また、今月から12月まで、四国4県で開催をされております観光キャンペーン、四国デスティネーションキャンペーンにおきましては、遍路文化が5つのテーマの中の一つに位置づけられまして、4県の札所などで様々な特別企画が実施されております。

今後も、こうした観光振興の取組などとの連携を図りますとともに、国の制度の複数年にわたる活用なども検討しながら四国遍路の価値を

高め、地域の宝として将来に継承していく取組と地域経済の活性化につながる取組を、四国の他県と連携・協力して進めてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

先日、県議会の皆さんと霊場会さんと1回目の勉強会を行いました。自分たちに、今置かれているこの文化をどういう形で未来に残していかないといけないのか、まずは我々も世界遺産を学びましょうということでスタートをいたしました。世界遺産登録まで、最短でも8年から9年かかると言われておりますが、ぜひ県議会と執行部とが一丸となって、この問題には取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、ウッドショックの今をどう乗り越えるかについてお伺いいたします。

我が国の木材業界は、アメリカや中国の木材需要の高まりを受けた輸入材の入荷減と高騰に伴い、国産材製材の需要が急速に高まり、製品価格も大きく値上がりをしています。これがいわゆるウッドショックです。

これまでも、国産材時代が到来したと度々言われながらも、その都度裏切られてまいりましたが、今回が三度目の正直で、もう後はないとの認識に立てば、今回のウッドショックと言われる今こそ、ピンチをチャンスと捉えて、国産材が輸入材以上に安定的な供給責任を果たせることをユーザーに認識してもらうための最後のチャンスとして、政治が大きな役割を果たさなくてはならないと思います。

そこでまず、総論としてこの9月末に公表されました国産材の自給率41.8%を限りなく上げていくことは、森林資源の安定的な好循環を目指した輸入材に依存しない、また世界の木材価格の変動に翻弄されない、国産材で新築を希望する誰もがいつでも安心して国産材を使用した

住宅を建築することができる、木材安全保障を確立することが基本的に重要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 我が国におけます建築用材等の自給率は、5割弱にとどまっておるといふことはございます。先ほどもお話いただきましたように、海外からの輸入材の動向によりまして、国内の市況が大きく影響を受けるという可能性が、そうした自給率の状況の下で、潜在的に存在しているということであると考えております。

このため、輸入材の供給が急減をいたしました今回のようなリスクを回避できますように、現在国内のハウスメーカーなどが、国産材にシフトをしていくという動きもあるというふうに承知をいたしております。こうした需要に応えていくために、県におきましては、1つには、原木の増産、2つには、製材工場の規模拡大や設備の増強、強化を進めて、このサプライチェーンを強固なものにしていくということによりまして、建築用材の安定供給体制を充実していきたいというふうに考えているところでございます。

こうした取組によりまして、いわゆるウッドショックで起こっております工期の遅れ、あるいは価格高騰などの心配がなく住宅が建築できるように、国産材を供給していくということが重要であるというふうに考えておりますし、これは全国有数の国産材の産地を目指しております本県としての務めでもあるというふうに考えております。

○3番（上田貢太郎君） 山には資源はあります。ウッドショックのように外材を国産材に置き換えれば、木材の需要も一定確保できると思えます。

しかし、問題は、やはり素材生産力の強化と製材加工能力の強化が必須ではないでしょうか。

さらには、ここには担い手不足をいかに解消するのかという課題が、大きな壁として立ちわだかまっているのです。今や、素材生産は外国人材。製材加工も外国人材。それとともに、事業体の協業化、大規模化は避けて通れない時代だと思えます。

そこで、川中の製材加工についてお伺いいたします。振り返れば、これまでの高知県内の製材工場などは小規模なところが多く、例えば木目にこだわった付加価値の高い製材品を少量多品目で生産することに向いているかもしれません。ただ、そうした製材工場では、多くの木造住宅で一般的に使用される規格や寸法の製材品を、効率的に量産するという側面が弱いのではないかと思います。

そこで、これからは輸入材の代替ができる、品質が担保されたJAS認定の乾燥材などの県産材供給体制の強化をすることが必要不可欠ではないでしょうか。

そのためには、高幡木材センターに続くような、高知県内の小規模事業者への協業化を支援し、県産材供給体制の底上げを行う必要があると思えますが、今後どのように取り組んでいかれるおつもりか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） お話のありました高幡木材センターは、製品市場を運営していた製材工場4社、これが共同で新たな製材工場を整備し、現在の4倍の生産を目指す規模拡大のモデル事例であると考えております。

また、そのほかにも県内の中小製材事業者の中には、同様に共同で市場経営を行っている事業者、あるいは大消費地に向けて共同輸送を行う事業者、受注した多様な規格の製材品を分担して生産し販売拡大につなげておられる事業者がいらっしゃいます。

引き続きこうした取組を支援し、さらに連携

を強化し、将来的には協業化による事業規模の拡大、県産材供給力の底上げにつなげてまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 今、四万十町に高幡木材センターができております。これは、四万十町高幡地域の小さい製材所4社から5社が自分らの持っている機械を持ち寄って、また県からも10億円ほどの補助を出していただいて、高性能のコンピューターが入ったものなど、新しい機械を入れてJASの構造材がつくられるような工場ができるんですが、高知おおとよ製材に続いて、ここが2番目になります。

小規模がまだ多いので、県が音頭を取って協業化してあげて、補助金も出してあげて、どうを大きくしてあげないと、なかなかこれからの時代やっていけないということでございます。高幡木材センターに続く第3番目の製材所を、東のほうの小さい製材所が潰れてしまったので、今度は東のほうにつくるとか宿毛につくるとか、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

次に、川上の素材生産についてお伺いいたします。木材が足りないなら原木丸太の増産体制をさらに強化したらよいだらうと簡単に言われても、現場がウッドショックを見通した体制になっていないので、即座に対応できていないというのが実態ではないでしょうか。

第1に、県内の林業労働者不足、とりわけ原木の伐倒造材の担い手不足の解消を目的に、現場作業員となり得る外国人技能実習生の職種指定については、県議会も意見書の採択をいたしました。あわせて、これまでの知事による国への力強い政策提言のおかげもあって、まずは、川中の製材業において丸のこや帯のこを使用する機械製材作業が、来年7月末にも法律が施行される見通しが立ちました。この場をお借りいたしまして、知事には厚く御礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、肝腎要の製材用の原木丸太をチェーンソーで切り倒す伐倒造材の作業については、日本人向けの技能評価検定制度が未整備であるため、現在林業技能向上センターを全国森林組合連合会内に立ち上げ、全国素材生産協同組合連合会も加わり、鋭意取組を進めていますが、外国人技能実習生が技能として職種追加の認定を得るためには、まだ二、三年を要する見込みであると言われております。

そこで、全国一の森林県の知事として、森林整備分野の伐倒造材作業が一日も早く職種追加の認定が頂けるよう、法務省、厚生労働省、林野庁など、政府関係機関に対して改めて要望すべきと考えますが、知事の決意をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、林業、そして木材産業分野におけます外国人の技能実習制度につきましては、現在最長3年の在留が認められる2号職種に認定されておられません。したがって、仮に来県されたとしましても、1年で帰国せざるを得ないという状況にあるわけでございます。

このため、林業・木材産業分野の技能実習2号への職種追加、それからさらにその先にならんでいるものとしたしましては、5年間の在留資格が認められますいわゆる特定技能1号への職種の追加について、御紹介もいただきましたけれども、昨年7月、そして本年5月に、私自身、厚生労働省及び農林水産省に政策提言を行ったところでございます。このうち木材産業の分野におきましては、これも御紹介いただきましたが、木工の木材切削士などの類似の評価試験が既にあったといったことも幸いしまして、製材に携わる技能者については、職種追加の作業がスムーズに進行をしているというところでございます。

一方、林業の分野においては、これまで既存

の技能を評価する仕組みがなかったということがございまして、平成31年4月に全国森林組合連合会が中心となって、このための組織を立ち上げた、そういった段階でございます。昨年度からは国の支援を受けまして、技能検定制度の構築に向けて、試行の試験を行うといったような準備を進めておられるところであります。

引き続き、林業分野の職種追加がより早期に行われますように、私自身先頭に立ちまして粘り強く政策提言を行ってまいります。

○3番（上田貢太郎君） よろしくお願いを申し上げます。

次に、人材育成、人材確保の視点で取組を提案したいと思います。高知県立林業大学校と外国の林業大学などとの姉妹校協定の締結を推進してはいかがでしょうか。

交換留学を含む外国人留学生の受入れを進め、当該人の帰国後、将来の輸出入のビジネスパートナーとして、また高知県との橋渡し役として母国で活躍していただく。中には高度外国人材、いわゆる技術・人文知識・国際業務の長期の在留資格で再び高知県に戻っていただき、技能実習生や特定技能の方々の先達として活躍できる人材に育成し、ひいては海外からの人材確保の中核を担う社員として、高知県内の企業で御活躍いただくことを視野に入れた施策を講じるべきだと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 林業大学校は、設置から6年が経過いたしまして、担い手育成の中核機関としての認知度も高まってきました。また、他の教育機関との連携という点におきましても、本年4月高知工科大学と連携協定を締結し、また県外の大学1校からも同様のお話をいただいております。

現在、締結に向けた準備を進めているところございまして、今後工科大、県外大学、共に

聴講生としてお互いの講義を受講するなど、交流を深めていくという予定でございます。こうしたことから、まずは現在の国内大学等との交流を軌道に乗せることに注力したいと考えてはおりますが、海外の大学との交流は将来的に意義のあることだと考えております。現在、民間企業で交流があると聞いております。

こうしたものも踏まえまして、県としてどのような交流の仕方が可能か、研究してまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 高知県は、せっかく林業大学校という大学があるので、できれば高知県の林業大学校とベトナム、タイ、ミャンマーなどの林業大学と姉妹提携し交流を図っていくことで、高知県の林業に目を向けてくれて、高知に来てくれる方も出てくるかもしれませんし、技能実習の認可がなかなかもらえなくて進まないなら、こういうことを先へ進めていきながら、後から追いついてくる技能実習生たちを管理監督できるような、そんな人材を育てていくということも重要な取組かと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、県内には海外企業と連携協定を締結した企業や外国人の日本語教育に力を入れている専修学校もあり、それら民間企業と連携して海外の林業大学をオンラインで結ぶ寄附講座を開講し、高知県林業の魅力を発信していくことも大切かと思っております。林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 寄附講座に関しましては、県が行うものとして、大阪医科大学に地域総合医療科学寄附講座を開講し、医師の不足する中山間地域の病院に内科医として常時2名派遣していただいている例などがあると承知しております。

御提案の海外の林業大学校とオンラインで結ぶ寄附講座につきましては、こうした事例も踏

まえて、その手法、あるいは効果などを研究しながら、検討してまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 高知県の林業大学の校長先生は、世界的に有名な建築家、隈研吾さんです。ですので、例えば隈研吾さんに講演をしてもらうとなれば、多くのベトナムの皆さん集まってくると思います。通訳は、高知の企業から出してもらったらいいわけで、隈研吾さんの講演料や旅費なんか、もしくはそれらを県も支援してくれて、民間と学校と官とが一緒になって、産官学で高知の林業を外国に売っていく、そういった寄附講座を開設し林業の宣伝をしていく。そういったことも、今後検討の余地もあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、川下対策についてお伺いをいたします。県内には、空き家が多過ぎると思います。特に、人口密集地域である高知市においては、6,680軒の空き家がございます。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修の補助金はございますが、県産材を構造材や内装材に使用した新築住宅に対する県の補助事業、こうち木の住まいづくり事業に対する高知市としての上乗せ補助はありません。

せめて、倒壊危険度判定、老朽度判定で解体補助金の対象にならない空き家やポツンと一軒家のような空き家を、地域活性化などのために、改修して活用する場合に限り何らかの助成があるなど、空き家対策の強化も高知市との今後の検討課題ではないかと思っておりますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 県では、空き家の所有者が移住者向け住宅などに空き家を改修する場合、その費用補助を制度化する市町村に対しては、空き家活用費補助事業により支援を行っております。現在、県内では、23市町村が制度を使って空き家の活用に取り組んでおりますが、

高知市では民間賃貸住宅が多くあることなどから、現在のところ制度化には至っておりません。

このため、高知市をはじめこの制度を創設していない市町村に対しまして、制度化に向けた協議を進め、さらなる空き家の活用の促進に向けて取り組んでまいります。

○3番（上田貢太郎君） 商工会議所の木材部会で一番問題になっているのが、この空き家だそうでございます。四万十町の場合は、四万十ヒノキを使って四万十の大工を使って、施主が40歳以下なら、それに補助金がついて、さらに親子同居ならまたそれに補助金がついてということで、それを全て合計しますと400万円ぐらい出るということで、一軒の家を建てるときに一番補助が多いのが、四万十町だそうでございます。

高知市は、財政が厳しいのは重々承知しておりますけれども、この空き家の問題を解決するには、高知市の協力が不可欠ということでございますので、またぜひ御検討のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、丸太の輸出の補助についてお伺いいたします。私は、高知県が主張する県産材に付加価値をつけるべく、製材品の輸出志向・助成は転換すべきだと思います。せっかく製材品と丸太の2つマーケットを取り込めるのに、高知県は製材品の輸出に偏り、丸太のマーケットが取り込めておりません。丸太と製材品のバランスの取れた輸出を志向しなければ、他県に負けます。コロナ禍で世界的なコンテナ不足や荷役労働者不足もあって、現状もこうした輸送コストで既に窮地に陥っているのに、ますます負け戦になります。

中国の恒大グループをはじめとする不動産バブルの崩壊と、33兆円を超すデフォルトを中国政府がどのように救済するのかによって、このウッドショックの先行きも変わるとは思われますが、スケルトンマンションの多い中で、内装材

としての製材品の需要は低下する一方で、家具などに使用される丸太の需要は伸びているわけでございます。

中国への輸出は薫蒸処理費用の補助のみであります。需要が伸びる丸太への補助をお願いできないか、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 本県では、これまで付加価値を高めた、議員おっしゃいましたように、製材品等の輸出拡大を図るため様々な支援を行ってまいりました。丸太そのものを輸出するという形態もございしますが、付加価値を高めた製材品等の輸出拡大に取り組むことが、川上から川下、より多くの県内事業者への利益還元につながるという考えからでございます。

また、ウッドショックと言われる現在の国内市場におきましては、県産材の国内への供給を増やすこと、これがシェア拡大のために重要だと考えており、まずはこの状況への対応をしっかり行い、あわせて将来への市場開拓も見据えましたアメリカ、台湾、韓国などへの輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。時間がございませんので、次に移りたいと思います。

次に、E V車両の普及についてお伺いいたします。

菅義偉前首相は、本年1月の通常国会施政方針演説で国内販売車の電動化について、2035年までに新車販売で電動車100%を実現すると表明しました。そこで、まず導入補助金についてお伺いしたいと思います。国のモータリゼーションの方向性は、2035年までに新車販売で電動車100%実現するとはっきりしております。では、本県でこれを遂行するには、どうすればよいのでしょうか。

現在、国からE V車に対し、普通車で20万円、

軽自動車でも14万円の補助金が拠出されております。他県では、自治体独自でさらに20万円から30万円の上乗せ補助を行い、E V車導入促進を行っております。お隣の人口約2万2,000人、年間予算約200億円規模の愛媛県愛南町でも、電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車については、一般社団法人次世代自動車振興センターが設定している補助金の額と同額、燃料電池車については上限100万円と、かなり手厚い導入促進を行っております。ちなみに中四国で、県、市町村を通じて上乗せ補助を行っていないのは、本県を含む香川県、鳥取県の3県のようなようです。

一般的なE V車の価格は、普通車で450万円から500万円程度、軽自動車でも約250万円と若干高めですから、消費者意識では、導入時の価格がその促進の妨げになることは否めません。しかし、ランニングコストでの比較を考えますと、ガソリン代対夜間電力費は9対1ですから、導入後を考えると経済的には相当お得と、こう考えます。

この感覚的な導入への消費者のためらいを払拭させる方法としては、自治体の助成金による積極的な導入推進策しかないとは私と考えますが、脱炭素社会推進協議会を発足させた本県として、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 中四国9県の状況を見ますと、御指摘のとおり、個人への購入に対する補助については、水素自動車は徳島県、電気自動車は県での実施はございませんけれども市町村が実施している県が5県ございます。合わせて6県ということでございまして、本県においては県、市町村とも補助制度が設けられていないという状況にございます。

他方、国のほうでは、電動車の導入促進のための補助金が大幅に増額要求されておまして、

普及に向けた取組の加速化が図られているという状況にあります。

財源に限りがある中、県といたしまして、個人の電気自動車の購入に向けては、こうした国の補助金の積極的な活用、これが図られますように、電気自動車のメリットに対する情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 次に、公用車のEV化についてお伺いいたします。県民、市民の協力を求める新しい試み、広がり求めたい施策、そのためには、まず隗より始めようではないでしょうか。

県と34市町村が、次から公用車の買換えはEVにすることで、県民の意識は大きく変わると思います。さらに、公用車がEV車だと、災害時の避難所などの電源確保にも大変役立ちます。一般的に普通車のEV車だと、4人家族の10日から12日程度の電力供給が可能だとされています。スマホの充電で約1万回分だそうでございます。

こんな話を聞きました。安芸球場の2,000万円をかけたナイター用補助電源がダウンしたと仮定します。そんなときに、この秋販売の450万円のEV車を持ち込めば、代替電源として使用できるそうでございます。もし県庁の公用車が全てEV車なら、災害発生初期の数日間は十分に公用車で電源確保ができると考えられます。こんなふうなEV車導入のきっかけには、トップランナーが必要ではないかと考えます。また、市中のトップランナーになり得る企業は、マスコミ、銀行、病院、介護施設などではないでしょうか。

今、銀行では、各支店などに200万円から300万円をかけて、据置型の非常時用蓄電式補助電源を設置しているそうでございます。これを社用車に置き換えれば二重投資にはならないし、自治体との災害協定を結んでおけば、避難所へ

の電源供給もお願いできます。

県として、積極的に公用車のEV化を進めていくべきと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 国では、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入、更新については、2020年度以降全て電動車とする、使用する公用車全体でも、2030年度までに全て電動車とする方向で検討がなされていると承知しております。

公用車のEV化は、御指摘のとおり、燃料使用量の削減やCO₂の削減に直接つながる取組であり、移動のグリーン化に向けて非常に効果の高い取組であると考えております。

御提案のとおり、県としましても、公用車の電動化に向けて率先垂範して取り組んでまいり所存でございます。

○3番（上田貢太郎君） 次に、充電施設設置の補助についてお伺いいたします。現在、本県における充電スタンドの登録拠点数は2021年9月26日時点で、急速84、普通97、テスラゼロ、合わせて181か所とされています。同州内のスタンド数は、徳島171か所、香川181か所、愛媛246か所、数字からすればまずまずに見えますが、問題は設置場所では多くの利用者から聞かれます。高速のサービスエリアでも隅のほうに1か所だったり、利用者の利便性に対する配慮がなされていないのではと考えます。一般的に、充電に要する時間は、急速スタンドでもおおむね20分程度とされています。

本県は、観光依存型の経済であり、これからは来高観光客の多くがEV車で乗り入れる可能性が十分に考えられます。そうなりますと、今のスタンド数ではまだまだ不十分ではと考えますし、特に観光スポットなどでは充電渋滞も考えられます。

一般的に、ユーザーが電欠を心配せず、充電

ロスタイムのストレスもなく、EV車を安心して利用するために必要なスタンドの数は、5台に1か所が理想と言われております。世界でもEV車が多い中国の場合でも、260万台のEV車に対して約30万基のスタンドが設置されておりますが、これでも理想的設置数とは言えないということでございます。三菱自動車では、コンビニなどの駐車場に乗り入れたら、そのまま充電ができる非接触型充電施設も進んでいるということで、系列コンビニグループに展開するという情報もございます。

今後は、上乘せ補助金や低金利融資などを積極的に検討すべきだと考えますが、アフターコロナを見据えた経済対策として、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県では、県外観光客の8割以上の方々が自動車を利用しておまして、この自動車の電動化の動きを見据えた対応が必要であるというふうに考えております。

国のグリーン成長戦略におきましても、この充電器、公共用の充電インフラについては早急に整備をしていくと、2030年までにガソリン車並みの利便性を実現していくというふうな方針が定められております。

本県においても、早期にこうした利便性を実現いたしまして、クリーンな観光地というイメージを、他県に先んじて構築していく必要があると考えておりますので、そうした方向で必要な対策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○副議長（加藤漠君） 以上をもって、上田貢太郎君の質問は終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

午後2時休憩



午後2時5分再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上治堂司君の持ち時間は50分です。

1番上治堂司君。

○1番（上治堂司君） 自由民主党会派の上治堂司でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず冒頭に、去る8月21日県道安田東洋線で土砂崩れが発生し、全面通行止めとなりました。幸い大きい事故に至りませんでした。土砂崩れの瞬間がネットで流れ、また新聞でも報道されたところでした。

安田町、馬路村にとりましては主要道路であり、唯一の公共交通機関でありますバスも運休となりました。迂回路は馬路地区を上流して北川村を通過する国道を利用するため、東部地区の中心であります安芸市まで約1時間多くの時間を要することとなりました。そのため、馬路村から通勤されている方々、また馬路村へ通勤してこられる方々、そして安芸市内に人工透析で通っている方々にとりましては、精神的、肉体的に大きな負担となっていました。

そういった状況の中で、高知県土木部におきましては、道路は地域住民の生活、医療、福祉、そして経済と社会活動を支える、まさに命の道であるという考えの下、崩落発生2日後に、建設中の明神口トンネルを代替路として開放する方向を決定し、安全に通行できるようトンネル内外の道路整備に入り、5日後には代替路が確保でき、通行可能となったところでした。

建設中のトンネルを開放するに当たっては、様々な課題があったと思います。しかし、緊急・災害時の対応は様々な規制があったとしても、どのような対策、対応をすれば地域住民の期待

に答えることができるかを十分検討し、県民の安全・安心、そして生活を守っていくことは大事であると思います。

今回の県土木部の早急な対応に、本日は馬路村から傍聴に来ておりますが、本当に感謝をいたしました。県民を代表して、心からお礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず、中山間地域の活性化についてお伺いします。

平成23年度に中山間地域を中心とした、おおよそ50世帯未満の集落を対象にした集落実態調査では、人口の減少、高齢化の進行による集落の衰退など、中山間地域の多くの課題が浮き彫りになったところです。また一方で、地域への愛着や誇り、集落同士で助け合いながら住み続けたいという住民が多くいることも分かりました。

そうした中で、県では、人口減少と高齢化により今後ますます集落で求められる機能の維持が困難になることが予想され、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる地域の実現を目的とした取組を行うこととし、平成24年度から旧小学校区を単位に、地域住民が主体となって地域外の人材等を活用しながら近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む集落活動センターを設立していくこととしました。そして、令和3年9月末現在、32市町村62か所で開所され、それぞれのセンターでは、地域の特徴や資源を生かした取組が実践されているところです。

県では、市町村と緊密に連携し、全庁挙げて集落活動センターの取組を支援することとし、令和3年度の予算では、設立後4年目以降も継続、発展に向けたソフト・ハード事業に対して支援していくこととしております。

私は、4月以降、中芸地域に設立されております全ての集落活動センターを調査するとともに、関わっている方々との意見交換を行ってきました。

知事は、令和3年度予算編成、中山間対策の充実強化の中で、中山間対策の核となる集落活動センターの新たな開設を後押しし、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い決意を述べられました。

集落活動センターの活動に期待するところは何か、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介いただきましたように、本県の集落活動センターの取組は10年目を迎えております。集落に活力を与える、そして課題解決や生きがいがいづくりにつながる取組といたしまして、この集落活動センターの取組は、お話にもありましたように、本県の中山間地域振興対策の中核的な、なくてはならない存在であるというふうに認識をいたしております。

近年では、例えば、映画の舞台として取り上げられましたり、各種のメディアでもセンターの取組が頻繁に報じられているという状況でございます。

最近の事例を二、三申し上げますと、大豊町の東豊永地区におきましては、大手の製薬会社、そして牧野植物園との3者の協定を締結いたしまして、この集活センターにおいて薬用植物の試験栽培を行うという取組がスタートをしたというところがございますし、また土佐町の石原地区におきましては、移住者の呼びかけによりまして、いしはらの里未来会議が設立をされました。次の世代を担う若い人材が中心となりまして、生活を守る、そして産業をつくる、この両面での地域の課題解決に鋭意取り組んでいただいているというところがございます。

こうした取組はいずれも、この集落活動センターの開設があってこそ実現をしたという取組

でございます。今後、さらにこの集活センターの取組が県内の各地に広がりまして、地域の活性化に寄与していくということを大いに期待いたしているところであります。

○1番（上治堂司君） 分かりました。

次に、この集落活動センターでございますが、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和6年度末までに80か所のセンターの開所を目指すこととしておりますけれども、この開所に向けて、今までの課題も含め、今後どのように取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 現在、12の地域において、開設に向けた話合いが行われております。この中では、事業の担い手となる地域の人材の育成や確保といった体制の整備や事業計画の策定に加え、市町村の主体的な関わりがポイントとなっております。また、集落活動センターの取組に至らない小規模集落への支援の仕組みも検討していくことが必要であると考えております。

こうした地域の実情や課題に向き合いつつ、引き続き目標の達成に向けて取組を進めてまいります。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。

次に、この集落活動センターは、先ほど申し上げましたが、旧小学校区を単位として設立するというようになっておりますけれども、市町村によっては小学校が1校、2校と少なく、字等の単位での設立を望む声もあります。

旧小学校区でなくてもセンターの開所は可能か、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 集落活動センターは、集落連携による地域活性化の仕組みづくりでありますことから、集落間の結びつきの度合いを考慮しまして、旧小学校区を活動エリアとすることが適当であると考え、平成

24年度にスタートいたしました。

センターの仕組みづくりを進める中で、集落間の結びつきには様々な形があるということが明らかになりまして、現在では地域の実情に応じて活動エリアの設定を柔軟に対応しております。

これまで立ち上げました集落活動センターの事例としましては、奈半利町、芸西村、大川村、三原村では、町村の全集落で構成するセンターとなっております。また、高知市の北七ツ淵、宿毛市の鶴来島、四万十町の中津川では、隣接する集落はないといった地理的な理由から、単独の集落によるセンターとなっております。

○1番（上治堂司君） 分かりました。

次に、集落活動センターの活動を推進していくために、県では、センターの初期投資や継続・発展に向けた取組に必要なハード事業や、人材導入活用のソフト事業などに対して補助を行っていくこととしております。補助率はそれぞれ事業費に対して、県が2分の1、市町村が2分の1となっていて、財政力の厳しい市町村には大きな負担となっております。

集落活動センターが様々な活動を行っていくため、市町村の負担を軽減できるよう県としてどのように支援していくのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 県では、今年度、開設から4年以上経過しました集落活動センターに対して、事業拡充する際に柔軟に活用できる補助メニューを追加いたしました。また、過疎債を有効活用する交付金制度を設けるなど、市町村の負担軽減にも取り組んでおります。

また、補助金による支援のほか、地域支援企画員による日常的なサポートやアドバイザー派遣などの人的支援を通じて、集落活動センターが抱える課題の解決を後押ししております。

今後とも、市町村と連携しながら、それぞれの集落活動センターに向き合い、センターの維持・発展に向けた取組を進めてまいります。

○1番（上治堂司君） 分かりました。

次に、地域資源を生かした加工品や農林水産物の生産を維持して行っていくには、やっぱり販売力というものが大事であります。

集落活動センターは、県の中心地であります高知市まで遠距離の地域が多くあるなど、地理的条件の厳しい環境にあるとともに、また大量生産を行っていくということも難しい状況であろうかと思えます。まず、地域住民の生きがい対策として小さい規模からスタートし、少しずつ稼ぐことによって次へ次へと展開は広がっていくというふうに思えます。

現状の販売先の多くはふるさと納税の返礼品、道の駅などとなっているようですが、県として集落活動センターを応援していく中で、例えば、とさのさのような集客の多い施設に集落活動センター応援コーナーを設置し、販売の支援を行うとともに、県民に広く活動や集落活動センターがあるその地名を紹介していくことで、交流人口の拡大へと発展し、若者が住み続けられる中山間地域になっていくのではと考えます。

こうした集客の多い高知市内の施設において、集落活動センターを応援する取組ができないか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 集落活動センターを応援する取組といたしまして、特産品の販路拡大では、高知市の中心商店街での特産品販売会を平成27年度から継続して開催しておりますほか、昨年度からとさのさとの物販交流イベントを開催しております。また、集落活動センターの認知度向上では、ポータルサイトやライン公式アカウントを通じましたイベント情報などの発信を行っております。

議員からお話のございました高知市の集客施

設での情報発信は大切な視点ですので、特産品の販売だけではなく、施設の協力もいただきながら工夫しまして、集落活動センターのファンを増やし、交流人口や関係人口の拡大につなげてまいります。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。

このように、イベントだけではなくて常設、あるいはまた定期的にとすることで、広く回数を重ねることによって知名度も上がってくるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、この集落活動センターを開所するに当たっては、3年後のイメージを描き、それに向けて戦略を立てて事業を進めるということになっておりますが、この3年後のイメージにほぼ到達した集落活動センターはどのくらいあるのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 御質問のありました3年後のイメージにつきましては、集落活動センター推進事業費補助金を申請する際に、3年後の理想となる活動の姿として、それぞれのセンターに具体的な活動内容を整理していただいたものです。

これまでに開設しました集落活動センターのうち、補助金の申請から4年目を迎えたセンターは42か所ございます。このうち、理想の姿とした3年後の活動内容の全てに取り組んでいるセンターは24か所、57.1%あります。また、80%以上に取り組んでいるセンターにつきましては39か所、92.8%となっております。

○1番（上治堂司君） この集落活動センターを開所し、様々な県の補助事業の採択を受ける。そのためには、当然3年後の成果イメージを描いて、それに近づけていくということは確かに大事ではあるかと思えますが、またハードルも、様々行っていく中では高いと思えます。

そしたら、その3年後のイメージに仮にまだ

達していない、そういうような集落活動センターについてはどのように支援してきたのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 3年後の理想の姿を達成できなかった理由としまして、予定していた人材が確保できなかった、また事業の必要性や実施方法など、計画の見直しが必要となったことなどが挙げられております。

このため、活動のプレーヤーとなります地域おこし協力隊や集落支援員の確保について、移住促進の取組によってサポートを行っております。また、事業計画に課題を抱えるセンターに対しましては、市町村の担当者や地域支援企画員などが中心となって、日常的なフォローアップを行っております。

さらに、それぞれの課題に対応したアドバイザーの派遣や、専門家による一貫した伴走支援を行う、うちんくのビジネス塾などを積極的に導入しております。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。

中山間地域が活性化していく手段の一つにあるこの集落活動センターの取組は、大変重要であるというふうに思っております。しかし、現状では、様々な事業に取り組んでいく過程においてやっぱり多くの課題があり、現場では何をどうしていいのかわからないという声も聞こえてくる所でございます。

県は、県内市町村に地域支援企画員を配置しておりますので、ぜひ市町村の担当職員と連携を密にして、これからさらに集落活動センターの取組を支援していただきますよう要望しておきたいというふうに思います。

それでは次に、同じように今度は集落実態調査についてお伺いをいたしたいというふうに思います。県は、平成23年度に実施した集落実態調査後に、この集落活動センターの開所を県域に広め、また生活用品や飲料水の確保、移動手

段の確保、鳥獣被害対策など、生活環境の整備に支援し、中山間地域の課題解決に取り組んでまいりました。

そして、この中山間対策の抜本強化をさらに進めていくために、前回平成23年度に実施した集落実態調査から10年経過いたしました本年、この令和3年度に再び調査することとしております。調査目的は、前回調査との地域の実情や住民意識や思いなどの経年変化の把握、これまで10年間の中山間対策の取組の検証、そして中山間地域の新たな課題やニーズの抽出と、それに対応するための新たな中山間対策の施策づくりとなっております。

スケジュールをみますと、令和3年6月から約6か月かけて実態調査を行い、9月に中間取りまとめ、年を明けた令和4年1月から2月で実態調査の集計、分析、検証、3月に報告書の作成、全体の取りまとめとなっております。

そこでまず、この9月現在の調査状況について中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 今回の集落実態調査では、中山間地域のおおむね50世帯未満の約1,500の集落での代表者などへの聞き取り調査と、このうち100集落を抽出しまして、18歳以上の世帯員を対象とした全世帯へのアンケート調査を実施することとしております。

集落代表者などへの聞き取り調査につきましては6月30日に着手をしており、新型コロナウイルス感染症の影響で調査に遅れが出ている状況ではありますが、9月末時点で340の集落で終了いたしました。また、アンケート調査につきましては、市町村から事前周知を行うなど準備を進めており、準備が整った集落から順次調査票の配布を行っているところです。

今後、調査の進捗のスピードアップを図りまして、集計、分析の上、3月末までに調査全体の取りまとめを行いたいと考えております。

○1番（上治堂司君） 今、コロナの関係で少し遅れて、スピードを上げてこれから調査をざんじ進めるということでございますけれども、やはり中山間地域の課題解決に向けたこの中山間の対策は、令和4年度の当初予算に組み込んでいただきたいというふうに思っております。ですが、そういうふうな日程で行くのかどうなのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 集落実態調査の結果を踏まえまして、県として早急に対応すべきものは令和4年度当初予算に計上したいと考えております。

現時点では、母数が少なく統計データとしては十分ではありませんが、地区長さんからは、祭りの継続や農地、水の管理が困難になっている、買物の手段や高齢者の見守りにデジタル技術を活用すべき、移住者向けの住宅の確保策について行政の独自策は必要であるなど、中山間地域の厳しい実態と併せて、課題解決に向けた御提案をいただいております。

今後、さらに調査の進捗を図り、中山間地域にお住まいの皆様の実情や思いをしっかりと受け止め、中山間対策の強化につなげてまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、少子化対策についてお伺いいたします。

国においては、少子化の進行に歯止めがかからず、少子化はまさに国難と言われる中で、平成15年に少子化社会対策基本法の策定、平成16年に少子化社会対策大綱の策定、そして子ども・子育て応援プランの策定を行い、少子化対策担当大臣を据えて様々な取組を行っております。

県、また市町村においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で少子化対策の充実強化に取り組んでいます。その内容は、ライフステー

ジの各段階に応じて、出会い・結婚から妊娠・出産、そして子育てと、それぞれの環境づくりに様々な施策が行われています。

高知県における結婚件数、出生数を調査してみますと、昭和55年から平成6年までの15年間の結婚件数は約5,100件から4,000件へ、出生数は1万200人から7,100人で推移をしております。平成7年から平成21年までの15年間の結婚件数は約4,300件から3,300件、出生数は約7,200人から5,400人で推移をしており、平成22年から令和元年までの10年間の結婚件数は約3,300件から2,600件へ、そして出生数は5,500人から4,300人辺りで推移をしております。そして令和2年は、結婚件数は2,440件、出生数が4,082人という数字になっております。

今申し上げましたように、手元の昭和55年以降の調査資料によりますと、ピークの昭和56年には、結婚件数は5,053件、出生数は1万179人となっております。令和2年と比べますと結婚件数で2,613件、率でいいますと51.7%の減少、出生数で6,097人、率でいいますと59.9%の減少となっております。このように結婚件数の減少が出生数の減少となっていて、少子化の大きな要因の一つではないかと考えられます。

少し前の記事になりますが、紹介したいと思います。これは平成12年の記事であります。若者の流出、晩婚、少子化の様々な要因が絡み、人口自然減が平成2年から10年連続で続く高知県の中にあって、平成12年3月高知新聞東部特集の見出しに、「過疎の村が自然増 馬路村 出生率県内1位に」という記事が出ました。

平成11年の県の人口移動調査では、自然増は、県内では高知市と馬路村であり、人口1,000人当たりの出生率は馬路村が1位となっております。その要因は、新聞記事によりますと幾つかありますが、第1は、お嫁さん探しの柚湯ツアーというイベントによって11組のカップルが誕生、

またそれに刺激を受け村内で次々とカップルができたこと、第2は、おじいちゃん、おばあちゃんの子育ての協力があり、親の助けが大きい分3人目を育てる苦勞がそれほどではないということで、3人の子供が多いということでありました。

高知県では、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で、令和42年、2060年の県の人口を55万7,000人としております。知事は、少子化対策について県の重要課題と考えており、今年当初議会——2月議会、6月議会の提案説明の中で少子化対策の充実強化について、子育て環境の整備など様々な取組を行うこととしております。

県政の重要課題である少子化対策についてどのように取り組んでいくのか、いま一度知事の決意をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） このまま少子化が進行いたしますと、今の子供たちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われることになりかねないと、そういう意味で非常に重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

御指摘もありましたような出生数あるいは婚姻件数が減少しているという背景の一つには、若者の県外流出によりまして、若い女性の人口が減少をしているという点があると考えます。20代から30代の女性人口は県内におきましても、最近の5年間で約15%減少しているということが、この出生数、婚姻件数の減少に反映をしているというふうに分析をいたしております。

議員からも御指摘ございましたように、手をこまねいておりますと、県の人口は2060年に40万人の大台を割りまして、39万4,000人まで減少するというふうに推計をされております。御紹介いただきましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の取組を進めることによりまして、これを、何とか約55万7,000人のキープをできるという状

態にとどめたいというのが、大きな目標として掲げている姿でございます。

このために、いわゆる社会減の対策といたしましては、地産外商によって仕事をつくっていくこと、そして若者の県内の定着増加を図るという取組を進めていくということになるかと思っております。また、自然減の対策としての少子化対策、そして特に地域別に見ますと、出生率の高い中山間地域の振興施策を進めていくということ、こういった施策によりまして、好循環を生み出すように取り組んでいくという方針で対応してきております。

中でも、この少子化の克服に向けましては、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てについて安心感の醸成というのが何よりも必要だと考えております。そのため、現在は特に出会いや子育て支援に関する行政の取組、支援策を、ライフステージの早い段階から知っていただくという広報を強化したいということで取り組んでおります。

あわせまして、現在1,187の団体に高知家の出会い・結婚・子育て応援団に参加いただき、また市町村の皆さんの力もお借りをしながら、官民協働の県民運動として、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

各対策の効果が発現するまでは、息の長い取組が必要になってまいりますけれども、課題に向き合い、検証を絶えず行いながら成果を積み重ねていけますように、私自身先頭に立ちまして粘り強く取り組んでまいります。

○1番（上治堂司君） 知事の決意ありがとうございます。

次に、県では、出会いや結婚への支援を希望する独身者への出会いの機会を創出するために、平成19年度から出会いイベント、平成22年度からサポーター制度、平成28年度からマッチングシステムなど、行政としてでき得る支援を行っ

てきて、平成19年から令和2年度までの13年間で294組の成婚に結びついているところでもございます。

こうした支援の情報は「高知で恋しよ！！応援サイト」に掲載されており、出会いや結婚への支援を希望する独身者はこのサイトを通じて支援を受けることになるのでございますけれども、もしそういうことであれば、地域の独身者にこのサイトを認知してもらうことが重要と考えますが、このような県の施策が十分知られているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 平成26年7月にスタートいたしました「高知で恋しよ！！応援サイト」は、マッチングシステムと出会いイベントの2つのシステムで、県の出会い・結婚の支援情報を発信しております。

昨年、県内の18歳から39歳の方を対象に実施をいたしました県民意識調査では、このサイトを知らないと回答した方は66.5%となっており、十分に知られているとまでは言える状況ではなく、さらなる取組が必要であると考えております。

○1番（上治堂司君） じゃ、そういうふうな状況でございましたら、この出会い機会の情報を希望する独身者に知らせていくためには、どのような対策をしていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県の出会いや結婚の支援情報が、このサイトを通じまして支援を希望する方に十分に届きますよう、サイトへのアクセス数を昨年度の約13万回から、令和6年度は20万回を目標に認知度の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、SNSなどを活用した情報発信では、今年度は若い世代をターゲットとしたキャンペーンやコマーシャル動画の作成などに取り

組んでおりまして、今後新たなプロモーションの展開についても検討してまいります。

また、各市町村や、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の御協力もいただき、それぞれのホームページや広報紙などを通じたPR活動を展開してまいります。

さらに、地域では、婚活サポーターなど独身者の出会いを支援するボランティアの方々に活躍いただいております。本年9月現在242名登録をいただいておりますけれども、令和6年度末には450名を目標に、地域のサポーター活動の拡大を支援してまいります。

これらの取組を県民運動として推進するため、高知県少子化対策推進県民会議と連携を強化し、官民協働による啓発活動を展開してまいります。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。

次に、私たちの若い頃には地域の青年団活動であるとか、またスポーツ活動、そしてその活動を通して隣接する市町村の若者との交流も頻繁に行われ、その中で男女が自然に気の通じ合う機会がありましたが、時代とともに、そういう機会は近年ほとんどない状況だと聞いております。

これからも今の状況で進めば、ますます少子化は進行し、近い将来郡部から小学校の廃校が相次ぎ、地域から子供の声が消え、中山間地域は次第に活力を失い、人口減とともに消滅していくことになりはしないかと危惧をするところであります。そして、その次は、必ず地方の市でも同じような状況になっていくというふうに思われます。

今は、それぞれの地域でまだまだ若者がいる状況ですが、かつての青年団活動のような取組が進むよう、社会教育の中で各市町村の教育委員会に助言、支援していくことができないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、県内の青年団は、県の取組と方向性を合わせた婚活イベントを開催したり、また30年ぶりに復活した青年団が、空き家問題など中山間の課題に取り組んだりするなど、地域に活力を与える活動が行われております。

昨年度、県教育委員会の諮問機関であります県社会教育委員会から、地域全体で子供たちの成長を支える社会教育の在り方について提言をいただいております。内容としましては、青年団など社会教育団体における体験活動への支援の充実、そして県内の優れた社会教育実践に学ぶ実践交流会の継続、それに専門力を有する社会教育主事、特に市町村における社会教育主事の育成と適切な配置を推進することなどとなっております。

こうしたことから、県教育委員会では、青年団が実施する高校生を対象とした宿泊型体験活動などの事業を支援するとともに、実践交流会を開催してまいりました。そして、市町村の体制強化に向けましては、その重要性などを改めて各市町村に御説明させていただき、また県教委から働きかけも行いまして、今年度9月の市町村で12名の方が新たに社会教育主事の資格を取得しております。

今後、市町村における社会教育主事の資格取得の後押しや、社会教育主事等研修会などへの参加を促し、市町村の担当者の育成や資質向上に向けた取組を行ってまいります。

○1番（上治堂司君） 次に、日本の祝日の中には、亡くなった人たちをしのぶ日として秋分の日があり、日本では、秋彼岸にそれぞれ家々で家族そろってお墓参りに行き、先祖を供養するという風習があります。このように家系を次の世代へつないでいくということは、広い意味で事業継承にもつながり、耕作放棄地の対策にもなり、大事なことではないかと思っております。

このように高知県の人口問題を考えるとき、少子化対策について学校現場の中で、教育の中で児童生徒に話をしていくことはできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 次世代を担う子供たちが、家族や家庭生活を大切にしようとする気持ちを深め、家族や社会の一員としての自覚を育み、郷土への愛着や誇りを養うことは大変重要であると考えております。

現在、小・中・高等学校では、道徳科や家庭科におきまして、家庭と社会との関わりについて学ぶとともに、社会科や公民科において、人口減少社会の現状及び課題を理解し、これからの社会の在り方について考察する授業などが行われております。また、総合的な学習・探究の時間等においても、地域のよさや人口減少に起因する課題を発見し、地域の強みを生かした解決策を探究していく学習が多く为学校で進められております。

このような学びをさらに推進し、郷土への愛着と誇りを持ち、様々な社会の変化に積極的に向き合い、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする人材を育成してまいります。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。

この少子化問題というのは、国においても重要課題でありまして、さきの自民党の総裁選においても、重要なテーマの一つとして様々な角度から議論もされたことでした。これからも少子化対策は、知事が言われましたように県政の重要課題でありますので、ぜひ市町村と連携し、全庁挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組についてお伺いをいたします。

知事は、令和2年12月に、2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言され、そして令和3年8月25日に、カーボンニュートラルの

実現を目指した具体的な道筋を示すアクションプラン策定に向けて、高知県脱炭素社会推進協議会を開催いたしました。そしてこの協議会は、豊富な自然環境など本県の強みを生かし地球温暖化対策を行うとともに、産業振興や県民生活の向上につなげていくために、このアクションプランや高知県新エネルギービジョンの進捗状況や改定に関して、助言、提言を行っていくものであります。

アクションプランの柱は、グリーン化関連産業の育成などオール高知での取組を推進することとしており、そしてその策定に向けた今後の進め方は、年内にアクションプラン案、年度内にこの協議会の意見を聞きアクションプランの策定を行い、令和4年度の予算に反映させていくようになっております。

国においては、森林を活かす都市の木造化推進議員連盟との議論も踏まえて、脱炭素社会の実現に資することを目標に、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を改正し、令和3年10月1日に施行されました。その改正の主な点は、これまでは公共施設で進めるとしていた木材の利用を民間の建築物にも拡大するという方針とともに、10月を木材利用促進月間、10月8日を木材利用促進の日と定めることとなります。

こうした社会情勢が大きく変化をしていく中で、高知県のアクションプランの実効性を高めるために、この協議会に助言や提案を求め、オール高知での県民運動にしていくことは大変いいことであると思います。

ただ、その協議会の中の委員を分野別で見ますと、農業や林業、水産業、商工会議所や工業会、運輸、電力、家庭、金融、学識者、有識者、国、地方公共団体と幅広くなっておりますけれども、木材製品の活用の多い建築設計及び建築関係者、また今後多く使用していただきたいと

願う土木設計及び建設関係者も入れるべきではないかと考えますが、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 土木・建築関係者を委員に入れていくべきという御提案は、幅広い分野の方々から御意見、御要望をお聞きし、アクションプランをより実効性の高いものにしていくという意味で、大変重要な御指摘だと受け止めております。

現在策定中のアクションプランでは、建設業も含めまして、幅広い団体や事業者の方々にヒアリングやアンケートを実施し、御意見を伺ってまいりました。また、県内の土木事業者や建築事業者等で構成する高知県建設業協会の方とも面談し、御意見をお伺いさせていただいたところでもあります。

今後は、多くの建設事業者の方にも御参加いただいております高知県地球温暖化防止県民会議においても御意見を賜ろうと考えておりました。また、具体的な施策の検討の際には、個別に御意見、御要望をお伺いしてまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） お願いします。

次に、私は今まで一般質問の中で、今回のポイントにもなっております持続可能な林業を通して森林吸収源対策の推進と中山間地域の活性化を両立させる意味からも、木材活用は建築用材だけでなく、本県で製造されていない、例えばガードレールであるとかフェンスなどの土木資材に積極的に木材を利用することが、本県の地域資源を生かした経済の発展、雇用の促進、中山間地域の活性化、そして地産地消・外商につながっていくというふうに申し上げてきました。

今回のアクションプランの取組の方向性の中に、都市やインフラ整備に欠かせないこの土木資材について木材を積極的に使用するというこ

とを明記することが必要であると考えますが、
林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 現在、高知県産材利用推進方針及び県産材利用推進に向けた行動計画に基づきまして、公共工事における積極的な木材利用を推進しているところでございますが、アクションプランにおいても、取組の方向性として都市の脱炭素化を促進することとし、御提案のありました建設等に係る土木資材への木材利用につきましても、アクションプランの中で、公共事業や公共建設での県産材の率先利用、そして県産材の需要の拡大として位置づけてまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） ぜひ、地域資源を生かすという意味でもお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、木質バイオマスエネルギーの普及促進についてお伺いいたします。現在、大型の木質バイオマス発電事業は、高知市の仁井田にあります土佐グリーンパワー株式会社、そしてまた、宿毛市にあります株式会社グリーン・エネルギー研究所があり、それぞれ両方で年間約17万から18万トンの木材を使用するようになっております。

また、県東部地区においても、この木質バイオマス発電事業を行っていかうということで、現在協議会で勉強会を重ねておるところですが、この協議会は未利用材を活用して木質バイオマス発電を検討し、原木量は年間5,000から1万トン必要だということになっておるようです。ただ、この協議会ではF I Tによる発電を考えておりました、木材の調達と木質バイオマス発電所の熱利用が今大きな課題となっておるということでございます。

また、高知工科大学では、新たな農業、Next次世代型施設園芸農業の研究開発に取り組んでおりました、その一環として、木質バイオマス

燃料による小型熱電併給システムを活用した環境制御型の施設園芸ハウスを導入し、研究を進めておるところであります。今は研究段階でありますので、高知工科大学によりますと、バイオマスの燃料には年間約700トンの木質チップを必要とするということでございます。この実証実験が進めば、近い将来県内の農業関係でこのシステムの導入が普及していくと想定され、燃料の木質チップ量は相当多く要るのではと思います。

また、嶺北地区でも、この木質バイオマス発電と次世代型ハウスを兼ねた事業が開始されようとしており、年間約3万トンの使用燃料を必要とおるということでございます。

県では、これから幅広い分野への木質バイオマスの導入を支援し、森を生かした木質バイオマスエネルギーの普及促進に取り組むとしておりますけれども、この燃料となります木材を安定的に供給していくためにも、原木の増産に向けてどのように考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 令和2年の原木生産量は63万7,000立方メートルでございまして、産振計画がスタートした平成22年の40万4,000立方メートルから大幅に増加しておりますが、木質ペレットやチップなど燃料となる木材も含めた令和7年の目標、これ85万立方メートルでございまして、この達成を目指しまして、現在様々な取組をさらに強化して取り組んでいるところでございます。

一方、木材生産現場におきましては、良質材だけでなく中質材、低質材、こうしたものも一体的に出材されますので、今後の原木の増産に向けましては、良質材から低質材、それぞれの販路をしっかりと確保する販売戦略、これを持つことが重要だと考えております。

そのため、林業事業体と製材事業体あるいは

木質バイオマス燃料を製造する事業者の皆様も含めまして、川上から川下までの事業者の方が需給情報を共有し、連携して取り組むサプライチェーンを構築していくことが大変重要となっております。

今後、市町村とも連携いたしまして、こうした機能を持つサプライチェーンの構築を加速化していく、こうしたことで原木の増産、そして木質バイオマス燃料も含めた木材の安定供給につなげてまいりたいと考えております。

○1番（上治堂司君） ありがとうございます。

日本全国、これからも様々な取組が始まりますが、森林率日本一の高知県から、特色ある脱炭素社会を推進していただきたいというふうに思います。

今議会の提案説明で、新型コロナウイルス感染症への対応について知事は、感染拡大防止の取組として医療提供体制の強化やワクチン接種の推進、そして社会経済活動の再開に向けた取組として高知家あんしん会食推進の店認証制度を推進していくということにしております。

県内のコロナ感染者数は、現在比較的落ち着いておりますけれども、またこれから冬場にかけて第6波も心配されるところでございます。知事が述べられました今議会の取組を早急に進めて、感染拡大防止と経済対策に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 以上をもって、上治堂司君の質問は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩



午後3時15分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

野町雅樹君の持ち時間は40分です。

9番野町雅樹君。

○9番（野町雅樹君） 自由民主党の野町です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、コロナ禍における経済影響対策についてお伺いをします。

本県におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症緊急対策の予算規模は1,364億円で、このうち最も多くの予算が経済影響対策に割かれ、その額は715億円と52%を占めています。今議会にも129億円のコロナ関連予算が提案をされ、うち新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金の拡充など、経済影響対策に約21億円が計上をされております。また、県は、本年度活用可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金82億9,000万円の全額を今回の9月補正で使い切ることも公表をしております。

9月30日には、緊急事態宣言などが全て解除され、ワクチン接種が進む中、日常生活回復への出口戦略としてワクチン・検査パッケージなどを活用した行動制限緩和への新たな動きも本格化をしております。今後の経済影響対策は、景気回復に向けました需要喚起策へのシフトも考えられますけれども、第6波への備えも含め、まだまだ厳しい状況に置かれている事業者支援の強化ということが必要だというふうに感じております。

そこで、これまでの経済影響対策の効果や課題を検証した上で、地方発の次なる対策について、国に積極的な政策提言が必要だというふう

に考えますけれども、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 新型コロナウイルスの感染拡大による影響がおよそ1年半を過ぎたこととなります。ここにおきまして、第5波の収束の方向は見てまいりましたけれども、この局面に備えまして、早急に対策を講じる必要があるというふうに考えております。

今御案内もございましたように、国のほうからは、様々な行動制限を緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた取組の両立を目指していくという趣旨で、ワクチン・検査パッケージの技術実証を行うという旨が公表されております。また、岸田新総理は一昨日の就任会見におきまして、速やかに新たな経済対策を策定していくという趣旨の発言があったところでございます。

こうした国の動きに呼応ができますように、迅速な情報収集に努めまして、新たな需要喚起策、あるいは社会経済構造改革の促進策などの経済面での対策の検討を進めるように、特別経済対策プロジェクトチームに対しまして指示をいたしているところでございます。

その際には、議員からの御指摘もございましたように、これまでの対策の効果がどうであったか、そして今後どういった課題があるかといった点の洗い出しをしっかりと行いまして、こうした内容を踏まえ、地方の実情に合った内容が国の経済対策に反映されるということが大事だと考えます。こうした観点に立ちながら、全国知事会などとも連携をし、しっかりと政策提言を行ってまいりたいと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、コロナ禍の長期化によりまして、特に経済的影響を受けている業種というのが本県の産業界にどのように広がっているのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 様々な業種

におきまして、少なからずダメージが出ておりますけれども、その中でも特に行動制限を受けた業種におきまして、その影響が顕著になっております。

営業時間の短縮や人数制限の対象となりました飲食店はもちろんのこと、県境をまたぐ移動制限により、鉄道、バスといった交通事業者をはじめ、旅館、ホテルや旅行代理店といった観光関連産業などが特に大きな影響を受けております。さらに、こうした事業者と取引のございます食材の生産者や酒類などの卸売業者、また宴席や披露宴が激減しておりますことから、貸し衣装、貸しおしぼり、またナプキン、テーブルクロス、さらにそのクリーニング業といった業態なども、大変厳しい状況に置かれているというふうに伺っております。

こうした動きは特別経済対策プロジェクトチームにおいて、今後も逐次把握をいたしまして、適宜適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、先ほど御答弁にもありましたように、経済的なダメージを最も受けている業種の一つであります宿泊業など、観光関連産業の状況についてお伺いをいたします。自民党県議団では、8月23日と9月1日に高知県旅館ホテル生活衛生同業組合、またその東部支部の方々との意見交換を行いました。その中で、甚大な経済的影響が昨年3月から17か月間以上続いており、さらに厳しくなった経営実態について切実な御意見、御要望をいただきました。

組合所属の57施設での影響調査によりますと、コロナ前の令和元年と比較をしまして、令和2年の宿泊人数は36%減、また宴会人数は70%減で合計66億円の減収。さらに、今年の上半期はGo To Travelなどが停止状態であることからさらに厳しく、前々年の同期比で宿泊人数が50%

減、宴会人数に至っては83%減で、合計42億円の減収となるなど、状況はますます悪化の一途をたどっているとのことでもあります。

さらに、宿泊業は、先ほど部長のほうからもありましたが、旅行業、運輸業、飲食業、農業など、日常的に幅広い業種との取引があることから、本県産業への影響が大きいということも改めて認識したところであります。

そこで、まずコロナ前まで産業振興計画による県勢浮揚の牽引役として成長を続けてまいりました観光関連産業への経済的なダメージについてどのように認識をしているのか、改めて観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 昨年1年間の観光総消費額は、コロナ前の令和元年に比べますと約4割の減、額にして約450億円の減少となります。さらに、今年は本県への入り込みが多い夏休みのシーズンと第5波による移動の自粛要請などが重なりましたことにより、昨年以上に厳しい状況だというふうに認識をしております。

1年半以上に及ぶコロナの影響は、飲食業や運輸業、1次産業など関連する幅広い分野に及んでおりまして、本県経済のダメージは非常に大きいというふうに思っております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、そういった厳しい経営状況に置かれている宿泊業の皆様方ですが、現在コロナ感染者の宿泊療養施設として施設の一部を御提供いただくなど、多大な御協力をいただいております。また、コロナ禍における大規模災害発生時の避難所として、従来の学校や公民館などに加えて、旅館やホテルなどの役割が重要視され、活用されるようになっております。そうした中、同組合では、県や市町村との間で「大規模災害時における、避難所・救助物資の提供及び平常時における防災活動への協力に関する協定」などを締結しておるところであります。

しかしながら、先ほど来ありますように、利用客の激減や重くのしかかる固定費負担などによって経営破綻も危惧され、いざというときに避難所としての機能を果たせなくなる事態も懸念をされております。これらの宿泊施設の運営継続というのは、地域の観光振興だけではなく、公益的機能である防災面でも大変重要であります。

こうした中、同組合からは、昨年以上に逼迫をする窮状に対し、市町村との連携を含めまして、業界への、あるいは県内取引先に対する経営支援策の強化について切実な御要望をいただいております。もちろん、宿泊業者だけではなく地域の事業者は、長引くコロナ禍の影響で相当に疲弊をしております。

そこで、今議会でも給付金の拡充など提案をされており、評価をするところでありますけれども、第6波に備え、事業者へのさらなる経済支援策の強化が検討できないか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 幅広い業種に対応いたします臨時給付金につきましては、国の月次支援金をはじめまして、他県でも同様の趣旨の制度が設けられております。国においては、売上げ50%以上減で、1月当たり法人で20万円、個人事業者で10万円が上限となっております。

中四国では、支援が手厚い山口県、岡山県でも、売上げが30%以上減で、山口県は1月から6月、岡山県では4月から9月の複数月を対象としておりますものの、法人で40万円、個人事業者で20万円が上限で、支給は1回のみという支援の内容になっています。

こうした中、これまでに、本県においては一歩も二歩も踏み込んだ支援を行っており、加えて事業規模の大きな事業者向けに独自の給付金も設けております。限られた財源の中、何としてでもできる限りのことをして、事業の継続と

雇用の維持を下支えしたいという思いから、他県と比べまして相当思い切った支援を行わせていただいているところです。さらに、お話しいただきましたように、今議会においても、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、各業界からの御要望を踏まえまして、給付金の拡充を提案させていただいているところであります。

財源の確保という大きな課題はございますが、今後におきましても、事業者の皆様の声に耳を傾けながら、国の動向も注視し、庁内の特別経済対策プロジェクトチームとも連携して、本県経済のその時々状況に応じて必要な対策を検討、実施してまいります。

なお、事業規模や固定費の割合を反映した新たな持続化給付金制度の創設などにつきましては、これまでも全国知事会などと連携し、提言を行ってきております。今後におきましても、引き続きしっかりと国に訴えてまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

次に、ホテルなど一定規模の施設を有する事業者にとりましては、家賃や光熱費など固定費が大きな負担となっておりますけれども、このうち固定資産税につきましては、令和3年度分の減免措置がこの春に実施をされました。しかし、固定資産税は市町村にとって大変貴重な財源でありますことから、国による確実な財政補填が前提条件となることは言うまでもありません。

そこで、コロナ禍の長期化によって昨年より経営が逼迫をしております事業者に対して、固定資産税の減免の継続なども考えられます。その場合には、これまでの措置と同様、市町村に対する確実な財政補填を国に対して強く要望すべきだというふうに考えますけれども、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（徳重覚君） 固定資産税は、県内の

市町村税収の4割を超えておりまして、市町村財政を支える基幹税となっております。したがって、国が行う経済施策にこれを用いるべきではなく、まずは補助金などのほかの手法を基本に、負担軽減策を検討していくことが適切だと考えております。そのため、全国知事会では、固定費に対する国税や国庫補助金などによる支援制度の創設などについて、提言をしているところでございます。

仮に、固定資産税の軽減措置が令和4年度分についても実施される場合には、国による市町村への財源補填が必要となりますので、しっかりと国に対して働きかけを行っていく所存でございます。

○9番（野町雅樹君） よろしく願いをいたします。

次に、本年6月議会におきまして自民党の桑名議員から、県が独自に設けました実質無利子、無担保の新型コロナウイルス感染症対策融資や、国が実施をしております同様の融資の据置期間の延長など、救済策に関する質疑がありました。知事からは、返済開始時期に経済状況が回復をしていない場合は事業者の負担を軽減するための返済条件の緩和を検討すること、また全国知事会などを通じて国に支援策を提言することなどの答弁がありました。また、今議会の西内健議員からの質疑に対して、商工労働部長からも同様の答弁があったところであります。

事業者の皆さんからは、返済時期が迫る中、コロナ禍が予想以上に長期化したことで、資金が目減りをし、業績回復も見通せない状況で、真に迫った御要望をいただいているところであります。

そこで、このことにつきまして、私からも改めて要請をさせていただきたいというふうに思います。

次に、今後の中長期的な観光戦略の見直しに

つきましてお伺いをいたします。本県への観光客入り込み数や観光総消費額は、先ほど部長のほうからもございましたとおり、コロナ前と比較いたしまして4割減となり、その経済損失額は1年間で約450億円ということでございます。今後の本県観光の復活に向けました県の取組については、今議会でも多くの論戦があったところであります。高知観光リカバリーキャンペーンなど当面の需要喚起策に加えて、来年1月からはリョーマの休日キャンペーンの拡充などが計画をされておまして、大いに期待をしているところであります。

しかしながら、今後しばらくの間は、感染の再拡大など不透明な情勢が続くと考えられる中、アフターコロナを見据え、本県観光を戦略的に回復させるためには、中長期的な観光戦略の見直しと官民を挙げたより一層の取組が必要というふうに考えます。

そこで、中長期的な視点に立った観光戦略の見直しに当たって、本県観光の課題をどのように捉えているのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） コロナの影響によりまして、旅行スタイルに様々な変化がありましたけれども、その中でも特に旅行の少人数化やあまり移動せずに一つの地域に滞在するといったような旅行スタイルは、今後もコロナ収束後も一定続いていくのではないかとというふうに想定をしております。

こうしたことなどを踏まえますと、今後の観光戦略づくりにおきましては、1人当たりの観光消費単価をいかに上げていくかといったことが重要なポイントであり、それぞれの観光素材の付加価値を高めていくことに加えまして、地域周遊や長期滞在を促していくといった施策の強化が必要というふうに考えております。

また、もう少し中長期的な視点から申します

と、将来の人口減少による国内旅行者全体の規模が縮小していくといったことを見据えたインバウンド観光の抜本的な強化が必要だというふうに考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、今、細田守監督のアニメ映画竜とそばかすの姫が大ヒットをし、コロナ禍にもかかわらず、ロケ地への聖地巡礼に多くの観光客が訪れているというふうにお聞きをしています。

また、仁淀川地域では、新たなキャンプ場の整備や自然体験メニューの開発などが進む中、地元の広域観光組織である一般社団法人仁淀ブルー観光協議会が主体となり、今月から「仁淀ブルー体験博2021」が開催をされるというふうにお聞きをしています。そのにぎわいにも大いに期待をするところであります。

そこで、先ほど部長からもありましたが、地域での観光ということが大切なことだろうというふうに思います。地域観光博覧会などを契機として、これまで県内に6か所設立をされました広域観光組織などが主体となりまして、今こそ旅行者のニーズの変化に対応した、地域ならではの新たな観光戦略づくりというのが必要なんだろうというふうに思いますが、そのことについて観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） これまで地域博覧会の開催などを通じまして、それぞれのエリアで観光振興に関するノウハウが培われ、蓄積をされまして、また広域観光組織の推進体制も徐々に整ってきたものというふうに考えております。

本県は非常に東西に長く、地域によっては地理的条件も違いますし、観光資源などの特性も違います。それぞれの強みを生かした観光戦略を広域エリアごとに策定し、各広域観光組織が主体となって実行していくといったことは、大変重要だというふうに考えております。このため、本議会におきましても、各広域観光組織が

行います戦略づくりや観光需要回復に向けた事業を支援する補正予算もお願いしているところでもあります。

先ほどお答えしました地域の周遊促進策も含めまして、広域観光組織の機能がより強化されますように、県全体の観光の底上げにもつながるものでありますので、県としてしっかりと後押しをしたいというふうに考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

では、この項最後に、事業者の皆さんからは、経済影響対策に対します市町村の温度差というのも大きいのではないかと御指摘も受けることがあります。先日、土森議員の質問にもありましたように、県経済の回復時に、多くの宿泊施設や飲食店など県経済を支える事業者がいなくなっている事態は、絶対に避けなければなりません。もちろん、地域の実情に即した市町村独自の支援策にも大変期待をしているところでもありますけれども、県では、これまで以上に市町村とも連携をしていただきまして、真に厳しい状況の事業者に対して、国や県の支援策がより厚みのある効果的なものになるよう、一層の御尽力をお願いいたします。それでは、次の項目に移りたいと思います。

データ駆動型農業の推進についてお伺いをします。

濱田知事は就任当初から、本県の経済活性化のキーワードとして、デジタル技術と地場産業の融合を進め、県内に付加価値の高い産業を生み出すことの重要性について強調されてきました。

本県の強みである農業分野においては、Next次世代型こうち新施設園芸システムの構築を推進する中で、園芸用ハウスへの環境制御機器の導入が令和2年度末には452ヘクタールに拡大をし、主要7品目においては55%までに達しました。また、昨年10月には、ハウス内の環境情報

や作物の生育情報、さらには出荷情報などのデータを県域で一元的に集積をするI o Pクラウド、SAWACHIのプロトタイプが始動し、4月からは試行運用が開始をされました。試行運用には約180戸の生産者などが御協力をいただき、今後はJAの出荷者約3,000戸の出荷データも活用していくとのことでもあります。

そこでまず、昨年から導入をされましたI o Pクラウドのプロトタイプの活用状況について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 現在、クラウドを検証、改善するための試行運用期間であり、利用者は限られておりますが、環境データや詳細の気象情報などは日々の温度や水の管理に生かすことができる状況となっております。また、いつでも、どこからでもハウスの状況を確認できるようになったことから、夜間や外出時の点検、長雨や豪雨の際の危機管理にも活用されております。

8月からは、JAグループとの連携により、毎日の出荷データがクラウドにつながり活用ができるようになりました。また、県では、クラウドに蓄積された各種データと組み合わせる比較分析を実施し、生産者の栽培技術や経営の最適化につながる改善点の把握に努めております。近く生産者にフィードバックを始める予定でございます。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。使用している農業者からも、様々な利点があるんだというお話はよくお聞きをします。

次に、このプロトタイプの活用から明らかとなった課題について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 試験的に御利用いただいている生産者へのアンケートでは、画面の見やすさや操作性の改良、また新たに生産者間のデータ共有機能のほか、病害虫の発生予

測や販売情報などを提供する機能を追加してほしいとの御意見がありました。

また、試行運用の中では、様々なデータをインターネットを介してクラウドにつなぐための機器に限られることや、データの送受信に係るコスト面やセキュリティー面の課題が明らかになっております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

こういう課題を整理しながら、今後の本格運用に向けました取組、これについて農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 来年度中の本格運用に向けては、先ほど申し上げました明らかとなった課題に順次対応していくとともに、利用者のさらなる拡大を図ってまいります。

また、クラウドの新たな機能として、これまで数値化できていなかった作物の光合成や、植物の体内の水が水蒸気として空気中に排出される蒸散などを可視化する生理生態AIエンジンを、本年度中にクラウドへ実装していく予定でございます。

○9番（野町雅樹君） しっかりと課題を整理していただきまして、生産者にとってより使い勝手のよいシステム、そして本格運用へのスムーズな移行に期待をいたしております。

次に、データ駆動型農業の指導体制の構築についてお伺いをいたします。様々な環境制御技術も先駆的に導入した生産者など成功事例が生まれた一方で、いまだ技術導入ができていない生産者も多く、技術格差というのが現場で広がっております。また、こうした技術が、普及拡大の新たなステージに入ったということを踏まえますと、これまで生産者個々のデータ活用にとどまっていたものを、今後はI o Pクラウドに集積した各種データを分析し、分かりやすく可視化するなど、その結果を生産部会や産地間などに、より広くフィードバックすることで生産

者の経営改善はもとより、今後の産地戦略にも生かしていくことが求められているというふうに思います。

こうしたデータ駆動型農業への転換や面的な普及拡大において重要な役割を担うのが、県の農業改良普及指導員やJ Aの営農指導員などといった技術指導員の皆さんの力であります。現在、15人の環境制御技術普及推進員が、技術普及の中核的な役割を果たしているというふうにお聞きしていますけれども、今後I o Pクラウドの活用などを推進する中で、さらなる人材育成と関連大学や各メーカーなど、官民挙げた指導体制づくりが必要だというふうに考えます。

そこで、データ駆動型農業の指導体制の構築をどのように進めていくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 今年5月に、先進的農業者やJ A、大学、県などで組織する高知県データ駆動型農業推進協議会を設立いたしました。

この協議会では、営農指導の中核的な役割を担う人材の育成、各種データを分析・活用した指導方法の確立、ハウス内の環境データや生物の生育データを活用した栽培技術や経営の最適化に向けた実証の3つの取組を推進しております。このうち人材育成は、環境制御技術の未導入農家から先進農家に至るまで、データ駆動型農業を広く普及していくための指導体制として、特に重要な取組となっております。

このため、本年度は県の普及指導員20名の研修を実施する予定であり、データ駆動型農業の広がりに合わせて、最終的にはJ Aの営農指導員も含め50名の指導体制を構築してまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、コロナ禍が長期化をする中、生産者の技術研さんの場である現地研修会や栽培講習会などの学び教えあう場の機会が大幅に減少して

いるというふうにお聞きをしております、産地全体の技術力の停滞というのも懸念をしております。

当面のコロナ禍への対応として、一部でリモートによる情報提供なども実践をされておりますけれども、今後データ駆動型農業やネットワーク化を推進する中でも、やはり生産者や指導員らが対面で、また現地で集い、人と人がつながり、お互いを高め合うことが重要だというふうに考えております。

そこで、今後の学び教えあう場の在り方というのをどういうふうにイメージされておられるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 学び教えあう場は、新たな栽培技術の普及のみならず、今後データ駆動型農業の普及を図っていく上でも、先進農家に学び、お互いに技術を高め合う場として大変重要と考えております。

現在のコロナ禍においては、リモートによる技術指導や栽培管理ポイントの動画配信など、非対面による手法を用いておるところでございます。この手法は、誰もが時や場所を選ばず、情報を共有できるというメリットもあります。一方、互いに意識を高め合うという点では、対面で一堂に会する手法が望ましいと考えております。

今後も、感染状況や参加者のニーズを踏まえ、対面と非対面の両方を組み合わせて実施してまいりたいと考えております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、平成26年度から開始されました県の補助事業に加え、平成29年度からは国の補助事業を活用したことによって、環境制御機器あるいは測定装置などの導入が進んだことは先ほど述べたとおりであります。一方で、県全体で農業データを収集し、I o Pクラウドを効果的に活用していくには、地域によって測定装置の普及が途上であるため、データ分析の実例が圧倒的

に不足をしているのが現状だということで、生産者に対して一層の普及促進が必要であります。

そこで、現在実施をしている環境制御技術高度化事業を継続するとともに、ネットワーク化に対応する支援策が必要だというふうに考えますけれども、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） データ駆動型農業を推進するには、さらなる環境制御技術の普及とネットワーク化への対応が必要と認識しております。また、ネットワーク化に対応する機器の導入に対する支援については、J Aや生産者からも要望を伺っているところでございます。

そのため、環境制御技術高度化事業を継続するとともに、ネットワーク化に対応する機器の補助対象への追加や優先区分の設定など、運用の見直しを検討してまいります。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

本県の推進いたしますI o Pプロジェクトでは、国の提唱するデータ駆動型農業をI o Pクラウドによって県域でネットワーク化するという点で、全国に先駆けた画期的な取組だというふうに思います。ぜひとも成功させていただきまして、本県園芸農業の飛躍的な生産性向上と、何よりも農家所得の増大につなげていただくことを御期待いたします。それでは、最後の項目に移ります。

J A高知県の集出荷場の再編構想についてお伺いをいたします。

J A高知県が発足して3年目を迎えております。コロナ禍の影響は、本県農業にも大きな影を落とし、特に業務用野菜や花卉類、さらに米価も大幅に低迷するなど、農家所得の減少が続いております。一方で、J A統合を契機に、生産者が期待をしているメリットの一つとして、集出荷場の再編による効率化と運営コストの低減、そして販売力の強化による農家所得の向上

というものが挙げられます。

現在の再編構想では、機械選果や出荷作業を行っている49の集出荷場を令和2年から10年後をめどに、29の拠点集出荷場と各産地で荷物を集積する集荷場に再編整備をするというふうにお聞きしております。

そこで、まずJ A高知県の再編構想の進捗状況について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 再編を行う29の拠点集出荷場のうち、施設の老朽化や集出荷場の統合による機械の設備の増設が必要な6か所について、令和11年度までに計画的に整備する予定とお伺いしております。

現在、再編整備計画の第1号の整備に向け、関係者と協議を重ねているところでございます。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

私の地元、旧J A土佐あき管内におきましても、県内の出荷量の97%を占めます施設ナスを主体とした6か所の集出荷場に加えて、同じく75%を占める3か所のユズ加工場などが整備をされています。しかし、各施設や機械の老朽化が進むとともに、その多くが津波浸水区域にあることから、生産者はもちろん、取引先の市場関係者や企業からも、再編整備に対する要望が高まっておりますので、ぜひ今後とも前に進めたいというふうに考えております。

次に、農家の高齢化や減少によりまして産地の縮小が進む中、将来的には、先ほど言いましたように、全国各地で集出荷場を統廃合して効率化を図る再編統合案件というのが多数出てくるのが予想されます。

一方で、複数産地の集出荷場の再編統合ということになりますと、その規模は現状よりも大きくなり、事業費も大きく膨らむことは避けられません。こうした場合、運営コストの削減などのメリットというのは大きいですが、初期投資につきましては、補助事業がなければ

生産者の負担が過大となり、最終的には農業経営に直接的な影響を及ぼすということも懸念されます。こうした大きな事業費を要する施設整備には、どうしても国費事業の活用が必要となります。

そこで、集出荷場の統合における国の補助事業の活用状況について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 整備が必要な6か所の拠点集出荷場について、平均で1か所当たりの概算事業費が10億円を超えることから、県としても、国の補助事業の活用が必須と考えております。

活用する国の補助事業は、予算規模や複数年度の事業工期に対応が可能な強い農業・担い手づくり総合支援交付金を想定しており、令和4年度に整備予定の四万十町のニラの拠点集出荷場に本事業を活用する予定であります。

現在、事業採択に向けて、県や市町村でサポートチームを編成し、事業計画の策定などを支援しているところでございます。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、拠点集出荷場の整備に活用可能な国費事業は、先ほど部長の答弁にもございましたように、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などに限定されます。また、近年の国の予算が減少する中で、事業採択が年々厳しくなっているというふうにもお聞きをしております。さらに、複数産地での合意形成など、ハードルの高い計画策定には多くの時間と労力を要するため、生産者やJ Aはもちろん、関係市町村ともこれまで以上に連携をしていただきまして、より計画的な進捗管理が必要だというふうに考えます。

そこで、再編構想を早期に実現するため、既存事業の予算確保など国に強く要望することも含め、今後の県としての取組につきまして農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 活用を予定しております強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、国の予算額の減少に伴いまして、全国での競争が激しくなっている状況であります。

まずは、事業の採択要件を満たすことができるよう、JA高知県とともに知恵を絞り、市町村と連携して支援していきます。あわせて、国に対しましても本県の実情をお伝えするとともに、十分な予算の確保と再編を対象とした優先枠の拡充について、機会を捉え、要望してまいります。

このJA高知県の集出荷場の再編構想が、将来にわたって産地を支える集出荷システムの構築につながるよう、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

○9番（野町雅樹君） 最後に、今後、国費事業の活用だけではなくて、産業振興計画あるいは地域アクションプランなどへの再編計画の位置づけによりまして、県の財政支援の上積みあるいは各集荷場からの横持ち運賃への支援など、地域の要望にしっかりと耳を傾けていただきまして、再編構想をできるだけ加速化するための県独自の支援策についても御検討いただきたい、このことを要請させていただきたいというふうに思います。

それぞれ御丁寧な、また大変前向きな御答弁もいただきまして、大変ありがとうございました。

最後に、改めまして今回のコロナ禍におきまして、県民の皆様への命と本県産業の発展に大変御尽力をいただいております濱田知事をはじめ県庁職員の皆様に、心から感謝を申し上げます。ただ一つ心配していることは、長引くコロナ禍も丸2年を迎えようとしており、責任感の強い優れた職員の皆様方ですので、つつい無理をしてしまうことがあるのではないかとこのように感じます。

コロナ禍の中で、仕事や家庭生活の激変、また人との触れ合いやコミュニケーションの激減で、私たちの暮らしぶりというのは大きく変化をいたしました。コロナ鬱という言葉も世の中に定着をし、心のケアが必要な方々も急増しております。経済的に追い詰められたり、治療の最前線で命と向き合う中、感染の不安とともに闘う医療従事者など、そうした症状にお悩みの方も多く、私もそうした方々からの御相談に対応する中で、自分自身の心のケアも重要だと改めて感じております。

人間は社会的動物であるというアリストテレスの言葉もありますが、私たち人間は一人では生きられません。しかし、必ずこのコロナ禍を克服し、ポストコロナ社会への変革と発展を成し遂げていくということを信じております。

本県にとりましては、そういう意味で県庁の皆さん方の英知というのが要であります。くれぐれも体調管理には気をつけられて職務に当たっていただくことを申し添えまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、野町雅樹君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時55分休憩



午後4時再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は60分です。

17番依光晃一郎君。

○17番（依光晃一郎君） 最後の質問者となりま

した。私としましては、県議会議員としての最後の質問ということになります。私は、そのうちいなくなりますが、昔依光という議員がおって、最後こんな質問したなって思い出していただけに、遺言としての質問を6分お付き合いいただければと思います。

さて、私が県議会議員に当選させていただいたのが平成23年4月のことですので、早いもので10年と半年が過ぎ去りました。

私が何を目指して県議会議員を志したかといえば、高知県の地域地域の集落が今後も存在し続け、そこに住む人々によって土地固有の文化と伝統が受け継がれ、高知県が多様性を維持しながら発展していくことに力を尽くしたいという思いからでした。

この地域地域の集落を守るためには、高知県の産業を活性化させ、雇用を生み出し、医療や教育を充実させ、さらに買物などの日常生活に不便のない総合的な取組が必要です。しかし、高知県においては、長期的な人口減少が続き、労働者人口、消費者人口は減り続け、経済活動の見通しは下落のベクトルが続いています。このような状況が、さらなる人口流出につながれば、経済活動の下落スピードはさらに速まります。加えて、長期化するコロナ禍は、人口減少による経済の縮小で苦しんできた高知県をさらに追い詰めています。ウイズコロナ、アフターコロナと言われる今後の数年間でどういった政策立案ができるかが、10年後、20年後の将来像を決める、高知県にとって非常に重要な局面だと感じています。

そこで本日は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて動き出したグリーン化の取組の強化に加えて、これからも苦しい中で取り組んでいかなければならない高知県の政策立案と議会の役割について、私の思うところを述べさせていただきますながら、質問をさせていただきました

と思います。

高知県は、第4期産業振興計画ver. 3への見直しについて4つの視点を示しております。1つ目は、デジタル化、グリーン化、グローバル化を重点化すること。2つ目は、県内外から多くの人材や知恵、資本などを呼び込み、分野別連携及び産学官民連携による取組を加速化すること。3つ目は、イノベーションの推進。4つ目は、SDGsを意識した産業への転換です。

私は、この4つの方向性に大いに賛同しており、その政策効果を最大限生み出すためには、民間活力を最大限引き出すという視点が重要だと思っております。そして、そのためには県庁から企業へのメリット提示となる政策立案と政策決定のスピードアップという努力が必要です。

さて、この第4期産業振興計画のver. 3への見直しについてですが、簡単に言えば、時代の流れを見通した政策を先んじて打ち出し、時代の追い風を受けて、高知県を発展させようというバージョンアップだと思います。そうであるならば、デジタル化と言われる分野がそうであるように、どんどん変化し、先へ先へとスピードが増していく未知の分野に、高知県庁という行政組織が、そのスピードについていけるかという課題があると私は思っています。

本議会の補正予算には、グリーン化に係る新技術、新製品の研究開発を支援という予算が計上されています。グリーン化を高知県の産業振興につなげようという強い意志が感じられる予算計上です。そこで、私もグリーン化を高知県の産業振興につなげるべく考えてみたいと思います。

まず、企業の持つ新技術を評価することについて議論を進めます。高知県は、新たな時代を見据えてグリーン化に係る新技術、新製品の研究開発について、全国に誇れる研究レベルと企業集積を目指し、グリーン化先進県を目指して

取り組んでいくのだと理解をしております。私は、グリーン化については高知県の強みである自然環境や、これまで培われてきた高知県企業の研究開発、あるいは大学や公設研究機関の基礎研究をベースにして、企業集積につなげていくのが自然だと思います。

グリーン化と言ってもイメージが湧きませんが、例えばグリーン化を脱炭素と捉えた場合、電気自動車産業は、これからの社会で大きな需要が見込まれる有望な産業です。その電気自動車を支える重要な部品がリチウムイオン電池であり、高知県にはニッポン高度紙工業株式会社という、世界で初めて植物由来の高性能セルロース系セパレータを開発した会社があります。

また、ユーグレナという、ミドリムシで食品やバイオ燃料を開発している有名な企業があります。バイオ燃料の分野もグリーン化に関する有効な産業で、日照条件のよい高知県には優位性があるのではと思っています。この企業は高知県ともゆかりがあつて、今年1月に、土佐山田駅から美良布を走るJR四国バス大柘線にユーグレナのバイオディーゼル燃料を提供し、ニュースになりました。

高知県は、これら企業のように、高知県の優位性を生かした高知県独自のグリーン化に係る新技術、新製品を生み出していくべきだと、私は思っております。

そこで、本議会にグリーン化に係る新技術、新製品の開発を促進するため、公設試験研究機関に試験機器を導入するための予算を計上されておりますが、今後どのように取り組もうとしているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 世界的なグリーン化の流れに乗り遅れることなく、さらにはこれを好機と捉え、グリーン化に対応した製品や技術開発を促進し、県経済の活性化につなげて

いくことは何より重要であると考えております。

このため、昨年度から工業技術センターと紙産業技術センターが連携しまして、代替プラスチックに関する研究会を立ち上げており、現在県内企業17社に御参加いただいているところであります。これまでに、グリーン化に関する最新の技術などを学ぶ講座を10回開催し、延べ259人に参加いただいております。

あわせて、各企業の製品開発を支援し、生分解性プラスチックと紙を使った袋など10件の試作案件が出てきているところです。こうした中、今回の9月補正では、素材の開発支援や機能性評価のために10種類の試験機器を導入する予算を計上させていただいております。

今後、新たに導入する試験機器を活用しまして、紙や木材など高知の持つ強みを生かした新たな製品や技術開発をさらに加速させてまいります。あわせて、参画する企業の裾野、こちらのほうの拡大も図ってまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） ありがとうございます。すごく夢のあるお話だと思いました。私は、やっぱりいろんな企業を巻き込んで、先ほどもお話にあつたとおりですけれども、県外企業とかも、これも連携をつなげて、また高知にサテライトオフィス、大学でもいいと思うんですけれども、そういう形でどんどん広げていっていただきたいと思います。

先ほど御紹介したニッポン高度紙工業やユーグレナの2社は上場企業であり、資金調達は株式市場や銀行から行うことができます。特に株式市場においては、グリーン化に関する企業群への投資を促す投資信託などが販売されており、資金調達環境はよくなってきています。

では、スタートアップ段階の企業はどうでしょうか。高知県は、産学官民連携・起業推進課のこうちスタートアップパークという取組など、

広く創業支援に取り組んでいます。しかし、グリーン化に係る新技術・新製品開発をさらに進めるための、私の言葉で言えば、えこひいきした補助制度にはなっていない。私は、グリーン化に資する企業には特別に優遇した補助金で支援し、高知県に定着してもらうような補助制度を積極的につくり出すべきだと考えています。かつての明治政府が殖産興業を掲げ、官営の富岡製糸場や八幡製鉄所をつくったように、税金で民間企業を育てるという力業が必要ではないかと思うところです。

とはいっても、高知県がグリーン化における有望企業を選定して支援しようと言っても、特定の企業を選び出すことは困難でしょう。やはり企業の目利きができるのは銀行だと思います。そこで、今こそ高知県が掲げる産学官民連携に、本当の意味で、金融を加えた新たな企業支援策をつくり出せないでしょうか。

さて、頭の体操として、金融機関がビジネスプランコンテストを独自に開催し、優勝賞金の一部を高知県が負担するというのを考えてみます。高知県が金融機関主催のビジネスプランコンテストに税金投入するアイデアは、政策としてありでしょうか。私は、委託業務として発注したと考えれば、政策として成立するのではと思っています。ちなみに、過去に高知県は、高知家ビジネスプランコンテストの優勝者に100万円の賞金を出していました。

では、コンテストという形ではなく、金融機関がグリーン化に資するベンチャー企業に対して貸し出す資金に、高知県が、例えば5%分上乗せをするという継ぎ足し補助金制度はどうでしょう。つまり私は、金融機関が目利きの力を発揮して融資を決めたグリーン化に資する企業に、高知県が給付金を出すという新たな補助制度がつくり出せないかと、提案をしているのです。

この制度は、ビジネスプランコンテストを県が主催し、事務費をかけて運営し、さらに100万円を賞金として出すのではなく、グリーン化に資する企業に銀行が融資を決めた際に、その融資金額に一定割合の給付金を出すという補助制度の提案です。加えて、企業には、工場や拠点をつくる際には高知県内に立地をすることという条件をつけ、企業が順調に成長し、高知県企業立地促進事業費補助金で設備投資をする際には、その補助額に、例えばさらにプラス5%の奨励金を加算することも考えます。

私は、高知県がグリーン化などの成長分野の取り込みを本気でやるならば、業種を絞った形で企業に直接資金を提供するような仕組みがなければ、他県に先んじて成果を出すことはできないと思っています。

そこで、高知県は、グリーン化を支える企業群を高知県に生み出し、定着させるために、金融機関と連携した新たな補助制度を創設する考えはないか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 産業振興計画の実行を始めまして、県経済の活性化に向けては、これまでも金融機関とも密接に連携しながら様々な施策を進めてきているところです。

例えば、産業振興計画推進融資によりまして地域アクションプランなどの支援も行っておりますし、利子補給により生産性の向上のための設備導入の促進も行っております。このほかにも、県のような施策を県内事業者に御紹介いただくことなどにも、金融機関と連携して取り組んでいるところです。

グリーン化につきましては、県として取組を強化していく分野であります。このため、これまで同様、またこれまで以上にしっかりと金融機関と連携して取り組んでいくことが必要と考えております。

今後、来年度予算編成に向け施策の強化を議論する中で、金融機関とも、こういった効果的な支援を行うことができるのか、幅広くしっかりと協議していきたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 提案に対して実現するかどうか、しっかり見させていただきたいと思っております。全国的にも事例がないのかもしれないんですが、あれば非常に面白い取組になるので、ぜひ実現させていただきたいと思っております。やっぱり銀行との情報交換というのは、コロナ禍の中で非常に進んでいると思うので、これをもっと進めていただくことで、グリーン化にぜひともつなげていただきたいと思います。

次に、グリーン化企業の誘致についてお聞きをいたします。仮に、グリーン化に係る新技術を持った民間企業が、高知県に開発拠点をつくりたいという話があったとします。高知県が目指すカーボンニュートラルの実現に貢献し、併せて産業振興にも資する面白い案件です。そうなれば商工労働部や林業振興・環境部が窓口になり、話合いがスタートするでしょう。その話合いにおいては、県の制度が、グリーン化技術を持つ県外企業に対して、交渉におけるメリットとして感じていただけるだけの十分な競争力を有したものになっている必要があると思っております。

グリーン化技術を持つ引く手あまたの県外企業からしてみれば、高知県への投資は選択肢の中のひとつで、他県の企業立地における魅力や補助金などの条件を比べながら、検討しているはずですが、また、既存補助制度の要件を満たさない特別な条件をクリアしてくれれば、高知県に決定するという場合もあるでしょう。

企業は、補助金額の内定や企業の求める条件への合意など、行政の意思決定を待って結論を出すこととなりますが、企業にとっては、初めての土地で事業活動を行うことへの不安も少なからずあるでしょうから、立地時のみならず、

立地した以降も将来にわたって手厚い支援が受けられる県であるかどうか、重要な判断材料になるのではないかと思います。

今後、本県におけるグリーン化に係る産業育成をスピード感を持って進めるためには、先進的な技術を持つ県外企業を誘致し、共に発展を目指すことも有効と考えますが、企業誘致にどのように取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、本県がグリーン化に係ります産業育成に取り組む中で、先進的な技術を持ちます県外企業を誘致し、発展を促していくということは、県経済の活性化、そしてグリーン化の推進に大変有効であるというふうに考えます。

現在、本県では、ただいま御紹介いただきましたような、紙産業に係ります技術蓄積も生かしたプラスチック代替素材の研究なども進めておりますけれども、もう一つ例を挙げますと、今後は森林資源の豊富な本県の優位性を生かしまして、間伐材等のバイオマスを利用したグリーンLPガス、プロパンガスをグリーン化していくという生産技術の研究にも参画をしていきたいと考えております。こうした高知らしい研究が進み、実用化あるいは製品化されていく段階で、関連するような企業を誘致していくというようなことまでつながっていけば、これはいい取組になっていくのではないかと思います。

お話もございました企業誘致は、熾烈な地域間競争となつてまいりますけれども、本県は他県に負けない、全国でもトップクラスの補助制度を持っております。なおかつ、県内への大きな波及効果が見込まれる場合には、補助率の特別な加算も可能だというような仕組みにいたしております。さらに、他県との競争で必要となりましたら、企業からの要望への特別な対応あ

るいは融資などの制度も、柔軟に見直していきたいというふうに考えております。

ある意味、高知県は、行政組織としては全国の各県の中で小さいほうでありますけれども、それだけに小回りが利くというのが、利点ではないかというふうに考えているところであります。加えまして、誘致実現の決め手となります信頼関係の構築に資するような、進出後の安定操業を視野に入れた丁寧な誘致活動、いわゆるアフターケアの面という点でございますとか、安全・安心で利便性の高い工業団地の供給といった点につきましては、本県ならではの強みと言えるのではないかと考えております。

そうは申しましても、県外企業の本県への誘致は容易なことではございませんけれども、私自身、様々な場で本県の優れた総合環境の魅力を発信していくということなどを含めまして、誘致の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 知事から力強いメッセージをお聞きしました。本当に高知県は地理的ハンディがあった分、相当補助制度も、全国よりも優れておるといふふうに自分も見させていただいております。

先ほど、小回りが利くという話と併せて、信頼関係をというお話がありました。これも高知県の強みではないかなというふうに思います。担当の方とお話をしているときに、企業が決め手になったことは何ですかと聞いたら、どろめ祭りでファンになってくれてというようなお話がありました。高知ならではの信頼関係の中で、いろいろなお付き合いもあろうかと思っておりますけれども、その中で胃袋をつかみ、また肝臓をつかんでいただいて、やっぱり高知のファンになっていただいて、その中で県庁が信頼される組織であるということが、一番の強みであるように

も感じます。ぜひとも一社でも多く企業立地を進めていただければと思います。

次に、これからの時代で避けては通れない環境問題における、高知県のCO₂削減への取組について意見を述べさせていただき、質問をさせていただきます。世界中で環境問題の取組がスタートした背景には、行き過ぎた大量生産・大量消費型の経済発展が地球環境を悪化させており、持続可能な社会に転換させるためには、便利な今の消費スタイルを変えなければならず、そして消費行動を変える取組がいろいろな分野で始まっています。最近では、レジ袋やプラスチックのストローをやめようという運動が定着してきました。

今年8月、高知県は、高知県脱炭素社会推進協議会を設立し、脱炭素社会推進アクションプランの年度内策定に向けて議論を進めております。私は、このアクションプランについて、全体的には異論はないのですが、住宅政策である省エネルギー住宅の推進に関しては、180度見直すべきではと考えております。

現在、国が進めている脱炭素社会を目指した住宅政策は、省エネ住宅を推進するというもので、気密性の高い住宅を外国産木材や新建材の断熱材などを使い建設し、冷暖房設備の電気効率を高め省エネにつなげる、また太陽光発電設備を導入して、家庭で使われる電気を自家発電で賄うという方法論を採用しています。

一見、よさそうに思えますが、世界の環境問題の背景となった大量生産・大量消費型の経済システムを発展させる形で進んでおり、省エネ住宅のために地球環境を破壊していると言っても、私は差し支えないと思っています。ちなみにウッドショックという言葉がこのコロナ禍で生まれましたが、木材価格の急騰は、外国産木材に依存していることの証明と言えます。

一方で、日本の伝統的な住宅は、日本の森林

資源を生かした木造建築として受け継がれてきました。世界最古の木造建築といえば、1,300年の歴史を刻んでいる法隆寺ですが、これほどエコで環境負荷のない建造物はほかになく、日本の住宅に関する脱炭素社会への転換目標は、本来ならこの法隆寺の延長線上になくはならないのだと思っております。残念ながら、高知県脱炭素社会推進アクションプランの骨子案も、住宅政策について省エネ住宅を中心に位置づけております。

そこで、改めて環境に優しい住宅建設とはどういったものでしょうか。私はその土地にある木材などの材料を使い造られる住宅が、最も環境負荷の小さい住宅だと思っています。では、国が多額の補助金を出して進めている省エネ住宅の基準を満たす断熱性能や空調等の設備性能を考えた場合、大手ハウスメーカーのツーバイフォー工法で知られる木造枠組壁工法、つまり壁を組み合わせて造る家が有利になっていると思われま。

この工法は、大量生産・大量消費型の経済活動との相性がよく、海外から安い木材を輸入して均一な壁を造り、コストを下げるができます。同時に、新建材と言われる安価なプラスチック由来の素材も開発され、コストダウンに貢献をしています。ちなみに、この新建材は壁材、断熱材として多く使われ、耐用年数が来て住宅を壊す段階では、多くの産業廃棄物が発生することとなります。

余談になりますが、現在新たな産業廃棄物処理施設が佐川町に建設されていますが、そもそも日高村の施設が計画よりも早く満杯となった原因が、新建材である石膏ボードの廃材受入れです。

この廃石膏ボードは、住宅建設時の余ったものであり、産業廃棄物として処理されていますが、南海トラフ地震や大規模水害時には、倒壊

した住宅から出た石膏ボードは、産業廃棄物ではなく一般廃棄物として処理されます。石膏ボードは地下水に存在する硫酸塩還元細菌と反応すれば、有毒な硫化水素を発生させることから、災害廃棄物の処理を進める際にも大きな課題となります。石膏ボードは、現在では在来軸組工法でも使われているのですが、できることなら、古くから使われてきた素材や、できるだけ自然に帰る素材に転換していくことが、環境問題の解決には必要です。

要するに、国策として省エネ住宅を推進すればするほど、大手ハウスメーカーの木造枠組壁工法が採用され、日本の木材は活用されず、森林が二酸化炭素を吸収するという森林のCO₂吸収源としての効果が発揮されないことにとどまらず、災害時には多量の廃棄物が発生するのです。

そもそも私は、国の省エネ住宅政策の根拠になるCO₂削減効果が高いという理論は、日本の伝統的な地域の木材を地域で製材し、地域の大工が土壁などの地域素材を使って建てた木造軸組工法と、建設時のトータルCO₂排出量を比べておらず、問題があると思っています。また、住宅建設後の日常生活での排出削減効果についても、湿気の多い日本の風土に合わせた風通しがよく、土壁により湿度調整ができる在来の木造軸組工法のほうが、一般的にエアコンなしでは生活できない木造枠組壁工法の住宅に比べて、大きく劣るとは思えません。

日本における本当の意味での省エネ住宅については、CO₂の削減と環境負荷を建設時、建設後のトータルで考えた上で政策をつくらなければ、かえって地球環境を悪化させることになりかねません。

そこで、高知県は、国策である省エネ住宅について、高知県の木材をはじめとする地域素材を使った伝統的な住宅工法である木造軸組工法

も、建設時、建設後のトータルで環境に優しい工法であることの理解を広げて、その建築を進めていく考えはないか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 例えば、木材住宅の材料を製造する際の炭素放出量、これは鉄骨や鉄筋コンクリートの住宅の約3分の1から4分の1にとどまる一方で、炭素の貯蔵量は約4倍に上ると言われております。また、木材には、湿度の調整や人をリラックスさせる効果もあり、特に木材を見せて使用する、いわゆる現しと称する伝統的な工法は、人にも優しい工法であると考えております。

このような地域の木材を使用した伝統的な木造軸組工法は、材料の製造から運搬、日常生活での使用、最終的に廃棄される過程まで全体的に見ますと、環境や人に優しい建築であると考えられます。

また、本県には、木材以外にも土佐しっくい、土佐和紙といった全国に誇れる自然素材がございます。カーボンニュートラルの取組の中でこうした地域の自然素材を生かした住宅の建築が、環境にも人にも優しいものであること、これを周知して理解を広げることで、県産材を利用した木材住宅の建築につなげてまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 非常に私が欲しかった御答弁をいただいて、ありがとうございます。

現しという大工さんの技術を紹介していただきましたけれども、昔は、当然新しい工法であるとか新建材というのがない時代は柱が見える家が100%であったと。当然、地元の木が使われていたということだと思いますけれども、外材が入ってきてから、また建築工法が変わり、新建材ができてから、今のあのプレハブ住宅のような形の家が多く建ったということだと思います。

一つ環境負荷というところを比べてみたいと思ったんですけど、なかなか難しくて。実際に、昔ながらの家と今の新しい形の住宅、どちらが環境負荷があるかというのがデータで出れば、もうちょっと施主さんにとってもイメージしやすいと思うんですけど、今新しいプレハブメーカーのホームページを見ると、伝統工法がすごく古くさくて遅れた技術であるような、そういう表現がされていて、すごく残念に思うんです。

自分の考えるエコというのは、やっぱり工業製品として木を見るのではなくって、木は当然生き物なので、曲がりがあったりとか、当然真っすぐではないわけです。大工には、それを木組みで組み合わせて頑丈につくる技術もあったわけなんですけれど、それが使えないと。また、工業製品であるがゆえに、規格を超えて大きい木は使えないので、バイオマス発電に燃やして使おうとか、これはもう先人に対して非常に申し訳ないというふうに思います。そういう意味では、やっぱり大工に光を当てたいという思いがすごくあります。

それと、しっくいにも触れていただいたので、ちょっと触れたいんですが、8月29日の高知新聞に、しっくい壁に新型コロナウイルスを死滅させる効果があるという記事が出ました。これは、五台山にある田中石灰工業株式会社のタナクリームという、職人ではなくて一般の人でも塗れるしっくい壁の製品なんです。今、しっくい壁のある家ってすごく少なくて、掃除のときに土がぼろぼろ落ちるとかいろんなことなんですけれども、湿度を調整するだけではなくて抗菌効果もあるというのが出てきました。本当に環境に優しい高知産の伝統的な建材だと思います。

そういうのをうまくPRしながら——自分は、全ての住宅を昔ながらの家にせえということは

無理だと思うんですけども、あまりにも大工さんが建てる家が評価されていないのが残念だと思っているので、先ほどの部長答弁のように、PRにもぜひ努めていただきたいというふうに思います。

次に、大工の後継者育成にもつながる木造軸組工法の政策的位置づけについてお聞きをいたします。大工の育成についての質問は今年の2月議会でも取り上げましたが、最後に取り組んでいる課題でもあり、改めて質問をさせていただきます。

私は、この10年くらいは毎日スーツを着て仕事をする日常となりましたが、大学を出てからの約10年は作業着を着て家業である瓦屋の仕事をしておりました。やった仕事そのまま成果として見える仕事でもあり、業績が安定して瓦屋としてやっていけるだけの売上げがあれば、今でも瓦屋の仕事をやっていたのではと思います。

私は、世の中にはスーツを着てやる仕事だけではなく、黙々と手を動かして物づくりをしたり、農林水産業で自然を相手に収穫したり、コロナ禍で改めて見直されることとなった、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われる仕事などもあり、これら多様な仕事をする方々が、それぞれに誇りを持って生きていける社会を目指すべきだと思っています。

「ブルシット・ジョブ クソどうでもいい仕事の理論」という本が最近話題になりましたが、高い報酬を得ている人々が自分の仕事に誇りを持たず、自分がやっている仕事は本当は世の中になくてもよいのではないかと考えている人が、少なからずいるということが書かれています。反響の大きさからも、先進国が抱える問題として知られるようになりました。

一方で、本当に大切な仕事がかつて社会的に評価されていなかったということも、コロナ

禍の中で明らかになってきています。私は、コロナ後の世界を、本当に大切な仕事が正当に評価される世の中にしなければならないと思います。特に大工職については、高知県にとってなくてはならない職業であるにもかかわらず、伝統的な技術を持つ大工は、本当に少なくなってきています。

そして、今県内にある立派な日本建築の家々が次の世代に残せるかの大きな瀬戸際です。簡単ではありませんが、現在県外の手ハウスメーカーによって奪われている個人住宅の仕事を、少しでも高知の大工や工務店の受注に変えることができれば、雇用が生まれ、波及する業種が潤い、県内の木材利用が進み、山にもお金が返せるというよい循環が生まれます。しかし、国の住宅政策は大手ハウスメーカーに向いており、県内で家を建てる若い世代には、柱が見える伝統的な木造軸組工法の技術を持った地元の大工や工務店に依頼をするという選択肢はほぼない状況です。

現在、政務活動費を使って、高知県の若手大工や工務店に対してアンケート調査を行っているところですが、高知県内でも意欲ある大工、工務店が少なからずあります。私は、こういった大工と工務店を、ある意味優遇した制度をつくることで高知県の雇用を生み出し、関連産業を潤し、環境問題にも貢献した上に、高知県の建築文化を担い、高知県らしい景観を守る有意義な政策であると思います。

コロナ禍を機に、政治が世の中の富の再分配について役割を果たすべく期待されています。今こそ大量生産・大量消費型の社会に導く税金投入を見直し、環境に優しい方向に人々の行動を導くために、税金の使われ方を変えていかなければなりません。

そこで、まずは高知の伝統的な技術を受け継いだ大工や工務店に脱炭素社会で活躍してもら

うべく、高知県脱炭素社会推進アクションプランに木造軸組工法を位置づけられないか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたような地域の木材あるいは土壁などの地域素材を使って建てられた伝統的な住宅を普及促進していくということにつきましては、1つには、県産材の利用促進によります持続可能な林業振興に貢献ができるということ。2つには、木材の移動に係りますCO₂排出量が、移動が必要ないという意味におきまして低減されるということ。3つには、化学物質を含まない自然素材であります土壁を使うことによります環境負荷の軽減といった面におきまして、脱炭素社会、あるいは環境への負荷が少ない循環型社会の構築といった視点から、大変意義があるものであるというふうに考えます。

このため、今回のアクションプランにおきまして、県産材を活用した住宅建築の推進という項を位置づけ、この中で伝統的な木造軸組工法を含みます木造住宅の促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、アクションプランの上位計画に当たります環境基本計画におきましては、地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会と並び、環境への負荷の少ない循環型社会を目指すべき将来像として掲げているところでございます。

伝統的な住宅がつくられていくことは、こうした将来像の実現に向けても意義があるというふうに考えておきまして、こうした視点からも普及促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（依光晃一郎君） これまで高知県の木材利用というところで、こうちの木の住まいづくり助成事業とか、いろいろ木を使ったところに補助金が出ていました。ただ、地元の大工さんが仕事が増えたかという、そうではなくて、

今軸組工法であっても、パネルを張って木材が見えんような形の家が多いんですが、大工さんが手仕事で柱が見えるようにというような家を造ると、なかなかコスト高のこともあって、実施につながらんかったと。税金投入すればするほど、大工さんが建てる家は高くて、税金投入されて安くなったプレハブメーカーの住宅がどんどん売れていくような、すごくイメージを感じるんです。

だから、自分が最後に言いたいのは、高知型省エネ住宅というように、その大工さんが建てた家、建てれば建てるほど地元の製材が潤い、地域の木材がちゃんとした柱材として使われるというような循環をぜひ目指していただきたいと思います。

高知型省エネ住宅が高知市に建てば建つほど、SDGsが目指す持続可能な住宅産業が育ち、脱炭素化の対応が進む、まさに資源循環型社会が高知に構築される、そういった絵姿を描いていただきたいと思います。やっぱり大工の仕事って手仕事で、今中村高等技術学校にも生徒が集まらんという状況なんですけれども、大工の仕事というのはグリーン化を担う職人を育成しているんだと、最先端の仕事なんだということで、やっぱりスーツを着てする仕事だけじゃなくて、いろんな産業が育つような、そういうような税金の入れ方ということを考えていただきたいと思います。

国策として省エネ住宅をやると言っているんで、これを全くやらんということではなくて、何かうまく共存できるような、10棟建ったら、2棟、3棟大工さんに仕事があるような、そういう世界をぜひつくっていただきたいと思います。

テーマを変えまして、次に県庁の政策立案の活性化に向けて3問質問をいたします。

まず、臨機応変の新事業実施という視点です。

私は、目まぐるしく世の中が変化する中で、企業や個人の意思決定のスピードと行政の意思決定のスピードがあまりにも違っていることで、チャンスを逃しているのではないかと感じることがあります。

先ほどは企業誘致の話をしていただきましたが、過去にも工業用水に関わる条件提示が企業からあり、条件を整えるために議会に予算の提案をして、議決を経ることで条件を整え、企業立地が実現したという案件がありました。今後も、個別企業の条件提示を満たすための臨機応変の予算措置ということが起こるのではないかと思います。企業誘致を進める高知県が、有望企業との話合いの最終段階で企業から出された最後の条件提示に対し、柔軟な対応ができずに断られるというようなことでは話になりません。

高知県は、第4期産業振興計画ver. 3において、県内外から多くの人材や知恵、資本を呼び込み、分野別連携及び産学官民連携による取組を加速化という視点を上げておりますが、企業誘致という分野だけではなく、デジタル人材の誘致、移住者支援という視点でも、条件を整える努力とスピード感が重要です。

ここで、行政のスピード感と民間のスピード感に大きなギャップが生まれる要因を考えてみます。行政は、税金を原資にして活動しています。そのため、説明責任を果たすために庁内協議や文書作成などの手続があり、さらに税金投入のお墨つきを得るための議会の議決が不可欠ということが要因となり、民間とのスピード感の違いが生まれます。

もう少し、行政の意思決定について、私として思うところがあるので述べさせていただきます。行政が何かの事業を実施する際には、1年度単位に1事業が基本で、その予算は前年度の2月議会で議決されたものであり、事業年度になってからの臨機応変の方向転換は難しい仕組

みとなっています。そのため、大きな状況の変化が起きた場合は、実施されずに終わることがあります。

このことから、決算特別委員会の審議の中で、当初予算で計上されていた予算が全額使われずに報告されることがあります。何らかの状況の変化でやむを得ず不用となったものであっても、議員側から見れば目につく分、そもそも見積りが甘いのではないかと厳しく指摘をし、担当課は平謝りという場面がしばしば生み出されます。

先ほどから議論しているように、私の考え方は、やってみるまで分からないというような事業であっても、可能性があるのならやってみるべきだし、今年は想定外の状況変化で事業実施ができなかったのが、次の年には改善をして費用対効果に優れた事業となる可能性もあるわけで、一度の失敗で諦める必要はないと思っています。しかし、一度議員から見積りの甘さを指摘された事業は、次の年には計上しないということもあるわけで、議員の指摘が、行政の思い切った政策立案を萎縮させたのであれば、個人的にはもったいないと感じます。

そこで、私は、状況の変化に臨機応変に対応することを目指した部局長裁量予算などを明確に位置づけられないかと提案をします。不確実性の高い事業は、当初予算に計上するのではなく、ここに計上しておくのです。例えば、土木事務所には、所長裁量予算である地域の安全安心推進事業が計上されていますし、県立高等学校には校長裁量予算があります。特に、グリーン化やデジタル化に関わる業務については、各部局に特別裁量枠予算を計上して、部局長の裁量で新たな連携事業や民間企業との共同調査などを、ベストのタイミングでスタートさせることができるようにします。もちろん、予算額が大きくなるものは補正予算を新たに計上します。予算が最終的に余ったとしても、議会としては

問題としないよう、合意もしておきます。

また、この裁量予算についての報告は、小さな事業を1つずつ報告するのではなく、一つのまとまりとして部局長から一括して議会に報告するやり方にして、業務報告に対して担当課が時間を割く手間を省きます。こうすることで事業実施に集中させることができ、費用対効果も高くなるのではと考えます。

私が提案する特別裁量枠の予算計上を野球に例えれば、突然生まれたチャンスを、見逃し三振ではなく、ホームランの可能性を信じてバットを振り、三振しても次に生かすという仕組みです。現状では、事務費のやりくりによって捻出しているのではないのでしょうか。

そこで、高知県は民間の多くの人材や知恵、資本を呼び込むべくスピード感を持って、新たな事業の可能性調査や新事業の実施ができるように、部局長の特別裁量枠予算を計上することについて、議会とも合意の上で検討できないか、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御質問のございました予算を伴います事業の執行に当たりましては、当然のことながら、まず県議会に予算案を提出いたしまして、具体的な事業内容、求める成果、事業費の規模などについて審議をいただいた上で議決をいただくということが、基本ルール、大前提であるというふうに考えております。

そうした中で、本県では、これまででも政策的予算につきましては、当初予算のほか、年度途中に対応する必要が生じる場合もございますので、こうした場合は、お話にもございましたが、補正予算を編成するという事などによりまして、対応してまいったところでございます。

今回御提案いただきました新しい事業の可能性調査のような政策的な事業につきましては、もちろん中身にもよるということではあろうと思いますが、一般論としては、やはり事業の内

容や方向性などを整理した上で県議会で御審議いただくということが、原則的には適当であるというふうに考えるところであります。

しかしながら、議員の提案の御趣旨は、やはりできるだけ現場に近いところで、こういった裁量的な予算枠を持ってより機動的に動けると、こういったことも必要ではないかということだと考えております。また、県の予算編成の手法などにも、そうした趣旨のものもあるというような情報も得ておりますから、こういった他県の手法の調査をするなどということも含めまして、本県におけます機動的な予算の必要性について研究をしてまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） チャンスを逃さないようにしていただきたいという趣旨で、知事も他県の事例も調べていただけるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。高知県議会ってやっぱりすごいところで、企業誘致の話の先ほどさせてもらいましたが、よく議員のほうからあるのが、企業さんとお付き合いの中で接待交際費もあるんだろうと。それは計上してもいいからなという同僚議員、先輩議員のお話をよく聞くこともあって、やっぱりチャレンジするところには、議会はしっかり応援する高知県議会だと思っておりますので、また他県の事例も見ながら、ぜひチャンスを逃さないような予算の在り方を検討していただければと思います。

次に、議会からの提案と県庁の政策立案との関係についてお聞きをいたします。私は、県議会の役割とは予算を決定すること、手続をチェックすることなどにとどまらず、一人一人の議員が政治家としてのビジョンを語り、議会の議論を活性化させ、行政の政策をリードすることも重要な仕事だと思っています。

振り返って、県議会が行政の政策をリードした事例として思い起こすのは、桂浜にある高知県立坂本龍馬記念館リニューアルの経緯です。

平成30年に博物館機能を備えた新館がオープンしました。この議論のスタートは、平成23年の文化厚生委員会、5月の出先調査で当時の森健志郎館長から、博物館仕様の建物でないため文化財を他県から借りてきて展示することができない、収蔵庫もスペースが不十分であるとのお話をお聞きし、翌平成24年3月に委員会より、高知県立坂本龍馬記念館の充実強化に向けての提言が県に提出されました。

その後、県は、庁内検討チームの議論を経て、平成25年11月に外部の専門委員で構成する坂本龍馬記念館リニューアル基本構想検討委員会を設置、平成26年7月坂本龍馬記念館リニューアル基本構想が完成、平成26年9月基本設計、そして平成30年4月にリニューアルオープンとなります。

議員が要望を聞き、委員会として提案したことが、県政の中で実現したということで、非常に思い出深い事業であるとともに、議会がチェックだけではなく、県政に提案できるという実例でもあります。

ただ、議会が提案したからできたといっても、建設のための最終判断は知事が担っており、知事が基本構想検討委員会をつくる判断をしなければ、建設はできなかったと思います。これは、日本の地方自治の制度上、議会には予算編成権がないため、知事が決めなければ予算がつかないという課題です。

少し脇にそれますが、アメリカの制度を見てみたいと思います。私は、自民党からの推薦で平成29年10月に、公益財団法人日本国際交流センターが主催する第28回日米青年政治指導者訪米プログラムに参加させていただき、ワシントンDCの国務省や国立公文書館、在ロサンゼルス日本総領事館など、アメリカ政治に関する場所を幾つか訪問させていただきました。その訪問地の一つであるカリフォルニア州のラ・パル

マ市の政治体制が特に印象に残ったので、御紹介をします。

このラ・パルマ市は、日本の市町村の仕組みとは大きく異なり、市長は名誉職として議員から選ばれ、行政のトップは、議会がタウンマネジャーとして任命するという制度になっています。イメージしにくいと思いますが、行政のトップは、政治家ではなく雇われ専門家であるということです。結果、議会が雇われ専門家である行政トップを選ぶ仕組みであることから、議会が決めたことが、市の政治にダイレクトに反映されることになります。

私自身は、執行部と議会が政策をぶつけ合い切磋琢磨することで、よりよい政治が行われると考えるため、日本の二元代表制のほうが優れていると感じていますが、例えばさきの坂本龍馬記念館の事例のように、提言から基本構想検討委員会が立ち上がるまでの20か月間は、文化厚生委員会において、提言への対応の方向性についての説明と質疑のみであったため、結果として議会がその進捗状況などを十分に把握することができなかったことは、残念に思います。

ラ・パルマ市のような政治体制であれば、議会が任命したタウンマネジャーが、委員会からの提言が出た時点で検討委員会を設置するだろうと思うからです。私は、議員一人一人の提案に対して、それぞれ検討委員会をつくることは現実的ではないと思いますが、今後委員会が一致して出す提言については、直ちに外部委員も加えた検討委員会をつくるような仕組みをつくれれば、時代のニーズを取り込める優れた仕組みになると思います。

そこで、議会からの正式な提言については、議論する場を必ずつくるという意味で、提言検討委員会を設置するという原則をつくってはどうかと思いますが、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） ただいま議員から御指摘

のありました坂本龍馬記念館のケースにおきましては、提言が行われましてから検討委員会の設置までの間、県議会への御説明が十分ではない部分があったというふうに考えております。

県民の皆さんを代表されます議会からの提言につきまして、執行部としてしっかりと受け止めて、速やかに検討を行っていく、そしてその経過を適切に議会にも御報告していくということは、当然あってしかるべきことだと考えます。また、重要施策あるいは大規模事業を進めていく過程の中では、常任委員会などの機会を捉えまして、議会側に内容や進捗状況を御説明し、いただいた御意見を各施策あるいは事業に反映していくということがしかるべき対応だというふうに考えております。

今回、議員の御提案は検討委員会を設置するという原則とすべきということでございますが、議会からいただく提言に関しましては、恐らくハード事業、ソフト事業、様々なものが、大きな話から比較的執行に近い話までいろいろあるかと思っております。そうした多種多様なものもあるということだと考えますので、まずは議会に対しまして、きめ細かな説明をしっかりと担保していくということ、いただいた御意見を立案段階から反映されるように執行部としてしっかりと努めていくということが、先決、なすべき対応ではないかというふうに考えております。

こうした対応を徹底し、また定着をさせていくということによりまして、議会と執行部側がお互いの政策について十分な議論を重ねる機会を確保し、よりよい施策の実現につなげていくという対応を取ってまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 議会の提案に対してしっかりと議論していただけるという御答弁いただきましたので、今後とも、提言がこれからどれ

くらいあるか分からないんですが、そういうものがあつた場合には、しっかりと対応していただけるようお願いしたいと思います。

最後の質問に、県庁の人材育成についてお聞きをいたします。私は、県議会議員として活動する中で、行政に提案することも大きな役割であると思ひ、私なりにいろいろと調査もしながら、提案を重ねさせていただいてきました。その中から、10年半の議員活動の中で特に印象深い2つの事業について、県庁の皆様にもお礼も兼ねてお話ししていきたいと思ひます。

1つ目は、鍛冶屋の育成を目指してスタートした鍛冶屋創生塾です。この事業は、平成29年に政務活動費を使って、県内の鍛冶屋さんたちに加え、工業振興課の職員さんにも入っていただき、「土佐打刃物製造業の後継者育成に向けた（仮称）「鍛冶屋の学校」創設プラン」という報告書をまとめました。この報告書は、高知県及び香美市ものづくり会議に提出し、結果、鍛冶屋創生塾が設立されました。改めて、お世話になった県庁の皆様方に感謝申し上げます。

2つ目が、龍河洞の再整備事業です。この事業も同様に政務調査費を活用し、平成27年に龍河洞の入洞者を増やすための調査研究というアンケート調査をまとめ、整備のきっかけとなりました。現在、株式会社地域経済活性化支援機構、通称REVICと四国銀行が高知県観光活性化ファンドをつくり、その出資で株式会社龍河洞みらいが設立され、観光客を増やすための取組を行っております。また、高知県からは、観光振興部、産業振興推進部の予算をいただき、照明や音の演出のリニューアル、新たな冒険コース設置と脱衣場の整備など、積極的に支援していただき、改めて感謝をいたします。

さて、この龍河洞再整備については、REVICとの関係なしには実現しなかったのですが、その関係についてのきっかけをつくったのが、

私の目の前にいらっしゃる井上副知事です。私が聞いている話を時系列に説明すると、平成26年頃REVICは、県内企業の支援に関して高知県との話合いが行われていたが、残念ながらその話は立ち消えとなった。たまたま私が、当時観光振興部の副部長であった井上副知事に、龍河洞の調査書を持って相談していた。井上副知事が、龍河洞についての話をREVICに提案し、龍河洞の再整備がスタートしたという物語です。

このエピソードこそが、私が本日述べてきた時代の流れを見通し、追い風とする政策立案であり、私が願う、県庁には目に見えないチャンスさえもつかみ取り、臨機応変に政策立案を行ってほしいという主張のモデル事例です。運と人の出会いから生まれる、事前には予想のできない政策立案とも言えます。

私は、県庁の中には、このような人材を採用し育てていくような仕組みも、さらに強化していただきたいと思っております。とは言っても、チャンスを見だし、成果につなげることのできる人材というのは、世の中を見回してもまれな人材です。高知県は、第4期産業振興計画ver. 3への見直しでイノベーションの推進を上げていますが、チャンスを生かせる人材の育成という仕組みなしには、県庁が継続的に県内のイノベーションを支えていくことはできません。

そこで、人には見えないロジックやチャンスを見だし、県内外の人脈を使って成果につなげてきた副知事の経験から、イノベーションを起こせる人材を見だし、育てていただきたいと思っておりますが、私の県議会議員としての最後の質問として、未知の時代を切り開き、新たな戦略を描ける県庁の人材育成について副知事のお考えをお聞きいたします。

○副知事（井上浩之君） まず、龍河洞の再整備に関しましては、依光議員の詳細な調査研究レ

ポート、こちらがなければ現在の形まで進むことはなかったというふうに思っております、改めて感謝を申し上げたいと思います。

過分なお話をいただきまして、非常に恐縮でございますけれども、私自身、施策の立案、実行に当たりまして大事にしてきたことと申しますと、1つには、これ当然の話かもしれませんが、アンテナを高くして世の中のトレンド、それから国とか他の自治体、民間も含めてそうした動き、取組をしっかりとキャッチをしておこうということ。それからもう一つは、決してそれをそのまま模倣することなく、やっぱりより本県に合った形、やり方へと変化、進化をさせていくということ。それからもう一つは、REVICさんのお話ありましたが、施策を実行するためには、やっぱり優れたノウハウを持った人脈、そうしたパートナーをしっかりと探してタッグを組んでいくと。そうしたこと、その3つを大事にしてきたところでございます。

これらは、本当にありふれました基本的な事柄ではありますが、私自身の経験も含めて、職員の皆さんには、対話、それから協議の場などを通じて伝えていければなというふうには思っております。

また、特に若い職員の皆様方には、今の自分の仕事にかかわらず、様々な分野に関心とか興味を持って挑戦をしていただきたいと思っております。そのことで、自らの感性を磨いてほしいというふうに思っております。そしてまた、幹部職員の皆さんには、そうした職員が挑戦できるような職場、組織の風土づくり、そうしたことも力を入れてやっていただきたいというふうに思っております。

こうした視点も持ちながら、現在オンラインのほうが主流になっております職員の研修でございますけれども、そうした部分につきまして、例えばデジタルシフトとか、アフターコロナ、

ウイズコロナの時代に即した内容へとさらに充実を図ることで、高知の未来をつくるようなクリエイティブで、かつイノベティブな職員、人材の育成のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○17番（依光晃一郎君） 副知事から、本当にすばらしい御答弁をいただいて、もう私思い残すことはありませんが、知事と副知事がリーダーシップを取っていただいて、また職員さん、若手の職員さんも育てていただきながら、高知県の発展にぜひ尽くしていただきたいと思います。何かあつという間の60分でありまして、ちょっと時間は余っているんで、ちょっとだけ最後にお話ししたいと思うんですけれど。

最後、自分、どういう質問しようかなと思ったんですけれど、自分が県議会議員になったというのは、やっぱり瓦屋という仕事を通して、地域地域の屋根を直す仕事をしておったので、お昼とかに縁側で、そこのおばちゃんとかと話をしながら聞いていたときに、いや息子さんどうしたんですか——県外に行ってこの家はもう私の代で終わりやき簡単に直しちょっとみたいな話があって、すごく立派な家がどんどん廃れていって、地域がどんだんだんだん衰退していく様子を見ていたというところがありました。

特に、自分自身が瓦屋というところで生まれ育っておったので、やっぱり建築文化というところを最後質問にしたいなと思って、大工の育成というところを取り上げたんです。やっぱり高知のいいものというのが何か時代の流れでなくなっていくところを止めることが、結局はやっぱり高知県の魅力につながって、そして企業誘致で高知のファンになってというところが決め手になったという話もさせていただきました。やっぱり文化をしっかり守っていけるような税金の在り方とか、そういうことが非常に重要なのではないかなと思います。

そういう意味では、よく言う、高知県は今まで最後尾だったのが、時代が変わってくることによってトップランナーになるんだと。その気概をぜひ持って、新しい時代を切り開いてほしいと思うし、そのためには今世の中の流れであるグリーン化とかは、本当にそれを生かさないといけないと思います。

高知県は、後ろから見たらトップランナーという話は、自分が大学生であった20年前から言われていることで、なかなかそれが実現していないのが現実だと思います。そういう意味では、執行部の皆さんとともに、議会もしっかりと議論をさせていただき高知県がこれからも続いていただきまして、また高知県の発展のために、自分も、ちょっとどういう形になるか分かりませんが、高知県のために何か尽くしたいという思いだけはありますので、皆様方と一緒に頑張って高知県を盛り上げさせていただきたいと思っております。

用意しておりました質問に全てお答えをいただきました。これで私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（森田英二君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。令和2年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第14号から第16号まで及び報第1号から報第23号まで、以上26件

の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第14号から第16号まで及び報第1号から報第23号まで、以上26件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、3番上田貢太郎君、4番今城誠司君、6番下村勝幸君、7番田中徹君、10番浜田豪太君、21番三石文隆君、23番西森雅和君、25番大石宗君、32番坂本茂雄君、34番中根佐知さん、以上の諸君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（森田英二君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（森田英二君） ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第13号まで及び報第24号から報第28号まで、以上18件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末367ページに掲載〕



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末371ページに掲載〕

○議長（森田英二君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明7日から13日までの7日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月14日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

令和3年10月6日

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月14日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時3分散会

令和3年10月14日（木曜日） 開議第7日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 西 山 彰 一 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 7 号)

令和3年10月14日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 権利の放棄に関する議案
- 第 8 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 9 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 10 号 牧野植物園新研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金(仮称)久万秋2号橋)工事請負契約の締結に関する議案

- 第 12 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 13 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第25号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第26号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第27号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第28号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

追加

- 第 17 号 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案

追加

- 議発第2号 災害対策充実強化についての意見書議案
- 議発第3号 国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書議案
- 議発第4号 出産育児一時金の増額を求める意見書議案
- 議発第5号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案
- 議発第6号 米価下落対策を強く求める意見書議案
- 議発第7号 建設残土の適正処理を進め盛土を規制するため実効ある法整備を求める意見書議案

追加

- 議発第8号 コロナ危機から脱却する経済対策を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、委員長に三石文隆君、副委員長に西森雅和君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末394ページ
に掲載〕



委 員 長 報 告

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第13号まで及び報第24号から報第28号まで、以上18件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長西森雅和君。

（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたし

ます。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第7号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、宿泊療養施設運営委託料について、執行部から、宿泊療養施設としてホテルなどの宿泊施設を借り上げた際の受入れ体制を拡充するものである。現在は10月末までの運営予算を確保しているが、11月以降も宿泊療養施設が必要となることを見込まれていることから、年度末までの運営に係る経費を確保するものであるとの説明がありました。

委員から、11月から保健、医療、宿泊療養の計画を策定するとの話もあったが、宿泊療養施設については、退所後の消毒やスタッフの確保などの問題もあり、稼働率を100%にはできない。自宅療養を減らしていくためには、さらなる宿泊療養施設の確保が必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、退所後の消毒をフロア単位でやることもあり、実質的には70%程度の稼働率が限界だと考えている。このことを踏まえて、宿泊療養施設の総室数をできるだけ増やせるよう、関係者と協議を進めているとの答弁がありました。

別の委員から、宿泊療養施設の確保に関連し、周辺住民に対する状況報告などは丁寧に行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、宿泊療養施設の立ち上げの際には、住民説明会をしっかりと行っている。立ち上げ後は開催していないが、住民からの御意見については一つずつ丁寧に対応してきたと考えている。現在、

施設の運営を委託しており、対応が必要なものについては委託業者と一緒に検討しているとの答弁がありました。

次に、自宅療養者等生活物資支援事業委託料及び自宅療養者等支援事業費補助金について、執行部から、今後のさらなる感染拡大の備えとして、やむを得ず自宅療養をお願いせざるを得ない状況になった際に対応できるよう、食料品等生活支援物資の提供等に必要な経費を増額するものであるとの説明がありました。

委員から、自宅療養者で生活支援物資を希望する方は、独り暮らしなど不安を抱えている方ではないかと推測する。そういった方に対する栄養管理などの対応はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、基本的に単身の方については、病状が急変した場合、対応できる家族もいないため、できるだけ優先して宿泊療養施設につないでいる。支援物資については、栄養が偏らないように、またできるだけ自然に近い健康にも問題がないような食品を提供するよう、医師、保健師、管理栄養士が検討して、委託業者に依頼しているとの答弁がありました。

別の委員から、自宅療養に関連し、自宅療養をお願いせざるを得ないと判断する際の基準はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、9月に病床確保計画を改正したところであるが、さらに国から第5波の状況を踏まえ、保健所の体制も含めた保健、医療、宿泊療養の計画を求められている。全国的な発生の動向も踏まえ、どのようなことを想定するかを検討した上で、11月中には計画を策定したいと考えているとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部であります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、自殺対策啓発事業等委託料について、執行部から、自殺予防に関する啓発を各種マ

メディアを通じて行うための経費である。本県における令和3年1月から8月までの自殺者数は、昨年と同じ時期に比べ増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴う孤独や孤立がその要因の一つと考えられる。このため、様々な困難を抱える方が悩みを抱え込まず、地域の相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知を切れ目なく行うものであるとの説明がありました。

委員から、コロナ禍で孤独、孤立が問題となる中、これまでとは違う対策が求められているのではないかと。例えばSNSを利用し、家に1人であるような方の悩みを理解して適切に支援につなぐ対応などの検討はなされているのかとの質疑がありました。執行部から、体制等の問題もあり、県独自のSNS相談窓口の設置は難しいが、厚生労働省がSNSの相談窓口を設けて全国的に対応している。そういったものも含めて、相談窓口を広く周知していく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、ひとり親家庭相談支援アプリ開発等委託料について、執行部から、独り親家庭の方々が自分に合った必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、ウェブアプリを活用して、スマートフォンなどからいつでもアクセスすることができる仕組みを構築するための経費であるとの説明がありました。

委員から、全ての独り親家庭の方にウェブアプリをダウンロードしていただくことがベストだと考えるが、広報についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、独り親家庭の方々に活用いただくために、リーフレットやチラシにQRコードを入れ、ウェブアプリにアクセスしやすい形を考えている。また、独り親家庭以外にも広く周知できるよう、SNSを活用した広報なども検討したいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、チャンネルを増やすことは非常に大事だと思うが、ウェブアプリが解決につながるのか。ウェブアプリができたとしても、必要な対策や支援があるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、これまでのひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談では、経済的なことなどの絞った相談がある一方、離婚全般に関するものなど、非常に窓口の広い相談もあった。その都度きめ細かく状況を聞き取りながら対応をしてきたが、ウェブアプリを利用して、例えば離婚前の養育費等の取決めや経済的な支援制度の案内など、事前に必要な情報を展開して示すことにより、具体的に絞った相談が窓口でできると考えている。専門家の相談に効果的につながるような形を目指していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、県立大学等支援費について、執行部から、高知工科大学新学群検討会の開催に係る経費である。新学群の必要性や期待される効果、規模や財源などについて、IT分野の専門家などの有識者を交え検証、検討を行い、最終的に報告書として取りまとめを行う予定であるとの説明がありました。

委員から、新学群設置構想については期待もしており、この検討会が非常に重要だと認識しているが、スケジュールをどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、大学の構想も踏まえ、スケジュールも含めて検討することになると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、新学群の具体的な必要性や期待される効果に関し、育成された人材が県内で十分に能力を発揮できるのかという心配もしている。また、県内のプログラミングスクールな

どの専門学校と競合しないかという点について、検討はしているのかとの質疑がありました。執行部からは、そうしたことも踏まえ、検討会では商工業関連分野など各分野のヒアリングを予定しており、そこで出た意見も加味しながら報告書を取りまとめていくことになると考えているとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 商工農林水産委員長野町雅樹君。

（商工農林水産委員長野町雅樹君登壇）

○商工農林水産委員長（野町雅樹君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第10号議案、報第25号議案から報第28号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、IT・コンテンツ産業振興費について、執行部から、アフターコロナを見据え、デジタル人材の確保につなげるため、SNS広告などを活用しながら県内企業への就職・転職情報の周知を行うとともに、首都圏の民間プログラミングスクールと連携したマッチングイベントの開催や、副業や兼業人材のマッチングを行っている大手の運営サイト内に高知県特設ページの開設、企業の人事担当者を対象としたテレワークに関するモニターツアーの実施などに取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、副業や兼業の人材を活用するとい

うことも大事だが、一方でこうした方々は本業が多忙になったときに離れていく不安定な人材ではないかと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、社員が会社内では得られないノウハウや人脈を獲得できるなどの効果を期待して、大企業を中心に副業・兼業を解禁している企業は増えてきており、県内企業にとっても専門的なスキルを持った人材を副業という形で活用することによって社内のデジタル化が進んでいく効果が期待できる。実施に当たっては県外の先進事例も参考にしつつ、御指摘の点に留意して進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金事業費について、執行部から、コロナ禍の長期化及び深刻化を考慮し、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金の算定方法において、社会保険料の事業主負担から控除する時短要請の協力金等について全額控除から8割控除に緩和するとともに、より厳しい事業者への支援を強化するため、売上高の減少が50%を超える事業者については給付額の割増しを行うなどの拡充をするものであるとの説明がありました。

委員から、8月の感染急拡大を受け、速やかな支給に向けて申請事務の簡素化などに取り組みつつ、専決等で機動的に対応しており、また今回さらに事業規模に応じて支援を拡充しようとするものであり、大変評価できる。ただ一方、今後想定されるいわゆる第6波に備えるためには、現在県として取り組んでいる高知家あんしん会食推進の店認証制度に関して、時短要請等を行う際に認証店とそうでない店舗で協力金等の支援や営業時間の制限等で様々な差が出るのであれば、それを前もって示して早期申請を促し、迅速に認証事務を進めていかないと、結果として不公平感が出てしまうのではないかとの

質疑がありました。執行部からは、大変重要な課題であると思っている。第6波が来たときになって混乱が生じないように、他県の取組も情報収集した上で検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、スマート農業推進事業費補助金について、執行部から、ドローンによる水稲などの防除作業は、人数や時間を削減できることから農業者の関心が高まっている。さらなる防除面積の拡大を図るために、防除用ドローンの導入と操縦するオペレーターの操作講習を受講する経費について補助するものであるとの説明がありました。

委員から、ドローン導入に対する補助は、地域から求められているすごく大事な事業だと思う。農協の部会や個々の農家等の中では、ドローンを導入してやりたいという思いがあると思うが、今後の見通しはどうかとの質疑がありました。執行部からは、ドローン防除あるいはドローンの導入に対するニーズはかなりあるものと考えている。現在、ポンカンやユズなど、ドローンが本格導入されていない作物での実証を行っており、いい結果が出ている地区もあるので、来年度以降導入ニーズが増えてくるものと考えている。この事業については、ニーズも把握しながら、可能であれば予算を要求していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、スマート農業に関連して、農業者の高齢化などに対応する、果樹の下草を自動で刈る機械などについての支援はあるのかとの質疑がありました。執行部から、果樹の下草を無人で除草することへの関心の高まりは把握しており、今年度国の事業を活用して実証を行っている。その結果を踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、林業研修支援事業費補助金について、執行部から、林業就業者の育成・確保を図るため、就業前に行われる研修について、市町村が研修生及び研修受入れ事業体を支援する経費の一部を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、林業大学校を拡充するのではなく、新たに制度をつくった狙いほどのようなものかとの質疑がありました。執行部から、林業大学校の受験者数は年々増加し、定員を超える受入れをしており、さらに増やすとなると、予算の確保や、施設整備等について検討に時間を要する。また、林業大学校への入校生や受験生が県中央部に偏っており、それ以外のエリアにも林業大学校へ入りたいと考えている方が潜在的に多数いると考えていることから、地域地域で研修ができる制度を設けるものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、地域での研修を開催することについて、林業大学校とのすみ分けをどう整理しているのかとの質疑がありました。執行部から、林業大学校へ入校される方は、基礎課程や専攻課程でじっくり学びたい方が多いのに対して、今回の研修は、就業前に早く現場へ行きたいという方を対象に、地域でのOJT研修を受けていただく場を設けるものと整理しているとの答弁がありました。

次に、県産材加工力強化学業費補助金について、執行部から、輸入材の減少により、国産材の需要が拡大している状況に対応するため、県内の製材事業者が行う製品の品質向上に必要な施設整備に要する経費を支援するものである。これにより品質の確かな製材品を安定的に供給できる体制を強化して販売を拡大し、その取引を継続することで、本県の木材産業の持続的な

発展につなげていくとの説明がありました。

委員から、県内のJAS認証材の供給拡大に対して、県はどう取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部から、製材事業者がJAS認証を取得するための経費を支援しているが、取得後継続的に認証に係る経費を要することから製材事業者の負担が大きい。今後は、協働で出荷する際の仕組みなどを検討していくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

水産振興部についてであります。

執行部から、第4期産業振興計画ver. 2、水産業分野の取組状況等について報告がありました。

委員から、県1漁協の問題が本会議でも取り上げられ、先般マスコミ報道もされており、産業振興計画における水産業分野の中核的な団体である漁協が厳しい状況であることは理解するが、県として中長期的に目指すべきものを示さないと、漁業者の協力は得られないのではないかと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、高知県全体の漁協の将来像として、持続可能な組織として継続していくということが大事であり、まずは母体となる高知県漁協の安定した経営を図り、経営基盤を高めていくために支所の統廃合なども含めて対策を進めていく。こうしたことで、高知県漁協が令和7年までの黒字化を目標に、昨年12月に策定した5年間の中期経営計画をしっかりと達成することを目指していくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 産業振興土木委員長金岡佳時君。

（産業振興土木委員長金岡佳時君登壇）

○産業振興土木委員長（金岡佳時君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その

審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第6号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、離島航路運営費補助金について、執行部から、離島航路の維持や改善を行い、離島地域の振興と住民の生活の安定、向上を図るため、例年どおり当該航路の実績欠損額の一部について、航路事業者に対して補助するとの説明がありました。

委員から、須崎市の航路は収入よりもはるかに多くの費用がかかっているとのことだが、これまでに今後の利用者の状況や代替手段などの検討はされてきたのかとの質疑がありました。執行部から、須崎市の航路の利用者は六、七割が児童生徒であり、令和7年頃までは児童生徒の利用状況が変わらないことから、通学的手段として維持すべき航路となっている。また、代替手段については、須崎市においてかつて民間委託も検討されたが、採算面で厳しいことから導入に至らなかった経緯がある。今後の児童生徒数や運営体制の状況を踏まえ、今後陸上での公共交通と併せて、在り方を検討していくと聞いているとの答弁がありました。

別の委員から、須崎市の航路について、船の老朽化による事故が起こらないように、船の更新時への対応なども引き続き取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」

のうち、よさこいプロモーション事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったよさこい祭りに関連する事業の見直しを行い、予算を減額するものであるとの説明がありました。

委員から、海外のよさこいチーム関係者との情報交換は続けているのかとの質疑がありました。執行部から、各地のよさこいアンバサダーとは随時連絡を取っている。海外でよさこいアンバサダーが連携してイベントをやっており、こちらからもオンラインで動画やコメントを送っているとの答弁がありました。

別の委員から、2年連続中止で残念だが、経済的な損失をどのように見込んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、よさこい祭りの経済効果は相当大きく、関わる方や関連する業界も相当広いため、大きな経済損失が出ていると認識している。また、中止が2年続いていることから、下火にならないよう再開時には大々的なものになるよう、県としても関わっていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、各地のよさこいアンバサダーとの連携や東京原宿でのPR活動など、再開に向けた環境づくりにしっかり取り組んでほしいとの要請がありました。

次に、土木部についてであります。

第13号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」について、執行部から、左岸斜面に広範囲の粘土を含んだ節理面が確認され、国の専門機関と協議した上で、恒久的なダムの安全性を確保するために必要な対策に係る経費を追加計上する変更契約を行うものであるとの説明がありました。

委員から、工期や予算がかなり増大している事態については、どう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、ダム建設工事については、通常は予定どおりの掘削ラインで進

んでいくが、今回は当初想定できなかった粘土を含んだ節理面が出てきたため、これを除去するものである。ダムは完成後ほぼ永久的に維持し続けたいといけない重要なインフラであることから、後世の大きな地震等の際にも憂いのないよう、しっかりとしたもの仕上げていく必要があるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後も工期が延長となり増額となっても、工事は最後まで完成させるのかとの質疑がありました。執行部から、芸西村の課題である洪水や濁水の影響をなくすという当初の目的どおりの機能を果たせるよう完成させたいとの答弁がありました。

続いて、報告事項についてであります。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の中期経営計画の進捗状況等について、執行部から、とさでん交通は、コロナ禍の影響が続き、大きく収益が減少したままであり、中央地域の公共交通の維持が非常に厳しい状況にあるとの説明がありました。

委員から、とさでん交通の経営状況の説明を踏まえ、債務超過の危機がどれだけ迫っているのかとの質問がありました。執行部からは、昨年度の決算では純資産が5億円強となっており、今年度上半期の状況を見ると、債務超過も現実的な姿として見えてきている。債務超過となってもすぐに倒産するものではないが、追加融資を受けることなどが難しくなってくるので、こうした事態は何とか回避したい。あわせて、キャッシュフローを回すことが今年度の大きな課題なので、常に経営状況を確認しながら、支援策を考えていかなければならないとの答弁がありました。

さらに、委員から、どこまで県がとさでん交通に寄り添うのかとの質問がありました。執行部からは、とさでん交通への統合を県が主導し

て進めてきたことから、どこまでも寄り添って中央地域の公共交通を守っていく。現在、県と市町村で具体的な支援内容を協議しており、公共交通が維持できなくなると県民生活に与える影響が非常に大きいことから、県としてしっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた高知県誘客戦略案について、執行部から、コロナ禍による旅行者のニーズや旅のスタイルの変化に応じた今後の誘客戦略として、地域の皆様や観光事業者の意見も聞いた上で、より具体的な戦略案として取りまとめたものであるとの説明がありました。

委員から、JRや地域の自治体、旅行会社で連携して実施する四国デスティネーションキャンペーンに対して、県は具体的にどのように関わっているのかとの質問がありました。執行部から、四国デスティネーションキャンペーンは、今年10月から12月までの間に全国から四国へ観光客を送るためのJRグループ全体の大きなキャンペーンであり、県は旅行商品づくりに関わってきた。JRと地域の方の間に入って、誘客や周遊に向けた取組を実施しているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

建設業活性化プランVer.3の中間報告案について、執行部から、喫緊の課題である人材確保とデジタル化の推進により、魅力ある産業としていくことで、建設業の社会的役割を果たせる体制の構築を目指すものであるとの説明がありました。

委員から、工業高校の定員数も増やすなど、高等学校の産業教育の面で改善できることもあろうかとの質問がありました。執行部からは、人材確保策の一つとして、建設業関連の専門的な学科などの先生方と連携して、中

学校へもPRなどを行い進路として選んでもらうよう地道に取り組んでいる。普通科の卒業生も建設業に就職し、活躍することは可能であるので、幅広く人材を求めていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 総務委員長下村勝幸君。

（総務委員長下村勝幸君登壇）

○総務委員長（下村勝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第8号議案、第9号議案、報第24号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、通称行政手続オンライン化法の改正を考慮し、条例、規則等に基づく県の事務について、情報通信技術を活用して対応できるよう条例を改正するもので、手数料の電子納付や書類添付の省略を可能とするほか、新たに地方公共団体の努力義務として法律に規定された、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正、いわゆるデジタルディバイド対策について追加するものであるとの説明がありました。

委員から、デジタルディバイド対策について、自治体は格差是正のために、デジタル技術に不慣れた高齢者等の意見をどのように把握して施策を講じていくのかとの質疑がありました。執

行部からは、国の事業で、電子機器等の使用に不慣れた方向けに、通信事業者等が講習会を開催している。この講習会を継続する中で、利用者の声を直接聞き取り、支援の在り方の向上を図っていくことが必要だと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、デジタル化について独自に教室などを開いている地域もあるが、自治体からの支援は行われるのかとの質疑がありました。執行部からは、国のスキームでは委託事業者による講習のほか、地域の協議会等と連携して講習を行う方法がある。両方の方法をうまく活用し、利用の拡大に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、様々な事情でデジタルに対応できない方も多く、行政での手続については対面での対応をすることも大事だが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、紙の書類を職員が電子化をする取組も併せて行っている。電子機器での申請ができない方は従来どおり紙で提出することもでき、両方を並行させることによって対応していくとの答弁がありました。

複数の委員から、高齢者が多く、中山間地域が多い高知県で、行政手続だけでなく暮らしに関わる様々なデジタル化を活用して生活することができるよう、デジタルディバイド対策をしっかりと行うことが求められている。また、総務部だけでなく県庁挙げて取り組むことで課題解決につながるものであり、各部局と連携をしながら、市町村に対しても積極的にきめ細かな支援をお願いしたいとの意見がありました。執行部からは、デジタル化による行政事務の効率化と県民の利便性向上に向け、専門家などのプロフェッショナルだけでなく、一般の県民の皆さんにも伝えることを意識して、バランスを取りながら、県全体としてデジタル化を進めていく

との答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、活動費について、執行部から、犯罪捜査や交通対策のための機器が、老朽化や補修用部品の生産中止などにより安定運用に支障が出ていることから、機器を更新するための経費であるとの説明がありました。

委員から、資機材を大切に使うのは基本であるが、不具合が生じる場合もあり、捜査に支障を来すことも考えると、捜査力を高めるためには資機材の充実は大事なことである。交通安全や犯罪捜査力の向上、県民の安全にもつながる場合には、早い段階での更新も検討していただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

水道広域化推進プランについて、執行部から、高知県の水道事業は、人口減少による料金収入の減少や各市町村での担い手となる職員の減少など、経営環境が今後ますます厳しさを増すことが想定されており、経営基盤の強化を図る有効な手段の一つである広域化を進めるため、高知県水道広域化推進プランを策定することとした。当面の方策としては、システムの共同化をはじめとする事務の広域的処理や、人員面をカバーする仕組みとしての受皿組織の構築と活用の検討のほか、資材等の共同発注などの検討を行うこととしている。今回のプラン策定後は、各市町村と具体的な協議を進め、令和4年度末にプランの改定を行う予定であるとの説明がありました。

委員から、広域化を進める際、対象となる市町村の絞り込みについてはできているのかとの質問がありました。執行部からは、市町村と意見交換を行い、方向性については御理解をいただいているが、具体的な絞り込みについては、

今後システムの仕様や課題など、市町村の意見を聞きながら検討を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、広域化のエリアやパターンはどのようになるのかとの質問がありました。執行部からは、システムの共同化については県内全域を視野に、また資材等の共同発注については一定近いエリアで柔軟に考えていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、市町村における施設面や体制面での格差などもあり、広域化を進める際にはいろいろな課題や意見も出てくるのではないかと。各市町村間の意見を十分反映し合意が得られるよう、丁寧な議論をして進めていただきたいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第13号議案まで、以上12件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、以上12件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第24号議案から報第28号議案まで、以上5件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、以上5件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第17号)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末373ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第17号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出

者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

第17号議案は、高知県公害審査会の全ての委員の任期が今月31日をもって満了いたしますため、岡林南洋氏、掛田恭子氏、金岡美智氏、刈谷隆明氏、近藤啓明氏、久武靖彦氏、福本昌弘氏、森裕之氏を再任いたしますとともに、新たに岡崎由紀氏、福留利也氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第17号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

岡崎由紀氏、岡林南洋氏、掛田恭子氏、金岡美智氏、刈谷隆明氏、近藤啓明氏、久武靖彦氏、福留利也氏、福本昌弘氏、森裕之氏を高知県公害審査会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、以上10名の方々を高知県公害審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第2号—議発第7号 意見書議案）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号から議発第7号 卷末374～
386ページに掲載〕

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「災害対策充実強化についての意見書議案」から議発第7号「建設残土の適正処理を進め盛土を規制するため実効ある法整備を求める意見書議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「災害対策充実強化についての意見書議案」から議発第7号「建設残土の適正処理を進め盛土を規制するため実効ある法整備を求める意見書議案」まで、以上6件を一括採決いたします。

以上6件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、以上6件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第8号 卷末389ページに掲載〕

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「コロナ危機から脱却する経済対策を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっています議

発第8号「コロナ危機から脱却する経済対策を求める意見書議案」について賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大によるコロナ危機が、日本社会の中にある脆弱性を浮き彫りにしました。新型コロナウイルスは、もちろん感染者を選ぶわけではありませんが、それによって起こったコロナ危機の負担や不利益は、主に社会の脆弱な部分に集中をいたしました。

この間の矛盾の集中点となっているのは、1つには非正規雇用労働者です。コロナ危機において多くの非正規労働者が、まさに雇用の調整弁として使われ、仕事を失いました。厚生労働省によれば、非正規雇用労働者は2020年度平均で97万人減少し、そのうち65万人が女性とされています。女性の非正規労働者が一番の犠牲になったと指摘しなければなりません。これは、経済が大きく落ち込んで問題となったリーマンショック時にも見られなかった現象です。

コロナ危機の影響が、特に宿泊業、飲食業などの女性が非正規雇用で働く産業を直撃したことが大きな要因となりましたが、元をただせばアベノミクス下で2019年までに増えた雇用者のうち7割に当たる349万人が非正規雇用だったことが、この事態に拍車をかけました。この非正規雇用の増大が、危機に脆弱な雇用環境をつくったとの批判は免れません。

また、第2の矛盾の集中点となったのは、中小企業、個人事業主など業者の皆さんでした。持続化給付金、家賃支援給付金も一度きりの支給しかなく、十分な補償がない中で自粛を強いられ、2020年度の中小企業の休廃業、解散は過去最高の約5万件に達しました。企業数として99%以上、従業員数で見ても7割を占め、まさに日本の経済を支える屋台骨である中小企業に深刻な打撃が広がっています。今、中小企業、個人事業主など業者の皆さんを支えることが、

日本経済を立て直す上で喫緊の課題となっています。

そして、第3に、文化芸術・イベント業界も壊滅的な苦境に立ち至っています。これらの業界では、イベントの中止、縮小が相次ぎ、また観客の入場制限も長く継続されました。新型コロナウイルス感染症が深刻化した2020年3月から2021年2月までの1年間で、イベントなどの入場料収入が8,800億円減少し、これは2019年の収入に比べて8割減に当たります。文化芸術、また音楽などのイベントは人間の生活を潤し、生きる意味を与える欠かすことのできない必要不可欠なものです。これを支援することは政治の果たすべき責任です。

このように、新型コロナウイルス感染症が浮き彫りにした日本社会の脆弱性は、この間アベノミクスを筆頭に進められてきた、市場原理と自己責任を是とする新自由主義的政策の必然的な結果と言わなければなりません。新自由主義が社会の余力をそぎ、危機に弱い経済をつくってしまいました。

新自由主義的政策の主要な特徴の一つは、大企業がもうければ庶民に利益がトリクルダウンする、つまり滴り落ちるという考え方を取ることです。世界に目を転じれば、このトリクルダウン経済を脱却し、税制の改革を通じた富の再分配を目指す、新自由主義からの転換の動きが明確に強まっています。この10月8日にはOECDが、OECD非加盟国を含む約140か国・地域の参加で、国際課税のルールづくりに関する会合を開催し、歴史的合意に至りました。この合意では、巨大IT企業へのデジタル課税の強化や、タックスヘイブンを利用した税逃れで問題となっている法人税率に、国際的な最低基準を課すなどの課税強化を打ち出しました。

アメリカのバイデン大統領は4月に行った施政方針演説で、トランプ前政権による減税は大

企業経営者の私腹を肥やしただけだったとして、大企業と富裕層に公平な負担を求める方針を明らかにし、連邦法人税の増税や所得税の最高税率の引上げを提起しています。また、イギリス政府は年間利益25万ポンド、約3,800万円以上の企業の法人税率を現行の19%から2023年4月に25%に引き上げることを決めています。

日本においても、コロナ禍の中でも過去最高の税収となった消費税を引き下げ、富裕層、大企業への増税を図るかどうかが、新自由主義からの転換の試金石ともなります。過去最高となった消費税の税収は、安倍元首相の下で2回にわたって引き上げられ、5%から10%へ倍化された税率によるものです。逆進性の強い消費税の度重なる増税は、庶民の生活、営業に大きな重荷となっています。一方で、大企業の内部留保は過去最高となっています。この不正を正すことが必要です。

岸田新首相も自民党総裁選で、新自由主義からの転換を訴えてきました。しかし、この間明らかとなったのは、成長なくして分配なし、まず成長を目指すのが重要との発言が象徴するように、その内実はあくまでアベノミクスの焼き直しであり、トリクルダウン経済、新自由主義の継続にほかならないということです。これでは、コロナ危機が浮き彫りにした脆弱性を正す公正な経済の回復は到底望めません。

コロナ危機からの経済の回復は、この危機の矛盾を押しつけられ、矛盾の集中点となった人々に光を当てた公正なものでなければなりません。本意見書案が求めるように、生活困窮者への特別給付金の支給、業者への支援、また文化芸術関係者らへの抜本的な支援強化が必要です。その上で、この格差をつくり出してきた根本の原因である新自由主義からの脱却を明確にしなくては、この危機は形を変えて何度でも繰り返されてしまいます。まさに今、その分岐点にある

と言えます。

今こそ経済政策を大きく転換するべきときです。コロナ危機から脱却し、新自由主義からの転換によって日本の経済を根本から立て直し、明日の暮らしが見通せなくなっている県民の命と暮らしを守るために、同僚議員の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。何とぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「コロナ危機から脱却する経済対策を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末392ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(森田英二君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(森田英二君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、新型コロナウイルス感染防止対策や、このことで影響を深く受けた事業者に対する支援策等の令和3年度の一般会計補正予算や、当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。

議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げますし、また知事はじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方にも、この間何かと御協力を賜りましたし、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、8月中旬以降全国的に感染者が増加をし、本県も一時は1日に100人を超える感染者数の発表もありました。そして、8月27日には本県も国のまん

延防止等重点措置の適用地域ともなりました。しかし、賢明な県民の方々や事業者の皆様、医療従事者の皆様、そしてまた知事を先頭とする執行部の方々の御協力、御尽力のおかげで、新規感染者数は徐々に減少してまいりました。そして、9月12日をもって本県へのまん延防止等重点措置は解除されました。

現在、1日の感染者数は数人ないし、発生者を確認しない日もできてきて、感染対応の目安となるステージも今月11日には注意レベルにまで下がりました。このことで、ここまで県民の皆様をお願いしてまいりました会食などの行動制限も大きく緩和されることになりました。今後も引き続き、基本的な感染拡大防止への備えを怠らないようにしながらも、年末年始に向けて社会経済活動も力強く再開していかなければなりません。執行部の皆様には、引き続き県民のために御尽力をいただきますようお願いいたします。

さて、日ごとに秋の気配を感じ始める季節となりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様方におかれましては、どうか健康に十分留意されまして、県勢発展のため引き続き御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和3年9月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和3年度一般会計補正予算や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症への対策やデジタル化の推進、さらには教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて全力で県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症につきましては、8月中旬以降感染者数が過去最大となり、まん延防止等重点措置の適用を受けるなど、いわゆる第5波と呼ばれる厳しい局面を迎えました。県民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様の御協力と御尽力により、現在の対応ステージは注意まで引き下げることができ、感染状況は一定の落ち着きを見せております。引き続き、感染拡大防止対策をしっかりと講じますとともに、次なる感染拡大の局面に備えまして、医療提供体制の充実やワクチン接種の推進など重層的に取り組むを進めてまいります。

今後は、感染再拡大に向けた備えを固める一方で、社会経済活動の段階的な再開に向けて必要な施策を進めていく必要があります。とりわけ経済の活性化に向けて各産業分野におけるデジタル化の推進は、より一層重要性を増しております。同時に、国の施策とも連動したカーボンニュートラル実現を目指しましたグリーン化や、県経済の中長期的な発展を目指し、海外に向けた施策を着実に進めますグローバル化といった視点も不可欠であります。こうした視点に関連する施策を展開することで、コロナ後の新しい価値観に基づいた社会の構造変化に対応してまいります。さらなる県勢浮揚に向けて様々な取組を積み重ねるとともに、地域の実情に即した創意工夫を凝らしながら、高知の強みを十分発揮できるような施策の実行につなげてまいります所存です。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げますとともに、県民を代表するお立場から一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（森田英二君） これをもちまして、令和3年9月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分閉会